

防災に関してとった措置の概況
平成27年度の防災に関する計画

第189回国会（常会）提出

この文書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第9条第2項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び平成27年度において実施すべき防災に関する計画について報告を行うものである。

目 次

特 集 国連防災世界会議と我が国の国際防災協力 ～国際社会における「防災の主流化」を目指して～

第1章 国連防災世界会議の経緯について	1
第1節 「国際防災の10年」と第1回国連防災世界会議について	1
1-1 「国際防災の10年」の設立	1
1-2 第1回国連防災世界会議の開催と横浜戦略の推進	2
第2節 国連ISDRの創設と第2回国連防災世界会議	4
第3節 兵庫行動枠組（HFA）に基づく取組の進捗と課題	6
3-1 HFAに基づく取組の進捗	6
3-2 2005年以降に生じた防災の課題	7
3-3 開発途上国における防災の課題 ～災害と貧困の悪循環～	9
第2章 第3回国連防災世界会議の開催について	10
第1節 第3回国連防災世界会議の開催準備	10
1-1 国連を中心とした準備	10
1-2 国内を中心とした準備	11
第2節 第3回国連防災世界会議の開催概要	13
2-1 開催概要及び実施体制	13
2-2 本体会議の開催について	16
2-3 成果文書について	25
2-4 関連事業について	29
2-5 会議のフォローアップ	37
第3章 我が国の様々な国際防災協力	40
第1節 我が国の国際防災協力の概要	40
第2節 国連などの国際機関を通じた防災協力	43
2-1 緊急対応への支援 ～OCHAを通じた調整メカニズム～	43

2-2	災害リスク削減のためのメカニズム ～国連国際防災戦略（UN/ISDR）の活動～	43
2-3	国際復興支援プラットフォーム（IRP）	44
第3節	アジア・太平洋地域における防災協力	47
3-1	アジア防災センターの活動	47
3-2	APECにおける防災協力	47
3-3	その他アジア・太平洋における国際防災の取組	48
第4節	二国間等防災協力	51
4-1	日本の海外に対する緊急災害支援	51
4-2	日本の災害予防・復興分野での国際協力	51
4-3	政府間の様々な防災協力	53

第1部 我が国の災害対策の取組の状況等

第1章 災害対策に関する施策の取組状況	57
第1節 防災体制、事前防災	57
1-1 政府の危機管理組織の在り方について	57
1-2 人材育成と防災訓練の取組	60
1-3 地域における防災教育の実践について	65
1-4 社会全体としての事業継続体制の構築	67
1-5 災害教訓の伝承	68
第2節 災害発生時の対応及びその備え	68
2-1 避難勧告等の判断・伝達について	68
2-2 指定緊急避難場所・指定避難所	70
2-3 放置車両・立ち往生車両対策	71
2-4 帰宅困難者等対策	73
2-5 大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討	76
第3節 被災者支援の取組	77
3-1 被災者台帳の整備・推進	77
第4節 多様な主体の連携による防災活動の推進	78
4-1 防災ボランティアの環境整備に向けた取組	78
4-2 地域における防災力の強化について	79
第5節 復旧・復興対策	81
5-1 被災者の住まいの確保策の検討	81
第6節 国土強靱化の推進のための取組	83
第2章 発生が危惧される災害種別ごとの対策取組状況	85
第1節 地震・津波災害対策	85
1-1 南海トラフ地震対策について	85
1-2 首都直下地震対策について	93
第2節 火山災害対策	99
第3節 土砂災害対策	101

第3章	原子力災害に係る対策	106
第1節	原子力規制委員会及び内閣府原子力防災担当の 体制の見直し	106
第2節	原子力規制委員会における原子力災害対策及び 放射線モニタリングの充実	107
第3節	平成26年度原子力総合防災訓練の実施	109

第2部 平成25年度において防災に関してとった措置の概況

概要	111
第1章 法令の整備等	112
第2章 科学技術の研究	114
1 災害一般共通事項	114
2 地震災害対策	115
2-1 地震に関する調査研究	115
2-2 地震災害対策一般の研究	118
3 津波災害対策	120
3-1 津波に関する調査研究	120
3-2 津波対策一般の研究	120
4 風水害対策	121
5 火山災害対策	122
6 雪害対策	122
7 火災対策	123
8 危険物災害対策	123
9 原子力災害対策	124
10 その他の災害対策	124
第3章 災害予防	125
1 災害一般共通事項	125
1-1 教育訓練	125
1-2 防災施設設備の整備	126
1-3 その他	129
2 地震災害対策	136
2-1 教育訓練	136
2-2 防災施設設備の整備	137
2-3 その他	140

3	津波災害対策	143
3-1	教育訓練	143
3-2	防災施設設備の整備	143
3-3	その他	144
4	風水害対策	145
4-1	教育訓練	145
4-2	防災施設設備の整備	145
4-3	その他	145
5	火山災害対策	147
5-1	防災施設設備の整備	147
5-2	その他	148
6	雪害対策	148
6-1	教育訓練	148
6-2	防災施設設備の整備	148
6-3	その他	149
7	火災対策	149
7-1	教育訓練	149
7-2	防災施設設備の整備	149
7-3	その他	150
8	危険物災害対策	150
8-1	教育訓練	150
8-2	防災施設設備の整備	151
8-3	その他	151
9	原子力災害対策	152
9-1	教育訓練	152
9-2	防災施設設備の整備	153
9-3	その他	153
10	その他の災害対策	153
10-1	教育訓練	153
10-2	その他	153
第4章 国土保全		155
1	治水事業等	155
1-1	事前防災・減災対策	155

1-2	戦略的維持管理・更新	155
1-3	河川環境整備	155
2	治山事業	155
2-1	国有林治山事業	155
2-2	民有林治山事業	155
3	地すべり対策事業	156
3-1	直轄事業	156
3-2	補助事業	156
3-3	国土交通省所管事業	157
4	急傾斜地崩壊対策事業	157
5	海岸事業	157
5-1	直轄事業	157
5-2	補助事業	157
6	農地防災事業	157
6-1	直轄事業	157
6-2	補助事業	157
7	災害関連事業	158
8	地盤沈下対策事業	158
9	下水道における浸水対策	159
10	その他の事業	159
第5章 災害復旧等		161
1	災害応急対策	161
1-1	平成25年梅雨期における大雨等（6月8日から8月9日） に対してとった措置	161
1-2	平成25年8月23日からの大雨等に対してとった措置	161
1-3	平成25年9月2日及び4日の 竜巻等に対してとった措置	162
1-4	平成25年台風第18号に対してとった措置	163
1-5	平成25年台風第26号及び第27号に対してとった措置	164
1-6	平成25年11月からの大雪等に対してとった措置	164
1-7	平成26年2月の大雪等に対してとった措置	165
1-8	その他の災害に対してとった措置	166

2	災害復旧事業	167
2-1	公共土木施設災害復旧事業	167
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	168
2-3	文教施設等災害復旧事業	168
2-4	厚生施設等災害復旧事業	169
2-5	その他災害復旧事業	169
3	財政金融措置	170
3-1	災害融資	170
3-2	災害保険	171
3-3	地方交付税及び地方債	172
4	災害復興対策等	173
4-1	被災者生活再建支援金の支給等	173
4-2	雲仙岳噴火災害に関する復興対策	173
4-3	阪神・淡路大震災に関する復興対策	173
4-4	三宅島噴火による災害に対してとった措置	174
4-5	平成16年(2004年)新潟県中越地震による災害に 対してとった措置	174
4-6	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震による災害に 関する復興対策	174
4-7	霧島山(新燃岳)災害による復興対策	174
4-8	東日本大震災に関する復興対策	174
4-9	その他の災害に対してとった措置	177
第6章 国際防災協力		180
1	多国間協力	180
2	二国間協力	181

第3部 平成27年度の防災に関する計画

概 要	183
第1章 科学技術の研究	184
1 災害一般共通事項	184
2 地震災害対策	186
2-1 地震に関する調査研究	186
2-2 震災対策一般の研究	190
3 津波災害対策	192
3-1 津波に関する調査研究	192
3-2 津波対策一般の研究	192
4 風水害対策	193
5 火山災害対策	194
6 雪害対策	195
7 火災対策	195
8 危険物災害対策	196
9 原子力災害対策	197
10 その他の災害対策	197
第2章 災害予防	198
1 災害一般共通事項	198
1-1 教育訓練	198
1-2 防災施設設備の整備	200
1-3 災害危険地住宅移転等	203
1-4 その他	203
2 地震災害対策	213
2-1 教育訓練	213
2-2 防災施設設備の整備	214
2-3 その他	220
3 津波災害対策	222
3-1 教育訓練	222

3-2	防災施設設備の整備	222
3-3	その他	224
4	風水害対策	225
4-1	教育訓練	225
4-2	防災施設設備の整備	225
4-3	その他	227
5	火山災害対策	229
5-1	教育訓練	229
5-2	防災施設設備の整備	229
5-3	その他	230
6	雪害対策	231
6-1	教育訓練	231
6-2	防災施設設備の整備	231
6-3	その他	232
7	火災対策	232
7-1	教育訓練	232
7-2	防災施設設備の整備	233
7-3	その他	233
8	危険物災害対策	234
8-1	教育訓練	234
8-2	防災施設設備の整備	234
8-3	その他	234
9	原子力災害対策	236
9-1	教育訓練	236
9-2	防災施設設備の整備	237
9-3	その他	237
10	その他の災害対策	238
10-1	教育訓練	238
10-2	その他	238
第3章	国土保全	240
1	治水事業等	240
1-1	防災・減災	240
1-2	戦略的維持管理・更新	240

1-3	水辺の未来創造	240
2	治山事業	240
2-1	国有林治山事業	241
2-2	民有林治山事業	241
3	地すべり対策事業	241
3-1	農林水産省所管事業	241
3-2	国土交通省所管事業	242
4	急傾斜地崩壊対策事業	242
5	海岸事業	242
6	農地防災事業	243
6-1	直轄事業	243
6-2	補助事業	243
7	災害関連事業	243
8	地盤沈下対策事業	245
9	下水道における浸水対策	246
10	その他の事業	246
第4章	災害復旧等	249
1	災害応急対策	249
1-1	自衛隊の災害派遣	249
1-2	災害救助費の国庫負担	249
1-3	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	249
1-4	被災者生活再建支援金の支給	249
1-5	その他の災害応急対策	249
2	災害復旧事業	249
2-1	公共土木施設災害復旧事業	249
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	250
2-3	文教施設等災害復旧事業	251
2-4	水道施設等災害復旧事業	251
2-5	その他の災害復旧事業	251
3	財政金融措置	252
3-1	災害融資	252
3-2	災害保険	253
3-3	地方債	254

4	災害復興対策等	254
4-1	被災者生活再建支援金の支給	254
4-2	雲仙岳噴火災害に関する復興対策	254
4-3	阪神・淡路大震災に関する復興対策	254
4-4	三宅島噴火災害に関する対策	255
4-5	平成16年（2004年）新潟県中越地震による災害に関する復興対策	255
4-6	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策	255
4-7	霧島山（新燃岳）災害による復興対策	256
4-8	東日本大震災に関する復興対策	256
4-9	その他の災害に関する復興対策	259
	第5章 国際防災協力	260
1	多国間協力	260
2	二国間協力	261
	附属資料	263

本白書に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

平成27年版防災白書への国連事務総長特別代表（防災担当）メッセージ

第3回国連防災世界会議（3月14日～18日）は、国連と日本の緊密な協力のもと成功裡に終了し、意義ある成果を得ることができました。特に、本会議で国連加盟国が採択した「仙台防災枠組2015-2030」は、今後15年間にわたり、災害リスクや災害による影響の軽減を目指す継続的な取り組みのための強力な基盤を提供するものです。この枠組はポスト2015年の開発アジェンダの不可欠な要素であり、今年後半の気候関連の合意、および持続可能な開発に関する新たな目標に関する合意に向けて現在進行中の議論を加速するものです。

日本は、3度にわたり国連防災世界会議のホスト国をつとめ（1994年横浜、2005年兵庫、2015年仙台）、災害リスク軽減・防災へのコミットメントを表明し続けるとともに、過去の災害から日本が蓄積してきたさまざまな教訓や優れた事例を国際社会へ発信してきました。

「防災白書」の発行は、災害リスク軽減や災害リスク管理における日本のイニシアティブの中でも注目すべきものの一つです。この年次報告書では、災害損失に関するデータや統計、特定の災害に関する復旧復興の現状、災害種別ごとの管理施策や対策、地域・コミュニティレベルでの災害リスク軽減や防災に関する取り組みや優良事例など、幅広い事項が報告されています。

日本においては、この防災白書は定期的に発行される報告書として確立していますが、このように災害リスク管理・防災に完全に特化した報告書を定期的に発行している国は、世界的にもあまり例がありません。この報告書は、日本が過去から現在にわたり、どのように災害リスク管理の政策や対策を発展・進化させてきたかを理解する助けとなるものでもあります。他の国々も日本の例に倣い、仙台防災枠組の実施進捗、特に下記の4つの優先行動の実施状況についてのモニタリングを行うという観点からも、自国のニーズに合わせた独自の報告書を作成することができるのではないのでしょうか。

1. *Understanding disaster risk* ;
優先行動1 災害リスクの理解
2. *Strengthening disaster risk governance to manage disaster risk* ;
優先行動2 災害リスク管理のための災害リスクガバナンス
3. *Investing in disaster risk reduction and resilience* ;
レジリエンス（強靱化）に向けた防災への投資
4. *Enhancing disaster preparedness for effective response, and to “Build Back Better” in recovery, rehabilitation and reconstruction.*
効果的な応急対応に向けた備えの強化と「より良い復興（ビルド・バック・ベター）」

国連防災世界会議では、国際協力とグローバル・パートナーシップを強化することの重要性が改めて確認されました。UNISDRのトップとして、災害リスク軽減・防災分野における日本の継続的な支援とコミットメントに改めて感謝の意を表するとともに、日本が今後も国際社会の多様なステークホルダー（関係主体）と協働し、仙台防災枠組で示されている目標の達成を目指した世界的な取り組みの中でリーダーシップを発揮されることを大いに期待しています。



マルガレータ・ワルストロム
国連事務総長特別代表（防災担当）
兼 国連国際防災戦略事務局（UNISDR）ヘッド

はじめに

東日本大震災から4年を迎えた平成27年3月14～18日、宮城県仙台市において、第3回国連防災世界会議が開催され、187の国連加盟国から25名の首脳級を含む100名以上の閣僚、国連事務総長、UNDP総裁等が参加し、我が国で開催された国連関係の国際会議として最大級のものとなりました。本会議では、新たな防災の取組指針となる「仙台防災枠組2015－2030」が策定され、「防災の主流化」の一層の推進に向け、国際社会の取組は新たなステージに入りました。また、関連事業として、防災や復興に関するシンポジウムやセミナー、展示、防災産業展、さらに被災地へのスタディツアー、また、会議終了後には、東北各地へのエクスカージョンが実施されました。

こうした取組を通じて、我が国にとって本会議は、世界各国に対し、東日本大震災に際して受けた支援に対する感謝を改めて表明するとともに、同震災をはじめとする幾多の災害を通じて得た教訓や技術等を共有し、また、東日本大震災の被災地の復興の現状や取組を発信するとともに、被災地の復興に寄与する重要な機会となりました。

平成27年版防災白書の特集では、「国連防災世界会議と我が国の国際防災協力」をテーマとし、第3回国連防災世界会議がどのような経緯で開催に至ったのか、実際にどのような議論が行われたのか、そして今後、さらなる「防災の主流化」のため、「仙台防災枠組」をどのように推進していくのかについて取り上げます。

次に、「第1部 我が国の災害対策の取組の状況等」においては、

- ・平成26年11月に、平成26年2月の大雪における多数の立ち往生車両が生じ、除雪作業の停滞による交通遮断などを踏まえ「災害対策基本法」を改正したことから、同法の改正内容を記述。
- ・平成26年11月に、土砂災害警戒区域等の指定や基礎調査がなされていない地域が多く、住民等に土砂災害の危険性が十分に伝わっていなかったなどの課題を踏まえ「土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」を改正したことから、同法の改正内容や関連する取組について記述。
- ・平成27年3月に、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」第4章に基づき、中央防災会議幹事会において「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（具体計画）」を策定・決定したことから、具体計画の内容を記述。
- ・平成27年3月に、「首都直下地震対策特別措置法」に基づく「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を計画変更し、閣議決定したことから、変更内容について記述。
- ・平成27年3月に、平成26年9月の御嶽山噴火により多数の死傷者を出したことを踏まえ、中央防災会議「防災対策実行会議」の下に「火山防災対策推進ワーキンググループ」を設置し検討を行い、「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」をとりまとめたことから、報告内容について記述。

するなど、特に、平成26年度に重点的に実施した施策の取組状況について取り上げています。

「平成27年防災白書」における主な法律・指針等の新設・改正事項（掲載順）	本体頁
・第3回国連防災世界会議の開催（「仙台防災枠組」の策定、「仙台宣言」の採択）	25
・「災害対策基本法」改正（放置車両・立ち往生車両対策）	71
・感震プレーカー等の性能評価ガイドラインの策定	76
・「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（具体計画）の策定	90
・「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更	98
・「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」のとりまとめ	99
・「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」改正	101
・内閣府政策統括官（原子力防災担当）の設置	106

特集

国連防災世界会議と
我が国の
国際防災協力
～国際社会における
「防災の主流化」を
目指して～

第1章

国連防災世界会議の経緯について

東日本大震災から4年を迎えた平成27年（2015年）3月14～18日、宮城県仙台市において、第3回国連防災世界会議が開催された。国連防災世界会議は、グローバルな防災戦略を策定する国連主催の会議であり、第1回世界会議（平成6年（1994年）、横浜市）、第2回世界会議（平成17年（2005年）、兵庫県神戸市）に引き続き、我が国で開催された。第3回世界会議では、第2回世界会議において策定された国際的な防災の取組指針である兵庫行動枠組（HFA：Hyogo Framework for Action）の後継となる、仙台防災枠組（Sendai Framework for Disaster Risk Reduction）2015-2030が策定された。

本章では、そもそも何故、国連防災世界会議が開催されるようになったのか、第1回世界会議から第3回世界会議の開催に至るまで、どのような議論がなされ、どのような取組がなされてきたのかを概括する。

第1節 「国際防災の10年」と第1回国連防災世界会議について

1-1 「国際防災の10年」の設立

世界各地で発生する自然災害に関しては、バングラデシュでサイクロン被害により約30万人もの犠牲者が発生した年の翌年1971年に、災害救援活動の効率化のための調整等を任務とする国連災害救援調整官事務所（UNDRO：United Nations Disaster Relief Organization）が設立されるなど、緊急援助の分野では国際的なメカニズムが設けられてきた。

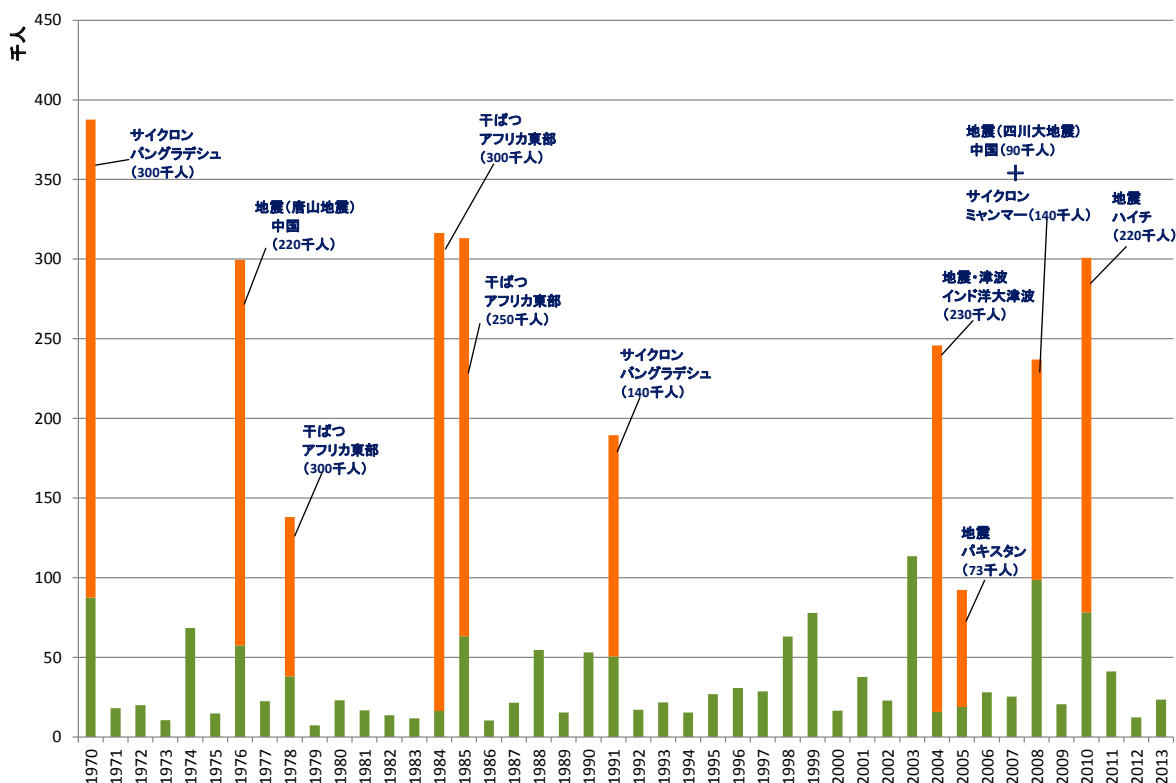
その後、過去20年に自然災害により世界全体で300万人もの命が奪われ、230億ドル以上の直接的な被害が発生し、またアフリカで2千万人以上の人々が干ばつにより命を脅かされている状況を踏まえ、国連は、1987年の第42回国連総会において、1990年代を「国際防災の10年」（IDNDR：International Decade for Natural Disaster Reduction）とすると決議した。

「国際防災の10年」の目的は、災害が発生する前に、災害被害を軽減するための取組を行うために国際社会の知見を結集させることである。すなわち、災害発生後の応急対応・復旧を中心とした取組から、災害発生前の事前の取組へと国際社会の関心をシフトさせ、特に開発途上国における自然災害による被害を軽減することである。

戦後の大規模な災害を経験して、防災体制を確立し、自然災害被害の軽減に取り組んできた我が国は、1980年代に干ばつや砂漠化によって大きな被害を受けていたアフリカ地域を代表するモロッコとともに、本決議の共同提案国となるなど、「国際防災の10年」の設立と推進に主導的な役割を果たした。

「国際防災の10年」の活動方針については、1989年の国連総会決議によって定められ、これに基づき、国際防災の日の決定（毎年10月の第2水曜日。後に毎年10月13日となる）、世界各国における災害予防施策の実施とそのための国際協力の推進、国連事務局の設置（ジュネーブ）等が行われた。日本国内でも、1989年に内閣総理大臣を本部長とする国際防災10年推進本部を設置し、同活動の推進体制を整えた。

図表1 1970年以降の世界における自然災害による人的被害の推移



出典：EM-DAT (The OFDA/CRED International Disaster Database-www.emdat.be-Université Catholique de Louvain-Brussels-Belgium) をもとにアジア防災センター作成。死者及び行方不明者の数
 注：■は当該年に発生した災害のうち著しく規模の大きい災害による死者及び行方不明者を示す

1-2 第1回国連防災世界会議の開催と横浜戦略の推進

平成6年(1994年)に、我が国の横浜市において第1回の「国連防災世界会議」が開催された。本会議は、「国際防災の10年」の中間年において、それまでの国際社会の取組状況を評価し、後半の期間、さらにはその後の世界の防災取組のガイドラインを作成することが目的であり、会議の成果文書として、「より安全な世界に向けての横浜戦略とその行動計画」(Yokohama Strategy and Plan of Action for a Safer World: Guidelines for Natural Disaster Prevention, Preparedness and Mitigation) (以下、「横浜戦略」) を採択した。

横浜戦略は、「持続可能な経済成長は、災害に強い社会の構築と事前の準備による被害軽減なくしては達成できない」との基本認識、リスクアセスメントや災害予防、応急対応準備にかかる原則、西暦2000年及びそれ以降のための戦略、各レベルでの行動計画等を定めている。

図表2 横浜戦略の概要

「より安全な世界に向けての横浜戦略と行動計画」 (Yokohama Strategy)

I 基本認識

持続可能な経済成長は、災害に強い社会の構築と事前の準備による被害軽減なくしては達成できない。

II 原則

- ・ リスクアセスメントは、適切な防災対策の構築に不可欠なステップである。
- ・ 災害予防と応急対応準備は、災害救援を減らすために、最も重要である。等

III 西暦2000年及び未来に向けた戦略

- ・ 地球規模の災害防止文化の開発、災害に脆弱な国やコミュニティの能力強化、防災教育、災害予防のためのネットワーク、積極的なメディアの活用、住民参加、リスクアセスメントの改善 等

IV 行動計画

(コミュニティ及び国レベルの行動)

(リージョナル及びサブリージョナルなレベルの行動)

各国の防災力を強化する観点から、防災情報の収集、人材育成、防災体制構築支援等を実施するリージョナルセンターを設立又は強化する。

(国際レベルの行動)

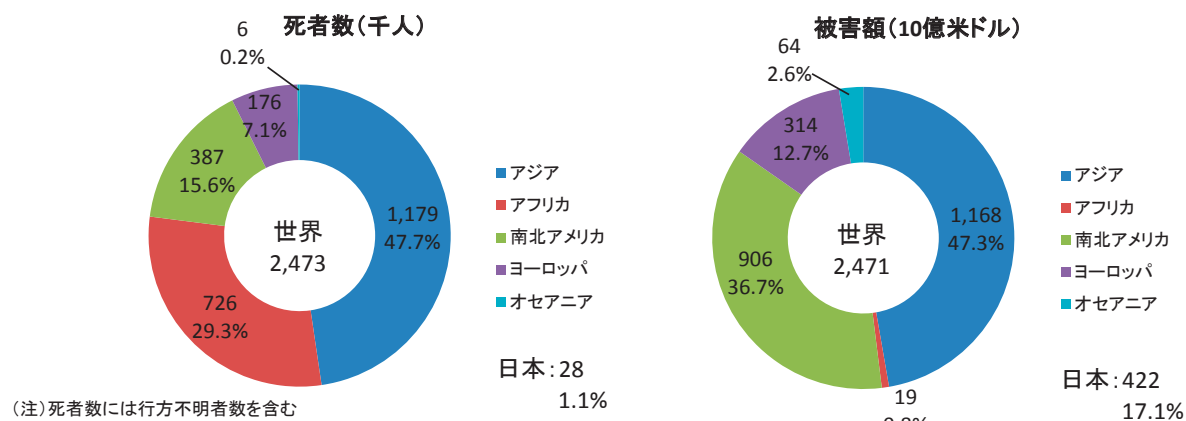
出典：内閣府資料

横浜戦略では、各国における防災部局の設置や地域レベルの協力体制の確立を呼びかけており、その成果として設立されたのが、我が国の兵庫県神戸市にある「アジア防災センター」である。

同センターは、平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災の教訓をはじめ、我が国の災害教訓をアジア地域と共有するため、アジア各国との閣僚級会合、専門家会合による検討を経て、平成10年7月に、兵庫県神戸市に設立されている。

アジア地域については、人的被害、経済被害ともに、世界の災害被害のおよそ半分を占めており、地震、津波、台風など共通の災害の経験を共有しながら、防災協力を行っていくことが重要である。

図表3 世界の災害の地域分布



出典：ルーベンカトリック大学災害疫学研究所（CREED: Centre for Research on the Epidemiology of Disasters）1984-2013年の合計。EM-DATをもとにアジア防災センター作成

第2節 国連ISDRの創設と第2回国連防災世界会議

「国際防災の10年」は1999年末で終期を迎えたが、自然災害による被害は引き続き発生しており、国連は「国際防災の10年」の成果を継承し、残された課題に取り組むため、2000年に国際防災戦略（ISDR：International Strategy for Disaster Reduction）を開始するとともに、国連システム内の様々な災害予防活動を調整する、関係機関タスクフォースと、その事務局として国連ISDR事務局を設置した。

その後、2003年の国連総会において、「横浜戦略」を21世紀の防災枠組として更新するなどの目的から、第2回国連防災世界会議を開催することを決定し、阪神・淡路大震災からちょうど10年というタイミングで、平成17年（2005年）1月18日～22日、兵庫県神戸市において開催された。本会議では、168か国の国連加盟国（閣僚級以上が42名参加）、国際機関、NGO等から4,000人以上が参加した。また、本会議の一環として一般公開事業も実施され、一般の市民を中心に40,000人以上の参加があった。

第2回会議の成果として、「兵庫行動枠組2005－2015：災害に強い国・コミュニティの構築」（HFA：Hyogo Framework for Action 2005－2015～Building the Nations and Communities Resilient to Disasters）（以下、HFA）が策定された。HFAは、期待される成果として、災害による人的被害、社会・経済・環境資源の損失の大幅な削減を掲げ、そのために今後10年間に優先的に取り組むべき5つの優先行動を定めた。さらに、同会議の直前の2004年12月26日に発生したインド洋大津波を受け、津波の早期警報体制整備に関する共同声明も発出された。

図表4 兵庫行動枠組（HFA）の構成

兵庫行動枠組 2005-2015 ～災害に強い国・地域の構築～ Hyogo Framework for Action 2005-2015: Building the Resilience of Nations and Communities to Disasters

【期待される成果】

災害による人的被害及び社会・経済・環境被害の大幅な削減

【3つの戦略目標】

- a) 持続可能な開発の取組みに減災の観点をより効果的に取り入れる。
- b) 全てのレベル、特にコミュニティレベルで防災体制を整備し、能力を向上する。
- c) 緊急対応や復旧・復興段階においてリスク軽減の手法を体系的に取り入れる。

【5つの優先行動】

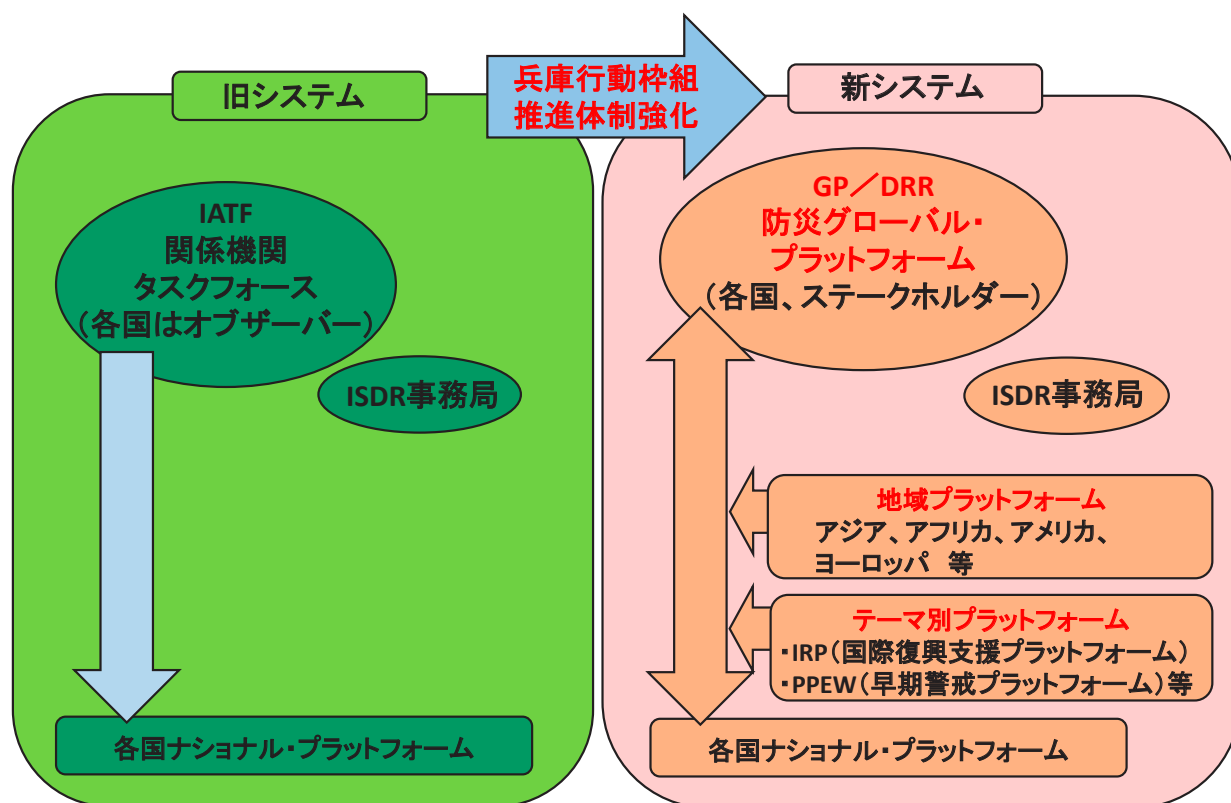
- ① 防災を国、地方の優先課題に位置づけ、実行のための強力な制度基盤を確保する。
国レベルの制度的、法的枠組の整備など
- ② 災害リスクを特定、評価、観測し、早期警報を向上する。
国及び地方レベルの災害リスク評価（リスクマップの整備、災害リスク評価指標の体系整備）など
- ③ 全てのレベルで防災文化を構築するため、知識、技術革新、教育を活用する。
情報交換、研究、意識啓発（防災教育やメディアの取組み促進）など
- ④ 潜在的なリスク要因を軽減する。
重要な公共施設・インフラの耐震性の向上など
- ⑤ 効果的な応急対応のための事前準備を全てのレベルで強化する。
全てのレベルにおける緊急事態対応計画の準備、防災訓練など

出典：内閣府資料

その後、HFAをより効率的に実施する体制の検討が行われた。それまでの推進体制は、国際機関が中心であった関係機関タスクフォースと、各国のそれぞれの推進体制という構成であったが、国連加盟国が中心となってHFA推進の方針を決めたり、それを世界各地に浸透させたりしていくことが課題であった。そこで、この関係機関タスクフォースと国連加盟各国をメンバーとする防災グローバル・プラットフォーム（GP：Global Platform）に改組するとともに、世界各地域でのHFAの取組について議論する地域プラットフォーム（GPの翌年に、各地域で開催）や、防災の個別テーマに関するプラットフォームを設け、グローバル、地域、国レベルかつ分野横断的な議論が可能な体制とした。特にテーマ別のプラットフォームとして、復旧・復興段階における様々な知見を集約し、世界に発信する国際復興支援プラットフォーム（IRP：International Recovery Platform）が、我が国の支援の下、兵庫県神戸市を拠点として、平成17年（2005年）5月から活動を開始した（第3章において詳細を記述）。また、防災グローバル・プラットフォームは、平成19年（2007年）6月に開催された第1回会合以降、2年に1回、ジュネーブで開催されている。

さらに、平成20年（2008年）には国連事務総長特別代表（防災担当）ポストが新設され、マルガレータ・ワルストロム氏が就任した。また、世界各地におけるISDR活動を推進するため、ナイロビ、パナマ、バンコクなど各地域を統括するISDR地域事務所が設立されるとともに、平成19年（2007年）には兵庫県神戸市に国連ISDR兵庫事務所が開設された。

図表5 兵庫行動枠組（HFA）の推進体制の強化



出典：内閣府資料

第3節 兵庫行動枠組（HFA）に基づく取組の進捗と課題

3-1 HFAに基づく取組の進捗

HFAに基づく各国の取組の進捗については、国連ISDRによるモニタリングが行われており、その評価によると、優先行動1「防災を国、地方の優先課題に位置づけ、実行のための強力な制度基盤を確保する」に基づき、開発途上国を含め、各国の防災組織や制度が整備されたり、優先行動5「効果的な応急対応のための事前準備を全てのレベルで強化する」に基づき、早期警戒体制を含む災害応急対応体制が強化されたりした。また、科学技術の進展の成果が防災に活用されつつある傾向も見られる。

こうした防災対策の進展を表す事例を以下に2点紹介する。

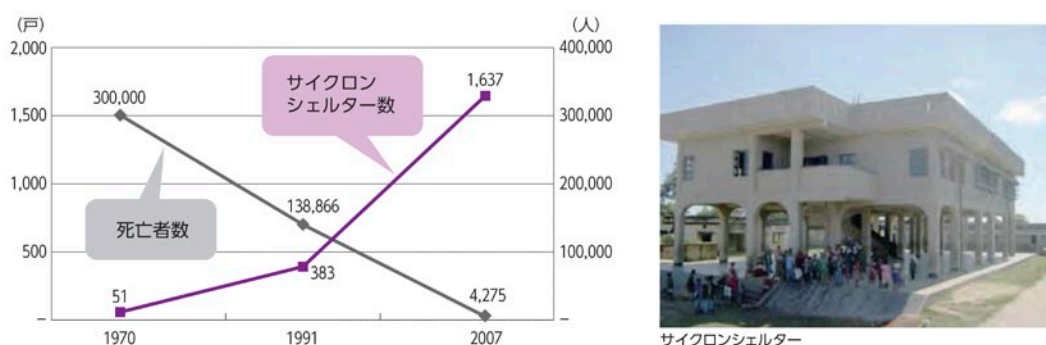
(1) インド洋津波警戒体制の整備

平成16年（2004年）12月に発生したインド洋大津波の後、ユネスコ（UNESCO）政府間海洋学委員会（IOC：Intergovernmental Oceanographic Commission）において、インド洋における津波警報体制構築の取組が進められてきた。日本政府（気象庁）も、インドネシア政府の津波警報システム構築への技術支援の他、各種研修への講師派遣等を通じ、同体制の構築に積極的な貢献を行ってきた。こうした取組を経て、平成23年（2011年）10月に、インド洋における津波警報体制が正式に運用を開始し、オーストラリア気象局（BoM：Bureau of Meteorology）、インド国立海洋情報センター（INCOIS：Indian National Center for Ocean Information Services）、インドネシア気象・気候・地球物理庁（BMKG：Badan Meteorologi, Klimatologi, dan Geofisika）の3機関が情報発表を行う体制が構築された。

(2) バングラデシュのサイクロン対策の進展

バングラデシュでは、これまで大規模なサイクロンに見舞われ、1970年には30万人もの死者・行方不明者を出した。その後、日本の無償資金協力によるサイクロン用の避難所の設置とそれに伴う避難訓練の実施により、1991年に発生したサイクロンでは14万人弱、2007年に発生したサイクロンでは5千人弱と、人的被害は大幅に軽減されている。

図表6 バングラデシュにおけるサイクロンシェルター設置とサイクロン被害の関係



サイクロンシェルター

出典：JICA「防災の主流化に向けて—災害に強い社会を作る—」

3-2 2005年以降に生じた防災の課題

前述のように、HFAに基づき、各国の防災対策の進展が見られたが、国連ISDRの評価によると、優先行動4「潜在的なリスク要因を削減する」の取組が比較的遅れているとされている。この背景として、世界全体で災害リスクは増加傾向にあることがあげられる。

自然災害のリスクとは、ハザード (Hazard)、脆弱性 (Vulnerability)、暴露 (Exposure) の3要素が相互に作用して決定されるという考え方がある。伝統的な災害対策とは、脆弱性を減少させる対策、すなわち、耐震化や防災教育など災害発生前にハード及びソフト面の備えを充実させる、災害発生後に救援活動を行うなどである。こうした脆弱性を減少させる取組は、HFAの下、進んでいるはずであるが、それよりも暴露、すなわちハザードに晒される人口が都市化の進展により増大したり、グローバル化の進展とサプライチェーンの広域化により、ある国や地域で起こった災害が他の国の経済活動に影響を及ぼしたりするといった状況が生じている。また、ハザード、すなわち自然現象による外力についても、気候変動の影響により、長期的には、熱帯低気圧の強度が高まったり、海面上昇が進展したりすることにより、例えば、破壊力のある高潮の発生頻度が高まり、ハザードそのものが増加するという懸念もある。

以下、これら災害リスクの高まりの要因を、最近発生している災害事例を取り上げながら考察してみたい。

(1) 都市化の進展

国連人口局が平成26年(2014年)に公表した「世界都市化予測2014」によると、世界的に、都市部の人口が農村部に比べて増加している。世界人口のうち都市部に居住している人の割合は、1950年には30%であったのが、2014年には54%、そして2050年には66%まで増加すると予測されている。

開発途上国における都市化については、都市内にスラム地区が形成されるなど、新たに増加した人口が災害に脆弱な地区や状態で生活することを余儀なくされる場合もある。また、特に首都において大規模な災害が発生し、首都機能に影響が及んだ場合には、災害応急対策や復旧事業にも支障が出るため、その被害は甚大となるおそれがある。

こうした状況が端緒に現れたのが、2010年にハイチで発生した地震である。同年1月12日午後4時53分(現地時間)に、首都ポルトープランス西南西約15kmでマグニチュード7.0の地震が発生した。被害範囲は首都ポルトープランスに加え、首都近郊のレオガン(西へ約30km)やジャクメル(南へ約120km)のほか、カルフルなどの主要な地方都市にも広がった。死者は約31万6千人、負傷者は約31万人、倒壊家屋は10万5千棟、損壊家屋は20万8千棟に達した。首都ポルトープランスでは、電気、水道、電話などの主要インフラや、大統領府をはじめとした政府機関の建物にも重大な被害が発生し、災害初期対応を含め、行政機能や経済活動が麻痺した。さらに、都市のスプロール化によって急峻な丘陵地まで無秩序に拡大した住宅や、郊外に都市基盤が整っていない広大なスラムが形成されており、このような状況が地震被害の拡大要因ともなった。

(2) グローバル化の進展

世界的に工業生産の国際分業が進む中で、ある国で起きた災害がサプライチェーンを分断し、その他の国の経済活動に影響を及ぼす事態が起きている。特に、東南アジアを含む東アジアでは、日系製造業をはじめとする企業の海外展開とこれに伴う活発な販売・調達活動を背景とした国際的な生産分業が展開されており、域内で中間財、域外に対して最終財を輸出する貿易構造が形成されている。こうした中、2011年にタイで発生した洪水は、我が国をはじめとした周辺国・地域の通商環境等に大きな影響を与えた。

2011年5月以降、例年以上に長期間に渡って多量の降雨が継続し、タイの首都バンコクをも流れるチャオプラヤ川が氾濫し、首都バンコクからタイ北部にかけての広大な範囲で長期間に渡り浸水被害が発生した。これにより、同年10月以降に、アユタヤ周辺の日系企業も多数入居している7つの

工業団地が浸水したことにより、自動車やエレクトロニクス産業等において、タイ国内外の広範なサプライチェーンが大きな影響を受け、我が国をはじめ周辺国・地域の経済活動にも直接・間接に大きな影響が波及した。自動車生産を例にとると、タイは他のASEAN諸国等への自動車部品の供給網のハブの役割を果たしており、浸水被害によりタイにおけるこれら中間財の生産が急減した影響を受け、周辺国・地域における自動車生産（組立てなど）が下押しされるとともに、我が国の自動車生産台数の水準も低くなった。

（3）気象災害の変容

長期的な気候システムの変化がもたらす将来の災害リスクとその影響に関する検討が進むにつれて、特にその影響を最も受けると考えられる島嶼諸国を中心として、気象災害のリスクに対する関心が高まっている。2014年にまとめられた「気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）第5次評価報告書統合報告書」によると、1950年以降、多くの極端な気象および気候現象の変化が観測されており、陸域での強い降水現象の回数の増加、地域規模での洪水リスクの増大、高潮の時に経験するような極端に高い潮位の増加などの可能性があり、多くの人間システムが、現在の気候の変動性に対して深刻な脆弱性を持ち、暴露されていると指摘している。

こうした長期的な気候システムの変化が実際の気象災害にどのように影響しているかについては必ずしも明らかになっていないが、近年発生した大規模な気象災害を振り返ることにより、気象災害のリスクについて概観したい。

*ハリケーン・サンディ（米国、2012年）

2012年10月末に発生したハリケーン・サンディは、米国に、広範囲に渡って強風による被害をもたらすと同時に、ニューヨーク市を含む北東部沿岸地域に、深刻な高潮被害をもたらした。サンディは米国上陸時には、ハリケーン強度（最高が5）が1であったが、ちょうど大潮の時期と重なったために、ニューヨーク市では、4mを超える高潮が発生し、建物被害、地下鉄トンネルや駅、変電施設などの浸水により、交通・水道・電気のライフラインが停止し、燃料不足も発生するなど、五月雨式に被害が拡大した。米国では、2005年に発生し、大規模な被害をもたらしたハリケーン・カトリナ（上陸時のハリケーン強度は3）の教訓を踏まえ、ハリケーン上陸前から、関係自治体からの要請を待たずに、連邦政府の災害対応職員の派遣のための調整や、水・食糧・毛布等の支援物資を配備するなど懸命の対策を実施したが、大規模な高潮の発生そのものは防ぐことはできなかった。このサンディの教訓を踏まえ、ニューヨーク市では、翌年2013年の6月に、長期的な災害対策計画であるP1a NYCを策定し、公表した。同計画では、2050年代までのNY市の海面上昇と、それに伴う高潮発生頻度の増大や、発生した場合の被害地域や被害額の拡大を予測し、その対策として、沿岸部の防護、建物の浸水対策、保険の活用など、同市全体に渡る防災対策と施設整備の方針を明らかにした。

*台風ハイエン（フィリピン、2013年）

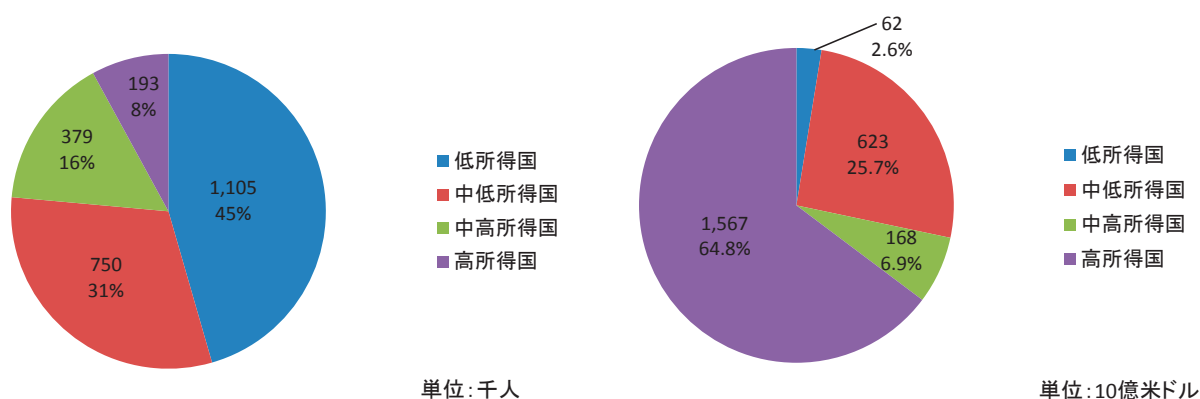
2013年11月に発生した台風ハイエンは、フィリピン中部に上陸し、レイテ島の中心都市であるタクロバン市などにおいて、強風と5～6mにも達する高潮の発生により、6千人を超える死者が発生するなど深刻な被害が発生した。台風ハイエンは、フィリピンに向かって成長を続け、上陸直前には中心気圧895hPa（1959年に我が国で発生した伊勢湾台風と同レベル）に発達し、大規模な高潮の発生をもたらした。フィリピン防災部局は、高潮発生に備えて住民の避難を促したが、住民の中には、津波は知っていても、高潮という言葉の持つ意味を知らなかったために、避難が遅れたケースがあったことが報告されている。フィリピン政府は、ハイエンの教訓として、総合的な土地利用計画の厳格な実施や、事前の避難措置の徹底等を掲げている。

3-3 開発途上国における防災の課題 ～災害と貧困の悪循環～

過去30年間(1984年～2013年)に世界全体で自然災害により死亡した人は約248万人であるが、その約半数が低所得国、約3割が中低所得国に集中しており、所得の低い国ほど自然災害による死者が多いという、負の連鎖があることが分かる。

被害額を見てみると、約65%が高所得国に集中しているが、図表8の被害額の対GDP比を見てみると、低所得国や中低所得国においては、一度の災害がその国の年間GDPの2割を超え、また、一度の災害がその国の年間GDPを超える経済被害をもたらすこともあることが分かる。例えば、2010年のハイチ地震によって、首都ポルトープランスに加え、近郊の主要な都市にも被害が広がり、ハイチの経済被害はGDPの約1.2倍にも及んでいる。2005年の米国のハリケーン・カトリーナの経済被害がGDPの1%、我が国の東日本大震災の経済被害がGDPの3.5%であったことを考えると、その影響の大きさが分かる。

図表7 国の一人当たり平均所得別自然災害による死者数及び被害額の割合(1984年～2013年)



出典：EM-DATをもとにアジア防災センター作成

図表8 近年の自然災害による被害額のGDP比

世界銀行による所得区分	国名	年	災害種別	被害額(10億ドル)	被災年GDP(10億ドル)	被害額/GDP
低	タジキスタン	2008	異常気温	0.84	3.72	23%
	ハイチ	2010	地震	8.00	6.48	123%
	サモア	2012	サイクロン	0.13	0.64	20%
中低	ガイアナ	2005	洪水	0.47	0.79	59%
	ガイアナ	2006	洪水	0.17	0.82	21%
中高	チリ	2010	地震	30.00	171.96	17%
	タイ	2011	洪水	40.00	318.52	13%
高	アメリカ合衆国	2005	ハリケーン	125.00	12,274.90	1%

(日本)

災害名	年	被害額	被災年GDP	被害額/GDP
阪神・淡路大震災	1995	約9兆6千億円	496兆円	1.9%
東日本大震災	2011	約16兆9千億円	482兆円	3.5%

出典：EM-DATをもとにアジア防災センター作成
 ※GDP及び所得区分は災害発生年前年の値及び区分を使用。

このように自然災害による経済被害は開発途上国の持続可能な開発の大きな障害となっている。開発途上国の持続可能な開発を達成するためには、災害に対する社会の脆弱性を減らすとともに、開発政策とあいまって、ハザードに対する暴露を減少させることにより、災害による被害を減少させていくことが喫緊の課題となっている。

第2章 第3回国連防災世界会議の開催について

本章では、第3回国連防災世界会議の開催準備、開催の概要、成果文書、会議の特徴等について紹介する。

第1節 第3回国連防災世界会議の開催準備

1-1 国連を中心とした準備

東日本大震災から約2か月後の平成23年5月に「第3回防災グローバルプラットフォーム会合」がスイス・ジュネーブで開催され、我が国より内閣府副大臣が出席し、第3回国連防災世界会議を日本に招致する用意があることを発言した。翌年の平成24年7月3～4日、我が国は「世界の英知を被災地に、被災地の教訓を世界に」をスローガンに掲げた「世界防災閣僚級会議 in 東北」を被災3県で開催した。同年12月の第67回国連総会では、第3回国連防災世界会議を2015年の早期に日本で開催することが決定された。翌年の平成25年、我が国は開催地を公募により選定し、同年5月、仙台市での開催を閣議了解した。同年12月の第68回国連総会においては、世界会議開催の目的として、HFAの取組の評価を完結させ、2015年より先の防災枠組の策定を行うこと、会議開催準備の進め方、開催地、開催日等が決議された。

世界会議開催準備の大きな節目として、全ての国連加盟国による政府間準備会合（プレップコム）を平成26年の7月と11月にジュネーブで開催し、会議の構成や手続きを決めることとなった。その政府間準備会合の幹事会として、世界5地域からの代表10か国及びホスト国日本で構成されるビューローが同年3月に設置され、政府間準備会合に向けた取組が開始された。

平成26年4月からは、中央アジア、アフリカ、米州、太平洋州、アジア、ヨーロッパ、アラブの各地域において、それぞれのHFAの取組を総括し、その後継枠組の策定に向けた議論を行う、地域プラットフォームが開催された。アジア地域プラットフォーム（第6回アジア防災閣僚級会議）については、6月にバンコクで開催され、アジア各国でのHFA実施状況や今後の推進方策について議論され、会議の成果文書としてバンコク宣言が採択された。これらの地域プラットフォームには、日本政府より内閣府副大臣等政務クラスが出席するなどし、世界会議へのできる限りハイレベルの参加を各国に要請した。また、7月には、ニューヨークで開催された国連経済社会理事会において、「開発における防災の主流化」をテーマに日本政府主催のシンポジウムを開催するとともに、パネル展示を行い、東北地方の被災地の復興の状況を世界に向けて発信した。

7月14～15日に、第1回会合政府間準備会合がジュネーブで開催され、日本政府からは、新たな防災枠組への提言を行ったほか、ホスト国として、仙台市における会議開催の準備状況について説明した。

世界会議の成果文書である、2015年より先の防災枠組の草案作成については、ビューロー会合の共同議長である、タイ及びフィンランドの大使によるファシリテーター方式により、9月からジュネーブで開始された。

11月17～18日に第2回政府間準備会合が同じくジュネーブで開催され、それまで非公式協議で議論されていた新たな防災枠組の素案について検討が行われるとともに、本体会議の実施手法について決定がなされた。新たな防災枠組の草案作成は、その後も議論が継続し、12月、翌年1月の末までジュネーブでの交渉が続いた。また、政治宣言については、我が国がファシリテーターとなって草案

を作成し、議論を行った。これらの草案については、本世界会議前日の平成27年3月13日に行われた第3回政府間準備会合において議論され、世界会議期間中に交渉が継続することとなった。



政府間準備会合の様子

1-2 国内を中心とした準備

世界会議の開催に向けて、新たな防災枠組への我が国としての提案、東日本大震災からの復興の現状、教訓等の我が国の知見の発信等の検討を行うため、学識経験者、防災関係機関、東北被災自治体等によって構成する「第3回国連防災世界会議に係る国内準備会合」（座長：大西隆東京大学名誉教授・日本学術会議会長）を平成26年2月より、5回にわたり開催した。議論の成果を生かし、日本政府は、ジュネーブにおける政府間準備会合等において新たな防災枠組に関する提案を行い、事前の防災投資、より良い復興、多様な主体の参画を得た防災体制の整備などが成果文書に位置づけられた。

地元仙台市では、仙台市、東北大学、地元経済界、日本政府、東北6県、関係団体等からなる「第3回国連防災世界会議仙台開催実行委員会」を開催し、本体会議の開催支援、関連事業、歓迎事業、仙台・東北地域の魅力発信事業や東日本大震災の経験や教訓の発信、官民の力を結集した取組などの実施に向けた検討を行った。

また、関連イベントとして、防災・復興における女性の参画とリーダーシップに関するシンポジウム、日本学術会議による防災・減災に関する会議、阪神・淡路大震災20年事業として国際復興フォーラムなどが開催され、第3回国連防災世界会議に向けた議論を行った。さらに、内閣府及び外務省は、シンポジウム「マルチセクターの防災」を2015防災会議日本CSOネットワーク（JCC2015: Japan CSO Coalition for 2015 WCDRR）と共催し、市民社会からの意見も聴取した。

第3回国連防災世界会議公式ロゴ



UN World Conference on
Disaster Risk Reduction
2015 Sendai Japan

本ロゴマークは、災害に対して強靱（レジリエント）な社会に向けて、人々が共に手を携えて行動を起こすイメージを表しています。また、5つの色は、「兵庫行動枠組（HFA）」の5つの優先行動を表しています。

第3回国連防災世界会議に向けた我が国の学術界の取組

平成26年11月には、「東日本大震災・阪神淡路大震災等の経験を国際的にどう活かすか」というテーマで、我が国の防災・減災に関連する30の諸学会（30学会）が共同してフォーラムを開催し、世界の防災・減災に向けた共同声明を発表した。

（30学会のシンボルマーク）



また、平成27年1月には、日本学術会議が「防災・減災に関する国際研究のための東京会議」を開催し、第3回国連防災世界会議に参加する世界の指導者とトップクラスの研究者を招聘して、防災・減災と持続可能な開発の双方を達成する防災・減災科学技術のあり方を議論し、同世界会議に向けた「東京宣言」を採択した。

（東京宣言の概要）

- 基本認識（災害の増加・複雑化、科学技術の防災への適用は不十分、防災と持続可能な開発の統合の必要性）
- 今後の方向性（政策決定者への科学的知識の普及、国家防災体制による科学技術の適用、地球環境科学と全地球観測の協調）
- 推奨される取組（災害データ収集・分析の共通化、ハザード別の定量的な被害評価の推進、科学的知見に基づく優良事例の共有）
- 具体イニシアティブ（根拠に基づいた防災対策の実施体制の強化、新たなリスクの予測と「見える」化の促進、関係機関の協働、国際的なネットワークの形成）

第2節 第3回国連防災世界会議の開催概要

2-1 開催概要及び実施体制

(1) 開催概要

東日本大震災から4年を迎えた平成27年3月14～18日、宮城県仙台市において、第3回国連防災世界会議が開催された。

本会議には、187か国の国連加盟国の代表、国際機関代表、認証N G O等、6,500人以上（25名の首脳級含む100名以上の閣僚、国連事務総長、国連開発計画（U N D P）総裁）が参加し、周辺会場で行われた関連事業も含めると、延べ15万人以上が参加し、我が国で開催された国連関係の国際会議として最大級のものとなった。

本体会議では、山谷内閣府特命担当大臣（防災）が議長を務め、全体会合（各国のステートメント等）、ハイレベル・パートナーシップ・ダイアログ（3セッション）、閣僚級ラウンドテーブル（5セッション）、ワーキングセッション（34セッション）等が実施され、成果文書として、第2回国連防災世界会議で採択された「兵庫行動枠組（H F A）2005-2015」の後継枠組となる、「仙台防災枠組2015-2030」及び同枠組の推進を決意した「仙台宣言」が採択された。

また、関連事業として、防災や復興に関する約400のシンポジウム、約200の展示、160社・団体が参加した防災産業展、さらに被災地へのスタディツアー、また、会議終了後には、東北各地へのエクスカーションが実施された。こうした取組を通じて、我が国にとって本会議は、世界各国に対し、東日本大震災に際して受けた支援に対する感謝を改めて表明するとともに、同震災をはじめとする幾多の災害を通じて得た教訓や技術等を共有し、また、東日本大震災の被災地の復興の現状や取組を発信するとともに、被災地の振興に寄与する重要な機会となった。

(2) 実施体制

第3回国連防災世界会議は国連主催の会議であり、国連I S D Rが国連側の事務局を務めた。我が国はホスト国として、内閣府及び外務省が日本政府の事務局を務め、本体会議の運営を担ったほか、関係省庁一体となり、新たな防災枠組の検討を行うとともに、本体会議や関連事業等に参画した。開催都市である仙台市においては、仙台市、東北大学、地元経済界、日本政府、東北6県、関係団体等からなる「第3回国連防災世界会議仙台開催実行委員会」を設置し、本体会議の開催支援や関連事業、歓迎事業、仙台・東北地域の魅力発信事業等の検討・運営を担った。

図表9 第3回国連防災世界会議の会議プログラム

	3月14日(土)		3月15日(日)		3月16日(月)		3月17日(火)		3月18日(水)		
	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM			
本体会議	開会式	全体会合 (会議運営方式等の決定)	全体会合 ステートメント(各国ハイレベルから順に意見表明)						ポスト兵庫行動枠組 最終宣言、 コミットメント の採択	閉会式	
			閣僚級ラウンドテーブル								
			パートナーシップダイアログ								
			ワーキングセッション								
関連事業	パブリックフォーラム(シンポジウム、フォーラム、展示等) (開催場所: 東北大学川内萩ホール、仙台市民会館、宮城県民会館、せんたいメディアテーク、夢メッセみやぎ等)										
			日本国 政府主 権レセプ ション		仙台市主 権レセプ ション		リスク賞 授賞式		菅川賞 授賞式		
	被災地視察(スタディツアー)									エクスカーション	

出典：内閣府資料

図表10 第3回国連防災世界会議の主な会場配置図

仙台市周辺の主要会場



※青森県、岩手県や福島県においても関連事業としてシンポジウム等が開催された。
出典：内閣府資料

図表11 本体会議における主な会合、セッション

セッション名	日程	内容/テーマ	
全体会合	3月14日(土)～3月17日(火)	各国の政府、国際機関、メジャーグループ等によるステートメント	
ハイレベル・パートナーシップ・ダイアローグ	3月14日(土) 15:00～18:00	防災における女性のリーダーシップ発揮	
	3月16日(月) 15:00～18:00	リスクに対応した投資：官民パートナーシップ	
閣僚級ラウンドテーブル	3月17日(火) 10:00～13:00	多様な主体の参加：政府、コミュニティ、各種団体	
	3月15日(日) 10:00～13:00	災害後の復興：ビルド・バック・ベター（より良い復興）	
	3月15日(日) 15:00～18:00	防災のための国際協力とグローバル・パートナーシップ	
	3月16日(月) 10:00～13:00	災害リスクへの対処：課題の克服	
ワーキングセッション	3月14日(土)～3月17日(火)	3月16日(月) 15:00～18:00	都市災害リスクの削減
		3月17日(火) 15:00～18:00	災害リスク削減への公共投資戦略
ワーキングセッション	3月14日(土)～3月17日(火)	以下4つのテーマのもと、34セッションが開催 ①現行HFA優先行動の進捗 ②新たなリスク ③ポストHFA実施に向けたコミットメント ④ポストHFA実施の加速化	

出典：内閣府資料

図表12 ワーキングセッション一覧

	テーマ	ワーキングセッション名	日時
1	現行HFA優先行動の進捗	国・地方レベルのガバナンスと開発計画 (優先行動1)	3月15日(日) 10:00~11:30
2a		リスクの特定と評価(優先行動2)	3月14日(土) 15:00~16:30
2b		早期警戒(優先行動2)	3月14日(土) 17:00~18:30
3		災害に強い文化を構築する教育と知識 (優先行動3)	3月16日(月) 10:00~11:40
4		潜在的リスク要因の削減(優先行動4)	3月16日(月) 10:00~11:30
5	効果的な対応のための備え(優先行動5)	3月17日(火) 12:00~13:30	
6	新たなリスク	技術的ハザード：リスク削減から復興まで	3月14日(土) 13:00~14:30
7		災害と気候リスク：国・地方の取組みの加速	3月17日(火) 10:00~11:30
8		伝染病やその世界的流行のリスクの削減	3月15日(日) 16:00~17:30
9		生態系管理と強靱化	3月15日(日) 16:00~17:30
10		農村地域の強靱な未来の構築	3月15日(日) 10:00~11:30
11		世界のリスク傾向	3月15日(日) 12:00~13:30
12		統合された水資源管理	3月15日(日) 12:00~13:30
13		災害リスク削減のための土地利用計画	3月16日(月) 16:00~17:30
14		貧困緩和のための災害リスク削減	3月15日(日) 16:00~17:30
15		大規模災害からの教訓—地震・津波対策	3月15日(日) 10:00~11:30
16	災害リスク削減の経済的側面	3月16日(月) 14:00~15:30	
17	ポストHFA実施に向けた コミットメント	ビジネスと民間セクター： 災害に強いインフラへの投資	3月16日(月) 10:00~11:30
18		金融システムにおける防災	3月16日(月) 12:00~13:30
19		災害リスク削減の意思決定における 科学技術の適用	3月15日(日) 14:00~15:30
20		地域リスクに取り組むコミュニティ	3月16日(月) 12:00~13:30
21		子ども・若者— “私の将来を私抜きで決めないで”	3月17日(火) 14:00~15:30
22		リスク削減のための地球観測とハイテクノロジー	3月15日(日) 12:00~13:30
23		食の安全、災害に強い農業	3月17日(火) 12:00~13:30
24		危機対応から強靱性の構築へ	3月17日(火) 16:00~17:50
25	障がい者の積極的参加—あらゆる主体の参加	3月17日(火) 16:00~17:30	
26	ポストHFA実施の加速化	安全な学校に向けたコミットメント	3月14日(土) 17:00~18:30
27		災害に強い文化遺産	3月15日(日) 14:00~15:30
28		ポストHFAの実施状況の測定と報告	3月17日(火) 10:00~11:30
29		建築基準を含む、災害リスク削減のための 各種基準	3月17日(火) 14:00~15:30
30		災害による住居移転への備え	3月17日(火) 14:00~15:30
31		強靱な観光セクターに向かって	3月16日(月) 12:00~13:30
32		健康な社会のための災害リスク管理	3月15日(日) 14:00~15:30
33	災害リスク移転及び保険	3月14日(土) 13:00~14:30	

出典：内閣府資料

2-2 本体会議の開催について

(1) 開会式

3月14日午前、天皇皇后両陛下の御臨席のもと開会式が行われた。本世界会議の議長として、山谷内閣府特命担当大臣（防災）が選出され、開会挨拶を述べた。続いて、潘基文（パン・ギムン）国連事務総長の挨拶、開催国を代表して安倍内閣総理大臣から歓迎の挨拶が行われたほか、気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P : Conference of the Parties）の議長を務めるファビウス外相、メジャーグループ代表がスピーチをし、最後に、開催都市である仙台市を代表して、奥山仙台市長が歓迎の挨拶を行った。その後、議題や手続き規則の採択、副議長選出、メインコミッティ（起草委員会）設置の手續等が行われた。



開会式において挨拶を行う国連事務総長（檀上右側：天皇皇后両陛下、檀上中央：安倍内閣総理大臣、檀上左側：山谷内閣府特命担当大臣（防災））

(2) 全体会合

全体会合では、各国の政府代表や国連機関等の代表のステートメントが行われ、各国の課題や兵庫行動枠組（H F A）に基づいたこれまでの取組、新たな防災枠組への意見、その推進のために必要な取組等が表明された。

開会式に続いて行われた、各国の首脳級がステートメントを行う「ハイレベル・セグメント」において、我が国からは、安倍内閣総理大臣がステートメントを行った。安倍内閣総理大臣からは、「事前の防災投資」、「より良い復興（Build Back Better）」、「多様な主体の参画」等の重要性を主張するとともに、「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、今後の日本の防災分野での国際協力について、2015～18年の4年間で計40億ドルの資金協力と4万人の人材育成を表明し、日本の知見と技術を世界と共有する方針を打ち出した。



ハイレベル・セグメントにおいてステートメントを行う安倍内閣総理大臣

(3) ハイレベル・パートナーシップ・ダイアローグ

3月14日、16日及び17日の3日間、3つのハイレベル・パートナーシップ・ダイアローグ（対話）が行われた。本対話では、「防災における女性のリーダーシップ発揮」、「リスクに対応した投資：官民パートナーシップ」及び「多様な主体の参加：政府、コミュニティ、各種団体」の3つをテーマとし、首脳級の参加を得つつ、会議参加者の誰もが参加し、発言できるセッションとして開催された。

日	テーマ	概要
14 (土)	防災における女性のリーダーシップ発揮	<p>高市総務大臣及びレガルド・フィリピン上院議員が共同議長を務め、安倍内閣総理大臣が基調講演を行い、また、ハロネン・フィンランド前大統領、ゲオルギエヴァ欧州委員会副委員長、奥山仙台市長等がパネリストとして参加し、新たな防災枠組の推進における優先事項やコミットメント、防災のあらゆる取組への女性の参画やリーダーシップ発揮の促進に向けた議論が行われた。</p> <p>安倍内閣総理大臣は基調講演において、東日本大震災発生時における女性のリーダーシップ、避難者へのケアやコミュニティの再生等における女性の役割、平常時における女性の参画等を訴え、各国等の賛同を得た。さらに、「仙台防災協カイニシアティブ」の主要プロジェクトとして、「防災における女性のリーダーシップ推進研修」を開始することを発表した。</p> <p>高市総務大臣は共同議長として挨拶を述べ、予防・応急・復旧・復興の災害対応の各段階における女性のリーダーシップの重要性を主張し、また、日本の取組として、女性消防団員や女性防火クラブ等の役割、地元女性による臨時災害FM局の立ち上げ及び情報発信について説明し、東日本大震災における女性の活躍について紹介した。</p> <p>さらに、パネリストとして登壇した奥山仙台市長は、東日本大震災の教訓をもとに、全ての意思決定への女性の参画の必要性を述べた。</p>
16 (月)	リスクに対応した投資：官民パートナーシップ	<p>オクタイ・トルコ首相府災害緊急事態対策庁長官が議長を務め、オリビエ・アクサ損保アジアCEOが基調講演を行い、また、サンドラ・国際航業会長や志賀・日産自動車代表取締役副会長、アクタール・国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）事務局長等がパネリストとして参加し、災害リスク削減における官民連携の重要性について議論がなされ、国及び地域の各レベルで民間セクターと政府機関との間に緊密な協力と信頼関係の構築が必要であることが指摘され、また多くの優良事例が共有された。さらに、参加者からは、新たな防災枠組を支持するコミットメントが表明された。</p>
17 (火)	多様な主体の参加：政府、コミュニティ、各種団体	<p>アスコット・ジャマイカ地方政府・コミュニティ開発大臣が議長を務め、トン・キリバス大統領が基調講演を行い、エジプトのイスカンダル・都市・スラム開発担当大臣やレークUNICEF事務局長等がパネリストとして参加して実施された。</p> <p>政府だけでなく、コミュニティ、各種団体、特に、貧困層、子ども、女性、障害者など災害の影響を著しく受けるグループが政策決定プロセスや防災の取組に関与することや、こうした包摂的なアプローチを新たな防災枠組の下で、具体的な行動により実現させていくことの重要性について議論が行われた。そして、全ての関係者の参画の強化に向けたコミットメントが確認された。</p>



ハイレベル・パートナーシップ・ダイアローグ（テーマ：防災における女性のリーダーシップ発揮）
において議長を務める高市総務大臣

コラム：女性と防災

東日本大震災後、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画拡大や、男女のニーズの違い等に配慮した取組が必要であることが、一層認識されるようになった。

全国の地方防災会議について、都道府県の防災会議に占める女性委員の割合は、平成26年4月現在、12.1%（前年比1.4%ポイント増）となっており、女性委員がいない都道府県防災会議の数は、前年に引き続きゼロとなっている。

一方、市町村防災会議に占める女性委員の割合は、平成26年4月現在、7.1%であり、自治体の種類別にみると、政令指定都市で12.1%、政令指定都市以外の市区で8.7%、町村で4.3%となっている。女性委員のいない市町村防災会議の数は31.9%となっており、特に町村の半数以上の防災会議に女性委員がいない。

地方防災会議の委員に占める女性の割合は、依然として低い割合にとどまっている。引き続き、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画拡大が必要である。

このような状況も踏まえ、第3回国連防災世界会議では、様々な場面において女性のリーダーシップについて発信することとした。

ハイレベル・パートナーシップ・ダイアログ「防災における女性のリーダーシップの発揮」では、安倍内閣総理大臣が基調講演を行い、3月14日に発表した「仙台防災協力イニシアティブ」の主要プロジェクトの一つとして、「防災における女性のリーダーシップ推進研修」を開始することや、災害に強靱な社会の構築には女性が原動力となることを述べた。

同会議の関連事業として、内閣府は、「女性と防災」テーマ館において展示を行ったほか、外務省、内閣府及び復興庁が主催して、「災害復興時の女性の活躍」に関するシンポジウムを開催した。

同会議において策定された「仙台防災枠組2015-2030」の検討に当たっては、我が国は様々な意思決定に女性のリーダーシップと参画の平等な機会の確保が必要であることを盛り込むよう国際社会に働きかけた。この結果、「仙台防災枠組2015-2030」には、我が国が主張した女性のリーダーシップ促進と女性が果たす役割について明記された。



「女性と防災」企画展の様子



パブリック・フォーラム
「災害復興時の女性の活躍」の様子

(4) 閣僚級ラウンドテーブル

3月15日～17日にかけて、5つの閣僚級ラウンドテーブル（円卓会議）が開催された。同会議では、それぞれ「災害後の復興：ビルド・バック・ベター（より良い復興）」、「防災のための国際協力とグローバル・パートナーシップ」、「災害リスクへの対処：課題の克服」、「都市災害リスクの削減」、「災害リスク削減への公共投資戦略」の5つをテーマとし、各国閣僚や国際機関の代表等が30名以上参加して、新たな防災枠組の推進に向けた取組やコミットメントについて意見表明や議論が行われた。

日	テーマ	概要
15 (日)	災害後の復興： ビルド・バック・ベター (より良い復興)	<p>クルトゥルムシュ・トルコ副首相が議長を務め、太田国土交通大臣やニュージーランド、マレーシア、中国、フランス等の閣僚等が参加し、災害からの「より良い復興」を実現する観点から、災害状況や災害後の復興の取組、予防的な災害対策に関する情報や知見の提供等について意見表明がなされた。</p> <p>太田国土交通大臣は、我が国がこれまで経験してきた阪神・淡路大震災、東日本大震災、水害等の教訓と、防災・減災のさまざまな取組について発言し、「最悪の事態も想定して、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策を行うこと」、「過去の教訓を活かし、より安全な地域づくりを進めるための予防的投資を行うこと」の重要性を強調した。</p>
15 (日)	防災のための国際協力と グローバル・パートナー シップ	<p>シン・インド内務大臣が議長を務め、岸田外務大臣やブラジル、カンボジア、韓国、ロシア等の閣僚等が参加し、災害リスク軽減のための新たな防災枠組における技術支援及び能力育成、国を支援するための国際協力とグローバル・パートナーシップの手順について意見表明がなされた。</p> <p>岸田外務大臣は、安倍内閣総理大臣の発表した「仙台防災協カイニシアティブ」に基づき、日本が重視する「3つの鍵」、すなわち、長期的視点に立った防災への事前投資、グローバル・パートナーシップ及び人間の安全保障のアプローチの理念に基づき、国際防災協力を進めていく決意を述べた。</p> <p>また、JICA理事長も出席し、防災の主流化の推進にあたり、リーダーシップやオーナーシップ、リスクアセスメント、防災投資等の重要性等を主張し、「仙台防災協カイニシアティブ」への支援を表明した。</p>
16 (月)	災害リスクへの対処： 課題の克服	<p>コルネホ・エクアドル危機管理庁長官が議長を務め、赤澤内閣府副大臣やインドネシア、ルクセンブルク、マダガスカル等の閣僚等が参加し、新たな防災枠組における、ガバナンスの一層の強化等に向けた取組等について、意見表明がなされた。</p> <p>赤澤内閣府副大臣は、日本が過去の幾多の災害から学んだ教訓、国民が防災への高い意識を持つ事の重要性について説明し、日本における取組として、「津波防災の日」を紹介した。また、「国・社会全体を挙げた取組の重要性」、「ソフト対策とハード対策の最適な組み合わせ」、さらに、災害被害を軽減するための「事前投資の重要性」を説明し、参加者からは日本の取組を評価する旨の発言があった。</p>
16 (月)	都市災害リスクの削減	<p>ゴードン・南アフリカ協調統治・伝統業務大臣が議長を務め、ウガンダやセネガル、ドイツ、ポルトガル等の閣僚等が参加し、都市部における災害リスク軽減に係る国や地方自治体の取組の成果等について、意思表明がなされた。</p> <p>日本からは、井戸兵庫県知事が出席し、阪神・淡路大震災の経験と教訓、防災未来センターの役割、兵庫県による国際防災協力等について説明し、また、自治体同士の連携協力の重要性について述べた。</p>
17 (火)	災害リスク削減への 公共投資戦略	<p>アラファト・ルーマニア内務大臣が議長を務め、チュニジアやマダガスカル、エジプト、パナマ等の閣僚等が参加し、防災の視点を取り入れた公共投資について成功事例を発表し、また強靱化に向けた公共投資を促進するための政府等の役割等について、意思表明がなされた。</p> <p>日本からは、橋本経団連防災に関する委員会共同委員長が出席し、東日本大震災の経験と教訓として、第一に従業員の家族を守ること、企業BCPの策定、共助の必要性等について言及し、また、経済活動に防災の視点を取り入れていくことの重要性を強調した。</p>



閣僚級ラウンドテーブルにて発言する
岸田外務大臣



閣僚級ラウンドテーブルにて発言する
太田国土交通大臣

(5) ワーキングセッション

3月14日～17日にかけて、「現行HFA優先行動の進捗」、「新たなリスク」、「ポストHFA実施に向けたコミットメント」及び「ポストHFA実施の加速化」の4テーマに沿って、専門家等が個別のテーマについて議論をする34のワーキングセッションが行われた。

日本からは、各省庁や地方自治体等が準備段階から積極的に参画し、半数以上のセッションに日本からのスピーカーが登壇し、東日本大震災をはじめとする幾多の災害から得た我が国の知見や技術、東日本大震災からの復興の現状や取組について各国等に発信する重要な機会となった。

日本が参画した主なワーキングセッションの概要については次のとおり。

日	テーマ	概要
14 (土)	技術的ハザード： リスク削減から復興まで	<p>技術的ハザードによる災害の、予防・準備・対応への統合方法や過去の災害から得た教訓の活用、リスク評価、ガバナンスの強化等について、日本やベラルーシ、マダガスカル、国際赤十字赤新月社連盟（IFRC）等のパネリストからの発表がなされ、教訓や取組等の共有がなされた。</p> <p>ベラルーシの大使からはチェルノブイリ事故について、マダガスカルの大蔵大臣からは化学事故削減への取組の紹介があった。</p> <p>日本からは、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）がパネリストとして登壇し、東京電力福島第一原発事故時に政府現地対策本部で対応にあたった際の経験を踏まえながら、我が国の教訓や知見、原子力防災の取組等について説明を行った。</p>
15 (日)	国・地方レベルの ガバナンスと開発計画 (HFA 優先行動1)	<p>政府・国の防災力強化のために必要なガバナンス構造に関する成果と課題を検討するため、兵庫行動枠組（HFA）（特に優先行動1）の推進状況を点検し、国・地方政府レベル及び国を超えた広域レベルでの効果的な防災体制の確立及び防災政策のあり方等について、日本やトルコ、インド等のパネリストからの発表や議論がなされた。</p> <p>日本からは、赤澤内閣府副大臣がパネリストとして出席し、国民の意識の向上、政府全体での防災の主流化、ソフト・ハードの最適な組合せ、事前投資の重要性について強調した。</p>
15 (日)	巨大災害からの教訓	<p>巨大災害とは何か、またどうすれば巨大災害による被害を減らすことができるかを明らかにするため、日本、チリ、中国、トルコ等の巨大災害から得た教訓の共有が行われるとともに、これまでの取組の振り返りと今後求められる施策について議論がなされた。</p> <p>冒頭挨拶では、西村国土交通副大臣より、東日本大震災の被害を概括した上で、「天災は忘れた頃にやってくる」を引用し、巨大災害の教訓を共有することの重要性等について述べた。</p> <p>また、気象庁長官がパネリストとして登壇し、東日本大震災時の地震情報・津波警報の発表状況を報告するとともに、頻度の低い巨大災害においても迅速かつ的確に情報発表できた背景について、観測から解析・情報発表・伝達までの一元的な処理、日々の作業や訓練を通じた担当者の技術向上がある旨説明した。</p>

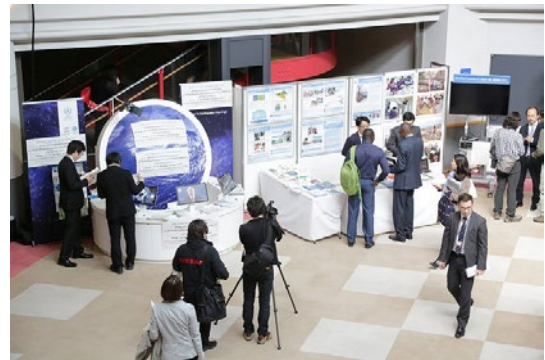
日	テーマ	概要
15 (日)	災害に強い文化遺産	<p>災害時に文化遺産が果たす役割、特に地域社会のレジリエンスへの貢献について、アフリカ世界遺産基金や先住民関係の国際研究機関の代表者を始め、日本、米国、イタリア等からの登壇者を得て、討議がなされた。</p> <p>日本からは、文化庁長官が登壇し、過去の震災の中で文化遺産が心の復興に寄与した事例を挙げると共に、災害発生時の初動体制や全国的な協力のネットワークの構築に着手したこと、歴史文化基本構想に基づき、平時には社会発展に、非常時には被害状況調査等に活用できるような文化遺産の目録を市町村が作成することを支援していることを紹介した。</p>
16 (月)	災害に強い文化を構築する教育と知識 (HFA優先行動3)	<p>兵庫行動枠組（HFA）のもと進められてきた、防災教育・知識の向上に係る取組について、日本（兵庫県）、キルギス、アルメニア、ナミビア等の経験と教訓の共有が行われ、強い政治的意思を醸成していく必要性、様々な関係者のパートナーシップの強化、コミュニティ主導のアプローチの重要性等について議論がなされた。</p> <p>日本からは、井戸兵庫県知事がパネリストとして登壇し、兵庫県では震災の記憶を忘れない、伝える、そしてそれを活かし、備えるというスローガンの下、様々な活動を推進し、防災に係る啓発を継続的に行っていること、また、知識が行動に結びつけられるよう、実践的な防災教育を行うことに留意している等、阪神・淡路大震災の経験をもとに兵庫県が行ってきた防災教育・啓発の取組を紹介した。</p>
16 (月)	地域リスクに取組むコミュニティ	<p>小規模で実施されている、災害に強いコミュニティの防災活動の実践が、より広範囲に普及していくことを目的とし、新たな防災枠組における防災力強化について、日本（岩手県）、フィリピン、チリ、レバノン等の優良事例の紹介がなされるとともに議論が行われた。</p> <p>日本からは、達増岩手県知事がパネリストとして登壇し、自治会、町内会、婦人会の役割、震災時の活動の様子等の紹介があった。また、岩手県がまとめた「防災・復興に関する岩手県からの提言」をもとに、若者や女性が復興の主役となり、地域コミュニティの再生に取組むことの重要性や、地域と連携した防災教育を通じて、自他の命を守り抜く態度を育むことの有効性等について強調した。</p>
17 (火)	建築基準を含む、災害リスク削減のための各種基準	<p>災害リスク削減のための各種基準について、日本、ユネスコ、世界銀行、ネパール国立地震技術研究所等のパネリストからの発表がなされた。</p> <p>日本からは、国土交通省住宅局審議官が出席し、地震国として関東大震災以降培ってきた近代の建築基準を紹介した後、建築基準法、建築士、建築確認検査制度、建築分野の研究、海外の実務者・研究者に対して実施している耐震研修について概要を説明した。</p>



ワーキングセッション（テーマ：国・地方レベルのガバナンスと開発計画）において
パネリストとして登壇する赤澤内閣府副大臣

(6) 本体会議場における展示

本体会議場内では、国連、9つのメジャーグループ、障害者グループ等の海外からの団体に加え、関係省庁や関係自治体（東京都及び兵庫県）、宇宙航空研究開発機構（JAXA：Japan Aerospace Exploration Agency）、独立行政法人国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）、NHKの協力を得て、本体会議場において展示を行った。日本政府からは、衛星観測技術（気象庁）やICT等の技術を用いた先進的な災害対策（総務省）や、阪神・淡路大震災（兵庫県）や東日本大震災からの復興への取組（復興庁）、防災に関する国際協力等のテーマに沿った展示を行った。本体会議場の外においても、総務省によるICTカー（災害時に被災地へ搬入して迅速に通信環境を構築し、通話やデータ通信を可能とする移動式ICTユニットを搭載した車両）や移動電源車、日産自動車による電気自動車などの屋外展示が行われるとともに、ICTカーが提供する無線LANのネットワークにより、会議参加者のインターネット接続環境に貢献した。また、参加者により、防災に関するトピックやプロジェクト等に関して15分間のプレゼンテーションが行われるイグナイト・ステージが設けられた。



本体会議場における展示の様子



本体会議場外における屋外展示の様子



イグナイト・ステージの様子

(7) バイ会談（二国間会談）

第3回国連防災世界会議には、首脳級25名を含む閣僚100名以上が参加したが、この機会を利用して、我が国の安倍内閣総理大臣や閣僚とのバイ会談（二国間会談）が実施された。安倍内閣総理大臣は、3月13日から15日にかけて、ケニア、タイ、トルクメニスタン、スワジランド、バヌアツ、ルワンダ、タンザニア、ジンバブエ、ミクロネシア、カンボジア及びキリバスの首脳と会談し、本世界会議の成功に向けた協力に加え、二カ国間の様々な協力関係の発展等について話し合うとともに、参加各国の副大統領から表敬を受けた。また、安倍内閣総理大臣は、潘基文国連事務総長と会談し、日本と国連との連携の強化等について話し合うとともに、参加国際機関の長等から表敬を受けた。山内閣府特命担当大臣（防災）、竹下復興大臣、高市総務大臣、岸田外務大臣、太田国土交通大臣も、それぞれ副大統領、副首相、関係閣僚等とバイ会談を実施した。

(8) 総理主催昼食会

会議初日である3月14日午後、安倍内閣総理大臣は、第3回国連防災世界会議に参加している首脳級の要人を招いての昼食会を開催した。

冒頭、安倍内閣総理大臣から、第3回国連防災世界会議への首脳級の参加は防災に対する国際社会の政治的コミットメントを示すものであるとして、ホスト国としての謝意を表明した。

その後、ゲストスピーカーとして、ジム・ヨン・キム世界銀行総裁より、バヌアツに被害を起しているサイクロンに言及した上で、防災が極度の貧困の撲滅と経済格差の是正を図る上で非常に重要であり、防災を国際的なアジェンダにし続けている安倍内閣総理大臣の個人的な政治的リーダーシップと日本の努力に謝意を表すとともに、現在、国際社会が直面する主要なリスクとしてエボラ出血熱のような感染症と自然災害を挙げ、いずれも事前の備えが重要である旨を述べた。また、特にポスト2015年開発アジェンダを採択する本年は、防災と保健という重要な課題に取り組む重要な機会であり、防災とユニバーサル・ヘルス・カバレッジの二つの分野における日本のリーダーシップに謝意を示した。

次に、ヘレン・クラークUNDP総裁より、「仙台防災協力イニシアティブ」を高く評価する旨、また、日本の「より良い復興」という基本的考え方に基づく防災協力を評価し、仙台の東日本大震災からの復興には勇気づけられる、防災は個別の対策をとるだけでは不十分であり、開発政策全体に浸透させていくことが必要である旨述べた。

なお、昼食会では、被災地の復興と仙台の魅力を発信するため、仙台の伝統工芸品「仙台箆笥」に盛りつけた料理が提供された。



主催昼食会において冒頭挨拶を行う安倍内閣総理大臣
(潘基文国連事務総長、スワジランド国王など首脳級の要人が出席)

(9) 日本政府主催歓迎レセプション

3月14日19時頃より、仙台ロイヤルパークホテルにて、第3回国連防災世界会議の参加者（政府、民間、市民団体など約1,000名）を招いて日本政府主催歓迎レセプションを開催した。

冒頭、安倍内閣総理大臣から挨拶を行い、参加者に対する感謝の意を表すとともに、東北6県の肉、魚、日本酒を取りそろえた食材ブースや、東日本大震災により店舗を失った寿司職人が地元の魚で握る寿司を紹介した。また、あわせて、2020年には、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることを紹介し、東北の復興を後押しする復興五輪として、世界の方々に日本を楽しんでもらう機会である旨アピールした。

続いて、潘基文国連事務総長より、日本政府によるレセプションへの謝意を表明した上で、第3回国連防災世界会議に参加している多数のジャーナリストに対して、いかに防災が重要かというメッセージを全世界に伝えていただきたいこと、また、東日本大震災の被災地である仙台の地で強力な成果文書に合意することにより、持続可能な開発、気候変動対策につながることを強調する旨の挨拶が行われた。

乾杯の挨拶において、山谷内閣府特命担当大臣（防災）より、「より良い復興」を目指す東日本大震災からの復興の努力を紹介し、復興の現状の視察や東北の美しさ、食、文化を堪能するため、被災地への訪問について呼びかけがなされた。

また、会場では、我が国の先進的な防災技術や東日本大震災からの復興などに関する記事が掲載された政府広報誌「We are Tomodachi 防災特集号」が配布されるなど、参加者に対して、日本の取組について発信がなされた。



日本政府主催歓迎レセプションの様子

コラム：グリーンカンファレンス

第3回国連防災世界会議においては、「グリーンカンファレンス」を目指し、様々な取組を行った。具体的な取組として、国連ISDRは会議での紙の使用を最低50%以上削減することを目標とし、本世界会議のウェブサイトですべての文書にアクセス可能とする「カンファレンスボックス」を設置し、ペーパーレス化を図った。日本政府は、ポータブルタブレット端末を持たない各国代表のために、会場でiPadをレンタルする等、会議のペーパーレス化に協力した。また、CO₂排出削減に関して、ホテルや会議会場間の移動には、シャトルバスの利用を推奨し、仙台市は電動のコミュニティサイクルである「ダテバイク」の無料貸し出しを行った。

会議最終日には、本世界会議においてペーパーレス化を推進し、カンファレンスボックスへは2,500以上のアクセスがあり、結果として約1,000万枚相当の印刷を節約することができたこと等が国連より発表された。

2-3 成果文書について

3月18日の深夜、全体会合の成果文書採択セッションが行われ、起草委員会で直前にまとまった、「仙台防災枠組2015-2030」及び「仙台宣言」の草案が同委員会共同議長から報告され、山谷議長はこれらの文書を全体会合に諮り、両文書とも全会一致で採択された。

山谷議長は閉会挨拶において、会議参加者や会議の運営にあたった全ての者に感謝の意を表するとともに、「仙台防災枠組」の下、地方、国、地域、グローバルレベルで災害リスク削減の取組を強化していくこと、新たな開発アジェンダや気候変動枠組に防災の視点が取り込まれるよう働きかけていくことを表明した。また、自助・共助の取組促進についても言及し、日本では、11月5日は「津波防災の日」として制定されており、国際的な津波防災の日の制定が、世界中の防災意識向上に資する旨提案した。

また、ワルストロム国連事務総長特別代表（防災担当）からは、今後15年間、仙台防災枠組を実施していくためには強力なコミットメントと政治的リーダーシップが必要と述べ、本会議の準備段階においてなされた88のコミットメントに加え、本会議を通じて、関係者によって新たに120の自発的コミットメントがなされたと述べた。



成果文書採択に向けた起草委員会の様子



成果文書採択セッションの様子



閉会式の様子

(1) 仙台防災枠組2015-2030

「兵庫行動枠組（HFA）2005-2015」の後継枠組として、期待される成果と目標、指導原則、優先行動、関係者の役割や国際協力等を規定した「仙台防災枠組2015-2030」が採択された。

仙台防災枠組は、期待される成果として、今後15年間において「人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済的・物理的・社会的・文化的・環境的資産に対する災害リスク及び損失を大幅に削減する」ことを掲げ、これを実現するために、「ハザードへの暴露と災害に対する脆弱性を予防・削減し、応急対応及び復旧への備えを強化し、もって強靱性を強化する、統合されかつ包摂的な、経済的・構造的・法律的・社会的・健康的・文化的・教育的・環境的・技術的・政治的・制度的な施策を通じて、新たな災害リスクを防止し、既存の災害リスクを削減する」ことをゴールとして追求することとしている。

これらの成果とゴールの達成に向けた取組の進捗状況の評価を促進するため、7つのグローバルターゲットが設定された。具体的には、2030年までに①死亡者数、②被災者数、③直接的経済損失、④重要インフラの損害を大幅に減少させること、2020年までに⑤防災戦略採用国を、2030年までに⑥開発途上国への国際協力、⑦早期警戒及び災害リスク情報へのアクセスを、大幅に増加させることである。こうしたターゲットが設定されたことにより、本年秋に策定されるポスト2015年開発アジェンダへの防災の明確な位置づけにもつながることが期待される。

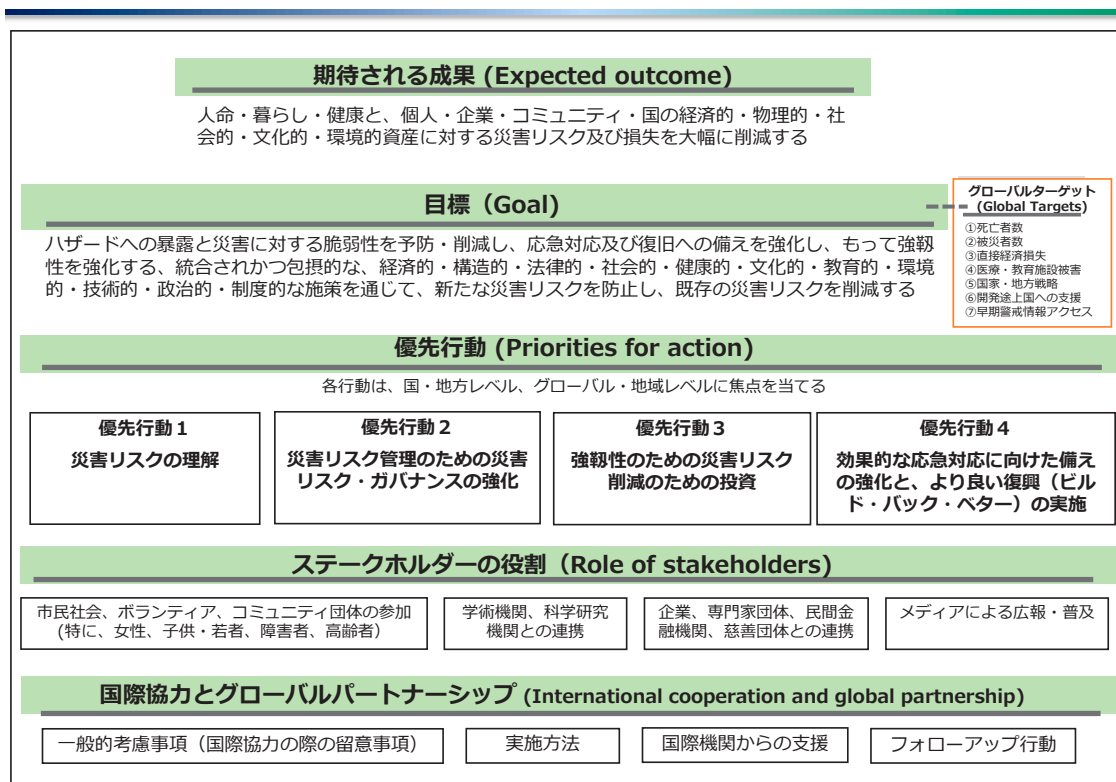
また、兵庫行動枠組（HFA）の5つの優先行動に代わるものとして、①災害リスクの理解、②災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化、③強靱性のための災害リスク削減への投資、④効果的な災害対応への備えの向上と、復旧・復興過程における「より良い復興（ビルド・バック・ベター）」の4つの優先行動が規定された。

さらに、様々な関係者（ステークホルダー）の参加や連携を促すための独立した章が設けられ、市民社会、学術・科学研究機関、民間企業、メディア等の果たすべき役割も規定されている。

総じてみると、仙台防災枠組には、我が国が本枠組策定の交渉段階から主張してきた、事前防災投資、より良い復興及び多様な主体の参画を得たガバナンスの重要性が十分に反映されており、かつ、兵庫行動枠組（HFA）の取組の課題であった、潜在的なリスク要因を削減するための取組が補強されており、評価できる内容となっている。

図表13 仙台防災枠組2015-2030構成

「仙台防災枠組2015-2030」



出典：内閣府資料

(2) 仙台宣言

仙台防災枠組の推進に向けて、各国の防災に対する政治的コミットメントを表明した、仙台宣言が採択された。

仙台宣言（仮訳）

1. 我々、第3回国連防災世界会議に参加した首脳、閣僚及び代表団は、2015年3月14日から18日の間、2011年3月の東日本大震災から力強い復興を遂げた日本の宮城県仙台市に集った。世界の多くの地域において増大する災害の影響とその複雑な問題を認識し、世界中で災害により失われる生命及び財産を減らすべく、我々は防災のための努力を強化する決意をここに宣言する。
2. 我々は兵庫行動枠組2005-2015：災害に強い国・コミュニティの構築が過去10年間に果たした重要な役割を高く評価する。その実施を通じて得られた経験の評価とレビュー及び検討を踏まえ、ここに仙台防災枠組2015-2030を採択する。我々は、今後の我々の努力を強化するための指針として、新枠組の実施に強くコミットする。
3. 新枠組の実現は我々及び将来の世代のために数十年後の世界を災害のリスクからより安全なものにしようとする我々の不断の努力にかかっていることを心に留め、我々は全てのステークホルダーに対し行動を起こすことを求める。
4. 我々は、第3回国連防災世界会議の開催について日本の人々、政府並びに仙台市に謝意を表明すると共に、グローバルな開発アジェンダの中で防災を推し進める日本のコミットメントに対し感謝する。

コラム：第3回国連防災世界会議における障害者に関する取組

日本政府は、仙台市、日本財団、国連ISDRとともに、第3回国連防災世界会議を「アクセシブル・カンファレンス（障害者も苦勞することなく会議に参加できる会議）」とすることを目指して、様々な取組を行った。

具体的な取組としては、施設のバリアフリー化、各セッションにおける日本語及び国際手話通訳、スクリーンへの日本語と英語字幕の表示、福祉車両や福祉バスの提供等を実施した。これらの取組により、本世界会議には約200名以上の障害者が参加し、関係者からは、今後の国連会議のスタンダードとすべきとの賞賛の声があるなど高い評価が得られた。

また、障害者に関する会議以外の一般的な国連の会議においては、これまで障害者グループの代表にステートメントの機会がなかったが、今回初めて全体会合において発言機会が確保され、全盲のタイの国会議員であるモンティアン・ブントアン氏がステートメントを行った。ブントアン議員は、各国が取り組む防災の行動枠組が障害者を含めインクルーシブなものであること、障害者にも平等なアクセスの保障や、障害者の防災政策への積極的関与の重要性に関する主張がなされた。

さらに、本体会議におけるワーキングセッションでは、「障害者の積極的参加－あらゆる主体の参加」をテーマに議論がなされたほか、関連事業においても障害者をテーマにしたシンポジウム等が開催された。

会議最終日に採択された「仙台防災枠組2015-2030」においても、障害者の重要性について明記され、今後の防災における障害者の取組を推進する上で、大きな成果が得られた会議となった。



全体会合におけるブントアン氏の
ステートメントの様子



手話通訳の様子

2-4 関連事業について

第3回国連防災世界会議の一環として、政府機関、地方自治体、NPO、NGO、大学、地域団体など、国内外の多様な主体による防災や減災、復興に関する取組等を広く発信する関連事業が、本体会議場の周辺会場等において開催された。

東北大学において、東日本大震災の経験や教訓を生かしたより良い復興や、新たな防災のあり方を展望する「東日本大震災総合フォーラム」が行われたのをはじめとし、約400のシンポジウムやセミナーが仙台市内や被災隣接県会場で行われた。また、防災や復興の取組を世界に向けて発信する大型展示である「東北防災・復興パビリオン」や、「世界の防災展」などの屋内・屋外展示が、せんだいメディアテーク等において実施された。また、災害時だけでなく、平時の快適性・経済性・環境性等にも貢献する、我が国の防災関連技術・製品を展示する「防災産業展」が夢メッセみやぎにおいて開催された。さらに、「市民協同と防災」と「女性と防災」をテーマとした、2つのテーマ館が設けられ、それぞれのテーマに基づき、シンポジウムやワークショップ、展示等が行われ、国内外の団体間の情報交換、交流の機会となった。

世界各国からの本体会議参加者に向けて、東日本大震災からの復興の現状や、より良い復興に向けた取組を発信するために、25コース42本のスタディツアーが開催されたほか、会議終了後には、東北各県の文化や食を体験するツアーであるエクスカージョンが5コース実施された。

(1) 東日本大震災総合フォーラム等シンポジウム・セミナー

日本政府及び第3回国連防災世界会議仙台開催実行委員会は、パブリック・フォーラムの中核事業として、より良い復興、新たな防災のあり方を展望する東日本大震災総合フォーラムを開催し、日本政府・実行委員会等の主催により、我が国の防災の展望や国土強靱化等の10テーマで実施された。

内閣府は、3月14日に「我が国防災の展望：究極の防災対策を目指して～兵庫から仙台、そして未来へ～」をテーマに、フォーラムを開催し、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の幾多の災害を契機に強化を図ってきた災害対策の取組を踏まえ、新たな防災枠組に向けた取組等について議論が行われた。

フォーラムでは、松本内閣府大臣政務官が開会の挨拶を述べたほか、東日本大震災からの復興状況や、震災をきっかけとした災害対策の取組等について、東北4県の知事・副知事から発表があり、また、企業、地方自治体、専門家、国際機関の代表者によるパネルディスカッションが行われた。

その他、仙台市内や青森県、岩手県、宮城県、福島県の会場において、関係省庁をはじめ、国内外の様々な団体により、東日本大震災から得られた教訓や復旧・復興に向けた取組、世界各国の防災に関する取組等に関し、約400にのぼる大小さまざまなシンポジウムやセミナーが開催された。

図表14 総合フォーラム一覧

セッション	日程		主催	テーマ
第1セッション	3月14日 (土)	13:30～ 15:00	内閣府	我が国防災の展望：究極の防災対策を目指して ～兵庫から仙台、そして未来へ～
第2セッション		15:30～ 17:30	消防庁	地震、津波、土砂災害等における消防団、 地域住民の役割
第3セッション	3月15日 (日)	10:00～ 12:00	仙台市	メディカルフォーラムin仙台 ～東日本大震災時の医療活動の実践と今後の展望～
第4セッション		13:30～ 15:30	復興庁	東日本大震災からの復興の現状と取組 ～“新しい東北”の創造～
第5セッション		16:30～ 18:30	国土交通省、 日本土木学会、 水と災害ハイレベル・ パネル	激甚化する巨大自然災害にどう立ち向かうか ～命を守り、社会経済活動の壊滅的被害を回避す るために～
第6セッション	3月16日 (月)	10:00～ 13:00	内閣官房国土強靱化 推進室	国土強靱化 ～私たちは次の世代に何を残すべきか～
第7セッション		15:00～ 18:00	文部科学省、国内 ユネスコ国内委員会、 宮城教育大学	持続可能な開発のための教育を通じた防災・減災 の展開 ～より良い子どもたちの未来に向けて～
第8セッション	3月17日 (火)	10:00～ 12:00	独立行政法人 国際協力機構(JICA)	天災は忘れたころにやってくる ～日本の防災文化と知見を世界へ - 防災国際協力～
第9セッション		14:30～ 18:00	仙台市災害廃棄物等 処理フォーラム実行 委員会	巨大災害発生時における災害廃棄物対策 ～事前の備えと官民連携による迅速な復旧～
第10セッション	3月18日 (水)	14:30～ 17:00	仙台市、第3回国連 防災世界会議仙台開 催実行委員会	復興と防災を支える市民のちから

出典：内閣府資料



総合フォーラム会場の様子



総合フォーラムにおいて挨拶を行う松本内閣府政務官



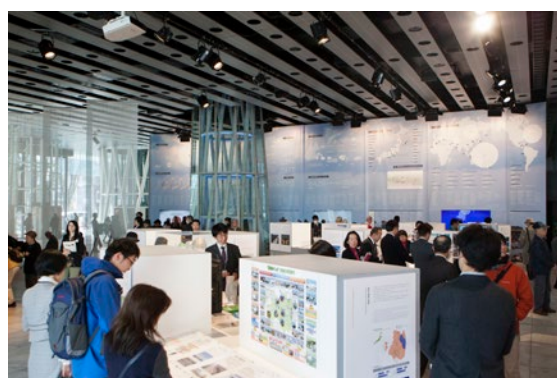
パネルディスカッションの様子

(2) 東北防災・復興パビリオン、世界の防災展

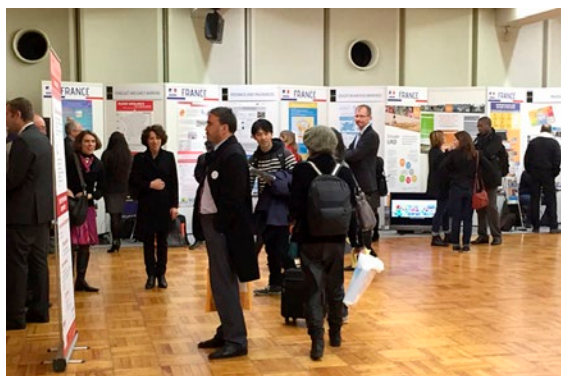
せんだいメディアテーク1階では、青森、岩手、宮城、福島の被災4県及び仙台市が「東北防災・復興パビリオン」として、防災、復旧・復興に関する展示を行い、東日本大震災の経験や教訓を世界へ発信するとともに、東北・仙台の未来を広くアピールした。

また、せんだいメディアテークや市民会館、仙台市情報・産業プラザ（AER内）等では、約200以上の国内外の団体が、「世界の防災展」として、ブース展示やポスター展示を行い、防災活動や復興の取組を紹介し、延べ約4万人以上の来場があった。

さらに、勾当台公園では屋外展示として「防災のひろば」が開催され、消防訓練や車両展示、音楽ステージ、ブース展示や体験コーナー等、家族で楽しみながら、防災・減災について体験ができる機会となり、延べ約5万人の来場があった。



せんだいメディアテークにおける「東北防災・復興パビリオン」の様子



世界の防災展の様子（せんだいメディアテーク5階（右）、仙台市民会館（左）



屋外展示の様子

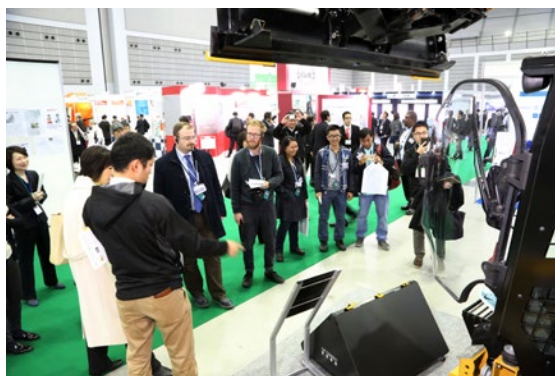


展示の様子（仙台市情報・産業プラザ（AER内））

（3）防災産業展 in 仙台

内閣府、宮城県及び日刊工業新聞社は、3月15日～17日に「防災産業展 in 仙台」を夢メッセみやぎにて開催した。本展示会には、わが国最先端の防災技術・製品が、一堂に会し、「伝えよう、未来に教訓と備えを」をテーマに、建設・機械・エネルギー・IT・通信・食品・物流など幅広い分野から、160社・団体が出展し、延べ約6千人が来場した。

また、3月16日には「防災産業シンポジウム」が開催された。「防災産業の発展と防災力向上に向けて」をテーマに、行政との連携も含め、企業に求められる役割について、基調講演、パネルディスカッションが行われた。第1部では、防災産業展出展企業から非常時だけでなく平時も有用な技術や各社の取組の紹介があり、第2部では、防災産業の発展と防災力向上に向けて、我が国が取り組むべき課題等について基調講演及びパネルディスカッションが行われた。



防災産業展の様子

（4）スタディツアー

会議開催期間中、本体会議参加者に、半日～1日の日程で、津波被災地や福島第一原子力発電所、仮設住宅等の被災地を視察してもらい、東日本大震災の経験や教訓、復興の現状等を発信することを目的に、スタディツアーが実施された。計画された25コース42本のツアーは全て催行され、延べ635人が参加し、東北における「より良い復興」の現場や防災、防災教育、復興の取組への多様な主体の参画を、自らの目で見体感する機会となった。

図表15 実施されたスタディツアー一覧

	スタディツアー名（上段） 主な視察先（下段）	企画・運営	会期中の 催行回数	旅程
1	津波への備え・多重防御見学コース 仙台東部沿岸（かさ上げ道路、荒浜地区、津波避難タワー等）	仙台実行 委員会	5	半日
2	津波被災地における自然の再生 蒲生干潟、南蒲生地区（居久根）、海岸公園冒険広場		2	
3	津波被災地における農業の復興 農業園芸センター、排水機場、養液栽培施設（植物工場）		2	
4	レジリエントな都市インフラ 南蒲生浄化センター、ガス局港工場		1	
5	津波被災した小学校の校舎内視察 荒浜小学校		2	
6	レジリエントで、地球に優しいまちづくり 田子西地区（エコモデルタウン）		1	
7	津波被災地・石巻における、人々のなりわいの復興 日和山公園、石巻市内工場、門脇小学校、復興情報交流館等		1	
8	東北大学ガイドツアー 東北大学各キャンパス		4	
9	民間セクターによる災害リスク軽減～津波被災地のビール工場から学ぶ～ 麒麟ビール仙台工場		2	
10	子どもたちへの防災教育 仙台青陵中等教育学校		1	
11	障がい者インクルーシブな防災教育 宮城教育大学附属特別支援学校	仙台実行 委員会	1	半日
12	民間セクターによる災害リスク軽減～防災訓練を体験する～ 青葉通まちづくり協議会、藤崎		1	
13	津波被災地・閑上の復興 閑上地区、日和山、メイプル館（名取市）		1	
14	津波被災地・閑上の復興（朝市コース） ゆりあげ港朝市（名取市）		1	
15	津波よけ「千年希望の丘」と住民主体の防災まちづくり 千年希望の丘、メガソーラー、玉浦西地区		2	
16	官民連携による災害リスク軽減の取組み 色麻町、積水ハウス東北工場		4	
17	荒砥沢 大規模地すべり災害の爪痕 -岩手・宮城内陸地震の教訓- 荒砥沢ダム、ハイルザーム栗原、栗原消防署	1	1日	
18	復興ふくしま ～津波被害からの復興と漁業の取組～ 相馬港、復興交流支援センター、復興公営住宅、和田いちご園（相馬市）	福島県	1	1日
19	復興ふくしま ～食の安全安心～ 農業総合センター（郡山市）、酒蔵（二本松）、学校給食センター（福島市）		1	
20	最新技術を用いた復興の加速化と震災の伝承 希望の架け橋・奇跡の一本松（陸前高田）、大船渡津波伝承館	岩手県	1	1日
21	「釜石の奇跡」と自治体水平補完 釜石市鶴住居地区、遠野市総合防災センター等		1	

	スタディツアー名（上段） 主な視察先（下段）	企画・運営	会期中の 催行回数	旅程
22	千年に一度の町づくり～歴史に学んだ女川原発の安全対策～ 石巻魚市場、女川町地域医療センター、女川原子力発電所等	宮城県	1	1日
23	トモダチ作戦と奇跡の復旧～仙台空港と事業継続マネジメント～ 仙台空港、仙台港、夢メッセみやぎ、JX日鉱日石エネルギー		1	半日
24	福島第一原子力発電所の視察 福島第一原子力発電所	資源エネルギー庁、 福島県	3	1日
25	教訓の伝承と三陸鉄道の取組 釜石市、三陸鉄道乗車（釜石～大船渡）、三陸鉄道復旧現場	岩手県	1	1日

出典：内閣府資料



津波への備え・多重防御見学コースの様子



津波被災した荒浜小にて元校長の話聞く参加者



仙台市立青陵中等教育学校を訪れるツアー



津波被災地名取市閑上にて語り部の体験談を聞く参加者



復興ふくしま ～食の安全安心～ツアーの様子



(5) エクスカーション

会議終了後、本体会議参加者及びその配偶者に、東北地方の豊かな自然や文化等を体験してもらうエクスカーションが、3月18日～20日に東北4県で5コース実施された。本エクスカーションには、各国から38名が参加し、伝統工芸品の絵付けや茶道、最上川舟下りなどを体験するとともに、平泉の世界遺産などの歴史的建造物を見学し、東北の文化や歴史、自然に触れてもらう良い機会となった。また、南三陸町防災庁舎跡などの被災地視察をはじめ、震災から復興した酒造を見学し、作り手による復興への取組等に関する説明を受けたり、復興した魚市場で水揚げの様子を見学したりした。

図表 16 実施されたエクスカーション一覧

エクスカーション名（上段） 主な視察先（下段）		企画・運営	催行回数	旅程
1	リアスの復興と、津波に耐えた奇跡の湾	宮城県	1	1泊 2日
	塩竈（神社・酒蔵・寿司）、松島（観光船・瑞巖寺・こけし絵付け）、 気仙沼（魚市場・リアスアーク美術館）、南三陸（復興商店街）			
2	世界遺産と世界で最も美しい湾	岩手県 宮城県	1	1日
	松島（観光船・瑞巖寺等）、平泉（毛越寺・中尊寺等）			
3	大自然の芸術品樹氷鑑賞と、雪国の伝統文化体験	山形県	1	
	蔵王温泉（樹氷・山形舞子）、最上川舟下り、銀山温泉			
4	復興ふくしま～震災から立ち上がる福島県～	福島県	1	1泊 2日
	新地町、和田いちご園、復興交流支援センター、JA福島、民家園、 農業総合センター、デコ屋敷、酒蔵、文化財センター等			
5	復興ふくしま～創造と伝統の融合～	福島県	1	
	除染情報プラザ、カーちゃんの力、農業総合センター、 再生可能エネルギー研究所、會空、鶴ヶ城、嘉永蔵等			

出典：内閣府資料



茶道体験をする参加者の様子

コラム：パブリックフォーラム

第3回国連防災世界会議期間中には、仙台市内のみならず、青森県、岩手県、宮城県、福島県の会場においても、防災・減災、復興に関する様々な取組をテーマにシンポジウムが開催された。例えば、岩手県では、「文化財と防災」をテーマにシンポジウムが開かれ、各国の代表者や県内外の有識者など約160名が集まった。シンポジウム後には、世界文化遺産である平泉「中尊寺」の視察が行われ、平泉町立長島小学校消防クラブによる歓迎演奏が行われたほか、中尊寺における防災の取組に関する説明や放水実演などが行われた。



中尊寺における放水実演

コラム：ボランティア団体による連携の動き

東日本大震災の際、多くのボランティアが被災地に駆け付けたものの、支援団体間の連携不足や行政と支援団体との連携不足など災害対応に関する課題が浮き彫りになった。

このような課題に対処し、今後の国内災害において効果的な災害対応が行われるよう、現在、「震災がつなぐ全国ネットワーク」や「ジャパン・プラットフォーム」など国内の幾つかの支援団体を中心として、大災害発生時の連絡・調整窓口となる新しい組織づくりについて検討する動きが進められている。

国連防災世界会議期間中の3月15日には、仙台市にて、災害支援に関わるNPOやNGO、支援団体、社会福祉協議会、行政機関の職員などを対象に「災害時における支援調整の仕組みを考える～新たな官民連携・コーディネーション機能構築に向けて」と題するパブリック・フォーラムが開催された。

パブリック・フォーラムでは、米国の全米災害救援ボランティア機構（NVOAD：National Voluntary Organizations Active in Disaster）から海外での支援調整の事例の発表が行われたほか、研究者、支援団体代表、経済界代表などにより、国内における連携調整の仕組みづくりに関するパネルディスカッションが行われるなど活発な議論が行われた。

今後も、引き続き、支援団体間のネットワークの強化、行政との関係構築など様々な点について議論が重ねられる予定である。

2-5 会議のフォローアップ

仙台防災枠組の推進のための国際防災協力については、第3章で詳述するが、枠組の進捗に関するグローバルな進捗管理や、今回明確に位置づけられた「よい良い復興」の推進に関して必要な取組について述べる。

(1) 会議成果の実施とフォローアップ

仙台防災枠組の推進には、その達成状況を適切にフォローアップする仕組みが重要であり、今回新たに設けられた7つのグローバルターゲット（global targets）のモニタリングやその手法の改善、新たに設けられた優先行動の進捗を計る指標の開発が課題である。そのため、これらの取組も含め国連ISDRの活動への支援や、併せて、こうした取組に資する国際的な災害統計手法の整備が必要である。

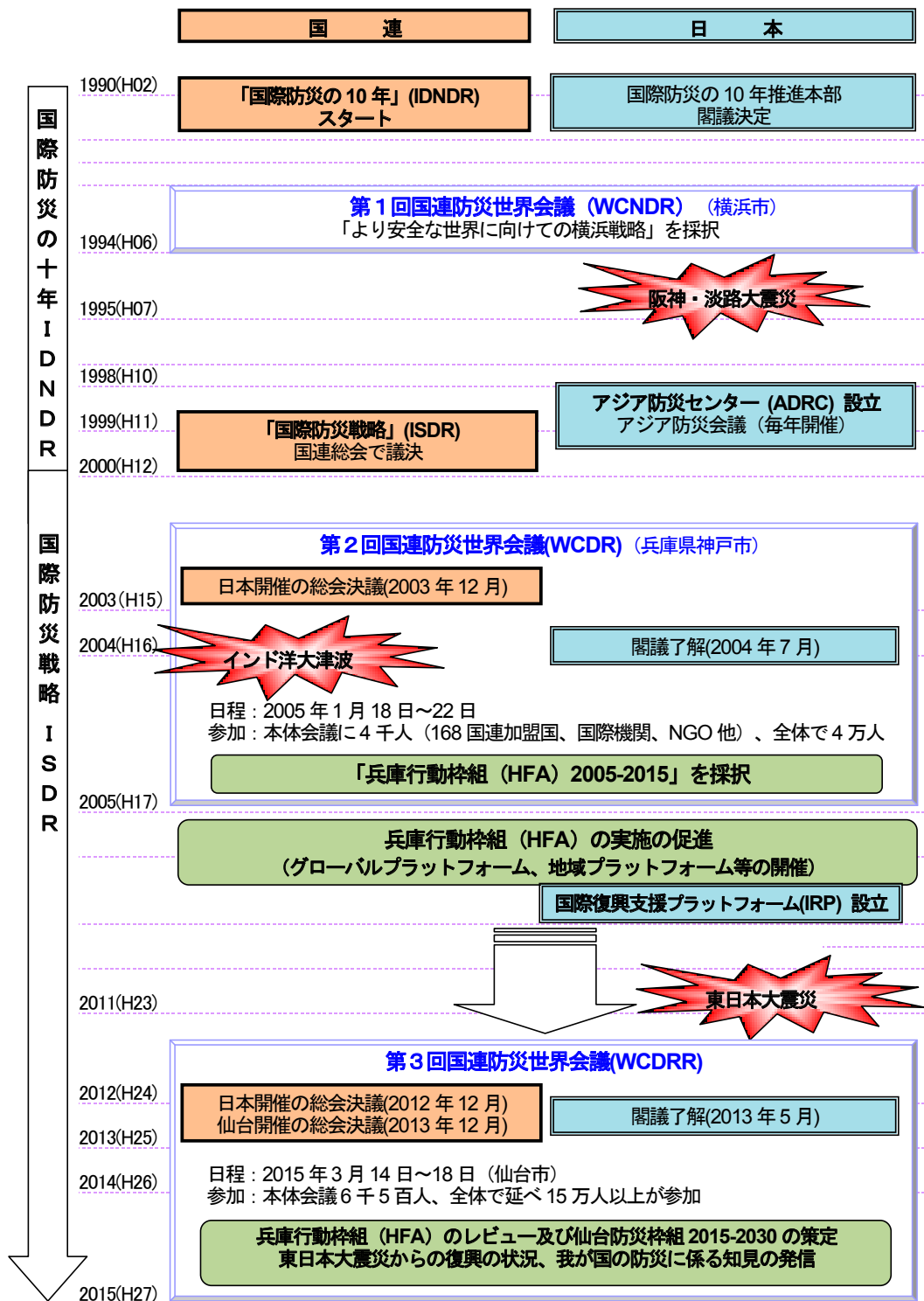
また、政府としては、国連防災世界会議のフォローアップとして、山谷議長が閉会式で提案したとおり、国連において11月5日を「世界津波の日」として制定することを目指して、各国の理解と賛同を得るべく働きかけている。

(2) 「より良い復興」の普及に向けた国際協力の推進（IRP活動への支援）

2005年の第2回国連防災世界会議の際には、開催地である兵庫県の阪神・淡路大震災からの復興の取組も活かし、災害後の復興に関する様々な知見を集約・発信する国際復興支援プラットフォーム（IRP）（第3章において詳細を記述）を立ち上げた。

第3回国連防災世界会議についても、東日本大震災から4年経過したタイミングで、被災地の東北・仙台で開催し、世界各国からの参加者に対し、同震災からの復興の現状や取組を発信したところである。本会議が終了した後も、その熱気を絶やさず、同震災からの復興の進捗や「より良い復興」に向けた取組を継続的に国際社会に発信し、普及していくことが重要である。そのために、IRPがこれまで培ってきたスキームを活かしつつ、これら優良事例の収集・発信、復興人材育成などの活動を仙台・東北の地で展開するとともに、そのための体制づくりの強化が必要である。

図表17 国連防災世界会議の経緯



出典：内閣府資料

国連防災世界会議と我が国の国際防災協力「国際社会における「防災の主流化」を目指して」

コラム：第3回国連防災世界会議への参加者の声

【国連ISDRウェブサイト等より抜粋】

- ・ こういうイベントはとても重要だ。世界会議で行われている交渉は外交官同士による政府間のプロセスであるものの、この場に来て、被災者の痛みとリスク削減に向けた行動力を感じることは必要だと思う。行動とは、人が行動すると決意しているからこそ、示されるものなのだ。
(インドとミャンマーで活動する防災NGOメンバー)
- ・ 地域の人々が自らの経験を互いに話し合い、また世界の人々に向けて発信するいい機会だと思う。
(日本 地方自治体職員)
- ・ 国連防災世界会議は、地域と国際社会が互いに話を聞き合う非常に貴重な機会を提供している。日本は、災害リスク削減及びより良い復興（ビルド・バック・ベター）のための革新の最先端にいる。また、消防隊が子供向けの活動を行うなど、ここでは本当に素晴らしいことが行われている。防災は、楽しみながら取り組めることでもあるのだ。（国際機関職員）
- ・ この会議には大きな野心をもって臨み、会議に参画し、高いレベルからも認識してもらえた。100ものフォーラムに行くことができ、また若者が勇気もらえる。世界会議が特徴的であるのは、若者が参加し、特定の分野について、いかに新たな防災枠組に貢献できるかを語ることができたという点にある。とても前向きな気持ちで帰ることができる。我々の声がきちんと聞き入れられた。
(若者と防災に関するネットワークNGOメンバー)
- ・ 災害リスク削減はすべての人が関与すべきことである。仙台で開かれた国連防災世界会議を、未来の希望にあふれた世代のため、我々世界のリーダーが災害への強靱性の新たな方向性を示す機会としようではないか。
(バヌアツ共和国大統領)

【ゲオルギエヴァ欧州委員会副委員長 Twitterより引用】

- ・ イベントを成功させたいですか？ ぜひ日本で開催を！ WCDRR（国連防災世界会議）のように、大きなことから小さなことまで気の利く完璧なホストです。



第3章 我が国の様々な国際防災協力

第1節 我が国の国際防災協力の概要

第2章で見た通り、本年3月に開催された第3回国連防災世界会議において、世界各国の防災の取組指針は、2005年に策定された「兵庫行動枠（HFA）」から、「仙台防災枠組2015-2030」に引き継がれた。今後15年間は、仙台防災枠組を推進していくことが、国際社会にとって、そして防災分野で世界をリードしてきた我が国にとっての責務となる。

このため、我が国は、本会議において安倍内閣総理大臣が発表した「仙台防災協力イニシアティブ」に則って、ソフト支援、ハード支援、そしてグローバルな協力や広域協力の推進を効果的に組み合わせ、今後4年間で、防災関連分野で計40億ドルの協力、4万人の人材育成を実施し、国際社会における「防災の主流化」に貢献していく（図表18）。

また、従来から実施している、国連など国際機関を通じた多国間協力、アジアにおける地域協力、政府間の協力等により、国際防災極力を積極的に推進していく。これらの活動について、以下の項で紹介する。

コラム：「防災の主流化」とは

第3回国連防災世界会議に際し、日本政府は「防災の主流化」の重要性を訴えかけてきたが、改めてその意義について考えてみる。

「主流化」とは、国際社会では、例えばgender mainstreamingという用例で、ジェンダーの視点をあらゆる政策に反映させることによりジェンダーの政策を広めていくという意味で使われている。防災の文脈では、第1章の国連防災世界会議の流れで見た通り、特に災害による被害を事前の対策により軽減させる取組、すなわち災害予防の取組をあらゆる政策に反映させ、普及させることが、「防災の主流化」の第1の意義である。災害はひとたび発生すればあらゆる分野に影響が及び、あらゆる政策において事前の備えをしておかなければ、災害被害の軽減は図れない。我が国においては、全ての関係閣僚がメンバーである中央防災会議のもとに、関係省庁、公共機関、地方自治体等による防災体制を構築しており、世界各国においても、全ての関係者が平時から防災に取り組む体制づくりが必要である。

また、兵庫行動枠組（HFA）の点検により、優先行動4「潜在的なリスク要因を削減する」取組が遅れていることが明らかになったが、こうした災害リスクとは、不適切な土地利用や都市開発によって生じており、特に開発途上国においては、開発段階から災害リスクへの配慮を統合し、強靱な都市づくり、地域づくりを行っていくことが、貧困と災害発生の悪循環から抜け出す意味でも、必要である。すなわち、あらゆる開発の政策に防災の視点を反映させることも「防災の主流化」の意義である。開発への国際協力については、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）が基本方針とされてきたが、この目標には防災の位置づけがなされていない。2015年秋の国連総会において採択されるポスト2015年開発アジェンダに防災の視点を盛り込むことは「防災の主流化」のために必須である。また、同じく2015年冬にCOP21において新たな気候変動枠組条約が策定されるが、特に島嶼国や沿岸部を有する国においては気候変動の影響により災害リスクの増加が懸念されており、気候変動への適応策として防災の視点が盛り込まれることも重要である。

さらに、災害予防対策には、災害発生後の応急対策に投入される資金と比べ、資金が集まらず、そのための対策が進まないという課題があり、「防災の主流化」を進めるには、事前の防災への投資が災害発生後の復旧・復興に比べてはるかに費用対効果が高いということについて理解を広める。

第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組においては、こうした「防災の主流化」を推進するため、防災の数値的な目標が盛り込まれるとともに、事前防災投資や、災害発生後の復興段階における抜本的な災害予防施策、すなわちビルド・バック・ベター、そして、政府だけでなく、多様な関係者がそれぞれの役割を十分に発揮して、関係者全員で防災に取り組むガバナンスの考え方が十分に盛り込まれた。これらの施策が国際社会において実施されていくことが「防災の主流化」につながる。そのために、我が国は、防災分野のリーダーとして、引き続き国際防災協力を積極的に推進していく。

図表18 仙台防災協カイニシアティブの概要

仙台防災協カイニシアティブ

1 基本的考え方

- ◆ 災害は、貧困撲滅と持続可能な開発に対する障害であり、人間の安全保障に対する脅威。
- ◆ あらゆる開発政策・計画に防災の観点を導入する「**防災の主流化**」が重要。ポスト2015年開発アジェンダにも防災が明確に位置づけられることが資源動員の観点から重要。
- ◆ 本年中の合意が求められている気候変動交渉においても、「**適応**」への取組に大きな関心。防災分野での確固たる取組は、気候変動交渉にも貢献する。
- ◆ 日本は、防災先進国としての知見と技術を世界に共有しながら、国際社会と共に、災害に負けない強靱な社会を構築していく。

2 基本方針

- ◆ 防災政策については、兵庫行動枠組の時代(過去10年)の経験も踏まえ、以下の3点を重視。
 - ①**長期的視点に立った防災投資**
災害後の緊急対応・復旧よりも、事前の防災投資の方が費用対効果が高く、持続可能な開発に資する。
 - ②「**より良い復興(Build Back Better)**」
災害後は、災害に強い国・地域づくりのための抜本的な措置を実施する契機。
 - ③**中央政府と多様な主体の連携**
中央政府を中心として、地方自治体、民間企業、NGO/CSO、国際機関・地域機関等、ネットワークによる対応。
- ◆ 協力の実施に当たっては、以下の視点を念頭に置く。
 - ①**人間の安全保障**のアプローチと女性の参画推進(女性、子ども、高齢者、障害者への配慮・参画)
 - ②**気候変動の影響への適応**の観点も踏まえた協力(防災協力は気候変動への適応に資する)
 - ③**日本の知見・技術**を、現地の実情に合わせて活用(官民連携、自治体連携等)

→ 具体的措置として、①ソフト支援、②ハード支援、③グローバルな協力と広域協力の推進を効果的に組み合わせて実施。

3 具体的施策

2015～18年の4年間で、防災関連分野で計40億ドルの協力、4万人の人材育成を実施

柱① ソフト支援

法・制度・体制構築支援、防災に関するシステム整備のための技術協力・人材育成等を行う。

- ◆ 防災関連法令(災害対策基本法、土地利用関連法令、建築基準法等)
- ◆ 防災基本計画、治水計画マスタープラン、都市計画マスタープラン、国土・土地利用計画、都市計画・関連制度等
- ◆ 政府(中央政府・地方自治体)の防災部門の設置・体制づくりの支援・強化
- ◆ 国際的防災・緊急人道対応に向けた官・民・NGO連携システム構築・強化支援
- ◆ 災害リスク評価(ハザードマップ作成、気候変動適応研究支援等)
- ◆ 災害の観測、予測、予警報のための技術(情報通信技術(ICT)、地球観測(宇宙技術)・地理空間情報含む)
- ◆ コミュニティ防災、防災教育
- ◆ 防災政策立案及び緊急災害支援(国内・国際)のための人材育成・訓練・技術移転
- ◆ 防災における女性のリーダーシップ推進のための研修

柱② ハード支援

日本の技術・工法を生かして、事前の防災投資としての経済社会基盤整備(「質の高いインフラ」)、被災後の復興支援。

- ◆ 災害予防のための洪水対策、土砂災害対策、高潮対策、植林を含む森林整備等
- ◆ 災害の観測、予測、予警報のために必要な人工衛星、情報インフラ基盤の整備
- ◆ 建造物の性能補強(耐震、耐風等)
- ◆ 防災関連機材の供与
- ◆ 災害に強い交通施設・ライフライン施設・公共施設、防災に係る通信施設等の整備
- ◆ 被災後の緊急支援、復旧・復興支援

柱③ グローバルな協力、広域協力

UNISDR・IRPへの支援強化に加え、災害状況、社会・文化的背景、脆弱性が類似の国に対し広域の協力を実施。

- ◆ モニタリングやその手法の改善、指標の開発支援
- ◆ 国際的な災害統計整備支援
- ◆ 東北における取組を含めた「より良い復興」の優良事例の情報発信、復興人材育成活動やそのための体制づくり
- ◆ 広域的な制度・体制づくりの取組(センチネルアジア、アジア防災センター、AHAセンター等)への支援
- ◆ 気候変動対策支援(緑の気候基金(GCF))
- ◆ 各地域の地域的協力と我が国が実施する二国間協力の連携

出典：外務省資料

第2節 国連などの国際機関を通じた防災協力

国際社会における防災をめぐる議論の進展を踏まえつつ、緊急対応、災害予防、復旧・復興のそれぞれについて、国際的なメカニズムを担う組織や体制、そのための我が国の支援について述べる。

2-1 緊急対応への支援 ～OCHAを通じた調整メカニズム～

災害発生時の緊急支援では様々な国際機関が各々の分野ごとに緊急支援を行っているが、それらの全体調整を国連人道問題調整事務所（OCHA：Office for Coordination of Humanitarian Affairs）が行っている。第1章でも触れているが、1971年の国連総会決議によって国連災害救援調整官事務所（UNDRO）が設立され、その後、冷戦終了後に世界各地で地域紛争が勃発する中、1991年の国連総会決議によって、紛争によって生じた事態への支援調整も担当する国連人道支援局（DHA）へと改組され、その後1998年の国連組織改革を経て、現在の組織体制に至っている。

災害への対応については当該政府が行うことが原則であるが、その能力を超えた災害が発生した場合、国際社会に対して支援の要請がなされ、概ね以下のようにOCHAによる国際支援の調整が行われる。

① 災害発生時における本部/現地における国際人道支援活動の総合調整

- ・ 災害発生国の要請を受け、国連災害評価調整（UNDAC：UN Disaster Assessment and Coordination）チームを被災国に派遣し、当該国の国連チーム、政府と連携しながら、現場の状況や支援ニーズを把握する。
- ・ OCHAでは、現地情報を元に、災害状況レポート（Situation Report）を発行し、ドナーを含む国際社会に、緊急支援ニーズや支援実施状況等を知らせる。
- ・ OCHAを含め、様々な国際機関の当該災害への支援活動等に係る情報を災害支援ウェブ（ReliefWeb）に掲載し、国際社会における情報共有を図る。
- ・ 多岐にわたる大規模な支援が必要な場合には、それらを緊急アピール（Flash Appeal）としてとりまとめ、ドナーから緊急支援資金の動員を図る。
- ・ また、初期対応として、国連中央緊急対応基金（CERF：Central Emergency Response Fund）等から、緊急対応に必要な資金を人道支援機関に速やかに提供する。

② 平時における災害対応調整メカニズムの維持・発展

- ・ UNDACチームに登録されている世界各国の要員の訓練や要員拡大のために研修を実施したり、開発途上国の緊急対応能力の向上や意識啓発を図る取組を実施したりしている。

また、2016年には、初の世界人道サミットがトルコ（イスタンブール）にて開催される予定であり、それに向けて、我が国は、インドネシア及びOCHAとともに、北・南東アジア地域準備会合を平成26年7月に東京においてホストした。

我が国からOCHAへの平成26年度（2014年度）の拠出金は、約860万ドルである。

2-2 災害リスク削減のためのメカニズム ～国連国際防災戦略（UN/ISDR）の活動～

第1章において国連防災世界会議の経緯を振り返った通り、世界各地で繰り返される災害の悲劇をできるだけ事前の取組によって減少させるため、1990年代を「国際防災の10年」とする国連総会決議を経て、国際社会における災害予防のためのメカニズムが設立された。2000年代に入り、その活動は国際防災戦略（ISDR）へと引き継がれ、その防災戦略は、2005年の第2回国連防災世界会議において「兵庫行動枠組（HFA）」が、そして、2015年の第3回国連防災世界会議において「仙

「仙台防災枠組2015-2030」が策定され、ジュネーブにある国連ISDR事務局は、その世界会議事務局として機能してきた（より詳しくは第1章及び第2章を参照されたい）。今後は、「仙台防災枠組」の推進に向けて、新たに盛り込まれた7つのグローバルターゲットや、世界各国の防災の取組の進捗のモニタリングを実施していくことが課題である。

また、国連ISDRでは、様々な防災意識啓発活動を行っており、例えば、自治体をターゲットとした都市防災キャンペーンの展開、世界防災白書（GAR：Global Assessment Report on disaster risk reduction）の作成などを通じて、世界の防災戦略の推進に貢献している。

我が国は、平成26年度において、国連ISDRの活動を支援する経費として約134万ドルを拠出している（国連防災世界会議関連経費分を除く）。

2-3 国際復興支援プラットフォーム（IRP）

2005年の第2回国連防災世界会議の際には、開催地である兵庫県の阪神・淡路大震災からの復興の取組も活かし、災害後の復興に関する様々な知見を集約・発信する国際復興支援プラットフォーム（IRP：International Recovery Platform）を立ち上げた。

これを踏まえて、2005年5月、我が国をはじめUNDP、ISDR、OCHA、国際労働機関（ILO）、アジア防災センター、世界銀行、国際赤十字赤新月社連盟（IFRC）等の機関の連携により、災害後の復興に関する様々な知見を集約・発信する国際支援の枠組であるIRPの活動を展開していくことが確認され、兵庫県がHAT神戸（神戸東部新都心）に活動の拠点を提供し、兵庫行動枠組に基づく国際的な復興支援の活動が開始された。

IRPは、被災後の円滑な復興を支援するためのネットワークと枠組の充実を図ること、復興に関する教訓の発信や復興に向けた共通手法・仕組みを開発すること、被災後の復興計画・構想策定に助言や支援を行うこと、より長期の開発計画と確実に連携しながら各国の復興への対応力を高めることなどを目的に活動を行っており、年1回の国際復興フォーラムの開催や復興ガイダンスノートの作成、人材育成ワークショップの実施等に取り組んでいる。

平成27年（2015年）1月には、兵庫県神戸市において11回目となる国際復興フォーラムが開催され、「世界各地から防災の英知が兵庫に集結、大規模災害からの復興を語る」をテーマに、36か国、27機関、179名の防災関係者が活発な意見交換等を行った。

我が国は、平成26年度において、IRPの活動を支援する経費として、国連ISDRへの拠出金を通じて支援しているほか、国際復興フォーラム開催経費を支援している。（平成26年度：国連拠出金からの支援22.5万ドル、国際復興フォーラム開催経費約750万円）

今後は、「仙台防災枠組」に明確に位置づけられた「より良い復興」を世界各地で推進していくために、優良事例の発信や類型化、これまでの蓄積を生かした助言や支援の活動を強化していくこと、また、そのための体制整備が課題となっている。

「より良い復興（ビルド・バック・ベター）」とは

「より良い復興」(ビルド・バック・ベター)とは、災害の発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靱な地域づくりを行うという考え方である。潜在的な災害リスクを削減するには、できるだけ災害リスクの低いところに住宅を作ることや、都市の構造そのものを強靱にしていく必要がある。災害からの復興段階は、災害から得た教訓を生かし、被災後は、土地利用や構造的な対応など抜本的な対策を取るチャンスでもある。

我が国ではその自然的な条件から多くの災害に見舞われているが、その度に同じような災害に遭わないような対策を講じており、「より良い復興」の考え方を古くから実践してきた。その具体的な最近の事例を以下に2例紹介する。

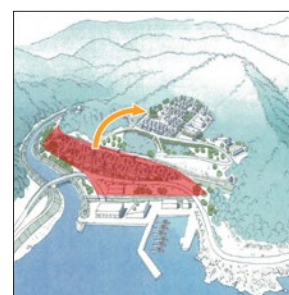
1995年に発生した阪神・淡路大震災は、人口集中地域で発生した直下型の地震であり、全壊した住宅だけでも10万棟を超える被害が発生した。しかしながら、震災後、関係者の懸命の取組により、建物の耐震化など震災に強いまちづくりが行われており、また、これを契機に、全国的に住宅や公共施設の耐震改修が進んでいる。

また、2011年に発生した東日本大震災の被災地では、一例として、宮城県震災復興計画の理念において、「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」や「『復旧』にとどまらない抜本的な『再構築』」、「壊滅的な被害からの復興モデルの構築」などが挙げられており、高台への集団移転や防潮堤の嵩上げ、防潮堤の整備と併せ内陸部の幹線道路にも堤防機能を付与する等の多重防御などの取組が行われている。

こうした「より良い復興」の考え方は、2013年にフィリピンに甚大な被害をもたらした台風ハイエンからの復旧・復興でも活かされている。日本政府は、フィリピン政府に対し、ハザードマップの策定、土地利用計画や災害に強い街づくり等の中長期的な計画立案を支援した。また、沿岸部の公的建造物については、平常時は1階を日陰のある運動場・集会所として利用し、災害時には2階を避難所として活用する計画となっている。これらの日本の支援を受け、フィリピン政府の復興計画書の表紙には、「Build Back Better」の文字が明確に記載されている。日本発の「より良い復興」の取組が世界にも広がっている。



阪神・淡路大震災後、街の安全性を向上させながら創造的な復興を遂げる
(写真提供：神戸市)



「津波被害に脆弱な地域を高台に移転させるイメージ」資料提供：復興庁

コラム：第7回世界水フォーラム

2015年4月12日から17日、韓国大邱市・慶州市において第7回世界水フォーラムが開催された。世界水フォーラムは、フランスに本部がある世界水会議とホスト国が主催する世界最大級の水に関する国際会議であり、2003年の第3回は京都・滋賀・大阪で開催されている。今回は、「Water for our future」をテーマとして、168カ国から4万人以上の参加のもと、水災害対策を含め、水に関する様々な課題について集中的な議論がなされた。日本からは、太田昭宏国土交通大臣が閣僚級円卓会議「統合水資源管理」の議長を務め、高橋ひなこ環境大臣政務官が閣僚級円卓会議「持続可能な水管理と生態系の保全」において発表を行った。

12日に開催された水と災害に関する特別セッション（主催：HELP（注））においては、「人々の水への想いをかなえる－科学技術を通じた水と人の関わり」と題した皇太子殿下のビデオメッセージによるご講演が行われた。また、同セッションでは、ハン・スンス防災と水に関する国連事務総長特使をはじめ、閣僚、国際機関代表等の参加者により、水災害対策の世界的な取組推進の必要性が議論されるとともに、各国の大災害対応の教訓を取りまとめた「水政策ジャーナル特別版」（<http://www.iwaponline.com/wp/017S1/S1/default.htm>）が発表された。

閣僚会議で採択された閣僚宣言においては、ポスト2015年開発アジェンダに水に関する目標を含めることへの支持や、第3回国連防災世界会議の成果を踏まえ、水災害への備えや強靱性を強化すること等が強調された。

*HELP（水と災害ハイレベル・パネル High-level Experts and Leaders Panel on Water and Disasters）：水災害の削減に向けて各国・国際機関が強調して活動する国連の体制づくりを目指し、2013年6月に設立された国際パネル。水災害分野をリードする各国閣僚級、国連機関の代表等から構成（<http://www.wateranddisaster.org/>）。



水と災害に関する特別セッションにおける
皇太子殿下のビデオメッセージ
(宮内庁HPより)

第3節 アジア・太平洋地域における防災協力

3-1 アジア防災センターの活動

アジア防災センターは、1994年の第1回国連防災世界会議で採択された横浜戦略において位置づけられた「災害情報の収集・提供を行う地域センター」構想を踏まえつつ、1995年に発生した阪神・淡路大震災の教訓をはじめ、我が国の災害教訓をアジア地域と共有するため、アジア各国との閣僚級会合、専門家会合による検討を経て、平成10年7月に、兵庫県神戸市に設立された。平成27年6月現在、アジアを中心とする30か国のメンバー国と5か国のアドバイザー国とのネットワークを有するとともに、国連ISDRをはじめとする様々な国連機関、国際機関等と積極的に連携して活動している。

「防災情報の共有」、「メンバー国の人材育成」、「コミュニティの防災力向上」、「メンバー国、国際機関、地域機関、NGOとの連携」を4つの柱として活動を行っている。

平成26年度は、メンバー国政府の防災関係職員8名を客員研修員として招聘したほか、各国政府職員等への研修の実施、第6回アジア防災閣僚級会議（於：バンコク）への参加、大規模災害発生に伴う人工衛星による緊急観測要請18件への対応を行った。

また、平成26年11月には、インドネシアで将来的に地震及び津波の発生が危惧されるジャワ島西部に位置するスカブミと、2004年にスマトラ沖地震で被害を受けたバンダアチュにおいて、それぞれの地区の住民100名を対象にアンケートと市街地調査を実施し、それぞれの地区の防災対策の現況や住民の意識、避難訓練の実施状況等を調査した。

さらに、平成27年3月15日には、第3回国連防災世界会議の関連事業として、仙台市において「アジア防災会議2015」を開催し、メンバー国や国際機関から180名が参加した。同会議は、2003年以降、内閣府及び国連ISDRと共催し、アジア防災センターのメンバー国を中心としたアジア諸国の防災施策に関する情報交換等を目的として毎年開催されてきたものである。今回は第3回国連防災世界会議がまさに実施されている中での開催となったため、メンバー国の災害の経験と兵庫行動枠組（HFA）の推進状況及び新たな防災枠組への期待等について集中的に議論が行われた。

3-2 APECにおける防災協力

アジア太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）は、アジア太平洋地域の21の国と地域が参加する経済協力の枠組であり、経済規模で世界全体のGDPの約5割、世界全体の貿易量及び世界人口の約4割を占める。APECは、経済協力の枠組であると同時に、その域内は世界有数の災害発生地域でもあるため、自然災害は各国の持続的発展にとっての阻害要因であるとの認識に基づき、近年のAPECでは、防災分野は重要な分野の一つに位置づけられている。APEC内では、2004年12月に発生したインド洋地震・津波への対応として、2005年に設立されたタスクフォースを前身として、メンバーエコノミーにより緊急事態準備作業部会（EPWG：Emergency Preparedness Working Group）が組織され、APEC域内の防災能力の向上と域内連携の推進を目的とし、年1～2回程度開催されている。また、APEC首脳会議を始めとする各分野の閣僚級会議と同様に、毎年、域内での持ち回りにより、APEC防災担当高級実務者会合（SDMOF：Senior Disaster Management Officials Forum）が開催され、APEC域内での災害事例や防災対策に関する情報共有・意見交換を実施している。

平成26年8月には、中国・北京において、第8回APEC防災担当高級実務者会合が開催された。本会合においては、「防災分野における科学技術の強化」をテーマに、応急対応や復旧における効率性強化のための科学技術の活用等について議論が行われ、日本政府からは、東日本大震災からの復旧・復興における科学技術の活用や東北の復興状況、第3回国連防災世界会議開催の準備等について紹介した。

国境を越えた企業活動の事業継続体制の確保

2011年タイの洪水では、日系企業400社以上が浸水被害を受け、現地の生産委託先の工場や部品メーカーが生産活動を停止した。その結果、例えば、デジタルカメラの新製品の発売が約2か月半の延期を余儀なくされたり、現地の自動車生産工場が約半年間、生産休止に追い込まれるなど、経済面に大きな影響を与えた。また、日本で発生した東日本大震災が国内外の経済活動にサプライチェーンを通じて大きな影響を与えたことから、海外に拠点を構える日本企業のみならず、外国の企業・政府機関にも、自然災害が多く発生する日本における事業継続への取組手法に関心が高まっている。

内閣府は、2013年8月に事業継続ガイドライン第三版を公表したが、海外に対して我が国の事業継続に係る知見の積極的発信が不可欠と考え、2014年6月に同ガイドラインの英訳版を作成した。その他、2013年にアジア防災センターが東日本大震災の経験を踏まえ、アジア諸国の中小企業向けのBCPガイドブックを作成、共有している。

3-3 その他アジア・太平洋における国際防災の取組

(1) 太平洋・島サミット

我が国と太平洋島嶼国の絆を強化するために1997年から開催されている太平洋・島サミットの第7回会合（PALM7：The Seventh Pacific Islands Leaders Meeting）が、2015年5月に福島県いわき市で開催された。安倍内閣総理大臣とパラオ大統領の共同議長の下、17か国の首脳等が参加し、防災、気候変動、環境等の7つの分野に焦点を当てつつ協力を進める「福島・いわき宣言-共に創る豊かな未来-」を採択するとともに、安倍内閣総理大臣から、今後3年間で550億円以上の支援提供と、4千人の人づくり・交流支援を行うことを表明した。

(2) 東アジア首脳会議

東アジア首脳会議（EAS：East Asia Summit）は、東アジア地域及び国際社会の重要な問題について、首脳間で率直な対話を行うために、2005年に発足した。現在は、ASEAN10か国に日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド、米国、ロシアを加えた18か国が参加している。

防災は、EASの優先協力分野の一つとされており、2014年11月に行われた第9回EASでは、安倍総理から2015年3月に仙台市で第3回国連防災世界会議を開催することが述べられた。

(3) 台風委員会

台風委員会（TC：Typhoon Committee）は、国連のアジア太平洋経済社会委員会（ESCAP：Economic and Social Commission for Asia and the Far East）と世界気象機関（WMO：World Meteorological Organization）のもとに、アジア太平洋地域における台風による被害の軽減を図るため1968年に設立された政府間組織であり、気象作業部会（WGM：Working Group on Meteorology）、水文作業部会（WGH：Working Group on Hydrology）、防災リスク軽減作業部会（WGDRR：Working Group on Disaster Risk Reduction）、研修・研究調整部会（TRCG：Training and Research Coordination Group）、諮問作業部会（AWG：Advisory Working Group）から構成されている。現在は、14の国と地域（中国、香港、マカオ、フィリピン、日本、韓国、北朝鮮、ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、マレーシア、シンガポール、アメリカ）が加盟している。毎年総会及び統合ワークショップを開催し、活動の取りまとめや今後の活動の方向性等について議論している。

(4) ASEAN諸国との連携・協力

① 日ASEAN交通連携プロジェクト

国土交通省では、日本とASEANの交通分野の協力枠組である「日ASEAN交通連携」の下、様々な協力プロジェクトを実施している。その一環として、平成25年以降、「交通分野における防災協力推進プロジェクト」として、ASEAN各国交通担当省の専門家を日本に招聘し、交通分野における防災対策の知見を共有するための専門家会合を開催している。加えて、日本とASEAN各国の交通分野における防災対策の優良事例集を策定中であり、平成27年中に完成予定である。

また、同交通連携プロジェクトの一環として、日ASEAN港湾技術者会合を実施しており、平成27年からは、港湾防災をテーマとし、東日本大震災の教訓をASEAN各国と共有し、ASEAN各国が港湾防災に係る取り組みを実施する際に参照可能な「港湾防災ガイドライン（仮称）」のとりまとめに向けて3カ年計画で実施している。

② ASEAN諸国の国土強靱化に関する国際シンポジウムへの参加

内閣官房国土強靱化推進室では、平成27年4月に、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA：Economic Research Institute for ASEAN and East Asia）が主催する国土強靱化シンポジウムに出席し、我が国の国土強靱化に関する知識・経験をASEAN諸国に広め、諸外国の理解の増進、国際貢献の推進を図った。

(5) アジア・太平洋地域で災害関連情報を共有する「センチネルアジア」の推進

「センチネルアジア」は、アジア太平洋地域の国々が有する衛星の観測データを活用して同地域の防災・減災へ貢献することを目的として、文部科学省及び宇宙航空研究開発機構（JAXA）が主導するアジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF：Asia-Pacific Regional Space Agency Forum）の平成17年会合において立ち上げが決定された。平成27年4月現在、25か国・地域の81機関と15国際機関が参加している。アジア防災センター（ADRC：Asian Disaster Reduction Center）や衛星保有国・地域（インド、タイ、韓国、台湾、シンガポール）の各機関との連携により、災害国からの要請に応じてWebサイトを通じて衛星観測データを提供する仕組みを構築している。平成26年には、12月にインドネシア中部で発生した土砂被害に対して、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2：Advanced Land Observing Satellite-2）による観測画像を我が国から提供するなど、計18回の緊急観測対応が行われた。

(6) 環太平洋インタープリメント2014の日本開催

国土交通省では、洪水、土石流、地すべり、雪崩などによる災害の防止・軽減に関する学術的な研究について推進・普及を図ることを目的に、総合的な国際学会である環太平洋インタープリメントを平成26年11月に奈良県で開催し、世界25の国・地域から約290名が参加した。日本の優れた砂防技術を紹介するとともに、各国の災害やその対策について、基調講演、口頭発表やパネルディスカッション等を行い、今後国際社会が取り組むべき研究開発のあり方を提言としてとりまとめた。

世界銀行東京ハブ（日本-世界銀行防災共同プログラム）の設立

防災は、世界銀行が掲げる、一世代の間に極度の貧困をなくし、繁栄を共有するという二つの目標達成にとって欠かすことができない重要な分野である。

世界銀行は、世界中で最も脆弱なコミュニティが気候変動と自然災害の脅威を軽減できるようにするため、防災グローバル・ファシリティプログラム（GFDRR：Global Facility for Disaster Reduction and Recovery）を立ち上げ、兵庫行動枠組（HFA）の基本理念に沿って活動してきた。

さらに、日本の防災に関するノウハウや専門性を活用した支援を強化するため、我が国と世界銀行は、平成25年4月に、「日本-世界銀行防災共同プログラム」の立ち上げを発表し、翌年2月に、世界銀行の東京事務所に、同銀行の防災支援の拠点「東京防災ハブ」が設立された。東京防災ハブでは、世界銀行本部の地域局や、世界各地の世界銀行各国事務所等と連携しながら、日本の行政機関、企業、研究者などが保有する防災に関する知見や技術と開発途上国のニーズとのマッチングを促進し、開発途上国における防災関連プロジェクトの設計・実施支援、世界各地域及び日本国内の防災研究拠点を結ぶネットワークの構築・維持、広報活動等を実施している。

第4節 二国間等防災協力

4-1 日本の海外に対する緊急災害支援

我が国の経験を海外の災害救援に活かすため、1970年代後半に医療チームの派遣を中心とする国際緊急援助活動が始まった。1987年に「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（通称JDR法）の施行及び1992年の改正により、救助チーム、医療チーム、専門家チーム、自衛隊部隊の派遣が可能となっており、これらの4チームを災害の種類や規模、被災国の要請に応じて、個別、または複数のチームを組み合わせる形で派遣している。我が国の国際緊急援助隊・救助チームは、国連による評価において、最高分類であるHeavyの評価を受けている。さらに、緊急無償資金協力の実施や緊急援助物資の供与も行っている。

平成26年度では、例えば、外務省において、平成27年3月に発生したバヌアツにおけるサイクロン被害や同年1月にモザンビークで発生した洪水被害等に対して、JICAを通じて、被災者の当面の生活を支援するために必要な緊急援助物資の供与を行った。また、平成26年9月に発生したインド北部及びパキスタン北東部における洪水被害等に対する緊急無償資金協力を始め、台風、地震等に対する災害復興及びその被害軽減のための無償資金協力を行った。

平成27年4月25日に発生したネパールにおける地震に対しては、緊急援助物資としてテント、毛布の供与、約16億8000万円の緊急無償資金協力を行った。また、国際緊急援助隊・救助チーム（外務省（1名：団長）、警察庁（23名）、消防庁（17名）、海上保安庁（14名）、JICA（15名）の合計70名）を被災地に派遣し、捜索救助活動を実施するとともに、国際緊急援助隊・医療チーム（第一次隊46名、第二次隊34名）を派遣し、被災地において医療支援を実施した。さらに、国際緊急援助隊・自衛隊部隊（医療援助隊）（114名）が被災地において診療等を実施した。

4-2 日本の災害予防・復興分野での国際協力

我が国は、国土の地理的条件や気象的条件から、過去から地震、津波、洪水、高潮・高波、がけ崩れ、火山の噴火、土石流、豪雪等、あらゆる自然災害に晒されてきており、幾多の災害を経験して培った知識・制度・技術がある。これらの知見を活用し、外務省によるODAとして、JICAが中心となり、例えば、河川関係であれば国土交通省、情報通信関係であれば総務省、農業関係であれば農林水産省等、各実働省庁の協力も得つつ、開発途上国の災害対策の向上に貢献している。我が国による防災分野の協力は、組織・制度づくりからハード対策、復興支援に至るまで、幅広い範囲をカバーしていることが特徴であり、且つHFAの5つの優先行動にも沿った形で協力を行ってきた。中でも、優先行動4「潜在的なリスク要因の軽減」に関する協力を多く実施してきており、ソフト・ハード両面の対策を開発途上国において導入するなど貢献してきた。今後も、HFAの後継枠組として策定された「仙台防災枠組2015-2030」を念頭に置きつつ、「災害によって繰り返される貧困サイクルからの脱却」と「災害リスクの軽減による持続的な発展の実現」を目指し、様々な分野の開発において防災の視点を取り入れる「防災の主流化」を通じて、災害に強いレジリエントな社会づくりへの支援を行っていく。

コラム：防災技術の海外展開

長年、自然災害の脅威と向き合ってきた我が国は、これまでの災害発生やその対策で得られた経験や技術を多数有しており、これを活用して、開発途上国の災害対策の向上に貢献してきた。

例えば、インドネシアでは、インド洋大津波の後、国家防災能力強化のため、国家防災庁の設立及び国家防災計画の策定支援を行った。また、地方の防災能力強化のために、国家防災計画に基づいた地域防災計画の策定を支援したり、コミュニティレベルの防災活動のパイロット的な実施を行ったりした。さらに、こうした活動の中で得られた知見や教訓をコミュニティから地方、さらに中央へとフィードバックすることにより、トップダウン、ボトムアップ両方からの防災能力の強化を図った。

フィリピンでは、日本政府は、マニラ首都圏を流れるパッシグ・マリキナ川の洪水対策を長年にわたり行ってきた。その際、台風などによる災害リスク要因を分析し、災害軽減のために構造物対策、非構造物対策を組み合わせ、事業を行ってきた。2009年にマニラ首都圏を襲った台風の際には、日本の協力により建設された放水路を運用することにより、下流部のダウンタウンに流れ込む水量を制御し、経済的・社会的被害の防止に貢献した。

ペルーでは、大きな地震が度々発生し、津波災害のリスクも高くなっている一方、津波観測のための潮位計の数が少なく、津波警報の住民への伝達にも課題を抱えている。このため、日本政府は潮位計測システムの整備を進めるとともに、ペルーに導入されている日本方式の地上波デジタル放送を活用し、日本で行われているものと同様の緊急警報伝達システムの構築に必要な支援を行っている。これにより、地震や津波の早期警報の伝達が可能となり、ペルーの災害被害の軽減に資することが期待される。



日本の技術を活用した砂防施設整備（インドネシア）
写真提供：JICA



日本製の潮位計測システムが導入された港（エルサルバドル）写真提供：JICA

4-3 政府間の様々な防災協力

(1) 防災体制に係る協力

① 内閣府と米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）との連携

内閣府は、米国連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）のワシントン本部や訓練施設への訪問、ニューヨークにおけるFEMAの地方機関からのブリーフィング、APEC防災担当高級事務者フォーラムなどの機会を利用して、我が国の東日本大震災、米国のハリケーン・サンディ災害など日米の過去の災害経験や教訓、防災組織体制、人材育成・研修等について意見交換を行ってきた。

両機関の災害対策における協力を促進し、情報共有と知識交換の枠組の構築を目指すことを目的として、平成26年12月に内閣府とFEMAとの間で協力の覚書が署名された。さらに、平成27年1月の国際復興フォーラムにおいて、赤澤内閣府副大臣がFEMAジーマン副長官と対談し、また、同年5月には山谷内閣府特命担当大臣（防災）がFEMAフューゲート長官と対談するなど、政策対話を図っている。



山谷大臣とFEMAフューゲート長官の対談の様子

② 日中韓防災担当閣僚級会合

平成20年の「第1回日中韓首脳会議」における「三国間防災協力に関する共同発表」に基づき、2年に1度、日中韓三か国が持ち回りで「防災担当閣僚級会合」を開催しており、平成21年に我が国で第1回会合を開始したのを皮切りに、第2回会合を平成23年に中国で、第3回会合を平成25年11月に韓国で開催した。

第3回会合においては、我が国からは、内閣府副大臣、中国からは民政部副部長、韓国からは消防防災庁長官が出席した。同会合では、内閣府副大臣から、三国間の災害に関する経験や知識の共有等の重要性等について発言するとともに、防災における技術と情報の共有、教育と訓練等の協力体制の強化を確認する共同声明がとりまとめられた。また、第3回国連防災世界会議の成功に向けて、両国の閣僚級の出席等、協力を依頼した。次回会合は平成27年に日本で開催される予定である。

また、本枠組の下、三国相互の支援提供・受入れ能力の向上のために、日中韓三国防災机上演習を実施している。第1回演習を韓国で実施した後、第2回演習は、平成26年3月に東京で実施し、日中韓各国政府の関係機関が参加し、東京で大規模地震が発生したとの想定シナリオの下で、三国間の効果的・効率的な支援・受援の方法について議論を行った。本演習を通じて、平時からの三国間での防災協力の推進や関係者間のネットワークの強化等の重要性が確認された。第3回演習は、平成27年4月に、中国・北京で実施し、中国で大規模な災害が発生したという想定の下、机上演習を行った。

③ 国土交通省とEU防災総局との協力

平成25年3月の国土交通省とEU防災総局間の書簡の交換に基づき、双方の防災体制の充実を目的として、専門家・実務者による知識・経験に係る情報交換を実施している。情報交換の対象は、防災に係る統治システム、リスク評価・早期警戒・警報、応急対応、人材育成や啓発、大規模災害時の応急対応等、防災に係る幅広い分野をカバーしている。これまでに、2回の閣僚級会合及び3回の専門家・実務者による会合を開催するとともに、相互の防災訓練等への人員派遣等の交流を実施している。

④ アジア国際消防防災フォーラムの開催

近年アジア諸国では、経済発展・都市化などが進み、消防防災体制の拡充の必要性が高まっている。消防庁では、そのアジア圏内各国を対象に、その国の消防防災能力の向上に資するため、我が国の消防技術・制度・体制等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを平成19年度から開催している。平成26年度は、9月にカンボジア王国プノンペン市において本フォーラムを開催し、消防力の強化、消防職員の人材育成や火災予防制度等について情報共有や活発な意見交換を行うとともに、我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する取組の一つとして、日本の企業による消防製品の紹介・展示を行った。

(2) 我が国の防災技術の海外展開の促進（防災協働対話）

国土交通省では、我が国の防災に関する優れた技術や知見を活かし、アジアを中心とする新興国等の防災機能の向上に寄与するとともに、我が国の防災技術の海外展開を図ることを目的として、両国の産官学が一体となった継続的な協力体制の構築を平成25年より実施している（現時点の対象国は、ベトナム、タイ、ミャンマー、インドネシア、トルコ、南アフリカ）。各国における現地調査や個別打合せ等によるニーズ把握、ワークショップ等による継続的な意見交換を踏まえ、パッケージ型のソリューションを提案することを目指している。

また、国内の産学官の連携・調整の強化のため、産学官が参画した「日本防災プラットフォーム（JBP：Japan Bosai Platform）」と連携しつつ活動を進めている。

(3) 地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）

文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）及び外務省・JICAは、我が国の優れた科学技術とODAとの連携により、開発途上国における地球規模課題の解決につながる国際共同研究を推進するSATREPS（Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）を実施しており、防災分野では15カ国との間で16件の共同研究を実施している。具体的には、チリにおいて同国政府機関等との協力の下、実施している「津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究」では、津波被害予測手法・早期警報手法等の開発及び市民などに対する東日本大震災の教訓に基づく啓蒙活動等に取り組んでおり、平成26年4月にチリにおいて発生したマグニチュード8.2のイキケ沖地震に伴う津波の際には、住民の早期避難が実現している。さらに、平成26年7月の安倍総理のチリ訪問時には、研究を総括する独立行政法人港湾空港技術研究所とチリ国の関係5機関との間で、中南米全体を視野に入れた研究を推進するための覚書に署名した。

(4) 開発途上国における森林の防災・減災機能に着目した森林管理の推進

農林水産省では、開発途上国において適用可能な森林の有する土壌保全機能や水源涵養機能等の効率的な評価手法を確立することにより、災害への強靱性の向上、安定的な水資源の確保等が図られるよう、国連食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization）への拠出を通じたフィールド・プロジェクトを平成25年度より実施している。今回開発された評価手法を森林管理の現場に普及させるため、ネパール、ベトナム、メキシコの3カ国においてワークショップを開催した。

(5) 原子力防災における国際協力：日中韓の原子力防災訓練への参加協力

日本、中国、韓国の原子力規制機関が、原子力安全に関する共通の課題や技術の向上のために有益な情報交換や意見交換等を行うため、「日中韓上級規制者会合（TRM：Top Regulators Meeting）」が設立された。TRMの取組の一環として、日本、中国、韓国が自国で原子力防災訓練を実施するときは、他の二国をオブザーバーとして招待し、訓練について意見交換を行うこととしており、平成26年11月に韓国の古里原子力発電所で実施された防災訓練に日本の原子力規制庁と中国の規制機関の担当者が参加した。また、緊急時に三国間で情報を共有する体制の構築も進めている。

(6) 移動式ICTユニット（MDRU）を用いたITUとの共同プロジェクト

東日本大震災での教訓を踏まえて、総務省は、災害時に被災地へ搬入して通信を迅速に応急復旧させることが可能な通信設備「移動式ICTユニット（MDRU：Movable and Deployable ICT Resource Unit）」の研究開発を実施した。

平成26年度から、総務省は、国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）及びフィリピン科学技術省と協力して、大規模な台風の被災地であるフィリピン・セブ島の市庁舎等にMDRUを設置して、無線LANのネットワークを利用した通話やデータ通信等を行う実証実験を実施している。

コラム：地方自治体による国際防災協力の取組～兵庫県の事例

兵庫県は、阪神・淡路大震災からの復興にあたり、単に震災前の状態に回復するだけでなく、21世紀の成熟社会を拓く「創造的復興」を目指した施策や事業を展開してきた。

その中で、震災時に海外から多くの支援をいただいたこともあり、震災の経験、教訓の内外への発信や地方自治体レベルの国際防災協力を重点的に取り組んでいる。



人と防災未来センター

(人と防災未来センターの整備・運営)

震災の経験や教訓を内外に発信する拠点として、人と防災未来センターを国と協力して整備・運営しており、海外からも多くの来館者を受け入れている。同センターは震災資料の収集、保存、展示を行う震災博物館機能に加え、実践的な防災研究を行う調査研究機能、災害対策専門人材の育成・研修機能、災害時に現地支援を行うアドバイス機能を有しており、センターの研究員を国内外の被災地に派遣することにより、震災の経験と教訓を災害対策の現場に活かすなど、防災・減災に関する国際的な拠点となっている。

(国際防災・人道支援拠点の形成)

国連人道問題調整事務所（OCHA）、国連国際防災戦略（ISDR）、世界保健機関（WHO）、国際復興支援プラットフォーム（IRP）、アジア防災センター（ADRC）、JICA等の国際防災関係機関を誘致し、人と防災未来センターを中心に国際防災・人道支援協議会（DRA: Disaster Reduction Alliance）を組織して連携強化を図っている。また、これらの国際防災関係機関と協力して、海外の被災地への復旧・復興の専門人材派遣や海外からの研修員受入れなどを実施しており、トルコ・ブルサ県に人と防災未来センターをモデルとした防災教育施設「ブルサ防災館」が整備されるなど、震災の教訓や復興の取組が広く海外で活用されている。

(被災経験に基づく国際防災協力)

トルコ地震（1999年）や台湾北部地震（1999年）、中国・四川大地震（2008年）などの被災地に災害対応の経験者を派遣したほか、フィリピンの台風災害（2013年）では、ほ乳瓶やおむつを提供するなど、震災を経験した自治体ならではの支援を行っている。また、県で募集した被災地への義援金を育英資金の給付や学校・病院再建など、被災地ニーズに合った特定の目的に使用する「義援金プロジェクト」を通じて海外被災地との交流を深めている。

(国連を通じた防災協力)

2005年に神戸に第2回国連防災世界会議を誘致し、国際的な防災指針として兵庫行動枠組（HFA）が採択された。2010年に始まった国連世界防災キャンペーン「災害に強い都市の構築」においては、兵庫県は世界で最初の「ロールモデル（模範都市）」に認定され、井戸知事も、災害リスク軽減の重要性の普及・推進等、顕著な活動を行っている指導者として、「チャンピオン（防災・減災リーダー）」に任命されている。第3回国連防災世界会議では、日本で唯一の「チャンピオン」として、阪神・淡路大震災から20年にわたる復興の取組から得た教訓を発信するとともに、新たな防災枠組に向けて、「創造的復興の推進」、「地方自治体による国際防災協力の推進」、「自治体レベルの防災力の強化」などの提言を行った。

第1部

我が国の災害対策の 取組の状況等

第1章 災害対策に関する施策の取組状況

第2章 発生が危惧される災害種別ごとの対策取組状況

第3章 原子力災害に係る対策

我が国は、その自然的条件から、各種の災害が発生しやすい特性を有しており、平成26年1年間でも、大雪、土砂災害、噴火、地震など様々な災害が発生した。第1部では、最近の災害対策の施策、特に平成26年度に重点的に実施した施策の取組状況を中心に記載するものとする。

第1章 災害対策に関する施策の取組状況

第1節 防災体制、事前防災

1-1 政府の危機管理組織の在り方について

政府の危機管理組織の在り方については、平成24年の原子力規制委員会設置法附則、平成25年の災害対策基本法の一部改正法案に対する附帯決議等において、見直しを検討するよう言及されている。

このため、内閣府では、関係省庁を含めた現在の体制についての検証を行い、主要各国における危機管理体制と比較しつつ、我が国における最適な危機管理体制の在り方についての検討を行うべく、内閣府副大臣を座長とする関係省庁の副大臣等による会合を平成26年8月から開始し、平成27年3月に最終報告をとりまとめた。

この最終報告においては、統一的な危機管理対応官庁の創設等中央レベルでの抜本的な組織体制の見直しの検討については、現段階では積極的な必要性は直ちには見出しがたいとしつつ、大規模災害等が発生した非常時に、国・地方を通じた関係機関が持てる力を最大限に発揮できる体制を構築することが重要であるとし、そのための具体的な対応として、

- ・緊急災害対策本部や現地への派遣職員を交代要員も含めて、十分に確保し、研修・訓練を通じて災害発生時に機能するよう備えること
- ・市町村に派遣される各省庁の出先機関等の職員に、国を代表して、情報収集や対応ができるようにする仕組みについて、指揮命令系統の整理と当該省庁の体制強化とあわせて検討するなど、国と被災自治体との情報共有と災害対応を一体となつて、迅速かつ的確に行えることができる体制を整備すること
- ・自然災害に対処する緊急災害対策本部と原発事故への対応を行う原子力災害対策本部が実質的に一体的に機能させるものとし、複合災害に備えること

などの取組によって、大規模災害発生時には、必要とされる人員・組織が速やかに動き出し、機能するようにする体制を構築することが重要としている。また、複合災害（特に原子力災害を想定）については、以下の対策を講じることとしている。

- ・初動対応において、緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の合同会議を開催
- ・両本部の情報共有ネットワークの相互導入等ハード整備、リエゾン相互派遣を実施
- ・両現地対策本部の緊密な連携による情報共有等
- ・実動組織の調整、被災者支援等において両本部が一元的な事務の実施
- ・複合災害の発生を想定した訓練を通じた関係機関間の連携の強化

今後とも、これらの取組の進捗状況や成果を検証しながら、組織体制の見直しも排除することなく、必要な体制の検討と実践を図り、よりよい危機管理対応体制を目指していく必要がある。

図表 1-1-1 各国政府の危機管理組織の概要比較表

国名	日本	アメリカ	イギリス
組織名	内閣府（防災担当）	国土安全保障省 FEMA（Federal Emergency Management Agency 連邦危機管理庁）	内閣府 CCS（Civil Contingencies Secretariat 民間緊急事態事務局）
設置年	1984年	1979年 （2003年に国土安全保障省の傘下に）	2001年
トップ	防災担当大臣	長官	
人員	92名（定員）	FEMA：7,672人の常勤職員 （10,600人の非常時対応要員）	およそ60名
平時の体制	8 参事官室 ・総括担当 ・災害緊急事態対処担当 ・地方・訓練担当 ・調査・企画担当 ・被災者行政担当 ・普及啓発・連携担当 ・防災計画担当 ・事業推進担当	FEMAの組織 ・保護・準備部 ・応急対応・復旧部 ・連邦保険・緩和部 ・米国防防局 ・活動支援 更に全米を10ブロックに分け、 ブロック毎に地域事務所を設置。	CCSの組織 ・評価（Assessments）課 ・作戦（Operations）課 ・政策（Policy）課
災害発生時の体制	都道府県レベルで対応できない非常災害の場合、防災担当大臣を長とする非常災害対策本部設置（若しくは異常かつ激甚な非常災害の場合、総理大臣を長とする緊急災害対策本部を設置）	大規模災害・事件が発生した際に、州知事から大統領宣言発令を要請。州又は地方府の対応能力・資源を超えた大規模災害又は緊急事態であり、甚大な被害のおそれがあると認められる場合は、大統領により大規模災害宣言又は緊急事態宣言を発令。緊急事態宣言が発令されると、連邦政府と地方府の活動及び資源を調整するため連邦調整官が任命され、FEMAを中心としてスタフォード法及び国家対応枠組に規定される連邦援助が開始。	緊急事態の状況が深刻、又は影響が広範囲に及ぶ場合には、内閣府ブリーフィングルーム（COBR：Cabinet Office Briefing Rooms）が立ち上がり、民間緊急事態委員会において国家としての対応方針を検討。
省庁横断的対応	緊急事態の類型によって、それぞれ根拠法が定められており、主幹省庁を中心に複数の省庁が連携して緊急事態対応にあたる。 （自然災害、大規模な火事・事故等→災害対策基本法（内閣府）、原子力災害→原子力災害特措法（原子力規制委員会）、新型インフルエンザ等→新型インフル等特措法（内閣官房）、武力攻撃事態等→事態対処法（内閣官房）） ※発災時にはそれぞれの法律に基づき、全閣僚・全省庁から成る対策本部が設置され、当該本部において調整を実施。	政府としてESF（緊急支援業務）を定め、この15に類型化された業務の遂行部門について、調整機関、主要機関、サポート機関として各省庁を指定。これらの機関相互の調整が難航する場合には、FEMAが最終的な調整を図る仕組みを構築。	緊急事態ごとに定められた主幹省庁（LDG：Lead Government Department）を中心に、複数の省庁が連携し緊急事態対応に当たる。他の省庁はLDGの対応の支援を行う。（LDGが他の省庁に対し指揮命令権限を持っているわけではない。）
オールハザードの想定	各個別の根拠法に基づき、緊急事態の類型毎に、各省庁が権限を有する。 ※初動対応については、自然災害、原子力災害、新型インフルエンザ等ハザードの種類を問わず内閣危機管理監（内閣官房事態対処・危機管理担当）において一元的に総合調整。	基本的にオールハザード・アプローチを採用 （ただし、生物事故、サイバー事故、原子力・放射能事故などの特殊な事象に対しては専門知識を有する省庁が主導的に対応）	民間緊急事態法が対象としているのは、自然災害や伝染病、テロリズム、ライフラインや社会インフラの停止などの幅広い緊急事態。（ただし、事象ごとにLDGが定められており、CCSは各機関の調整等の責任を持つ体制となっている。）
予算	52.9億円（2014年当初）	約136億USD（2013年度） （うち洪水保険36億USD）	緊急事態対応の予算は各省庁が負担し、CCSの予算は平時対応のみ
現地政府組織	平時における防災の地方組織はない。発災時には、災害の規模等に応じ、政府現地対策本部、現地連絡調整室等を設置。	全国10ヶ所に常設の地域事務所が置かれている。 発災時には当該事務所から被災地に職員を派遣し、連邦政府と州政府との間の連絡・調整を実施。	2010年に地域政府事務所は廃止された。 発災時には、緊急事態要員が現地に派遣されコミュニティ・地方自治省との連絡調整を実施。

（注）「政府の防災・安全保障・危機管理体制の在り方に係る調査 報告書」及び各機関HPなどより内閣府において作成

ドイツ	フランス	韓国	台湾
BBK (Federal Office of Civil Protection and Disaster Assistance : 市民保護・災害援助の連邦政府機関)	内務省 DSC (Directorate of Civil Defence and Security 民間防衛・安全理事会)	安全行政部 NEMA (National Emergency Management Agency 消防防災庁)	行政院 災害予防・対策室 (災害防救辦公室)
2004年	1975年	2004年	
内務大臣	内務大臣	消防防災庁長 (安全行政部長官)	
344名		435名	
連邦住民保護・防災支援庁の組織： ①危機管理部 ②非常時対策・重要社会基盤・国際協力部 ③研究技術・健康防護部 ④民間人保護訓練及び危機管理・非常時計画・民間人保護アカデミー部 また、民間人保護及び防災における救護のための技術的な支援を行う組織として、連邦技術支援隊 (THW) が設置されている。	国レベルでは、内務大臣が、フランス国内全域を通して災害時の地域・公共施設等への救済措置を準備し、緊急事態における資源の調整を行うこととなっている。	消防防災庁の組織 ・企画調整官 ・予防安全局 ・消防政策局 ・防災管理局	
州の対応能力を超えたり、被害が境界線を越えるような大災害が発生した場合は、内務省に省庁間を調整する組織が立ち上がる。	自然災害に対する救助活動や復旧活動については、初動は市町村等の各地方自治体が行い、災害の規模等に応じてレベルが上がっていく。	非常時には、安全行政部内に安全行政部長官を本部長として中央災害安全対策本部が置かれる。 本部長は実動職員や災害管理責任機関職員の派遣要請、国防部長官に対する軍部隊の要請を行うことができる。	重大な災害が発生又は発生する見込みがある場合、中央災害対応センターを設置。
上記の組織が立ち上がった場合、内務省は他の連邦省庁や他の州と連携して、被災地への支援の調整を図る役割がある。	【再掲】 国レベルでは、内務大臣が、フランス国内全域を通して災害時の地域・公共施設等への救済措置を準備し、緊急事態における資源の調整を行うこととなっている。	安全行政部はNEMAに加え、警察庁も管轄しており、消防と警察の活動を統合的に調整できる。	災害の種類などにより、担当となる機関が定められている。 ・台風、地震、火災等→内政部 ・水害、干ばつ、ライフライン関係→經濟部 ・寒波、土砂崩れ等→行政院農業委員会 ・飛行機事故、交通事故等→交通部
ドイツの憲法によると、平時は、州があらゆる災害対応を担当。災害の異なる種類の間に構造的な違いは存在しない。 (連邦政府が民間防衛のための全ての責任を持つこととなるのは戦争時のみ。平時における災害対応、普及対応は16の州が担当。さらに、当該州の対応は全て郡及び市町村に権限委譲されているため、実際の災害活動は郡、市町村レベルで実施される。)		NEMAは、台風、地震等の自然災害及び火災・爆発・交通事故等の人的災害を対象とする。 なお、原子力防災については、原子力安全委員会の放射線防災局が中心となる。	災害ごとに災害予防・対応業務主管機関が定められているが、政府全体としてはオールハザードの想定となっている。(機関の定めがない場合は、中央災害予防・対応会議が主管機関を指定)
		約3億USD	
	フランス全土を7つの管区に分け、管区ごとに災害対策計画を策定。管区の長が防衛管区内において緊急事態における資源調整を行う。	現場の実動部隊である消防・警察は安全行政部直轄。非常時には、現場情報管理官が被災地に派遣されることも。	発災時には、中央災害対応センター指揮官の同意により、被災状況に応じて、現地に前身指揮所を設置。被災現場の確認、支援物資調整、救援活動を実施。

(注)「政府の防災・安全保障・危機管理体制の在り方に係る調査報告書」及び各機関HPなどより内閣府において作成

1-2 人材育成と防災訓練の取組

(1) 人材育成

迅速かつ的確な災害対応は、それを行う防災担当職員の知識と経験に依るところが大きい。このため、内閣府では、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」「国・地方のネットワークを形成できる人」を育成するために、平成25年度より、国や地方公共団体の職員等を対象として、「防災スペシャリスト養成研修」に取り組んでいるところであり、平成26年度は、国や地方公共団体の職員等に対して、「内閣府の業務を体験する研修」、「有明の丘基幹的広域防災拠点施設における研修」と地方で行う「地域別総合防災研修」などを実施した。

「有明の丘基幹的広域防災拠点施設における研修」では、災害対策本部運営の中核的役割を担う職員を対象とした「総合管理コース」、個別課題の対応に専門的に従事する職員を対象とした「個別対策コース」及び防災部門への新任職員を対象とした「防災基礎コース」を設定し、防災活動を行う上で必要な能力を習得するための研修を実施した。

また、「地域別総合防災研修」では、各地域における災害発生上の特性を踏まえたテーマを設定して実施することにより、災害対応に必要な知識や態度を習得するための研修を実施した。

平成27年度も引き続き、これらを実施するとともに、研修を実施する上で共通基礎となる標準テキストの整備など、人材育成に必要な様々な仕組みを検討していく。

一方、予想のできない事態も起こり得る大規模災害発生時では、第一線の災害対応の陣頭指揮をとる首長には、住民と生命を守るため、迅速かつ的確な判断が求められる。

このため、平成26年度に消防庁と共催で主に1期目または被災経験のない市区長を対象に「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催し、防災対応の原則、災害への事前の備え、発災直前の対応、発災後の対応について研修を実施した。

図表 1-1-2 「防災スペシャリスト」が実施する防災活動

		予 防	応 急	復 旧 ・ 復 興
総合調整	1	計 画 立 案		
	2	広 報		
	3	活 動 調 整		
	4	実 行 管 理		
個別課題への対応	5	災害に強い国づくり、まちづくり	11 災害発生直前の対策	22 地域の復旧・復興の基本方向の決定
	6	事故災害の予防	12 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	23 迅速な現状復旧の進め方
	7	国民の防災活動の促進	13 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動	24 計画的復興の進め方
	8	災害及び防災に関する研究及び観測等の推進	14 救助・救急、医療及び消火活動	25 被災者等の生活再建等の支援
	9	事故災害における再発防止対策の実施	15 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	26 被災中小企業の復興 その他経済復興の支援
	10	迅速且つ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	16 避難収容及び情報提供活動	
			17 物資の調達、供給活動	
			18 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	
			19 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	
			20 応急の教育に関する活動	
		21 自発的支援の受入れ		

1～4は、予防、応急、復旧・復興に共通する最重要活動として設定

1～3：National Preparedness Goalを参考に設定、4：PDCAサイクルの評価・改善の重要性から1～3に追加して設定

5～26：「防災基本計画」第二編各災害に共通する対策編の各項目から設定

内閣府が主に対象とする防災活動

出典：内閣府資料

コラム：水害サミットについて

水害サミット実行委員会（発起人：新潟県三条市長、新潟県見附市長、福井県福井市長、兵庫県豊岡市長）等の主催により、水害で被災した全国の自治体の市町村区長がその経験を語り合い、全国に向けて対策や今後の課題等について情報発信することを目的とする「水害サミット」が平成17年度から、毎年、開催されている。

「水害サミット」としての具体的な取組の一つとして、現場での水害対策の苦労や対応策等を取りまとめた「水害現場でできたこと、できなかったこと 被災地からおくる防災・減災・復旧ノウハウ集」（水害サミット実行委員会編集）が発刊され、その中で「災害時にトップがなすべき11項目」がまとめられている。

平成26年6月3日には、第10回水害サミットが開催され、「災害の経験から得た防災意識の風化を防ぐ取組について」などをテーマに意見交換が行われるなど、水害で被災した自治体の経験や教訓などが広く発信・共有されている。

（参考）災害時にトップがなすべき11項目（水害サミットホームページ：<http://www.mlit.go.jp/river/suigai/index.html>より抜粋。紙面の都合上、一部省略。）

1. 「命を守る」ということを最優先し、避難勧告を躊躇してはならない。
2. 判断の遅れは命取りになる。何よりもまず、トップとして判断を早くすること。
3. 「人は逃げない」ということを実感した。人は逃げないものであることを知っておくこと。
4. ボランティアセンターをすぐに立ち上げること。
5. トップはマスクミ等を通じてできる限り住民の前に姿を見せ、「市役所（町村役場）も全力をあげている」ことを伝え、被災者を励ますこと。
6. 住民の苦しみや悲しみを理解し、トップはよく理解していることを伝えること。
7. 記者会見を毎日定時に行い、情報を出し続けること。情報を隠さないこと。
8. 大量のごみが出てくる。広い仮置き場をすぐに手配すること。畳、家電製品、タイヤ等、市民に極力分別を求めること（事後の処理が早く済む）。
9. お金のことは後で何とかなる。住民を救うために必要なことは果敢に実行すべきである。とりわけ災害発生直後には、職員に対して「お金のことは心配するな。市長（町村長）が何とかする。やるべきことはすべてやれ」と見えを切ることも必要。
10. 忙しくても視察は嫌がらずに受け入れること。
11. 応援・救援に来てくれた人々へ感謝の言葉を伝え続けること。職員も被災者である。職員とその家族への感謝も伝えること。

(2) 防災訓練

災害が発生した場合においては、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等の防災関係機関が一体となって、国民と連携しつつ対応することが必要である。このため、防災関係機関は、災害対策基本法、防災基本計画、その他の各種規程等に基づき、災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚を目的として、防災訓練を実施することとされている。

国や地方公共団体で実施する防災訓練の基本的な方針や、国において実施する訓練の概要等は、毎年度、中央防災会議で「総合防災訓練大綱」として決定しており、平成26年度は、「平成26年度総合防災訓練大綱」に基づき、以下の訓練等を実施したところである。

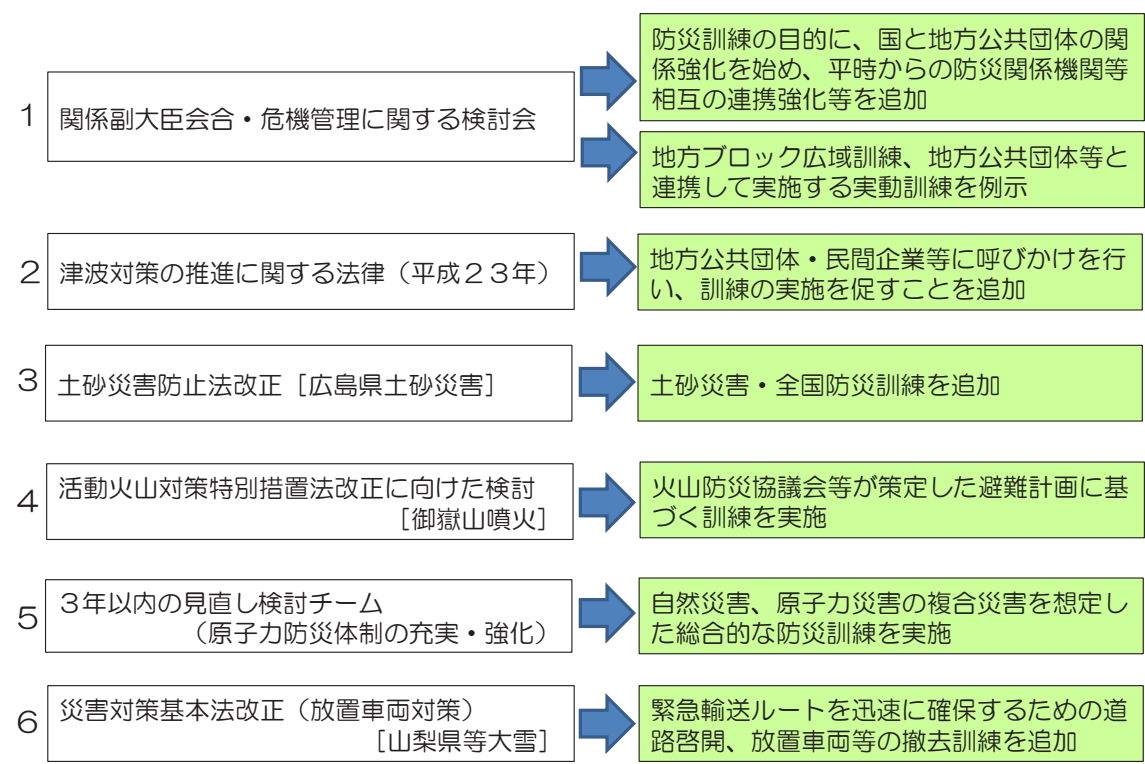
- ・ 災害緊急事態の布告や災害緊急事態への対処に関する基本的な方針の決定等の手続の確認を行うための全閣僚参加による緊急災害対策本部の設置・運営等の訓練
(平成26年9月1日、「防災の日」政府本部運営訓練)
- ・ 全国の関係地方公共団体、民間企業等に対する11月5日の「津波防災の日」を中心とした津波避難訓練を含む訓練実施の呼びかけ及び全国8箇所における住民参加による津波からの避難訓練等(平成26年11月1日～9日、住民参加の地震津波防災訓練)
- ・ 緊急災害対策本部事務局要員の知識・練度の向上を図るための同事務局要員に対する座学及び基礎的な図上訓練(平成26年6月13日、緊急災害対策本部事務局要員図上訓練)
- ・ 緊急災害対策本部事務局機能及びマニュアルの実効性を検証するロールプレイング形式の図上訓練(平成27年2月9日、政府図上訓練)
- ・ 全国3箇所における緊急災害現地対策本部の設置・運営訓練
(平成26年11月5日(愛知県)、平成27年1月16日(香川県)、平成27年2月1日(大阪府)、緊急災害現地対策本部運営訓練)
- ・ 広域医療搬送に関するDMA T及び患者輸送、広域輸送拠点臨時医療施設運営等支援などの総合的な実動訓練(平成26年8月30日、広域医療搬送訓練)
- ・ 民間船舶を活用した医療機能の提供について課題を明らかにするための実証訓練
(平成26年11月25日)

また、平成27年度においては、平成26年度に実施した防災訓練のフォローアップ結果、昨今の災害等を踏まえて、平成27年3月31日に平成27年度総合防災訓練大綱が決定され、政府が実施を予定している主な訓練の基本的な考え方として、

- ・ 9月1日の「防災の日」に行う政府本部運営訓練を首都直下地震を想定して実施すること
 - ・ 11月5日の「津波防災の日」を中心に関係地方公共団体、民間企業等に呼びかけを行い、訓練の実施を促すとともに、緊急地震速報の訓練や地震・津波防災訓練を大規模に実施すること
 - ・ 緊急災害現地対策本部運営訓練を各地域で実施すること
 - ・ 住民参加による土砂災害・全国防災訓練を実施すること
 - ・ 火山防災協議会が策定した避難計画に基づき、住民、登山者、旅行者を含めた訓練を実施すること
 - ・ 自然災害と原子力災害の複合災害を想定した総合的な防災訓練を実施すること
 - ・ 緊急輸送ルートを迅速に確保するための道路啓開、放置車両等の撤去訓練等を実施すること
- が定められている(図表1-1-3、1-1-4)。

なお、平成28年度総合防災訓練大綱の作成に際しては、計画的かつ体系的な訓練とするため、中期的な視点にたった防災訓練中期計画を併せて作成することとしている。

図表 1-1-3 平成27年度総合防災訓練大綱作成の視点



出典：内閣府資料

図表 1-1-4 平成27年度総合防災訓練大綱

○ 防災訓練の目的

- 防災関係機関の実効性の検証
- 特に国と地方公共団体の関係強化を始め、平時からの防災関係機関等相互の連携強化
- 防災計画等の継続的な改善
- 住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上 等

○ 政府における総合防災訓練等

(1) 地震・津波災害に関する防災訓練

ア「防災の日」総合防災訓練

- a 「防災の日」政府本部運営訓練
 - 総理を始めとする全閣僚による緊急災害対策本部会議等の訓練
- b 九都県市合同防災訓練と連携した被災地（東京都）への現地調査訓練
- c 閣僚の徒歩等による官邸への参集訓練

イ「津波防災の日」地震・津波防災訓練

- 地方公共団体・民間企業等に呼びかけを行い、訓練の実施を促す
- a 緊急地震速報の訓練
- b 地震・津波防災訓練

ウ 政府図上訓練

- a 南海トラフ地震を想定した政府図上訓練
- b 首都直下地震を想定した緊急災害対策本部事務局委員図上訓練
- c 緊急災害現地対策本部運営訓練
- d 自衛隊統合防災演習
- e 東海地震に関連する情報の伝達訓練

エ 地域ブロック広域訓練

地域ブロックにおいて、関係府省庁、関係地方公共団体等から構成される協議会等が主体となって実施する広域的な実動・図上訓練

- a 九都県市合同防災訓練
- b 東海地域広域連携防災訓練
- c 近畿府県合同防災訓練
- d 南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会合同防災訓練

オ 地方公共団体等と連携して実施する実動訓練等

- 警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE、自衛隊及びDMA T等が、関係地方公共団体等と連携して実施する訓練
- a 各管区警察局における広域緊急援助隊合同警備訓練
- b 緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練
- c 各都道府県における総合防災訓練

(2) 風水害に関する防災訓練

- ア 総合水防演習
- イ 土砂災害・全国防災訓練
- ウ 大規模水害対処図上訓練

(3) 火山災害に関する防災訓練

- 火山防災協議会等が策定した避難計画に基づく訓練

(4) 事故災害対処訓練

- ア 航空災害図上訓練
- イ 排出油等防除訓練

(5) 原子力総合防災訓練

- 自然災害、原子力災害の複合災害を想定した総合的な防災訓練

(6) 業務継続計画検証訓練

- ア 情報伝達・官邸参集図上訓練
- イ 業務継続計画実効性確認訓練（職員の安否確認訓練及び非常参集訓練等）
- ウ 分野（業界）別訓練

(7) 災害時医療に関する訓練

- ア 大規模地震時医療活動訓練
- イ 船舶を活用した医療機能の実証訓練

(8) 緊急輸送のための交通の確保に関する訓練

- 緊急輸送ルートを迅速に確保するための道路啓開、放置車両等の撤去訓練

(9) 物資の調達・供給に関する訓練

- ア 「災害時石油供給連携計画」に基づく燃料供給の実動・図上訓練
- イ 基幹的広域防災拠点における広域輸送訓練

(10) 在日米軍等と連携した防災訓練

出典：内閣府資料

(3) 津波防災に関する取組

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う津波災害により、多くの尊い人命が失われたことを教訓として、同年6月に津波災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「津波対策の推進に関する法律」が制定された。同法では、11月5日が「津波防災の日」と定められており、津波対策について国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするための行事が実施されるよう努めることとされている。

※1854年11月5日の安政南海地震で和歌山県を津波が襲った際に、収穫した稲の束（稲むら）に火をつけ、暗闇の中で逃げ遅れていた人々を高台に避難させて命を救った「稲むらの火」の逸話にちなんで、11月5日を「津波防災の日」とした。

津波災害による人的被害は住民の迅速かつ主体的な避難により飛躍的に軽減できることから、平成26年度は、内閣府において、平成26年11月5日「津波防災の日」を中心に、全国の地方公共団体、民間企業等に対して、津波避難訓練を含む地震・津波防災訓練実施の呼びかけを行うとともに、全国8箇所で開催された地震・津波防災訓練を主催した。

その結果、全国各地の約300団体、約79万6千人が参加して、津波防災に関する訓練が行われ、また、多くの企業、団体によりポスター掲示等の啓発の取組が行われた。津波防災の日の当日には、官邸において、内閣総理大臣出席のもと津波防災に関する会議を行い、マスコミ公開等を通じて、津波防災の重要性を訴えた。

平成27年度においても、一人一人が避難行動を体に刻み込めるような訓練の実施や普及啓発活動を通じて、津波防災に関する国民の理解と関心がさらに深まり、国民運動として定着するよう取組を推進していく。



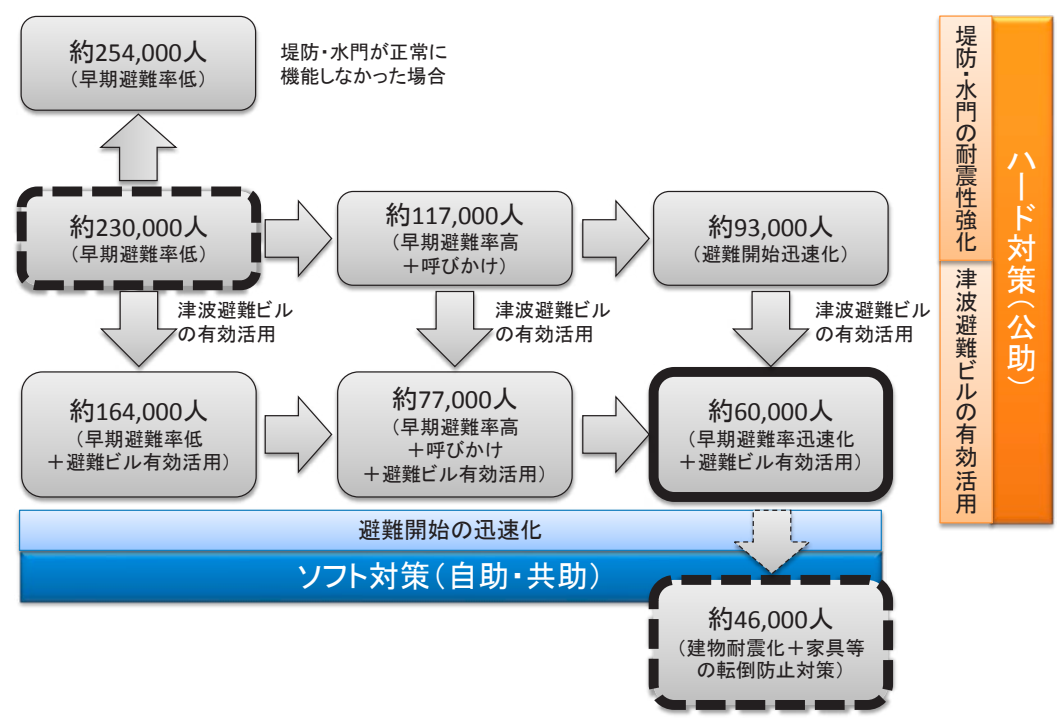
住民参加の地震・津波防災訓練（北海道 浜中町）



津波避難訓練（北海道旅客鉄道株式会社）

図表 1-1-5 津波に対する防災対策の効果

南海トラフ地震において東海地方が大きく被災するケース



出典：内閣府資料

1-3 地域における防災教育の実践について

平成27年3月、内閣府及び防災教育チャレンジプラン実行委員会では、全国各地での防災教育を推進することを目的に、防災教育を円滑に進めるために必要な知識・ノウハウ、これから防災教育に初めて取り組もうとする者の手本となりうる優秀な実践事例を整理・分析し、防災教育を実践する過程で生じる様々な課題を解決するためのヒントを示す「地域における防災教育の実践に関する手引き」を作成した。概要は以下の通りである (図表 1-1-6)。

(1) 防災教育の目的・意義の明確化

- 防災教育を「地域に属するひとりひとりの防災意識の向上を図り、地域内の連携を促進することなどにより、地域の防災力（災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ及び災害の復旧を図る力）を強化するもの」と位置付けた。
- 防災教育の成果の一つとして、平成23年3月の東日本大震災における岩手県立釜石市立釜石東中学校の事例を紹介し、防災教育の輪を広げる意義や重要性を示した。

(2) 防災教育を実践する上で重要な18のポイントを整理

- 防災教育の取組を3つの段階（「準備段階」「実行段階」「継続段階」）に分け、取組を進める上で重要な18のポイントを示した。さらに6つの要素（「人」「運営」「場」「お金」「ネタ」「コツ」）で類型化した。

(3) 全国各地の優秀な実践事例の紹介

- 18のポイントについて実践事例を交えながら解説しており、読みやすくわかりやすい構成にした。また、参考資料として各実践団体のURL等を掲載しており、これらを活用することで、手引きに掲載されていない詳細情報を入手することが可能となっている。

図表 1-1-6 地域における防災教育の実践に関する手引き 概要

この手引きは、全国各地で防災教育の輪を広げることがを目的に、優秀な先進事例から得られる「取組を進めるための知見」を整理し、**防災教育を実践する過程で生じる様々な課題を解決するためのヒントを示す**ものです。

1. 手引きの対象

教育・福祉関係団体（学校、幼稚園、保育施設など）に限らず、地域住民団体、ボランティア団体、地方公共団体などにおいて、**これから防災教育に初めて取り組もうとする方**を主な対象としています。

2. 防災教育を実践するにあたって

(1) 防災教育の目的

地域に属するひとりひとりの防災意識の向上を図り、地域内の連携を促進することなどにより、**地域の防災力（災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ及び災害の復旧を図る力）を強化**することを目的とします。

(2) 防災教育を実践する上での五箇条

①地域の特性や問題点、過去の被災経験を知ること

- ▶ 地域の脆弱性を把握し、想定される災害リスクを的確に捉えること

②まずは行動し、身をもって体験すること

- ▶ まずは自ら行動に移し、周囲に示すこと

③身の丈に合った取組とすること

- ▶ 無理せず、欲張らず、自分たちのできる範囲で取組を進めること

④様々な立場の関係者と積極的に交流すること

- ▶ 周囲の関係者と協力・連携することにより、新たな知見を取り入れること

⑤明るく、楽しく、気軽に実行すること

- ▶ 日常生活の中で気軽に継続できる取組を進めること

3. 防災教育を実践する上で重要な18のポイント

段階	要素	防災教育を実践する上で重要なポイント
準備段階	人(担い手)	① 担い手を決める
	人(つなぎ手)	② 地域のキーパーソンと連携する
	運営(組織)	③ 取組主体を組織化する
	運営(体制)	④ 活動範囲を無理に広げない
	場(時間)	⑤ 準備時間を確保する
	場(場所)	⑥ 活動場所を確保する
	お金(資金)	⑦ 活動資金を確保する
	ネタ(知識) ネタ(教材)	⑧ 知識や情報を収集する ⑨ 目的に応じた教材(プログラム)を作成する
実行段階	人(つなぎ手)	⑩ 経験豊富なアドバイザーを確保する
	運営(体制)	⑪ 地域の理解を得て関係機関と連携する
	場(時間)	⑫ 活動時間を確保する
	お金(経費) コツ(工夫)	⑬ 経費を低減させる ⑭ 他の実践団体と交流する
継続段階	人(担い手)	⑮ 後任者を育成する
	ネタ(教材)	⑯ 知恵や経験を形式知化する
	コツ(工夫)	⑰ 成果を外部に発表する
	運営、ネタ、コツ	⑱ 活動内容を継続的に見直す



出典：内閣府資料

1-4 社会全体としての事業継続体制の構築

(1) 行政機関の業務継続体制

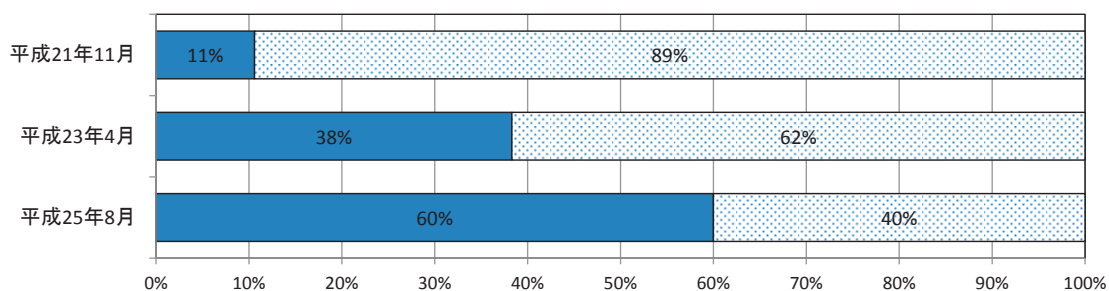
国の行政機関である中央省庁においては、これまで、首都直下地震等の発災時に首都中枢機能の継続性を確保する観点から、省庁ごとに業務継続計画を策定し、業務継続のための取組を進めてきた。平成26年3月に「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」に基づく計画として「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が閣議決定されたことを受け、中央省庁は、本計画に基づき、省庁業務継続計画について、見直しを行った。また、内閣府においては、本計画に基づき、省庁業務継続計画等の実効性を評価できるよう、有識者の意見等を踏まえ、評価の項目及び手法等を作成した。今後は、作成した評価の項目及び手法を基に有識者等による評価を行い、当該評価結果等を踏まえ、適宜、省庁業務継続計画等の見直しを行っていくこととなる。このような取組を通じて、首都直下地震発生時においても政府として業務を円滑に継続することのできるよう、業務継続体制を構築していくこととしている。

また、地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を果たしつつ、地域の住民生活に不可欠な通常業務を継続することが求められおり、特に、東日本大震災では、地震・津波により、地方公共団体の庁舎が大きな被害を受け、首長や職員も被災者となったことから、地方公共団体の業務継続体制の構築が強く求められるようになった。これまで、内閣府では、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（第1版）」により地方公共団体における業務継続の取組を支援してきたところであるが、地方公共団体における業務継続の策定率は、近年伸びてはいるものの、平成25年8月現在、都道府県で60%、市町村で13%と低水準に留まっているところである（図表1-1-7）。

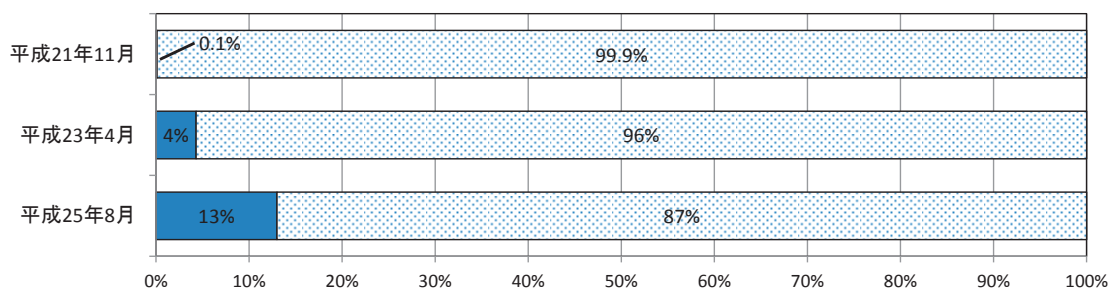
このため、内閣府においては、平成27年5月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を策定したところであり、引き続き地方公共団体の業務継続体制の充実・強化を支援していくこととしている。

図表 1-1-7 地方公共団体の業務継続計画の策定状況

【都道府県】



【市町村】



出典：平成21年11月 地震発生時を想定した業務継続体制に係る状況調査（内閣府（防災）及び総務省消防庁調査）
 平成23年4月 地方自治情報管理概要（平成24年3月）総務省自治行政局地域情報政策室調査
 平成25年8月 総務省消防庁調査（大規模地震等の自然災害を対象とするBCP策定率（速報値））

(2) 民間企業における取組について

大規模災害等が発生して企業の事業活動が停滞した場合、その影響は自社にとどまらず、関係取引先や地域の経済社会等に多大な影響を与えることから、企業の事業活動の継続を図ることは極めて重要である。

内閣府では、「事業継続ガイドライン」について、事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の考え方により単に計画を策定するだけでなく、BCMは経営戦略の一つである旨の改定を行うとともに、経営層の理解を深めるための解説書や、日本でのBCMの取組を海外に発信していくため、事業ガイドラインの英訳版を平成26年度に策定するなどして、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）策定の普及にこれまで努めてきた。現在、BCPの策定状況は、平成26年3月末現在で、大企業では「策定済み」と「策定中」を合わせると7割強、中堅企業では「策定済み」と「策定中」を合わせると4割強と策定の取組が進んできている。

企業を含めた民間セクターについては、平成27年3月に開催された第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」においても民間企業の防災での役割が求められている。同会議関連事業の防災産業展におけるシンポジウムでは、我が国の民間企業等が持つ先進的技術・ノウハウに立脚した防災力の更なる向上の必要性が認識されており、そのためには官民連携した意見交換の場を設ける必要があるとの意見などが出されている。

1-5 災害教訓の伝承

岩手県宮古市重茂姉吉地区では、昭和三陸地震（昭和8年）の津波被害の教訓を刻んだ石碑（大津波記念碑）が建てられており、「此处より下に家を建てるな」との文字が刻まれている。この石碑より高い場所に住居を構えていた住民は、東日本大震災の津波による建物被害を受けなかったことが示すように、過去の災害の教訓・伝承を次世代に受け継いでいくことは、災害被害を軽減する上で重要である。

平成25年3月より、総務省と国立国会図書館は、東日本大震災に関するあらゆる記録・教訓を次の世代へ伝え、被災地の復旧・復興事業、今後の防災・減災対策に役立てるために、東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるポータルサイト「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」を公開している。

また、平成27年2月には、内閣府において、災害情報の収集、保存及び活用の在り方並びに大規模災害についての情報を収集し保存する仕組みに関する諸課題を検討するため、「大規模災害情報の収集・保存・活用方策に関する検討会」を開催した。



大津波記念碑
(岩手県宮古市重茂姉吉地区)

第2節 災害発生時の対応及びその備え

2-1 避難勧告等の判断・伝達について

内閣府では、土砂災害警戒情報など新たな防災情報の運用が開始されたことや、平成25年10月に伊豆大島で発生した土砂災害などの教訓を踏まえ、平成26年4月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定し、空振りをおそれず早めに避難勧告等を発令することを市町村に求めるとともに、都道府県や市町村を対象とした説明会等を通じてガイドラインの周知・普及を図っていたところである（図表1-1-8）。

図表 1-1-8

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン

主な経緯											
平成17年9月 土砂災害警戒情報の運用開始 平成18年9月 指定河川洪水予報の見直し 平成23年3月 東日本大震災発生	平成17年3月 旧ガイドライン策定 平成25年6月 災害対策基本法の改正 (住民の円滑かつ安全な避難の確保に関する事項等) 平成25年8月 特別警報の運用開始										
新たな制度やこれまでの災害の教訓を踏まえて改定											
主な変更点											
<p>「避難」に関する考え方をあらためて整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「避難」は、災害から命を守るための行動であることをあらためて定義した ○従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つとした → 「立ち退き避難」と「屋内安全確保」 ○災害種別毎に、命を脅かす危険性がある事象、立ち退き避難が必要な区域の考え方を示した ○市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とした → 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合に「避難準備情報」を発令 											
<p>避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示し、判断のために参照する情報を具体的に示した <table border="0"> <tr> <td>【避難勧告の判断基準の設定例】</td> <td>【参照する情報】</td> </tr> <tr> <td>水害・・・はん濫危険水位に到達 等</td> <td>気象情報・・・防災情報提供システム(気象庁)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害・・・土砂災害警戒情報の発表 等</td> <td>河川の水位等・・・川の防災情報(国土交通省) 等</td> </tr> <tr> <td>高潮災害・・・高潮警報の発表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(津波災害は警報等が出れば全て避難指示)</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の発令基準の設定や防災体制に入った段階での防災気象情報の分析について、助言を求める相手を明確にした → 管区・地方气象台、国土交通省河川事務所等、都道府県の県土整備事務所等 		【避難勧告の判断基準の設定例】	【参照する情報】	水害・・・はん濫危険水位に到達 等	気象情報・・・防災情報提供システム(気象庁)	土砂災害・・・土砂災害警戒情報の発表 等	河川の水位等・・・川の防災情報(国土交通省) 等	高潮災害・・・高潮警報の発表		(津波災害は警報等が出れば全て避難指示)	
【避難勧告の判断基準の設定例】	【参照する情報】										
水害・・・はん濫危険水位に到達 等	気象情報・・・防災情報提供システム(気象庁)										
土砂災害・・・土砂災害警戒情報の発表 等	河川の水位等・・・川の防災情報(国土交通省) 等										
高潮災害・・・高潮警報の発表											
(津波災害は警報等が出れば全て避難指示)											
<p>市町村の防災体制の考え方を例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村の防災体制の移行段階に関する基本的な考え方の例を示した <table border="0"> <tr> <td>【防災気象情報と防災体制の例(土砂災害の場合)】</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報・・・連絡要員を配置し、気象状況を見守る体制</td> </tr> <tr> <td>大雨警報・・・首長等が発令し、避難勧告の発令が判断できる体制</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報・・・防災対応の全職員が発令 等</td> </tr> </table>		【防災気象情報と防災体制の例(土砂災害の場合)】	大雨注意報・・・連絡要員を配置し、気象状況を見守る体制	大雨警報・・・首長等が発令し、避難勧告の発令が判断できる体制	土砂災害警戒情報・・・防災対応の全職員が発令 等						
【防災気象情報と防災体制の例(土砂災害の場合)】											
大雨注意報・・・連絡要員を配置し、気象状況を見守る体制											
大雨警報・・・首長等が発令し、避難勧告の発令が判断できる体制											
土砂災害警戒情報・・・防災対応の全職員が発令 等											
<p>住民が避難行動を認識してもらう仕組みを提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民は、自宅等にどの災害のリスクがあり、避難勧告等が発令された場合にどのような避難行動をすべきかについて、あらかじめ認識してもらうための仕組みを提案した → 災害・避難カード(建物毎に避難が必要となる災害と避難方法を記しておくカード) 											
<p>今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 市町村が避難勧告等の基準を検討するには防災関係機関との調整が必要であることから、1～2年を目処に見直しを求めることとする。 □ 今後の運用実態等を踏まえ、必要に応じてガイドラインを修正する。 											

出典：内閣府資料

しかし、平成26年8月に広島市で発生した土砂災害において、避難勧告等の発令のタイミングが課題となったことを受け、内閣府及び消防庁では、同年9月に全国の地方公共団体に対し、特に土砂災害に関する避難勧告等の判断基準について、再度点検を行うよう求めた。

一方で、同年8月に兵庫県丹波市で発生した土砂災害では、災害発生が深夜であったものの、土砂災害警戒情報や都道府県が提供している防災情報などを参考に、災害発生前の早い段階で避難勧告を発令し、人的被害を最小限にとどめることができた。

このように、ガイドラインがまだまだ十分に浸透していない一方で、ガイドラインに示した判断基準にしたがって避難勧告等が発令し、被害を軽減した事例もあることから、内閣府では、関係機関と連携し、引き続きガイドラインの周知を図っていくこととしている。

なお、ガイドラインでは、避難勧告等が発令された際に住民が適切な避難行動をとるためには、あらかじめ災害種別毎にどう行動すればよいか、立ち退き避難をする場合にどこへ行けばよいか、避難をする際にどのような情報に着目すればよいかを住民一人ひとりが認識しておく必要があることから、住所・建物毎にこれらの情報を記した「災害・避難カード」を導入し、自分にとって「命を脅かす危険性」に何があるのかを確認してもらう仕組みを提案しており、今後はガイドラインの周知とともに、「災害・避難カード」の普及に向けた取組を通じて住民の防災意識の向上を図っていくこととしている(図表1-1-9)。

図表 1-1-9 災害・避難カード（イメージ）

災害	避難行動	注視する情報	危険な状況
A 川	自宅の2階	●●観測所雨量	●●mm
B 川	××ビル	▲▲水位観測所	▲.▲m
土砂災害	○○体育館	◆◆観測所雨量	◆◆mm
津波	無し		
高潮	無し		

出典：内閣府資料

2-2 指定緊急避難場所・指定避難所

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、切迫した災害の危険から逃れるための「避難場所」と、その後の避難生活を送るための「避難所」が必ずしも明確に区別されておらず、また、災害ごとに避難場所が指定されていなかったため、発災直後に避難場所に逃れたもののその施設に津波が襲来して多数の犠牲者が発生したなど、被害拡大の一因となったところである。

このような教訓を踏まえ、平成25年6月には、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活をする学校、公民館等の避難所とを区別するため、災害対策基本法の改正を行い、新たに「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」に関する規定を設けている。

それぞれの概要は以下の通りである。

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とするものである。

災害対策基本法では、市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質そのほかの状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害時の円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、一定の基準を満たす施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定しなければならないものとされている。

なお、消防庁においては、指定緊急避難場所の指定状況に関する調査を行っており、平成26年10月1日現在の状況は図表 1-1-10 の通りである。

図表 1-1-10 指定緊急避難場所の指定状況

項目	異常な現象の種類								合計
	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
指定箇所数 (箇所)	21,459	19,468	5,936	24,888	14,099	15,179	13,995	3,809	37,181
想定収容人数 (万人)	3,363	3,713	1,791	5,937	2,571	5,262	2,397	745	8,333

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

(2) 指定避難所

指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村が指定するものである。

東日本大震災において、多数の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされる状況の中、被災

者の心身の機能低下や様々な疾患の発生・悪化が見られたこと、多くの要配慮者が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされることも少なくなかったことなどが課題となった。

このような教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法を一部改正し、災害の発生時における被災者の滞在先となるべき適切な施設の円滑な確保を図るため、同法第49条の7に市町村長による指定避難所の指定制度を、また指定避難所のうち、同法施行令第20条の6第1項第5号に福祉避難所の指定制度を設けるとともに、指定避難所における生活環境の整備等に関しては同法第86条の6及び7に、地方公共団体等が配慮すべき事項が規定された。

また、災害対策基本法改正により新たに避難所における生活環境の整備等が規定されたことから、平成25年8月には、避難所における平常時の対応・発災後の対応として取組を進めるための参考として、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定し公表した。

平成26年度においては、これらの法改正及び取組指針を踏まえた避難所運営等の取組を推進していくために、市町村が取り組んでいる避難所及び福祉避難所の運営等の取組を推進していくための実態調査を実施し、HPへの掲載、都道府県及び市町村へ周知を行った。また、平成26年5月に開催した災害救助法等担当者会議においては、都道府県等の防災担当者等や福祉担当者を対象として取組指針等を説明するとともに、先進的な取組事例の紹介等制度の周知徹底を図った。

図表 1-1-11 指定避難所の指定状況

	指定避難所	うち指定福祉避難所
指定数	48,014	7,647

出典：平成26年10月1日 避難所の運営等に関する実態調査（内閣府）

2-3 放置車両・立ち往生車両対策

平成26年2月の大雪では、多数の立ち往生車両が生じ、それらの車両が支障となって除雪作業が停滞、数日に渡って交通が遮断された。また、平成25年12月には中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループがとりまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について」において、道路そのものの被災、放置車両の発生、鉄道の運行停止による道路交通への負荷の増大などが相まって、深刻な交通渋滞等の著しい交通の支障が発生する可能性が示された。

これらを踏まえ、災害時により迅速な対応を行うため、災害時の放置車両・立ち往生車両対策を強化する「災害対策基本法の一部を改正する法律（平成26年法律第114号。以下「改正法」という。）」が平成26年11月14日に全会一致をもって可決・成立、同21日に公布・施行された。概要は以下の通りである。

(1) 改正法の概要

① 災害時における車両の移動等

- ・道路管理者は、災害が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため必要な場合には、その管理する道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両や車両から落下した積載物等の物件（以下「車両等」という。）の所有者等に対し、車両等の道路外への移動、車間を詰めて空いたスペースへの車両等の移動等の措置をとることを命ずることができること
- ・措置をとるよう命じられた所有者等が措置をとらない場合、所有者等が不在の場合などには、道路管理者は、自ら車両等の移動等の措置ができるとともに、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両等を破損することができること
- ・道路管理者は、措置をとるためやむを得ない限度において、他人の土地を一時使用し、障害物を処分することができること

② 国土交通大臣及び都道府県知事による指示

- ・被災現場までのルート全体を広域的に俯瞰して、ネットワークで緊急通行車両の通行を確保するため特に必要があるときは、国から都道府県及び市町村に、都道府県から市町村に対し、必要な措置をとるよう指示することができること

③ 都道府県公安委員会の要請

- ・都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があるときには、道路管理者に対し、道路の区間を指定して必要な措置をとるよう要請することができること

④ 損失補償

- ・道路管理者、機構又は地方道路公社は、やむを得ない限度において車両等を損失した場合に、その所有者等へ補償しなければならないこと

(2) 改正法の適用実績

平成26年12月5日から6日にかけて、北日本から西日本にかけて広範囲で雪が降り、日本海側や山沿いを中心に大雪となった。特に、普段雪の少ない四国の愛媛県と徳島県を結ぶ国道192号の県境付近において、大雪に伴う立ち往生車両が約130台発生し、改正法を初めて適用して立ち往生車両の移動措置を行った。また、広島県と島根県を結ぶ国道54号の県境付近でも、約60台の立ち往生車両が発生したことから、改正法に基づき車両の移動措置を行った（図表1-1-12）。

改正法では、「運転者への移動命令」「道路管理者自らによる移動」が可能となったことから、車両移動の時間短縮が図られ、除雪を効率的に実施することが可能となり、早期の通行止め解除につながった。従来は、運転者の同意を得て、車両の損傷に配慮しながら移動せざるを得ず、また、運転者が不在の放置車両は、運転者を捜し出し移動要請を行っていたが、改正法に基づき強制移動することにより、迅速な対応が可能となった。

なお、平成26年度末現在、改正法は高速道路や国道で48区間の適用実績がある。

図表 1-1-12 国道192号における雪害対応

- 12月5日(金)
 - 4:50 立ち往生車両を確認
 - 5:20 国道192号全面通行止め(延長16.9km)
 - 8:40 改正法に基づく区間の指定(国道192号:18km)
 - 10:00 自治体から中国、近畿地方整備局に応援要請、立ち往生車両数把握(約130台)
 - 11:40 改正法に基づく区間の指定を拡大(国道192号:38km、国道32号:54km)
 - 12:00 食料配布とともに安否確認開始
 - 13:00 安否確認完了
 - 18:20 愛媛側の除雪が完了し、立ち往生車両の移動完了
 - 22:00 徳島側の除雪が完了し、立ち往生車両の移動完了【約17時間で移動】
- 12月6日(土)
 - 0:20 改正法に基づき、放置トレーラ(コンテナ)をトラクタ(牽引車)にて移動開始
「移動通知書」をコンテナ及びガードレールに貼付
 - 0:40 放置トレーラの移動完了(900m離れた待避所へ移動)
 - 7:30 通行止め解除、災害対策基本法の区間の指定を廃止



立ち往生車両の移動状況



放置車両の強制移動後の提示

2-4 帰宅困難者等対策

平成23年3月に発生した東日本大震災時においては、首都圏で約515万人の帰宅困難者が発生し、今後の首都直下地震の発生に備え、帰宅困難者等対策をより一層強化する必要性が顕在化した。

帰宅困難者等対策は、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等への情報提供、駅周辺等における混乱防止、徒歩帰宅者への支援、帰宅困難者の搬送等多岐にわたり、特に帰宅困難者等への対応は、首都直下地震による多数の死傷者・避難者が想定される中であって、行政機関による「公助」だけでは限界があることから、可能な限り「自助」を前提としつつ「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。

このため、平成23年9月に帰宅困難者等対策を強化することを目的として「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、平成24年9月には最終報告がとりまとめられた。また、この報告を踏まえて、平成25年1月からは「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置し、一時滞在施設の確保など実務的な検討を継続的に行い、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を平成27年2月に改定した(図表1-1-14)。

本改定では、一時滞在施設は「共助」の観点から開設・運営することが基本であり、特に民間事業者等の協力が必要であることなどの基本的な考え方をあらためて示すとともに、一時滞在施設の管理・運営に関する責任の範囲と対応の考え方等について整理した。

これに基づき、各施設管理者は、一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定の締結、建物の

安全点検、帰宅困難者に対する受入条件の掲示と署名などを行うことで、一時滞在施設を円滑に開設し運営することができる。

また、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」の最終報告を基に、特に重要と考えられるものを取りまとめ、膨大な数の帰宅困難者の発生が想定される大都市圏において、官民が連携して帰宅困難者対策の検討を行う際の参考となるよう、平成27年3月に「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を策定した（図表1-1-13）。

本ガイドラインを参考に、国、地方公共団体、民間企業等、更には国民一人ひとりが積極的に帰宅困難者等の対策に取り組むことにより、社会全体における対策の底上げがなされることが期待されている。

図表1-1-13 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン

大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン概要

○本ガイドラインは、全国に先駆けて帰宅困難者対策を行うために、官民が連携して「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、同協議会において平成24年9月にとりまとめられた最終報告をもとに、その後の検討もふまえ、特に重要と考えられる事項を取りまとめたものである。
○帰宅困難者対策については、可能な限り「自助」を前提としつつ、「共助」も含めた総合的な対応が不可欠であることから、国、地方公共団体、民間企業等による個別の取組だけでなく、各機関が連携・協働した取組が重要である。

1. 帰宅困難者等対策協議会の設立

○各都市圏で、都道府県又は市と関係機関が参画する協議会を設置し、関係機関が連携して対応を検討

5. 帰宅困難者等への情報提供

○安否情報や地震情報、被害情報等の提供
○適切な情報を提供するための体制の整備

2. 一斉帰宅の抑制

○「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底
○企業等における従業員等の施設内待機の推進
○大規模集客施設や駅等における利用者の保護

6. 徒歩帰宅者への支援

○水や休憩の場等を提供する災害時帰宅支援ステーションの指定と、徒歩帰宅者向けの案内図等を設置した帰宅支援対象道路の整備

3. 一時滞在施設の確保

○都道府県や市町村の指定又は協定の締結による一時滞在施設の確保
○床面積約3.3㎡あたり帰宅困難者等2人の受入を目安に、原則として3日間の運営を基準

7. 帰宅困難者等の搬送

○自力での徒歩帰宅が困難な避難行動要支援者等に対する、バス等での搬送支援の検討
○行政及び搬送に係る関係機関との協議・調整の実施

4. 駅周辺等における混乱防止

○駅前滞留者対策を講じるべき地域の特性の把握
○市町村と関係機関が参画した協議会を設立し、駅前滞留者対策等を検討

8. 国民一人ひとりが実施すべき平時からの取組

○国民一人ひとりが、平時から発災時の事態を想定し、情報収集や徒歩帰宅等をより円滑に行えるようするための、啓発活動等の継続的な実施

出典：内閣府資料

図表 1-1-14 一時滞在施設の確保及び運営のガイドラインの改定のポイント

ポイント① 協定のひな形の提示

- 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定について、基本的な条項をひな形として提示
- 主な項目は、目的、定義、公表、開設、受入、支援内容、運営、受入解除、費用負担、損害、訓練等

ポイント② 安全点検のためのチェックシートの充実

- 内閣府において、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」をとりまとめ、公表
- この指針に示しているチェックシートを参考に、各施設管理者において安全点検を実施

ポイント③ 受入条件の掲示と署名

- 受入者に対し、受入条件を承諾・署名のうえ利用してもらう
 - ・共助の観点から施設管理者が善意で施設を提供・開設している
 - ・施設管理者の指示に従う
 - ・施設管理者は施設内における事故等については、故意又は重過失がなければ責任を負わない
 - ・施設滞在者が体調を崩したりした場合についても、故意又は重過失がなければ責任を負わない
 - ・施設滞在者の所持する物品は基本的に預からない
 - ・建物の安全性や周辺状況の変化により、施設管理者の判断で急遽閉鎖する可能性がある
 - ・負傷者の治療ができないなど、施設において対応できない事項がある 等

ポイント④ その他受入のための留意事項の充実

- 受入場所は、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避ける
- 暗がりの部屋、入り組んだ場所などを避け、防犯面にも配慮する
- テナントビルや複合ビルの施設所有者は、管理者・占有者と連携して運営要員の確保に努める
- 備蓄食料の提供時は賞味期限を確認、賞味期限切れの備蓄食料の提供は慎重に検討する
- 受入者に運営を協力してもらう場合は、従業員と同様に安全配慮義務を果たす

ポイント⑤ 行政の支援策

- 都県及び市区町村は、一時滞在施設に関して下記の事項の普及啓発に努める
 - ・一時滞在施設は施設管理者の善意に基づく共助の観点から運営
 - ・施設において対応できない事項があること 等
- 国、都県、市区町村は、一時滞在施設の運営に関して施設管理者に損害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、積極的に協力して対応する

出典：内閣府資料

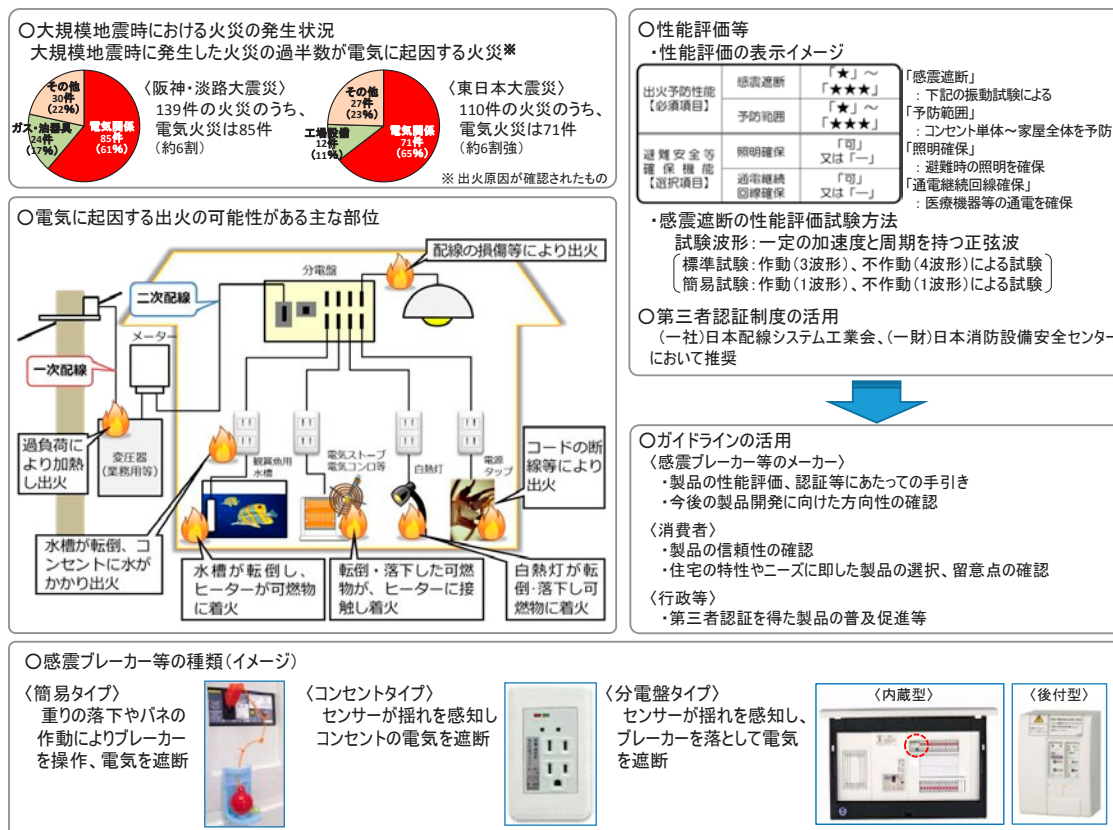
2-5 大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討

平成25年12月に中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループより報告された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」において、木造住宅密集市街地における同時多発延焼火災等の危険性が改めて示され、また、近年の大規模地震時における出火原因の過半数が電気を起因としていることから、その対策の必要性が指摘された。これらを受け、平成26年3月に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（以下、この項において「基本計画」という。）等において、感震ブレーカー等の有効性・信頼性を確保するための技術的検討及び普及を推進することとされた。

これらを踏まえて、平成26年9月から内閣府、消防庁、経済産業省により、「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」が開催され、感震ブレーカー等の性能評価の考え方や設置における留意点、今後の普及方策等についての検討や、模擬居室による振動実験が行われ、平成27年2月に、感震ブレーカー等の性能評価の考え方や設置における留意点等を取りまとめたガイドラインが公表された（図表1-1-15）。さらに、平成27年3月に検討会報告書がまとめられ、当面の普及目標として、延焼のおそれのある密集市街地のうち、特に切迫性の高い首都直下地震対策特別措置法に基づく緊急対策区域や南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進地域について重点的に取組を進め、10年を一つの区切りに25%以上の世帯への普及等について提言がなされた。この提言を受け、基本計画において同様の内容の減災目標が閣議決定された。

今後、基本計画及び報告書を踏まえ、木造住宅密集市街地を中心としたモデル調査等についての検討を行うとともに、関係者が一体となった大規模地震時の電気火災の発生抑制対策の推進を図ることとしている。

図表1-1-15 感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインについて



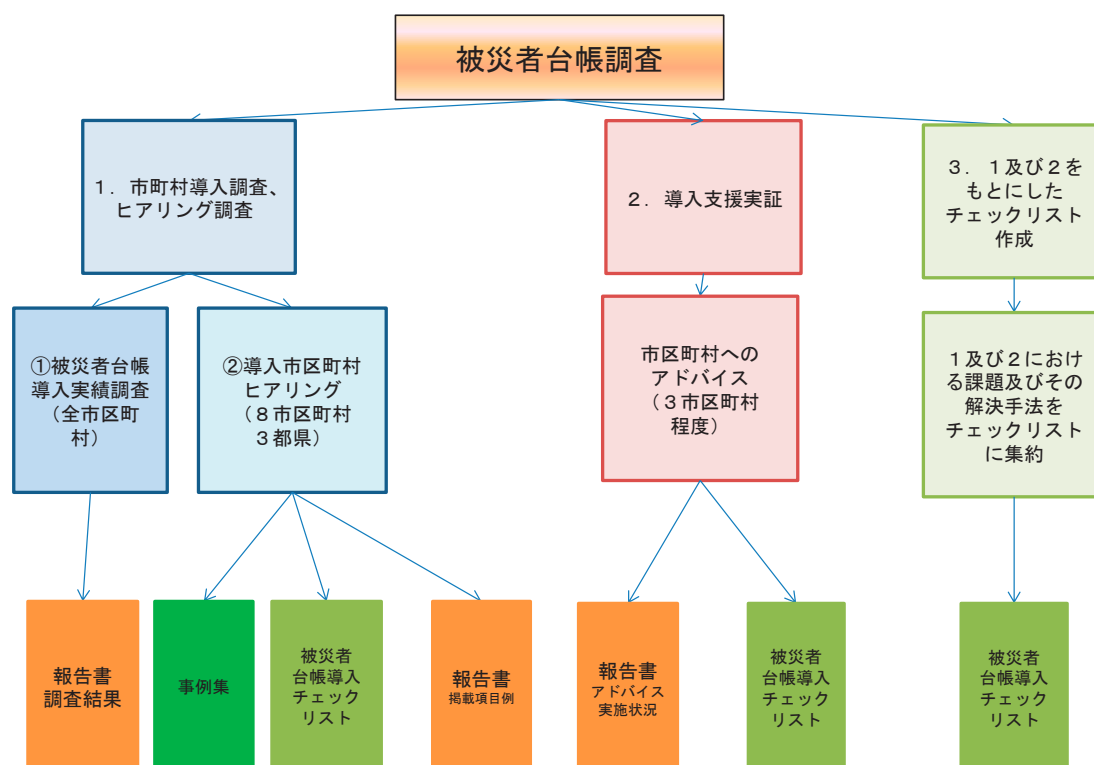
出典：内閣府資料

第3節 被災者支援の取組

3-1 被災者台帳の整備・推進

被災者台帳については、平成25年6月の災害対策基本法の改正において、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する制度として創設し、平成25年10月1日で施行された。この被災者台帳の更なる整備・推進を図るため、内閣府において、「平成26年被災者台帳調査」を実施した（図表1-1-16）。

図表1-1-16 被災者台帳調査



出典：内閣府資料

〈調査内容〉

(1) 市町村導入調査、ヒアリング調査

- ①全市区町村を対象とした導入調査の実施
- ②調査結果を踏まえて、先進8市区町村にヒアリング調査を実施

(2) 被災者台帳導入実証

(未導入団体へのアドバイザー派遣を行い、庁内横断的な体制構築の支援)

※全国公募の中から東京都府中市、八丈町、福井県福井市を採択

〈調査の成果〉

(1) 被災者台帳導入事例集

- ・被災者台帳導入市町村の導入に関する留意事項、導入したことによる効果等を取りまとめ
- ・導入実証団体における被災者台帳作成のための横断的な組織構築に関する手順等を取りまとめ

(2) 市町村体制整備のためのチェックリスト

- ・被災者台帳作成のため、重要な平時からの備えとしての関係部署の確定、横断的組織構築のための手順をチェックリスト形式で作成

(3) データ項目の例示

- ・市町村におけるデータ項目のばらつきを抑制し、大規模災害発生時の地方公共団体間の情報共有、応援職員がスムーズに被災者支援を行うことを支援するため、データ項目の例示を作成

(4) 簡易なファイルの提供（Access版、Excel版被災者台帳の提供）

(5) 「被災者台帳の作成に関する実務指針（市区町村導入編）」の策定（(2)、(3)及び(6)を中心とした担当者向け指針）

(6) 内閣府防災ホームページにおける情報提供の充実

これらの成果を踏まえて、引き続き、被災者台帳の整備・推進に努めることとする。

第4節 多様な主体の連携による防災活動の推進

4-1 防災ボランティアの環境整備に向けた取組

東日本大震災では、発災後から平成27年1月末現在で141万以上（※）ものボランティアが被災地において様々な活動を行った。一方で、発災直後において、支援団体間、また、行政とNPOなど支援団体との間の連携体制が構築できていなかったために、支援側と受援側のマッチングの仕組みが十分に機能しなかったという課題が浮き彫りとなった。

このような状況を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正では、国、地方公共団体とボランティアの連携に関する条文が追加された。内閣府では、大規模災害時における民間団体と国・地方公共団体との連携のあり方について具体的に検討を行うとともに、平成25年には高知県と静岡県で、平成26年には東京都で、大規模災害が発生した際にどのように民間支援団体間で連携を行うべきか等に焦点をあてた訓練が行われた。

（※）全国社会福祉協議会調べ。各市町村社会福祉協議会に設置された災害ボランティアセンターを經由して活動したボランティアの人数



首都直下地震時の災害ボランティア活動連携訓練の様子

4-2 地域における防災力の強化について

大規模広域災害時において「公助の限界」は明らかであり、自助、共助による取組が重要なことから、地域住民による自発的な防災活動を支えるため地区防災計画制度を設けている。

内閣府では、平成26年度から地区防災計画制度の普及と、計画策定を支援するため、モデル地区事業を実施している。

また、これらの取組成果を公表し、今後計画策定を行う地域の参考としている。

〈平成26年度のモデル地区事業の主な取組事例〉

「県境を越えた避難計画」に取り組む石川県加賀市三木地区

当該地区は、福井県あわら市吉崎地区と市街地が連続しており、津波が発生した際は、地続きに避難ができるあわら市内の小学校に避難場所を設定している。石川・福井両県では、津波の想定などが異なるものの、両地区では、避難には両地区が協力して避難計画を策定する必要があることから、計画策定に向けて、県境を越えた避難計画や住民によるハザードマップ作りに取り組んでいる。



県境を越えた小学校に避難場所を設置

「自主開設避難所」を中心とした防災活動に取り組む静岡県富士市駅南地区

当該地区は、避難所の自主開設に取り組んできた。この取組は、まちづくり協議会の中に防災部会を設け、自主防災会の負担を軽減するため、自主防災会の各区長以外の住民が中心となって活動を行っている。これまでも、避難所運営の役員は、避難者から選出するなどの仕組みを作るとともに、開設訓練を地元小学校と連携して行うなどに取り組んできた。今回、計画策定に向けて、避難所開設の取組の強化、平常時の減災対策や災害時の応急対応、活動を継承していくための組織作り、自主防災会とのつながり強化などに取り組んでいる。



避難所開設訓練
(地元住民と小・中学生が参加)

コラム：白馬村における日頃からの取組

平成26年11月22日に発生した長野県北部地震では、長野県内は全壊家屋50棟、半壊家屋91棟の被害があったが、地域住民の助け合いによる救助活動により、倒壊家屋の下敷きとなった方がいたものの犠牲者を出すことはなかった。

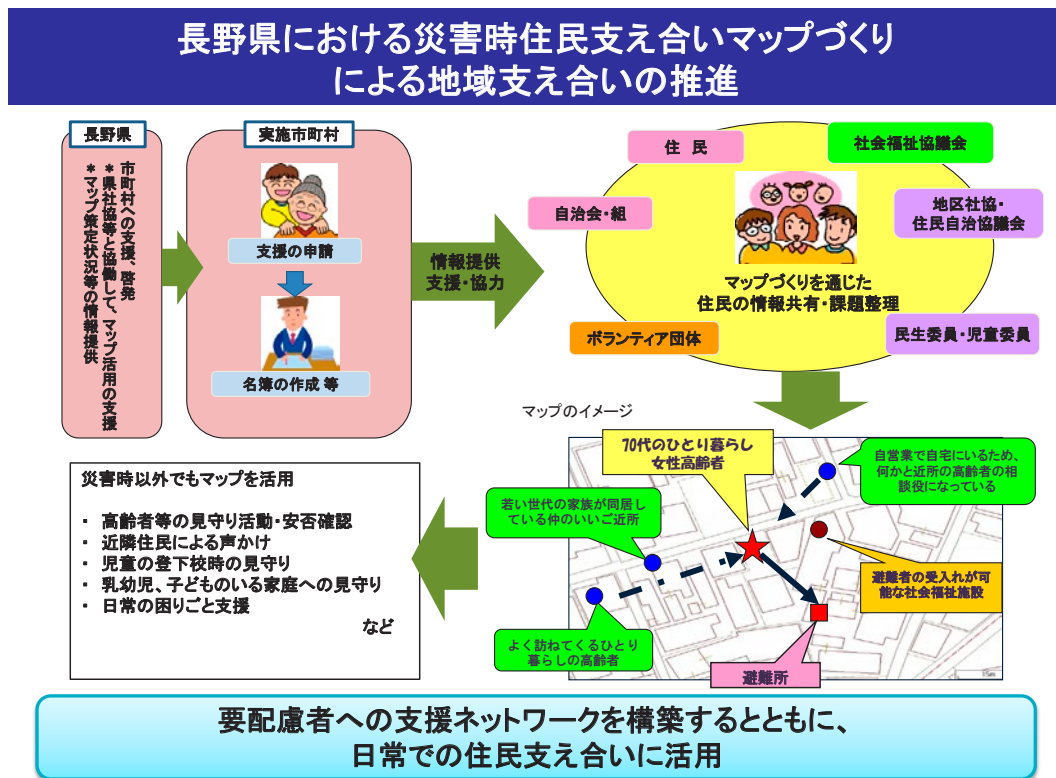
特に被害の多かった白馬村神城堀之内地区では、警察や消防による活動を待たずに地域住民と消防団などが協力しあい、住民が日常使用する薪割り用チェーンソーやタイヤ交換時に使う大型ジャッキなどを用いるなどして、倒壊家屋の下敷きとなった方の救助活動を行ったほか、地区の避難施設が使用できないため、役場と連携して他の避難施設を速やかに確保するなどの高齢者の避難支援を行った。これは、

- ①日頃から役場を含めた地域の方とのコミュニケーションを図るとともに、地域内の行事などを通じて協力しあう関係があること。
- ②消防団などの活動や地域での取り組みの中で日頃から防災に対する意識を持っていること。
- ③地域のリーダー一人だけでなく、それを支える方々が責任を持ち協力しあう関係を築いていること。

など日頃の地道な活動によって、いざというときに共助による助け合いの気持ちによる救助・避難活動が行われたものである。

また、白馬村を含めた長野県では、高齢者など避難することが困難な要配慮者の方の避難支援をするため、地域住民が助け合う「災害時住民支え合いマップ」作りが奨められている(図表1-1-17)。

図表1-1-17 長野県における災害時住民支え合いマップづくり



出典：長野県資料

第5節 復旧・復興対策

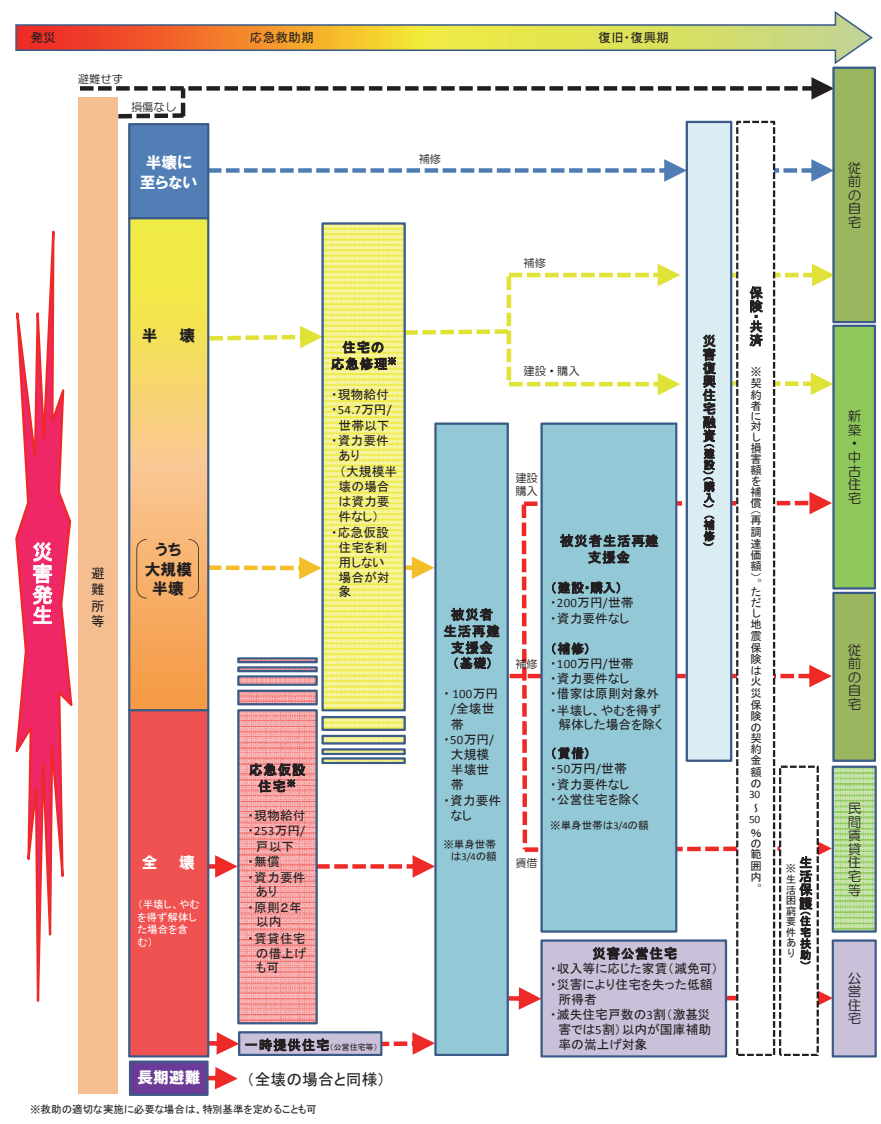
5-1 被災者の住まいの確保策の検討

(1) 被災者の住まいの確保の現状

被災者の住まいの確保については、現行制度においては、災害発生後、自宅が全壊した被災者は、避難所等における避難生活を経て、仮住まいとして既存公営住宅等の空室や応急仮設住宅に一時的に入居し、その後、個々の被災者において、自宅の再建・購入、民間賃貸住宅、災害公営住宅等への入居等により必要な住宅を確保することとなる。

また、自宅が半壊した被災者については、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用することにより、応急仮設住宅へ入居せずに自宅を補修して住み続けたり、さらに、避難所から二次避難所としての旅館・ホテルを経由し自宅を再建したり、新たに購入して住まいを確保するなど、住家被害の程度や被災者の状況に応じ様々な住まいの確保の仕方がある。

図表 1-1-18 被災から恒久的な住宅確保までの流れ (持家世帯)

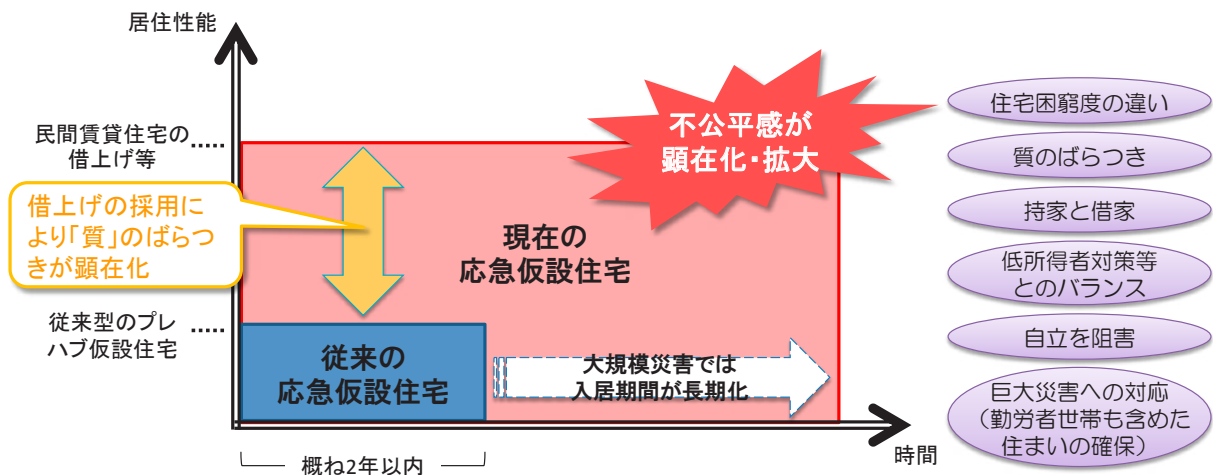


出典：内閣府 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 被災者の住まいの確保策検討ワーキンググループ 『被災者の住まいの確保策に関する委員の意見整理』平成26年8月 (http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hisaishashien2/wg/index.html)

(2) 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会

東日本大震災においては、発災から間もない時期では、このような被災から恒久的な住まいの確保に至るまでの過程が被災者にとって不明確であったとの指摘がある。また、応急仮設住宅の目的が、災害救助法の応急的・一時的な救助という制度本来の仕組みと乖離してきており、改めてそのあり方について検討する必要があるのではないか等の指摘がされている。

図表 1-1-19 被災者の住まいの確保に関する現状と課題（現行の応急仮設住宅の問題点）



出典：内閣府資料

このため、内閣府では、東日本大震災での教訓等も踏まえ、被災者支援の課題や在り方について幅広く検討するため、平成25年10月に「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」を設置した。

本検討会では、被災者支援の在り方全般について審議が進められるとともに、災害時における効率的・効果的な住まいの確保策について専門家によるワーキンググループを設置した上で検討が行われ、平成26年8月に「中間とりまとめ」がとりまとめられた。

この「中間とりまとめ」では、災害時の住まいの確保策の検討について、

- 応急仮設住宅の位置付けや「現物給付」の在り方
- 資力要件や他の施策（低所得者対策等）とのバランス
- 恒久住宅への移行の在り方
- 住宅の応急修理の在り方

など、根本的かつ広範な内容を対象としており、被災者に与える影響も少なくないと考えられることから、今後、各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を含めてさらなる検討を行うことにより、応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた「総合的な支援」を実施すべきであるとされた。

また、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が懸念されることから、その際の膨大な応急住宅需要に対応するため、次の事項について早急に推進すべきであるとされた。

- 平常時における取組の充実
- 民間賃貸住宅の積極的な活用と災害の特性等に応じた供与方法の選択
- 民間事業者等との積極的な連携の推進
- 被災者の住まいの確保に関する相談・情報提供体制の構築

(3) 被災者の住まいの確保に向けた取組の充実

これらの「早急に推進すべき」とされた事項について、平成27年3月に、大規模災害発生時及び

大規模災害の発生に備えた平常時における取組に係る留意点等を全国の都道府県に対し通知するとともに、「被災者の住まいの確保に関する取組事例集」を作成し、周知した。

「被災者の住まいの確保に関する取組事例集」では、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理、恒久住宅への移行に向けた支援を円滑に進めるため、応急建設住宅に係る候補地の選定や関係団体との協定の締結などの事前準備、応急仮設住宅の供与方法や仕様等の基準、住宅の応急修理に係る具体的な運用、被災者に対する相談・情報提供体制の構築等について、東日本大震災以降に発生した災害における事例を紹介している。

また、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急建設住宅のみでは対応できないような大規模災害の発生時には、応急借上げ住宅を積極的に活用することが考えられることから、賃貸住宅関連団体との協力により、応急借上げ住宅を活用する際に実務上必要と考えられる事項を行政担当者向けのガイドブックとしてまとめ、周知した（図表1-1-20）。

被災者に応急借上げ住宅へスムーズに入居いただくためのガイドブック (公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会)

図表 1-1-20



第6節 国土強靱化の推進のための取組

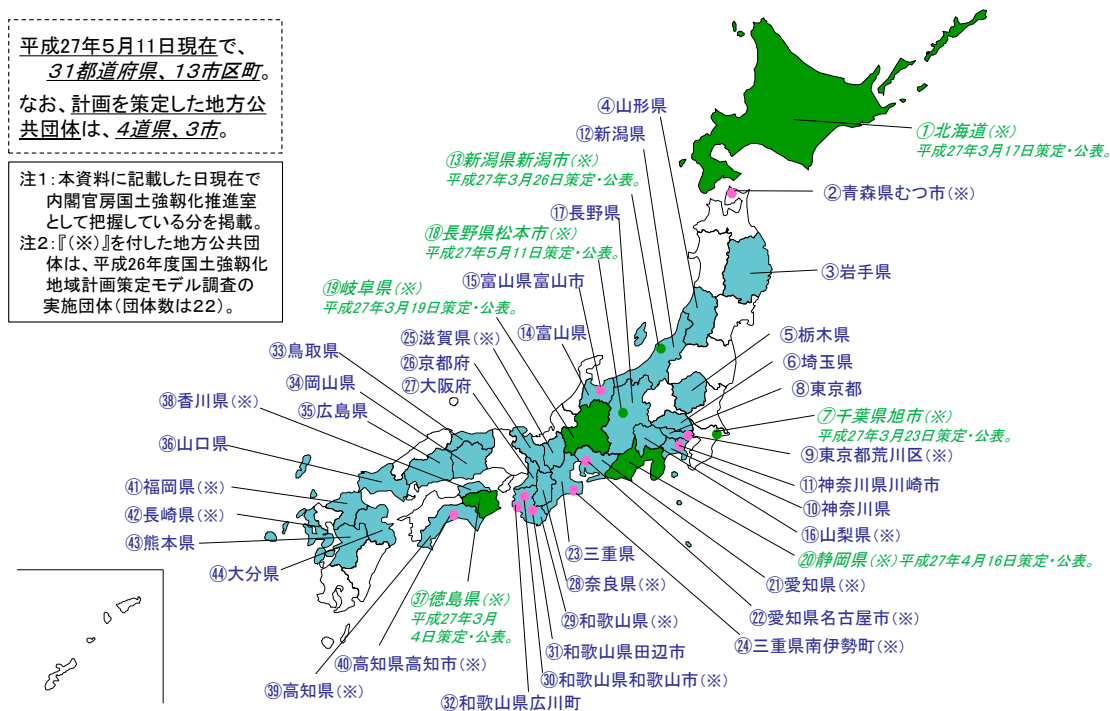
国土強靱化については、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」に基づき、平成26年6月3日に「国土強靱化基本計画」（以下、この節において「基本計画」という。）を閣議決定するとともに、同日開催した国土強靱化推進本部において「国土強靱化アクションプラン2014」を決定した。それらを踏まえ、現在、各府省庁において国土強靱化に関する取組が進められているところである。

アクションプラン2014においては、基本計画を策定する際に設定した45の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）のうち、15のプログラムを重点プログラムとして選定し、重点化を図っている。さらに、毎年度各施策の進捗状況の把握、評価等を行い、PDCAサイクルを繰り返しながら、国土強靱化を推進していくこととしている。進捗状況の把握、評価に当たっては、プログラムごとに重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定し、極力定量的に実施しているところである。

また、プログラムの進捗状況を把握、評価し、プログラムの最適化を図るため、アクションプラン2015の策定を進めているところである。アクションプラン2015においては、アクションプラン2014の取組に加えて統合進捗指数（IPI：Integrated Progress Index）を導入し、プログラム全体の進捗状況の把握、プログラム間の進捗状況の比較に活用することとしている。

地方公共団体については、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定が円滑に図られるように「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を取りまとめるとともに、モデル調査の実施などを通じて、地方公共団体への支援を行っている。また、平成27年1月には、関係府省庁の連携の下で、「地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について」をとりまとめ、公表している。平成27年5月11日時点で、31都道府県13市区町が地域計画の策定に向けて取り組んでおり、4道県3市が既に策定済みである（図表1-1-21）。

図表1-1-21 国土強靱化地域計画の策定に向けた取組み（予定を含む）を公表している地方公共団体



出典：内閣官房国土強靱化推進室資料

国際関係については、日米の国土強靱化に関する有識者等を招き、東日本大震災の際のトモダチ作戦の経験を共有するとともに、国土強靱化に関する情報共有や意見交換を行うために、国土強靱化日米ワークショップを開催した。また、ERIA（東アジア・アセアン経済研究センター）と連携して開催した第3回国連世界防災会議における国土強靱化の広報・啓発に関するフォーラムや、インドネシアで開催したアセアン諸国の国土強靱化に関する国際シンポジウム等を通じ、我が国の国土強靱化の取組を積極的に国内外に発信した。

第1節 地震・津波災害対策

1-1 南海トラフ地震対策について

(1) 被害想定等の検討

駿河湾から四国沖を経て日向灘に至る「南海トラフ」沿いで発生する大規模な地震については、これまで、その地震発生の切迫性等の違いから「東海地震」と「東南海・南海地震」のそれぞれについて計画を策定し、個別に対策が進められてきた。

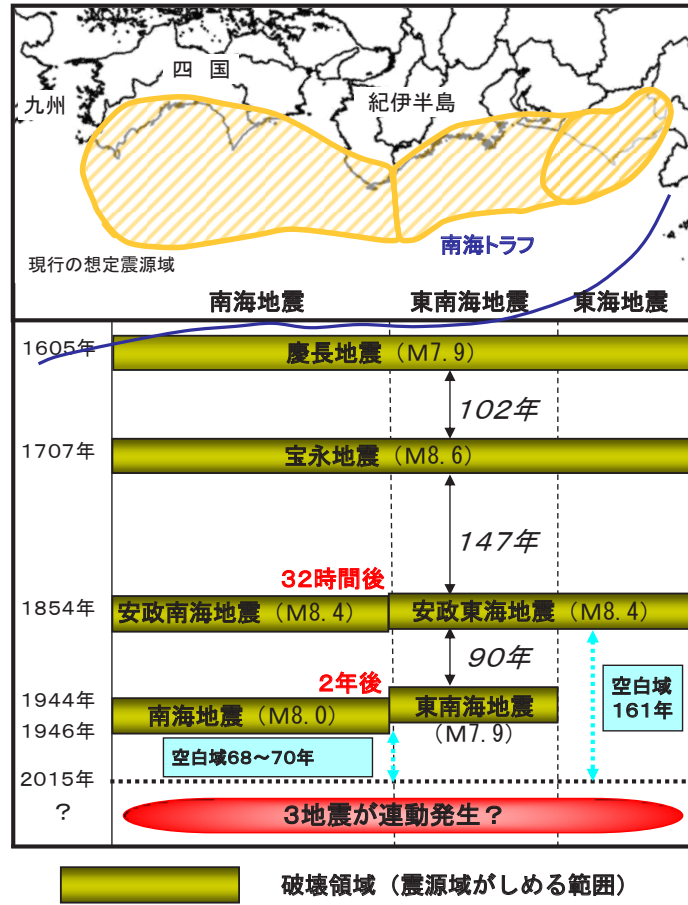
このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の想定地震・津波の考え方として「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波」を検討すべきであるとされたことを受け、平成23年8月に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を内閣府に設置し、最新の科学的知見に基づき想定すべき最大クラスの地震・津波モデルの検討が行われた。

震度分布を推計するための強震断層モデルについては、中央防災会議（2003）モデル、東北地方太平洋沖地震等の特徴を踏まえ、強震動生成域を設定し（4ケース）、それぞれのケースについて震度を推計した。また、津波高、浸水域等を推計するための津波断層モデルは、東北地方太平洋沖地震や世界の巨大地震の特徴等を踏まえ、大すべり域、超大すべり域を持つ最大クラスの津波断層モデルを設定し（11ケース）、それぞれのケースについて、津波高、浸水域等を推計した。

また、この結果を受け、平成24年4月に中央防災会議に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において南海トラフ巨大地震の被害想定と対策に係る検討が進められ、平成25年5月に最終報告が取りまとめられた。

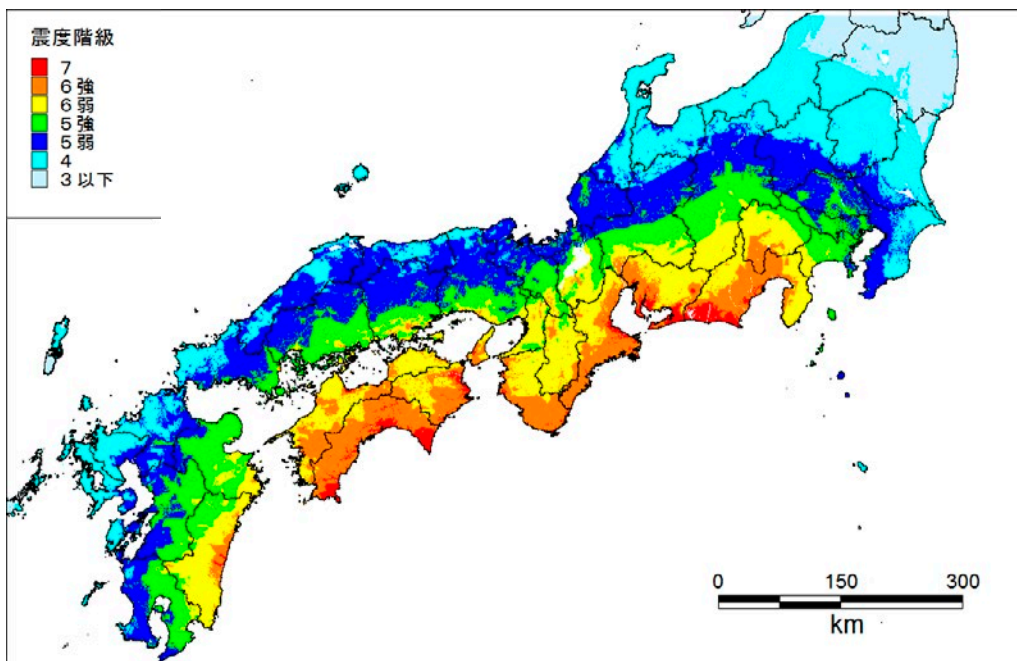
被害想定の詳細は以下の通りである（[図表1-2-1](#)～[1-2-5](#)）。

図表 1-2-1 1600年以降に南海トラフで発生した巨大地震



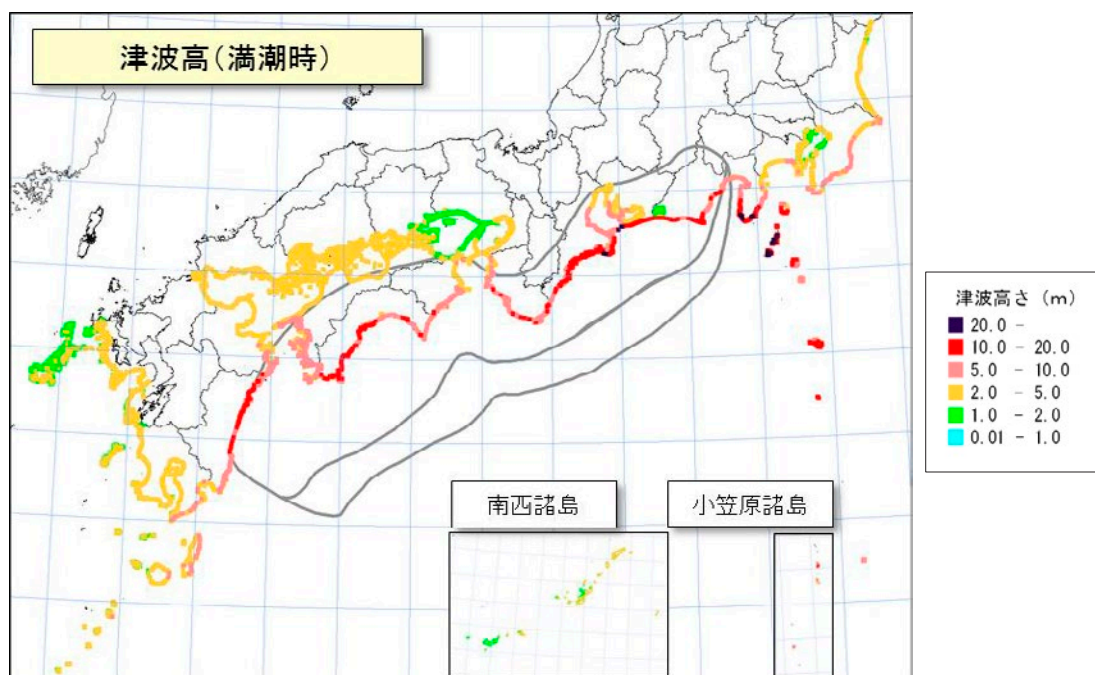
出典：内閣府資料

図表 1-2-2 震度の最大値の分布図



※複数の検討ケースの結果を重ね合わせ、最大となる震度を示したものである
出典：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

図表 1-2-3 最大クラスの津波高



※複数の検討ケースの結果を重ね合わせ、最大となる津波高を示したものである
出典：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

図表 1-2-4 人的被害・建物被害の想定（平成24年8月）

○東海地方が大きく被災するケース	全壊及び焼失棟数：954千棟～2,382千棟	死者：80千人～323千人
○近畿地方が大きく被災するケース	全壊及び焼失棟数：951千棟～2,371千棟	死者：50千人～275千人
○四国地方が大きく被災するケース	全壊及び焼失棟数：940千棟～2,364千棟	死者：32千人～226千人
○九州地方が大きく被災するケース	全壊及び焼失棟数：965千棟～2,386千棟	死者：32千人～229千人

出典：内閣府資料

図表 1-2-5 経済被害の想定（平成25年3月）

	想定される被害額
○資産等への被災【被災地】	169.5兆円
・民間部門	148.4兆円
・準公共部門（電気・ガス・通信、鉄道）	0.9兆円
・公共部門	20.2兆円
○経済活動への影響【全国】	
・生産、サービス低下に起因するもの	44.7兆円
・交通寸断に起因するもの（上記とは別の独立した推計） 道路、鉄道の寸断	6.1兆円

出典：内閣府資料

(2) 南海トラフ地震対策特別措置法

南海トラフ巨大地震の被害想定等の公表を受け、特に人命を守る観点から、その最大の課題である津波避難対策をはじめハード・ソフト両面からの総合的な地震防災対策の推進を図るため、平成25年11月、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」の改正がなされ、法律の対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大されるとともに、津波避難対策を充実・強化するための財政上の特例措置等が追加された（図表1-2-6）。

また、国、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等の関係機関の相互連携を強化することを目的に「南海トラフ巨大地震対策協議会」を設置しているが、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、南海トラフ地震防災対策推進協議会が法律に位置付けられたため、今後、法定の協議会への移行に向け、関係者等の調整を図っていくこととしている。

図表1-2-6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の概要

<p align="center">南海トラフ地震防災対策推進地域の指定</p> <p>南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定</p>	
<p>基本計画の作成</p> <p align="right">中央防災会議が作成</p>	
<p align="center">推進計画の作成</p> <p>指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、次の事項を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所、避難経路、消防用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ○ 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ○ 防災訓練に関する事項 ○ 国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項 <p>地方防災会議等（都府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる</p>	
<p align="center">対策計画の作成</p> <p>推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る</p>	
<p>南海トラフ地震防災対策推進協議会</p>	
<p align="center">南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定</p> <p>推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣総理大臣が指定</p>	
<p align="center">津波避難対策緊急事業計画の作成</p> <p>市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設の整備（津波避難対策緊急事業）に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所 ○ 避難場所までの避難の用に供する避難経路その他の避難経路 ○ 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設 	
<p>津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例 ○ 集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等 	<p>津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に係る特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和） ○ 集団移転促進法の特例（住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助） ○ 国土利用計画法等による協議等についての配慮 ○ 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

※東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正により措置

出典：内閣府資料

(3) 南海トラフ地震対策推進区域及び特別強化区域

南海トラフ巨大地震の震度分布や津波高等を踏まえ、南海トラフ地震に係る地震防災対策を推進すべき地域として1都2府26県707市町村を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、また、南海トラフ地震に伴う津波に係る津波避難対策を特別に強化すべき地域として1都13県139市町村を「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定している。具体的には、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う上で設定した地震モデル（11ケース）について、それぞれの地震が発生した場合に、次のいずれかの条件を満たす地域を指定している。なお、地域指定されていない場合でも、強い揺れや火災等により大きな被害を受けることが想定されるため、十分な防災対策を講じる必要がある（図表1-2-7、1-2-8）。

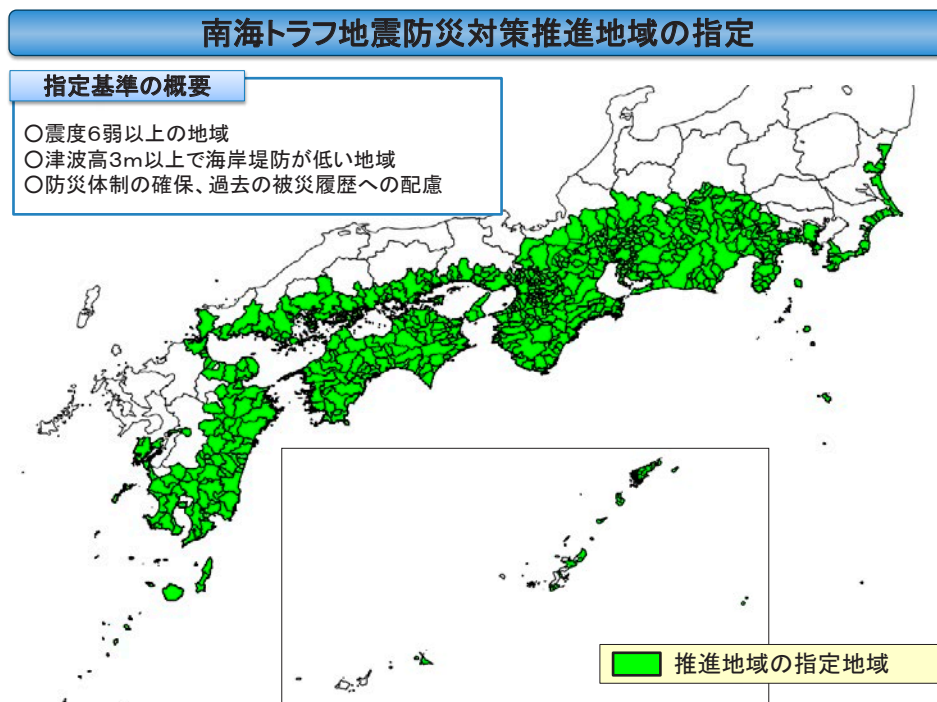
《南海トラフ地震防災対策推進地域》

- ・ 震度6弱以上となる地域
- ・ 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- ・ 広域防災体制の一体性の確保、過去の被災履歴への配慮の観点から指定が望ましい地域

《南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域》

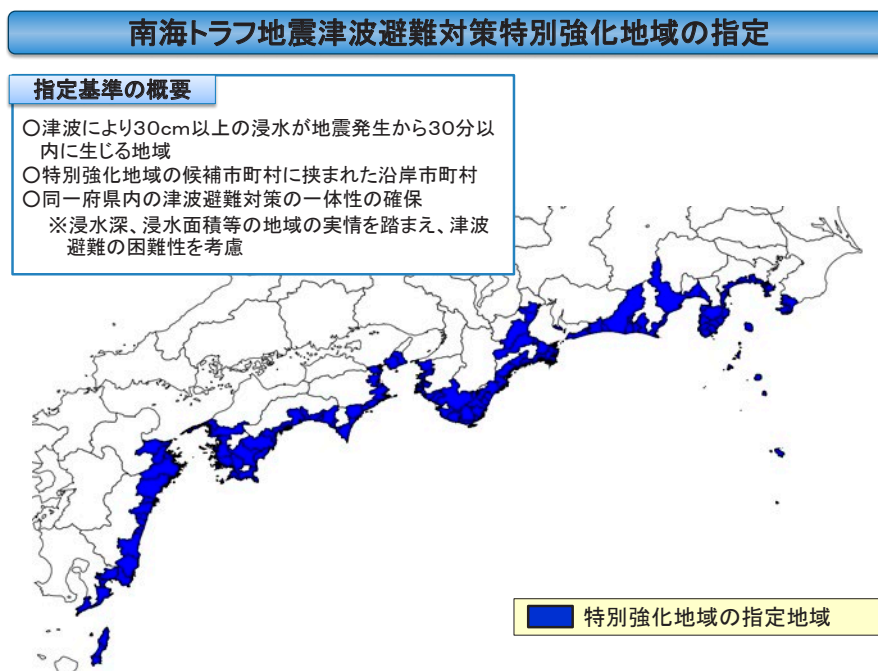
- ・津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
- ・特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
- ・同一府県内における津波避難対策の一体性の確保の観点から指定が望ましい地域

図表 1-2-7 南海トラフ地震防災対策推進地域



出典：内閣府資料

図表 1-2-8 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域



出典：内閣府資料

(4) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画

平成26年3月28日、政府は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を中央防災会議において決定した(図表1-2-9)。同計画においては、南海トラフ地震防災対策の基本的な方針として、極めて広域にわたって強い揺れと巨大な津波が発生するなどの南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民など様々な主体が連携し、計画的かつ速やかに、ハードとソフトを組み合わせた総合的な防災対策を推進することとしている。また、この方針を踏まえて、今後10年間で達成すべき減災目標を、死者数を概ね8割、建物被害を概ね5割減少させることとし、建築物の耐震化・不燃化や津波ハザードマップの作成、地域コミュニティの防災力の向上といった減災目標を達成するための具体的な施策をその目標及び達成期間とともに示している。

本計画に基づき、地方公共団体等において「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「津波避難対策緊急事業計画」を、民間の施設管理者等において「南海トラフ地震防災対策計画」を作成することとしている。内閣府においては、これらの計画が速やかに作成されるよう、必要な助言などの支援を行うとともに、本計画の適切なフォローアップを通じて、関係者が一体となった南海トラフ地震対策の推進を図っていくこととしている。

図表 1-2-9 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

<p>第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項</p> <p>○ 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭においた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図ることが重要</p>	<p>第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針</p> <p>発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～12に留意して災害応急対策を推進</p>
<p>第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針</p> <p>南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって、計画的かつ速やかに以下1～9の防災対策を推進</p> <p>南海トラフ地震の特徴</p> <p>① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生 ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在 ③ 時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性</p> <p>④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大 ⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生</p> <p>1. 各般にわたる甚大な被害への対応 2. 津波からの人命の確保 3. 超広域にわたる被害への対応</p> <p>4. 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避 5. 時間差発生等への対応 6. 外カレベルに応じた対策</p> <p>7. 戦略的な取組の強化 8. 訓練等を通じた対策手法の高度化 9. 科学的知見の蓄積と活用</p>	<p>1. 迅速な被害情報の把握 2. 津波からの緊急避難への対応 3. 原子力事業所等への対応 4. 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保 5. 津波火災対策 6. 膨大な傷病者等への医療活動</p> <p>7. 物資の絶対的な不足への対応 8. 膨大な避難者等への対応 9. 国内外への適切な情報提供 10. 施設・設備等の二次災害対策 11. ライフライン・インフラの復旧対策 12. 広域応援体制の確立</p>
<p>第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策</p> <p>第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～7の施策を実施。併せて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定</p>	<p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項</p> <p>指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項</p>
<p>減災目標(今後10年間)</p> <p>想定される死者数 約33万2千人 から 概ね8割以上減少 想定される建築物の全壊棟数 約250万棟 から 概ね5割以上減少</p> <p>1. 地震対策 ①建築物の耐震化 ②火災対策 ③土砂災害・地盤災害・液状化対策 ④ライフライン・インフラ施設の耐震化等</p> <p>2. 津波対策 ①津波に強い地域構造の構築 ②安全で確実な避難の確保</p> <p>3. 総合的な防災体制 ①防災教育・防災訓練の充実 ②ボランティアとの連携 ③総合的な防災力の向上 ④長周期地震動対策</p> <p>4. 災害発生時の対応に係る事前の備え ①災害対応体制の構築 ②救助・救急対策 ③医療対策 ④消火活動等 ⑤緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥食料・水、生活必需品等の物資の調達 ⑦燃料の供給対策 ⑧避難者等への対応 ⑨帰宅困難者等への対応 ⑩ライフライン・インフラの復旧対策 ⑪保健衛生・防疫対策 ⑫遗体対策 ⑬災害廃棄物等の処理対策 ⑭災害情報の収集 ⑮災害情報の提供 ⑯社会秩序の確保・安定 ⑰多様な空間の効果的利用の実現 ⑱広域連携・支援体制の確立</p> <p>5. 被災地内外における混乱の防止 ①基幹交通網の確保 ②民間企業等の事業継続性の確保 ③国及び地方公共団体の業務継続性の確保</p> <p>6. 多様な発生態様への対応</p> <p>7. 様々な地域的課題への対応 ①高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ②ゼロメートル地帯の安全確保 ③原子力事業所等の安全確保 ④石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保 ⑤孤立可能性の高い集落への対応 ⑥沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減 ⑦文化財の防災対策</p>	<p>1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 〔建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等〕整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める</p> <p>2. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 (1)津波からの防護 〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める〕 (2)円滑な避難の確保 〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関のとのべき措置等を定める〕 (3)迅速な救助 〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める〕</p> <p>3. 関係者との連携協力の確保に関する事項 〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める〕</p> <p>4. 防災訓練に関する事項 〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める〕</p> <p>5. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 〔地震・津波の発災時におけるべき行動、備蓄の確保を含む教育・広報の実施を定める〕</p> <p>6. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 〔国庫負担の嵩上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める〕</p>
	<p>第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項</p> <p>推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項</p> <p>1. 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者 〔津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、 ・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者 ・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者 ・一般旅客運送事業者(鉄道事業者等) ・学校、社会福祉施設を管理・運営する者 ・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者 等〕</p> <p>2. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 3. 防災訓練に関する事項 4. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p>

出典：内閣府資料

(5) 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(具体計画)

平成27年3月30日、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」第4章において作成するとされた「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を中央防災会議幹事会で決定した(図表1-2-10)。同計画は、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において最新の科学的知見に基

づき想定した最大クラスの地震・津波の震度分布及び津波高の推計結果並びに「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が報告した被害想定に基づき、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給及び防災拠点に関する活動内容を具体的に定めたものである。活動分野毎の概要は以下のとおりである。

①緊急輸送ルート計画

発災直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定めた計画である。発災時には、被害の全容把握に時間を要することが予想される中であっても、あらかじめ必要最低限に絞って選定した緊急輸送ルートについては、他の道路に優先して通行可否情報（通行不可の場合における迂回ルート情報を含む。）を遅滞なく集約し、防災関係機関間で情報共有を速やかに行うとともに、早期に通行確保を行うことが必要である。このための備えとして、あらかじめ地図情報も含めて防災関係機関間で広く情報共有を図るとともに、発災時の情報共有のための具体的な手順も含めて定めている。

②救助・救急、消火活動等に係る計画

南海トラフ地震による甚大な被害に対して、人命救助のために重要な72時間を考慮しつつ、被災府県内の警察・消防機関の部隊は、発災直後から救助・救急、消火等に必要な部隊を最大限動員するとともに、国は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、全国から最大勢力の応援部隊を可能な限り早く的確に投入する必要がある。このため、被災地域内で動員する警察・消防機関の被災府県内の部隊に加えて、全国からの警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊の初動期における派遣の方針と具体的な手順等を定めている。

③医療活動に係る計画

南海トラフ地震では、建物倒壊等による多数の負傷者の発生、医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生により、医療ニーズが急激に増大し、被災地内の医療資源のみでは対応できない状態となることが想定されている。このため、全国から災害派遣医療チームをはじめとする医療チームによる応援を迅速に行い、被災地内において安定化処置など救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制を確保するとともに、被災地で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し、治療することを定めている。

④物資調達に係る計画

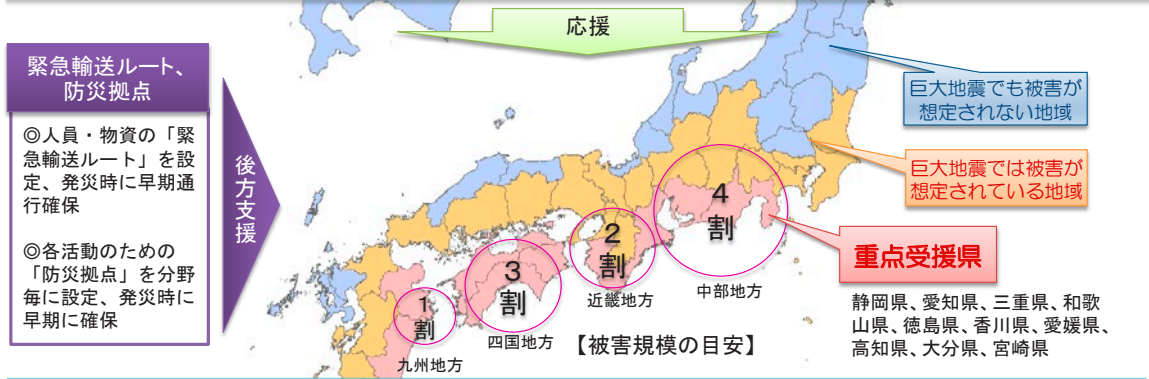
南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。このため、国は、被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するものとし、発災直後に行うこのプッシュ型支援による物資調達・供給の内容、手順を定めている。

⑤燃料供給に係る計画

南海トラフ地震の発生により多くの製油所・油槽所・LPガス輸入基地等が被災する状況にあっても、全国的な燃料供給を確保しつつ、災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。このため、①石油精製業者等が自社の「系列BCP」や石油備蓄法上の「災害時石油供給連携計画」に基づき進める災害時石油供給体制の考え方、②防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」や、業務継続が特に必要な重要施設への「優先供給」の手順、③災害時の燃料輸送・供給体制の確保のため被災都府県や関係省庁等が担う役割等を定めている。

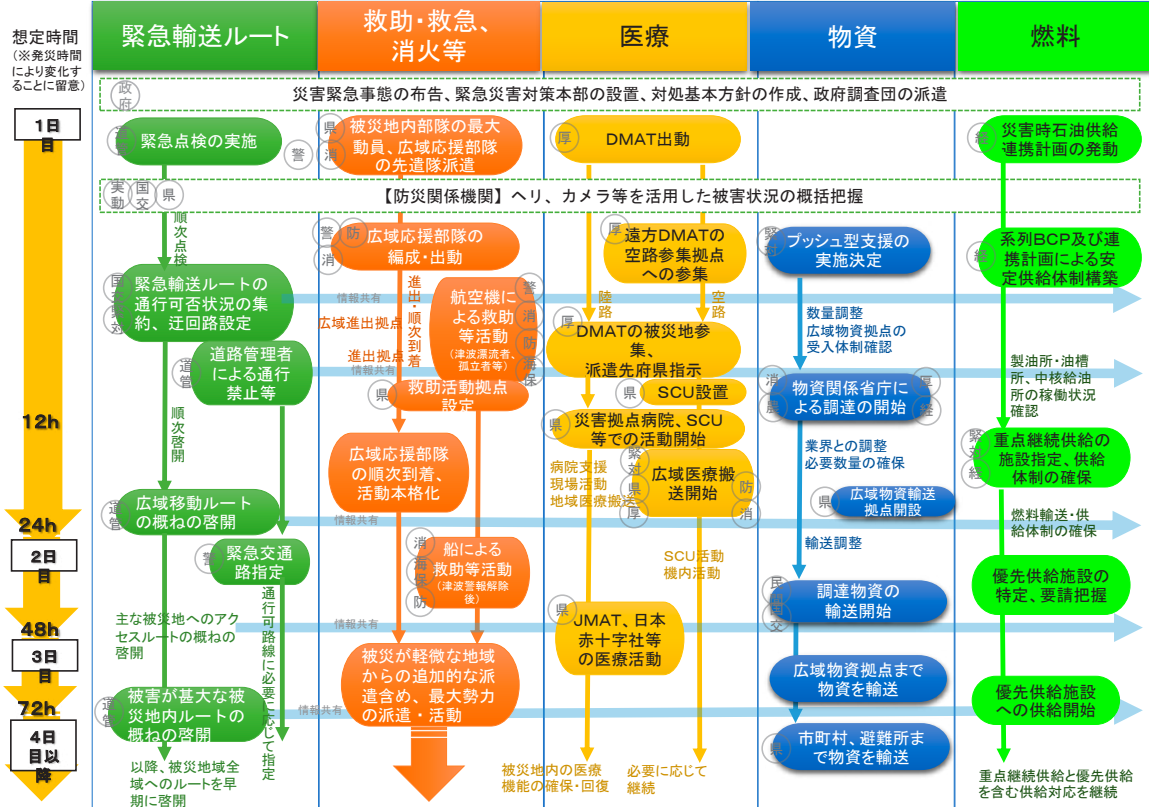
図表 1-2-10 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

救助・救急、消火等	医療	物資	燃料
◎重点受援県以外の37県の広域応援部隊の派遣(最大値) ・警察 : 1.6万人 ・消防 : 1.7万人 ・自衛隊 : 11万人 等 ◎航空機620機、船舶470隻	◎DMAT(登録数1,323チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与 ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等) ◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送	◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送 ・水 : 応急給水46万m ³ ・食料 : 7200万食 ・毛布 : 600万枚 ・おむつ : 480万枚 ・簡易トイレ等 : 5400万回 等	◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保 ◎緊急輸送ルート上の中核SS等への重点継続供給 ◎拠点病院等の重要施設への要請に基づく優先供給
国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)			



- 具体計画のポイント
- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定(例:24hで広域移動ルートを確認、広域応援部隊が順次到着、等)
 - ②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化

南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)



出典：内閣府資料

1-2 首都直下地震対策について

(1) 被害想定等の検討

首都直下地震対策については、これまで平成17年9月に中央防災会議で決定された「首都直下地震対策大綱」をもとに、各省庁、地方公共団体、事業者等が各種施策を推進してきた。

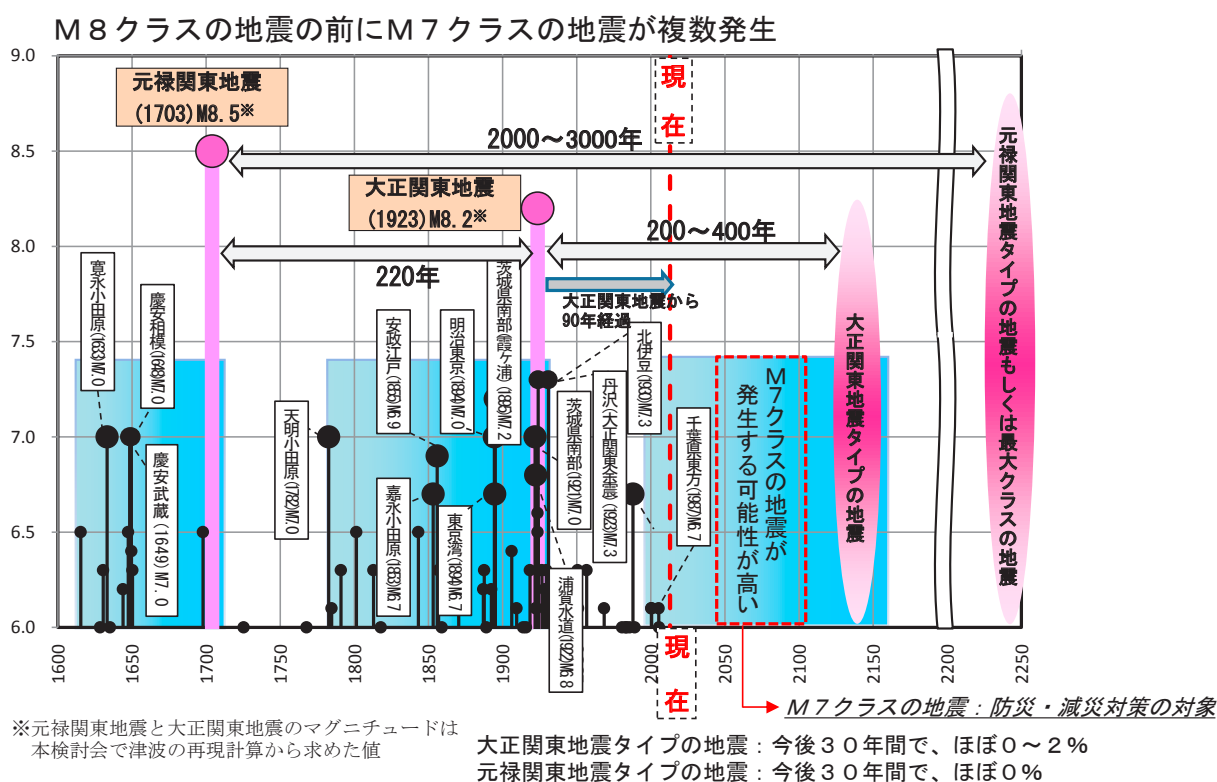
このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の想定地震・津波の考え方として「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波」を検討すべきであるとされたことを受け、平成24年5月に「首都直下地震モデル検討会」を内閣府に設置し、これまで首都直下地震対策の対象としてこなかった相模トラフ沿いの大規模地震も含め、様々な地震を対象に加え、最新の科学的知見に基づく地震・津波モデルの検討が行われた。

また、この結果を受け、平成24年4月に中央防災会議に設置された「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」において首都直下地震の被害想定と対策に係る検討が進められ、平成25年12月に最終報告が取りまとめられた。

なお、相模トラフ沿いではプレート境界で発生する海溝型の大規模地震（M8クラス）が200年～400年の間隔で発生しており、直近の大正関東地震から90年が経過していること、また、元禄関東地震タイプの地震もしくは最大クラスの地震については2000年～3000年の間隔で発生しており、直近のものは約300年前の元禄関東地震によるものであることから、防災・減災対策の対象とする地震は、切迫性の高いM7クラスの首都直下地震とした（図表1-2-11）。また、M7クラスの首都直下地震には様々なタイプが考えられ、どこで発生するかはわからないが、具体的な複数想定を算出するに当たっては、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きいと考えられる都区部直下の都心南部直下地震を設定することとした。

被害想定の詳細は以下の通りである（図表1-2-12）。

図表1-2-11 相模トラフ沿い地震発生履歴



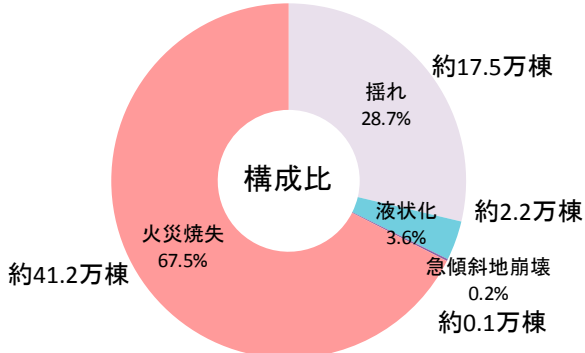
出典：内閣府資料

図表 1-2-12 被害想定概要 (平成25年12月)

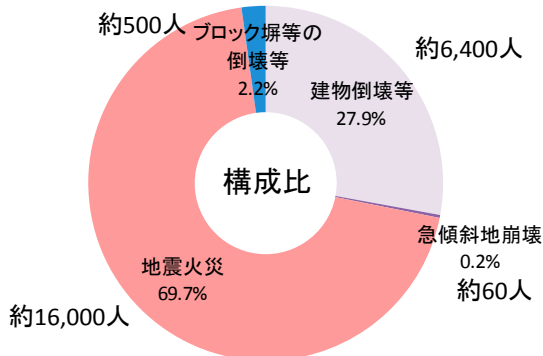
○想定条件: 首都直下のM7クラスの地震(都心南部直下地震)

○発生時の想定状況: 冬・夕方 風速8m/s

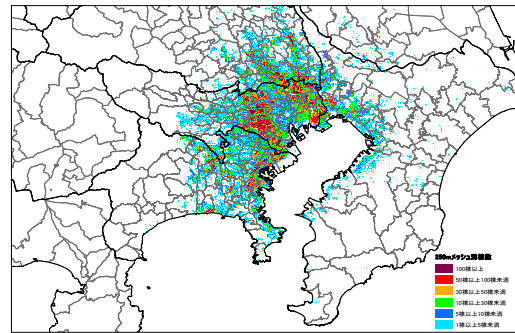
①建物全壊棟数・火災焼失棟数 **約61万棟**



②死者数 **約23,000人**



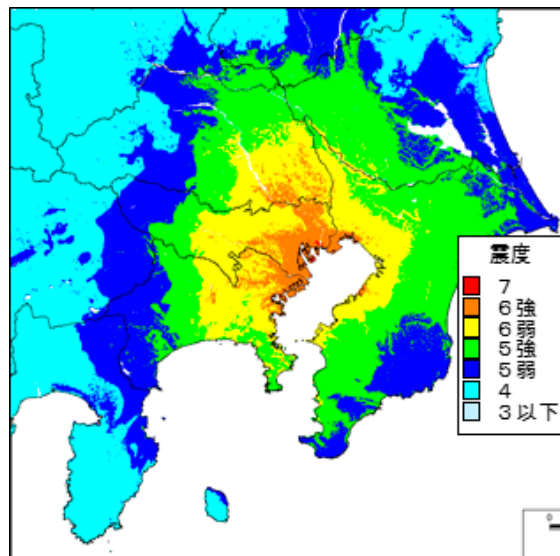
(全壊・焼失棟数の分布)



◇負傷者数 約123,000人

◇経済的被害 約95兆円

(都心南部直下地震の震度分布)

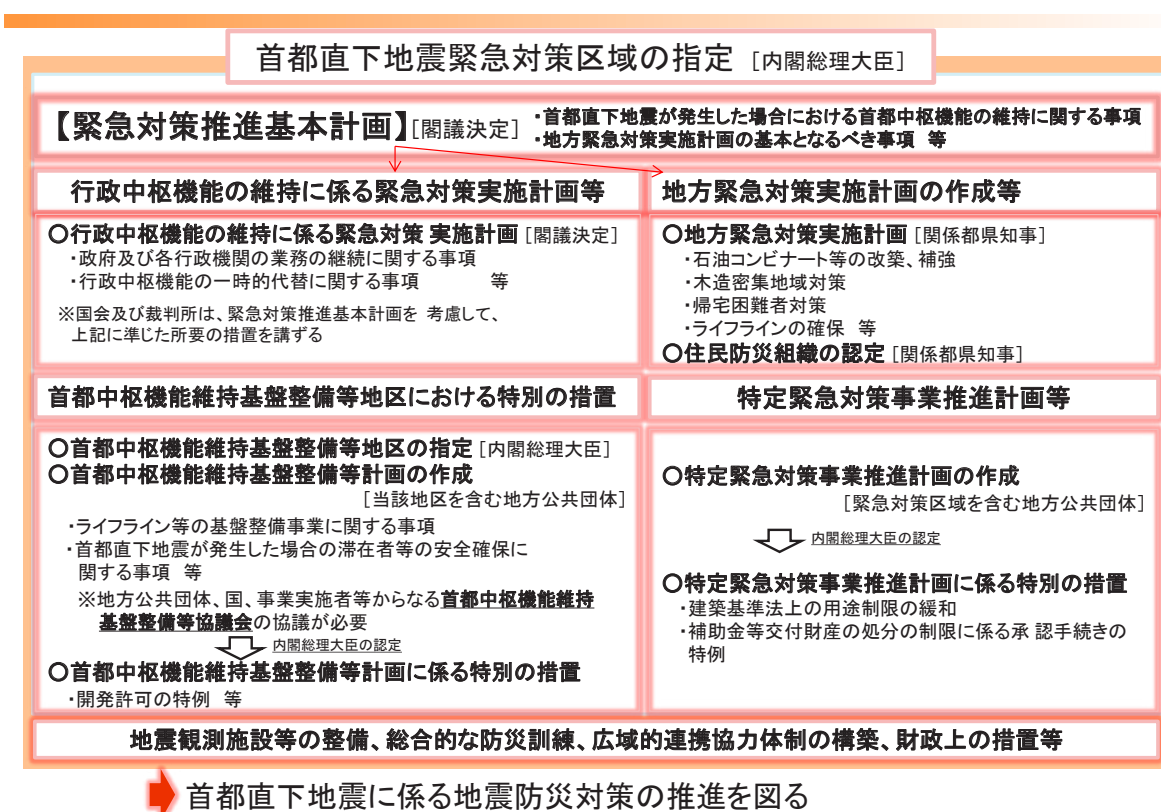


出典: 内閣府資料

(2) 首都直下地震対策特別措置法

「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」（図表1-2-13）は、平成25年11月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、議員立法により制定された。同法では、政府においては、首都直下地震対策の意義、基本的な方針、講ずべき措置等を定める「緊急対策推進基本計画」及び政府の業務の継続に関する事項を定める「行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画」（政府業務継続計画）を作成するとともに、地方公共団体においては、地域の実情を勘案し、地方公共団体自らの判断によって具体的な目標を定めて、様々な対策を戦略的に位置づける「地方緊急対策実施計画」等を作成することができるとし、計画的な首都直下地震対策の推進を図るものである。また、首都中枢機能の維持及び滞在者等の安全確保を図るべき地区を「首都中枢機能維持基盤整備等地区」として指定（平成26年3月現在で千代田区、中央区、港区及び新宿区）し、必要な基盤整備等を図ることとしている。指定された地区内の地方公共団体は、「首都中枢機能維持基盤整備等計画」を作成し認定を受けることにより、計画に基づく事業において特例等を受けることが可能である。

図表1-2-13 首都直下地震対策特別措置法の概要



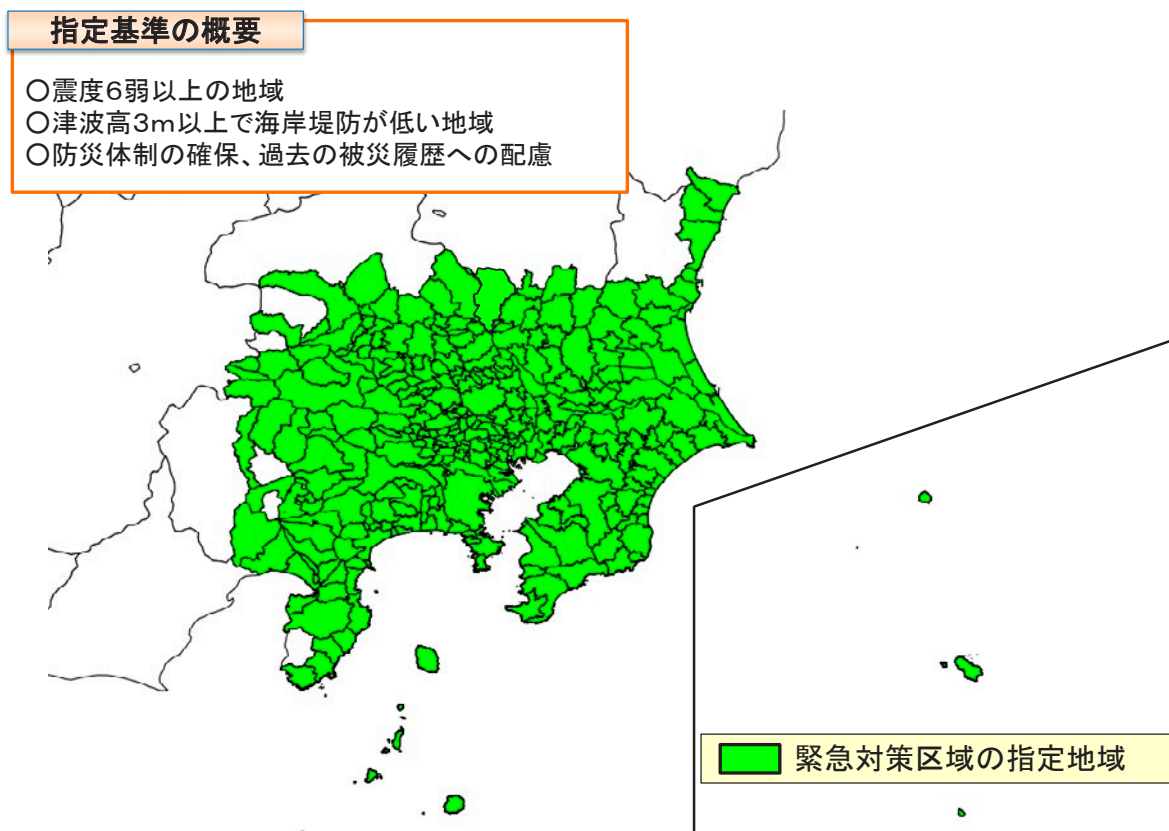
出典：内閣府資料

(3) 首都直下地震緊急対策区域

首都直下地震の震度分布や津波高等を踏まえ、首都直下地震により著しい被害が生じるおそれがあるため緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域として、「首都直下地震対策特別措置法」に基づき、1都9県309市町村を「首都直下地震緊急対策区域」として指定している。具体的には、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県並びに茨城県の一部地域でM7クラスの地震が発生した場合、または大正関東型地震・延宝房総沖地震といったM8クラスの海溝型地震が発生した場合に、次のいずれかの条件を満たす地域を指定している。なお、区域指定されていない場合でも、強い揺れや火災等により大きな被害を受けることが想定されるため、十分な防災対策を講じる必要がある（図表1-2-14）。

- ・震度6弱以上となる地域
- ・津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- ・広域防災体制の一体性の確保、過去の被災履歴への配慮の観点から指定が望ましい地域

図表1-2-14 首都直下地震緊急対策区域



出典：内閣府資料

(4) 首都直下地震緊急対策推進基本計画

平成26年3月28日、政府は、「首都直下地震対策特別措置法」に基づき、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(以下、首都直下基本計画という。)を閣議決定した(図表1-2-15)。その後、平成27年3月31日に同計画の変更を閣議決定したところである(図表1-2-16)。

同計画は、首都直下地震対策の被害を軽減するためには、①首都中枢機能の継続性を確保するための体制を構築すること、②予防対策及び円滑かつ迅速な応急対策の備えを計画的・戦略的に進め、「地震に強いまち」の形成を図ること、が必要不可欠としている。

これを踏まえ、政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針として、

- ・首都中枢機能の業務継続体制の構築とそれを支えるライフライン・インフラの維持
 - ・あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策、膨大な数の避難者・帰宅困難者対策等
 - ・社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による社会全体での取り組みの推進
 - ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応
- 等を示している。

また、同計画に定める基準等に基づき、地方公共団体において、「首都中枢機能維持基盤整備等計画」、「地方緊急対策実施計画」、「特定緊急対策事業推進計画」が作成されることとなるため、内閣府においては、これらの計画が速やかに作成されるよう、必要な助言などの支援を行うとともに、本計画の適切なフォローアップを通じて、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民などが一体となった首都直下地震対策の推進を図っていくこととしている。

図表1-2-15 首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

1. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項 <input type="radio"/> 首都中枢機能の継続性の確保は必要不可欠 <ul style="list-style-type: none"> ・首都中枢機能の障害は災害応急対策に大きな支障を来すおそれ ・加えて、我が国全体の国民生活や経済活動にも支障が生じるおそれ 		<input type="radio"/> 予防対策・応急対策で被害を大きく減少させることが可能 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化率100%で全壊棟数・死者数が約9割減、感震ブレーカー等の設置や初期消火成功率の向上等で焼失棟数・死者数が9割以上減 	
2. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針			
(1) 首都中枢機能の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・首都中枢機能の業務継続体制の構築 ・首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持 		(3) 地方公共団体への支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施 	
(2) 膨大な人的・物的被害への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策等、膨大な数の避難者・帰宅困難者等 		(4) 社会全体での首都直下地震対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による被害の軽減に向けた備え 	
(5) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客の避難誘導対策など安心して大会に参加・観戦できるよう取組強化 			
3. 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項			
(1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・首都中枢機能及び首都中枢機関～政治中枢：国会、行政中枢：中央省庁・都庁・駐日外国公館等、経済中枢：中央銀行・企業本社等 ・首都中枢機関の機能目標～発災直後においても最低限果たすべき機能目標を設定 ・政府全体としての業務継続体制の構築：非常時優先業務の実施に必要な執行情形、執務環境の確保について緊急対策実施計画に定める。 ・金融決済機能の継続性の確保、企業本社等における事業継続への備え 		4. 5. 6. 法に基づく各種計画に係る事項	
(2) 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一次的代替に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・政府の代替拠点の検討、代替庁舎の確保等 		4. 首都中枢機能維持基盤整備等指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・首都中枢機能維持基盤整備等指定地区指定の考え方(首都中枢機関の集積状況等を勘案)差別化等 ・地方公共団体が作成する基盤整備等計画の認定基準 	
(3) ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン及び情報通信インフラの機能目標 ・施設の耐震化・多重化や早期復旧体制の整備等 		5. 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・都県知事が作成する地方緊急対策実施計画に記載すべき地震防災対策、災害応急対策、災害復旧への備え、住民の協働等の対策等 	
(4) 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・交通インフラの機能目標 ・施設の耐震化や早期の道路閉鎖、復旧体制の整備等 		6. 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が作成する特定緊急対策事業推進計画の認定基準 	
(5) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・各主体が業務継続計画を作成・見直し 			
7. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置			
(1) 首都中枢機能の継続性の確保 → 3. 参照 (2) 膨大な人的・物的被害への対応		② 津波対策 ③ 円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急体制の整備 ・道路閉鎖と道路交通渋滞対策 ・市街地火災への対応 ・救命・救助、災害時医療機能 ・膨大な数の避難者・被災者 ・膨大な数の帰宅困難者等 ・広域連携のための防災拠点、交通基盤の確保 ・物資の絶対的な不足に対応した物資輸送機能の確保 ・的確な情報収集・発信 ・実践的な防災訓練 ・多様な発生態様への対応 ・円滑な復旧・復興 	
① 計画的かつ早期な予防対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物、施設の耐震化の推進等 ・防火防止対策、発災時の速やかな初期消火、延焼被害の抑制対策等 ・ライフライン等の耐震化、発災時の速やかな機能回復 ・燃料の供給対策 ・交通インフラ、河川・海岸堤防等の耐震化、発災時の速やかな機能回復 ・その他(集客施設・原子力事業所・石油コンビナート等)地区の安全確保等 		④ 各個人の防災対策の啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な避難行動、車面の利用抑制、備蓄等 	
⑤ 企業活動等の回復・維持 <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画の作成、地域貢献等 		(3) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐震化、外国人観光客の避難誘導等 	
(6) 長周期地震動対策(中長期的対応) <ul style="list-style-type: none"> ・高層建築物等への影響等の専門的検討 			
8. その他			
(1) 計画の効果的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・別途応急対策の具体計画を作成 		(2) 災害対策基本法に規定する防災計画との関係	

出典：内閣府資料

(5) 減災目標の設定

平成27年3月31日、政府は、首都直下基本計画の変更を閣議決定し、同計画の中に、期限を定めた定量的な減災目標を設定するとともに、当該目標を達成するための施策について具体目標等を定めた。

具体的には、定量的な減災目標として、平成27年度から今後10年間で、想定される最大の死者数を約2万3千人から概ね半減、想定される最大の建築全壊・焼失棟数を約61万棟から概ね半減させることを掲げている。

また、具体目標として、首都中枢機能の継続性の確保については、中央省庁における参集要員へ参集を指示するシステムの構築や物資の備蓄について、平成28年までに100%を目指すとの目標等を設定している。

膨大な人的・物的被害への対応については、地震による人的被害の多くは建物の倒壊や地震後の火災により生じることが想定されることから、住宅等の耐震化や家具の固定、地震時等に著しく危険な密集市街地の解消や電気に起因する出火の防止に向けた感震ブレーカー等の普及等について具体目標を設定し、その一層の推進を図ることとしている。さらに、一旦発災するとその被害拡大が懸念される石油コンビナートの防災対策の充実や円滑な復旧・復興に向けた災害廃棄物処理の迅速化等についても具体目標を設定し、その取組を強化することとしている。

図表 1-2-16 首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更概要

首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更概要[首都直下地震対策の減災目標等の設定]

首都直下地震対策に関するこれまでの経緯

H17.9 首都直下地震対策大綱 [中央防災会議決定]

H18.4 首都直下地震の地震防災戦略 [中央防災会議決定]

↓ <東日本大震災発生(H23.3)>

H25.12 首都直下地震対策特別措置法施行

首都直下地震の被害想定と対策について [首都直下地震対策検討WG最終報告]

↓

H26.3 首都直下地震緊急対策推進基本計画 [閣議決定]、政府業務継続計画(首都直下地震対策) [閣議決定]

減災目標等を設定し、首都直下地震緊急対策推進基本計画に位置付け

今後10年間で達成すべき減災目標を設定

想定される最大の死者数：
約2万3千人 から **概ね半減**※

想定される最大の
建築物全壊・焼失棟数：
約61万棟 から **概ね半減**※

※東京都区部の南部を震源とする地震が発生した場合の想定

減災目標を達成するための施策について具体目標等を設定

(1) 首都中枢機能の継続性の確保

例) 参集要員の確保(参集指示システムの構築等)【100%(H28)】

・ 物資の備蓄【100%(H28)】

・ 各府省等における代替庁舎の確保【100%(H27)】

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

例) 住宅等の耐震化【現状 79%(H20) ⇒ 95%(H32)】

・ 電気に起因する出火の防止

【感震ブレーカー等設置率(木密地域) 25%(H36年度)】

・ 石油コンビナート防災対策の充実等

【エネルギー・産業基盤災害即応部隊 (ドラゴンハイパー・コマンドユニット) H30年度までに12部隊を編成】

・ 災害廃棄物対策

【市町村の処理計画の策定率 現状 42%(H26) ⇒ ほぼ全て(H36年度)】

出典：内閣府資料

第2節 火山災害対策

平成26年9月27日、長野・岐阜県境に位置する御嶽山において発生した噴火は、秋の紅葉シーズンの昼頃に山頂の周辺には多くの登山者がいる中で発生し、噴火に伴い飛散した噴石等により火口周辺で多数の死者・負傷者が出るなど大きな被害となった。

この噴火を受け、政府は、災害対策基本法に基づき、関係省庁からなる「平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部」を設置したほか、長野県庁に「平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害現地対策本部」を設置し、関係地方公共団体等とも連携して情報収集と対応にあたった。

また、同年10月28日の非常災害対策本部では、「火山噴火に関して緊急的に行う被害防止対策」を決定し、内閣府、消防庁、気象庁などの関係府省庁は、関係機関と連携しながら、情報伝達手段や避難施設の整備状況に関する緊急調査、常時観測火山（47火山）全てにおける火山防災協議会の設置、登山者や旅行者に対する適切な情報提供と安全対策、火山観測体制の強化等、緊急的な対策を進め、火山防災協議会については、平成27年3月に47火山全てに設置された。

さらに、平成26年12月には、今回の御嶽山の噴火で明らかとなった教訓を今後の火山防災対策の更なる推進につなげるため、中央防災会議「防災対策実行会議」の下に「火山防災対策推進ワーキンググループ」を設置して、旧来の火山防災対策に検討を加えた。全4回のワーキンググループでは、火山噴火予知連絡会などの関係検討会での議論も踏まえつつ、有識者や関係省庁による議論を経て、平成27年3月に「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」がとりまとめられた。この報告には、火山防災対策を推進するためのしくみ、火山監視・観測体制、火山防災情報の伝達の他、登山者等の安全確保のための退避壕等の整備などを組み合わせた火山噴火からの適切な避難方策、火山防災教育や火山に関する知識の普及、火山研究体制強化と火山専門家の育成についての提言がまとめられた（図表1-2-17）。

これらの提言を踏まえ、内閣府は、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の充実などを内容とする活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案を平成27年5月29日に閣議決定し、第189回国会に提出した（図表1-2-18）。

平成27年5月29日、鹿児島県口永良部島において噴火が発生した。政府は、関係省庁災害対策会議の開催、赤澤内閣府副大臣を団長とする政府調査団の派遣、屋久島町における政府現地連絡調整室の設置等により、屋久島町や鹿児島県と連携しながら避難者支援等を行っている。

図表 1-2-17

御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）

御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について(報告)【概要版】		平成27年3月26日 中央防災会議 防災対策実行会議 火山防災対策推進WG
<p>○御嶽山噴火(H26.9.27) 死者57名、行方不明者6名(H27.3現在) 多くの登山者が被災した戦後最悪の火山災害 火山監視・観測体制、火山防災情報伝達、専門教育等々の課題が顕在化</p> <p>◎火山と共生していくためには、日頃から火山の恩恵を享受する一方で、噴火時等には迅速な避難などの防災行動が必要となり、そのためには、火山や噴火災害についての理解を深めておくことが重要。 ◎頻りに噴火している火山は多くないため、噴火の経験がある行政職員や地域住民はごく限られる。 ◎噴火に伴う現象の種類や噴火の規模は多様であることから、火山防災対策を推進するためには、火山ごとに詳細な調査・研究に基づいた検討を行う必要があるが、火山研究者の人数は十分でなく、火山防災に資する研究は必ずしも進んでいない。</p>		<p>火山噴火予知連絡会(気象庁) 火山観測体制等に関する検討会 火山情報の提供に関する検討会 *H27.3.26とりまとめ</p> <p>中央防災会議 火山防災対策推進WG 「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進」とりまとめ</p> <p>科学技術・学術審議会 地震火山部会(文科省) 「御嶽山の噴火を踏まえた火山観測研究の課題と対応について」 H26.11 とりまとめ</p>
<p>1. 火山防災対策を推進するためのしくみについて</p> <p>①国による火山防災対策の基本方針の策定 ②火山防災協議会の設置と、協議会における避難計画等作成について位置づけを明確化 ③火山防災対策の立案と、それに資する監視観測・調査研究体制を強化するため、関係機関の連携強化や、より一体的な火山防災推進体制の整備 ④WGで提言した取組のフォローアップを継続して実施 内閣府に「火山防災対策推進検討会議」を設置して継続的に検討</p>	<p>4. 火山噴火からの適切な避難方策等について</p> <p>(1) 避難場・避難舎等の避難施設の整備のあり方 ①避難場・避難舎の効果や設置に関する考え方、設計における留意点等について整理した「<u>「避難場・避難舎等整備ガイドライン」</u>」を作成 ②登山者、旅行者を対象とした避難体制のあり方 ①火山防災協議会で必要性を勘案し、適宜登山届制度を導入(導入の際はITを用いた仕組みの活用) ②山小屋や山岳ガイド等との連携により情報収集・伝達体制の整備、避難・救助対策の検討 ③集客施設が参画する観光関係団体の協議会参画及び集客施設等による避難確保計画作成 ③火山防災訓練の推進 火山防災協議会メンバーの連携による登山者等を想定した火山防災訓練の実施</p>	
<p>2. 火山監視・観測体制について</p> <p>(1) 火山監視・観測体制の強化 ①観測施設整備機関どうしの相互の協力・補完および観測データの一層の共有化を推進し、火山監視・観測体制を強化 ②常時観測47火山に八甲田山、十和田、弥陀ヶ原を追加して50火山とし、監視・観測体制を速やかに構築 (2) 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制 ①火口付近の観測施設の整備、および兆候をより早期に把握するための技術開発 ②機動観測の実施体制の強化、速やかな現地調査の実施および観測機器設置のための調整 ③日頃山を見ている人から情報収集するネットワーク強化のため、火山防災協議会において「火山情報連絡員制度」を整備</p>	<p>5. 火山防災教育や火山に関する知識の普及について</p> <p>(1) 火山防災に関する学校教育 ①次期学習指導要領の改訂に向けた全体の議論の中で、防災教育の在り方について検討 ②火山地域の学校における実践的な防災教育への支援の充実(出前講座、パンフ作成等) (2) 登山者、旅行者、住民等への啓発 ①登山者は、情報の収集、必要な装備等の確保、登山届の提出等自身の安全に責任を持つ ②旅行者への啓発としてデジタルセンター・ジオパーク等の活用、旅行者業者、交通事業者を通じた啓発を実施(旅行者等に対する研修会開催、旅行者への説明パンフ作成等) ③地域住民等、広く一般への啓発として、火山防災マップの配布や説明の機会等を通じた火山防災の意識高揚。地域における自主防災組織や防災リーダーの育成を実施(火山防災エキスパート制度等の活用、火山砂防フォーラム等の講演会、勉強会の開催等)</p>	
<p>3. 火山防災情報の伝達について</p> <p>(1) わかりやすい情報提供 ①噴火警戒レベルの引上げや引下げの基準の精査および公表による速やかな引上げ・レベル引上げの基準に至らない場合、直ちに火山機動観測班による緊急観測を実施し、できる限り速やかにレベルを引き上げることについて判断 ②変化が観測された段階での活動変化状況及び緊急観測実施の公表(臨時の解説情報) ③臨時の解説情報に盛り込むべき内容や、情報伝達方法、地元関係機関の「火山防災対応手順」等についてあらかじめ火山防災協議会において検討 ④噴火警戒レベル1のキーワードを「平常」から「活火山であることに留意」に変更 ⑤噴火発生時の情報(噴火速報)の迅速な提供および伝達手段の検討 ⑥火山を訪れる者が事前に火山の状況を容易に確認できるよう、火山登山者向け情報提供のHPを充実させるとともに、活動に変化があった火山が一目で分かる一覧を掲載 (2) 情報伝達手段の強化 ①情報伝達手段の多様化(防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、山小屋等を介した情報伝達等) ②携帯端末を活用した情報伝達の充実のため、緊急速報メールの活用や電波通信状況の改善、エリアマップの登山者等にわかりやすい公表 ③旅行者に対する情報伝達について観光施設等を通じた情報伝達(観光・宿泊施設や駅のターミナル等におけるブッシュ型の情報提供等)</p>	<p>6. 火山研究体制の強化と火山研究者の育成について</p> <p>(1) 重点研究火山について 現状の16火山に、御嶽山、雌阿寒岳、十和田、蔵王山、吾妻山、那須岳、弥陀ヶ原、焼岳、九重山を加え25火山とし、重点的に観測・研究を実施 (2) 火山防災のための火山研究者の知見の活用と育成について ①火山監視・評価体制の強化について、明確な火山活動評価を行うための火山研究者の知見の活用、および気象庁職員の火山活動評価力を向上させるための技術研修の実施 ②火山防災対策の強化について、「火山防災対策推進検討会議」での検討・調整を通して火山専門家の火山防災協議会への積極参加を推進、また、協議会への各種支援策の検討、協議会に参画する火山専門家の連絡・連携会議の設置を実施 ③火山研究体制の強化について、プロジェクト研究を通じたポスト人材等の確保・育成、火山研究分野全体の活性化を進めるとともに、これらについて具体的な検討の場を設置。</p>	

出典：内閣府「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」資料

図表 1-2-18

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備等所要の措置を講ずる。

1. 改正の背景

- 明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあり、住民、登山者等様々な者に対する迅速な情報提供・避難等が必要（御嶽山噴火の教訓）
- 火山現象は多様で、かつ、火山ごとの個別性（地形や噴火履歴等）を考慮した対応が必要のため、火山ごとに、様々な主体が連携し、専門的知見を取り入れた対策の検討が必要



2. 法律案の概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

○火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

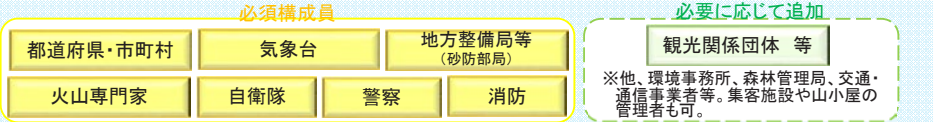
火山災害警戒地域の指定（第3条）

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を想定）

火山防災協議会（第4条）

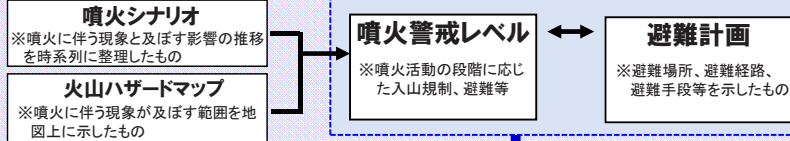
…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

- ・ 都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）



協議事項

・ 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議



【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

【都道府県】（第5条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）
2. 右の2、3を定める際の基準
3. 避難・救助に関する広域調整等

【市町村】（第6条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）
2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）
3. 避難場所・避難経路
4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地
5. 避難訓練・救助等

【市町村長の周知義務】（第7条）

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知



【避難確保計画の作成義務】（第8条）

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

○火山研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保（第30条）

○自治体や登山者等の努力義務（第11条）

- ・ 自治体による登山者等の情報把握の努力義務を新たに規定
- ・ 登山者等の努力義務（火山情報の収集、連絡手段の確保等）を新たに規定

第3節 土砂災害対策

我が国では毎年多くの土砂災害が発生しているが、平成26年は「平成26年8月豪雨」などの影響により、全国各地で人的被害を伴う土砂災害が頻発した。特に、8月20日には、広島市において土砂災害等により74人もの犠牲者を出した。

この災害を受け、政府は、関係省庁からなる「平成26年（2014年）8月豪雨非常災害対策本部」を設置したほか、広島県庁に「非常災害現地災害対策本部」を設置し、関係地方公共団体等と連携し

て情報収集と対応にあたった。そして、同年9月5日の非常災害対策本部では、「土砂災害など重大な自然災害に対する主な被害防止対策」を決定し、こうした大規模災害を二度と起こさぬよう、国民に対する土砂災害危険箇所等の緊急周知、行政の体制整備に係る緊急点検、災害リスク情報の的確な提供に向けた取組、土砂災害に備えたより実践的な訓練の実施など、関係府省庁において緊急的に取り組むべき施策を示した（図表1-2-19）。

平成26年11月には、土砂災害警戒区域等の指定や基礎調査がなされていない地域が多く、住民等に土砂災害の危険性が十分に伝わっていなかったなどの課題を踏まえ、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（以下「土砂災害防止法」という。）が改正され、翌年1月に施行された。この改正により、都道府県に対し基礎調査の結果の公表が義務付けられ、住民等に早期に土砂災害の危険性を周知することとなった。また、改正土砂災害防止法に係る土砂災害防止対策基本方針に基づき、全ての都道府県で平成31年度末までに基礎調査を完了させる目標が設定された。さらに、土砂災害警戒情報を法律上に明記するとともに、都道府県に対し市町村長への通知及び一般への周知が義務づけられ、円滑な避難勧告等の発令に資する情報を確実に提供することとなった。また、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画において、避難場所・避難経路等に関する事項等を定めることとし、避難体制の充実・強化を図ることとなった（図表1-2-20）。

平成26年12月には、広島土砂災害をはじめとした一連の土砂災害で明らかとなった課題を整理するとともに、それによって得られた教訓を今後の土砂災害対策の更なる推進につなげることを目的として、中央防災会議「防災対策実行会議」の下に「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」を設置した。また、全4回のワーキンググループにおける議論を経て、平成27年6月に「総合的な土砂災害対策の推進について（報告）」がとりまとめられた。この報告には、土砂災害の特徴と地域の災害リスクの把握・共有、住民等への防災情報の伝達、住民等による適時適切な避難行動、まちづくりのあり方と土砂保全対策の推進、災害発生直後からの迅速な応急活動についての提言がまとめられている（図表1-2-21）。

今後、このとりまとめに基づき、国・地方公共団体と地域住民が一体となった土砂災害対策を推進する予定である。



広島市で発生した土砂災害等の様子

土砂災害など重大な自然災害に対する主な被害防止対策

平成11年の広島市での土砂災害を教訓に、平成12年に土砂災害防止法が制定されたにもかかわらず、再びその近隣地域において、前回は大きく上回る甚大な被害が局所的に発生したことを踏まえ、こうした大規模な災害を二度と起こさないよう、改めて、関係府省庁において以下の主な取組みを行う。

1. 土砂災害防止法の改正に向けた検討の着手

- 土砂災害警戒区域の指定の遅れ等を教訓に、次の検討を行う。
 - ・基礎調査が終了した段階での調査結果の公表
 - ・都道府県から市町村への情報提供（土砂災害警戒情報）の義務付け

2. 緊急周知・緊急点検の実施

(1) 国民に対する危険箇所の緊急周知

- 住民の防災意識、危機意識の向上のため、全国の土砂災害危険箇所（約53万箇所）及び土砂災害警戒区域（約35万箇所）について、都道府県及び市町村の双方が連携して周知
 - ・土砂災害警戒区域のみならず
 - ・警戒区域指定されていない土砂災害危険箇所及びその被害想定区域も含め、住民が、その危険性を理解できるよう、ハザードマップ、避難場所等をHP掲載・縦覧及び広報誌等への掲載、図面の回覧、公共施設等への掲示にて周知（→国からの要請より1週間以内を目途にできるだけ速やかに開始し、周知を図る）

(2) 行政の体制整備に係る緊急点検

- 全ての土砂災害危険箇所（約53万箇所）について
 - ・危険箇所であることの周知状況
 - ・避難勧告等の発令基準等
 - ・情報伝達の方法
 - ・避難場所の周知状況
 - ・防災訓練の実施状況
 等の警戒避難体制に係る現状について、都道府県及び市町村が緊急に総点検（→国からの要請より1ヶ月以内を目途に点検を実施）

3. 深夜を含めた災害リスク情報の的確な提供

- (1) 平成26年4月に改定した『避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン』の周知徹底、確認（→9月上旬に地方公共団体へ周知、11月に確認調査を実施）
- (2) 市町村における緊急速報メールの整備促進、防災行政無線の戸別受信機の配備促進（→緊急速報メール整備率は全市町村の93.2%（H26.8現在）、早急に100%を目指す）
- (3) Lアラート（災害情報共有システム）の全都道府県への導入、活用（→自治体等の災害関連情報を多様なメディアに対して一斉通報する共通基盤であるLアラートについて平成26年度中に全都道府県での導入決定を目指し、順次活用）

4. 土砂災害に備えたより実践的な訓練の実施

- 住民の早めの積極的な避難を促進するため、次のポイントを重視して訓練実施
 - ・市町村の早期判断に向けた国・県からの情報提供・助言
 - ・天候や時間帯などの状況に応じた住民の的確な避難行動（避難場所の選択、外出が危険な場合の屋内安全確保措置等）

出典：内閣府資料

図表 1-2-20 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正

●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第109号）（平成27年1月18日施行）

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

背景

- 土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合がある。

改正の概要

土砂災害の危険性のある区域の明示

基礎調査の結果の公表

- 住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付ける。

基礎調査が適切に行われていない場合の是正要求

- 国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対し是正の要求を行うものとする。（国は、都道府県から基礎調査の報告を受け、進捗状況を把握し公表「法に基づく基本指針で明記」）

円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

- 避難勧告等の発令に資するため、
 - ①土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記するとともに、
 - ②都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること、
 - ③都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について一般に周知すること、を義務付ける。

避難勧告等の円滑な解除

- 市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付ける。

避難体制の充実・強化

市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。
- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

国による援助

国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力義務

- 国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

出典：国土交通省資料

図表 1-2-21

総合的な土砂災害対策の推進について（報告）概要

平成27年6月 中央防災会議 防災対策実行会議
総合的な土砂災害対策検討WG

平成26年8月20日に
広島市で74名もの犠
牲者を出す甚大な土
砂災害等が発生

- <課題>
- 突発性が高く予測が困難という土砂災害の特徴や、地域における土砂災害リスクを住民が十分に把握できていない
 - 気象予報や土砂災害警戒情報を利用して早めに避難準備情報、避難勧告等を発令することが徹底できていない
 - 外が豪雨で逃げられないような際には、近隣の堅牢な建物内へ移動や、自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋への移動も、避難行動として有効であることを、行政は住民に対して十分に周知できていない
 - まちづくりにおいて土砂災害リスクを十分に考慮できていない

土砂災害からの被害を最小化するために、住民と行政が一体となった総合的な取組を実施

1. 土砂災害の特徴と地域の災害リスクの把握・共有

- 土砂災害の特徴の共有
 - 土砂災害は、突発性が高い、事前予測が困難、逃げるのが困難、破壊力が大きい
ため**人的被害に直結しやすい**等の特徴を有している一方、**危険な区域については事前調査によりかなりの程度で把握**することが可能
 - 避難する住民自身が**早期早めの避難**の重要性を認識することが必要
 - 住民が適時適切な避難行動を採れるよう、国・都道府県・市町村はリスク情報の説明や災害時に必要な情報を発信
- 地域における土砂災害リスク情報の把握・共有
 - 住民と行政の双方が地域における土砂災害リスク情報を把握・共有
 - 平成31年度末までに土砂災害警戒区域等の指定のための全国の基礎調査を完了
 - 基礎調査が完了するまでは土砂災害危険箇所等の情報を適宜周知
 - 土砂災害の危険性に関する情報について、よりきめ細かな情報を提示・共有
- リスク情報の活用
 - 地域を取り巻くリスク情報を踏まえた上で、警戒避難体制を整備

2. 住民等への防災情報の伝達

以下の事項について「**避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン**」を改定

- 避難準備情報の活用
 - 避難準備情報の意味等（指定緊急避難場所の開設、要配慮者に対する避難勧告、一般の人々の避難準備、土砂災害警戒区域・危険箇所等に居住する住民に対する早期の自発的な避難の促し、自発的な避難者を指定緊急避難場所に受け入れ始める目安等）の周知による**早い段階での避難の促進**
 - 面積の広い市町村においては、旧市町村単位や地形による区分等での発令を推奨
 - 夜間避難等を回避するために適切な時間帯に発令
- 適切な時機・範囲の避難勧告等の発令
 - 避難場所の開設を待たずに避難勧告等を発令する場合があることを住民に周知
 - より絞り込んだ区域（**土砂災害警戒情報発表の基準を超過したメッシュ等と土砂災害警戒区域・危険箇所等が重なる区域**）に**避難勧告等を発令**することを検討
 - 土砂災害警戒情報の改善（予測技術の向上、受け手にとっての分かり易さ等を踏まえた発表区域の細分化など）
- 避難勧告等の情報の伝達方法の改善
 - PUSH型（防災行政無線、緊急速報メールなど）とPULL型（ウェブ、テレビ、ラジオ等）を組み合わせた**伝達手段の多様化・多重化**、シアラートの活用
 - PUSH型については伝達区域を絞り込み
 - 避難勧告発令の情報等に加え、危機感を喚起する情報、採るべき避難行動等をわかりやすく伝達
- 市町村への助言
 - 市町村は積極的に防災情報を入手するとともに、国・都道府県に対して能動的に助言を求めることが重要
 - 国や都道府県も市町村から要請がなくとも、専門的見地から助言

3. 住民等による適時適切な避難行動

- 指定緊急避難場所の確認等
 - 「指定緊急避難場所・指定避難所の指定のためのガイドライン（仮）」の策定により、指定を促進
 - 住民は「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の違いを認識し、**避難先が土砂災害から安全かを点検**
- 指定緊急避難場所の迅速かつ確実な開設
 - 避難場所の迅速な開設に向けた市町村の防災部局、学校、地域の連携強化
- 適時適切な避難行動を促すための仕組みづくり
 - 住民は、①早めに「指定緊急避難場所」（ハザード別に指定）に避難することを原則としつつ、状況に応じて、②「**緊急的な待避場所**（近隣の堅牢な建物）」、③「**屋内安全確保**（自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋へ移動）」もあり得ることを認識し、平時から確認
 - 住民自身が行政等の助言・支援を得て近隣住民と連携し「災害・避難カード」等を作成することにより、自発的な早期の避難を促進（「**避難行動に関するガイドライン（仮）**」を策定して支援）
- 防災教育の充実、人材の育成
 - パンフレット等を活用した土砂災害に関する住民等への普及啓発
 - 学校と地域との双方での防災教育、研修等による市町村職員育成、国・都道府県等の専門的育成
- 自主防災組織の重要性
 - 自主防災組織等が中心となった地域のつながりの強化により、災害時における住民同士の声かけ

4. まちづくりのあり方と国土保全対策の推進

- 土砂災害リスクを考慮した防災まちづくりの推進
 - 既に開発済みの地区においては、警戒避難体制の整備、**既存不適格建築物の移転・改修**、土砂災害防止施設の整備等を推進し、既存建築物の移転・改修については、**補助・融資制度の周知・活用**
 - 今後開発予定の地区については、リスクを踏まえた災害に強いまちづくりに計画段階から取り組む
- 平時からの国土監視
 - 定期的な基礎調査による状況変化の把握、航空レーザ測量等による詳細な地形データ等を平時から蓄積
- 土砂災害防止施設の適切な整備・維持管理
 - 人命を守る効果の高い箇所等に重点化し優先順位をつけて着実に整備
- 森林の適切な整備・保全
 - 森林の持つ土砂崩壊・流出防止機能の向上や流木対策を推進

5. 災害発生直後からの迅速な応急活動

- 救助活動における安全確保と安否確認の迅速化
 - 迅速な安否確認のために関係機関が連携して被災者に関する情報を入手・共有、二次災害の防止
- 緊急的な応急復旧支援の実施
 - 迅速な応急復旧のための建設業者との協定促進、TEC-FORCE等の体制強化
- ボランティアとの積極的な連携
 - 行政とボランティア団体との情報共有・連携を強化
- 被災者に対する心のケア
 - 広島土砂災害において初めて出動し有用性が確認された**DPATの活用**

出典：内閣府資料

第3章 原子力災害に係る対策

第1節 原子力規制委員会及び内閣府原子力防災担当の体制の見直し

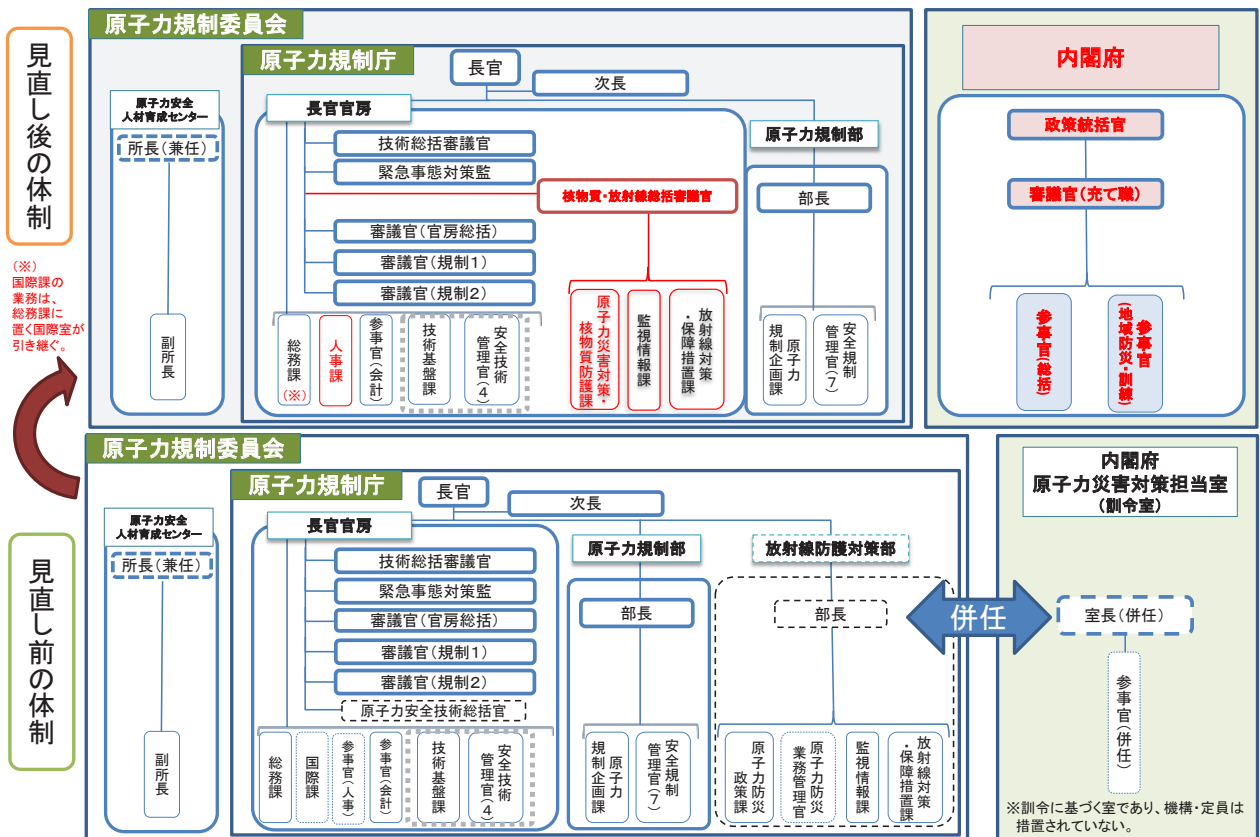
平成26年10月14日、政府全体の原子力防災体制の充実・強化のため、地域の原子力防災の充実・強化に係る業務等を原子力規制委員会職員が内閣府職員を併任し実施していた従前の体制が見直され、専任の内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が発足した。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、原子力災害時のオフサイトの緊急時対応の充実・強化に取り組む組織であり、関係地方公共団体の作成する地域防災計画・避難計画の作成支援、地方公共団体の行う防災対策への財政的支援及び原子力防災訓練等を実施している。また、原子力発電所の所在地域毎に、地域原子力防災協議会を設置し、関係省庁や関係道府県等と共に、避難計画を含む地域の緊急時対応の具体化・充実に取り組んでいるところである。

一方で、原子力規制委員会としても従前の放射線防護対策部を廃止し、新しく核セキュリティ・核物質防護、放射線対策等の業務を総括する審議官として、核物質・放射線総括審議官を長官官房に設置し、核物質・放射線総括審議官の下に放射線防護グループを設置した（図表1-3-1）。

また、平成27年1月15日には、原子力発電所周辺地域における緊急時モニタリング体制を充実・強化するため、5人の定員を措置した。

図表1-3-1 原子力防災体制の充実・強化に伴う組織見直しについて



出典：原子力規制庁資料

第2節 原子力規制委員会における原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

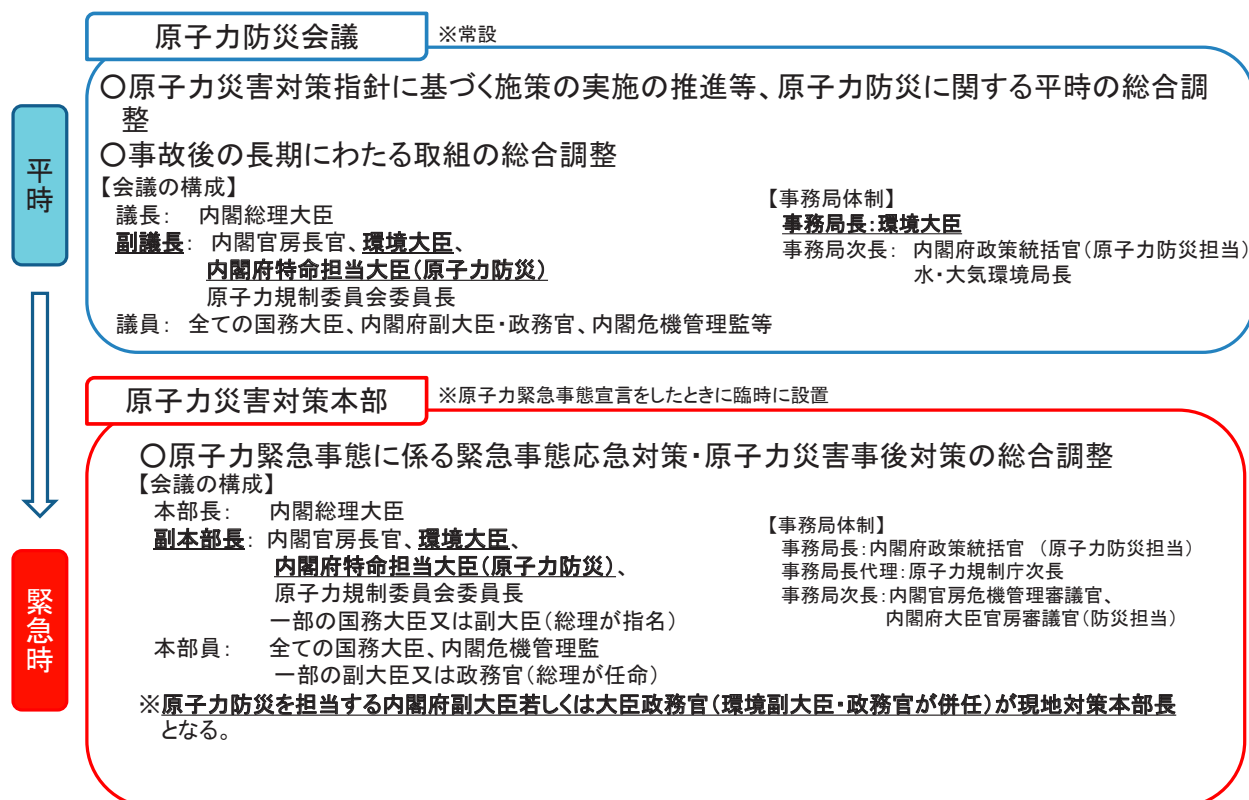
原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて設置された経緯もあり、国民からの信頼性の向上に向けて、継続的に原子力規制行政の信頼の確保に取り組んでいくことが極めて重要である。原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行うこと、その際、多様な意見を聴くことによって独善的にならないように留意すること、形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求すること、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の開示を徹底し、透明性を確保することを組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいる。

(1) 原子力災害対策に係る取組

平成24年9月19日の原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法（昭和30年法律第186号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築された。

平成26年10月14日には、内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が発足し、これまで原子力規制庁が担うこととなっていた原子力災害対策本部の事務局は内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が担うこととなった（[図表1-3-2](#)）。

図表1-3-2 現在の原子力防災体制



出典：内閣府資料

また、原子力災害対策特別措置法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方自治体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。このため、原子力規制委員会においては、平成24年10月に同指針を策定し、平成24年度に1度、平成25年度に2度の改定を行った。また、平成26年10月以降は、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、同指針に挙げられた課題である東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）外におけるブルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準について検討を行った。検討結果を踏まえた指針の改定案について、平成27年3月に取りまとめ、パブリックコメントを実施した。

（2）緊急時対応への取組

原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、平成25年度から、原子力事業者防災訓練報告会を開催し、当該訓練の評価を行っている。平成26年度の報告会においては、前年度に抽出された共通の課題への取組状況や今後の課題等について、原子力事業者と意見交換を行い、前年度よりも訓練が充実してきていることを確認した。

また、原子力規制庁として原子力事業者防災訓練に参加し、原子力規制庁緊急時対応センターと原子力施設事態即応センターとのより幅広い情報共有の在り方を追求するなど、緊急時対応能力の向上に向けて改善を図っている。原子力規制委員会としての危機管理に係る取組としては、平成26年10月14日の内閣府及び原子力規制委員会の組織改編に伴い、原子力規制委員会防災業務継続計画等を改正する等、必要な体制整備を行った。また、宿日直簡易チェックリストの作成や実務研修の実施を通じて、原子力規制委員会初動対応マニュアルに基づく初動対応能力の維持向上に努めているところである。

さらに、平成26年11月2日、11月3日に行われた、北陸電力志賀原子力発電所を対象とした、国、原子力事業者、地方公共団体等が一体となって実施する原子力総合防災訓練に、原子力規制委員会も関係省庁の1つとして参加した。今回の訓練は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織発足後初めての訓練であり、内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織と原子力規制委員会との連携が確認された。

（3）放射線モニタリングの充実

原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うために、原子力規制庁は、平成26年6月12日に「緊急時モニタリング計画作成要領」を、26年10月29日には、「緊急時モニタリングセンター設置要領」を作成した。また、原子力規制委員会は、27年1月21日に「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定する等、緊急時モニタリング体制の充実・強化を行った。さらに、原子力発電所周辺地域における緊急時モニタリング体制の充実・強化のため、地方放射線モニタリング対策官事務所を新たに茨城県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県及び福井県大飯・高浜地域に設置した。

また、原子力規制委員会では、政府が定めた「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、平成26年4月1日改定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係るモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング、全国的な空間線量率のモニタリング等を実施し、解析結果を毎週、公表している。平成26年9月及び11月には、IAEA環境研究所の専門家が来日し、原子力規制庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海の海水を採取し、分析結果の相互比較や分析機関の力量評価の結果、日本のデータの信頼性が高いことを確認した。

このほか、原子力発電施設等の周辺地域における放射線の影響及び全国の環境放射能水準を調査するため、全国47都道府県における環境放射能水準調査、原子力発電所等周辺海域（全16海域）における海水等の放射能分析、原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24道府県）が実施する放射能調査等の支援を行った。そのほか、地方公共団体のモニタリング従事者向け研修の実施や、米国原子力艦寄港に係る放射能調査を着実に実施した。

(4) 事故・故障等

原子炉等規制法では、原子力事業者等に対し原子力施設等で発生した事故・故障等について原子力規制委員会に報告することを義務付けており、平成26年度に受けた報告は、原子力事業者等から6件、放射線同位元素等取扱事業者から2件である。

第3節 平成26年度原子力総合防災訓練の実施

平成26年11月2日、3日に、北陸電力（株）志賀原子力発電所を対象として、国、地方自治体、原子力事業者の合同で、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力総合防災訓練を実施した。本訓練では、自然災害と原子力災害との複合災害を想定し、非常災害対策本部・原子力事故合同対策本部の合同会議を開催するなど、複合災害への対応に関する政府内の連携についても訓練を実施した。

第2部

平成25年度に
おいて防災に
関してとった
措置の概況

概要

1 法令の整備等

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」等が制定された。

2 科学技術の研究

地震、津波、風水害、火山災害、雪害、火災、危険物災害、原子力災害等に関する調査研究等を推進した。

3 災害予防

防災施設等の整備を図るとともに、大規模地震に対処するため防災拠点等の整備等を推進した。また、各種災害に関する情報・通信体制の整備、各種施設・設備の耐震補強や防災に関する普及・啓発、各種教育・訓練等を実施した。

4 国土保全

防災上緊急を要する地域に重点を置き、治水事業、治山事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、災害関連事業、地盤沈下対策事業、下水道における浸水対策事業等を実施した。

5 災害復旧等

(1) 災害応急対策

平成25年度に発生した災害に対して、被害情報の収集、職員の派遣、「災害救助法」の適用、激甚災害の指定等、各種援助措置を講じた。

(2) 災害普及事業

公共土木施設災害復旧事業及び農林水産業施設災害復旧事業は、直轄事業については2箇年、補助事業については3箇年で復旧するという基本方針に基づき、平成24年災害の

直轄事業及び平成23年災害の補助事業を完了した。

(3) 財政金融措置

(株)日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構等からの融資、災害保険金の支払い、地方交付税及び地方債による措置等、財政金融上の措置を講じた。

(4) 災害復興対策

東日本大震災をはじめとする災害に対して、農林水産業分野や住宅分野等において復興対策等を実施した。

6 国際防災協力

我が国が平成17年に開催国を務めた第2回国連防災世界会議の成果である「兵庫行動枠組」が各国で実施され、災害に強い国づくりが進められるよう支援するため、国際機関を通じた拠出、アジア防災センター等を通じた地域内防災協力を図るとともに、各種国際会議の開催等により国際防災協力を推進した。

第1章 法令の整備等

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）

東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（「避難行動要支援者」）についての名簿の作成、及び、その他の住民等の円滑かつ安全な避難を確保するための措置を拡充し、国による応急措置の代行等について定めるとともに、災害救助法等の所管を厚生労働省から内閣府に移管する等の改正を行うため、平成25年6月に制定された。

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成25年政令第187号）

災害対策等の一部を改正する法律の施行に伴い、災害対策基本法施行令等の一部を改正し、指定行政機関の長等による応急措置の代行の手續、埋葬及び火葬の手續の特例並びに広域一時滞在の協議等の代行の手續等について定めるため、平成25年6月に制定された。

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成25年政令第285号）

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、指定緊急避難場所及び指定避難所の基準等について定めるとともに、災害救助法等の所管を厚生労働省から内閣府に移管するための所要の改正を行うため、平成25年9月に制定された。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第12号）

福島の復興及び再生を一層推進するため、避難を余儀なくされている者の生活の拠点を形成する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度を創設するとともに、住民の居住及び事業活動が制限されている区域等において国が生活環境整備事業を実施することを

可能とする等の所要の措置を講ずるため、平成25年5月に制定された。

復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令の一部を改正する政令（平成26年政令第92号）

「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」により社会資本整備特別会計が廃止されることに伴う所要の改正のため、平成26年3月に制定された。

福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第202号）

国が、福島県等に代わって漁港、砂防、道路、海岸、地すべり防止、河川及び急傾斜地崩壊防止に係る工事を施行することを可能とするための所要の措置を講ずるため、平成25年6月に制定された。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）

地域防災力の充実強化に関し、基本理念及び施策の基本となる事項等を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的として、平成25年12月に制定された。

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成25年法律第23号）

重大な災害が発生した場合における国民の安全の確保を図るため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を行うこととするとともに、気象観測、予報等を行う体制強化に資するよう海洋気象台を管区気象台等に統合する等の措置を講ずることを目的として、平成25年5月に改正された。

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成25年法律第61号）

大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るための借地借家に関

する特別措置を定めるため、平成25年6月に制定された。

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第二条第一項の特定大規模災害及びこれに対し適用すべき措置等を指定する政令（平成25年政令第367号）

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条第1項の特定大規模災害として東日本大震災を指定し、当該特定大規模災害に適用すべき措置として同法第7条に規定する被災地短期借地権に係る措置及びこれを適用する地区として福島県双葉郡大熊町を指定するため、平成25年12月に制定された。

大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令（平成25年法務省令第20号）

筆界特定の申請に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）の特例を定めた大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）及び東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）の規定に基づき、新たに筆界特定の申請権限を認められた者が当該申請をする場合における申請情報等を定めるため、平成25年8月に制定された。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第62号）

大規模な災害により区分所有建物が重大な被害を受けた場合に、区分所有建物及びその敷地の売却、区分所有建物の取壊し等の必要な処分を一定以上の多数決により行うことを可能とする制度の創設等を目的として、平成25年6月に改正された。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の災害を定める政令（平成25年政令第231号）

被災した区分所有建物を取り壊した後の敷地の処分を所定の多数決により行うことが可能となるようにするといった被災地のニーズ

を踏まえ、改正後の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法を東日本大震災に適用するため、平成25年7月に制定された。

港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第31号）

非常災害時における港湾機能を維持するため、障害物の除去を行うことにより啓開できる緊急確保航路や船舶の待避場所として開発・保全できる航路の指定を行えることとともに、港湾広域防災協議会の設置等を行うことを目的として平成25年6月に改正された。

第2章 科学技術の研究

1 災害一般共通事項

(1) 総合科学技術会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術会議においては、科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略等に基づき、防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進をした。

〔内閣府設置法の一部を改正する法律〕が平成26年5月19日に施行されたことにより、「総合科学技術会議」は「総合科学技術・イノベーション会議」に改組された。）

(2) 防災リモートセンシング技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進めるとともに、総務省においては、航空機搭載合成開口レーダーの小型化のための研究開発を行った。

(平成25年度決算額 875百万円
※この他に情報通信研究機構運営費
交付金の内数)

(3) 耐災害ICTに関する研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、東日本大震災の被災地である東北地方に平成24年4月に設立した「耐災害ICT研究センター」において、ワイヤレスメッシュ技術やSNSへの投稿情報の分析技術等、災害対応に資する情報通信技術の研究を推進した。

(4) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金制度）による研究促進

消防庁においては、消防防災科学技術に係る総合的な研究を促進するため、消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金制度）により研究の推進を図った。

(平成25年度決算額 178百万円)

(5) 防災科学技術の推進

文部科学省においては、科学技術基本計画

(平成23年8月閣議決定)等に基づき、防災科学技術の推進を図った。

独立行政法人防災科学技術研究所においては、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うとともに、内外の防災科学技術資料の収集・整理及び提供を行った。

(6) 衛星等による自然災害観測・監視技術

文部科学省においては、航空機観測の活用やセンチネルアジア等の枠組を用い、災害等による被災地の画像を取得・提供する事で、災害状況把握に貢献。また、「だいち」の後継機「だいち2号」の打ち上げを平成26年5月に成功し、11月より本格運用開始。

(平成25年度決算額 運営費交付金
109,769百万円の内数)

(7) 災害リスク情報プラットフォーム

独立行政法人防災科学技術研究所においては、各種自然災害情報を集約するとともに、災害リスク・ハザード評価手法や利活用手法の開発等を推進した。また、地震動予測・地震ハザード評価手法の高度化や津波ハザード評価手法の研究を行った。

(8) 地域防災対策支援研究プロジェクト

文部科学省においては、全国の大学等における理学・工学・社会科学分野の防災研究成果を一元的に提供するデータベースを構築すると共に、地元の大学等による防災研究成果の展開を図り、地域の防災・減災対策への研究成果の活用を促進した。

(平成25年度決算額 50百万円)

(9) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業環境技術研究所においては、耐冷性、耐寒性、耐湿性品種の育成、冷害、雪害、風害、凍霜害、湿害、干害、高温障害等の作物への気象災害の防止技術に関する研究を行った。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農地の地すべり防止に関する研究、異常降雨・大規模地震による災害の

軽減対策に関する研究を行った。また、農業用施設等の災害に伴う周辺地域への影響予測に関する調査を行った。

(10) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

独立行政法人水産総合研究センターにおいては、漁港漁村の防災機能を強化するために、大規模な地震・津波に耐える漁港施設・海岸保全施設の研究等を行った。

(11) 寒冷地における沿岸防災に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、寒冷地における沿岸域の安全確保のため、流氷来襲地域における冬期の津波防災に関する研究及び沿岸施設の安全性評価に関する研究を行った。

(12) 船舶における防災技術の研究

独立行政法人海上技術安全研究所においては、リスクベースの安全性評価手法の構築のための研究、船舶の事故を再現することによる事故原因分析手法の構築のための研究等を行った。

(13) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、安全・安心な社会を形成するために、次の研究を行った。

- ・大規模地震・津波から地域社会を守る研究
- ・気候変動が高波・高潮・地形変化に及ぼす影響の評価と対策に関する研究

(14) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラに加えて、火山観測に特に有効な航空機SAR（映像レーダ）等により、地震、火山噴火、水害等の被災状況を迅速に把握・提供する検討を行った。

（平成25年度決算額 92百万円）

(15) 超過外力と複合的自然災害に対する危機管理に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、超過外力と複合的自然災害に係る被害低減対策を推進するため、災害発生シナリオ構築手法及び災害リスクと影響度の分析手法、並びに地震と洪水の複合災害時の基幹防災施設の効果の評価手法を開発した。

（平成25年度決算額 25百万円）

(16) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進した。特に気象観測・予報については、集中豪雨等の監視・予測技術に関する研究等を行った。また、地球温暖化対策の推進に資するため、数値モデルを開発した。

（平成25年度決算額 938百万円）

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究の推進

文部科学省においては、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）が平成24年9月に改訂した「新たな地震調査研究の推進について」に基づき、強い揺れに見舞われる可能性が高い地域における活断層の重点的調査を実施するなど、地震調査研究を推進した。

（平成25年度決算額 1,572百万円）

独立行政法人防災科学技術研究所においては、地震観測データを活用した地殻活動の評価及び予測に関する研究並びに地震動予測・地震・津波ハザードの評価手法の高度化に関する研究を行った。

(2) 地震・津波観測監視システム

文部科学省においては、東南海地震の想定震源域に設置した、地震計・水圧計等各種観測機器を備えた高密度海底ネットワークシステムの運用を行うとともに、南海地震の想定

震源域においても、同様のシステムを構築するため、基幹ケーブルの敷設を行った（後掲第2章3-1（1））。

（平成25年度決算額 1,767百万円）

（3）日本海溝海底地震津波観測網の整備

文部科学省においては、今後も大きな地震や津波が発生する可能性のある北海道沖から房総沖の日本海溝沿いに、地震計・水圧計を備えたケーブル式の海底地震津波観測網を設置するため、観測機器及び海底ケーブルの作成と、一部海域への観測網の敷設を行った（後掲第2章3-1（2））。

（平成25年度決算額 15,475百万円）

（4）地震予知に関する基礎的研究

文部科学省においては、東日本大震災の発生を受けて建議された「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の見直しについて」（～平成25年度）に基づき、関係国立大学法人等における地震予知に関する基礎研究を推進した。

（5）地球内部ダイナミクス研究

独立行政法人海洋研究開発機構においては、海洋性プレート沈み込み帯の構造、地震活動等の調査研究を実施した。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の震源域においては、反射法地震探査、測深器を用いた海底地形の調査等を実施した。

（平成25年度決算額 34,449百万円の内数）

（6）海底地震総合観測システム等の運用

独立行政法人海洋研究開発機構においては、釧路・十勝沖・室戸岬沖に設置した海底地震総合観測システム並びに相模湾初島沖に設置した深海底総合観測ステーションの運用及び観測研究を行った。

（平成25年度決算額 34,449百万円の内数）

（7）深海地球ドリリング計画推進

独立行政法人海洋研究開発機構においては、統合国際深海掘削計画を推進し、南海トラフにおいて、超深度ライザー孔の掘削に着手するとともに、海底下約1kmの掘削孔内

に地震・地殻変動等を観測する長期孔内計測装置を設置した。

（平成25年度決算額 34,449百万円の内数）

（8）日本海地震・津波調査プロジェクト

文部科学省においては、日本海側の海域・沿岸域における地下構造等の観測に基づく震源断層モデルの構築、津波・強震動シミュレーション、それらの成果を防災・減災に活かすための地域研究会の開催を連携させた調査研究プロジェクトを実施した。

（平成25年度決算額 585百万円）

（9）南海トラフ広域地震防災研究プロジェクト

文部科学省においては、南海トラフから南西諸島海溝域までの震源モデルを構築、地震・津波の被害予測とその対策、発災後の復旧・復興対策を検討し、地域の特性に応じた課題に対する研究成果の活用を推進するための調査観測・研究を実施した（後掲第2章3-1（3））。

（平成25年度決算額 475百万円）

（10）地震観測データを利用した地殻活動の評価と予測に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、基盤的地震観測網等から得られるデータを解析し、地震活動や地殻変動等の地殻活動を的確に把握するとともに、超低周波地震モニタリング等を可能とする観測データの処理・解析手法の高度化等を推進した。

（11）都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト

文部科学省においては、首都直下地震の発生機構や模擬被害実験、地震直後の即時建物安全性評価法の開発、被災者等を避難所へ誘導する災害情報提供手法の開発等によって、都市特有の災害による被害を最大限軽減するための調査研究プロジェクトを実施した。

（平成25年度決算額 505百万円）

（12）活断層評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所において

は、全国の主要活断層として、陸域で6断層帯、沿岸海域で3断層帯の合計9断層帯の分布形状や活動履歴に関する調査を行った。

(13) 海溝型地震評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、東南海・南海地震域において観測点1カ所の整備を行った。また、青森県、千葉県、静岡県、三重県、和歌山県、高知県の各沿岸において津波堆積物調査を行い、津波履歴解明を目的とする研究を行った。

(14) 地震災害予測の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、深谷及び綾瀬川断層の地下構造情報を取りまとめ、また地表変形評価手法を提案した。また、石狩低地、関東平野中央部の地下地質モデルを構築し、駿河湾北岸平野部、千葉県北部で浅層地質構造の調査を行った。

(15) 巨大地震・津波災害に伴う複合地質リスク評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、巨大地震・津波災害に伴う地震災害リスクを総合的に評価するため、①津波災害、②活断層調査、③地盤の液状化ポテンシャル評価、④土壤汚染リスクや⑤地下水汚染リスクについての調査・評価を実施した。

(16) 地震予知研究の推進

地震予知連絡会（事務局：国土地理院）においては、全国の地震予知観測研究に関する情報交換と学術的見地での検討を行った。また、国土地理院においては、同連絡会に報告された観測データ等を地震予知連絡会会報として編集した。

（平成25年度決算額 8百万円）

(17) 測地的方法による地殻変動調査

国土地理院においては、全国の電子基準点等におけるGNSS連続観測、干渉SAR技術による高精度地盤変動測量等により地殻変動を調査し、調査結果や情報を地震防災対策強化地域判定会等に提供した。

（平成25年度決算額 1,283百万円）

(18) 地殻活動総合解析

国土地理院においては、GNSS等の地殻変動観測データ等各種データを総合解析して、地殻活動の詳細な分析を行い、地震調査委員会等に報告した。

（平成25年度決算額 2百万円）

(19) ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究

国土地理院においては、新潟―神戸ひずみ集中帯の新潟県中部において、地殻構造の不均質や断層深部すべりに伴う地殻の変形過程を解明するため、GPS繰り返し観測、SAR干渉解析、深部断層滑りと構造の不均質の両者を考慮した統合モデル計算を行った。

（平成25年度決算額 8百万円）

(20) プレート境界の固着状態及びその変化の推定に関する研究

国土地理院においては、GEONETの観測データからプレート間の固着域を高精度かつ高い時間分解能（1日ごと）で推定する解析手法及びそれを監視するソフトウェアを開発し、プレート境界型地震に至る前兆的な変化を早期に検出できるシステムを開発した。

（平成25年度決算額 9百万円）

(21) 測地観測に基づく地殻活動イベントの検知能力に関する研究

国土地理院においては、地震・火山噴火に先行して発生することが想定される地殻変動に伴う変動量を明らかにするとともに、既存のGNSS連続観測、水準測量等の測地観測網の観測結果を分析し、先行現象を含む地殻活動イベントを検知するための研究を行った。

（平成25年度決算額 14百万円）

(22) 地殻変動監視能力向上のための電子基準点誤差分析の高度化に関する研究

国土地理院においては、GPS衛星からの直接電波が地面で反射され電波が混信し生じる誤差（地面反射マルチパス誤差）を定量的に評価する手法を開発するとともに、電子基

準点観測データに含まれる誤差特性情報分析システムのプロトタイプの開発を行った。

(平成25年度決算額 6百万円)

(23) 地震ハザードマップ作成のための土地の脆弱性情報の効率的整備に関する研究

国土地理院においては、航空レーザーのデータや衛星画像などを活用して、地震ハザードマップ（地震防災マップ、液状化ハザードマップ）の作成に必要な、土地の地震時脆弱性情報（地形・地盤情報）の体系化、整備手法等の検討を行った。

(平成25年度決算額 13百万円)

(24) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に地震に関する研究を推進した。特に、数値シミュレーション手法の高度化による東海地震の予測精度向上及び新たな観測・監視手法の開発による東南海・南海地震の監視体制の強化に関する研究等を行った。

(平成25年度決算額 31百万円)

(25) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測等を行った。また、気象庁及び関係機関の地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供した。

(平成25年度決算額 2,159百万円の内数)

(26) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における地形・活断層調査、海底基準局を用いた海底地殻変動観測、DGPS及び験潮所による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動の把握等を行った。

(平成25年度決算額 193百万円)

(27) 衛星干渉SARによる高度な地盤変動監視のための電離層補正技術に関する研究

国土地理院においては、電子基準点データを用い、過去の電離層現象の発生日時・大きさ等電離層特性を把握し、また、電離層表現手法を開発し、電離層現象による干渉SARへの影響評価を行った。

(平成25年度決算額 13百万円)

2-2 地震災害対策一般の研究

(1) 実大三次元震動破壊実験施設を活用した耐震実験研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、世界最大の実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）を活用し、各種構造物等の破壊過程等に関するデータの取得・蓄積を行うとともに、構造物の耐震補強技術や免制震技術等の研究開発等の開発を推進した。

(2) 東北地方太平洋沖地震による被災対応の研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、東北地方太平洋沖地震の発生直後から、地震により被災したため池・ダム・農業用排水路等の農業水利施設について緊急の調査を実施し被災状況を把握するとともに、被災したため池堤体の破壊機構の解明等の研究を行った。

(3) 東北地方太平洋沖地震による津波被災対応の研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、東北地方太平洋沖地震の発生直後から、沿岸域における津波により被災した農地海岸堤防、農業用排水機場及び用排水路、農地について緊急の調査を実施し被災状況を把握するとともに、農地の除塩技術や地域復興計画の策定手法の開発等に関する研究を行った。

(4) 漁港・海岸及び漁村の地震災害防止に関する研究

独立行政法人水産総合研究センターにおい

ては、漁港漁村における地震観測の実施、漁港・海岸保全施設の耐震性に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行った。

(5) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の被害メカニズムの解明や合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続した。

(平成25年度決算額 11百万円)

(6) 外装材の耐震安全性の評価手法・基準に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、タイル・モルタル等の外装材が軽度な地震動でも被害発生率が高いことを踏まえ、外装材の耐震安全性を考慮し湿式タイル張り仕上げの剥落防止性能を評価する手法について実験検討し取りまとめた。

(平成25年度決算額 14百万円)

(7) 土木構造物の耐震設計技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、地震により被災した基礎の被災メカニズムの評価、鉄筋コンクリート橋脚の地震限界状態の評価手法の提案、地盤変状の影響を受けた橋の被災の検証及び被災要因の分析、実山岳トンネルの地震時挙動の計測による被害発生メカニズムの解明、統計分析による道路盛土の被害要因の分析、河川堤防の耐震診断技術の開発、再開発ダムや新形式ダムを含めたダムの地震時挙動特性の分析、液状化の発生及び評価に及ぼす要因分析等に関する研究を行った。

(8) 土木構造物の耐震補強技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、耐震補強で目標とする性能に応じた限界状態の設定と補強対策案の提案、トンネルにおける耐震対策の効果に関するメカニズムの解明、盛土の耐震診断・耐震補強法技術の開発、河川堤防の耐震補強技術の開発等に関する研究を行った。

(9) 寒冷地における橋梁等の耐震設計法及び施工法に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、北海道の特殊土地盤における地震による構造物被害等の災害を防止するため、地震動の特性に関する研究及び地震時における基礎構造の安定に関する研究を行った。

(10) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、港湾地域及び空港における強震観測の実施、東北地方太平洋沖地震のような長継続時間の地震動作用時の液状化特性把握に基づく判定手法の提案、杭式構造物の耐震性能評価手法と補強方法の提案等の研究を行った。

(11) 災害対応を改善する津波浸水想定システムに関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、津波警報への施設管理者の災害対応を改善するため、予想津波高に応じた津波浸水域図の作成手法を提案した。

(平成25年度決算額 15百万円)

(12) 大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震発生直後に得られる観測情報等から地震動分布を精度良く推計し、インフラ施設のデータをもとに施設被害を推測するシステムを構築した。また、災害対策本部等での対応場面に応じた情報提供方法等を検討した。

(平成25年度決算額 12百万円)

(13) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発

独立行政法人建築研究所においては、長周期地震動に対する超高層建築物等の安全性評価手法の確立など、巨大地震による建築物の被害抑制方策に関する研究を行った。さらに、構造計算における工学的判断基準の明確化に関する研究を行った。

(14) 沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、津波対策としての防災構造化を支援するために、平成25年度は、津波避難に特化した車両避難のモデル、防災拠点機能の時間軸と都市空間との相互関係シナリオ構築、液状化対策の自治体支援ツールを開発した（後掲 第2章3-2（3））。

（平成25年度決算額 14百万円）

(15) 下水道施設の戦略的な耐震対策優先度評価手法に関する調査

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、重要なライフラインである下水道施設の効率的な耐震対策の実施に向けた耐震対策優先度評価手法を確立するため、過去の下水道管路地震被害情報を収集し、その情報に基づき下水道管路被災データベースを作成した。

（平成25年度決算額 10百万円）

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

(1) 地震・津波観測監視システム

（再掲 第2章2-1（2））

文部科学省においては、東南海地震の想定震源域に設置した、地震計・水圧計等各種観測機器を備えた高密度海底ネットワークシステムの運用を行うとともに、南海地震の想定震源域においても、同様のシステムを構築するため、基幹ケーブルの敷設を行った。

（平成25年度決算額 1,767百万円）

(2) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

（再掲 第2章2-1（3））

文部科学省においては、今後も大きな地震や津波が発生する可能性のある北海道沖から房総沖の日本海溝沿いに、地震計・水圧計を備えたケーブル式の海底地震津波観測網を設置するため、観測機器及び海底ケーブルの作成と、一部海域への観測網の敷設を行った。

（平成25年度決算額 15,475百万円）

(3) 南海トラフ広域地震防災研究プロジェクト

（再掲 第2章2-1（9））

文部科学省においては、南海トラフから南西諸島海溝域までの震源モデルを構築、地震・津波の被害予測とその対策、発災後の復旧・復興対策を検討し、地域の特性に応じた課題に対する研究成果の活用を推進するための調査観測・研究を実施した。

（平成25年度決算額 475百万円）

(4) 津波に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、地震津波の発生・伝播メカニズムの研究や、沖合津波観測データ等を用いた即時的津波予測手法の開発、沖合で発生した地震の規模の即時的推定手法の開発に関する研究等を行った。

（平成25年度決算額 6百万円）

3-2 津波対策一般の研究

(1) 先端的な農林水産技術を駆使した大規模実証研究

農林水産省においては、東日本大震災の被災地を新たな食料生産地域として、より一層早期に復興させるため、これまで産学が開発してきた多くの先端技術を組み合わせ、被災地域で実証する研究を行うとともに、その普及・実用化を促進した。

(2) 漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

独立行政法人水産総合研究センターにおいては、漁港・海岸保全施設の津波対策に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行った。

(3) 沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究

（再掲 第2章2-2（14））

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、津波対策としての防災構造化を支援するために、平成25年度は、津波避難に特化した車両避難のモデル、防災拠点機能の時間

軸と都市空間との相互関係シナリオ構築、液状化対策の自治体支援ツールを開発した。

(平成25年度決算額 14百万円)

(4) 港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、津波防災施設の地震及び津波による被害程度の予測技術の開発、最大級の津波を考慮した構造物の性能照査法の開発、震災漂流物の漂流推定手法と対策技術の開発等の研究を行った。

(5) 土木構造物の津波対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、河川津波に対する河川堤防等の被災軽減技術の開発、津波の影響を受ける橋に対する防災・減災対策技術の開発、河川結氷時における津波災害の防止・軽減技術に関する研究を行った。

4 風水害対策

(1) 都市圏における複合水災害の発生予測に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、局地的豪雨をより高精度に観測し早期予測する技術、局地的豪雨による都市型水害、土砂災害や台風による沿岸災害の予測技術の開発を推進した。

(2) 豪雨・地震時の山地災害対策に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、豪雨・地震による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流の物理則モデルの精度向上に関する研究を行った。

(3) 気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、気候変動下の大規模水災害対策の推進に向け、リスクの概念に基づく新たな治水対

策検討フレームを提案するとともに、現在の科学技術では避けることのできない不確実性を前提とした氾濫リスク評価手法を開発した。

(平成25年度決算額 11百万円)

(4) 豪雨・地震による土砂災害に対する危険度予測と被害軽減技術の開発

独立行政法人土木研究所においては、大規模土石流・深層崩壊・天然ダム等異常土砂災害の推定・対策に関する研究、流動化する地すべりの発生個所・到達範囲の予測に関する研究を行った。

(5) 風水害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、河川災害防除技術として、河道侵食防止に関する研究、破堤被害の軽減技術に関する研究及び斜面災害防止に関する研究を行った。

(6) 水災害リスクマネジメント国際センター（ICHARM）の運営

独立行政法人土木研究所においては、「水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）」を通じ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するべく、統合洪水解析システム（IFAS）や降雨流出氾濫（RRI）モデル等の開発・普及、途上国行政官を対象とする洪水リスク管理技術に関する研修活動を実施した。

(7) 気候変化等により激甚化する水災害を防止、軽減するための技術開発

独立行政法人土木研究所においては、不確実性を考慮した地球温暖化が洪水・濁水に与える影響の予測技術の開発、堤防、構造物周辺堤防、基礎地盤を総合的に考慮した浸透安全性及び耐震性の照査技術の開発、低コストな浸透対策や効果的な地震対策等の堤防強化技術の開発に関する研究を実施した。

(8) 港湾・海岸及び空港土木施設の高波・高潮災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、海象観測データの集中処理・解析と推算

値を結合させたデータベースの構築、異常波浪を対象とした実験・計算手法の高度化、中・長期気候変動による海象外力の変化の評価等の研究を行った。

5 火山災害対策

(1) 火山噴火に関する調査研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、火山観測網の維持・強化と噴火予測システムの開発、航空機搭載型放射伝達スペクトルスキャナ（ARTS）等リモートセンシング手法による火山活動把握及び災害予測のためのシミュレーション技術の開発を推進した。

(2) 火山噴火予知に関する基礎的研究

文部科学省においては、東日本大震災の発生を受けて建議された「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の見直しについて」（～平成25年度）に基づき、関係国立大学法人等における火山噴火予知に関する基礎研究を推進した。

(3) 火山噴火予知に関する基礎的研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構等のモデル化のための観測・実験的研究を行った。九重火山、蔵王火山、八丈島の火山地質図のための噴火履歴調査を実施した。

(4) 火山噴火予知に関する基礎的研究

国土地理院においては、GNSS連続観測、火山変動測量及び機動観測を行い、火山噴火予知の基礎資料として提供した。

(5) 火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災技術の開発に関する研究を行った。

(6) 火山噴火予知に関する基礎的研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火

山監視業務を高度化するため、マグマ活動の定量的把握技術の開発とそれに基づく火山活動度判定の高度化に関する研究等を推進した。また、火山噴火予知連絡会を通じて、火山噴火予知に関する研究を推進した。

（平成25年度決算額 14百万円）

(7) 海域火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海域火山活動海域の温度分布、火山性変色水の分布等の調査及び磁気測量を行った。また、海域火山噴火予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報図の整備を引き続き行った。

（平成25年度決算額 11百万円）

6 雪害対策

(1) 雪氷災害の発生予測に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、集中的な豪雪を監視するシステム、吹雪・雪崩・着雪等の雪氷災害を予測するシステムとハザードマップ作成手法の開発を推進し、関連自治体などに試験的に情報提供した。

(2) 雪崩の発生及び流下に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、雪崩の発生を検知するための観測を継続し、雪崩発生時の気象条件や雪崩の流下に関する調査研究を行った。また、表層雪崩による森林の倒壊状況を調査した結果に基づき、表層雪崩に対する森林の減勢効果を検証した。

(3) 雪害の防除に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、雪崩動態観測を行い、雪崩対策工の合理的設計手法を検討するとともに、冬期の降雨に伴う雪崩災害の危険度評価技術の開発を行った。

(4) 雪害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、冬期道路交通安全性・効率性の向上を目的として、冬期道路管理の効率性、的確性向上技術

の開発や冬期交通事故に有効な対策技術の開発に関する研究を行うとともに、雪氷災害を軽減するため、吹雪の視程障害予測や危険度評価技術等に関する研究を行った。

7 火災対策

(1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・消防活動の安全確保に関する研究

消防活動の安全確保のため、断熱・気密性が高い住宅の火災は急激であり、対応可能な消防ヘルメット等の装備・活動基準の作成、津波の浸水域で活動するための消防車両及び要素技術の研究、土砂崩落現場の救助活動の2次崩落による被害を予防するため、2次崩落の予測機器実用化開発、AED不具合事案の要因分析と防止策の策定に関する研究を行った。

(平成25年度決算額 37百万円)

- ・大規模災害時の消防力強化のための情報技術の研究開発

消防及び市町村の職員が未経験の大規模災害に直面することとなった場合でも、適切な意思決定ができるように、対応力の向上を支援するための情報提供手段に関する研究開発を行った。

(平成25年度決算額 24百万円)

- ・多様化する火災に対する安全確保に関する研究

多様化する火災に対する国民及び消防隊員の安全確保を実現するため、東日本大震災で発生した火災事例も含めた火災の実態分析、生活に密着した建物での火災危険性や燃焼性状の把握、実効性のある警報伝達技術の確立、消火活動を支援する技術に関する研究開発を行った。

(平成25年度決算額 38百万円)

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災

原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行った(後掲 第2章8(1))。

(平成25年度決算額 27百万円)

(2) 森林火災に関する一般研究

独立行政法人森林総合研究所においては、林野火災対策として、林野火災の延焼速度と火災の強度推定に関する研究を行った。

(3) 建築の火災安全性向上技術の研究開発

独立行政法人建築研究所においては、防火や避難の面で改善が望まれる建築ストックが多数存在する中で、建築の火災安全性の向上を図るため、建物の利用実態を踏まえて、ハード・ソフト両面から火災安全性能を総合的に評価する手法の開発を行った。

8 危険物災害対策

(1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査研究

(後掲 第3章8-3(3))

(平成25年度決算額 21百万円)

- ・危険物の安全を確保するための技術基準の整備に関する研究(屋外タンク貯蔵所の安全対策の充実)

(後掲 第3章8-3(3))

(平成25年度決算額 20百万円)

- ・危険性物質と危険物施設の安全性向上に関する研究

発生が危惧される連動型巨大地震発生時の大規模危険物施設の被害を予防・軽減するために、石油タンクの津波による損傷の発生メカニズム及び防止策の研究と石油コンビナート地域の揺れをより高い精度でよりきめ細かく予測する方法及び被害予測の研究を行った。また、震災後の石油類の需

要増加、環境保護の観点及び資源の再利用に関する社会的要請に対して、再生資源燃料や金属スクラップなどの再生資源物質による火災を予防するため、再生資源物質の火災危険性を評価する方法の研究を行った。

(平成25年度決算額 49百万円)

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査

(再掲 第2章7(1))

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行った。

(平成25年度決算額 27百万円)

(2) 爆発防止等に関する研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、爆発性化学物質の爆発威力評価及び爆発現象の数値解析コードを開発した。また、水素等の可燃性ガスの漏洩・拡散・爆発データを収集した。さらに、産業保安の研究では、化学企業の保安力評価システムを開発した。

9 原子力災害対策

(1) 原子力の開発利用に係わる安全確保のための研究

独立行政法人放射線医学総合研究所においては、放射線安全研究を、独立行政法人日本原子力研究開発機構等においては、原子力施設等安全研究、環境放射能安全研究及び放射性廃棄物安全研究を行った。

(2) 農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発

農林水産省においては、高濃度汚染地域における農地土壌除染技術体系の構築・実証、高濃度汚染農地土壌の現場における処分技術の開発、汚染地域の農地から放出される放射性セシウム動態予測技術の開発を行った。

(平成25年度決算額 211百万円)

(3) 農用地、農作物等の原発事故対応の研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業環境技術研究所においては、東京電力福島第一原子力発電所事故発生直後から農作物、農地土壌等の放射性物質濃度について緊急の調査・研究を実施して、農産物等の安全確認を行うとともに、農地等の除染技術及び農作物への放射性物質移行低減技術の開発等に関する調査、研究を行った。

(4) 先端的な農林水産技術を駆使した大規模実証研究

農林水産省においては、東日本大震災の被災地を新たな食料生産地域として、より一層早期に復興させるため、これまで産学が開発してきた多くの先端技術を組み合わせ、被災地域で実証する研究を行うとともに、その普及・実用化を促進した。

(平成25年度決算額 2,374百万円)

10 その他の災害対策

(1) 坑廃水の水質改善に関する研究

経済産業省においては、鉱山の坑内空洞を充填することによる坑内水の水質減少・水質悪化、坑内空洞の崩壊防止等の低減を図るための研究開発を行った。

(平成25年度決算額 78百万円)

第3章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における教育訓練

政府においては、9月1日の「防災の日」に、首都直下地震を想定した政府本部運営訓練やを実施した。また、国、地方公共団体等の職員に対して、防災スペシャリスト養成研修を実施した。

(平成25年度決算額
災害対策総合推進調整費等の内数)

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、災害応急対策等についての教育訓練を行ったほか、都道府県警察に対して、関係機関と連携した訓練の実施を指示した。また、警察災害派遣隊による実戦的な合同訓練を行った。特に、警察災害派遣隊即応部隊の中核である広域緊急援助隊による合同訓練等を行ったほか、機動警察通信隊では、より迅速な情報収集や通信手段確保のため、実戦的な訓練を行った。

(3) 総務省における非常通信訓練の実施等

総務省においては、災害時における円滑な通信を確保するため、非常通信協議会と連携し、災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した通信訓練を実施した。また、無線局の免許人に対しても通信施設の点検等について指導を行った(後掲第3章3-1(2))。

(平成25年度決算額 8百万円)

(4) 日本放送協会における教育訓練

日本放送協会(以下「NHK」という。)においては、大規模災害等における放送確保等のため、広域応援体制も織り込んだ総合訓練を実施するとともに、各放送局においては、個別訓練等を実施した。

(平成25年度決算額 14百万円)

(5) 消防庁における教育訓練

消防庁においては、地方公共団体が、地域防災計画に従い、各種の災害や様々な条件を想定して、市町村長の迅速かつ的確な意思決定のための図上訓練や関係機関及び地元住民と連携した訓練等実践的な訓練を実施するよう要請・助言等を行った。

(平成25年度決算額 1百万円)

(6) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し、各種災害の防止や被害の応急対策に関する幹部として必要な高度な教育訓練を行った。

(平成25年度決算額 336百万円)

(7) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話等で構成される法務省緊急連絡体制網通信訓練を行った。

(平成25年度決算額 76百万円)

(8) 安全教育の充実

文部科学省においては、東日本大震災を踏まえた新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及を行うとともに、学校における地域の防災関係機関との連携体制の構築・強化を行った。また、防災教室等の講師となる教職員等を対象とした講習会等を実施した。

(平成25年度決算額 88百万円)

(9) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施した。

(10) NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC(核、生物剤及び化学剤)災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象

にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施した。

(平成25年度決算額 5百万円)

(11) 災害派遣医療チーム (DMAT) 隊員養成研修の実施

厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT (発災後48時間以内の災害急性期に機動的に活動するためのトレーニングを受けた医療チーム) 隊員養成研修を実施した。

(平成25年度決算額 73百万円)

(12) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行った。

(平成25年度決算額 16百万円)

(13) 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

厚生労働省においては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーを養成する事業を実施した(ビッグ・アイ共働機構に運営を委託している国際障害者交流センターにおいて実施)。

(平成25年度決算額 3百万円)

(14) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD (心的外傷後ストレス障害) 等に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化を図ることを目的とし、PTSD対策専門研修に対する補助を行った。

(平成25年度決算額 18百万円の内数)

(15) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通大学校においては、国土交通省の職員や国土交通行政を担当する地方公共団体

等の職員を対象に、各研修コースにおいて防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義を実施した。特に、「大規模地震・津波対策」、「危機管理」及び「緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)」では、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力の向上を目的に、課題研究や演習を取り入れた研修を実施した。

(16) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、気象等に関する知識の普及等を図るとともに、防災関係機関等の担当者を対象に予報、警報等に関する説明会を適宜開催した。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質向上を図った。

(平成25年度決算額 118百万円)

(17) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等による各種災害対策訓練を実施したほか、機動防除隊を対象に防災技術等の研修を行った。また、海難防止講習会等の開催、タンカー等危険物積載船舶への訪船指導、タンカーバースの点検等、船舶運航関係者に対する事故時の措置の指導等を実施した。

(18) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、災害派遣時に求められる多様な役割に対し、実効性をもつ的確かつ迅速に対応するため、各種の災害への対応のための訓練を実施して、部隊の即応性の向上を図った。

(平成25年度決算額 502百万円)

1-2 防災施設設備の整備

(1) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な資機材として救出救助資機材や緊急出動用災害対策車、災害活動用拠点車、災害救助活動用バックホウ、ヘリコプター等の整備を行ったほか、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図った。

(平成25年度決算額 5,687百万円)

(2) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講ずることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進した。

(3) 地域衛星通信ネットワーク整備構想の推進

総務省及び消防庁においては、防災行政無線の機能拡充や通信ルートの多ルート化を図ることを目的とした地域衛星通信ネットワーク整備構想を推進するため、地域情報通信基盤整備事業の活用等を通じて、地方公共団体における衛星地球局等の整備を進めた。

(4) NHKにおける非常用電源設備等の整備

NHKにおいては、大規模災害における放送の安定の確保のため、非常用電源設備等の整備を行った。

(平成25年度決算額
協会支出額 4,500百万円)

(5) 電気通信網の確保等

総務省においては、電気通信事業者に対し、停電対策、水防対策、伝送路の信頼性向上等による災害に強い電気通信設備の構築や、被災地との円滑な安否確認等に利用できる災害用伝言サービスの利用を促進するよう指導した。

(6) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、地震等の非常災害時に、被災地方公共団体等から被災地の通信手段確保として、災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、東京及び大阪に備蓄庫を設け、移動無線機を被災地へ搬入できるよう整備した(後掲第3章3-2(1))。

(平成25年度決算額 31百万円)

(7) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両や消防救急デジタル無線等の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(平成25年度決算額 12,828百万円)

(8) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安全・安心を確保するため、耐震性貯水槽、高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(平成25年度決算額 4,713百万円)

(9) NBCテロ災害対応資機材の維持管理

消防庁においては、特別高度救助隊等の資機材(特別高度工作車、大型除染システム車、大型ブロー搭載車及びウォーターカッター搭載車)及びNBCテロ災害対応資機材の維持管理を行った。

(平成25年度決算額 21百万円)

(10) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、文化財を災害や盗難から守り確実に次世代へ継承していくため、防火・防犯設備の設置・改修、保存活用施設の整備、建造物の耐震診断・耐震化工事等の事業に対して補助を行った。

(平成25年度決算額 23,572百万円の内数)

(11) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院(耐震構造、ライフラインの維持機能、応急医薬品等の備蓄機能等の災害医療支援機能を有し、災害時に24時間対応可能な救急体制を確保する病院)の整備について補助を行った。

(平成25年度決算額 3,951百万円の内数)

(12) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム（DMAT）等災害医療にかかる総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行った。

（平成25年度決算額 136百万円）

(13) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

（平成25年度決算額 13,431百万円の内数）

厚生労働省においては、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

（平成25年度決算額 3,651百万円の内数）

厚生労働省においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

（平成25年度決算額 3,626百万円の内数）

(14) 社会福祉施設等の耐震化等のための低利融資（(独)福祉医療機構への政府出資金）

厚生労働省においては、社会福祉施設や医療施設の耐震化等整備を推進するため、(独)福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるように、政府出資により同機構の財務基盤の強化を行った。

（平成25年度決算額 461百万円）

(15) 渇水対策のための農業水利施設整備

農林水産省においては、渇水の頻発している地域において、渇水時に農業用水を有効利用するための堰、揚水機場、ファームポンド（農地又は農地の道傍に設ける小規模な貯留施設）等の施設整備を行った。

（平成25年度決算額
（農山漁村地域整備交付金）
160,341百万円の内数）

(16) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、災害時の水産物流通機能の確保、漁港の来訪者等の安全性確保及び被災地の支援基地としての漁港利用等漁村の総合的な防災対策を図るため、ハード・ソフト一体的な考えの下、防災強化対策を推進した。

（平成25年度決算額 108,820百万円の内数）

(17) 農山村の防災機能強化の促進（防火・防災対策林道整備）

農林水産省においては、林野火災の発生及び延焼の危険性が高い地域等における、防火及び消火活動の円滑な実施にも資する林道の整備を行った。また、自然災害が発生した際に迂回路等としても重要な役割を果たす林道の整備を行った。

（平成25年度決算額 3,132百万円の内数
他に農山漁村地域整備交付金、
地域自主戦略交付金の内数）

(18) 農山村の防災機能強化の推進（防災対策林道機能強化）

農林水産省においては、災害に強く安心して暮らせる村づくりを推進するため、次の施設等の整備を図った。

- ・避難歩道及び避難広場等の確保
- ・消防用施設等の確保
- ・集落の防火施設整備
- ・災害情報の伝達施設の確保

（平成25年度決算額 3,132百万円の内数
他に農山漁村地域整備交付金、
地域自主戦略交付金の内数）

(19) ガスに係る防災支援基盤の整備

経済産業省においては、地震等の大規模災害時において都市ガス施設等の早期復旧と二次災害を防止するため、ガス事業者の供給区域、ガス製造設備等主要ガス工作物設置状況等の地図情報の所要の情報を盛り込んだ「ガス防災支援システム」の維持・運用を行った。

(平成25年度決算額 12百万円)

(20) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震等による宅地被害の発生状況を迅速かつ確に把握し、二次災害の防止・軽減や早期復旧に資する被災宅地危険度判定について、都道府県等と協力し、実施体制の整備を支援した。

(21) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理及び災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施した。また、東日本大震災等を踏まえて、通信設備の耐震対策及び津波対策を検討するとともに河川・道路管理用の次期移動体通信システムと衛星通信システムの導入に向けた検討を実施した。

(22) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、次期静止気象衛星ひまわりの整備等を行った。

(平成25年度決算額 25,024百万円)

(23) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機の整備、電子海図システムの整備及び航路標識の整備を行った。

(平成25年度決算額 93,117百万円)

(24) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材の充実、巡視船艇・航空機等により迅速的確に対処しうる体制の確保を図った。

(平成25年度決算額 101百万円)

(25) 防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入

環境省においては、地震や台風等による大規模な災害に備え、地方公共団体が実施する公共または民間の防災拠点となりえる施設等に再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムを導入する事業への支援を目的とした基金の設置事業を行った。

(平成25年度決算額 24,500百万円
(基金造成額))

1-3 その他

(1) 災害対策の推進

内閣府においては、東海地震に関連する情報を始めとする各種災害情報を夜間及び休日においても確実に受理し、関係職員に迅速に伝達するために必要な情報連絡要員を常駐させ、情報連絡体制の整備を図った。

(平成25年度決算額 59百万円)

(2) 災害被害を軽減する国民運動の展開

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動」を展開するため、「防災の日」及び「防災週間」の期間を中心に「防災フェア」等を行うとともに、被災経験者や災害対応経験者の体験談をエピソード化する等、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る取組を行った。

(平成25年度決算額 74百万円)

(3) 防災ボランティア連携推進

内閣府においては、大規模災害における民間支援活動の広域連携や団体間連携のために必要な環境整備のあり方を検討し、全国的に取組を推進するために民間支援団体が主体となった訓練などの実施を通じて、課題を抽出し、得られた知見を取りまとめ、広く全国に展開できるモデルを作成した。

(平成25年度決算額 33百万円)

(4) 民間と市場の力を活かした安全な地域づくり

内閣府においては、中央防災会議専門調査会報告書を具体化するため、事業継続計画策

災害対策総合推進調整費

事項名	実施省庁名	決算額(千円)	概要
課題事業		64,552	
平成25年度総合防災訓練 及び防災に関する訓練	内閣府	9,112	災害対策基本法等に基づき、首都直下地震及び南海トラフ巨大地震等を想定した総合防災訓練を行うとともに、平成25年度総合防災訓練大綱に則り、総合防災訓練等の全国展開に向けた取り組み及び地域の実情に応じた訓練を実施した。
	警察庁	615	
	消防庁	681	
	経済産業省	608	
	国土交通省	10,509	
	海上保安庁	25,091	
	環境省	499	
	防衛省	6,688	
	原子力規制庁	10,749	
	(小計)	64,552	
		64,552	

定の推進に向けた防災ビジネス市場条件整備、事業継続計画の実効性確保のための環境整備、サプライチェーンに対応した事業継続計画に関する企業間連携の円滑化について検討を行った。

(平成25年度決算額 32百万円)

(5) 復興対策の調査検討

内閣府においては、災害発生後の被災者の生活再建及び被災地域の復旧・復興を迅速かつ的確に進めるための復興施策関連の調査を行うとともに、地方公共団体の復興対策の普及・啓発、住家の被害認定業務に関する検討を行った。

(平成25年度決算額 42百万円)

(6) 被災者支援に関する総合的対策の推進

内閣府においては、東日本大震災における災害時要援護者の避難支援等に関する実態調査及び避難所の生活環境等に関する実態調査を行い、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の見直し及び「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」の策定に必要な検討を行った。

(平成25年度決算額 15百万円)

(7) 特定地震防災対策施設(阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター)の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設(阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター)において行われる、阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示などの事業に要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図った。

(平成25年度決算額 251百万円)

(8) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づき防災白書を作成した。また、ホームページにより国民各層に対して正確な知識を提供するとともに、災害発生時には迅速な情報提供を行った。さらに、最近の防災に関する施策をわかりやすく伝達するための広報誌の発行等を行った。

(平成25年度決算額 17百万円)

(9) 災害応急対策業務の実践的対応能力の向上

内閣府においては、東日本大震災の災害応急対策期に被災地方公共団体が国等から受けた支援の実情を検証し、大規模広域災害に備え、迅速かつ的確な災害応急対策を確立すべく、地方公共団体において対応すべき事項や、国の災害対策本部及び現地対策本部のあ

り方等を検討・整理した。

(10) 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針作成・共有

内閣府においては、東日本大震災を含む過去の災害対応における経験を基に、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の、男女共同参画の視点からの取組指針を作成・公表した（平成25年5月）。

(11) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時等における広域部隊派遣計画の検討を行うとともに、災害に強い警察情報通信基盤の整備等や、災害発生時にはヘリコプターや通信衛星を利用した映像伝送等による迅速な現場の情報の収集・伝達に努めるなど、災害警備対策の強化を図った。

（平成25年度決算額 15,097百万円）

(12) 道路交通情報の充実

警察庁及び国土交通省においては、光ビーコンや交通情報板、道路情報板等を活用し、的確な道路交通情報の収集・提供を推進した。

また、警察庁においては、民間事業者が保有するプローブ情報を活用しつつ、災害時に交通情報を提供するための環境の整備を推進した。

さらに、警察庁、総務省及び国土交通省においては、VICS（道路交通情報通信システム）を活用して提供される道路交通情報の充実に資する取組を推進した。

このほか、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等の異常気象時において、事前通行規制区間における規制開始・解除の見通し情報の提供に努めた。

（平成25年度決算額 323百万円）

国土交通省においては、災害発生時に道路災害情報を迅速に提供するため、情報連絡本部を設置すること等により、通行規制箇所や規制解除の見通し等の情報を各道路管理者で

共有し、一元的に提供する体制の整備を図った。

(13) 災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、停電による信号機等の機能停止を防止する信号機電源付加装置や災害時の交通情報の提供等を行う交通情報提供装置等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進した。

（平成25年度決算額 22,272百万円の内数）

(14) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対し、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導した（後掲 第3章3-3（3））。

(15) 非常時における通信確保のための情報伝達ネットワークの維持運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合に、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための非常時情報伝達ネットワークを維持・運用した。

（平成25年度決算額 4百万円）

(16) 「公共情報コモンズ」の普及促進

総務省においては、地域住民への公共情報の伝達手段の多様化を目的に、平成23年6月からサービスが開始された「公共情報コモンズ」（平成26年8月より、「Lアラート」という新たな名称を導入。）の説明会を各都道府県で実施し、普及促進を図った。

（平成25年度決算額 0百万円）

(17) 全国瞬時警報伝達システム（J-ALERT）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報や緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムであるJ-ALERTについて、情報受信団体における

常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、同システムの保守・管理を行った。

(平成25年度決算額 264百万円)

(18) 消防防災・危機管理教育におけるeラーニングの運営及びコンテンツ開発

消防庁においては、インターネットを通じた防災・危機管理e-カレッジの運用・管理を行い、地方公共団体職員、消防職員・消防団員、住民等の防災意識及び防災知識の向上を図った。

(平成25年度決算額 8百万円)

(19) 地域防災の推進

消防庁においては、地域防災力の向上につなげるため、少年消防クラブ等の育成等により防火・防災意識の高揚を図ったほか、自主防災組織連絡協議会の結成促進・充実強化のための出前講座等を通じて自主防災組織の活動の充実強化を図った。

(平成25年度決算額 14百万円)

(20) 緊急消防援助隊派遣体制の整備

消防庁においては、関係機関との連携体制の整備を行ったほか、都道府県や大都市消防の担当者と緊急消防援助隊の運用について、会議を開催するとともに、隊員の技術向上と部隊間の連携強化のため、全国6つの地域ブロックごとの合同訓練を実施した。

(平成25年度決算額 57百万円)

消防庁においては、緊急消防援助隊の大規模災害への対応力を強化するため、国有財産等の無償使用制度(「消防組織法」第50条)を活用して、必要な設備(消防庁ヘリ、拠点機能形成車両、津波・大規模風水害対策車両、機動連絡車等)の配備を実施した。

(平成25年度決算額 3,231百万円)

消防庁においては、大規模災害発生時、被災地へのアクセス道路が相当程度寸断される事態においても迅速かつ確実に被災地に消防力を投入できるよう、ヘリコプター等による部隊・資機材の輸送手法について調査を実施

した。

(平成25年度決算額 4百万円)

(21) 緊急消防援助隊の情報通信機能の確保

消防庁においては、緊急消防援助隊を迅速かつ効果的に運用するため緊急消防援助隊の部隊位置や状態を管理する動態情報システムについて、適切に保守運用を行ったほか、システムの更新に向け、基本設計等のための調査を開始した。

(平成25年度決算額 46百万円)

(22) 防災情報通信体制の整備

消防庁においては、大規模災害発生時に映像情報等の災害情報収集・伝達体制の充実強化を図るため、災害現場の映像等を通信衛星を介して消防関係機関へ配信することを想定した映像送受信訓練を行うほか、消防庁が保有する各種システムの整備を図った。

(平成25年度決算額 254百万円)

(23) 消防・救急無線等のデジタル化の推進

消防庁においては、各消防機関の計画的なデジタル化を推進するに当たり、複数の消防本部が早期かつ効果的に無線設備の広域化・共同化を行うため、アドバイザー派遣等を行った。

(平成25年度決算額 10百万円)

(24) 消防団の充実強化・消防団員の安全対策の推進

消防庁においては、消防団のPR、協力事業所表示制度の展開、団員確保アドバイザー派遣、女性団員の活動充実、操法大会及び入団促進シンポジウムの開催等により消防団の充実強化を図り、また、装備、訓練の充実を推進することにより団員の安全対策を図った。

(平成25年度決算額 115百万円)

(25) 救助技術高度化の推進

消防庁においては、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会を設置し、新たな救助事象に対応する活動技術の検討を行うとともに、全国消防救助シンポジウ

ムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図った。

(平成25年度決算額 15百万円)

(26) 地域防災計画情報システムの維持管理

消防庁においては、インターネットを通じて公開している都道府県の地域防災計画データベースの維持管理を行い、地方公共団体間の情報共有による広域的な相互支援の推進等、防災体制の充実を図った。

(27) 市町村の消防の広域化の推進

消防庁においては、市町村の消防の広域化についての取組を支援するため、重点地域の枠組みの創設及び消防広域化推進アドバイザーの派遣を行うとともに、消防広域化支援策として所要の地方財政措置を講じ、市町村の消防の広域化の推進を図った。

(平成25年度決算額 4百万円)

(28) 全国瞬時警報伝達システム（J-ALERT）の整備

消防庁においては、J-ALERTの自動起動機等の整備について未整備市町村を対象として全額交付を行った。また、複数の情報伝達手段をJ-ALERTにより自動起動できるようにするための整備について福島県内市町村を対象として全額交付を行った。

(平成25年度決算額 2,647百万円)

(29) 救急業務の充実強化

消防庁においては、救急業務を取り巻く諸課題に関し、①消防機関と医療機関の連携推進、②救急隊員の教育の在り方の検討、③緊急度判定体系の構築に係る調査・検討等を行うことにより、救急業務全般の充実強化を行い、救命率の向上につなげるよう努めた。

(平成25年度決算額 65百万円)

(30) 消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、消防職員やその家族への惨事ストレス対策の理解促進のため、パンフレットを作成・配付した。また、広域的な体制整備に向けた都道府県等の担当者への説明会や、緊急時メンタルサポートチームの充

実強化のためのスキルアップ研修を行った。

(平成25年度決算額 3百万円)

(31) 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に関する調査・検討

消防庁においては、東日本大震災において消防施設等の被災による消防活動上の支障が生じたことなどから、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づく消防力の適正配置の考え方等について、必要な見直しを図るため調査・検討を行った。

(平成25年度決算額 2百万円)

(32) 地方公共団体における災害対応力の向上

消防庁においては、地震や津波等に対する地方公共団体の災害対応力の向上のため、防災の専門家等を講師として派遣した。

(平成25年度決算額 9百万円)

(33) 法務省における災害時の対処能力の強化

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の強化維持を図った。

(平成25年度決算額 87百万円の内数)

(34) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、学校施設の非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化の推進を図るとともに、応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進した。

(平成25年度決算額 161百万円)

(35) 災害派遣医療チーム（DMAT）事務局の体制整備

厚生労働省においては、DMATを統轄し、DMAT隊員の技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営の補助を行った。

厚生労働省においては、災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家

が速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャーター費用の補助を行った。

(平成25年度決算額 69百万円)

(36) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用の補助を行った。

(平成25年度決算額 25百万円)

(37) 山地防災情報の周知

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域住民に対する山地災害危険地区等の山地防災情報を行政と地域住民とが相互に伝達・共有する体制の整備等のソフト対策を推進した。

(平成25年度決算額 1,270百万円の内数)

(38) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営造成土地改良施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集・整理しリアルタイムに行政機関、施設管理者等が共有できるシステムの整備のため、観測データの転送施設等を整備した。

(平成25年度決算額 23,710百万円の内数)

(39) 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

厚生労働省においては、災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する事業に対する補助を行った。

(平成25年度決算額
社会福祉振興助成費補助金
1,527百万円の内数)

(40) 中小企業事業継続計画策定に関する支援

(株)日本政策金融公庫においては、中小企業者が策定した事業継続計画に基づき防災

設備を設置する者に対する融資制度を推進した。

(41) 国家備蓄石油管理等委託費（石油及び石油ガス分）

経済産業省においては、国家石油備蓄基地の適正な管理のため、基地施設・設備の修繕保全、耐震・津波・液状化対策等の土地保全・防災対策等を実施した。

(平成25年度決算額 60,727百万円の内数)

(42) 石油備蓄事業補給金

経済産業省においては、石油精製業者等に対し、タンク借上げ経費相当額を補給金として支払う形で、石油製品タンクを借り上げ、ガソリン・軽油等の製品形態での国家石油備蓄を増強した。

(平成25年度決算額 27,849百万円の内数)

(43) 需要家側への燃料備蓄の推進

経済産業省においては、需要家側への燃料備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安定化を図るため、避難所、病院等における石油製品貯槽、発電機等の設置を支援した。

(平成25年度決算額 685百万円)

(44) 緊急時石油製品供給安定化対策事業

経済産業省においては、災害等緊急時に必要な石油製品の安定供給を確保するため、SSの災害対応能力強化に向けた人材育成等の取組を支援した。

(平成25年度決算額 234百万円)

(45) 石油ガス充填所の耐震強化

経済産業省においては、石油ガス充てん所内に設置されている石油ガス貯槽の耐震性能を改善するための設備改修を支援し、保安の向上及び震災時における安定供給体制の整備を図った。

(平成25年度決算額 155百万円)

(46) 石油ガス中核充填所の整備

経済産業省においては、石油ガス充填所に対し、石油ガスの自家発電設備等の導入を支援し、災害対応能力の強化を図った。

(平成25年度決算額 5,963百万円)

(47) 石油ガス輸入基地の停電対策

経済産業省においては、大規模災害時における石油ガスの安定供給を図るため、ローリー管理システムの構築や移動式電源車の整備を支援し、輸入基地の災害時対応能力の強化や代替供給体制の整備を図った。

(平成25年度決算額 423百万円)

(48) 地域エネルギー供給拠点整備事業

経済産業省においては、災害時を含む石油製品の安定供給を確保するため、SSの地下タンクの大型化に伴う入換えや撤退時における地下タンクの撤去等を支援した。

(平成25年度決算額 2,785百万円)

(49) 災害対応型中核給油所等整備事業

経済産業省においては、SSに対して自家発電設備等の設置を支援し、地域における中核的な給油拠点や被災したSSの早期の稼働再開を図る拠点等を整備した。

(平成25年度決算額 3,122百万円)

(50) 石油製品出荷機能強化事業

経済産業省においては、石油製品を安定的かつ効率的に出荷・供給できるよう、石油製品の生産拠点である製油所における出荷設備等の必要な機能強化を支援した。

(平成25年度決算額 5,079百万円)

(51) 地域石油サプライチェーン強靱化事業

経済産業省においては、巨大地震等のリスクに備え、地域の石油安定供給体制を強化すべく、各地域の石油基地における、非常用電源・ドラム缶出荷設備・衛星電話等の導入、耐震・防水対策、大型船による効率的入出荷を可能にする設備の導入等を支援した。

(平成25年度決算額 7,871百万円)

(52) 災害発生時の緊急輸送ネットワーク確保等のための体制整備

国土交通省においては、災害時における交通関連施設の被害状況・交通機関の運行状況の迅速・安定的・確実な入手・伝達手段を確

保し、緊急輸送を実施するため衛星携帯電話の整備を行った。

(平成25年度決算額 24百万円)

(53) 土地分類基本調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせて、わかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施した。

(平成25年度決算額 64百万円)

(54) 国土交通省内の防災情報の一元的提供

国土交通省においては、国土交通省が保有する防災情報を国民に分かりやすく提供するためのホームページ「防災情報提供センター」で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダや国土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるよう一元的な提供を行った。

(55) 災害発生時における情報連絡体制の整備

国土交通省においては、災害発生時に道路災害情報を迅速に提供するため、情報連絡本部を設置すること等により、通行規制箇所や規制解除の見通し等の情報を各道路管理者で共有し、一元的に提供する体制の整備を図った。

(56) 地籍整備の推進

国土交通省においては、東日本大震災の被災地において地籍調査が進捗していたことにより迅速な復旧・復興に貢献したという教訓を踏まえ、大規模災害想定地域等における地籍整備を推進した。

(平成25年度決算額 14,248百万円)

(57) 電子国土基本図整備

国土地理院においては、従来の地形図に替わる新たなデジタルの基本図データとして、国土管理や防災に必要な地貌、土地状況及び構造物等を表す地理空間情報を、位置の基準である道路、建物等の基盤地図情報に整合させた電子国土基本図として整備を進めた。

(平成25年度決算額 207百万円)

(58) 公共的屋内空間における三次元GISデータの基本的仕様と効率的整備方法の開発

国土地理院においては、屋外の三次元GISデータと一体として扱えるよう屋内空間のGISデータの基本的仕様案を作成するとともに、既存の設計図面等を用いて公共的屋内空間の三次元GISデータを効率的に整備する方法を開発し、マニュアル案にまとめた。

(平成25年度決算額 5百万円)

(59) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、適時適切な予報、警報その他の情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等の気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行った。

(60) 沿岸防災情報図の整備

海上保安庁においては、災害時に海上からの救難・救助活動を迅速かつ適切に実施するため、海岸線、水深等の自然情報、公共機関所在地等の社会情報、災害危険地、避難地等の防災情報を網羅した沿岸防災情報図の整備を引き続き行った。

(61) 津波防災対策の推進

海上保安庁においては、南海トラフの巨大地震による津波襲来に備え、津波防災情報図を整備して港湾及び付近船舶の津波防災対策に活用するとともに、自治体等による津波浸水想定の設定や津波ハザードマップ作成支援のため海底地形データの提供を行った。

(平成25年度決算額 96百万円)

(62) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、大規模災害等の各種事態発生時に活動拠点となる駐屯地・基地等の整備を行うとともに、派遣部隊の輸送及び被災者の救出・救助や物資の輸送、現地状況の

偵察、被災者の捜索、生活支援等の活動を長期にわたり実施するために必要な各種装備品や緊急登庁支援用備品等の資機材を整備した。

(平成25年度決算額 11,053百万円)

2 地震災害対策

2-1 教育訓練

(1) 緊急地震速報の訓練

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、6月と11月に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかけた。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部の設置運営訓練等を実施した。また、都道府県警察に対して、地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

さらに、都道府県警察に対し、運転免許保有者に対する講習等において、交通の方法に関する教則等を用いて、災害時に運転者が採るべき措置について普及啓発を図るよう指導した。

(3) 消防庁における教育訓練

消防庁においては、国の総合防災訓練等に参加するほか、徒歩参集訓練、災害対策本部運営訓練等を行うとともに、地域の実情に応じた実践的な各種訓練の実施等について地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(4) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し、各種災害の防止や被害の応急対策に関する幹部として必要な高度な教育訓練を行った。

(5) 大規模津波総合防災訓練

国土交通省においては、総合防災訓練大綱に基づき、三陸沖から房総沖の海溝寄りが発生した大規模な地震による津波を想定し、国土交通省が作成した計画により、茨城県等関係地方公共団体、指定公共機関等と連携して、地震・津波情報の伝達、住民避難、漂流者救助・救急、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の広域派遣による被災状況調査、応急復旧等の訓練を実施した。

(6) 津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るための訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力した。また、地震防災対策強化地域判定会及び東海地震に関連する情報等に係る業務の訓練も実施した。

(7) 海上保安庁における震災対策訓練

海上保安庁においては、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練の一環として、政府対策本部等の設置運営、情報伝達、巡視船艇・航空機動員手続等の訓練を実施したほか、海上における実働訓練等の大規模地震災害対策訓練を実施した。

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点施設の維持管理

内閣府においては、首都直下地震により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行った。

（平成25年度決算額 88百万円）

(2) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設や地域防災計画上の避難所とされている公共

施設等の耐震化を推進した。

(3) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備を実施した。

（平成25年度決算額 5,433百万円）

(4) 国立大学等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、校舎等の耐震補強整備への支援を行い、防災機能の強化を実施した。

（平成25年度決算額 192,549百万円の内数）

(5) 公立学校施設等の整備

文部科学省においては、公立学校等の防災機能の強化のため、次の施策を行った。

- ・公立小中学校等施設について、地方公共団体からの要望に応じた予算措置を行い、耐震化事業を積極的に推進した。

（平成25年度決算額 323,854百万円の内数）

- ・浄水型プール等の整備事業及び学校給食施設の整備事業に対し補助を行った。

（平成25年度決算額 225,873百万円）

(6) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児、児童、生徒及び学生の安全確保を図る観点から、私立学校の施設について、防災機能の強化のための施設整備事業に対し補助を行った。

（平成25年度決算額 38,358百万円の内数）

(7) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、都道府県において災害拠点病院等の耐震整備に対する補助を行うための基金を設置するため、医療施設耐震化臨時特例交付金を都道府県に交付した。

（平成25年度決算額 38,109百万円）

(8) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行った。

(平成25年度決算額 4百万円)

(9) 緊急時給水拠点確保等事業

厚生労働省及び国土交通省においては、地震の被害が予想される地域において、配水管等管路を利用した貯留施設及び緊急遮断弁の整備並びに貯水池容量の増大及び連絡管整備を促進するとともに、配水池や浄水場等の耐震補強事業等を推進するため、その整備に要する費用に対して補助を行った。

(平成25年度決算額 10,551百万円)

(10) 水道管路耐震化等推進事業

厚生労働省及び国土交通省においては、老朽化した铸铁管やコンクリート管等の更新の推進を図るため、その整備に要する費用に対して補助を行った。

(平成25年度決算額 7,020百万円)

(11) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図った。

(12) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の施設整備

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園においては、共同溝と貯水槽の耐震化工事を行った。

(平成25年度決算額 0百万円)

(13) 心身障害児総合医療療育センターの施設整備

心身障害児総合医療療育センターにおいては、高圧非常用発電機の更新工事を行った。

(平成25年度決算額 49百万円)

(14) 国立更生援護機関の施設整備事業

国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、病院の耐震化工事を実施するとともに、秩父学園において水道管の耐震化工事を実施した。

(平成25年度決算額 2,033百万円)

(15) 山地災害に対する整備

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施した。

(平成25年度決算額 89,067百万円の内数)

(16) 漁港・漁村の防災力の向上

農林水産省においては、第3次漁港漁場整備長期計画(平成24年3月策定)に基づき、地震防災対策強化地域等における拠点漁港等において、地震・津波対策として岸壁の耐震・液状化対策や粘り強い構造を持つ防波堤を整備した(後掲 第3章3-2(4))。

(17) 東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生

農林水産省においては、東日本大震災で被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況等を踏まえながら、林帯幅の確保や人工盛土の活用も図りつつ、津波に対する減災機能も考慮した海岸防災林の整備等を推進した(後掲 第3章3-2(5))。

(平成25年度決算額 6,202百万円の内数)

(18) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震・津波対策として、堤防・護岸等の整備や陸こう等の自動化・遠隔操作化等を実施した。

(平成25年度決算額
3,663百万円の内数(農水))

平成25年度決算額
30,258百万円の内数(国交))

(19) 災害に強い電気設備検討調査事業

経済産業省においては、巨大地震や津波、集中豪雨や突風等の過酷化する自然災害に備え、発電設備及び送配電設備の事故・災害を未然防止又は軽減するための調査を行った。

(平成25年度決算額 32百万円)

(20) 防災拠点となる官庁施設等の耐震化

国土交通省においては、官庁施設の総合耐震診断結果に基づき、舞鶴港湾合同庁舎等の緊急性の高い要整備施設43件の耐震補強等整備を行った。

(平成25年度決算額 21,574百万円の内数)

(21) 建設機械の整備

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備した。

(22) 震災に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(平成25年度決算額28,970百万円の内数)

この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数)

- ・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の整備

(平成25年度決算額 防災安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

(平成25年度決算額 1,485百万円の内数)

また、災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

- ・密集市街地をはじめとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

(平成25年度決算額

防災・安全交付金の内数)

- ・三大都市圏の密集市街地等における都市再生区画整理事業の実施

(平成25年度決算額 防災・安全交付金及び

社会資本整備総合交付金の内数)

- ・防災上危険な密集市街地等における市街地再開発事業等の実施

(平成25年度決算額 6,899百万円の内数)

※この他に社会資本整備総合交付金の内数)

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐水性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

(平成25年度決算額

社会資本整備総合交付金の内数)

- ・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全を確保する都市安全確保促進事業の実施

(平成25年度決算額 81百万円)

- ・大都市圏における広域避難に伴う都市施設の安全性確保の検討調査

(平成25年度決算額 110百万円)

- ・地下街等における安心避難対策調査

(平成25年度決算額 95百万円)

国土交通省においては、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等の政策課題に、より機動的に対応するため、住宅等の整備、公共施設整備等を総合的に行う事業について補助を行った。

(平成25年度決算額

社会資本整備総合交付金等の内数)

(23) 下水道における震災対策

国土交通省においては、「下水道総合地震対策事業」等を活用し、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するため、重要な施設の耐震化・耐津波化を推進するとともに、被災した場合における下水道機能のバックアップ対策等を進めた。

(平成25年度決算額 5,559百万円の内数)

この他に防災・安全交付金及び

社会資本整備総合交付金の内数)

(24) 河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・

水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図った。

直轄 272,700百万円の内数
補助 16,600百万円の内数

(25) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響、孤立集落発生の要因等が想定される土砂災害危険箇所について、土砂災害防止施設の整備、維持管理・更新等を戦略的に推進した。

(26) 道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保などネットワークの整備を推進するとともに、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強や無電柱化等各種道路事業を実施した。

(27) 不良住宅の除却の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行った。

(平成25年度決算額
社会資本整備総合交付金等の内数)

(28) 老朽公営住宅の建替の推進

国土交通省においては、地方公共団体が行う耐震性の低い既存の公営住宅団地の建替事業及び耐震改修事業に要する費用の一部に対して防災・安全交付金等を交付した。

(平成25年度決算額 防災・安全交付金及び
社会資本整備総合交付金の内数)

(29) 港湾の大規模地震対策

国土交通省においては、人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における緊急物資等の輸送機能、経済活動に資する一定の海上輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁を整備するとともに、臨港道路の耐震強化を行った。

(平成25年度決算額〈港湾整備事業〉

(30) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による宅地の滑動崩落・液状化被害を防止・軽減するため、大規模盛土造成地の位置や規模等を把握するための調査や宅地の液状化被害可能性判定等に要する費用の補助を行った。

(平成25年度決算額 防災・安全交付金及び
社会資本整備総合交付金の内数)

(31) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する河川情報通信基盤の整備を推進した。

さらに、東日本大震災を踏まえて、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等を推進した。

(32) 特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等について

国土交通省においては、港湾法の一部を改正し、首都直下地震等の非常災害時において、船舶の交通を確保するため、港湾管理者が民間事業者等に対して、特定技術基準対象施設の維持管理状況について、報告の徴収及び立入検査等ができるよう規定した。

2-3 その他

(1) 地震対策等の推進

内閣府においては、南海トラフ地震及び首都直下地震について、人的・物的被害や経済被害の想定、被害軽減対策の検討等を行った(後掲 第3章3-3(1))。

(平成25年度決算額 328百万円)

(2) 南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画に係る調査

内閣府においては、大規模広域災害が発生した場合に、人員・物資を具体的にどこから、どこに、どれだけ配備するのか等につい

て、関係機関間で申し合わせる「具体的な活動内容に係る計画」を策定するにあたり、必要となる基礎資料を調査するとともに、被害想定に基づき必要となる人員・物資の量の解析を実施した。

(平成25年度決算額 84百万円)

(3) 都市再生安全確保計画の策定の促進

内閣府においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、基礎データの収集・分析等に対して支援を行い、官民による都市再生安全確保計画の策定を促進した。

(平成25年度決算額 37百万円)

(4) 交通対策の推進

警察庁においては、広域交通管制システムを的確に運用した。

また、都道府県警察に対し、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するほか、新たに公表された被害想定に基づき交通規制計画の見直しを行うとともに、同計画に基づき総合的かつ実践的な訓練を実施するよう指導した。

(5) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設その他法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を実施した。

(平成25年度決算額 21,209百万円)

(6) 建築物の耐震化の推進

法務省の維持管理する耐震対策等対象施設として該当する収容施設のうち、昭和56年の「新建築基準法」施行以前に設計・施工された施設について、最適な耐震改修計画を策定し、耐震改修を促進するために、耐震診断を実施した。

(平成25年度決算額 30百万円)

(7) 税関省庁別宿舎の耐震化の推進

財務省においては、税関が管理する省庁別宿舎の安全性の向上を図るため、耐震診断結果に基づき必要な耐震改修のための耐震設計

を実施した。

(平成25年度決算額 8百万円)

(8) 休廃止鉱山集積場鉱害防止技術等調査研究事業

経済産業省においては、大規模地震の発生が懸念される地域であって、鉱山保安法上の義務者が不存在的な鉱山集積場において、大震災による被害を踏まえ、平成24年11月に改正した集積場の安定性評価に関する技術指針に基づく適合性調査を行った。

(平成25年度決算額 54百万円)

(9) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模地震の発生に備え、より多くの鉄道利用者の安全確保や、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的な機能を考慮し、主要駅や高架橋等の耐震補強に要する費用の一部を補助した。

(平成25年度決算額 1,449百万円)

(10) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努めるとともに、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について補助を行った。

(平成25年度決算額 80,328百万円の内数
社会資本整備総合交付金等の内数)

(11) 本州四国連絡橋（本四備讃線）の耐震補強

国土交通省においては、南海トラフ地震等の大規模地震による被害を回避・軽減するため、本州四国連絡橋（本四備讃線）の耐震補強を実施した。

(平成25年度決算額 5,679百万円)

(12) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険判定について、人

材の育成、実施体制及び支援体制の整備を行った。

(平成25年度決算額
補助金部分：203百万円)

(13) 空港の耐震化

国土交通省においては、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施した。

(平成25年度決算額 8,839百万円)

(14) 全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層について、詳細な位置や地形の分類等の情報の整備・提供を行った。

(平成25年度決算額 16百万円)

(15) 基幹的広域防災拠点の管理等

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の非常災害発生時に広域的な災害応急対策が円滑に実施できるよう、基幹的広域防災拠点を適切に維持管理するとともに、緊急物資輸送等の訓練を実施した。

(平成25年度決算額 74百万円)

(16) 京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備

国土交通省においては、京阪神都市圏における大規模地震発生時の応急復旧活動等の災害対応力の向上を図るため、堺泉北港堺2区において、基幹的広域防災拠点の整備を推進した。

・高次支援機能を担う緑地の整備

(平成25年度決算額〈港湾整備事業〉
直轄 272,700百万円の内数
補助 16,600百万円の内数)

(17) 災害時の支援物資物流における官民連携・協力体制の構築等

国土交通省においては、大規模災害が想定される地域を中心に災害に強い物流システムの構築協議会を設置し、支援物資物流に関する官民連携体制の構築を促進するとともに、同協議会において選定された民間物流施設に対して非常用電源設備等の導入に関する支援を行った。

(18) 既設昇降機安全確保緊急促進事業

国土交通省においては、地震時における閉じ込めや戸開走行事故に対する既設エレベーターの安全確保の促進を図るため、安全装置等の設置を行う防災対策改修（P波感知型地震時管制運転装置、主要機器の耐震補強措置、戸開走行保護装置）について支援を行った。

(19) 海上輸送機能を維持する取組

国土交通省においては、大規模地震発生時にも港湾機能を維持するため、港湾BCPの策定や三大湾に緊急確保航路を指定するとともに、港湾広域防災協議会等を設置し、国・港湾管理者・港湾利用者等の協働体制を構築する等の防災・減災対策を推進した（後掲第3章3-3（4））。

(平成25年度決算額〈港湾整備事業〉
直轄 272,700百万円の内数
補助 16,600百万円の内数)

(20) 東海地震に関連する情報の発表、通報

気象庁においては、関係機関の協力を得て、地震防災対策強化地域の地震・地殻活動の監視・観測を行い、その観測成果等を東海地震に関連する情報として発表し、防災関係機関、報道機関等に通報し、各関係機関で適切な防災体制がとられるよう努めた。

(21) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、地震情報等を発表し、これを防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

(平成25年度決算額 2,159百万円の内数)

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、津波災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部の設置運営訓練等を実施した。また、都道府県警察に対して、津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

(2) 総務省における非常通信訓練の実施等

(再掲 第3章1-1(3))

総務省においては、災害時における円滑な通信を確保するため、非常通信協議会と連携し、災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した通信訓練を実施した。また、無線局の免許人に対しても通信施設の点検等について指導を行った。

(平成25年度決算額 8百万円)

3-2 防災施設設備の整備

(1) 災害対策用移動通信機器の配備

(再掲 第3章1-2(6))

総務省においては、地震等の非常災害時に、被災地方公共団体等から被災地の通信手段確保として、災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、東京及び大阪に備蓄庫を設け、移動無線機を被災地へ搬入できるよう整備した。

(平成25年度決算額 31百万円)

(2) 社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化等について国庫補助を行った。

(平成25年度決算額 123,877百万円)

(3) 河川の津波対策

国土交通省においては、津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上

げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図った。

(4) 漁港・漁村の防災力の向上

(再掲 第3章2-2(16))

農林水産省においては、第3次漁港漁場整備長期計画(平成24年3月策定)に基づき、地震防災対策強化地域等における拠点漁港等において、地震・津波対策として岸壁の耐震・液状化対策や粘り強い構造を持つ防波堤を整備した。

(5) 東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生

(再掲 第3章2-2(17))

農林水産省においては、東日本大震災で被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況等を踏まえながら、林帯幅の確保や人工盛土の活用も図りつつ、津波に対する減災機能も考慮した海岸防災林の整備等を推進した。

(平成25年度決算額 6,202百万円の内数)

(6) 津波災害に強いまちづくりの推進

津波災害に強いまちづくりの推進として、次の事業を実施した。

南海トラフ地震をはじめとする地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

(平成25年度決算額
防災・安全交付金の内数)

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(平成25年度決算額 28,970百万円の内数)

この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数)

- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

(平成25年度決算額
社会資本整備総合交付金の内数)

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

(平成25年度決算額 1,485百万円の内数)

- ・避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

(平成25年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

(平成25年度決算額
社会資本整備総合交付金の内数)

(7) 港湾における津波避難対策

国土交通省においては、港湾の特殊性を考慮した津波避難対策のあり方の検討を行い、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」を平成25年9月に策定し、港湾管理者へ通知するとともに、津波避難施設の整備を促進した。

(平成25年度決算額〈港湾整備事業〉
直轄 272,700百万円の内数
補助 16,600百万円の内数)

(8) 大規模地震・津波に対する港湾の事前 防災・減災対策の推進

国土交通省においては、南海トラフ地震や首都直下地震等の甚大な被害が想定される災害に対し、機能不全に陥らない経済社会システムを確保するため、「粘り強い構造」の防波堤の導入など港湾施設の耐震・耐津波性の向上を図った。

(平成25年度決算額〈港湾整備事業〉
直轄 272,700百万円の内数
補助 16,600百万円の内数)

3-3 その他

(1) 地震対策等の推進

(再掲 第3章2-3(1))

内閣府においては、南海トラフ地震及び首

都直下地震について、人的・物的被害や経済被害の想定、被害軽減対策の検討等を行った。

(平成25年度決算額 328百万円)

(2) 交通対策の推進

警察庁においては、広域交通管制システムを的確に運用した。

また、都道府県警察に対し、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するよう指導した。

(3) 無線局における災害対策

(再掲 第3章1-3(14))

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対し、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導した。

(4) 海上輸送機能を維持する取組

(再掲 第3章2-3(19))

国土交通省においては、大規模地震発生時にも港湾機能を維持するため、港湾BCPの策定や三大湾に緊急確保航路を指定するとともに、港湾広域防災協議会等を設置し、国・港湾管理者・港湾利用者等の協働体制を構築する等の防災・減災対策を推進した。

(平成25年度決算額〈港湾整備事業〉
直轄 272,700百万円の内数
補助 16,600百万円の内数)

(5) 津波警報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもとに津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

(平成25年度決算額 2,159百万円の内数)

4 風水害対策

4-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、風水害対策に関する教育訓練を行った。

4-2 防災施設設備の整備

(1) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるためのため池総合整備対策を実施した。

(平成25年度決算額 50,801百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(2) 治山事業の推進

農林水産省においては、森林の水源涵養機能や山地災害防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土の形成を図るため、治山施設の整備等を推進した。

(平成25年度決算額 89,067百万円の内数)

(3) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、高潮・波浪対策として、浸水被害に対して極めて脆弱なゼロメートル地帯等における海岸保全施設の整備を実施した。

(平成25年度決算額

3,663百万円の内数(農水)

30,258百万円の内数(国交))

(4) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備した。

(5) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象データを収集するためのテレメータ設備、ダム等の放流による河川水位上昇を警報するための警報設備、監視カメ

ラ設備や雨量を高精度かつリアルタイムに捉えるMP(マルチパラメータ)レーダ等を引き続き整備した。

また、高機能化を図った河川情報システムの普及を推進するとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を図る情報システム整備を推進した。

さらに、東日本大震災を踏まえて、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等を推進した。

(6) 水防施設の整備

国土交通省においては、気象庁と共同で発表する直轄河川の洪水予報等の情報を迅速かつ的確に通報・伝達するため、観測施設等の整備を実施した。

(平成25年度決算額 119百万円)

(7) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土石流危険渓流、地すべり危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備を支援した。また、警戒避難に必要な情報の提供等総合的な土砂災害対策を推進した。

(8) 道路における防災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保などネットワークの整備を推進するとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避する道路整備等を実施した。

4-3 その他

(1) 大規模水害対策の推進

内閣府においては、大規模水害発生時の各主体の責任の範囲及び行動の基本的な考え方について検討を行った。

(平成25年度決算額 16百万円)

(2) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害応急対策の実施体制の確立、迅速かつ的確な避難勧告等の発

令・伝達、災害危険箇所等に対する措置及び避難所等の周知、要配慮者等の避難対策の推進、防災訓練の実施等について地方公共団体に對し要請・助言等を行った。

(3) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、山地災害危険地区等の住民への周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）を実施した。

(4) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

農林水産省においては、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進した。

(平成25年度決算額 33,067百万円の内数)

国土交通省においては、要配慮者利用施設の土砂災害対策について、土砂災害防止施設による保全対策を重点的に推進するとともに、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、当該施設への情報伝達体制を市町村地域防災計画において定めるなどの警戒避難体制の充実・強化を図った。

(5) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、雨量観測にあたっては、従来のレーダ雨量計（Cバンドレーダ）・地上観測網に加え、近年増加する集中豪雨や局所的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による水害や土砂災害等に対して、適切な河川管理や防災活動等に役立てるために、リアルタイムでより詳細な雨量観測が可能なXRAIN（国土交通省XバンドMPレーダネットワーク）の整備を行っている。インターネット上でも雨量情報の提供を行っており、平成25年度までに35基での観測体制を構築している。また、これらレーダ雨量計のデータを用いて詳細な流出解析を行う洪水予測システムの整備を進めた。

(6) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、災害時における迅速な危機対応が可能となるよう、リアルタイムのレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供した。また、地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進した。

(7) 国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省及び気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を実施した。

(8) 流域治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既成市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進した。また、内水被害を軽減するため、地方公共団体と協力して、土地利用規制策等のソフト対策と一体となった計画を策定し、総合内水対策を推進した。

(9) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、平成15年6月に成立した「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で流域水害対策計画を作成し、本計画に基づき、河川管理者が河道改修等を行う総合的な都市型水害対策を推進した。

(10) 被害想定区域図等の作成及び公表

国土交通省においては、浸水想定区域図の作成・公表を推進するとともに、市町村のハザードマップ作成を支援した。

「土砂災害防止法」に基づき、警戒避難体制のさらなる充実・強化を図るため、市町村

による土砂災害に係るハザードマップの作成・公表を支援するとともに、その進捗状況を把握する等、関係自治体と連携し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図った。

また、火山噴火に対して、平常時からの避難体制の構築のため、「火山防災マップ作成指針」に基づき火山防災マップの作成・活用を支援した。

(11) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、洪水被害が度々生じているにもかかわらず、上下流バランス等の理由から早期の治水対策が困難である地域において、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を推進することにより、住家の洪水による氾濫からの防御を図った。

(12) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、人命を守ることを最優先に砂防堰堤の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を実施した。ソフト対策としては、都道府県が行う土砂災害警戒区域の指定や情報基盤整備等に対して支援を行った。また、深層崩壊に伴う河道閉塞等の大規模な土砂災害が切迫している地域において、「土砂災害防止法」に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域等に関する情報の周知を図った。

(13) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間を実施し、土砂災害防止に関する広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、警戒避難訓練等を実施した。

(14) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防に対する国民の理解を深めるとともに広く協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体等とともに各種の行事、活動を実施し

た。また、市町村等職員に対する水防研修、水防団員に対する水防技術講習会を実施した。

(15) 風水害基礎情報整備

国土地理院においては、全国の主要な平野とその周辺部を対象に、低地・扇状地等の土地条件ごとに地形を区分した土地条件データを整備・提供するとともに、過去の河川・湖沼の跡など地形による土地の脆弱性に関するデータを作成した。

(平成25年度決算額 29百万円)

(16) 航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究

国土地理院においては、航空レーザーデータを活用し、樹高や疎密度等の植生関連情報を加えた新たな土地被覆分類手法の構築をするとともに、土地被覆が土地の脆弱性に対して与える影響を評価する手法を提示し、これらをマニュアルとして取りまとめた。

(平成25年度決算額 10百万円)

(17) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、警報を始めとする各種の防災気象情報の発表及び伝達を行った。

5 火山災害対策

5-1 防災施設設備の整備

(1) 火山地域における治山事業の推進

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進した。

(平成25年度決算額 89,067百万円の内数)

(2) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため施設整備を推進すると

ともに、噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を関連機関と連携して推進した。

5-2 その他

(1) 火山災害対策の推進

内閣府においては、降灰が社会インフラ、経済活動、社会生活に影響を及ぼした事例の収集と要因分析、及び要因を踏まえた対処方策、降灰時に住民が取るべき対応等について調査を行った。

(平成25年度決算額 43百万円)

(2) 活動火山対策の推進

消防庁においては、火山防災協議会等連絡・連携会議等の場を通じて、関係府省庁と連携して、火山防災対策の推進を図った。

(3) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への自治体・住民の理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行った。

(4) 火山災害基礎情報整備

国土地理院においては、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要とされる火山を対象に、空中写真判読、現地調査等により火山防災地形データの整備・提供を行った。

(平成25年度決算額 3百万円)

(5) 火山地域における地殻変動の連続監視

国土地理院においては、火山活動に伴う地殻変動の動向を的確に把握するため、電子基準点(GNSS連続観測施設)、GNSS火山変動リモート観測装置(REGMOS)、自動測距測角光波測距連続観測装置(APS)等による地殻変動の連続監視を行った。

(6) 噴火警報、予報その他の情報の発表、伝達等

気象庁においては、火山観測の結果をもとに噴火警報等を適時適切に発表し、防災関係機関等への警戒等と呼びかけることにより、災害の防止・軽減に努めた。また、火山防災協議会での共同検討を通じて避難計画や噴火警戒レベルの設定や改善を推進した。

(平成25年度決算額 745百万円)

6 雪害対策

6-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察に対して、関係機関と連携した救出救助訓練の実施、的確な警戒警備及び救助活動のための体制の確立について指示する等、雪害警備訓練の積極的な推進を図った。

6-2 防災施設設備の整備

(1) 雪崩防止林造成

農林水産省においては、雪崩による被害から集落等を守るため、柵工等を組み合わせた森林の造成等により、雪崩防止林の造成を推進した。

(平成25年度決算額 89,067百万円の内数)

(2) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械に係る事業を実施した。また、鉄道駅周辺や中心市街地、通学路等において、特に安全で快適な歩行空間を確保するため、冬期バリアフリー対策を実施した。

(3) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行った。また、下

水処理水や下水道施設等を活用した流雪・融雪等の積雪対策のより一層の推進を図った。

(平成25年度決算額 5,559百万円の内数
この他に防災・安全交付金及び
社会資本整備総合交付金の内数)

(4) 雪崩対策

国土交通省においては、都道府県が実施する雪崩危険箇所における施設整備を支援するとともに、景観・環境対策やコスト縮減等に配慮した雪崩防止施設的设计・施工・管理等について調査・研究を推進した。

(5) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止するため、砂防設備等の施設整備を推進した。

(6) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行った。

(平成25年度決算額 1,556百万円)

6-3 その他

(1) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を把握し、関係機関等への情報提供を行うとともに、都道府県警察に対して、雪害の発生実態の分析検討及び部内外の広報紙、パトロール等を通じた広報啓発活動の実施について指示した。

(2) 雪害対策の推進

消防庁においては、雪害に対する防災態勢の強化を図るため、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪中の事故防止対策、要配慮者等の避難誘導體制の整備等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(3) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止・軽減に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、警戒避難訓練等を実施した。

(4) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

7 火災対策

7-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、火災予防、火災防御及び火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行った。

(2) 海上保安庁における教育訓練

海上保安庁においては、船舶火災等に迅速的確に対応するため、研修訓練を実施するとともに、地方公共団体等と合同で消防訓練を実施した。

7-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業並びに防火及び消火活動の円滑な実施に資する林道を整備する事業について助成を行った。また、国有林においても防火線の整備、防火林道の整備等を実施した。

(平成25年度決算額 4,139百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、

地域再生基盤強化交付金の内数)

(平成25年度決算額 10百万円)

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行った。

・消防法令に係る違反是正推進
(平成25年度決算額 12百万円)

・消防の技術に関する総合的な企画立案のための調査を実施
(平成25年度決算額 6百万円)

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、計画的に国管理空港の化学消防車の性能向上を図って更新した。

(平成25年度決算額 1,136百万円)

・高齢者や障がい者に適した火災警報装置の調査検討
(平成25年度決算額 222百万円)

・ホテル・旅館等における安全・安心の強化
(平成25年度決算額 10百万円)

(4) 海上消防能力の整備

海上保安庁においては、海上火災に対してより的確に対処するため、消防機能を備えた巡視船を整備した。

7-3 その他

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図った。

・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成等

(平成25年度決算額 2百万円)

・消防庁長官が行う大規模火災等における火災原因調査の実施

・製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整

(平成25年度決算額 9百万円)

・火災予防の実効性向上・火災予防に係る規制体系の再構築

(平成25年度決算額 20百万円)

・消防用機器等の国際動向への対応

(平成25年度決算額 1百万円)

・住宅防火対策の推進

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行った。また、消防庁においては、林野火災特別地域対策事業の一層の推進に努めた。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査・検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進した。

8 危険物災害対策

8-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、関東管区警察学校で、火薬類等の災害防止等保安対策推進のため、都道府県警察の火薬類担当者に対して、関係法令、指導取締り要領、危険物の基礎知識等について必要な教育訓練を行った。

(2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防

職員に対して、危険物災害及び石油コンビナート災害に関する教育訓練を行った。

(平成25年度決算額 41百万円)

(3) 海上防災訓練等

海上保安庁においては、官民合同による油等排出事故対策訓練及び消防訓練を実施した。また、危険物管理施設の従業員等を対象に、危険物排出時や海上災害発生時の通報、応急措置の具体的な方法等について、海上防災講習会等を通じて指導した。

・危険物施設の安全確保対策及びその推進に関する調査検討等

(平成25年度決算額 12百万円)

・新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等

(平成25年度決算額 6百万円)

8-2 防災施設設備の整備

(1) 大規模石油災害対応体制整備事業

経済産業省においては、海上での大規模な原油流出等の災害に対応するため、石油連盟が実施する災害対策用資機材の整備、災害対策技術等に関する調査研究、国際会議の開催、原油流出災害等への対応体制の整備を支援した。

(平成25年度決算額 726百万円)

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取扱う事業所の新設等の際し、事業所内の施設のレイアウトについて審査を実施するとともに、必要な要請、助言等を行った。

(平成25年度決算額 1百万円)

消防庁においては、最近の事件事例から石油コンビナート等防災本部の防災体制の充実強化に必要な項目をとりまとめ、当該本部のあり方について整理した。さらに、特定事業所の自衛防災組織等の防災活動の手引きの改定を行った。

(平成25年度決算額 14百万円)

8-3 その他

(1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対し指示した。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化、安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対し指示した。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進した。

(再掲 第2章8(1))

・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備(新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討、屋外タンク貯蔵所の安全対策の充実)

(5) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導、都道府県取締担当者に対する研修等を行った。

(6) 高圧ガス、火薬類及び都市ガスの保安対策の強化と拡充

経済産業省においては、高圧ガス、火薬類及び都市ガスに係る事故の原因調査・分析及び技術進歩等に対応した技術基準の作成・運用検討に係る事業を行った。

(平成25年度決算額 69百万円)

(7) 石油ガス供給事業安全管理技術開発等

経済産業省においては、停電時でも稼働する無線機能を備えたマイコンメーターや高速通信システム等を活用した災害に備えた次世代液化石油ガス保安システムに関する調査研

究を行った。

(平成25年度決算額 29百万円)

(8) 石油コンビナート等の現場保安力向上事業

経済産業省においては、石油コンビナート事業者等の自主的な保安の向上のため、現場保安力の定量的な評価が可能となる評価項目の検討を行うとともに、各事業所の優れた安全活動を整理し、現場保安力強化ベストプラクティス集を作成した。

(平成25年度決算額 16百万円)

(9) 石油精製業保安対策事業

経済産業省においては、石油精製プラント等における事故の防止や、「高圧ガス保安法」における技術基準等の制定・改正等に必要となる各データの取得に向け、事故の原因分析や実験等を行った。

(平成25年度決算額 201百万円)

(10) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じた。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し立入検査を実施した。

(平成25年度決算額 29百万円)

(11) 危険物積載船舶及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、危険物による災害を防止するため、次の施策を講じた。

- ・危険物積載船舶に関する航行安全対策
- ・危険物荷役に関する安全防災対策
- ・大型タンカーバスの安全防災対策
- ・国家石油備蓄の安全防災対策
- ・排出油の防除対策

(12) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除活動等に資する目的で、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡

散・漂流予測結果と併せて表示する沿岸海域環境保全情報の整備を行った。

(平成25年度決算額 7百万円)

(13) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故等による防除作業を的確に行うために高精度の漂流予測が必要であることから、巡視船が取得したデータを陸上へ伝送するシステムを運用するとともに、漂流予測の評価・補正を行うための常時監視可能なブイの整備を行った。

(平成25年度決算額 9百万円)

(14) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、関係行政機関等の要請に応じて提供しうる体制の確保に努めた。

(15) 沿岸海域環境保全情報の整備

環境省においては、環境保全の観点から油等汚染事故に的確に対応するため、環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の公開、地方公共団体職員等に対する活用の推進及び更新のための情報収集を引き続き実施した。

(平成25年度決算額 3百万円)

9 原子力災害対策

9-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職員に対して、原子力災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行った。

(2) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、放射性物質安全輸送の確保のため、輸送作業従事者等に対し、法令に基づく基準及び具体的運用方針の普及

並びに安全知識の向上を図るとともに、輸送責任者に対する専門的知識の徹底を図った。

(平成25年度決算額 1百万円)

(3) 原子力防災対策のための研修等

原子力規制委員会においては、地方公共団体の職員等に対し、その役割に応じた研修を実施し、原子力災害発生時の防災対策の充実強化を図った。

9-2 防災施設設備の整備

(1) 原子力関係施設等立地地域の防災対策の支援

内閣府においては、国及び地方公共団体の原子力防災対策の充実強化を図るため、緊急時連絡網、防災活動資機材、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の整備・維持、訓練の実施及び屋内退避施設、緊急時応急対策拠点施設の放射線防護対策等の取組の支援を行った。

(平成25年度決算額 8,914百万円)

9-3 その他

(1) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等の関係府省、地方公共団体等と連携しつつ、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションとしてシンポジウム等を全国99箇所で開催した。

(平成25年度決算額 28百万円の内数)

(2) 地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備

消費者庁においては、地域の子育て、環境、福祉、産業等の多様な主体による消費者問題への取組を支援するため、地方公共団体への基金の上積みとして地方消費者行政活性化交付金を交付した。

また、原発事故を踏まえ、食品と放射能に関する食の安全・安心を確保するため、「放射性物質検査機器の貸与を引き続き行うとともに、検査機器等に関する研修会を開催した。

(平成25年度決算額 1,500百万円の内数)

(3) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体においてハンドブック等の活用を普及させるとともに、東京電力福島原発事故を踏まえ、消防職員が安全管理を図った上での確な消火、救助、救急等の消防活動が実施できるよう消防活動対策マニュアルの改定を行った。

(平成25年度決算額 3百万円

※この他に15百万円の内数)

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員、市町村の消防職員に対して、生物剤及び化学剤に起因する災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行った。

(2) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行った。

(平成25年度決算額 2百万円)

(3) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害防止を効果的かつ具体的に推進するため、船員災害防止実施計画を作成し、各船舶所有者による自主的な船員災害防止を促すとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行った。

(平成25年度決算額 69百万円)

10-2 その他

(1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災

害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、消防活動や防災体制を検討した。

(平成25年度決算額 0百万円)

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策を図るため、大規模建設工事等に対する監督指導等の実施、化学プラントにおける爆発火災災害防止対策の促進、東日本大震災の復旧復興工事に伴う労働災害防止対策等を実施した。

(3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、立入検査を行った。

(4) ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気、ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査を行った。

(5) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、海上人命安全条約等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、外国船舶監督官の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（PSC）を実施した。

(平成25年度決算額 110百万円)

第4章 国土保全

1 治水事業等

国土交通省においては、日本経済再生に向けて、「復興・防災対策」、「成長戦略による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化するとの方針に基づき、水害・土砂災害等に対する事前防災・減災対策をハード・ソフトの両面から強力に実施した。

- ・九州の豪雨災害、紀伊半島の深層崩壊等、災害が頻発している状況を踏まえ、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮した予防的な治水対策や、近年、甚大な被害が発生した地域における再度災害防止対策を重点的に実施した。
 - ・老朽化等により機能が低下した施設の適切な補修・更新等を進めるとともに、維持管理データベースの整備や技術開発等を通じて長寿命化対策を促進し、ライフサイクルコストの縮減に努めつつ、戦略的維持管理・更新を実施した。
- (平成25年度決算額 1,149,304百万円)

1-1 事前防災・減災対策

(1) 予防的対策

国土交通省においては、国民の安全を守るため、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮し、堤防の点検結果に基づく緊急対策や、深層崩壊や火山噴火のおそれが高い地域における土砂災害対策、国土保全上重要な沖ノ鳥島の保全など、予防的な治水対策を重点的に実施した。

(2) 再度災害防止・危機管理対策

国土交通省においては、平成24年7月の九州の災害、平成23年9月の紀伊半島の災害等、甚大な災害が発生した地域において再度災害防止対策を集中的実施するとともに、危機管理体制の充実を図った。

1-2 戦略的維持管理・更新

国土交通省においては、施設の経年劣化の進行等により機能が低下した河川管理施設等の補修・更新等を行う。あわせて、河川維持管理データベースの構築、長寿命化計画の策定等を通じてライフサイクルコストの縮減を図った。

1-3 河川環境整備

国土交通省においては、豊かな河川環境を再生し、川の魅力をいかした都市・地域づくりをさらに進めるため、地方公共団体や住民等と連携した総合的な取組を実施した。

2 治山事業

農林水産省においては、安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな水を育む森林づくり等を図るため、「森林整備保全事業計画」に基づき、治山事業を計画的かつ総合的に推進することとして、次の事業を実施した。

2-1 国有林治山事業

国有林野内における荒廃山地の復旧整備、荒廃危険山地の崩壊の予防等を目的として、山地治山事業を実施した。また、奥地荒廃地域の荒廃地や荒廃森林等において、水源かん養機能や土砂流出防止機能の発揮に資する整備等を目的として、水源地域等保安林整備事業を実施した。

(平成25年度決算額 40,295百万円)

2-2 民有林治山事業

(1) 直轄事業

- ・直轄治山事業
 - 継続17地区について、民有林直轄治山事業を実施した。
- ・治山計画等に関する調査
 - 治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山事業積算基準等分析調

査、流域山地災害等対策調査等を実施した。

・直轄地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続11地区（直轄治山と重複している5地区を含む。）において事業を実施した（後掲 第4章3-1）。

（平成25年度決算額 20,467百万円）

(2) 補助事業

・治山等激甚災害対策特別緊急事業

台風、集中豪雨等により、甚大な被害を受けた災害に係る6地区について、治山等激甚災害対策特別緊急事業を実施した。

・山地治山総合対策事業

都市及び集落の周辺、国土保全上重要な流域の山地等における荒廃地の復旧を図るため、復旧治山事業を実施した。

集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区について、地すべり防止事業を実施した（後掲 第4章3-2）。

治山施設の適切な配置と森林の造成により、海岸部における飛砂害や風害、潮害等の防備並びに内陸部における風害の防備、雪崩等による被害の防止・軽減を図る防災林造成事業を実施した。

・水源地域等保安林整備事業

水源涵養機能の維持増進を通じて良質な水の安定的な供給と国土の保全に資するため、ダム上流等の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林において、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林を維持・造成することとし、荒廃地や荒廃森林を再生するために必要な施設の設置と森林の整備を面的かつ総合的に推進した。

（平成25年度決算額 51,289百万円の内数）

3 地すべり対策事業

3-1 直轄事業

農林水産省所管事業

農林水産省においては、次の事業を実施した。

・直轄地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について事業を実施した。

（平成25年度決算額 1,461百万円）

・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施した。

（平成25年度決算額 基礎技術調査費
181百万円の内数）

・直轄地すべり防止事業

（再掲 第4章2-2（1））

林野の保全に係る地すべりについて、継続11地区（直轄治山と重複している5地区を含む。）において事業を実施した。

（平成25年度決算額 20,467百万円の内数）

3-2 補助事業

農林水産省においては、次の事業を実施した。

・地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められるなど緊急に対策を必要とする区域に重点を置き事業を実施した（後掲 第4章6-2（1））。

（平成25年度決算額 4,840百万円）

・地すべり防止事業

（再掲 第4章2-2（2））

集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区について実施した。

（平成25年度決算額 51,289百万円の内数）

3-3 国土交通省所管事業

国土交通省においては、次の事業を実施した。

(1) 予防的対策

人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を防止・軽減し、国土と民生安定のための地すべり防止施設の整備を行うとともに、都道府県において、地すべりの危険がある箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備を支援した。

(2) 再度災害防止・危機管理対策

大雨、地震等により新たな地すべりが発生又は地すべり現象が活発化し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止施設を整備し、再度災害防止を図った。

4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省においては、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備や土砂災害警戒区域等の指定等による、警戒避難体制の整備を支援した。

5 海岸事業**5-1 直轄事業****(1) 農林水産省所管事業**

農林水産省においては、3地区において海岸保全施設の整備を行うとともに、事業の円滑な実施を図るため、必要な調査を行った。

(平成25年度決算額 3,062百万円)

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、高潮対策や侵食対策等の海岸保全施設の整備を実施するとともに、事業の円滑な実施を図るため、必要な調査を行った。

(平成25年度決算額 30,258百万円の内数)

5-2 補助事業**(1) 農林水産省所管事業**

農林水産省においては、高潮対策事業を4地区でそれぞれ実施した。

(平成25年度決算額 602百万円)

6 農地防災事業**6-1 直轄事業****(1) 農林水産省所管事業**

農林水産省においては、次の事業を実施した。

・国営総合農地防災事業等

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農地及び農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施した。

(平成25年度決算額 23,710百万円)

6-2 補助事業**(1) 農林水産省所管事業**

農林水産省においては、次の事業を実施した。

・農地防災事業

農用地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、震災対策農業水利施設整備事業、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業等を実施した。

※ただし、地すべり対策事業及び地盤沈下対策事業を除く。

(平成25年度決算額 54,254百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

・地すべり対策事業

(再掲 第4章3-2)

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められるなど緊急に対策を必要とする区域に重点を置き事業を実施した。

(平成25年度決算額 4,840百万円)

- ・地盤沈下対策事業等

地盤の沈下により低下した農用地・農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施した（後掲 第4章8（1））。

（平成25年度決算額 53,033百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数）

7 災害関連事業

（1）農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり災害関連事業を実施した。

- ・農業用施設等災害関連事業

農業用施設等の効用を増加し、災害の再発を防止するための農業用施設等災害関連事業を実施した。

（平成25年度決算額 6,438百万円）

- ・直轄治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業

災害の再発防止のため、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地、雪崩発生地又は地すべり地について、当該災害発生年に緊急に復旧整備を行う事業を実施した。

（平成25年度決算額 7,341百万円）

- ・災害関連山村環境施設復旧事業

被災した山村環境施設については、災害関連山村環境施設復旧事業により、被災施設の早期復旧を図った。

（平成25年度決算額 10百万円）

- ・林地崩壊対策事業

激甚災害により発生した林地荒廃地のうち、早期に復旧する必要のある箇所について事業を実施した。

（平成25年度決算額 14百万円）

- ・後進地域特例法適用団体補助率差額
農村振興局

（平成25年度決算額 3百万円）

林野庁

（平成25年度決算額 683百万円）

- ・漁港施設災害関連事業

漁港施設等の再度災害を防止するための漁港災害関連事業、漁業集落環境施設を復旧するための災害関連漁業集落環境施設復旧事業及び海岸に漂着した大規模な流木等を緊急的に処理する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を実施した。

（平成25年度決算額 184百万円）

（2）国土交通省所管事業（河川等）

国土交通省においては、河川等の災害関連事業を実施した。

（平成25年度決算額 直轄 2,651百万円
補助 23,538百万円の内数）

（3）国土交通省所管事業（港湾）

国土交通省においては、港湾施設及び海岸保全施設の効用を増加し、災害の再発を防止するため、災害関連事業を実施した。

（平成25年度決算額 224百万円）

8 地盤沈下対策事業

（1）地盤沈下対策事業等

（再掲 第4章6-2（1））

農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地・農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施した。

（平成25年度決算額 53,033百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数）

（2）地下水調査（保全調査）

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握、障害発生機構の解明等に関する調査を実施した。

（平成25年度決算額 基礎技術調査費
181百万円の内数）

(3) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、次の事業を実施した。

- ・地盤沈下防止対策

工業用水道事業地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため、改築3事業を実施した。

(平成25年度決算額 139百万円)

- ・地下水位観測調査

工業用水法に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施した。

(平成25年度決算額 1百万円)

(4) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施した。

- ・地盤沈下対策調査

河川管理施設の沈下対策を検討するため、水準測量を実施した。

- ・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全及び管理し、地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案等に資するため、全国の一級水系の河川近傍における地下水の調査結果の評価を引き続き行った。

(平成25年度決算額 8百万円)

(5) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野・筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握し、地下水データの整理と分析を行ったほか、地下水採取量、地下水位及び地盤沈下の関係を定量的に評価した。これらの結果を活用し、地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るための検討を行った。

(平成25年度決算額 28百万円)

(6) 低地対策関連河川事業

- ・地盤沈下関連水準測量等

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域において干渉SAR技術による地

盤変動調査を行うとともに水準測量を行い、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤変動の監視を行った。

(7) 地盤沈下対策調査

環境省においては、全国の地盤沈下地域の概況について、地方公共団体から測量結果等の情報提供を受けて取りまとめ、公表を行った。また、地盤沈下を防止しつつ地下水の保全と有効利用を図るための管理方策を検討した。

(平成25年度決算額 12百万円)

9 下水道における浸水対策

国土交通省においては、「下水道浸水被害軽減総合事業」等を活用し、近年の都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大を踏まえ、浸水対策の強化を図った。

(平成25年度決算額 5,559百万円の内数
この他に防災・安全交付金及び
社会資本整備総合交付金の内数)

(1) 公共下水道事業

主として市街地内に降った雨水を河川等に排除するため、市町村が主な事業主体となって実施した。

(2) 都市下水路事業

公共下水道整備地域以外における市街地内の雨水排除を図るため、市町村等が事業主体となって実施した。

(3) 雨水流域下水道事業

市町村が個々に汚水処理を実施する地域において、都道府県が事業主体となって、複数の市町村の区域に跨る広域的な浸水対策を実施した。

10 その他の事業

(1) 防災対策事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団

体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、631億円の防災対策事業債（自然災害防止事業）の対象とした。また、地方公共団体が単独事業として実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、517億円の一般事業債（河川等分）を措置した。

（2）保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施した。

（平成25年度決算額 470百万円）

（3）休廃止鉱山鉱害防止等事業

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助するとともに、同義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助した。

（平成25年度決算額 1,990百万円）

（4）特殊地下壕対策事業

国土交通省においては、戦時中に築造された防空壕等の特殊地下壕について、現存する危険度が高いものに対して、埋戻し等の対策事業を行った。

（平成25年度決算額 3,625百万円の内数）

（5）鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道（株）が施行する落石・雪崩等対策及び海岸等保全のための防災事業、並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業に対し補助を行った。

（平成25年度決算額 1271百万円）

（6）災害対策等緊急事業推進費

国土交通省においては、平成25年度及び平成24年度に発生した自然災害により被災した地域等において緊急に再度災害防止対策

等の事業30件を実施した。

（平成25年度決算額 14,901百万円の内数）

（7）鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、橋梁やトンネルなど規模が大きい老朽化施設について適切な改良が進むよう、地域鉄道における老朽化対策のための改良・補修事業に対して補助を行った。

（平成25年度決算額 865百万円）

第5章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1

平成25年梅雨期における大雨等（6月8日から8月9日）に対してとった措置

（1）警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係県警察においては、「災害警備連絡室」等を設置して、情報の収集、被災者の救出救助、被災地の警戒等の活動に当たった。また、山口県公安委員会からの援助の要求に基づき、鳥取、岡山及び広島各県警察広域緊急援助隊約70名を派遣し、行方不明者の捜索等の活動に当たった。機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。さらに、警察庁は政府調査団として警察庁職員を派遣した。

（2）総務省における対応

総務省においては、「災害救助法」を適用された地域において電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。

（3）NHKにおける対応

NHKにおいては、次のとおり受信料を免除した。

山形県	43件	145千円
山口県・島根県	287件	915千円
秋田県・岩手県	130件	435千円

（4）文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

また、独立行政法人防災科学技術研究所においては、現地災害調査、データの解析及び解析結果のweb上での公開を実施した。

（5）電気料金についての災害特別措置

経済産業省においては、災害救助法が適用された地域（山口県、島根県、秋田県、岩手県）等における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を認可した。

（6）中小企業庁における対応

中小企業庁においては、山口県、島根県、山形県、秋田県及び岩手県内の公的金融機関等に特別相談窓口を設置し、被災中小企業者に対し、災害復旧貸付の適用及び既往債務の返済条件緩和等の措置を行った。

（7）国土交通省における対応

国土交通省においては、警戒体制をとり、被害状況等の把握に努めるとともに、発災直後より、リエゾンを7県20市町に派遣して、被災状況・地域のニーズの把握及び必要な情報提供を行った。

また、緊急災害対策派遣隊（TECFORCE）を岩手県・秋田県・宮城県・新潟県・静岡県・島根県・山口県・福岡県内各地の被災地方公共団体に派遣し、被災状況の迅速な把握等の技術的支援を実施したほか、防災ヘリコプターによる上空からの被災状況調査、照明車、排水ポンプ車等の派遣を行い、被害の拡大や二次被害の防止に努めた。

1-2

平成25年8月23日からの大雨等に対してとった措置

（1）警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係県警察においては、「災害警備連絡室」等を設置して、情報の収集、被災者の救出救助、被災地の警戒等の活動に当たった。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。

（2）総務省における対応

総務省においては、「災害救助法」を適用された地域において電波利用料債権の催促状

及び督促状の送付を停止する措置を実施した。

(3) NHKにおける対応

NHKにおいては、次のとおり受信料を免除した。

鳥根県 101件 342千円

(4) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

(5) 電気料金についての災害特別措置

経済産業省においては、災害救助法が適用された地域（鳥根県）等における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を認可した。

(6) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、既に措置した平成25年梅雨期における大雨等（6月8日から8月9日）に対する支援策に基づき対応した。

(7) 国土交通省における対応

国土交通省においては、警戒体制をとり、被害状況等の把握に努めるとともに、発災直後より、リエゾンを2県3市町に派遣して、被災状況・地域のニーズの把握及び必要な情報提供を行った。

また、緊急災害対策派遣隊（TECFORCE）を鳥根県内各地の被災地方公共団体に派遣し、被災状況の迅速な把握等の技術的支援を実施したほか、防災ヘリコプターによる上空からの被災状況調査、照明車、排水ポンプ車の派遣を行い、被害の拡大や二次被害の防止に努めた。

1-3

平成25年9月2日及び4日の竜巻等
に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係県警察においては、「災害警備連絡室」等を設置して、情報の収集、被災地の警戒等の活動に当たった。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。

(2) 総務省における対応

総務省においては、「災害救助法」を適用された地域において電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。

(3) NHKにおける対応

NHKにおいては、次のとおり受信料を免除した。

埼玉県 61件 175千円

(4) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

また、独立行政法人防災科学技術研究所においては、現地災害調査、データの解析及び解析結果のweb上での公開を実施した。

(5) 被災したガスの需要家に対する特別措置

経済産業省においては、ガス事業者からの申請に基づき、災害救助法の適用地域で被災したガスの需要家に対するガス料金の支払期限の延長等の災害特別措置を認可した。

(6) 電気料金についての災害特別措置

経済産業省においては、災害救助法が適用された地域（埼玉県）等における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を

認可した。

(7) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、埼玉県内の政府系金融機関等に特別相談窓口を設置し、被災中小企業者に対し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の措置を行った。

(8) 国土交通省における対応

国土交通省においては、注意体制をとり、被害状況等の把握に努めるとともに、発災直後より、リエゾンを2県5市町に派遣して、被災状況・地域のニーズの把握及び必要な情報提供を行った。

また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を栃木県、埼玉県、千葉県内各地の被災地方公共団体に派遣し、防災ヘリコプターによる上空からの被災状況調査、被害の拡大や二次被害の防止に努めた。

1-4

平成25年台風第18号に対して
とった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係県警察においては、「災害警備連絡室」等を設置して、情報の収集、被災者の救出救助、被災地の警戒等の活動に当たった。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。さらに、警察庁は政府調査団として警察庁職員を派遣するとともに、政府現地災害対策室に警察庁職員を派遣した。

(2) 総務省における対応

総務省においては、「災害救助法」を適用された地域において電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。

(3) NHKにおける対応

NHKにおいては、次のとおり受信料を免除した。

埼玉県・京都府 538件 1,667千円

(4) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

(5) 被災したガスの需要家に対する特別措置

経済産業省においては、ガス事業者からの申請に基づき、災害救助法の適用地域で被災したガスの需要家に対するガス料金の支払期限の延長等の災害特別措置を認可した。

(6) 電気料金についての災害特別措置

経済産業省においては、災害救助法が適用された地域（埼玉県、京都府）等における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を認可した。

(7) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、京都府及び埼玉県内の政府系金融機関等に特別相談窓口を設置し、被災中小企業者に対し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の措置を行った。

(8) 国土交通省における対応

国土交通省においては、非常体制をとり、被害状況等の把握に努めるとともに、発災直後より、リエゾンを15府県35市町に派遣して、被災状況・地域のニーズの把握及び必要な情報提供を行った。

また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を福井県、奈良県、滋賀県、京都府、大阪府内各地の被災地方公共団体に派遣し、被災状況の迅速な把握等の技術的支援を実施したほか、防災ヘリコプターによる上空からの被災状況調査、照明車、排水ポンプ車等の派遣を行い、被害の拡大や二次被害の防止に努めた。

(1) 警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係県警察においては、「災害警備連絡室」等を設置して、情報の収集、被災者の救出救助、被災地の警戒等の活動に当たった。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。さらに、警察庁は政府調査団として警察庁職員を派遣した。

(2) 総務省における対応

総務省においては、「災害救助法」を適用された地域において電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。

(3) NHKにおける対応

NHKにおいては、次のとおり受信料を免除した。

東京都・千葉県 124件 393千円

(4) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

また、独立行政法人防災科学技術研究所においては、現地災害調査、データの解析及び解析結果のweb上での公開を実施した。

(5) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、東京都及び千葉県内の政府系金融機関等に特別相談窓口を設置し、被災中小企業者に対し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の措置を行った。

また、本災害が激甚災害に指定されたことを受け、東京都大島町において追加措置として災害関係保証の特例措置、「小規模企業者等設備導入資金助成法」による貸付金等の償

還期間の延長、災害復旧貸付の金利引下げを行った。

さらに、東京都大島町を指定地域としてセーフティネット保証4号を発動し、当該地域において売上等が減少した中小企業者が通常の保証限度額とは別枠の信用保証（100%保証）を利用可能とする措置を行った。

(6) 被災したガスの需要家に対する特別措置

経済産業省においては、ガス事業者からの申請に基づき、災害救助法の適用地域で被災したガスの需要家に対するガス料金の支払期限の延長等の災害特別措置を認可した。

(7) 電気料金についての災害特別措置

経済産業省においては、災害救助法が適用された地域（東京都、千葉県）等における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を認可した。

(8) 国土交通省における対応

国土交通省においては、非常体制をとり、被害状況等の把握に努めるとともに、発災直後より、リエゾンを5都道県16市町に派遣して、被災状況・地域のニーズの把握及び必要な情報提供を行った。

また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を東京都、千葉県、京都府、大分県内各地の被災地方公共団体に派遣し、被災状況の迅速な把握等の技術的支援を実施したほか、防災ヘリコプターによる上空からの被災状況調査、照明車、排水ポンプ車等の派遣を行い、被害の拡大や二次被害の防止に努めた。

(1) 警察庁における対応

警察庁及び関係管区警察局においては、連絡体制を強化し、情報の収集に当たるとともに、各都道府県警察に対して、除排雪作業に伴う事故防止に関する広報啓発活動、必要な

交通規制その他の交通管理対策の実施、大規模な雪害事案に対する的確な対応等を指示した。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。

(2) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

1-7

平成26年2月の大雪等に対して
とった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係都道府県警察においては、「雪害対策本部」等を設置して情報収集等に当たった。また、関係都道府県警察において、孤立地域の住民の安否確認、ヘリコプター等による救助、物資等の輸送、除雪活動等を実施した。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。

(2) 総務省における対応

総務省においては、「災害救助法」を適用された地域において電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。

(3) 文部科学省における対応

文部科学省においては、応急災害対策本部を設置し、都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

大学入学者選抜について、大雪の影響により、予定された大学入学者選抜実施日に受験できなかった受験生への配慮等を要請するとともに、2月15日以降に入試を実施した関

東甲信越地域の大学に対し、個別に配慮の要請、受験生に配慮を行う大学の情報の収集を行った。

高等学校の入学試験について、関東甲信越10都府県教育委員会等を通じて状況の把握に努めるとともに、平成26年2月18日付けで各都道府県教育委員会等に対し、受験生の受験機会の確保について配慮することを要請した。

専修学校及び各種学校の入学試験について、平成26年2月19日付けで各都道府県等に対し、受験生の受験機会の確保について配慮することを要請した。

また、独立行政法人防災科学技術研究所においては、現地での災害調査、報道機関を通じた注意喚起、雪崩等危険個所の点検、自治体へのアドバイス等を実施した。

(4) 被災したガスの需要家に対する特別措置

経済産業省においては、ガス事業者からの申請に基づき、災害救助法の適用地域で被災したガスの需要家に対するガス料金の支払期限の延長等の災害特別措置を認可した。

(5) 電気料金についての災害特別措置

経済産業省においては、災害救助法が適用された地域（長野県、群馬県、山梨県、埼玉県）等における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を認可した。

(6) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、長野県、群馬県、山梨県及び埼玉県内の政府系金融機関等に特別相談窓口を設置し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の措置を行った。

また、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県及び長野県の135市町村を指定地域としてセーフティネット保証4号（一般保証とは別枠の保証）を発動し、当該地域において売上等が減少した中小企業者が通常の保証限度額とは別枠の信用保証（100%保証）を利用可能とする措置を行った。

(7) 国土交通省における対応

国土交通省においては、非常体制をとり、国土交通省豪雪非常災害対策本部を設置し、被害状況等の把握に努めるとともに、発災直後より、リエゾンを6道県17市町村に派遣して、被災状況・地域のニーズの把握及び必要な情報提供を行った。

また、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を山梨県、群馬県、埼玉県、静岡県内各地の被災地方公共団体に派遣し、被災状況の迅速な把握等の技術的支援を実施したほか、防災ヘリコプターによる上空からの被災状況調査、照明車、除雪車等の派遣などを行い、被害の拡大や二次被害の防止に努めた。

1-8 その他の災害に対してとった措置

(1) 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

政府においては、別表に掲げる災害に対し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の政令指定を行った。

(2) 総務省における対応

総務省においては、「災害救助法」を適用された地域において電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。

(3) NHKにおける対応

NHKにおいては、次のとおり受信料を免除した。（台風第24号に対してとった措置）

鹿児島県 128件 327千円

(4) 防衛省における対応

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費については、訓練演習費、油購入費等から充当するとともに災害派遣手当、災害加給食等に係る経費を計上した。

（平成25年度決算額 718百万円）

(5) 電気料金についての災害特別措置

経済産業省においては、平成25年台風第24号による災害に関して、災害救助法が適用された地域（鹿児島県）等における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を認可した。

(6) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、平成25年台風第24号による災害に関して、鹿児島県内の政府系金融機関等に特別相談窓口を設置し、被災中小企業者に対し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、の措置を行った。

(7) 国土交通省における対応

（淡路島付近を震源とする地震）

国土交通省においては、非常体制をとり、被害状況等の把握に努めるとともに、発災直後より、リエゾンを1県3市に派遣して、被災状況・地域のニーズの把握及び必要な情報提供を行った。

また、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を兵庫県に派遣し、防災ヘリコプターによる上空からの被災状況調査等、被害の拡大や二次被害の防止に努めた。

平成25年度災害派遣の実績（防衛省）

	件数（件）	人員（人）	車両（両）	航空機（機）	艦船（隻）
風水害・地震等	23	79708	6805	598	51
急患輸送	401	2116	8	438	0
捜索救助	25	4257	800	57	0
消火活動	92	2281	283	102	0
その他	13	687	53	60	0
合計	554	89049	7949	1255	51

気象等警報の発表回数
(平成25年4月～平成26年3月) (気象庁)

種 類	特別警報 (官署発表総数)	警報 (官署発表総数)
暴風	0	267
暴風雪	0	90
大雨	3	867
大雪	0	81
高潮	0	18
波浪	0	325
洪水	—	645
計	3	2,293

※平成25年8月30日以降、特別警報が運用されている。

津波警報・注意報の発表回数
(平成25年4月～平成26年3月) (気象庁)

津波予報区中枢	大津波警報	津波警報	津波注意報
全国中枢	0	0	1
計	0	0	1

緊急地震速報（警報・予報）の発表回数
(平成25年4月～平成26年3月) (気象庁)

発表官署	緊急地震速報 (警報)		緊急地震速報 (予報)
	地震動特別警報	地震動警報	地震動予報
本庁	0	8	985

※平成25年8月30日以降、緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報と位置づけられている。

噴火警報・予報の発表回数（平成25年4月～平成26年3月）(気象庁)

発表官署	噴火警報（居住地域） 噴火警報（山麓）	噴火警報（火口周辺） 噴火警報（周辺海域）	噴火予報
札幌	—	—	—
仙台	—	—	1
本庁	—	1	—
大阪	—	—	—
福岡	—	4	3
沖縄	—	—	—
計	0	5	4

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧を実施した。

・直轄事業

治山施設について、平成23年災害、平成24年災害及び平成25年災害に係る復旧事業を実施した。

また、農村振興局所管の海岸保全施設については、平成23年災害に係る復旧事業を実施した。

さらに、東日本大震災により被災した漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、被災施設の管理者に代わって国が復旧事業を実施した。

(平成25年度決算額 19,562百万円)

・補助事業

治山施設について、平成23年災害、平成24年災害及び平成25年災害に係る復旧事業を実施した。

また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設については、平成23年災害、平成24年災害及び平成25年災害に係る復旧事業を実施した。

さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、平成23年災害、平成24年災害及び平成25年災害に係る復旧事業を実施した。

(平成25年度決算額 119,582百万円)

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

河川、ダム、海岸及び砂防設備について、平成23年災害、平成24年災害及び平

成25年災害に係る復旧事業を実施した。
また、道路については、豪雨等で被災した直轄国道における復旧事業を実施した。

(平成25年度決算額 79,262百万円)

・補助事業

平成23年災害の復旧を完了し、平成24年災害及び平成25年災害についてそれぞれ復旧事業を実施した。

(平成25年度決算額 139,230百万円)

(3) 港湾等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成24年災害に係る復旧事業を完了し、平成25年災害に係る復旧事業を実施した。

(平成25年度決算額 34,380百万円)

・補助事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成23年災害に係る復旧事業を完了し、平成24年及び平成25年災害に係る復旧事業を実施した。

(平成25年度決算額 21,124百万円)

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

(1) 農林水産業施設

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

「土地改良法」等に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設等の災害復旧を行うものであり、平成23年発生災害に係る復旧事業の円滑な施行を図った。

(平成25年度決算額 26,643百万円)

・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、災害発生を含めて3箇年で復旧を完了する方針で、農地、

農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び農林水産業共同利用施設について事業の進捗を図った。

(平成25年度決算額 70,799百万円)

(2) 国有林野事業（治山事業を除く。）

農林水産省においては、国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等の平成24年災害については復旧を完了し、平成25年災害については、93.1%を復旧した。

(平成25年度決算額 964百万円)

2-3 文教施設等災害復旧事業

文部科学省においては、次の学校施設等の災害復旧事業を実施した。

(1) 国立大学等施設災害復旧事業

国立大学等施設の災害復旧事業を実施した。

(平成25年度決算額 8,773百万円)

(2) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設の災害復旧事業を実施した。

(平成25年度決算額 26,118百万円)

(3) 私立学校施設災害復旧事業

私立学校施設の災害復旧事業を実施した。

(平成25年度決算額 1,474百万円)

(4) 公立社会教育・体育・文化施設災害復旧事業

公立社会教育・体育・文化施設の災害復旧事業を実施した。

(平成25年度決算額 2,526百万円)

(5) 国立青少年教育施設災害復旧事業

国立青少年教育施設の災害復旧事業を実施した。

(平成25年度決算額 267百万円)

(6) 文化財災害復旧事業等

災害により被害を受けた国指定等文化財の災害復旧事業に対し、国庫補助を行った。また、被災した博物館資料の修理、修理した資

料の整理・データベース化、応急措置した資料の収蔵場所確保等への支援も行った。

(平成25年度決算額 2,059百万円)

2-4 厚生施設等災害復旧事業

厚生労働省においては、別表（平成25年度厚生施設等災害復旧事業費）のとおり災害復旧事業を実施した。

平成25年度厚生施設等災害復旧事業費

(単位：千円)

区 分 項 目	平成24年災害		平成25年災害		合 計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
社会福祉施設	6,647,910	907,630	1,176,334	1,132,298	7,824,244	2,039,928
医 療 施 設		1,676,609		712,337	0	2,388,946
うち 公的医療機関施設		1,037,257		645,880	0	1,683,137
政策医療実施機関施設		449,767		66,457	0	516,224
医療関係者養成施設		189,585		0	0	189,585
看護師宿舎		0		0	0	0
その他		0		0	0	0
保健衛生施設	9,498	9,285	2,714	2,714	12,212	11,999
水 道 施 設		62,097	350,000	217,257	350,000	279,354
うち 上水道施設		55,018		68,987	0	124,005
簡易水道施設		7,079		148,270	0	155,349
合 計	6,657,408	2,655,621	1,529,048	2,064,606	8,186,456	4,720,227

2-5 その他災害復旧事業

(1) 合同宿舎

内閣府においては、平成25年度災害（台風第7号等）により被害を受けた公務員宿舎（合同宿舎）の復旧事業を実施した。

(平成25年度決算額 1百万円)

(2) 合同宿舎等

財務省においては、平成25年度災害（台風第26号等）により被害を受けた公務員宿舎（合同宿舎）の復旧事業を実施した。

(平成25年度決算額 9百万円)

(3) 都市災害復旧事業等

国土交通省においては、地方公共団体等が施行する公共土木施設（公園）、都市施設の災害復旧事業及び堆積土砂排除事業に対し、補助を行うとともに、火山の爆発に伴い多量

の降灰のあった市町村が行う宅地等の降灰除去事業に対して補助を行った。

(平成25年度決算額 2,144百万円)

国土交通省においては、東日本大震災における公共土木施設（公園）、都市施設の災害復旧事業に対し、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づき補助を行った。

(平成25年度決算額 3百万円)

(4) 公営住宅等

国土交通省においては、地方公共団体が行う平成25年災害により被害を受けた既設公営住宅の復旧事業に要する費用の一部を補助した。

(平成25年度決算額 1,462百万円)

(5) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、鉄軌道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧に要する費用の一部を補助した。

(平成25年度決算額 978百万円)

(6) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する、災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行った。

(平成25年度決算額 48百万円)

3 財政金融措置

3-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、東日本大震災及び台風災害により被害を受けた中小・小規模事業者、農林漁業者に対し災害融資を行った。

(平成25年度決算額 19百万円)

(2) 財政融資資金の貸付

財務省においては、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付予定額を次のとおり決定した。

(平成25年度決算額 95,794百万円)

地方長期資金等の貸付

財政融資資金 (単位：千円)

区 分	金 額
災害復旧事業債発行（予定）額	
通常収支分	93,729,800
東日本大震災復旧・復興事業分	2,064,000
合 計	95,793,800

(3) (株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）

(株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）においては、被災中小企業者に対し、東日本大震災復興特別貸付等を行った。

(平成25年度決算額 94,329百万円
(うち震災関連融資 92,981百万円))

災害貸付の実績（25年度）

(単位：件、千円)

災 害 名	災 害 貸 付	
	件 数	金 額
平成25年7月22日及び7月28日からの大雨等による災害	36	364,200
平成25年8月9日からの大雨等による災害	9	69,500
平成25年9月2日に発生した突風等による災害	1	3,500
平成25年台風第18号による大雨等に係る災害	29	305,580
平成25年台風第24号による災害	8	42,700
平成25年台風第26号による災害	27	245,550
平成26年2月14日からの大雪による災害	41	317,130
東日本大震災復興特別貸付	12,230	92,981,201
合 計	12,381	94,329,361

(4) (株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）の融資

(株) 日本政策金融公庫においては、被災農林漁業者等の経営維持安定等に必要な資金として、融資を行った。

(平成25年度決算額 55,785百万円
(うち震災関連融資55,080百万円))

(5) (株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）の融資

(株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）においては、被災中小企業者に対し、東日本大震災復興特別貸付等を行った。

(平成25年度決算額
貸付額 73,025百万円)

(株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）の融資
(単位：件、百万円)

災 害 名	災害貸付	
	件数	金額
平成25年7月22日及び7月28日からの大雨等による災害	1	15
平成25年8月9日からの大雨等による災害	2	30
平成25年台風第18号による大雨等に係る災害	2	100
東日本大震災復興特別貸付	1,196	72,880
合 計	1,201	73,025

(6) (株) 商工組合中央金庫の融資

(株) 商工組合中央金庫においては、被災中小企業者に対し、東日本大震災復興特別貸付等を行った。

(平成25年度決算額
貸付額 30,410百万円)

(株) 商工組合中央金庫の融資 (単位：件、百万円)

災 害 名	災害貸付	
	件数	金額
平成23年東日本大震災	489	30,238
平成25年7月22日及び7月28日からの大雨等による災害	2	80
平成25年台風第18号に係る災害	1	17
平成26年2月14日からの大雪による災害	3	75
合 計	495	30,410

(7) 信用保証協会による信用保証の特例措置

信用保証協会においては、被災中小企業者に対し、信用保証の特例措置を行った。

(平成25年度決算額
保証承諾実績 54,647百万円)

信用保証協会による信用保証の特例措置
(単位：件、百万円)

災 害 名	災害関係補償	
	件数	金額
平成23年東日本大震災	10,001	154,104
平成25年台風第26号による災害	29	543
合 計	10,030	154,647

(8) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資等を行った。

3-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、平成25年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を、当初予算において5兆9,595億円と定めて実施した。

(平成25年度決算額 7,003百万円)

(2) 農林漁業災害補償等

農林水産省においては、農林漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施した。

- ・「農業災害補償法」に基づき、農業災害に関する農業共済事業を実施した。

(平成25年度決算額 52,879百万円)

- ・「森林国営保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険事業を実施した。

(平成25年度決算額 1,719百万円)

- ・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施した。

(平成25年度決算額 9,035百万円)

- ・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施した。

(平成25年度決算額 6,648百万円)

③-③ 地方交付税及び地方債

総務省においては、以下のとおり災害復旧等に対する財政支援措置を行った。

(1) 地方交付税による措置

a 特別交付税の交付 (単位：百万円)

区 分	都道府県分	市町村分	合計
現年災に係るもの	23,116	40,596	63,711
過年災に係るもの	5	1,896	1,901
その他	7,449	24,912	32,361
合 計	30,571	67,403	97,974

b 普通交付税における災害復旧事業債元利償還金の基準財政需要額算入状況 (単位：百万円)

区 分	都道府県分	市町村分	合計
災害復旧費	83,720	24,257	107,977

c 普通交付税の繰上交付の状況

(単位：百万円)

交付年月日	対象団体	交付額	団体数	災 害 名
平成				
25.8.9	市町村分	992	4	7月22日の大雨等
25.8.9	市町村分	2,592	4	7月26日からの大雨等
25.8.22	市町村分	2,299	4	8月9日からの東北地方を中心とする大雨
25.9.17	市町村分	325	1	8月9日からの東北地方を中心とする大雨
25.9.17	市町村分	1,964	4	8月23日からの大雨
25.10.2	市町村分	1,070	2	台風第18号
25.10.21	市町村分	177	1	台風第24号
25.10.23	市町村分	136	1	台風第26号
25年度計	県分	-	-	
	市町村分	9,555	21	
	合計	9,555	21	

(2) 災害関係地方債の発行（予定）額状況（通常収支分）

（単位：百万円）

区 分	都道府県分	指定都市分	市町村分	市町村分 計	合計
現年補助・直轄災害復旧事業	37,015.1	529.0	15,890.6	16,419.6	53,434.7
過年補助・直轄災害復旧事業	9,817.8	64.4	2,532.2	2,596.6	12,414.4
現年一般単独災害復旧事業	9,634.5	1,733.1	11,086.4	12,819.5	22,454.0
過年一般単独災害復旧事業	1,228.2	0.0	1,200.1	1,200.1	2,428.3
歳入欠かん等債	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公共土木施設等小災害復旧事業	0.0	0.0	414.4	414.4	414.4
農地等小災害復旧事業	0.0	0.0	1,728.2	1,728.2	1,728.2
地方公営企業等災害復旧事業	83.2	36.3	692.1	728.4	811.6
火災復旧事業	6.0	32.0	6.6	38.6	44.6
合 計	57,784.8	2,394.8	33,550.6	35,945.4	93,730.2

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給等

内閣府においては、都道府県が「被災者生活再建支援法」を適用した自然災害において、要件に合致する被災世帯に支給された被災者生活再建支援金の半額（東日本大震災においては5分の4）の補助を行った。

4-2 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、水無川流域で砂防設備を整備するとともに、監視カメラ映像等の情報提供等、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備を推進した。

4-3 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土

地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じた。

(2) 被災者向け住宅確保対策

国土交通省においては、住宅市街地総合整備事業により、住宅建設と道路・公園等の整備の総合的な実施及び密集住宅市街地における老朽住宅の除却や建て替えと公共施設の整備等の総合的な実施を行った。

また、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資による住宅の再建について、引き続き支援した。

（平成25年度決算額 80,328百万円の内数
社会資本整備総合交付金等の内数）

(3) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援した。

（平成25年度決算額
社会資本整備総合交付金の内数）

4-4

三宅島噴火による災害に対してとった措置

(1) 農林水産省における対応

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(平成25年度決算額 89,067百万円の内数)

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、泥流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を推進した。

4-5

平成16年(2004年)新潟県中越地震による災害に対してとった措置

(1) 農林水産省の対策

- ・ 錦鯉養殖業の復興に向けた支援

農林水産省においては、新潟県中越地震により被災した錦鯉養殖業の復興を図るべく、養殖場における魚病調査、検討会の開催等について事業を支援した。

(平成25年度決算額 6百万円の内数)

- ・ 治山事業による山地災害対策

農林水産省においては、地震によって大規模な地すべり災害が発生した長岡市・小千谷市を中心とした広範囲において直轄地すべり防止事業を集中的かつ迅速に実施した。

(平成25年度決算額 17,094百万円)

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・ 道路事業

新潟県中越地域の復興と活性化に向けた日本風景街道「よりみち街道『中越』」等の取組を、地域との協働により推進するとともに、新潟県中越地震の教訓を踏まえ、「道の駅」の防災機能の付加を推進した。

- ・ 土砂災害対策の推進

砂防関係事業においては、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい芋川流域において、集中的な土砂災害対策を行った。

4-6

平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい栗駒山系において、集中的な土砂災害対策を行った。

(平成25年度決算額 11,036百万円の内数)

4-7

霧島山(新燃岳)災害による復興対策

(1) 国土交通省の対策

国土交通省においては、土石流の発生に備え、砂防施設の整備や土石流検知センサーによる監視体制の構築等の対策を推進した。

4-8

東日本大震災に関する復興対策

(1) 復興庁における対応

復興庁が、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、公共事業、原子力災害復興関係、災害廃棄物処理事業、災害関連融資等の東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を一括して計上した。

復興庁においては、東日本大震災からの復興対策に係る経費のうち、福島復興・再生の加速化のための帰還支援や区域の荒廃抑制・保全など様々なニーズにきめ細かく対応するための市町村への新たな支援に係る経費等を執行し、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進した。

(平成25年度決算額 301,771百万円)

(2) 内閣府における対応

内閣府においては、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県が全域に、埼玉県が2市に、東京都が板橋区に、新潟県が1市1町に、長野県が栄村に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計251億4,200万円の被災者生活再建支援金の5分の4の補助を行った。

(平成25年度決算額 20,114百万円)

(3) 個人債務者の私的整理に係る支援

金融庁においては、東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を利用して債務整理をする場合に必要となる弁護士費用の補助等、運用支援を行った。

(平成25年度決算額 122百万円)

(4) 消防防災施設・設備の災害復旧

消防庁においては、地方公共団体が実施する、東日本大震災により被害を受けた消防防災施設・設備を原形に復旧する事業に対して補助を行った。

(平成25年度決算額 9,275百万円)

(5) 法務省における対応

法務省においては、東日本大震災で被災した法務省施設について、復旧・耐震化を実施した。

(平成25年度決算額 26百万円)

(6) 法務省における対応

法務省においては、日本司法支援センターにて、総合法律支援法に拠る情報提供、民事法律扶助の各業務、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に拠る震災法律援助業務により被災者向け無料相談を実施。

法務省においては、日本司法支援センターにて、総合法律支援法に拠る民事法律扶助業務、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に

関する法律」に拠る震災法律援助業務により、被災者に対して弁護士費用等の立替を実施。

(平成25年度決算額 208百万円)

法務省においては、災害被災者の支援として、職員を派遣して被災者等への診療支援を実施した。

法務省においては、「法務局震災相談フリーダイヤル」の設置や避難所等において特設相談所を開設すること等により、被災者からの登記・戸籍等に関する相談を行った。

(平成25年度決算額 78百万円)

法務省においては、東日本大震災で被災した水戸地方法務局本局及び仙台北法務局気仙沼支局について、移転先の仮庁舎での事務処理を継続した。

(平成25年度決算額 76百万円)

法務省においては、東日本大震災の被災地域における保護観察処遇等の体制の再構築を図るため、更生保護拠点を運営するとともに、更生保護被災地域就労支援対策強化事業を行った。

(平成25年度決算額 209百万円)

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及び人権擁護委員）にて、震災に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、人権問題の発生を防止するための啓発活動を実施した。

(平成25年度決算額 28百万円)

法務省においては、外国人の出入国管理業務として、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、在留期間の満了日を延長する措置を実施したほか、海外からの緊急救助隊に対し、簡便・迅速な方法により上陸審査を実施した。

法務省においては、心理的支援の体制を整

備し、矯正施設に勤務する職員（心理技官）により、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を抱えた被災者等の心理的支援を行った。

（7）庁舎及び合同宿舎等

財務省においては、平成22年度災害（東日本大震災）により被害を受けた税関庁舎及び公務員宿舎（合同宿舎）の復旧事業を実施した。

（8）東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された牛肉・稲わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等

農林水産省においては、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことについて、食の安全・安心を確保するとともに、肉用牛肥育農家等が安心して経営できる環境を整えるため、独立行政法人農畜産業振興機構を通じ、肉用牛肥育農家支援対策等に補助を実施した。

（9）農林水産省における対応

被災した水産動植物の養殖施設の整備、被災海域における種苗放流数の確保について支援を実施した。

（平成25年度決算額 1,001百万円）

被害を受けた農林水産業者等に対して、速やかな復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付した。

（平成25年度決算額 12,244百万円）

（10）工業用水道施設の災害復旧

経済産業省においては、東日本大震災により被害を受けた工業用水道施設の速やかな復旧を図るため、工業用水道施設災害復旧事業費補助（東日本大震災災害復旧事業）を実施した。

（平成25年度決算額 41百万円）

（11）被災した観測ネットワークの復旧等

国土地理院では復旧・復興計画策定等のために共通に使用する空中写真及び地図として、東北太平洋沿岸地域を対象に災害復興計画基図を整備し、国、地方公共団体等の関係機関へ提供を行った。

（平成25年度決算額 256百万円）

（12）国土交通省における対応

・津波による著しい被害を受けた被災地域における復興まちづくり計画の策定や公共施設、修景施設等の整備を支援する都市防災総合推進事業の実施

（平成25年度決算額
東日本大震災復興交付金の内数）

・東日本大震災により滑動崩落等の被害を受けた造成宅地における再度災害を防止するため、造成宅地滑動崩落緊急対策事業を実施

（平成25年度決算額
東日本大震災復興交付金の内数）

・東日本大震災により被災した地域において住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団的移転を促進する防災集団移転促進事業を実施

（平成25年度決算額
東日本大震災復興交付金の内数）

・液状化被害を受けた市街地の再液状化を防止する市街地液状化対策事業の実施

（平成25年度決算額
東日本大震災復興交付金の内数）

・既成市街地における公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策の推進を図るため、効率的かつ効果的な工法等の調査の実施

（平成25年度決算額 100百万円）

・津波被害を受けた市街地の復興の一環として、浸水区域内における津波被害を直接的に軽減する津波防災緑地や避難地としての機能を有する都市公園等の整備

4-9 その他の災害に対してとった措置

(平成25年度決算額
東日本大震災復興交付金の内数)

- ・津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた高台移転等に伴う道路整備(土地区画整理事業)の実施

(平成25年度決算額
東日本大震災復興交付金の内数)

- ・広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)による緊急かつ健全な市街地の復興の推進

(平成25年度決算額
東日本大震災復興交付金の内数)

- ・復興の拠点となる市街地(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)を用地買収方式で緊急に整備する事業の推進

(平成25年度決算額
東日本大震災復興交付金の内数)

(13) 津波警報の改善

気象庁においては、津波警報の適切な発表に必要な気象官署の非常電源設備の修復を行った。

(平成25年度決算額 1,252百万円)

(14) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が東日本大震災のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行った。

(平成25年度決算額 344,249百万円)

(15) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する、東日本大震災により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行った。

(平成25年度決算額 117百万円)

(1) 平成22年梅雨前線による大雨災害に対してとった措置

内閣府においては、長野県が飯田市(旧南信濃村)に、岐阜県が八百津町に、広島県が2市に、山口県が2市に、鹿児島県が曾於市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計400万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成25年度決算額 2百万円)

(2) 平成23年7月新潟・福島豪雨災害に対してとった措置

内閣府においては、福島県が3町に、新潟県が7市1町に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計2,163万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成25年度決算額 11百万円)

(3) 平成23年台風第12号災害に対してとった措置

内閣府においては、三重県が1市1町に、奈良県が1市3村に、和歌山県が全域に、岡山県が2市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計1億6,388万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成25年度決算額 82百万円)

(4) 平成23年台風第15号災害に対してとった措置

内閣府においては、青森県が南部町に、岩手県が二戸市に、宮城県が石巻市に、福島県が郡山市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計2,475万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成25年度決算額 12百万円)

(5) 平成24年5月6日に発生した突風災害に対してとった措置

内閣府においては、茨城県がつくば市に

「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計2,138万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成25年度決算額 11百万円)

(6) 平成24年梅雨前線による大雨災害に対してとった措置

内閣府においては、福岡県が5市に、熊本県が全域に、大分県が3市に、鹿児島県が肝付町に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計2億5,762万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成25年度決算額 129百万円)

(7) 平成24年8月13日から大雨災害に対してとった措置

内閣府においては、大阪府が2市に、京都府が宇治市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計1,625万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成25年度決算額 8百万円)

(8) 平成24年台風第16号災害に対してとった措置

内閣府においては、鹿児島県が与論町に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計1,400万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成25年度決算額 7百万円)

(9) 有珠山噴火災害に関する復興対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(10) 平成24年台風第17号災害に対してとった措置

内閣府においては、鹿児島県が4町に、沖縄県が1市1町2村に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致

する被災世帯に支給された合計3,588万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成25年度決算額 18百万円)

(11) 平成25年7月26日から大雨災害に対してとった措置

内閣府においては、鳥根県が津和野町に、山口県が2市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計1億400万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成25年度決算額 52百万円)

(12) 平成25年9月2日に発生した突風災害に対してとった措置

内閣府においては、埼玉県が越谷市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計1億1,388万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成25年度決算額 57百万円)

(13) 平成25年台風第18号災害に対してとった措置

内閣府においては、青森県が南部町に、埼玉県が熊谷市に、福井県が1市1町に、京都府が2市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計4,688万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成25年度決算額 23百万円)

(14) 平成25年台風第24号災害に対してとった措置

内閣府においては、鹿児島県が与論町に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計1億6,563万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成25年度決算額 83百万円)

(15) 平成25年台風第26号災害に対してとった措置

内閣府においては、茨城県が行方市に、千

葉県が茂原市に、東京都が大島町に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計5,750万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成25年度決算額 29百万円)

(16) 三宅島長期避難解除世帯に対して とった特例措置

内閣府においては、東京都が三宅村に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、長期避難解除要件に合致する被災世帯に支給された合計175万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成25年度決算額 1百万円)

第6章 国際防災協力

1 多国間協力

(1) 国際防災協力の推進

内閣府においては、国連国際防災戦略（UNISDR）事務局を通じた国際防災協力の推進、アジア防災センター等を通じた地域内防災協力を図るとともに、各種国際会議の場での我が国の知見の発表等により国際防災協力を推進した。また、各国実務レベルの国際会議の開催等を通じ、東日本大震災から得られた知見・教訓共有のための情報発信を行った。

（平成25年度決算額 149百万円）

(2) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の強化を図るため、迅速な派遣体制の整備を図るとともに、消防本部主催の連携訓練の支援や指導者を対象とした指導員講習の開催、全ての登録消防本部を対象にしたセミナーの開催など、教育訓練等の一層の充実を図った。

（平成25年度決算額 17百万円）

(3) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国がこれまで培ってきた消防防災の技術・制度・体制等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを開催し、アジア諸国の消防防災能力の向上を図るとともに、各国消防防災部局との信頼関係の構築を図った。

（平成25年度決算額 7百万円）

(4) 国連・国際機関等への拠出

外務省においては、国連等と協力し「兵庫行動枠組2005-2015」の後継枠組の着実な実施を推進するため、その中核となる国連国際防災戦略（UNISDR）事務局への拠出を行った。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリースウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所（UNOCHA）の活動等を支援した。

（平成25年度決算額 589百万円）

(5) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

文部科学省においては、計325件（平成18年度～平成26年3月末）の衛星の災害関連データを「センチネルアジア」等の国際的な取組を通じてアジア太平洋地域の各国に提供するなど、海外の災害状況把握に貢献した。

（平成25年度決算額
運営費交付金109,769百万円の内数）

(6) 防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連における水防災に係る国際目標・指標等の策定に関する活動を推進した。

（平成25年度決算額 35百万円）

(7) 地球地図整備

国土地理院においては、世界の地理空間情報当局が協力して統一仕様の地理空間情報を整備する「地球地図プロジェクト」を事務局として推進するとともに、大規模災害発生時に地球地図による被災地周辺図を作成・提供するなど防災分野での活用を行った。

（平成25年度決算額 25百万円）

(8) 北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋津波情報として北西太平洋関係各国に対して提供した。

(9) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国に対し、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像、台風の解析・予報に関する資料、季節予報資料及び気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行った。

2 二国間協力

(1) 防災分野における「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」の活用

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構（JST）は、平成20年度からSATREPSを活用し、防災に関する協力を行っており、平成25年度はインドネシア及びバングラデシュを対象とした案件を採択した。

（平成25年度決算額
JICA運営費交付金の内数、
JST運営費交付金の内数）

(2) 開発途上国への協力

外務省及び関係省庁等においては、我が国の持つ豊富な経験や人材、製品・技術等を活用し、引き続き技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する災害救援や防災協力を行った。

（平成25年度決算額
JICA運営費交付金及び
無償資金協力等の内数）

(3) 防災・気候変動対策に関する国際協力の推進

国土交通省においては、新興国、開発途上国等における災害に強い安全・安心な社会の実現を支援するとともに、我が国と新興国等との協力関係の強化を図るため、防災や気候変動対策に関するワークショップの開催や新興国等における危機管理・防災体制の構築支援等の施策を行った。

（平成25年度決算額 1,144百万円の内数）

第3部

平成27年度の 防災に関する計画

概要

1 科学技術の研究

科学技術の研究については、防災・減災に係る研究開発、日本海溝海底地震及び東海・東南海・南海地震などの地震や津波に係る調査研究を進めるとともに、風水害、火山、雪害及び火災等に関する各種災害に係る調査研究等を推進する。

2 災害予防

災害予防については、公的機関職員及び一般国民向けに各種の教育訓練の実施、公的機関における防災体制や災害対応に係る整備（情報、通信体制整備などを含む）、学校施設等の建築物の耐震化を推進する。また、災害に強い地域づくりなどを実施する。

3 国土保全

国土保全については、治水事業、治山事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、災害関連事業、地盤沈下対策事業、下水道における浸水対策等の各施策を推進する。

4 災害復旧等

災害応急対策については、災害時に迅速かつ適切な救助活動が実施できるよう防災体制の整備を推進する。災害復旧については、被災者生活再建支援金の支給、治山施設、河川、港湾等における災害復旧事業等により、被災地の早期の復旧・復興を目指す。

5 国際防災協力

我が国で平成27年3月に開催された第3回国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組」の普及・定着をはかるとともに、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する災害救援や防災協力をを行う。

第1章 科学技術の研究

1 災害一般共通事項

(1) 総合科学技術・イノベーション会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術・イノベーション会議においては、科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略等に基づき、防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図る。

(2) 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)

総合科学技術・イノベーション会議においては、府省横断の科学技術イノベーションを実現するため、「戦略的イノベーション創造プログラム」を創設し、その対象課題の一つとして「レジリエントな防災・減災機能の強化」を設定して、研究開発を推進する。

27年度予算額

科学技術イノベーション創造推進費
50,000百万円の内数

26年度予算額 2,570百万円

(3) 革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)

総合科学技術・イノベーション会議においては、将来の経済社会・産業のあり方に大きな変革をもたらすハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進する「革新的研究開発推進プログラム」において実施する研究開発プログラムの一つとして、極限災害環境に対応が可能な遠隔自律ロボットの実現を目指す「タフ・ロボティクス・チャレンジ」を推進する。

27年度予算額

革新的新技術研究開発基金55,000百万円
の内数

26年度予算額

革新的新技術研究開発基金55,000百万円
の内数

(4) 防災リモートセンシング技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構におい

ては、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進めるとともに、災害時の被災者救援や二次災害防止等に貢献するミリ波、テラヘルツ波等によるセンシング技術を実現するための研究開発を行う。

27年度予算額

情報通信研究機構運営費交付金の内数

26年度予算額 700百万円

※この他に情報通信研究機構運営費交
付金の内数

差引増△減 △700

(5) 災害情報通信システムの研究開発等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、災害予測や災害状況の把握に資する、都市上空等の雨、風向・風速、水蒸気等を立体的に計測し、ネットワーク上で短時間に処理・配信するシステムの研究開発を行う。

(6) 耐災害ICTに関する研究成果の展開等

東日本大震災において情報通信システムが大きな被害を受け充分には機能しなかった反面、社会インフラとしてその重要性が強く認識された。このような背景の下、国立研究開発法人情報通信研究機構においては、被災地である東北地方に産学官連携の研究開発拠点として設立(平成24年4月)した「耐災害ICT研究センター」において、ワイヤレスメッシュ技術やSNSへの投稿情報の分析技術等、災害対応に資する情報通信技術の研究を推進するとともに、自治体による防災訓練への参画等を通じて、最新のICTを活用した耐災害ICTシステムの実装を促進する。

(7) 大規模災害時の消防力強化のための情報技術の研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、東日本大震災を踏まえ、消防及び市町村の職員が未経験の大規模災害に直面することとなった場合でも、適切な意思決定ができるように、対応力の向上を支援するための情報提供手段の研究開発を行う。

27年度予算額 22百万円

26年度予算額 29

差引増△減 △7

(8) 消防活動の安全確保のための研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、消防活動の安全確保のため、次の研究を行う。

- ・断熱・気密性が高い住宅での火災に対応可能な消防ヘルメット等の装備・活動基準の作成
- ・津波の浸水域で活動するための消防車両及び要素技術の研究
- ・土砂崩落現場での2次崩落の予測機器実用化開発

27年度予算額	26百万円
26年度予算額	35
差引増△減	△9

(9) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金制度）により、消防防災科学技術に係る総合的な研究を積極的に促進する。

27年度予算額	138百万円
26年度予算額	153
差引増△減	△15

(10) 災害対策のための消防ロボットの研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、エネルギー・産業基盤災害において、G空間×ICTを活用した精度の高い遠隔操作により人が近づけない現場で接近し、情報収集や放水を行うための消防ロボットを研究開発する。

27年度予算額	225百万円
26年度予算額	205
差引増△減	20

(11) 衛星等による自然災害観測・監視技術

文部科学省においては、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」を運用し、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献する。

27年度予算額	運営費交付金114,472百万円の内数
26年度予算額	

運営費交付金112,133百万円の内数

(12) 観測・予測研究領域

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、地震、津波、火山、豪雨、土砂、豪雪等の自然災害による被害を軽減するため、それらの自然災害の発生メカニズムの解明を進めるとともに、より高精度に観測・予測する技術の開発を行う。

(現状) 地震・火山噴火・気象災害の発生メカニズムを解明するために、各種の観測・監視システムの開発・運用・拡充を実施してきた。また観測データとモデルを組み合わせることによって、災害を高精度に予測するための技術開発を行ってきた。

(目標) 地震・火山・津波災害に関しては、各観測システムの安定的運用を継続するとともに、災害の元となる現象の発生メカニズム解明に関する研究を実施することにより、モニタリングシステム、予測システム等の機能強化、高精度化を実現する。

27年度予算額

運営費交付金7,020百万円の内数

26年度予算額

運営費交付金7,020百万円の内数

(13) 社会防災システム研究領域

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、一人ひとりの個人や地域、国がそれぞれ、自ら「防災」を計画・実行することができるよう、地震災害を始め各種災害に関する質の高いハザード・リスク情報やその情報を活用する利便性の高いシステムを提供するための研究を行う。

(現状) 自然災害に対するハザード・リスク評価に関する研究開発及び災害に関するリスク情報を利活用するための研究開発を実施した。特に、全国地震動予測地図の改訂、官民協働クラウドシステムの開発等を実施した。

(目標) 自然災害に対するハザード・リスク評価手法を高度化する。リアル

タイムで災害の状況を推定・把握するシステムを開発する。災害情報を共有化するためのシステム開発を行う。災害リスク情報を活用するためのシステム開発を行う。

27年度予算額

運営費交付金7,020百万円の内数

26年度予算額

運営費交付金7,020百万円の内数

(14) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人農業環境技術研究所においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性品種の育成、冷害・雪害・風害・凍霜害・湿害・干害、高温障害等の作物への気象災害の防止技術に関する研究を行う。

また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、高精度モニタリング等による農地と地盤の災害を防止する技術に関する研究や、東日本大震災による被害を踏まえつつ、大規模地震、豪雨、津波等による農業用施設及び農地海岸施設の防災・減災技術に関する研究を行う。

(15) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

国立研究開発法人水産総合研究センターにおいては、漁村地域の防災機能を強化するために、大規模な地震・津波に耐える漁港施設・海岸保全施設の研究等を行う。

(16) 寒冷地における沿岸防災に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、寒冷地における沿岸域の安全確保のため、流水来襲地域における冬期の津波防災に関する研究及び沿岸施設の安全性向上に関する研究を行う。

(17) 船舶における防災技術の研究

国立研究開発法人海上技術安全研究所においては、船舶運航に関するリスクを評価し、安全確保・対策を行うため、リスクベースの安全性評価手法の構築のための研究、船舶の

事故を再現することによる事故原因分析手法の構築のための研究等を行う。

(18) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

国立研究開発法人港湾空港技術研究所においては、安全・安心な社会を形成するために、次の研究を行う。

- ・大規模地震・津波から地域社会を守る研究
- ・気候変動が高波・高潮・地形変化に及ぼす影響の評価と対策に関する研究

(19) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラに加えて、火山観測に特に有効なSAR（レーダ画像）等による地震、火山噴火、水害等の被災状況の把握、迅速な情報提供を行うための手法の検討を行う。

27年度予算額 99百万円

26年度予算額 99

差引増△減 0

(20) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進する。特に気象観測・予報については、集中豪雨等の監視・予測技術に関する研究等を行う。また、地球温暖化対策に資するため、数値モデルの改良を行う。

27年度予算額 932百万円

26年度予算額 933

差引増△減 △1

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究推進本部

地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）は、「新たな地震調査研究の推進について」（平成24年9月改訂）等の方針に基づき、地震調査研究を政府として一元的に推進する。文部科学省においては、上記方針等に基づき、活断層調査の総合的推進等を行う。

(現状) 地震調査研究推進本部の円滑な運営及び長期評価の検討等に資する各事業を実施中。

(目標) 地震・津波活動に関する調査観測等を実施することにより、地震調査研究推進本部の長期評価等を支援。

27年度予算額	1,383百万円
26年度予算額	1,542
差引増△減	△159

(2) 地震・津波観測監視システム

文部科学省においては、東南海・南海地震の想定震源域において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙いを定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムを整備・運用する（後掲 第1章3-1(1)）。

(現状) 東南海では構築完了、南海では機器の製造が終了し現地で構築中（平成26年度）

(目標) 東南海、南海ともに構築を完了し、本格運用開始（平成27年度）

27年度予算額	562百万円
26年度予算額	247
差引増△減	315

(3) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

文部科学省においては、北海道沖から房総沖までの日本海溝沿いにおいて、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網（地震計・水圧計）を整備する（後掲 第1章3-1(2)）。

(現状) 房総沖及び三陸沖北部で構築完了、残る4海域で機器の製造が終了し現地で構築中または構築予定（平成26年度）

(目標) 全6海域において構築を完了し、本格運用開始（平成27年度）

27年度予算額	461百万円
26年度予算額	328
差引増△減	133

(4) 地震の発生及びその災害誘因の予測に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について（建議）」（平成26～30年度）に基づき、国立大学法人等における地震発生や活動予測及び津波や強震動など（災害誘因）の予測に関する基礎的研究を推進する。

(現状) 前5か年計画（～平成25年度）までは、主に地震予知を目指した研究を実施。

(目標) 地震発生予測の他に災害誘因の予測を実施（～平成30年度）

(5) 海域地震発生帯研究開発

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、地殻構造や地殻活動等について精緻な調査観測研究を行うとともに、海域におけるリアルタイム地震・津波観測網を整備する。また、観測データ等に基づき地震・津波シミュレーションによる災害ポテンシャルの評価等を行う。

27年度予算額	運営費交付金32,605百万円の内数
26年度予算額	運営費交付金33,512百万円の内数

(6) 先端的掘削技術を活用した総合海洋掘削科学の推進

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、従来の観測手法に加え、海洋掘削による試料やデータの取得を行い、地殻活動及び物質循環の動態、プレート及びマグマの生成・変遷過程等の解明を目指した研究を行う。また、掘削技術や海底下観測技術等の開発を行う。

27年度予算額	運営費交付金32,605百万円の内数
26年度予算額	運営費交付金33,512百万円の内数

(7) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、今後30年以内の地震発生確率が高い地域や、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域を対象とし、地震

被害の軽減を図るため、「南海トラフ広域地震防災研究プロジェクト」等を実施する。

(現状) 地震防災に資する各プロジェクトを実施中。

(目標) 国及び地方自治体による防災計画や、個人の防災意識の向上に貢献し、安全・安心な社会を構築。

27年度予算額	1,289百万円
26年度予算額	1,577
差引増△減	△288

(8) 活断層評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地形、地質学及び地球物理学的知見を取り入れて社会的に重要な地域及び沿岸海域の活断層情報を収集し、過去の地震活動を解明する。また地震発生ポテンシャル評価のための地殻応力・地下構造情報の整備を行う。

(現状) 計559活動セグメント(指標:活断層の活動性評価結果をWeb公表している活動セグメント数)(平成25年度)

(目標) 計580活動セグメント(平成30年度)

(9) 海溝型地震評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の連動型地震・巨大津波の解明及び津波規模予測を行う(後掲 第1章3-1(3))。

(現状) 計16箇所(指標:東南海・南海地域における地下水等観測施設の整備済地点数及び気象庁の常時監視に使われるデータを提供する地点数)(平成25年度)及び計6地域(指標:津波浸水履歴調査及び浸水履歴図整備が完了した地域数)(平成25年度)

(目標) 計20箇所を整備予定(平成30年度)(地下水)及び計11地域を予定(平成30年度)(津波)

(10) 地震災害予測の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地盤の液状化ポテンシャル等を含む地震動評価や地表変形を評価するため、大都市圏の立地する平野部において地質情報を統合的に取りまとめる。また、地下の震源断層モデルや地下の変形メカニズムを解明する。

(現状) 計3地域(指標:海陸シームレス地質情報集の整備済み地域数)(平成25年度)

(目標) 計6地域を整備予定(平成30年度)

(11) 地震予知研究の推進

地震予知連絡会(事務局:国土地理院)においては、全国の地震予知観測研究に関する情報交換と学術的見地での検討を行う。また、国土地理院においては、同連絡会に報告された観測データ等を地震予知連絡会会報として編集する。

27年度予算額	10百万円
26年度予算額	11
差引増△減	△1

(12) 地殻活動総合解析

国土地理院においては、GNSS等の地殻変動観測データ等各種データを総合解析し、地殻変動の詳細な分析を行い、地震調査委員会等に報告する。

27年度予算額	3百万円
26年度予算額	3
差引増△減	0

(13) 測地的方法による地殻変動調査

国土地理院においては、全国の電子基準点等におけるGNSS連続観測、干渉SAR技術による高精度地盤変動測量等により地殻変動を調査し、調査結果や情報を地震防災対策強化地域判定会等に提供する。

(現状) 電子基準点の観測データの欠測率(平成25年度)0.22%

(目標) 0.5%未満(平成27年度以降毎年度継続)

27年度予算額	1,287百万円
26年度予算額	1,327
差引増△減	△40

(14) 衛星干渉SARによる高度な地盤変動監視のための電離層補正技術に関する研究

国土地理院においては、電子基準点データに基づく電離層補正技術を開発し、ALOS-2衛星干渉SARによる国土の地盤変動監視へ適合した電離層補正システムを構築する。

27年度予算額	9百万円
26年度予算額	9
差引増△減	0

(15) 地震ハザードマップ作成のための土地の脆弱性情報の効率的整備に関する研究

国土地理院においては、航空レーザーのデータや衛星画像などを活用して、地震ハザードマップ（地震防災マップ、液状化ハザードマップ）の作成に必要な土地の脆弱性情報（地形・地盤情報）を体系的に整理し、主に平野部において効率的、安価に整備する手法を開発する。

27年度予算額	10百万円
26年度予算額	12
差引増△減	△2

(16) 広域地殻変動データに基づくプレート境界の固着とすべりのモニタリングシステムの開発

国土地理院においては、プレート境界の固着状態の推定精度をあげるため、既存の解析手法を改良し、半自動でプレート境界の固着状態を推定できるシステムを構築する。

27年度予算額	14百万円
26年度予算額	16
差引増△減	△2

(17) 干渉SAR時系列解析による国土の地盤変動の時間的推移の面的検出に関する研究

国土地理院においては、地上に観測機器を設置することなく、蓄積した衛星画像から地殻変動や地盤沈下など地面の変化を広域に捉える干渉SAR技術を発展させ、mm単位の地盤変化を捉えることができるようにするた

めの解析システムを構築する。

27年度予算額	15百万円
26年度予算額	12
差引増△減	3

(18) GNSSによる地殻変動推定における時間分解能向上のための技術開発

国土地理院においては、時々刻々と変化する地殻変動をより細かい時間間隔で捉える技術を開発し、地震や火山噴火の発生過程の解明及び迅速な変化検出を可能とする研究を行う。

27年度予算額	6百万円
26年度予算額	7
差引増△減	△1

(19) 精密単独測位型RTK（PPP-RTK）を用いたリアルタイム地殻変動把握技術の開発

国土地理院においては、PPP-RTKにおいて安定した座標再現性を実現するための技術開発を行うとともに、リアルタイム地殻変動把握のためのPPP-RTKプロトタイプシステムを開発し、実運用を想定した評価を通じて改良し、システムの完成を行う。

27年度予算額	12百万円
差引増△減	12

(20) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に緊急地震速報の高度化や巨大地震像の即時的把握等の地震に関する研究を推進する。また、巨大地震の発生が想定される東海地域等における異常な地震活動等の検知能力を向上させるため、監視技術等に関する研究を行う。

27年度予算額	30百万円
26年度予算額	30
差引増△減	0

(21) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測等を行う。また、気象庁及び関係機関の地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震

調査研究推進本部地震調査委員会に提供する
(後掲 第2章2-3 (16)、3-3 (7))。

27年度予算額	2,478百万円
26年度予算額	1,839
差引増△減	639

(22) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における地形・活断層調査、海底基準局を用いた海底地殻変動観測、DGPS及び驗潮所による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動の把握等を行う。

27年度予算額	223百万円
26年度予算額	236
差引増△減	△13

2-2 震災対策一般の研究

(1) 減災実験研究領域

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）等を用いて、将来起こりうる海溝型巨大地震が引き起こす長時間・長周期地震動の影響を受けやすい建物等の耐震技術研究を実施する。

(現状) 建物、免震部材等の耐震実験及び数値解析システムの研究開発・成果展開、実験施設の保守・管理、実験施設貸与の推進と実験支援を実施（～平成26年度）。

(目標) 鉄筋コンクリート造建物の損傷を低減する次世代構造の実証実験研究及び実験施設の安全・効果的な運用を確保するための保守・点検を実施（平成27年度）

27年度予算額	運営費交付金7,020百万円の内数
26年度予算額	運営費交付金7,020百万円の内数

(2) 漁港・海岸及び漁村の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産総合研究センターにおいては、漁港・海岸保全施設の耐震性に関

する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行う。

(3) 農業用基幹施設の地震災害防止と減災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ため池の耐震性照査技術・耐震補強技術の開発、老朽ダム及び周辺斜面の耐震性照査技術に関する研究、農業用幹線大口径パイプラインのレベル2地震動に対する照査方法開発に関する研究を行う。

(4) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の被害メカニズムの解明や合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続する。

27年度予算額	11百万円
26年度予算額	11
差引増△減	0

(5) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、長周期地震動に対する超高層建築物等の安全性評価手法の確立など、巨大地震による建築物の被害抑制方策に関する研究を行う。さらに、構造計算における工学的判断基準の明確化に関する研究を行う。

(現状) 「長周期地震動に対する超高層建築物等の応答評価技術の高度化（平成23～24年度）」、「建築構造計算の一層の適正化に資する工学的判断基準の明確化に関する研究（平成23～24年度）」を行った。

(目標) 建築基準法の技術基準の整備や関連する制度改善のための基礎資料として活用。建築基準法の技術基準解説書や性能評価機関の審査方法に反映。（平成27年度）

(6) 土木構造物の耐震設計技術に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、

橋梁基礎の地震時挙動の推定法の開発、地盤変状の影響を受ける橋の耐震性能評価技術の開発、新設の山岳トンネルにおいて要求される耐震性能ごとの耐震対策の選定手法の提案、土工構造物の要求性能に応じた耐震性評価技術の開発、堤防システムの耐震性評価技術の開発、再開発ダムや新型式ダムを含めたダムの耐震性能照査技術の開発、液状化判定法の高精度化等に関する研究を行う。

(7) 土木構造物の耐震補強技術に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、既設道路橋基礎の耐震性能評価技術の提案、支承の劣化特性の解明と診断手法の提案、既設の山岳トンネルにおいて要求される耐震性能ごとの耐震対策の選定手法の提案、土工構造物の耐震補強技術の開発、河川堤防の耐震補強技術の合理化等に関する研究を行う。

(8) 寒冷地における橋梁等の耐震設計法に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、寒冷地特有の特殊土地盤における地震による構造物被害等の災害を防止するため、地震時における構造物耐震補強技術に関する研究を行う。

(9) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人港湾空港技術研究所においては、地震災害の防止、軽減のために、強震観測・被害調査・被災モニタリングによる地震被災メカニズムの把握、強震動予測手法の精度向上、地震災害軽減のための地盤と構造物の挙動予測と対策技術の開発を行う。

(10) 下水道施設の戦略的な耐震対策優先度評価手法に関する調査

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、重要なライフラインである下水道施設に関して、被災しても最低限の機能維持と早期機能回復を実現することを目的とし、限られた予算制約下で耐震対策効果を早期に発現させる耐震対策優先度評価手法を確立する。

27年度予算額 9百万円

26年度予算額 10
差引増△減 △1

(11) 巨大地震に対する中低層建築物の地震被害軽減技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、中低層建築物を対象に、使用材料や基礎構造と上部構造のバランス等の工夫を加えることで、建築物への地震被害を建物の継続利用を可能とする耐震技術と、これら技術の普及のためのガイドライン等を検討する。

27年度予算額 15百万円
26年度予算額 17
差引増△減 △2

(12) 地震時の市街地火災等に対する都市の脆弱部分及び防災対策効果の評価に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震時に大規模な市街地火災等が想定される密集市街地を対象に、従来は想定しなかった建築物や市街地の事象を踏まえ、脆弱地域の範囲、起因条件、影響程度等を検証し、効果的な対策とその効果を明らかにする。

27年度予算額 13百万円
26年度予算額 13
差引増△減 0

(13) 鉄道施設における防災・減災、老朽化対策に資する技術開発

国土交通省においては、大規模地震に備えるために、耐震性の評価手法等の防災・減災対策に資する技術開発を行う。また、維持管理の効率化を図る観点から、メンテナンスコスト低減等の老朽化対策に資する技術開発を行う。

27年度予算額 344百万円の内数
26年度予算額 330百万円の内数

(14) 地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震と火災の影響を受けた耐火建築物の復旧段階における安全性・再利用性評価技

術の構築を目的とし、建築物等の被害や対策技術の類型化、被災した主要構造部等の性能評価のための調査研究を実施する（後掲 第1章7（4））。

27年度予算額	17百万円
差引増△減	17

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

(1) 地震・津波観測監視システム

（再掲 第1章2-1（2））

文部科学省においては、東南海・南海地震の想定震源域において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙いを定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムを整備・運用する。

（現状）東南海では構築完了、南海では機器の製造が終了し現地で構築中（平成26年度）

（目標）東南海、南海ともに構築を完了。本格運用開始（平成27年度）

27年度予算額	562百万円
26年度予算額	247
差引増△減	315

(2) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

（再掲 第1章2-1（3））

文部科学省においては、北海道沖から房総沖までの日本海溝沿いにおいて、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網（地震計・水圧計）を整備する。

（現状）房総沖及び三陸沖北部で構築完了、残る4海域で機器の製造が終了し現地で構築中または構築予定（平成26年度）

（目標）全6海域において構築を完了し、本格運用開始（平成27年度）

27年度予算額	461百万円
26年度予算額	328
差引増△減	133

(3) 海溝型地震評価の研究

（再掲 第1章2-1（9））

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備と観測データの解析及び地形・地質学的手法に基づいた過去の連動型地震・巨大津波の解明と津波規模予測を行う。

（現状）計16箇所（指標：東南海・南海地域における地下水等観測施設の整備済地点数及び気象庁の常時監視に使われるデータを提供する地点数）（平成25年度）及び計6地域（指標：津波浸水履歴調査及び浸水履歴図整備が完了した地域数）（平成25年度）

（目標）計20箇所を整備予定（平成30年度）（地下水）及び計11地域を予定（平成30年度）（津波）

(4) 津波に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、多点観測データ等を用いた津波の即時的予測手法の高度化に関する研究、遠地津波の後続波と減衰特性のモデル化に関する研究等を行う。

27年度予算額	13百万円
26年度予算額	12
差引増△減	1

3-2 津波対策一般の研究

(1) 農業農村の減災・防災システムの開発・実証研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業農村地域の津波災害に対する安全性を向上させるための研究として、農地や農業用施設を減勢施設として活用した総合的な減災・防災システムの開発と災害に対して強靱な地域コミュニティの形成手法に関する実証研究を実施する。

(2) 漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

独立行政法人水産総合研究センターにおい

ては、漁港・海岸保全施設の津波対策に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行う。

(3) 土木構造物の津波対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、河川津波に対する河川堤防等の被災軽減技術の開発、津波の影響を受ける橋に対する防災・減災対策技術の開発、河川結氷時における津波災害の防止・軽減技術等に関する研究を行う。

(4) 港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人港湾空港技術研究所においては、津波災害の防止・軽減のために、地震・津波複合災害に関する研究、津波災害低減・早期復旧のためのハード技術に関する研究、津波災害低減・早期復旧のためのソフト技術に関する研究を行う。

(5) 津波災害時における港湾活動の安定的な維持方策に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、港湾地域の津波避難の計画手法の提案のため短波海洋レーダーによる津波観測技術、津波避難シミュレーションの開発等を行う。また津波によって悪化した港湾域の環境修復のための技術の開発・評価等を行う。

27年度予算額	7百万円
26年度予算額	7
差引増△減	0

(6) 津波防災地域づくりにおける自然・地域インフラの活用に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、堤防を越える津波に対する迅速かつ現実的な方策として既存の自然地形や歴史的地物等を活かした減災に注目し、その減災効果や効果の発揮限界等の評価方法を確立するべく模型実験、数値計算等を行う。

27年度予算額	19百万円
26年度予算額	18
差引増△減	1

4 風水害対策

(1) リモートセンシングによる気象稠密観測

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雨、風向・風速、水蒸気等を立体的・広範囲・迅速に計測するためのレーダやライダー等の電磁波を用いた計測技術、また計測値をほぼ実時間で処理・配信する技術の研究開発を行う。

(2) 豪雨・地震時の山地災害対策に関する研究

国立研究開発法人森林総合研究所においては、豪雨・地震による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流の発生機構や森林の崩壊防止機能に関する研究を行う。

(3) 漁港・海岸及び漁村の高波・高潮災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産総合研究センターにおいては、漁港・海岸保全施設の高波・高潮災害対策に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行う。

(4) 豪雨・地震による土砂災害に対する危険度予測と被害軽減技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、大規模土石流・深層崩壊・天然ダム等異常土砂災害の推定・対策に関する研究、流動化する地すべりの発生個所・到達範囲の予測に関する研究を行う。

(5) 風水害対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、河川災害防除技術として、河道侵食防止に関する研究、破堤被害の軽減技術に関する研究及び斜面災害防止に関する研究を実施する。

(6) 水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）の運営

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢

献するために、革新的な研究・効果的な能力育成・効率的な情報ネットワーク活動及び各種国際プロジェクトを一体的に推進する。

(7) 気候変化等により激甚化する水災害を防止、軽減するための技術開発

国立研究開発法人土木研究所においては、不確実性を考慮した地球温暖化が洪水・濁水に与える影響の予測技術の開発、堤防、構造物周辺堤防及び基礎地盤を総合的に考慮した浸透安全性及び耐震性の照査技術の開発、低コストな浸透対策や効果的な地震対策等の堤防強化技術の開発に関する研究を実施する。

(8) 港湾・海岸及び空港土木施設の高波・高潮災害防止に関する研究

国立研究開発法人港湾空港技術研究所においては、沖合波浪観測網と高精度気象・波浪推算モデルを活用した沿岸海象のモニタリング、高波・高潮による沿岸部の被災防止のための外郭施設の設計技術の高度化、地球温暖化が沿岸部にもたらすリスク予測と対策を行う。

(9) リアルタイム観測・監視データを活用した高精度土砂災害発生予測手法の研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、従来の雨量情報のみによる手法に比べ、住民の避難行動に結びつきやすい予測精度が高く、切迫性の伝わりやすい土砂災害発生危険度に関する情報の開発を行う。

27年度予算額	13百万円
差引増△減	13

(10) 気候変動下の都市における戦略的災害リスク低減手法の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、気候変動、人口減少、高齢化、巨大災害の切迫等の新たな事態に対処する低リスク社会構築に向けて、都市における水害を具体例として統合的浸水リスク評価手法、低リスク社会構築フレーム、及び対策の具体的展開手順の研究を行う。

27年度予算額	20百万円
差引増△減	20

5 火山災害対策

(1) 火山噴火予測に関する基礎的研究

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について（建議）」（平成26～30年度）に基づき、国立大学法人等における火山噴火発生予測、噴火推移予測や火山灰、マグマの噴出の予測などに関する基礎的研究を推進する。

（現状）前5か年計画（～平成25年度）までは、主に火山噴火予知を目指した研究を実施。

（目標）火山噴火予測の他に災害誘因の予測を実施（～平成30年度）。

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火山噴火予知研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行う。

（現状）計19枚整備（指標：噴火履歴を解明して出版した火山地質図の出版数）（平成25年度）

（目標）計22枚整備予定（平成30年度）

国土地理院においては、GNSS連続観測、火山変動測量及び機動観測を行い、火山噴火予知の基礎資料として提供する。

（現状）電子基準点の観測データの欠測率（平成25年度）0.22%

（目標）0.5%未満（平成27年度以降毎年度継続）

(2) 火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災技術の開発に関する研究を行う。

(3) 火山現象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火山現象の即時的把握及び予測技術の高度化に関する研究等を推進する。また、火山噴火予知連絡会を通じて関係機関と緊密な連携を図

り、火山噴火予知に関する研究を推進する。

27年度予算額	22百万円
26年度予算額	24
差引増△減	△2

(4) 海域火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海域火山活動海域の温度分布、火山性変色水の分布等の調査及び磁気測量を行う。また、海域火山噴火予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報図の整備を引き続き行う。

27年度予算額	12百万円
26年度予算額	12
差引増△減	0

6 雪害対策

(1) 雪崩の発生及び流下に関する研究

国立研究開発法人森林総合研究所においては、雪崩の発生を検知するための観測を継続し、雪崩発生時の気象条件や雪崩の流下に関する調査研究を行う。また、表層雪崩による森林の倒壊状況を調査した結果に基づき、表層雪崩に対する森林の減勢効果を検証する。

(2) 雪害の防除に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、雪崩対策施設の管理技術や合理的設計手法、冬期の降雨に伴う雪崩災害の危険度評価技術の開発を行う。

(3) 雪害対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、冬期道路交通安全性・効率性の向上を目的として、冬期道路管理の効率性、的確性向上技術の開発や冬期交通事故に有効な対策技術の開発に関する研究を行うとともに、雪氷災害を軽減するため、吹雪の視程障害予測や危険度評価技術等に関する研究を行う。

7 火災対策

(1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行う（後掲 第1章 8（1））。

27年度予算額	20百万円
26年度予算額	27
差引増△減	△7

・消防防災分野におけるICT活用のための連携推進

・多様化する火災に対する安全確保に関する研究

東日本大震災で発生した火災事例も含めた火災の実態分析や生活に密着した建物での火災危険性や燃焼性状の把握等により、多様化する火災に対する国民及び消防隊員の安全確保を実現するための研究開発を行う。

27年度予算額	23百万円
26年度予算額	31
差引増△減	△8

(2) 森林火災に関する一般研究

国立研究開発法人森林総合研究所においては、林野火災対策として、林野火災の発生・拡大危険度に関する研究を行う。

(3) 建築の火災安全性向上技術の研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、防火や避難の面で改善が望まれる建築ストックが多数存在する中で、建築の火災安全性の向上を図るため、建物の利用実態を踏まえて、ハード・ソフト両面から火災安全性能を総合的に評価する手法を開発する。

(現状)「緊急性が高い既存不適格建築物の火災安全性向上技術の開発（平成23～25年度）」を行った。

(目標) 建築基準法の技術基準の整備や関

連する制度改善のための基礎資料として活用。(平成27年度)

(4) 地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究

(再掲 第1章2-2 (14))

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震と火災の影響を受けた耐火建築物の復旧段階における安全性・再利用性評価技術の構築を目的とし、建築物等の被害や対策技術の類型化、被災した主要構造部等の性能評価のための調査研究を実施する。

27年度予算額	17百万円
26年度予算額	0
差引増△減	17

8 危険物災害対策

(1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

・屋外タンク貯蔵所の安全対策の推進

屋外タンク貯蔵所は、東日本大震災でも危険物の流出事故はほとんど報告されていないが、南海トラフ地震等の想定地震動の検討も進んでおり、新たな大規模な地震に対する屋外タンク貯蔵所の耐震安全性について検討する(後掲 第2章8-3 (3))。

27年度予算額	28百万円
26年度予算額	43
差引増△減	△15

・危険物施設の事故防止対策

危険物の事故情報等を基に、事故の原因や傾向等を分析し、その結果を都道府県等へ提供するとともに、消防白書に掲載する。また、危険物等事故防止対策情報連絡会等を開催し、危険物事故防止アクションプランの策定等を行う。

27年度予算額	11百万円
26年度予算額	12
差引増△減	△1

・新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討

天然ガスタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化について、必要な事故リスクの評価や新たな複合災害防止に係る安全対策のあり方について検討を行う(後掲 第2章8-3 (3))。

27年度予算額	16百万円
26年度予算額	12
差引増△減	4

・危険性物質と危険物施設の安全性向上に関する研究

発生が危惧される連動型巨大地震発生時の大規模危険物施設の被害を予防・軽減するために、石油タンクの津波による損傷の発生メカニズム及び防止策の研究と石油コンビナート地域の揺れをより高い精度でよりきめ細かく予測する方法及び被害予測の研究を行う。また、震災後の石油類の需要増加、環境保護の観点及び資源の再利用に関する社会的要請に対して、再生資源燃料や金属スクラップなどの再生資源物質による火災を予防するため、再生資源物質の火災危険性を評価する方法の研究を行う。

27年度予算額	28百万円
26年度予算額	36
差引増△減	△8

・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査

(再掲 第1章7 (1))

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行う。

27年度予算額	20百万円
26年度予算額	27
差引増△減	△7

(2) 爆発防止等に関する研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火薬類に代表される反応性化学物質や水素等の可燃性ガスの爆発安全及び利用技

術の研究を行い、爆発防止及び低減化技術を開発する。また、産業保安では、事故情報データベース等を整備し共通基盤技術の研究を行う。

(現状) 平成25年度は、リレーショナル化学災害データベースに、新規事故事例250件、新規事故詳細分析事例5件、過去の重大事故詳細分析事例20件を登録し、インターネット上で公開した。

(目標) 災害事例、国民の安全・安心に係る技術上の情報を整備し、社会に提供する。リレーショナル化学災害データベースには1,250件の新規事故事例、25件の新規事故詳細分析事例、100件の過去の重大事故詳細分析事例を登録する。(平成26年度目標、中期計画5年間のトータル)

9 原子力災害対策

(1) 農用地、農作物等の原発事故対応の研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人農業環境技術研究所においては、原発事故に対応し、高濃度汚染土壌等の除染技術の開発と農地土壌からの放射性物質の流出実態の解明、農作物等における放射性物質の移行動態の解明と移行制御技術の開発に関する研究を行う。

(2) 原子力発電所等の耐震・耐津波安全性の評価等

原子力規制委員会においては、新規規制基準を踏まえた原子力発電所等の耐震・耐津波安全性を厳正に評価・確認するために、東北地方太平洋沖地震を踏まえた知見等を収集・反映し、新規規制基準適合性に係る審査の高度化及び耐震・耐津波関連基準類の整備を行う。

(現状) 関連基準類への反映など、成果が得られたプロジェクトの件数(平成25年度調査結果)14件

(目標) 5件(平成26年度)

27年度予算額	1,906百万円
26年度予算額	2,396

差引増△減 △490

(3) 原子力発電所等におけるシビアアクシデント対策

原子力規制委員会においては、原子力発電所等におけるシビアアクシデントの発生防止及び発生時の的確な対応のために、アクシデントマネジメント策について国が独自に妥当性を確認するための技術的知見及び解析コードを整備する。

(現状) 今後の規制基準の検討材料として活用可能なガイドライン等の作成件数(平成25年度調査結果)3件

(目標) 3件(平成26年度)

27年度予算額	1,051百万円
26年度予算額	910
差引増△減	141

10 その他の災害対策

(1) グローバル環境計測技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雲、降水、温室効果気体(CO₂等)等の大気海洋圏の高精度計測のために、光・電波センサー技術、解析・検証技術等の研究開発を行う。

第2章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における教育訓練

政府においては、9月1日の「防災の日」総合防災訓練を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」を中心に、住民参加の地震・津波防災訓練を実施する。また、国、地方公共団体等の職員に対して、防災スペシャリスト養成研修を実施する。

27年度予算額	254百万円
26年度予算額	153
差引増△減	101

(2) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における防災対策の推進

内閣府においては、民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における火災、地震等の災害時に備え、防災教育等の防災対策を図るために要する費用を負担する。

27年度予算額	73百万円
26年度予算額	0
差引増△減	73

(3) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、災害応急対策等についての教育訓練を行うほか、都道府県警察に対して、関係機関と連携した訓練の実施を指示する。

また、警察災害派遣隊による実戦的な合同訓練を行う。特に警察災害派遣隊即応部隊の中核である広域緊急援助隊による合同訓練等を行うとともに、機動警察通信隊では、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のため、実戦的な訓練を行う。

(4) 総務省における非常通信訓練の実施等

総務省においては、災害時における円滑な通信を確保するため、非常通信協議会と連携し、災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した通信訓練を実施している。また、無線局の免許人に対して

も通信施設の点検等について指導を行う。

27年度予算額	14百万円
26年度予算額	16
差引増△減	△2

(5) 日本放送協会における教育訓練

日本放送協会（以下「NHK」という。）においては、災害時の放送及び受信を確保するため、防災に関する教育訓練及び防災知識の普及を行う。

(6) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し幹部として必要な高度な教育訓練を行う。また、広域的な災害に対応する緊急消防援助隊や自主防災組織の育成及び強化など直面する課題に対応した教育なども行う。

27年度予算額	320百万円
26年度予算額	315
差引増△減	5

(7) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話で構成される「法務省緊急連絡体制」に基づく通信訓練を行う。

(現状) 100%	
(目標) 100%	
27年度予算額	77百万円
26年度予算額	77
差引増△減	0

(8) 防災教育の充実

文部科学省においては、地域や学校の抱える防災を中心とした学校安全上の課題に対して、地域の実情に応じた教育手法の開発や、安全管理体制及び地域住民・関係機関等との連携体制構築に取り組む地域や学校を支援するとともに、教職員に対する研修を実施する。

27年度予算額	231百万円
26年度予算額	147
差引増△減	84

(9) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施する。

(10) NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施する。

27年度予算額	6百万円
26年度予算額	6
差引増△減	0

(11) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行う。

27年度予算額	7百万円
26年度予算額	16
差引増△減	△9

(12) 災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省においては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施する（ビッグ・アイ共働機構に運営を委託している国際障害者交流センターにおいて実施）。

（現状）参加人数・率（平成25年度実績報告） 176名参加（定員160名）
111%

（目標）参加率100%（平成26年度）

27年度予算額	2百万円
26年度予算額	2
差引増△減	0

(13) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化を図ることを目的とし、PTSD対策専門研修に対する補助を行う。

27年度予算額	7百万円の内数
26年度予算額	14百万円の内数

(14) 災害医療コーディネーター研修の実施

厚生労働省においては、災害発生時に各都道府県の災害対策本部の下に設置される派遣調整本部において、医療チームの派遣調整業務を行う人員（災害医療コーディネーター）を対象とした研修を実施する。

27年度予算額	10百万円
26年度予算額	10

(15) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員や国土交通行政を担当する地方公共団体等の職員を対象に、「大規模地震・津波対策」、「危機管理対策〔自然災害・事故等〕」、「緊急災害対策派遣隊〔TEC-FORCE〕」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に課題研究や演習を取り入れた研修を実施するとともに、必要に応じ、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義等を実施する。

(16) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、気象等に関する知識の普及等を図るとともに、防災関係機関等の担当者を対象に予報、警報等に関する説明会を適宜開催する。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質向上を図る。

27年度予算額	127百万円
26年度予算額	127
差引増△減	0

(17) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等による各種災害対策訓練を実施するほか、機動防除隊等を対象に防災技術等の研修の実施に努める。また、海難及び海上災害の防止に資するため、海難防止講習会等の開催、タンカー等危険物積載船舶への訪船指導、タンカーバスの点検、船舶運航関係者に対する事故時の措置の指導等を実施する。

(18) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処するため、陸上、海上及び航空各自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めている。

また、陸上、海上及び航空各自衛隊が一体となって災害対処にあたる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加する。

27年度予算額	513百万円
26年度予算額	523
差引増△減	△10

1-2 防災施設設備の整備**(1) 中央防災無線網の整備**

内閣府においては、官邸等国の主要拠点、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体間の通信を確保するため、中央防災無線網を整備している。平成27年度も引き続き、中央防災無線網の安定的な運用のための適切な措置を講ずるとともに、首都直下地震等大規模災害に備え、指定公共機関等に多重無線通信設備又は多機能型衛星通信装置により中央防災無線網を整備する。

(現状) 整備完了

(目標) 設備の維持管理を適切に実施し、設備の更新を定期的に行う。

27年度予算額	1,176百万円
26年度予算額	1,302
差引増△減	△126

(2) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な救出救助資機材やヘリコプター等の整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図る。また、警察災害派遣隊等の災害対処能力向上のため、災害警備訓練施設の整備を推進する。

27年度予算額	29,254百万円
26年度予算額	25,978
差引増△減	3,276

(3) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進する。

(4) NHKにおける非常用電源設備の整備

NHKにおいては、大規模災害における放送の安定の確保のため、非常用電源設備等の整備を図る。

(5) 電気通信網の確保等

総務省においては、電気通信事業者に対し、停電対策、水防対策、伝送路の信頼性向上等による災害に強い電気通信設備の構築や、被災地との円滑な安否確認等に利用できる災害用伝言サービスの利用を促進するよう指導する。

(6) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、地震等の非常災害時における被災地の通信手段確保を目的として、被災地方公共団体等から災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、備蓄庫を設け、移動無線機を被災地へ搬入できるよう引き続き体制を整備する。

27年度予算額	37百万円
26年度予算額	38
差引増△減	△1

(7) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努める。

27年度予算額	369百万円
26年度予算額	292
差引増△減	77

(8) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両や消防救急デジタル無線等の整備について、市町村等に対し補助を行う。

(現状) 登録部隊数4,984隊(平成27年4月1日現在)

(目標) 登録部隊数6,000隊(平成30年末)

27年度予算額	4,898百万円
26年度予算額	4,897
差引増△減	1

(9) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安全・安心を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行う。

27年度予算額	1,578百万円
26年度予算額	1,619
差引増△減	△41

(10) NBCテロ災害対応資機材等の整備・維持管理

消防庁においては、緊急消防援助隊のテロ災害対応力の維持・向上のため、特別高度救助隊等の、NBCテロ災害対応車両及び資機材の整備・維持管理を行う。

(現状) 全国の主要な消防本部に車両・資機材を配備(平成27年度まで)

(目標) オリンピック東京大会等を見据え、既配備資機材の維持管理を図ると

ともに、必要に応じ車両・資機材を整備(平成31年度まで)

27年度予算額	42百万円
26年度予算額	28
差引増△減	14

(11) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、文化財を火災や盗難から守り確実に次世代へ継承していくため、防火・防犯設備の設置・改修、保存活用施設の整備、建造物の耐震診断・耐震化工事等の事業に対して補助を行う。

(現状) 国指定等文化財の滅失・き損による指定等解除の件数1件(平成26年度)

(目標) 国指定等文化財の滅失・き損による指定等解除の件数0件(平成27年度)

27年度予算額	25,524百万円の内数
26年度予算額	25,522百万円の内数

(12) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院の整備について補助を行う。

27年度予算額	2,545百万円の内数
26年度予算額	2,994百万円の内数

(13) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム(DMAT)等災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行う。

27年度予算額	47百万円
※この他に13,434百万円の内数	
26年度予算額	47
※この他に15,100百万円の内数	
差引増△減	0

(14) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害福祉施設等に

おける防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

27年度予算額 2,561百万円の内数
26年度予算額 3,000百万円の内数

厚生労働省においては、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

27年度予算額 758百万円の内数
26年度予算額 2,600百万円の内数

厚生労働省においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

27年度予算額 5,662百万円の内数
26年度予算額 3,500百万円の内数

(15) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保するとともに、漁港施設や荷捌きの機能を維持する観点から、災害に強い漁業地域づくりガイドラインの普及を図る。加えて、複数集落が連携した防災関連施設等の整備を始め、堤防等の海岸保全施設や避難路の整備、漁港施設・荷捌き施設の耐震化等を図り、漁業地域の防災対策を推進する。

27年度予算額 108,680百万円の内数
26年度予算額 106,358百万円の内数

(16) 農山村の防災機能強化の促進（防火・防災対策林道整備）

農林水産省においては、防火及び消火活動の円滑な実施に資する林道等に対し助成を行う。

また、災害避難施設等の整備に対し助成を行う。

27年度予算額 2,726百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金（内閣府計上）の内数
26年度予算額 2,726百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金（内閣府計上）の内数

(17) 緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枡、給水栓等の施設整備を行う。

27年度予算額 106,650百万円の内数
26年度予算額 112,211百万円の内数

(18) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震等による宅地被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止・軽減や早期復旧に資する被災宅地危険度判定について、引き続き、都道府県等と協力し、実施体制の整備を支援する。

(19) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施するとともに、東日本大震災等に対応した地震対策及び津波対策を実施する。また、河川・道路管理用のデジタル陸上移動通信システム（K-λ）の整備に着手する。

(20) 宅地防災工事資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、宅地防災工事に対する融資により、「宅地造成等規制法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」又は「建築基準法」による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援する。

(21) 基幹的広域防災拠点の管理等

国土交通省においては、災害発生時における復旧・復興の拠点として、基幹的広域防災拠点の管理等を推進する。

27年度予算額 231,411百万円の内数 75百万円
26年度予算額

231,223百万円の内数 75百万円

(22) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、次期静止気象衛星ひまわりの整備等を行う。

27年度予算額	19,073百万円
26年度予算額	19,458
差引増△減	△385

(23) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機の整備、電子海図システムの整備及び航路標識の整備を行う。

27年度予算額	78,448百万円
26年度予算額	80,474
差引増△減	△2,026

(24) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材の充実、巡視船艇・航空機等により、迅速的確に対処しうる体制の確保を図る。

27年度予算額	100百万円
26年度予算額	103
差引増△減	△3

(25) 防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入

環境省においては、地震や台風等による大規模な災害に備え、地方公共団体が実施する防災拠点等に再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムを導入する事業を支援する。

27年度予算額	5,000百万円
26年度予算額	22,000
差引増△減	△17,000

1-3 災害危険地住宅移転等

防災集団移転促進事業

国土交通省においては、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、災害の発生した

地域又は「建築基準法」第39条第1項の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団的移転を支援する。

27年度予算額	44百万円
26年度予算額	44
差引増△減	0

1-4 その他

(1) 国土強靱化の推進

内閣官房国土強靱化推進室においては、「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン2014」に基づき、政府横断的な国土強靱化への取組を推進するため、重点施策の効率的・効果的な推進方策、課題等の検討を行う。

27年度予算額	163百万円
26年度予算額	163
差引増△減	0

(2) 実践的な防災行動推進事業経費

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成18年4月21日中央防災会議決定）及び「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」（平成18年12月13日専門調査会報告）に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開する。

27年度予算額	110百万円
26年度予算額	99
差引増△減	11

(3) 防災ボランティア（多様な主体の）連携促進事業

内閣府においては、大規模災害時における防災ボランティアの活動を総合的に推進するため、日頃より防災活動を行っているNPO等民間団体に加え、災害時に災害ボランティアセンター等を通じて活動を行う一般的なボランティアを含めた広域連携対策をまとめる。

27年度予算額	20百万円
26年度予算額	21
差引増△減	△1

(4) 社会全体としての事業継続体制の構築推進

内閣府においては、中央省庁における業務継続体制の確保のため、有識者による業務継続計画（BCP）の評価や、評価結果に基づいた同計画の見直しに係る調査等を行う。また、地方公共団体の業務継続体制の確保に係る取組推進のため、地方公共団体における取組方策の調査等を行う。さらに、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び官民連携による防災活動の取組推進のため、BCPの策定状況に関する実態調査と、官民が連携した取り組みを行う上での現状の検証と施策の検討を行う。

（現状）中央省庁の業務継続計画の評価実施率0%（平成25年度）

民間企業のBCP策定率 大企業73.5%（平成25年度）、中堅企業37.3%（平成25年度）

（目標）中央省庁の業務継続計画の評価実施率100%（平成27年度）

民間企業のBCP策定率 大企業100%（平成32年度）、中堅企業50%（平成32年度）

27年度予算額	51百万円
26年度予算額	62
差引増△減	△11

(5) 地域防災力の向上推進

内閣府においては、「自助」「共助」の精神に基づく地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進するため、平成25年「災害対策基本法」を改正し、地区防災計画制度を制定。本制度の普及啓発を図るため、地域における計画の作成支援を行う。

27年度予算額	49百万円
26年度予算額	35
差引増△減	14

(6) 復興対策の調査検討

内閣府においては、被災者の立場に立ったきめ細やかな被災者支援が講じられるよう、必要な検討を行う。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図る。

27年度予算額	58百万円
26年度予算額	62
差引増△減	△4

(7) 特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）において行われる、阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示や情報発信などに要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図る。

27年度予算額	251百万円
26年度予算額	251
差引増△減	0

(8) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づく防災白書の作成のほか、防災に関する正確な知識・情報を提供するためのホームページを運営管理し、さらに、防災施策をわかりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開する。

27年度予算額	18百万円
26年度予算額	18
差引増△減	0

(9) 地域防災における男女共同参画の推進

内閣府においては、地域の実情に合わせた男女共同参画の視点からの防災・復興のモデル的な取組をホームページ等で周知し、共有する。

27年度予算額	0百万円
26年度予算額	31
差引増△減	△31

(10) 防災計画の充実のための取組推進

内閣府においては、防災基本計画の実効性を高めるため、防災基本計画の見直し・改善に必要な調査・検討を行う。また、首都直下地震対策特別措置法に係る取組の推進に必要な基礎調査を行う。

27年度予算額	20百万円
---------	-------

26年度予算額	10
差引増△減	10

27年度予算額	1,768百万円
26年度予算額	931
差引増△減	837

(11) 非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、平成27年度に発生する災害について、職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、必要に応じて政府調査団等による現地派遣を行い、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言等を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行わせる。

27年度予算額	79百万円
26年度予算額	69
差引増△減	10

(12) 災害対応業務標準化の推進

内閣府においては、災害対応業務に関する国際標準化に向けた対応、「災害対策標準化推進ワーキンググループ」における災害対策標準化ガイドラインの策定に向けた検討に資する基礎調査等を行う。

27年度予算額	16百万円
26年度予算額	12
差引増△減	4

(13) 避難所の生活環境の整備のための被災者への情報提供等に係る調査・検討

内閣府においては、災害発生時に、被災者に提供すべき情報の具体的な内容、提供方法等について調査・検討を行い、地方自治体向けのガイドライン等を策定する。さらに、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の全市町村での整備に向けた施策の検討を行う。

27年度予算額	20百万円
26年度予算額	15
差引増△減	5

(14) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討を行うとともに、災害に強い警察情報通信基盤の整備等や、災害発生時にはヘリコプターや通信衛星を利用した映像伝送等による現場情報の収集・伝達に努めるなど、災害警備対策の強化を図る。

(15) 災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、停電による信号機等の機能停止を防止する信号機電源付加装置や災害時の交通情報の提供等を行う交通情報提供装置等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進する。

27年度予算額	18,166百万円の内数
26年度予算額	18,939百万円の内数

(16) 道路交通情報の充実

警察庁及び国土交通省においては、光ビーコンや交通情報板、道路情報板等を活用し、的確な道路交通情報の収集・提供を推進する。

また、警察庁においては、民間事業者が保有するプローブ情報を活用し、災害時の交通情報提供環境の整備を推進する。

さらに、警察庁、総務省及び国土交通省においては、VICS（道路交通情報通信システム）を活用して提供される道路交通情報の充実に資する取組を推進する。

このほか、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努める。

27年度予算額	35百万円
26年度予算額	17
差引増△減	18

(17) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導する。

(18) 非常時情報伝達ネットワークの維持運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場

合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための非常時情報伝達ネットワークを運用する。

27年度予算額	6百万円
26年度予算額	6
差引増△減	0

(19) 「Lアラート」の普及促進

総務省においては、「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」において取りまとめた普及加速化パッケージを踏まえ、ライフライン情報提供の促進等、一層の普及・発展に向けた取組を推進するとともに、全国での運用開始に向けて取り組む。

27年度予算額	0百万円
26年度予算額	0
差引増△減	0

(20) 消防・救急無線等のデジタル化の推進

総務省においては、東日本大震災等を踏まえ、市町村が行う災害の被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に係る費用の一部を補助し、更なる周波数の有効利用の促進を図る。

27年度予算額	3,465百万円
26年度予算額	3,361
差引増△減	104

(21) テレワーク普及推進対策

総務省においては、災害時等の事業継続にも有効とされるテレワークについて、導入が遅れている中小企業を中心に、導入支援のための人的サポートやセミナーの開催、企業規模等に応じたモデル実証等、普及展開のための施策を実施する。

(現状) 週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー率3.9%
(平成26年度調査結果)

(目標) 10% (平成32年度)

27年度予算額	150百万円
26年度予算額	0
差引増△減	150

(22) 防災拠点等における公衆無線LAN環境の整備促進

総務省においては、発災時に住民等が自治体等からの災害関連情報を確実かつ迅速に入手し、発災後の被害を最小限にとどめるための的確な対応が可能となるよう、防災拠点等に公衆無線LAN環境の整備を実施する地方公共団体等への支援を行う。

27年度予算額	250百万円
26年度予算額	0
差引増△減	250

(23) 訪日外国人の被災時のコミュニケーション支援

総務省においては、訪日外国人が被災した際の避難所等での円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語音声翻訳システムの翻訳精度の高度化や対応言語の拡大等の研究開発を実施するとともに、実利用に適した翻訳アプリケーションの開発を行う。

27年度予算額	1,383百万円
---------	----------

(24) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報や緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムであるJ-ALERTについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、同システムの保守・管理を行う。

27年度予算額	283百万円
26年度予算額	369
差引増△減	△86

(25) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行う。また、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体間の情報共有による広域的な相互支援の推進等、防災体制の充実を図るとともに、計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しを推進する。

(26) 防災・危機管理教育におけるe-カレッジの運用及び充実・強化

消防庁においては、防災・危機管理教育について、集合教育では受講が困難な者等も対象とできるようにするため、また、教育内容の充実強化を図るため、インターネットを活用したe-カレッジを運用するとともに、コンテンツ等の充実・強化を行う。

27年度予算額	14百万円
26年度予算額	18
差引増△減	△4

(27) 自主防災組織等の活性化

消防庁においては、地域防災力の向上のため、優良活動事例の表彰（防災まちづくり大賞）や、市町村に初期消火用資機材等を無償貸与の上、訓練を行い、地域の防災リーダーを育成強化する「地域防災リーダー育成事業」等により、自主防災組織等の活性化を図る。

27年度予算額	630百万円の内数
26年度予算額	21

(28) 緊急消防援助隊派遣体制及び情報通信機能の整備

消防庁においては、緊急消防援助隊の迅速・安全な出動及び効果的な運用を図るため、全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施、各種計画の見直し、緊急消防援助隊の部隊位置や状態を管理する動態情報システムの高度化等を行う。

（現状）・5年に一度全国合同訓練を実施（平成7、12、17、22年度）

- ・地域ブロック合同訓練の実施（毎年度6ブロック）

（目標）・第5回全国合同訓練実施（平成27年度）

- ・地域ブロック合同訓練の実施6ブロック（平成27年度）

27年度予算額	379百万円
26年度予算額	257
差引増△減	122

(29) 緊急消防援助隊の出動に要する経費の確保

消防庁においては、大規模災害や特殊災害の発生に際し、消防組織法第44条第5項の規定に基づく消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要した費用について、国庫負担とするための経費を確保する。

27年度予算額	10百万円
26年度予算額	10
差引増△減	0

(30) 消防団の充実強化・消防団員の災害対応能力の向上

消防庁においては、消防団のPR、消防団協力事業所表示制度の展開、先進的な加入促進モデル事業の実施、地域防災力充実強化大会の開催等により、消防団の充実強化を図るとともに、装備、訓練の充実強化により消防団員の災害対応能力の向上を図る。

27年度予算額	630百万円の内数
26年度予算額	585

(31) 救急業務の充実強化

消防庁においては、救急業務を取り巻く諸課題に関し、①消防機関と医療機関の連携推進、②救急隊員の教育の在り方の検討、③緊急度判定体系の構築に係る調査・検討等を行うことにより、救急業務全般の充実強化を行い、ひいては救命率の向上につなげる。

27年度予算額	64百万円
26年度予算額	83
差引増△減	△19

(32) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、複雑・多様化する消防の救助活動における課題を克服し、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会、全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図る。

27年度予算額	15百万円
26年度予算額	15
差引増△減	0

(33) 市町村の消防の広域化の推進

消防庁においては、市町村の消防の広域化

についての取組を支援するため、重点地域の枠組みの活用、消防広域化推進アドバイザーの派遣、広域化の評価、検証、分析等を行うとともに、消防広域化支援対策として所要の地方財政措置を講じる。

27年度予算額	7百万円
26年度予算額	8
差引増△減	△1

(34) 消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、緊急時メンタルサポートチームの派遣要請に迅速に対応できるよう、チーム登録者のスキルアップや増員等に係る取組を行うほか、都道府県レベルでの惨事ストレス対策に係る体制の充実強化を図るため、広域的な体制整備を支援する。

27年度予算額	4百万円
26年度予算額	4
差引増△減	0

(35) 緊急消防援助隊の機能強化

消防庁においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の充実と即応体制の強化を図るため、国有財産等の無償使用制度（「消防組織法」第50条）を活用して、必要なヘリコプター、車両資機材等を整備する。

（現状）登録部隊数4,984隊（平成27年4月1日現在）

（目標）登録部隊数6,000隊（平成30年度末）

27年度予算額	360百万円
26年度予算額	350
差引増△減	10

(36) 災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の災害応急対応業務を迅速かつ的確に実施するため、代替拠点における必要な設備・資機材等の整備を行う。

27年度予算額	3百万円
26年度予算額	5
差引増△減	△2

(37) 消防・救急無線等のデジタル化の推進

消防庁においては、より効果的・効率的な消防救急活動を行う際に必要な消防救急無線のデジタル化を推進するため、緊急消防援助隊設備整備費補助金等の財政措置の支援等を行う。

（現状）消防本部における消防救急無線のデジタル化整備率30.9%（平成25年度調査結果）

（目標）100%（平成28年度）

27年度予算額	4,898百万円の内数
26年度予算額	4,897百万円の内数

(38) 地域防災力の総合指標に関する検討

消防庁においては、大規模地震や風水害に対する地域防災力の向上を図るため、地方公共団体の有する防災・減災に係る人的・物的資源等を把握し、評価・公表できる仕組みづくりを検討する。

27年度予算額	7百万円
差引増△減	7

(39) 避難勧告等の実効性を高める住民とのリスクコミュニケーションや訓練のあり方に関する調査

消防庁においては、地方公共団体で行われている避難勧告等の実効性を高める住民とのリスクコミュニケーションや訓練等の取組について調査・検討を行い、取組事例集として地方公共団体に紹介することにより、先進的な取組の普及を図る。

27年度予算額	7百万円
差引増△減	7

(40) 法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の維持を図る。

（現状）処遇等データのサーバ集約率21.3%（平成25年度）

（目標）100%（平成27年度）

27年度予算額	64百万円
---------	-------

26年度予算額	73
差引増△減	△9

(41) 法務省における大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能の確保

法務省においては、矯正施設からの被収容者の逃亡による治安の悪化を防止するため、

- ・矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、デジタル無線機、自家発電機・蓄電池、非常用食糧の更新整備
- ・矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築を実施する。

(現状) 100%

(目標) 100%

27年度予算額	779百万円
26年度予算額	1,046
差引増△減	△267

(42) 公安調査庁における大規模災害等非常事態時の対処能力の維持

公安調査庁においては、大規模災害等非常事態時における治安上の問題が生じないようにするため、安否確認サービスを導入し、迅速な初動体制を確立する。

(現状) 職員の手作業で集計等を実施

(目標) 本庁職員の集計等を自動化100%

(平成27年度目標)

27年度予算額	1百万円
26年度予算額	0
差引増△減	1

(43) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、屋内運動場等の天井等について、落下防止対策等を加速化するとともに、学校施設の防災機能の強化に関する検討や、応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進する。

27年度予算額	174百万円
26年度予算額	201
差引増△減	△27

(44) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行う。

- ・国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
- ・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム (DMAT) の活動費

27年度予算額	9百万円
26年度予算額	8
差引増△減	1

(45) 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

厚生労働省においては、災害時において災害弱者 (高齢者・障害者等支援が必要な方々) に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する事業に対する補助を行う。

27年度予算額	28,268百万円の内数
26年度予算額	15,000百万円の内数

(46) 災害派遣医療チーム (DMAT) 体制整備

厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT隊員養成研修を実施する。

厚生労働省においては、DMATを統轄し、DMAT隊員の技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営の補助を行う。

厚生労働省においては、災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャーター費用の補助を行う。

27年度予算額	171百万円
差引増△減	171

(47) 山地防災情報の周知

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域住民に対する山地災害危険地区等の山地防災情報を行政と地域住民とが相互に伝達・共有する体制の整備等のソフト対策を推進する。

27年度予算額	2,700百万円の内数
26年度予算額	2,200百万円の内数

(48) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営造成土地改良施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集・整理しリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備のため、観測データの転送施設等を整備する。

(現状) 湛水被害等が発生するおそれのある農用地の減少面積4.0万ha(平成25年度)

(目標) 10.0万ha(平成28年度)

27年度予算額	421百万円
26年度予算額	445
差引増△減	△24

(49) 農地・農業用施設の減災対策の推進

農林水産省においては、重点的・効率的に農地・農業用施設に関する減災対策を実施するための基準・指針等を作成することにより、人的被害を含めた総合的な減災を図る即効性のある対策を推進する。

27年度予算額	61百万円
26年度予算額	61
差引増△減	0

(50) 中小企業事業継続計画策定に関する支援

(株)日本政策金融公庫においては、中小企業が策定した事業継続計画に基づき防災設備を設置する者に対する融資制度を推進する。

(51) 再生可能エネルギー発電設備耐力調査費補助金

経済産業省においては、風力発電所について、風車及び支柱の風圧への耐力を確認するため、検査、解析等の費用を補助する。また、発電用ダムについて、巨大地震への耐力等の調査、解析等の費用を補助する。

(現状) 耐力調査を実施した件数3件(平成26年度実績)

(目標) 10件(平成27年度)

27年度予算額	100百万円
26年度予算額	130

差引増△減 △30

(52) 石油製品貯蔵供給機能強化補助金

経済産業省においては、国家備蓄石油製品をより戦略的に分散蔵置し、非常時に高い機動性をもって石油を供給しうるよう、タンク等貯蔵供給設備の新設・改修工事費を補助する。

(現状) 国家備蓄石油製品の蔵置する石油タンクの地域的な偏りの是正(平成26年度実施中)

(目標) 国家備蓄石油製品の蔵置する石油タンクの地域的な偏りの是正

27年度予算額	600百万円
26年度予算額	750
差引増△減	△150

(53) 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費

(石油分)

経済産業省においては、国家石油備蓄基地の適正な管理のため、基地施設・設備の修繕保全、耐震・津波・液状化対策等の土地保全・防災対策等を実施する。

(現状) 国家石油備蓄基地と国家備蓄石油5,000万klの安全かつ効率的な管理、危機発生時における機動的な放出体制の構築(平成26年度実施中)

(目標) 国家石油備蓄基地と国家備蓄石油5,000万klの安全かつ効率的な管理、危機発生時における機動的な放出体制の構築

27年度予算額	43,050百万円の内数
26年度予算額	44,302百万円の内数

(54) 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費

(石油ガス分)

経済産業省においては、国家石油ガス備蓄基地の適正な管理のため、基地施設・設備の修繕保全、耐震・津波・液状化対策等の土地保全・防災対策等を実施する。

(現状) 国家備蓄石油ガス及び国家備蓄施設の150万トン体制確立の着実な

推進、緊急時における円滑かつ確
実な備蓄放出体制の構築

(平成26年度実施中)

(目標) 国家備蓄石油ガス及び国家備蓄施
設の150万トン体制確立の着実な
推進、緊急時における円滑かつ確
実な備蓄放出体制の構築

27年度予算額	8,398百万円の内数
26年度予算額	9,038百万円の内数

(55) 石油備蓄事業補給金

経済産業省においては、石油精製業者等が
所有するタンクを借り上げ、経費相当額を補
給金として支払い、ガソリン・軽油等の製品
形態での国家石油備蓄を増強する。

(現状) 民間タンクに蔵置している国家備
蓄石油約1,600万k lの効率的な管
理(平成26年度実施中)

(目標) 民間タンクに蔵置している国家備
蓄石油約1,600万k lの効率的な管
理

27年度予算額	28,450百万円の内数
26年度予算額	30,200百万円の内数

(56) 石油製品利用促進対策事業

経済産業省においては、需要家側への燃料
備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安
定化を図るため、避難所、病院等に石油製品
貯槽、発電機等を設置するために必要な経費
の一部を補助する。

(現状) 毎年度100件以上の病院や避難所
等の社会的重要なインフラ等への石
油製品の「自衛的備蓄」の確保
(平成26年度実施中)

(目標) 毎年度100件以上の病院や避難所
等の社会的重要なインフラ等への石
油製品の「自衛的備蓄」の確保
(平成30年度完了)

27年度予算額	750百万円
26年度予算額	600
差引増△減	150

(57) 地域エネルギー供給拠点整備事業

経済産業省においては、災害時を含む石油
製品の安定供給を確保するためSSの地下タ

ンクの大型化に伴う入換えや自家発電機導
入、SS過疎地における簡易計量器の設置等
に係る費用について支援する。

(現状) 市町村毎に1拠点以上のSSの確
保を図り、石油製品の供給網の維
持・強化、災害対応力の向上(平
成26年度実施中)

(目標) 市町村毎に1拠点以上のSSの確
保を図り、石油製品の供給網の維
持・強化、災害対応力の向上(平
成30年度完了)

27年度予算額	3,394百万円
26年度予算額	4,204
差引増△減	△810

(58) 石油ガス地域防災対応体制整備支援 事業

経済産業省においては、今後想定される大
規模災害等に備え、災害時石油ガス供給連携
計画を確実に実施していくため、販売事業者
等の防災体制の整備や訓練の実施を支援す
る。

(現状) 全国9地域毎に訓練等を通じた
LPガスの防災対応力の向上(平
成26年度実施中)

(目標) 全国9地域毎に訓練等を通じた
LPガスの防災対応力の向上

27年度予算額	703百万円の内数
26年度予算額	794百万円の内数

(59) 石油コンビナート事業再編・強靱化等 推進事業

経済産業省においては、首都直下地震等に
よる地震動・液状化・側方流動等の被害に備
え、①製油所等における設備の耐震・液状化
対策等、②設備の安全停止対策、③他製油所
等とのバックアップ能力の増強対策等や、④
非常用3点セットの導入支援を行う。

(現状) 製油所における非常用3点セット
導入割合57%(平成26年度)

(目標) 100%(平成27年度)

27年度予算額	11,500百万円の内数
---------	--------------

(60) 国土交通省内の防災情報の一元的提供

国土交通省においては、国土交通省が保有

する防災情報を国民にわかりやすく提供するためのウェブサイト「防災情報提供センター」で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダーや国土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるよう一元的な提供を行う。

(61) 災害発生時における情報連絡体制の整備

国土交通省においては、災害発生時に道路災害情報を迅速に提供するため、情報連絡本部を設置すること等により、通行規制箇所や規制解除の見通し等の情報を各道路管理者で共有し、一元的に提供する体制を整備する。

(62) 地籍整備の推進

国土交通省においては、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化等に貢献するため、大規模災害想定地域等における地籍調査を重点的に促進する。また、南海トラフ地震による津波浸水想定地域を中心に国直轄の官民境界情報の重点的な整備等を実施する。

(現状) 地籍調査進捗率51% (平成25年度末)

(目標) 57% (平成31年度末)

27年度予算額	11,540百万円
26年度予算額	11,793
差引増△減	△253

(63) TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) による大規模災害時の対応体制の強化

国土交通省においては、大規模自然災害に際して、全国の地方整備局等職員により組織するTEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) により被災状況の把握や被害拡大防止に関する被災地方公共団体等の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する体制の強化を推進する。

27年度予算額	2,647,038百万円の内数
26年度予算額	2,643,998百万円の内数

(64) 土地分類基本調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改

変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせてわかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施する。

(現状) 土地分類基本調査 (土地履歴調査) の実施面積進捗率70.7% (平成25年度末実施状況)

(目標) 100% (平成31年度)

27年度予算額	53百万円
26年度予算額	59
差引増△減	△6

(65) 災害に強い物流システムの構築

国土交通省においては、物流事業者等の関係者から構成される協議会を開催し、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送について検討を行うとともに、検証のための訓練を実施する。

また、支援物資輸送の拠点の位置情報等を集約した一覧性のある地理情報システム(GIS)を構築する。

(現状) 首都直下地震又は南海トラフ地震の影響が想定される地域における国、自治体、有識者及び多様な物流事業者からなる協議会の設置地域率0% (平成25年度)

(目標) 100% (平成29年度)

27年度予算額	8百万円
26年度予算額	20
差引増△減	△12

(66) 電子国土基本図整備

国土地理院においては、従来の地形図に替わるデジタルの基本図として、国土管理や防災施策の円滑な実施に必要な地貌、土地状況及び構造物等の国土を表す基本的な地理空間情報を表記した電子国土基本図の整備・更新を行う。

27年度予算額	235百万円
26年度予算額	236
差引増△減	△1

(67) 電子防災情報システムの整備による災害発生時の応急活動の強化・充実

国土交通省においては、大規模災害時の被

害状況等を電子地図に集約・共有できる電子防災情報システムに、ビッグデータ等を活用した情報を加え、迅速な応急活動の強化・充実を図る。

27年度予算額	95百万円
26年度予算額	105
差引増△減	△10

(68) 災害発生時の緊急輸送ネットワーク確保等のための体制整備

国土交通省においては、災害発生時に緊急輸送を確実に実施するため、本省・地方運輸局等に緊急連絡機器を整備するとともに、関係機関と連携した大規模災害発生時の緊急輸送に係る計画の策定及び訓練を実施する。

27年度予算額	37百万円
26年度予算額	25
差引増△減	12

(69) 訪日外国人旅行者への初動対応体制の構築

観光庁においては、訪日外国人旅行者への情報提供システムとして平成25年度に開発したプッシュ型情報発信アプリについて、利用のPRを継続するとともに、自治体等と連携しながらより迅速かつ正確な情報提供体制構築の実現を図る。

(70) 自然災害基礎情報整備

国土地理院においては、自然条件に即した効果的な防災対策・危機管理対策に寄与することを目的とし、地形、表層地質、地盤条件等について調査を行い、脆弱地形データ及び火山防災地形データの整備を行う。

27年度予算額	14百万円
26年度予算額	14
差引増△減	0

(71) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、適時適切な予報、警報その他の情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。また、各種天気図や波浪、海流及び海水

の実況・予想図等について気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行う。

(72) 浄化槽の台帳システムの整備推進

環境省においては、自治体における災害復旧に対応した浄化槽の管理基盤の強化を促進するため、浄化槽台帳システムの新たな利活用に関する調査や浄化槽台帳のGIS化等による災害対応力強化に向けたモデル事業を実施する。

（現状）浄化槽台帳にGIS（地理情報システム）を整備している自治体の数71自治体（平成25年度調査結果）

（目標）110自治体（平成30年度）

27年度予算額	16百万円
26年度予算額	16
差引増△減	0

(73) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、原子力災害等への対処能力の向上を図る。また、災害対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のための耐震改修等を促進する。

27年度予算額	181,595百万円
26年度予算額	148,892
差引増△減	32,703

2 地震災害対策

2-1 教育訓練

(1) 緊急地震速報の訓練

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、6月と11月（津波防災の日を予定）に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかける。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害

警備本部の設置運営訓練等を実施する。また、都道府県警察に対して、地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

さらに、都道府県警察に対し、運転免許保有者に対する講習等において、交通の方法に関する教則等を用いて、災害時に運転者が採るべき措置について普及啓発を図るよう指導する。

(3) 消防庁における震災対策訓練

消防庁においては、政府の総合防災訓練、図上訓練等に参加するとともに、大規模地震災害発生時における消防庁災害対策本部の機能強化を図るための地震・津波対応図上訓練や参集訓練を実施する。

(4) 地震・津波対策訓練

国土交通省においては、9月1日の「防災の日」にあわせて総合防災訓練を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」にあわせて、津波防災の普及・啓発を図ることを目的に地震・津波対策訓練を実施する。

(5) 津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るための訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力する。さらに、地震防災対策強化地域判定会及び東海地震に関連する情報等に係る業務の訓練を実施する。

(6) 海上保安庁における震災対策訓練

海上保安庁においては、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練に参加するとともに対策本部等の設置運営、情報伝達、巡視船艇・航空機動員手続等の訓練を実施するほか、地方公共団体、関係機関と連携し大規模地震災害対策訓練等を行う。

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活

動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行う（後掲 第2章3-2（1））。

27年度予算額	141百万円
26年度予算額	137
差引増△減	4

(2) 政府現地対策本部設置のための施設整備の推進

内閣府においては、南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、現地対策本部を設置する場合の設置場所候補である施設について、現地対策本部の円滑な活動に資するための施設の改修を行う（後掲 第2章3-2（2））。

27年度予算額	71百万円
26年度予算額	7
差引増△減	64

(3) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進する。

(4) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を実施する。

27年度予算額	6,165百万円
26年度予算額	12,783
差引増△減	△6,618

(5) 国立大学等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、校舎等の耐震補強整備等への支援を行い、防災機能の強化を推進する。

(現状) 耐震化率94.2% (平成26年5月1日現在)
 (目標) 耐震化完了 (平成27年度)
 27年度予算額 48,690百万円の内数
 26年度予算額 48,625百万円の内数

(6) 公立学校施設の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす公立学校施設について、防災機能の強化の観点から、校舎等の耐震化等を図る。

(現状) 耐震化率 (平成26年4月1日現在)
 【小中学校】 92.5%
 【幼稚園】 83.6%
 【高等学校】 90.0%
 【特別支援学校】 96.5%
 (目標) 耐震化完了 (平成27年度)
 27年度予算額 72,496百万円の内数
 (内閣府で計上している沖縄分を含む)
 26年度予算額73,007百万円の内数
 (内閣府で計上している沖縄分を含む)

(7) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震改築 (建替え) 事業、耐震補強事業及び防災機能強化のための整備等を支援する。早期の耐震化完了を目指す。

(現状) 耐震化率
 【幼稚園～高等学校】 80.6%
 (平成26年4月1日現在)
 【大学等】 85.2%
 (平成26年5月1日現在)
 27年度予算額 12,525百万円
 26年度予算額 12,314
 差引増△減 211

(8) 社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設

の耐震化等について国庫補助を行う。
 27年度予算額 28,605百万円の内数
 (※内閣府で計上している沖縄分を含む)
 26年度予算額 25,828百万円の内数
 (※内閣府で計上している沖縄分を含む)

(9) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、「地震防災対策特別措置法」第2条に基づき、都道府県知事が作成した五箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療機関に対し補助を行う。

27年度予算額 2,545百万円の内数
 26年度予算額 2,994百万円の内数

また、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行う。

27年度予算額 16百万円
 26年度予算額 21
 差引増△減 △5

さらに、政策医療を担う病院やI s値が0.3未満の建物を有する病院が行う病棟等の建築物の耐震整備に対する補助を行う。

27年度予算額 2,545百万円の内数
 26年度予算額 2,994百万円の内数

(10) 水道施設の耐震化等

厚生労働省においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するための水道施設や、疾病の予防・治療等の拠点となる保健衛生施設等について、地方公共団体等が実施する耐震化等を推進する。

(現状) 上水道の基幹管路の耐震適合率
 34% (平成24年度末)
 (目標) 50% (平成34年度末)
 27年度予算額 5,000百万円
 差引増△減 5,000

(11) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図る。

26年度予算額 2,424百万円
 差引増△減 △2,424

(12) 治山事業の推進

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施する。

27年度予算額 61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
26年度予算額 61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(13) 漁港・漁村の防災力の向上

農林水産省においては、平成24年3月に策定された第3次漁港漁場整備長期計画に基づき、東日本大震災の教訓を踏まえ、漁港施設等の耐震対策等の地震対策や、防波堤と防潮堤による多重防護等の津波対策を推進する(後掲 第2章3-2(4))。

(現状) 耐震化された拠点漁港の割合
20% (平成21年度基準値)
(目標) 65% (平成28年度)
27年度予算額 108,680百万円の内数

(14) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する(後掲 第2章3-2(5)、4-2(3))。

27年度予算額 34,638百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数
26年度予算額 34,385百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(15) 農業水利施設の耐震化等

農林水産省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における農業水利施設の耐震化等を推進する。

(現状) 国営造成土地改良施設における重要構造物の耐震設計・照査の実施率45% (平成25年度)
(目標) 約6割 (平成28年度)

27年度予算額 166,333百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
26年度予算額 162,503百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(16) 官庁施設の耐震化等の推進

国土交通省においては、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保及び防災機能の強化と災害に強い地域づくりを推進するため、総合的な耐震安全性を確保する。

あわせて、大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策を実施する。

(現状) 官庁施設の耐震化(面積率) 88%
(平成25年度末)
(目標) 90% (平成27年度末)

27年度予算額 17,726百万円の内数
26年度予算額 17,633百万円の内数

(17) 建設機械の整備

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備する。

27年度予算額 2,480,345百万円の内数
26年度予算額 2,476,454百万円の内数
※社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

(18) 地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施する。

・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(現状) 水と緑の公的空間確保量12.6m²の内数
(平成22年度)

(目標) 13.5m²の内数 (平成28年度)

27年度予算額 28,213百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
26年度予算額 27,797百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・密集市街地等において避難路として活用さ

れる道路等における街路事業の実施
 27年度予算額 1,660,173百万円の内数
 ※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
 26年度予算額 1,657,943百万円の内数
 ※1 この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
 ※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
 27年度予算額
 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
 26年度予算額
 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付
 27年度予算額 1,595百万円の内数
 26年度予算額 1,453百万円の内数

また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

・密集市街地をはじめとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
 (現状)「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積約6,000 h a (平成22年度)

(目標)「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消 (平成32年度)

27年度予算額
 防災・安全交付金の内数
 26年度予算額
 防災・安全交付金の内数

・三大都市圏の密集市街地の改善整備及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
 (現状)「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積約6,000 h a (平成22年度)

(目標)「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消 (平成32年度)

27年度予算額
 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
 26年度予算額
 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・防災上危険な密集市街地等における市街地再開発事業等の実施

27年度予算額 8,629百万円の内数
 ※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

26年度予算額 6,461百万円の内数
 ※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

27年度予算額
 社会資本整備総合交付金の内数

26年度予算額
 社会資本整備総合交付金の内数

・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全を確保する都市安全確保促進事業の実施

27年度予算額 266百万円
 26年度予算額 240
 差引増△減 26

・南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

27年度予算額 3,000百万円
 26年度予算額 3,000
 差引増△減 0

・地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援。

27年度予算額 906百万円

26年度予算額 800
差引増△減 106

- ・密集市街地等における延焼防止の促進のため、密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上するための緑化を支援。

(目標) 三大都市圏における「地震時に著しく危険な密集市街地」を有する都市のうち、空き地等の緑化による防災・減災対策を行った都市の割合：100% (平成30年度)

27年度予算額 60百万円
26年度予算額 57
差引増△減 3

- ・都市機能が集積した拠点地区において、災害時にエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区の構築を支援する。

27年度予算額 348百万円
差引増△減 348

(19) 下水道における震災対策

国土交通省においては、平成21年度に創設した「下水道総合地震対策事業」、平成24年3月に策定した「下水道BCP策定マニュアル(地震・津波編)第2版」等を活用し、地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するために耐震化・耐津波化を図る「防災」、被災を想定して下水道機能の被害の最小化を図る「減災」(マンホールトイレ、備蓄倉庫の整備等)を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。

また、耐震化等の機能向上や長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進する。

(現状) 地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率 約41% (平成24年度末)

(目標) 約70% (平成28年度末)

(現状) 下水道津波BCP策定率 約9% (平成24年度末)

(目標) 約100% (平成28年度末)

27年度予算額
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
26年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(20) 河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図る。

27年度予算額 820,172百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

26年度予算額 818,511百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

(21) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響、孤立集落発生要因等が想定される土砂災害危険箇所について土砂災害防止施設の整備、維持管理・更新等を戦略的に推進する。

27年度予算額 820,172百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

26年度予算額 818,511百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

(22) 道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保のためのミッシングリンクの整備を推進するとともに、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強や無電柱化等各種道路事業を実施する。

27年度予算額 1,660,173百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

26年度予算額 1,657,943百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

(23) 不良住宅の除却の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅を建設するとともに、生活道路等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行う。

27年度予算額

社会資本整備総合交付金等の内数

26年度予算額

社会資本整備総合交付金等の内数

(24) 住宅市街地の防災性の向上

国土交通省においては、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等の政策課題に、より機動的に対応するため、住宅や生活支援施設等の整備、公共施設整備等を総合的に行う事業について補助を行う。

(現状)「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積約6,000 h a (平成22年度)

(目標)「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消 (平成32年度)

27年度予算額 13,050百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金等の内数

26年度予算額 13,395百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金等の内数

(25) 老朽公営住宅の建替等の推進

国土交通省においては、地方公共団体が行う耐震性の低い既存の公営住宅団地の建替事業及び耐震改修事業に要する費用の一部に対して防災・安全交付金等を交付した。

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

26年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(26) 大規模地震・津波に対する港湾の事前防災・減災対策の推進

国土交通省においては、南海トラフ地震や首都直下地震等の甚大な被害が想定される災害に対し、機能不全に陥らない経済社会システムを確保するため、港湾施設の耐震・耐津波性の向上を図る(後掲 第2章3-2(7))。

27年度予算額 231,411百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

26年度予算額 231,223百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(27) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による宅地被害を防止・軽減するため、宅地耐震化推進事業により大規模盛土造成地マップ等の作成、住民への情報提供、防止対策に向けた詳細調査を推進する。

(現状) 大規模盛土造成地マップ等公表率 8.8% (平成26年10月)

(目標) 大規模盛土造成地マップ等公表率 50% (平成28年度)

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

26年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(28) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する河川情報通信基盤の整備を推進する。

さらに、東日本大震災、紀伊半島大水害等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等を推進する。

(29) コンビナート港湾の強靱化の推進

国土交通省においては、地震発生後も耐震強化岸壁や石油製品入出荷施設に至る航路機能を維持し、緊急物資や燃油物資を輸送・供給するため、航路沿いの民有護岸等の耐震改

修に対する無利子貸付及び税制特例により、民間事業者による耐震改修を支援する。

27年度予算額	231,411百万円の内数
26年度予算額	150

(30) 一般廃棄物処理施設の防災対策

環境省においては、今後想定される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の量が、東日本大震災を遙かに上回ると予想されることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の防災機能の向上のための整備事業に対して循環型社会形成推進交付金等を交付することで、災害時において迅速な復旧・復興を可能とする。

27年度予算額	39,835百万円の内数
26年度予算額	37,942百万円の内数

2-3 その他

(1) 地震対策の推進

内閣府においては、甚大かつ広域な被害を及ぼすおそれがある大規模地震について、総合的な防災対策を検討するための基礎調査として、最新の科学的知見を用いた想定地震の再評価、被害想定等を行う（後掲 第2章3-3（1））。

（目標）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震動・津波の推定（平成27年度）（再評価）

27年度予算額	243百万円
26年度予算額	262
差引増△減	△19

(2) 南海トラフ地震及び首都直下地震応急対策活動に係る具体計画等の検証

内閣府においては、具体計画に定めた、緊急輸送ルート確保、被災地内の医療確保といった応急対策活動の一連の手順等について、実効性の観点から検証を行う。また、海からのアプローチによる医療機能の提供について、実証訓練や課題の検討・取りまとめを行う。

（現状）7地域（平成25年度末）

（目標）18地域（平成30年度末）

27年度予算額	70百万円
---------	-------

26年度予算額	72
差引増△減	△2

(3) 都市再生安全確保計画の策定の促進

内閣府においては、都市再生安全確保計画の作成に係る必要な基礎データの収集・分析等を支援する補助制度により、都市再生安全確保計画の策定を促進し、都市の安全・安心の確保を図る。

27年度予算額	45百万円
26年度予算額	91
差引増△減	△46

(4) 総合防災情報システムの整備

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの整備・運用を行う（後掲 第2章3-3（2）、5-3（2））。

27年度予算額	307百万円
26年度予算額	336
差引増△減	△29

(5) 交通対策の推進

警察庁においては、広域交通管制システムを的確に運用する。

また、都道府県警察に対し、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するとともに、交通規制計画等に基づき総合的かつ実践的な訓練を実施するよう指導する。

(6) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設その他法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施する。

（現状）耐震化率77%（平成24年度）

（目標）81%（平成30年度）

27年度予算額	19,005百万円
26年度予算額	19,247
差引増△減	△242

(7) 庁舎及び合同宿舍等の耐震化の推進

財務省においては、震災発生時における来庁者等の安全確保の観点から耐震性能の不足

している庁舎等について計画的に耐震改修等を実施する。

27年度予算額	4,191百万円
26年度予算額	4,995
差引増△減	△804

(8) 「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」及び「国土交通省首都直下地震対策計画」に基づく巨大地震対策の推進

国土交通省においては、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生に備え、平成26年4月1日に「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」及び「国土交通省首都直下地震対策計画」を策定し、それぞれの計画に基づき、訓練を実施するとともに地震対策を推進している（後掲 第2章3-3（4））。

(9) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、鉄道事業者に対して鉄道施設の地震防災対策を推進するよう指導を行う。また、南海トラフ地震、首都直下地震等に備えて、主要駅や高架橋等の鉄道施設及び本州四国連絡橋（本四備讃線）の耐震対策を一層推進する。

27年度予算額	100百万円
※この他に鉄道施設総合安全対策事業費補助 1,814百万円の内数・都市鉄道整備事業費 補助（地下高速鉄道）7,588百万円の内数	
26年度予算額	5,261百万円
※この他に都市鉄道整備事業費補助（地下高速 鉄道）12,358百万円の内数	

(10) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な運用に努めるとともに、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について補助を行う。

- （現状）住宅の耐震化率約79%、多数の者が利用する建築物の耐震化率約80%（平成20年）
- （目標）住宅の耐震化率95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率95%（平成32年）

27年度予算額	18,000百万円
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	
26年度予算額	20,000
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	
差引増△減	△2,000

(11) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を推進する。

(12) 空港の耐震化

国土交通省においては、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施する。

27年度予算額	369,539百万円の内数
26年度予算額	365,613百万円の内数

(13) 全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層について、詳細な位置や地形の分類等の情報の整備・提供を実施する。

27年度予算額	18百万円
26年度予算額	18
差引増△減	0

(14) 海上輸送機能を維持する取組

国土交通省においては、大規模地震発生時にも港湾機能を維持するため、港湾BCP及び緊急確保航路等の航路啓開計画の策定等の防災・減災対策を推進するとともに、港湾広域防災協議会等を設置し、国・港湾管理者・港湾利用者等の協働体制の構築を推進する（後掲 第2章3-3（5））。

27年度予算額	231,411百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防 災・安全交付金の内数	
26年度予算額	231,223百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防 災・安全交付金の内数	

(15) 地震予知情報の報告及び東海地震に関連する情報の発表、通報

気象庁長官は、地震防災対策強化地域で大規模な地震発生のおそれがあると認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に地震予知情報を報告する。その際、気象庁は、東海地震に関連する情報を発表するとともに、防災関係機関等に通報し、各機関で適切な防災体制が執られるよう努める。

(16) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達

(再掲 第1章2-1(21))

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、地震情報等を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める(後掲 第2章3-3(7))。

27年度予算額	2,478百万円
26年度予算額	1,839
差引増△減	639

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、津波災害発生時の災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を実施する。また、都道府県警察に対して、津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

3-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

(再掲 第2章2-2(1))

内閣府においては、首都直下地震により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(有明の丘地区及び東扇島地区)の維持管理を行う。

27年度予算額	141百万円
26年度予算額	137

差引増△減

4

(2) 政府現地対策本部設置のための施設整備の推進

(再掲 第2章2-2(2))

内閣府においては、南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、現地対策本部を設置する場合の設置場所候補である施設について、現地対策本部の円滑な活動に資するための施設の改修を行う。

27年度予算額	71百万円
26年度予算額	7
差引増△減	64

(3) 海岸防災林の整備

農林水産省においては、海岸防災林について、その適切な保全を図ることにより、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮を確保することに加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める。

27年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
26年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(4) 漁港・漁村の防災力の向上

(再掲 第2章2-2(13))

農林水産省においては、平成24年3月に策定された第3次漁港漁場整備長期計画に基づき、東日本大震災の教訓を踏まえ、漁港施設等の耐震対策等の地震対策や、防波堤と防潮堤による多重防護等の津波対策を推進する。

(現状) 耐震化された拠点漁港の割合
20% (平成21年度基準値)

(目標) 65% (平成28年度)

27年度予算額	108,680百万円の内数
---------	---------------

(5) 海岸保全施設の整備

(再掲 第2章2-2(14))

農林水産省及び国土交通省においては、津波対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する(後掲 第2章4-2(3))。

27年度予算額 34,638百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

26年度予算額 34,385百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(6) 河川の津波対策

国土交通省においては、津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図る。

27年度予算額 820,172百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

26年度予算額 818,511百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

(7) 大規模地震・津波に対する港湾の事前防災・減災対策の推進

(再掲 第2章2-2 (26))

国土交通省においては、南海トラフ地震や首都直下地震等の甚大な被害が想定される災害に対し、機能不全に陥らない経済社会システムを確保するため、港湾施設の耐震・耐津波性の向上を図る。

27年度予算額 231,411百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

26年度予算額 231,223百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(8) 津波災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、津波災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施する。

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(現状) 水と緑の公的空間確保量12.6m²の

内数(平成22年度)

(目標) 13.5m²の内数(平成28年度)

27年度予算額 28,213百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

26年度予算額 27,797百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

27年度予算額 1,660,173百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

26年度予算額 1,657,943百万円の内数

※1 この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

26年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

27年度予算額 1,595百万円の内数

26年度予算額 1,453百万円の内数

津波災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・南海トラフ地震をはじめとする地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

27年度予算額

防災・安全交付金の内数

26年度予算額

防災・安全交付金の内数

- ・避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

26年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

27年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

26年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

- ・南海トラフ地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市の公共公益機能の維持に向けた拠点市街地の整備を支援する。

(9) 官庁施設の津波対策の推進

国土交通省においては、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

27年度予算額 17,726百万円の内数

26年度予算額 17,633百万円の内数

(10) 港湾における津波避難対策の実施

国土交通省においては、地方公共団体による津波避難施設等の整備に加え避難機能（退避施設等）を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対する支援により、港湾における災害時避難機能を確保する。

27年度予算額 231,411百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

26年度予算額 231,223百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

3-3 その他

(1) 地震対策の推進

(再掲 第2章2-3(1))

内閣府においては、甚大かつ広域な被害を及ぼすおそれがある大規模地震について、総合的な防災対策を検討するための基礎調査として、最新の科学的知見を用いた想定地震の再評価、被害想定等を行う。

(目標) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震動・津波の推定(再評価)
(平成27年度)

27年度予算額 243百万円

26年度予算額 262

差引増△減 △19

(2) 総合防災情報システムの整備

(再掲 第2章2-3(4))

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの整備・運用を行う(後掲 第2章5-3(2))。

27年度予算額 307百万円

26年度予算額 336

差引増△減 △29

(3) 交通対策の推進

警察庁においては、広域交通管制システムを的確に運用する。また、都道府県警察に対し、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するよう指導する。

(4) 「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」及び「国土交通省首都直下地震対策計画」に基づく巨大地震対策の推進

(再掲 第2章2-3(8))

国土交通省においては、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生に備え、平成26年4月1日に「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」及び「国土交通省首都直下地震対策計画」を策定し、それぞれの計画に基づき、訓練を実施するとともに地震対策を推進している。

(5) 海上輸送機能を維持する取組

(再掲 第2章2-3 (14))

国土交通省においては、大規模地震発生時にも港湾機能を維持するため、港湾BCP及び緊急確保航路等の航路啓開計画の策定等の防災・減災対策を推進するとともに、港湾広域防災協議会等を設置し、国・港湾管理者・港湾利用者等の協働体制の構築を推進する。

27年度予算額 231,411百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

26年度予算額 231,223百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(6) 旅客及び船舶の津波防災対策の推進

国土交通省においては、旅客避難マニュアル作成の手引き（平成25年3月策定）及び船舶津波避難マニュアル作成の手引き（平成26年3月策定）を船舶運航事業者に周知するとともに、津波避難マニュアル作成等に必要の協力・支援を行うことで、旅客及び船舶の津波避難対策の推進を図る。

(7) 津波警報等の発表、伝達

(再掲 第1章2-1 (21)、第2章2-3 (16))

気象庁においては、地震観測の結果をもとに津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

27年度予算額 2,478百万円

26年度予算額 1,839

差引増△減 639

(8) 津波防災対策の推進

海上保安庁においては、南海トラフの巨大地震による津波襲来に備え、津波防災情報図を整備して港湾及び付近船舶の津波防災対策に活用するとともに、自治体等による津波浸水想定の設定や津波ハザードマップ作成支援のため海底地形データの提供を行う。

(現状) 津波防災情報図整備率58.5% (平成26年度)

(目標) 100% (平成27年度)

27年度予算額 154百万円

26年度予算額 153

差引増△減 1

4 風水害対策

4-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部の設置運営訓練等を実施する。また、都道府県警察に対して、風水害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

4-2 防災施設設備の整備

(1) 医療施設の土砂災害防止整備

厚生労働省においては、「災害弱者関連施設等に係る土砂災害緊急点検調査」（平成10年、建設省）により、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等に所在する医療施設が実施した土砂災害防止整備について補助を行う。

27年度予算額 2,545百万円の内数

26年度予算額 2,994百万円の内数

(2) 治山事業の推進

農林水産省においては、森林の水源涵養機能や山地災害防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくりを図るため、治山施設の整備等を推進する。

27年度予算額 61,570百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

26年度予算額 61,570百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(3) 海岸保全施設の整備

(再掲 第2章2-2 (14)、3-2 (5))

農林水産省及び国土交通省においては、高潮・波浪対策として、浸水被害に対して極めて脆弱なゼロメートル地帯等における海岸保全施設の整備を推進する。

27年度予算額 34,638百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

26年度予算額 34,385百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(4) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるため、ため池の豪雨対策等を含めた総合的な整備を推進する。

(現状) 湛水被害等が発生するおそれのある農用地の減少面積 4.0万ha (平成25年度)

(目標) 10.0万ha (平成28年度)

27年度予算額 28,015百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

26年度予算額 27,368百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(5) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備する。

27年度予算額 820,172百万円の内数

26年度予算額 818,511百万円の内数

※社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

(6) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象データを収集するためのテレメータや、ダム等の放流による河川水位上昇を警報するための警報設備、監視カメラ設備、雨量を高精度かつリアルタイムに捉えるMP (マルチパラメータ) レーダ等の整備を行う。また、高機能化を図った河川情報システムの整備を引き続き推進するとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進する。さらに、東日本大震災、紀伊半島大水害等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等を実施する。

(7) 水防施設の整備

国土交通省においては、気象庁と共同で発表する直轄河川の洪水予報等の情報を迅速かつ的確に通報・伝達するため、観測施設等の整備を実施する。

27年度予算額 115百万円

26年度予算額 115

差引増△減 0

(8) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土石流危険渓流、地すべり危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備を支援する。また、警戒避難に必要な情報の提供等総合的な土砂災害対策を推進する。

27年度予算額 820,172百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

26年度予算額 818,511百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

(9) 道路における防災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保のためのミッシングリンクの整備を推進するとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避する道路整備等を実施する。

27年度予算額 1,660,173百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

26年度予算額 1,657,943百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

(10) 港湾の風水害対策

国土交通省においては、風水害対策として、港湾機能の低下等の危険性を回避するための港湾施設の整備を推進する。

27年度予算額 231,411百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

26年度予算額 231,223百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(11) 下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を行う公共下水道事業、都市下水道事業等を推進する（後掲第3章9）。

（現状）下水道による都市浸水対策達成率
約57%（平成25年度末）

（目標）約60%（平成28年度末）

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

26年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

4-3 その他

(1) 土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

内閣府においては、平成26年8月に発生した広島県土砂災害等について検証・分析を進めるとともに、当該結果を踏まえ、市町村がとるべき基本的な対応に関する検討、住民がとるべき適切な避難行動等の住民避難に関する検討等を行う。

（目標）土砂災害発生前後に市町村が災害対応の各段階で行うポイント等をまとめたガイドラインの作成（平成27年度）

27年度予算額 50百万円

26年度予算額 21

差引増△減 29

(2) 風水害に対する警戒体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して、災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討及び実施並びに自治体及び関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示する等、警戒警備体制の強化を図る。

(3) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害応急対策の実施体制の確立、迅速かつ的確な避難勧告等の発令・伝達、災害危険箇所等に対する措置及び指定緊急避難場所等の周知、避難行動要支援者等の避難対策の推進、防災訓練の実施等について地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(4) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」（平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省及び消防庁共同通達）等を受け、次の対策を図る。

農林水産省においては、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進する。

27年度予算額 89,585百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

26年度予算額 61,570百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(5) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への山地災害危険地区等の周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）を実施する。

(6) 国土交通省の水災害に関する防災・減災対策の推進

国土交通省においては、近年の巨大台風等に伴う大規模な災害の頻発化・激甚化を踏ま

え、水災害が発生した際に実施すべき対策を具体化して取組を強化するため、国土交通大臣を本部長とする「国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部」を設置し検討を進めるとともに、水災害対策を推進している。

(7) 要配慮者利用施設に係る防災対策の推進

国土交通省においては、要配慮者利用施設の土砂災害対策について、土砂災害防止施設による保全対策を重点的に推進するとともに、平成26年11月に改正された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、当該施設への情報伝達体制を市町村地域防災計画において定めるなどの警戒避難体制の充実・強化を図る。

27年度予算額 820,172百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

26年度予算額 818,511百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

(8) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、人口、資産が集中している政令指定都市や、近年、甚大な水害、土砂災害等が発生した地域において、重点的にXRRAIN（国土交通省XバンドMP（マルチパラメータ）レーダネットワーク）の整備を行っている。平成27年度に、中部で新たに運用開始することにより、全ての政令指定都市がXRRAINでカバーされる予定である。また、これらレーダ雨量計のデータを用いたより詳細な流出解析の活用等により、洪水予測の更なる精度向上を図る。

(9) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、災害時における迅速な危機対応が可能となるよう、リアルタイムのレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供する。また、地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進することにより、住民の

適切な避難行動等を支援する。

(10) 国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省と気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を行う。

(11) 流域治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既成市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進する。また、内水被害を軽減するため、地方公共団体と協力して、土地利用規制策等のソフト対策と一体となった計画を策定し、総合内水対策を推進する。

(12) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、平成15年6月に成立した「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で流域水害対策計画を作成し、本計画に基づき、河川管理者が河道改修等を行う総合的な都市型水害対策を推進する。

(13) 被害想定区域図等の作成及び公表

国土交通省においては、想定される最大規模の降雨（洪水・内水）・高潮に対応した浸水想定区域図の作成を推進するとともに、市町村のハザードマップ作成を支援する。

「土砂災害防止法」に基づき、警戒避難体制のさらなる充実・強化を図るため、市町村による土砂災害に係るハザードマップの作成・公表を支援するとともに、その進捗状況を把握する等、関係自治体と連携し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図る。

また、火山噴火に対して、平常時からの避

難体制の構築のため、「火山防災マップ作成指針」に基づき火山防災マップの作成・活用を支援する。

(14) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、洪水被害が度々生じているにもかかわらず、上下流バランス等の理由から早期の治水対策が困難である地域において、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を推進することにより、住家の洪水による氾濫からの防御を図る。

(15) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、人命を守ることを最優先に砂防堰堤の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を実施する。ソフト対策としては、都道府県が行う土砂災害警戒区域の指定や情報基盤整備等に対して支援を行う。また、深層崩壊に伴う河道閉塞等の大規模な土砂災害が切迫している地域において、引き続き「土砂災害防止法」に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域等に関する情報の周知を図る。

27年度予算額 820,172百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

26年度予算額 818,511百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

(16) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間を実施し、土砂災害防止に関する広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、危険箇所等の周知、点検、警戒避難訓練等を実施する。

(17) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防に対する国民の理解を深めるとともに広く協力を求めるた

め、水防月間において、都道府県、水防管理団体等とともに各種の行事、活動を実施する。また、市町村等職員に対する水防研修、水防団員に対する水防技術講習会を実施する。

(18) 地下駅等の浸水対策

国土交通省においては、各自治体の定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等（出入口及びトンネル等）について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進する。

27年度予算額

・鉄道施設総合安全対策事業費補助1,814百万円の内数

・都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）7,588百万円の内数

(19) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、気象、高潮、洪水に関する予報及び警報等の防災気象情報の発表・伝達を行う。

5 火山災害対策

5-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して、火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

5-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における降灰対策の推進

内閣府においては、活動火山対策特別措置法の規定に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する民間の認定こども園、幼

稚園、保育所等の降灰除去に要する費用を負担する。

27年度予算額	22百万円
26年度予算額	0
差引増△減	22

(2) 火山地域における治山事業の推進

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進する。

27年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
26年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(3) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため施設整備を推進するとともに、噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を関連機関と連携して推進する。

27年度予算額	820,172百万円の内数
※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置	
26年度予算額	818,511百万円の内数
※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置	
※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む	

(4) 降灰対策用機械の整備

国土交通省においては、桜島降灰除去事業に必要な機械の整備を実施する。

27年度予算額	1,660,173百万円の内数
26年度予算額	1,657,943百万円の内数
※社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む	

5-3 その他

(1) 火山災害対策の推進

内閣府においては、平成26年9月に発生した御嶽山噴火の教訓等を踏まえ、火山専門家を活用する仕組みの構築や火山専門家の育

成に関する検討及び体制整備、大規模降灰時の対応策の検討、各火山地域における火山防災の取組の支援等を行う。

(現状) 具体的で実践的な避難計画の策定率13% (平成24年度)

(目標) 100%

27年度予算額	101百万円
26年度予算額	56
差引増△減	45

(2) 総合防災情報システムの整備

(再掲 第2章2-3(4)、3-3(2))

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの整備・運用を行う。

27年度予算額	307百万円
26年度予算額	336
差引増△減	△29

(3) 活動火山対策の推進

消防庁においては、火山防災協議会等連絡・連携会議等の場を通じて、関係府省庁と連携して、火山防災対策の推進を図るとともに、避難施設や避難情報伝達手段の整備、救助体制の強化、防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(4) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への自治体・住民の理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行う。

(5) 火山地域における地殻変動の連続監視

国土地理院においては、火山活動に伴う地殻変動の動向を的確に把握するため、電子基準点(GNSS連続観測施設)、GNSS火山変動リモート観測装置(REGMOS)、自動測距測角光波測距連続観測装置(APS)等による地殻変動の連続監視を行う。

(現状) 電子基準点の観測データの欠測率0.22% (平成25年度)

(目標) 0.5%未満 (平成27年度以降毎年度継続)	
27年度予算額	-
26年度予算額	-

27年度予算額	6百万円
26年度予算額	62
差引増△減	△56

(6) 噴火警報等の発表、伝達等

気象庁においては、火山観測の結果をもとに噴火警報等を適時適切に発表し、防災関係機関等への警戒等を呼びかけることにより、災害の防止・軽減に努める。また、火山防災協議会における共同検討を通じて避難計画や噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

27年度予算額	704百万円
26年度予算額	810
差引増△減	△106

(3) 積雪地帯における治山事業の推進

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、なだれの防止を目的とする森林の造成や防護柵の設置を推進するとともに、融雪に伴う山腹崩壊箇所等の復旧整備等を図る。

27年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
26年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

6 雪害対策

6-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察に対して、関係機関と連携した救出救助訓練の実施、的確な警戒警備及び救助活動のための体制の確立について指示する。

6-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における雪害防止

内閣府においては、特別豪雪地帯における民間の認定こども園、幼稚園、保育所等に対し、除雪に要する費用を負担する。

27年度予算額	59百万円
26年度予算額	0
差引増△減	59

(2) 民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯に所在する保護施設等の行政委託等が行われる民間社会福祉施設の除雪に要する費用を措置費に算入している。

※保育所については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度より内閣府予算に計上

(4) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械に係る事業を推進する。また、鉄道駅周辺や中心市街地、通学路等、特に安全で快適な歩行空間を確保するため、冬期バリアフリー対策を推進する。

なお、除雪体制の強化方策として、立ち往生の発生のおそれのある区間の公表や、早めの通行止めを行うことによる除排雪作業の集中的実施、並行する高速自動車国道等との通行止めのタイミング等の調整や、除雪機械等の広域連携の強化、道路利用者に対する冬タイヤ、チェーン等の装着の呼びかけや、ツイッターによる通行止め状況の提供等を推進する。

27年度予算額	1,660,173百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
26年度予算額	1,657,943百万円の内数
※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む	

(5) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能

の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策のより一層の推進を図る。

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

26年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(6) 雪崩対策

国土交通省においては、都道府県が実施する雪崩危険箇所における施設整備を支援するとともに、景観・環境対策やコスト縮減等に配慮した雪崩防止施設の設計・施工・管理等について調査・研究を推進する。

(7) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止するため、砂防設備等の施設整備を推進する。

27年度予算額 820,172百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

26年度予算額 818,511百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

(8) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行う。

27年度予算額 1,286百万円

26年度予算額 1,257

差引増△減 29

6-3 その他

(1) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を的確に把握し、雪害予防のための情報提供に努め

るとともに、都道府県警察に対して、雪害の発生実態の分析検討及び部内外の広報紙、パトロール等を通じた広報啓発活動の実施について指示する。

(2) 雪害対策の推進

消防庁においては、雪害に対する防災態勢の強化を図るため、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪中の事故防止対策、要配慮者等の避難誘導體制の整備等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(3) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止・軽減に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、警戒避難訓練等を実施する。

(4) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

7 火災対策

7-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する幹部として必要な高度な教育訓練を行う。

(2) 海上保安庁における教育訓練

海上保安庁においては、船舶火災等に迅速的確に対応するため、研修訓練を実施するとともに、地方公共団体等と合同で消防訓練を実施する。

7-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業及び防火並びに消火活動の円滑な実施にも資する林道整備を行う。

また、国有林においても防火線の整備、防火林道の整備等を実施する。

27年度予算額 7,783百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金の内数

26年度予算額 4,987百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金の内数

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行う。

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、計画的に国管理空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行う。

27年度予算額 938百万円

26年度予算額 1,091

差引増△減 △153

7-3 その他

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図る。

・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成

27年度予算額 2百万円

26年度予算額 2

差引増△減 0

・消防庁長官による火災原因調査の実施

・製品火災対策の推進・火災原因調査の連絡調整

27年度予算額 12百万円

26年度予算額 15

差引増△減 △3

・消防用機器等の国際動向への対応

27年度予算額 14百万円

26年度予算額 20

差引増△減 △6

・住宅防火対策の推進

27年度予算額 11百万円

26年度予算額 14

差引増△減 △3

・消防法令に係る違反是正推進

27年度予算額 23百万円

26年度予算額 29

差引増△減 △6

・消防の技術に関する総合的な企画立案

27年度予算額 6百万円

26年度予算額 8

差引増△減 △2

・火災予防の実効性向上・火災予防に係る規制体系の再構築の検討

27年度予算額 30百万円

26年度予算額 39

差引増△減 △9

・外国人来訪者等に配慮したターミナル施設等における防火安全対策の推進

27年度予算額 9百万円

26年度予算額 0

差引増△減 9

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行う。また、消防庁においては、林野火災特別地域対策事業の一層

の推進に努める。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特種建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査・検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進する。

8 危険物災害対策

8-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職員に対し、危険物災害及び石油コンビナート災害の応急対応に関する教育訓練を行う。

(2) 海上防災訓練等

海上保安庁においては、官民合同による油等排出事故対策訓練及び消防訓練を実施する。また、危険物管理施設の従業員等を対象に、危険物排出時や海上災害発生時の通報及び応急措置の具体的な方法等について、海上防災講習会等を通じて指導する。

8-2 防災施設設備の整備

大規模石油災害対応体制整備事業

経済産業省においては、海上での大規模な原油流出等の災害に対応するため、石油連盟が実施する災害対策用資機材の整備、災害対策技術等に関する調査研究、国際会議の開催、原油流出災害等への対応体制の支援を行う。

(現状) 国内外の基地における流出原油回収能力の強化(国内基地の平均油回収能力900 k l /時間)

(平成26年度実施中)

(目標) 国内外の基地における流出原油回収能力の強化(国内基地の平均油回収能力900 k l /時間)

27年度予算額 920百万円

26年度予算額 920
差引増△減 0

8-3 その他

(1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対し指示する。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対し指示する。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進する。

・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備の検討

「新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討」

「給油取扱所の安全対策の検討」

(再掲 第1章8(1))

「屋外タンク貯蔵所の安全対策の推進」

27年度予算額 61百万円
26年度予算額 85
差引増△減 △24

・危険物施設の事故防止対策等

27年度予算額 11百万円
26年度予算額 12
差引増△減 △1

・危険物データベースの精度の向上、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等

27年度予算額 14百万円
26年度予算額 14
差引増△減 0

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁においては、大規模災害時において

石油コンビナート等防災本部の活動のあり方について調査研究を行う。また、事業所の自衛防災組織の操法協議会を行い、防災組織力の強化を図る。

27年度予算額	13百万円
26年度予算額	14
差引増△減	△1

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し、事業所内の施設のレイアウトについて審査を実施するとともに、必要な要請、助言等を行う。

27年度予算額	3百万円
26年度予算額	3
差引増△減	0

(5) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の新設

消防庁においては、緊急消防援助隊の中に、石油タンク火災や化学プラント爆発等のエネルギー・産業基盤災害に特化した即応部隊を新設し、その部隊の中核となる車両資機材を、国有財産等の無償使用制度（「消防組織法」第50条）を活用して整備する。

（現状）登録部隊数2部隊（平成26年度）
（目標）登録部隊数12部隊（平成30年度末）

27年度予算額	418百万円
26年度予算額	460
差引増△減	△42

(6) 高圧ガス等技術基準策定研究開発等

経済産業省においては、高圧ガスや火薬類等に係る事故・災害の未然防止を図り、もって公共の安全を確保するため、技術基準の見直し等に向けた調査研究等や、事故情報の原因解析及び再発防止策の検討を行い産業保安基盤の整備・高度化に資する事業を実施する。

（現状）高圧ガスや火薬類に係る人的被害を伴う事故の件数及び死傷者数（平成25年度調査結果）高圧ガス：32件・46名、火薬類：31件・49名

（目標）前年比減

27年度予算額	109百万円
---------	--------

26年度予算額	109
差引増△減	0

(7) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導並びに都道府県取締担当者に対する研修等を行う。

(8) 石油ガス供給事業安全管理技術開発等

経済産業省においては、災害に伴う停電時でも稼働する無線機能を備えたマイコンメーター等を活用する次世代LPガス保安システムの調査研究やバルク貯槽検査技術高度効率化のための調査研究、LPガス事故件数低減に向けた事故データ分析・調査及び消費者等への保安啓発等を実施する。

（現状）LPガス事故件数206件（平成25年度）

（目標）100件（平成28年度）

27年度予算額	275百万円
26年度予算額	350
差引増△減	△75

(9) 石油精製業保安対策事業

経済産業省においては、石油精製プラント等に係る事故防止や「高圧ガス保安法」における技術基準等の制定・改正や制度設計に向け、関係者への事故原因・再発防止策の提供や、事業者のリスク評価を促すための指針策定、実験等によるデータ取得及び検討を行う。

（現状）高圧ガスに係る災害事故による人的被害を伴う事故の件数及び死傷者数32件・46名（平成25年度調査結果）

（目標）前年比減

27年度予算額	245百万円
26年度予算額	231
差引増△減	14

(10) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じる。ま

た、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し立入検査を実施する。

27年度予算額	22百万円
26年度予算額	23
差引増△減	△1

(11) 危険物積載船舶及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、輻輳海域等における危険物積載船舶の航行安全、大型タンカーバスにおける安全防災体制等について指導し、荷役時の安全防災対策の充実を図る。また、船舶所有者、施設の設置者等に対し、排出油等防除資機材を備えるように指導する。

(12) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除活動等に資する目的で、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果と併せて表示する沿岸海域環境保全情報の整備を引き続き行う。

27年度予算額	1百万円
26年度予算額	1
差引増△減	0

(13) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故等による防除作業を的確に行うために高精度の漂流予測が必要であることから、漂流予測の評価・補正を行うための常時監視可能なブイの整備を引き続き行う。

27年度予算額	11百万円
26年度予算額	11
差引増△減	0

(14) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、関係行政機関等の要請に応じて提供しうる体制の確保に努める。

(15) 沿岸海域環境保全情報の整備

環境省においては、環境保全の観点から油等汚染事故に的確に対応するため、環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の公開、地方公共団体職員等に対する活用の推進及び更新のための情報収集を実施する。

（現状）平成25年度に収集した情報を図面に反映し、公表した。

（目標）情報収集、図面の更新を継続して行い、随時公表する。

27年度予算額	3百万円
26年度予算額	3
差引増△減	0

9 原子力災害対策

9-1 教育訓練

(1) 原子力防災対策のための研修等

内閣府においては、地方公共団体の職員等に対し、その役割に応じた研修を実施し、原子力災害発生時の防災対策の充実強化を図る。

（現状）関係するすべての自治体を対象として事業を実施し、原子力災害対策の充実を図った。（平成26年度）

（目標）研修を通じた自治体職員の能力開発を図るとともに、地方公共団体が主体的に研修が行えるよう必要な支援を行うなど、原子力災害対策の充実を図る。（平成27年度）

27年度予算額	371百万円
26年度予算額	0
差引増△減	371

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の緊急事態応急対策、放射線量のモニタリング等についての教育訓練を行うとともに、都道府県警察に対して関係機関と連携した原子力災害警備訓練の実施を指示する。

(3) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県並びに市町村の防災担当者及び消防職員に対し、原子力災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行う。

(4) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、輸送作業従事者等に対し、輸送に関する基準及び放射性物質輸送に関する専門的知識等に係る講習会を実施する。

27年度予算額	1百万円
26年度予算額	1
差引増△減	0

9-2 防災施設設備の整備

原子力施設等の防災対策

原子力規制委員会においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行う。

(現状) 普段からの保守管理及び技術仕様等の検討・改善を行うことをもって、緊急時における対応力の維持・向上を図った。(平成25年度)

(目標) 普段からの保守管理及び技術仕様等の検討・改善を行うことをもって、緊急時における対応力の維持・向上を図る。(平成26年度)

27年度予算額	3,523百万円
26年度予算額	4,554
差引増△減	△1,031

9-3 その他

(1) 原子力関係施設等立地地域の防災対策への支援

内閣府においては、国及び地方公共団体の原子力防災対策の充実強化を図るため、緊急時連絡網、防災活動資機材、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)の整備・維持、訓練の実施等の取組を支援する。

27年度予算額	12,170百万円
26年度予算額	12,047
差引増△減	123

(2) 原子力総合防災訓練

内閣府においては、国、自治体、原子力事業者等による原子力総合防災訓練を実施し、原子力災害時の緊急事態対応を確認するとともに、原子力防災に関する住民理解の促進を図る。

27年度予算額	46百万円
26年度予算額	56
差引増△減	△10

(3) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、食品中の放射性物質に関し、関係省庁、地方公共団体等と連携した意見交換会等のリスクコミュニケーションや、各種支援に取り組む。

(現状) 意見交換会における参加者の理解度(平成25年度参加者アンケート結果) 85%

27年度予算額	39百万円の内数
26年度予算額	29百万円の内数

(4) 地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備

消費者庁においては、引き続き高齢者の消費者被害の深刻化、改正消費者安全法の公布等を踏まえ、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援するため、都道府県に「地方消費者行政推進交付金」を交付。

27年度予算額	3,000百万円の内数
26年度予算額	3,000百万円の内数

また、原発事故を踏まえ、食品と放射能に関する食の安全・安心を確保するため、放射性物質検査機器の貸与を引き続き行うとともに、検査機器等に関する研修会を開催する。

(5) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの助言・支援、ハンドブック等の活用の普及、原子力防災訓練への助言・協力等を実施するとともに、放射性同位元素等取扱施設等における主な利用体系、

機器の種類等を整理し、消防活動上の留意点等の調査検討を行う。

27年度予算額	8百万円
26年度予算額	10
差引増△減	△2

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県並びに市町村の防災担当者及び消防職員に対し、生物剤及び化学剤に起因する災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行う。

(2) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行う。

27年度予算額	2百万円
26年度予算額	2
差引増△減	0

(3) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害防止を効果的かつ具体的に推進するため、船員災害防止実施計画を作成し、各船舶所有者による自主的な船員災害防止を促すとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行う。

27年度予算額	67百万円
26年度予算額	67
差引増△減	0

10-2 その他

(1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、消防活動や防災体制の検討を行う。

27年度予算額	1百万円
26年度予算額	1
差引増△減	0

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図る。化学プラント等における爆発火災災害の防止、東日本大震災の復旧・復興工事に伴う道路復旧工事における土砂崩壊災害などの労働災害の防止等を図る。

(現状) 労働災害減少率死亡災害5.4%減、休業4日以上之死傷災害1.5%減(平成24年比の速報値ベース)(平成26年11月末時点速報値)

(目標) 死亡災害15%以上減、休業4日以上之死傷災害15%以上減(平成24年比の確定値ベース)(平成29年)

27年度予算額	253百万円の内数
26年度予算額	271百万円の内数

(3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、立入検査を行う。

(4) ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気、ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査を行う。

(5) ガス導管劣化検査等支援事業

経済産業省においては、公共の安全を確保するため、保安上重要な建物等の敷地内に埋設された、腐食のおそれのある経年埋設内管(ガス管)の交換・修繕に必要な土木工事費等の一部について補助を行う。

(現状) ガス供給段階における死亡事故1件(平成25年度)

(目標) 0.2件(5年で1件以下)(平成32年度)

27年度予算額	265百万円
26年度予算額	200
差引増△減	65

(6) ガス工作物技術基準適合性評価等委託費

経済産業省においては、地震等の大規模災害時において都市ガス施設等の早期復旧と二

次災害を防止するため、ガス事業者の供給区域、ガス製造設備等主要ガス工作物の設置状況等の地図情報の所用の情報を盛り込んだ「ガス防災支援システム」の維持・運用を行う。

(現状) ガス消費段階における死亡事故
(平成25年度) 0件

(目標) 0.5件 (2年で1件以下) (平成32年度)

27年度予算額	66百万円の内数
26年度予算額	50百万円の内数

(7) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、海上人命安全条約等の国際基準に適合しない船舶(サブスタンダード船)を排除し、海難事故を未然に防止するため、外国船舶監督官の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督(PSC)を的確に実施する。

27年度予算額	98百万円
26年度予算額	95
差引増△減	3

第3章 国土保全

1 治水事業等

国土交通省においては、防災・減災対策、老朽化対策、地域活性化等への課題に対応するため、以下の項目に重点化を図る。

- ・気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害や切迫する大規模地震に対し、ハード・ソフト一体となった予防的対策や、甚大な被害が発生した地域における再度災害防止対策等、国土強靱化に向けた取組を推進。
- ・管理施設の老朽化に対応するため、新技術の導入や長寿命化計画策定を通じたトータルコストの縮減を図る等の取組を推進。
- ・賑わい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺を創出し、魅力あるまちづくりを支援。

27年度予算額 820,172百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

26年度予算額 818,511百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

1-1 防災・減災

(1) 気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化に備えた治水対策

国土交通省においては、気候変動等に伴う被害の頻発・激甚化に備えるため、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮し、抜本的な治水安全度の向上に寄与する整備や堤防強化対策など、予防的な治水対策を重点的に実施する。また、激甚な水害が発生した地域等において、再度災害防止対策を集中的に実施する。

(2) 大規模土砂災害等に備えた対策

国土交通省においては、広島における土砂災害等、近年の災害発生状況を考慮し、地域の安全度向上に寄与する砂防堰堤等の施設

整備等の予防的な対策を重点的に実施するとともに、激甚な土砂災害が発生した地域等において再度災害防止対策を集中的に実施する。また、伊豆大島の土砂災害を踏まえ、火山地域における土砂災害危険度の調査を実施する。

(3) 南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模地震に備えた地震・津波対策

国土交通省においては、切迫する大規模地震に備え、人命を守るとともに社会経済システムが機能不全に陥らないように、東日本大震災の教訓を活かした津波防災地域づくりを進めるとともに、堤防の耐震・液状化対策等を重点的に実施する。

1-2 戦略的維持管理・更新

国土交通省においては、施設の老朽化に対応し、トータルコスト縮減と施設機能確保のため、長寿命化計画の策定、それに基づく点検・診断、補修・更新、記録の着実な実施、更新機会を捉えた施設の質的向上、新技術の導入、人材育成等の戦略的維持管理・更新を推進する。また、自治体に対して技術的支援を講じる。

1-3 水辺の未来創造

国土交通省においては、住民、企業、行政が連携し、「まちの価値を高めるための資源」として、賑わい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺を再生・創出することにより、魅力と活力のあるまちづくりを支援する。

2 治山事業

農林水産省においては、集中豪雨や地震等による山地災害等の被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、集落等に近接する山地災害危険地区や重要な水源地域等において、治山施設の設置や長寿命化対策、荒廃森林の整備、海岸防災林の整備等を推進するなど、総合的な治山対策により地域の安

全・安心の確保を図る「緑の国土強靱化」を推進する。

27年度予算額	61,570百万円
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
26年度予算額	61,570
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
差引増△減	0

2-1 国有林治山事業

農林水産省においては、国有林野内における治山事業を実施する。

27年度予算額	21,121百万円
26年度予算額	21,121
差引増△減	0

2-2 民有林治山事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施する。

(1) 直轄事業

- ・直轄治山事業
新規1地区、継続16地区について、民有林直轄治山事業を実施する。

27年度予算額	12,994百万円の内数
26年度予算額	12,994百万円の内数

- ・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山事業積算基準等分析調査、治山技術高度化調査及び流域山地災害等対策調査を実施する。

27年度予算額	184百万円
26年度予算額	184
差引増△減	0

(2) 補助事業

- ・治山事業
荒廃山地の復旧整備や水土保全機能の低下した森林の整備、海岸防災林の整備・保全等を実施する。

27年度予算額	25,302百万円
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
26年度予算額	23,569

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
差引増△減 1,733

3 地すべり対策事業

3-1 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施する。

(1) 直轄事業

- ・直轄地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施する。

(現状) 湛水被害等が発生するおそれのある農用地の減少面積4.0万ha(平成25年度)

(目標) 10.0万ha(平成28年度)

27年度予算額	1,850百万円
26年度予算額	1,480
差引増△減	370

- ・直轄地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続10地区(直轄治山と重複している地区を含む。)について、直轄地すべり防止事業を実施する。

27年度予算額	12,994百万円の内数
26年度予算額	12,994百万円の内数

- ・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施する。

27年度予算額	基礎技術調査費211百万円の内数
26年度予算額	基礎技術調査費212百万円の内数

(2) 補助事業

- ・地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそ

れが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施する。

(現状) 湛水被害等が発生するおそれのある農用地の減少面積4.0万ha(平成25年度)

(目標) 10.0万ha(平成28年度)

27年度予算額 28,015百万円の内数

26年度予算額 27,368百万円の内数

・地すべり防止事業

集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区について実施する。

27年度予算額 3,340百万円

26年度予算額 3,307

差引増△減 33

3-2 国土交通省所管事業

国土交通省においては、次のとおり事業を実施する。

(1) 予防的対策

人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を防止・軽減し、国土と民生安定のための地すべり防止施設の整備を行うとともに、都道府県において、地すべりの危険がある箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備を支援する。

27年度予算額 820,172百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

26年度予算額 818,511百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

(2) 再度災害防止・危機管理対策

大雨、地震等により新たな地すべりが発生又は地すべり現象が活発化し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止施設を整備し、再度災害防止を図る。

27年度予算額 820,172百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

26年度予算額 818,511百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省においては、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備や土砂災害警戒区域等の指定等による、警戒避難体制の整備を支援する。

27年度予算額

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

26年度予算額

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

5 海岸事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、安全で活力のある農村漁村づくりを推進し、ゼロメートル地帯、大規模地震発生による災害リスクが高い地域等において、国土保全上特に重要な海岸における高潮対策、侵食対策を重点的に実施する。

27年度予算額 4,012百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

26年度予算額 4,137百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、津波、高潮及び侵食対策として、近年津波、高潮等による被害が発生した海岸の再度災害対応や、背後に人口・資産集積地区や重要交通基盤・生産基盤を抱える海岸の保全対策を重点的に実施する。

27年度予算額 30,626百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

26年度予算額 30,248百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

6 農地防災事業

農林水産省においては、次の農地防災事業を実施する。

6-1 直轄事業

・国営総合農地防災事業等

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農用地・農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施する。

(現状) 湛水被害等が発生するおそれのある農用地の減少面積4.0万ha(平成25年度)

(目標) 10.0万ha(平成28年度)

27年度予算額 22,392百万円

26年度予算額 16,101

差引増△減 6,291

6-2 補助事業

・農地防災事業

農用地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業等を実施する。

(現状) 湛水被害等が発生するおそれのある農用地の減少面積4.0万ha(平成25年度)

(目標) 10.0万ha(平成28年度)

27年度予算額 28,115百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

26年度予算額 27,468百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

7 災害関連事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり災害関連事業を実施する。

・直轄地すべり対策災害関連緊急事業

豪雨等による地すべりに緊急に対処する事業を実施する。

27年度予算額 22百万円

26年度予算額 22

差引増△減 0

・災害関連緊急地すべり対策事業

豪雨等による地すべりに緊急に対処するため、災害関連緊急地すべり対策事業を実施する。

27年度予算額 54百万円

26年度予算額 54

差引増△減 0

・農業用施設等災害関連事業

農業用施設等の効用を増加し、災害の再発防止のため、農業用施設等災害関連事業等を実施する。

27年度予算額 72百万円

26年度予算額 185

差引増△減 △113

・直轄治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業

災害の再発防止のため、豪雨等により新たに発生した荒廃林地等について、緊急に復旧整備を行う事業を実施する。

27年度予算額 4,264百万円

26年度予算額 4,264

差引増△減 0

・治山施設災害関連事業

災害の再発防止のため、被災施設の改良等を行う治山施設災害関連事業を実施する。

27年度予算額 10百万円

26年度予算額 10

差引増△減 0

- ・林地崩壊対策事業
激甚災害に伴い発生した小規模な山腹崩壊地の早期復旧を図るとともに、山地災害危険地区において発生した土砂の崩壊等の災害に緊急に対処する事業を実施する。

27年度予算額	22百万円
26年度予算額	22
差引増△減	0

- ・森林災害復旧事業
民有林の激甚災害に係る被害森林の復旧を図る事業を実施する。

27年度予算額	1百万円
26年度予算額	1
差引増△減	0

- ・国有林森林災害復旧造林事業
激甚災害に係る被害森林の復旧を図る事業を実施する。

27年度予算額	1百万円
26年度予算額	1
差引増△減	0

- ・漁港関係災害関連事業
再度災害防止のため、被災施設の改良等を行う漁港災害関連事業を実施する。

27年度予算額	3百万円
26年度予算額	3
差引増△減	0

(2) 国土交通省所管事業（河川等）

国土交通省においては、河川等の災害関連事業を次のとおり実施する。

27年度予算額	13,403百万円
26年度予算額	15,460
差引増△減	△2,057

- ・河川等災害関連緊急事業
被災箇所の単独復旧のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合において、災害復旧と併せて必要な改良事業を実施する。また、砂防設備、地すべり防止施設の改良復旧や豪雨等により生じた土砂の崩壊等に関連し、緊急的の施工を必要とする砂防工事、地すべり防止工事を実施する。

27年度予算額	2,890百万円
26年度予算額	2,890
差引増△減	0

- ・河川等災害関連事業
河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜、道路及び橋梁について、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないと認められる箇所について、再度災害を防止等するため、未被災箇所を含めた改良復旧を実施する。また、激甚な災害によるがけ地の崩壊等が発生した箇所、緊急に施行する必要がある箇所についてがけ崩れ防止工事を実施する。

27年度予算額	793百万円
26年度予算額	699
差引増△減	94

- ・河川等災害復旧助成事業
河川又は海岸について、被害が激甚であって災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないと認められる箇所について、再度災害を防止するため、未被災箇所を含めた改良復旧を実施する。また、河川、砂防において災害復旧助成事業及び災害関連事業の実施に関し、改良事業による再度災害防止の効果を確保するため、障害物等支障となる原因の除去等を実施する。

27年度予算額	5,161百万円
26年度予算額	7,231
差引増△減	△2,070

- ・災害関連緊急砂防等事業
平成27年に発生する災害について、再度災害防止のため、緊急的の施工を必要とする砂防工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、雪崩防止工事及び大規模漂着流木対策工事を実施する。

27年度予算額	2,757百万円
26年度予算額	2,757
差引増△減	0

- ・河川等大規模災害関連事業
堤防の整備水準を大きく上回る大規模な洪水が発生し、被災施設の原形復旧のみで

は公益上必要な治水安全度が得られない場合において、災害復旧事業と併せてその災害要因を除去する河道掘削や横断工作物の改築等を実施する。

27年度予算額	1,187百万円
26年度予算額	1,312
差引増△減	△125

(3) 国土交通省所管事業（港湾）

国土交通省においては、港湾施設及び海岸保全施設の効用を増加し、災害の再発を防止するため、災害関連事業を実施する。また、「後進地域特例法」適用団体等補助率差額を補助する。

27年度予算額	12百万円
26年度予算額	20
差引増△減	△8

8 地盤沈下対策事業

(1) 地盤沈下対策事業

・地下水調査（保全調査）

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握、障害発生機構の解明等に関する調査を実施する。

27年度予算額	基礎技術調査費211百万円の内数
26年度予算額	基礎技術調査費212百万円の内数

・地盤沈下対策事業

農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地・農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施する。

（現状）湛水被害等が発生するおそれのある農用地の減少面積4.0万ha（平成25年度）

（目標）10.0万ha（平成28年度）
27年度予算額 28,015百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
26年度予算額 27,368百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、地盤沈下防止のため、次の事業を実施する。

・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため、改築3事業を実施する。

（現状）地盤沈下指定地域の地盤沈下状況（平成24年度）0.99～2.3cm/年

（目標）－（工業用水道を整備することにより、地盤沈下を防止することを目的としている。

27年度予算額	554百万円
26年度予算額	321
差引増△減	233

・地下水位観測調査

「工業用水法」に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施する。

（現状）地下水位の低下は地盤沈下につながる。本調査において、地下水位の観測を継続的に実施している。

（目標）－（地下水位の観測を継続的に実施することにより、地下水位の状況を把握することを目的としている。

27年度予算額	2百万円
26年度予算額	2
差引増△減	0

(3) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施する。

・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全及び管理し、地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案等に資するため、全国の一級水系の河川近傍における地下水の調査結果の評価を引き続き行う。

27年度予算額	8百万円
26年度予算額	8
差引増△減	0

・地盤沈下関連水準測量等

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域において干渉SAR技術による地盤変動調査を行うとともに水準測量を行い、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤変動の監視を行う。

(4) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握し、地下水データの整理と分析を行うほか、地下水採取量、地下水位及び地盤沈下の関係について定量的に評価を行う。これらの結果を活用し、地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るための検討を行う。

27年度予算額	31百万円
26年度予算額	31
差引増△減	0

(5) 地盤沈下防止対策事業等

環境省においては、全国の地盤沈下地域の概況について、地方公共団体から測量結果等の情報提供を受けて取りまとめ、公表を行うほか、広域の地盤高を高精度で計測可能な衛星データを活用する観測手法の実用性について評価し地盤沈下監視体制への導入を検討する。

(現状)「全国の地盤沈下地域の概況」を毎年度公表。衛星データを活用した地盤高変化の検証データを蓄積。

(目標) 継続して、毎年度「全国の地盤沈下地域の概況」を公表する。衛星データを活用した地盤沈下監視手法についての実用性を評価し、「地盤沈下監視ガイドライン」の改訂を目指す(平成28年度)。

27年度予算額	14百万円
26年度予算額	14
差引増△減	0

9 下水道における浸水対策

(再掲 第2章4-2(11))

国土交通省においては、都市化の進展や下

水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を行う公共下水道事業、都市下水道事業等を推進する。

また、「下水道浸水被害軽減総合事業」等を活用し、対象地区を限定し、下水道幹線やポンプ場、雨水貯留施設等の重点的な施設整備を行う。さらに、内水ハザードマップの作成・公表や降雨データのリアルタイム提供等のソフト対策、また、住民自らの取組による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図る。

(現状) 下水道による都市浸水対策達成率
約57%(平成25年度末)

(目標) 約60%(平成28年度末)

27年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

26年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

10 その他の事業

(1) 防災対策事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、防災対策事業債(自然災害防止事業)の対象とすることとしている。また、地方公共団体が単独事業として実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、一般事業債(河川等事業)の対象とすることとしている。

(2) 保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態

把握等の事業を実施する。

27年度予算額	491百万円
26年度予算額	493
差引増△減	△2

(3) 特殊地下壕等対策事業

農林水産省、国土交通省においては、戦時中に築造された防空壕等の特殊地下壕等について、現存する危険度が高いものに対して、埋戻し等の対策事業を行う。

27年度予算額	14百万円
26年度予算額	14
差引増△減	0

(4) 休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、同義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行う。

(現状) 排出基準等管理基準を遵守した坑廃水処理場の事業所率(平成25年度) 93%

(目標) 毎年100%

27年度予算額	1,905百万円
26年度予算額	1,906
差引増△減	△1

(5) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道(株)が施行する落石・なだれ等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業に対し補助を行う。

27年度予算額	1,185百万円
26年度予算額	1,119
差引増△減	66

(6) 鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、鉄道事業者の多数が開業後70年以上を経過しており、橋りょうやトンネル等の構造物の平均年齢が耐用年数を超える状況にあることから、地方の鉄道

について、橋りょう、トンネルの大規模な改良及び長寿命化に資する改良を推進する。

27年度予算額	285百万円
26年度予算額	285
差引増△減	0

(7) 災害対策等緊急事業推進費

国土交通省においては、自然災害により被災した地域、重大な交通事故が発生した箇所等において、住民及び利用者の安全・安心の確保を図るため、再度災害の防止対策や事故の再発防止対策等を緊急に実施する。

27年度予算額	16,832百万円
26年度予算額	17,811
差引増△減	△979

(8) 港湾の老朽化対策

国土交通省においては、港湾の老朽化対策として、施設単位毎に作成する維持管理計画や港湾単位で作成する予防保全計画に基づき、機能が低下した施設の利用転換等を計画的に進め、効率的な物流網の形成や防災機能の向上に資する物流施設の再編等を促進する。

27年度予算額	231,411百万円の内数
	829百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

26年度予算額	231,223百万円の内数
---------	---------------

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(9) 一般廃棄物処理施設の老朽化対策

環境省においては、ダイオキシン対策により整備した一般廃棄物処理施設の約4割が老朽化し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大のおそれがあることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を交付することで、施設の適切な更新や改修を図るとともに、地域住民の安全・安心を確保する。

27年度予算額	38,889百万円
26年度予算額	37,942
差引増△減	947

(10) 浄化槽の整備推進

環境省においては、個別分散型污水处理施設であり、災害に強い浄化槽の整備を推進するため、浄化槽整備に関する市町村の事業に対して国庫助成を行う。

(現状) 総人口に対する合併処理浄化槽の普及人口率(平成25年度調査結果)：9%

(目標)(平成29年度)：12%

27年度予算額 8,421百万円

26年度予算額 8,421

差引増△減 0

第4章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費については、訓練演習費、油購入費等から充当するとともに、災害派遣手当、災害加給食等に係る経費を計上している。

27年度予算額	748百万円
26年度予算額	729
差引増△減	19

1-2 災害救助費の国庫負担

内閣府においては、「災害救助法」に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担する。

27年度予算額	200百万円
26年度予算額	200
差引増△減	0

1-3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金の国庫負担

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担を行う。

27年度予算額	140百万円
26年度予算額	140
差引増△減	0

(2) 災害援護資金の原資の貸付

内閣府においては、市町村が一定規模以上の自然災害によって重傷を負った世帯主及び相当程度の住家並びに家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付ける災害援護資金の原資の貸付を行う。

27年度予算額	200百万円
26年度予算額	200
差引増△減	0

1-4 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、各都道府県が被災者生活再建支援基金における運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について、引き続き普通交付税措置を講じる。

1-5 その他の災害応急対策

災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行う。

27年度予算額	200百万円
26年度予算額	206
差引増△減	△6

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

治山施設について、平成27年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の地すべり防止施設について、平成27年災害に係る復旧事業の円滑な推進を図る。

さらに、漁港施設について、平成27年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

27年度予算額	893百万円
26年度予算額	947
差引増△減	△54

・補助事業

治山施設について、平成25年災害の復

旧を完了し、平成26年災害及び平成27年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、平成25年災害の復旧を完了し、平成26年災害及び平成27年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、平成25年災害の復旧を完了し、平成26年災害及び平成27年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

27年度予算額 1,113百万円

他に801百万円の内数

26年度予算額 1,058

他に910百万円の内数

差引増△減 55

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

27年度予算額 38,294百万円

26年度予算額 36,237

差引増△減 2,057

・直轄事業

河川、ダム、海岸、砂防設備及び地すべり防止施設について、平成26年災害及び平成27年災害について復旧事業の円滑な施行を図る。また、道路について、平成27年災害の復旧事業の円滑な施行を図る。

27年度予算額 10,759百万円

26年度予算額 10,751

差引増△減 8

・補助事業

河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道について、平成25年災害、平成26年災害及び平成27年災害の復旧事業の円滑な施行を図るとともに、火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市町村道に係る降灰除去事業に対してその費用の一部を補助する。

27年度予算額 27,535百万円

26年度予算額 25,486

差引増△減 2,049

(3) 港湾等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成26年災害の復旧を完了し、平成27年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

27年度予算額 506百万円

26年度予算額 591

差引増△減 △85

・補助事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成25年災害の復旧を完了し、平成26年災害及び平成27年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

27年度予算額 734百万円

26年度予算額 641

差引増△減 93

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

(1) 農林水産業施設

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

「土地改良法」に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設の災害復旧を行うものであり、災害発生を含めて2箇年で復旧を完了する基本方針の下に、平成27年発生災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

27年度予算額 139百万円

26年度予算額 139

差引増△減 0

・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、災害発生を含めて3箇年で復旧を完了する方針で、農地、農業用施設、林業用施設、漁業

用施設、農林水産業共同利用施設について事業の進捗を図る。

27年度予算額	7,791百万円
他に3,233百万円の内数	
26年度予算額	7,735
他に3,017百万円の内数	
差引増△減	56

(2) 国有林野事業（治山事業を除く。）

農林水産省においては、国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等の平成26年災害の復旧を完了するとともに、平成27年災害について、所要の復旧事業を実施する。

27年度予算額	1,098百万円
26年度予算額	1,217
差引増△減	△119

2-3 文教施設等災害復旧事業

(1) 国立大学等施設災害復旧事業

文部科学省においては、国立大学法人施設整備費補助金等をもって、平成27年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

27年度予算額	48,690百万円の内数
26年度予算額	48,625百万円の内数

(2) 公立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、公立学校施設の災害について、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」等により、平成27年発生災害に係る被災施設の復旧に必要な経費の一部補助を行う。

（現状）27年発生災害に対して補助を実施した割合0%

（目標）（平成27年度目標）27年発生災害に対する補助実施割合100%

27年度予算額	347百万円
26年度予算額	337
差引増△減	10

(3) 公立社会教育施設災害復旧事業

文部科学省においては、平成24年6月から7月にかけて九州北部を中心に発生した豪雨災害による公立社会教育施設の被害につい

て、激甚法に基づき被災施設の復旧に必要な経費の一部補助を行う。

（現状）復旧施設数1（平成26年度末）	
（目標）復旧率100%（平成27年度）	
27年度予算額	30百万円
26年度予算額	0
差引増△減	30

(4) 文化財災害復旧事業

文化庁においては、災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し、国庫補助を行う。

27年度予算額	25,524百万円の内数
26年度予算額	25,522百万円の内数

2-4 水道施設等災害復旧事業

厚生労働省においては、水道施設に係る災害について所要の復旧事業を実施する。

27年度予算額	350百万円
26年度予算額	350
差引増△減	0

2-5 その他の災害復旧事業

(1) 民放ラジオ難聴解消支援事業

総務省においては、ラジオの難聴を解消することにより、平時における国民に密着した情報に加え、災害時における国民に対する生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備支援を実施する。

（現状）AMラジオ放送に係る難聴解消地域数

（全ての親局において難聴が生じていると想定。平成30年度までにその全てを解消。）0%（平成25年度）

（目標）AMラジオ放送に係る難聴解消地域数

（全ての親局において難聴が生じていると想定。平成30年度までにその全てを解消。）100%（平成30年度）

27年度予算額	1,446百万円
---------	----------

26年度予算額	1,180
差引増△減	266

(2) 放送ネットワーク整備支援事業

総務省においては、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。

- (現状) 自然災害の被害を受けやすい場所に立地する全てのラジオ親局について、平成30年度までに、送信所の移転、FM補完局の整備又は予備送信所を整備19% (平成25年度)
- (目標) 自然災害の被害を受けやすい場所に立地する全てのラジオ親局について、平成30年度までに、送信所の移転、FM補完局の整備又は予備送信所を整備100% (平成30年度)

27年度予算額	100百万円
26年度予算額	0
差引増△減	100

(3) 保護観察体制の復旧

法務省においては、東日本大震災の被災地域における保護観察処遇等の体制の再構築を図るため、更生保護拠点を運営する。

(現状) 100% → (目標) 100%

(4) 法務局の復旧

法務省においては、東日本大震災で被災した水戸地方法務局本局及び仙台法務局気仙沼支局について、移転先の仮庁舎での事務処理を継続する。

- (現状) 仙台法務局気仙沼支局は、平成26年3月に新仮庁舎の取得調整を終了し、水戸地方法務局本局は、平成26年度までに新庁舎の設計を終了
- (目標) 庁舎の復旧について、仙台法務局気仙沼支局は、平成29年12月頃、水戸地方法務局本局は、平成30年度までの実施を予定している。

27年度予算額	-
26年度予算額	-

(5) 都市災害復旧事業等

国土交通省においては、地方公共団体等が施行する公共土木施設(公園)、都市施設の災害復旧事業及び堆積土砂排除事業に対し、補助を行うとともに、火山の爆発に伴い多量の降灰のあった市町村が行う宅地等の降灰除去事業に対して補助を行う。

27年度予算額	150百万円
26年度予算額	150
差引増△減	0

(6) 公営住宅等

国土交通省においては、地方公共団体が実施する既設公営住宅等の復旧事業について補助を行い、平成26年以前及び27年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

27年度予算額	100百万円
26年度予算額	100
差引増△減	0

(7) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、平成27年度の鉄道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行う。

27年度予算額	68百万円
26年度予算額	68
差引増△減	0

(8) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行う。

27年度予算額	30百万円
26年度予算額	30
差引増△減	0

3 財政金融措置

3-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、本土における政策金融機関の業務を、沖縄において一元的に行う総合政策金融機関として、沖縄県内の被災した中小企業者、生活衛生関係業

者、農林漁業者、医療施設開設者等の再建及び被災住宅の復興に資するため、貸付資金の確保に十分配慮するとともに、必要に応じて貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(2) 災害融資（私立学校施設）

日本私立学校振興・共済事業団においては、災害により被害を受けた私立学校に対して貸付条件を緩和した復旧措置を講ずる。

27年度予算額	200百万円
26年度予算額	200
差引増△減	0

(3) 独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構においては、融資の際、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(4) 農林漁業関係融資

農林水産省においては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」等に基づき、農業協同組合等からの災害融資について利子補給費及び損失補償費の補助を行うほか、所要の貸付資金の確保に配慮する。

27年度予算額	8百万円
26年度予算額	11
差引増△減	△3

(5) (株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）の融資

(株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）においては、被災した農林漁業者の経営維持安定、施設の復旧等に必要な資金を融通する。

(6) (株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）

(株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行う。

(7) (株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）による融資

(株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行う。

(8) 信用保証協会による信用保証

信用保証協会においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行う。

セーフティネット保証4号については、災害援助法が適用された時点で発動するなど、平成27年2月に運用基準を弾力化した。これにより、自然災害に迅速かつ柔軟に対応することで、被災中小企業の一層の安全・安心を確保する。

(9) 災害復旧高度化事業

大規模な災害により既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被害を受け、当該施設の復旧を図る場合、又は施設の復旧に当たって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。

(10) 小規模企業共済災害時貸付

独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、「災害救助法」適用地域で被災した小規模企業共済契約者に対し、原則として即日かつ低利で、共済掛金の範囲内で融資を行う。

(11) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行う。

3-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、平成27年度においては、

1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を6兆7,386億円と定めて実施する。

27年度予算額	139,123百万円
26年度予算額	129,380
差引増△減	9,743

(2) 農林漁業災害補償等

農林水産省においては、農林漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施する。

- ・「農業災害補償法」に基づき、農業災害に関する農業共済事業を実施する。

27年度予算額	88,134百万円
26年度予算額	93,844
差引増△減	△5,710

- ・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施する。

27年度予算額	9,275百万円
26年度予算額	9,453
差引増△減	△178

- ・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施する。

27年度予算額	9,256百万円
26年度予算額	8,485
差引増△減	771

(3) 森林保険事業

国立研究開発法人森林総合研究所においては、林業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、「森林保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険事業を実施する。

3-3 地方債

総務省においては、災害復旧事業債について平成27年度地方債計画（通常収支分）において647億円を計上している。

27年度予算額	27年度地方債計画額〔64,700百万円〕
---------	-----------------------

26年度予算額

26年度地方債計画額〔50,200百万円〕

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額（東日本大震災は5分の4）を補助する。

27年度予算額	600百万円
26年度予算額	600
差引増△減	0

4-2 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する（後掲 第4章4-4（1）、4-6（1））。

27年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
26年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、水無川流域で砂防設備を整備するとともに、監視カメラ映像等の情報提供等、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備を推進する。

27年度予算額	820,172百万円の内数
26年度予算額	818,511百万円の内数
※社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む	

4-3 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について

て、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じる。

(2) 被災者向け住宅確保対策

国土交通省においては、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資により、建築制限の行われている地域で制限解除後6箇月以内に行う住宅の再建について、引き続き支援する。

(3) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援する。

27年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

26年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

4-4 三宅島噴火災害に関する対策

(1) 農林水産省の対策

(再掲 第4章4-2(1))

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する(後掲 第4章4-6(1))。

27年度予算額 61,570百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

26年度予算額 61,570百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、泥石流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を推進する。

27年度予算額

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

26年度予算額

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交

付金で措置

4-5

平成16年(2004年)新潟県中越地震による災害に関する復興対策

国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講ずる。

・道路事業

新潟県中越地域の復興と活性化に向けた日本風景街道「よりみち街道『中越』」等の取組を、地域との協働により推進するとともに、新潟県中越地震の教訓を踏まえ、「道の駅」の防災機能の付加を引き続き推進する。

・土砂災害対策の推進

砂防関係事業においては、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい芋川流域において、集中的な土砂災害対策を行う。

27年度予算額 2,480,345百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金の内数

26年度予算額 2,476,454百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

4-6

平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

(再掲 第4章4-2(1)、4-4(1))

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

27年度予算額 61,570百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

26年度予算額 61,570百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発

し、荒廃が著しい栗駒山系において、集中的な土砂災害対策を行う。

27年度予算額	820,172百万円の内数
26年度予算額	818,511百万円の内数
※社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む	

4-7 霧島山（新燃岳）災害による復興対策

国土交通省においては、土石流の発生に備え、砂防設備の整備や土石流検知センサーによる監視体制の構築等の対策を推進する。

27年度予算額	820,172百万円の内数
※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置	
26年度予算額	818,511百万円の内数
※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置	
※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む	

4-8 東日本大震災に関する復興対策

(1) 住宅再建・復興まちづくり

復興庁においては、津波被災地における防災集団移転促進事業等の事業着手が進展し、まちづくりの動きが本格化する状況を踏まえ、引き続き、住宅再建・復興まちづくりを加速する。

(主な事業)

27年度予算額	1,348,739百万円
26年度予算額	1,329,615
差引増△減	19,124

①東日本大震災復興交付金

27年度予算額	317,258百万円
26年度予算額	363,794
差引増△減	△46,536

②災害復旧事業

27年度予算額	579,425百万円
26年度予算額	585,470
差引増△減	△6,045

③復興道路・復興支援道路の整備等

27年度予算額	197,478百万円
26年度予算額	170,585
差引増△減	26,893

④社会資本整備総合交付金（復興）

27年度予算額	117,132百万円
26年度予算額	76,306
差引増△減	40,826

⑤農林水産基盤整備

27年度予算額	64,823百万円
26年度予算額	50,710
差引増△減	14,113

⑥災害廃棄物の処理

27年度予算額	10,502百万円
26年度予算額	23,633
差引増△減	△13,131

⑦国営追悼・祈念施設（仮称）整備事業

27年度予算額	200百万円
差引増△減	200

(2) 産業・生業（なりわい）の再生

本格的な産業復興を進める段階に移行しつつあることを踏まえ、自立的で活力ある地域経済を再生する、創造的な産業復興を加速するための取組を強化する。

(主な事業)

27年度予算額	167,466百万円
26年度予算額	130,556
差引増△減	36,910

①中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

27年度予算額	40,000百万円
26年度予算額	22,066
差引増△減	17,934

②津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

27年度予算額	36,000百万円
26年度予算額	30,000
差引増△減	6,000

③災害関連融資

27年度予算額	30,672百万円
26年度予算額	22,142
差引増△減	8,530

④東日本大震災農業生産対策交付金

27年度予算額	5,053百万円
26年度予算額	7,487
差引増△減	△2,434

⑤復興水産加工業販路回復促進事業

27年度予算額	951百万円
26年度予算額	95
差引増△減	856

⑥復興特区利子補給金

27年度予算額	1,756百万円
26年度予算額	1,250
差引増△減	506

⑦震災等対応雇用支援事業

27年度予算額	10,700百万円
差引増△減	10,700

(3) 被災者支援（健康・生活支援）

復興庁においては、被災者の方々の住宅再建、被災した学生の修学等を引き続き支援するとともに、避難の長期化、災害公営住宅への移転の進捗に対応するため、見守り、心のケア等の被災者の健康・生活面での支援を強化する。

（主な事業）

27年度予算額	128,750百万円
26年度予算額	111,676
差引増△減	17,074

①災害救助法による災害救助等

27年度予算額	40,612百万円
26年度予算額	47,490
差引増△減	△6,878

②被災者生活再建支援金補助金

27年度予算額	19,000百万円
26年度予算額	9,600
差引増△減	9,400

③緊急スクールカウンセラー等派遣事業

27年度予算額	2,721百万円
26年度予算額	3,709
差引増△減	△988

④被災者の心のケア支援事業

27年度予算額	1,590百万円
26年度予算額	1,817
差引増△減	△227

⑤被災者健康・生活支援総合交付金

27年度予算額	5,890百万円
26年度予算額	0
差引増△減	5,890

⑥被災した学生への修学支援

27年度予算額	17,958百万円
26年度予算額	17,783
差引増△減	175

(4) 原子力災害からの復興・再生

復興庁等においては、平成25年12月20日の閣議決定（注）を踏まえ、除染・放射性物質汚染廃棄物処理を推進するとともに、早期帰還支援と新生活支援の両面から、福島復興・再生を加速する。

（注）「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月20日）

（主な事業）

27年度予算額	780,698百万円
26年度予算額	659,974
差引増△減	120,724

復興庁等においては、次のとおり事業を実施する。

①福島再生加速化交付金

27年度予算額	105,570百万円
26年度予算額	108,761
差引増△減	△3,191

②福島生活環境整備・帰還再生加速事業（地域の希望復活応援事業）

27年度予算額	6,785百万円
差引増△減	6,785

③放射性物質により汚染された土壌等の除染

27年度予算額	417,376百万円
26年度予算額	258,174
差引増△減	159,202

④放射性物質汚染廃棄物処理事業等

27年度予算額	138,681百万円
26年度予算額	138,012
差引増△減	669

⑤中間貯蔵施設の整備等

27年度予算額	75,800百万円
26年度予算額	101,190
差引増△減	△25,390

⑥風評被害対策

27年度予算額	2,304百万円
26年度予算額	898
差引増△減	1,406

⑦福島県双葉郡中高一貫校の設置に係る支援

27年度予算額	591百万円
26年度予算額	331
差引増△減	260

(5)「新しい東北」先導モデル事業等

復興庁においては、次のとおり事業を実施する。

「新しい東北」先導モデル事業等

27年度予算額	1,388百万円
26年度予算額	1,586
差引増△減	△198

①「新しい東北」先導モデル事業

27年度予算額	830百万円
26年度予算額	1,483
差引増△減	△653

②「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業

27年度予算額	558百万円
差引増△減	558

(6) 東日本大震災復興推進調整費

復興庁においては、復興に関する諸制度の隙間を埋め、国が実施する調査・企画事業の

委託や被災県が実施するソフト事業に対する補助等を実施する。

27年度予算額	3,000百万円
26年度予算額	5,000
差引増△減	△2,000

(7) 震災復興特別交付税

総務省においては、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災地方公共団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分する。

27年度予算額

地方財政計画額 589,818百万円

26年度予算額

地方財政計画額 572,332百万円

(8) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

法務省においては、日本司法支援センターにて、被災者の法的支援として、総合法律支援法に拠る情報提供、民事法律扶助、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に拠る震災法律援助の各業務を実施する。

（現状）100%

（目標）100%

(9) 登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行う。

・登記特設相談所の開設・被災者専用フリーダイヤルの設置

・復興に伴う登記事務処理体制の強化

（現状）100%

（目標）100%

(10) 人権擁護活動の強化

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及び人権擁護委員）にて、震災に伴って生起する様々な

人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、人権問題の発生を防止するための啓発活動を実施する。

(現状) 100%

(目標) 100%

27年度予算額 25百万円

26年度予算額 25

差引増△減 0

4-9 その他の災害に関する復興対策

農林水産省においては、有珠山において治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進する。

27年度予算額 61,570百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

第5章 国際防災協力

1 多国間協力

(1) 国際関係経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組」の普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、戦略的な国際防災協力の展開、アジア地域における多国間防災協力、日中韓等の二国間防災協力を推進する。

27年度予算額	198百万円
26年度予算額	190
差引増△減	8

(2) 新たな国際的な防災政策の指針・枠組 みの推進経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組」が国内外において定着し、着実に実施されるため、我が国の取組を共有するとともに、各国の防災実務者の能力強化を図り、「仙台防災枠組」の定着に資する国際防災協力を検討する。

27年度予算額	34百万円
差引増△減	34

(3) 防災ICTシステムの国際展開の推進

総務省においては、ASEAN地域等の自然災害多発国に対して、各国のニーズを踏まえ、我が国での多年の経験、ノウハウをもとに培った防災ICTシステムの実証実験・民間企業と連携した先方政府への働きかけや国際電気通信連合（ITU：International Telecommunications Union）を通じた働きかけ等を実施し、我が国の防災ICTシステムの海外展開を推進する。

- （現状）（平成23、24年度）インドネシアにおいて実証実験
（平成25年度）インドネシアが我が国のODAを要請
（平成26年度）協力準備調査開始
（目標）（平成28年度目標）事業実施国内での普及、アジア等周辺国への展開
（平成30年度目標）中南米等、他地

域への展開

（平成32年度目標）我が国の防災ICTの本格的な国際展開

27年度予算額

ICT国際展開パッケージ支援事業（1,145百万円）の内数

26年度予算額

国際電気通信連合等への分担金・支援事業（614百万円）の内数

(4) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国の消防防災に係る知見を提供し、各国消防防災部局との信頼関係を構築するためアジア諸国を対象に国際消防防災フォーラムを開催する。また、日韓における消防分野に関する情報交換を目的として日韓消防行政セミナーを開催する。

27年度予算額	5百万円
26年度予算額	6
差引増△減	△1

(5) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の強化を図るため、迅速な派遣体制の整備を図るとともに、全国で展開される国際消防救助隊の連携訓練の支援や指導員の育成、全ての登録消防本部を対象にしたセミナーの開催など教育訓練等の一層の充実を図る。

（現状）連携訓練及びセミナー参加隊員数	
24年度	188人
25年度	227人
26年度	213人
（目標）3か年を1サイクルとし、1サイクルで全ての国際消防救助隊登録隊員（599人）が訓練参加	
27年度予算額	19百万円
26年度予算額	17
差引増△減	2

(6) 消防防災インフラシステムの海外展開の推進

消防庁においては、急速な人口増加や経済成長に伴い、災害のリスクが増大している新興国に対して消防防災設備、車両等の展示・実演等の現地ワークショップ、トップセール

スなどを実施し、我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する。

27年度予算額	3百万円
26年度予算額	3
差引増△減	0

(7) 国連・国際機関等への拠出

外務省においては、国連等と協力し「仙台防災枠組」の着実な実施を推進するため、その中核となる国連国際防災戦略(UNISDR)事務局への拠出を行う。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリースウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所(UNOCHA)の活動等を支援する。

27年度予算額	209百万円
26年度予算額	216
差引増△減	△7

(8) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

文部科学省においては、アジア太平洋地域における衛星の災害関連情報の共有を目的として我が国が主導する「センチネルアジア」等の国際的な取組を通じて、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」の観測データ等を活用し、海外の災害状況把握に貢献する。

27年度予算額	運営費交付金 114,472百万円の内数
26年度予算額	運営費交付金 112,133百万円の内数

(9) 地球地図整備

国土地理院においては、世界の地理空間情報当局が協力して統一仕様の地理空間情報を整備する「地球地図プロジェクト」を事務局として推進するとともに、大規模災害発生時に地球地図による被災地周辺図を作成・提供するなど地球地図の防災分野での活用を行う。

27年度予算額	32百万円
26年度予算額	32
差引増△減	0

(10) 防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防

災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連防災と水に関する事務総長特使の活動支援等を通して、水防災に係る国際目標・指標等の策定や目標達成に向けた活動を推進する。

27年度予算額	65百万円
26年度予算額	65
差引増△減	0

(11) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国に対し、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像、台風の解析・予報に関する資料、季節予報資料及び気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行う。

(12) 北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供する。

2 二国間協力

(1) 開発途上国への協力

外務省等関係省庁においては、我が国の持つ豊富な経験や人材、技術を活用し、引き続き技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する災害救援や防災協力を行う。

27年度予算額	JICA運営費交付金及び無償資金協力等の内数
26年度予算額	JICA運営費交付金及び無償資金協力等の内数

(2) 防災分野における「地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)」の活用

外務省・独立行政法人国際協力機構(JICA)及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)は、我が国の優れた科学

技術と政府開発援助（ODA）との連携により、開発途上国における地球規模課題の解決につながる国際共同研究を推進するSATREPSを実施し、研究分野の一つとして防災分野に対する協力をを行う。

27年度予算額

JICA運営費交付金の内数、

JST運営費交付金の内数

26年度予算額

JICA運営費交付金の内数、

JST運営費交付金の内数

（3）防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、我が国の防災に関する優れた技術や知見を活かし、新興国等の防災機能の向上に寄与するとともに、そのインフラ需要を取り込むため、両国の産学官が一体となり、防災上の課題に対応した技術や解決策を追求する「防災協働対話」の取組を引き続き国別に展開する。加えて平成26年6月に設立した産学官の協力体制を構築する新組織である「日本防災プラットフォーム」を活用していく。

27年度予算額	35百万円
26年度予算額	25
差引増△減	10

附 属 资 料

附属資料 目次

1. 我が国の国土の状況

- 附属資料1 世界のマグニチュード6以上の震源分布と
プレート境界 …………… 附-1
- 附属資料2 世界の火山の分布状況 …………… 附-1
- 附属資料3 我が国の海溝と活断層の分布 …………… 附-2
- 附属資料4 我が国の活火山の分布 …………… 附-4

2. 災害の状況

- 附属資料5 我が国の主な被害地震（明治以降） …………… 附-5
- 附属資料6 我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況 …… 附-6
- 附属資料7 我が国における近年の主な自然災害 …………… 附-7
- 附属資料8 自然災害における死者・行方不明者数 …………… 附-9
- 附属資料9 自然災害における死者・行方不明者内訳 …………… 附-9
- 附属資料10 最近の主な自然災害について（阪神・淡路大震災以降）… 附-10
- 附属資料11 緊急災害対策本部及び非常災害対策本部の設置状況 …… 附-15
- 附属資料12 政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降） …… 附-16
- 附属資料13 災害救助法の適用実績（阪神・淡路大震災以降） …… 附-18
- 附属資料14 過去5年の激甚災害の適用実績 …………… 附-22
- 附属資料15 平成26年以降に発生した主な災害における
各府省庁の対応 …………… 附-23
- 附属資料16 施設関係等被害額及び同被害額の国民総生産に対する
比率の推移 …………… 附-32
- 附属資料17 平成25年発生災害による災害別施設関係等被害額 …… 附-32
- 附属資料18 東日本大震災、スマトラ島沖大地震、
阪神・淡路大震災の比較 …………… 附-33
- 附属資料19 東日本大震災における被害額の推計 …………… 附-34
- 附属資料20 我が国の主な火山噴火及び噴火災害 …………… 附-35
- 附属資料21 土砂災害の発生状況の推移 …………… 附-36
- 附属資料22 市町村別の土砂災害危険箇所の状況 …………… 附-36
- 附属資料23 短時間強雨の増加傾向 …………… 附-37
- 附属資料24 竜巻等の発生確認回数 …………… 附-38
- 附属資料25 1900年以降の世界の主な自然災害の状況 …………… 附-39

附属資料26	1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの 上位10位	附-42
--------	----------------------------------	------

附属資料27	平成26年度以降に起こった主な自然災害	附-42
--------	---------------------	------

3. 法制度

附属資料28	戦後の防災法制度・体制の歩み	附-45
--------	----------------	------

附属資料29	主な災害対策関係法律の類型別整理表	附-46
--------	-------------------	------

附属資料30	防災基本計画の構成と体系	附-47
--------	--------------	------

附属資料31	防災基本計画の主な改正経緯	附-48
--------	---------------	------

4. 体制

附属資料32	中央防災会議の組織について	附-49
--------	---------------	------

附属資料33	近年の中央防災会議の開催状況（平成20年以降）	附-50
--------	-------------------------	------

附属資料34	中央防災会議専門調査会の設置状況	附-51
--------	------------------	------

5. 予算

附属資料35	年度別防災関係予算額	附-52
--------	------------	------

附属資料36	防災関係予算額の推移	附-53
--------	------------	------

附属資料37	地震対策緊急整備事業計画	附-54
--------	--------------	------

附属資料38	地震防災緊急事業五箇年計画の概算事業量等	附-55
--------	----------------------	------

6. 防災上必要な施設及び設備の整備状況

附属資料39	国土交通省の物資拠点の指定状況	附-56
--------	-----------------	------

附属資料40	避難所に指定されている学校の 防災関係施設・設備の整備状況	附-56
--------	----------------------------------	------

附属資料41	都道府県別災害拠点病院数	附-57
--------	--------------	------

附属資料42	日赤病院・救急救命センター・DMAT指定医療機関数	附-58
--------	---------------------------	------

附属資料43	市区町村の津波避難ビルの指定状況	附-59
--------	------------------	------

附属資料44	福祉避難所の指定状況	附-60
--------	------------	------

附属資料45	公共インフラ等の耐震化の状況	附-60
--------	----------------	------

附属資料46	防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況	附-61
--------	---------------------	------

附属資料47	住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の状況	附-61
--------	-------------------------	------

附属資料48	公立小中学校施設の耐震化の状況	附-62
--------	-----------------	------

附属資料49	病院の耐震化の状況	附-63
--------	-----------	------

附属資料50 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化の状況 …… 附-63

7. 防災業務に従事する人員の状況

附属資料51 消防団員数の推移 …… 附-64

附属資料52 消防団員の年齢構成比率の推移 …… 附-64

附属資料53 水防団員数の推移 …… 附-65

附属資料54 自主防災組織の推移 …… 附-65

附属資料55 都道府県別自主防災組織活動カバー率 …… 附-66

附属資料56 地域の自主防災組織の設立運営に対する助成状況 …… 附-66

8. 各種施策の状況

附属資料57 ハザードマップ …… 附-67

附属資料58 災害が想定される市区町村における避難勧告等の
発令基準の策定状況 …… 附-67

附属資料59 市区町村の住民に対する避難の指示等の伝達手段 …… 附-68

附属資料60 都道府県間の応援協定に基づく応援回数と
民間機関等との応援協定の状況 …… 附-69

附属資料61 市区町村の応援協定の状況 …… 附-70

附属資料62 市区町村の民間機関等との応援協定等の締結状況 …… 附-70

附属資料63 防災訓練の実施状況 …… 附-71

附属資料64 震災訓練の実施状況 …… 附-72

附属資料65 津波対策の実施状況 …… 附-73

9. 我が国の国際協力の状況

附属資料66 各府省庁における国際協力に関する事業一覧 …… 附-74

附属資料67 技術協力プロジェクト事業における
防災関係の事例（2014年度） …… 附-77

10. その他

附属資料68 地震保険の契約件数等の推移 …… 附-80

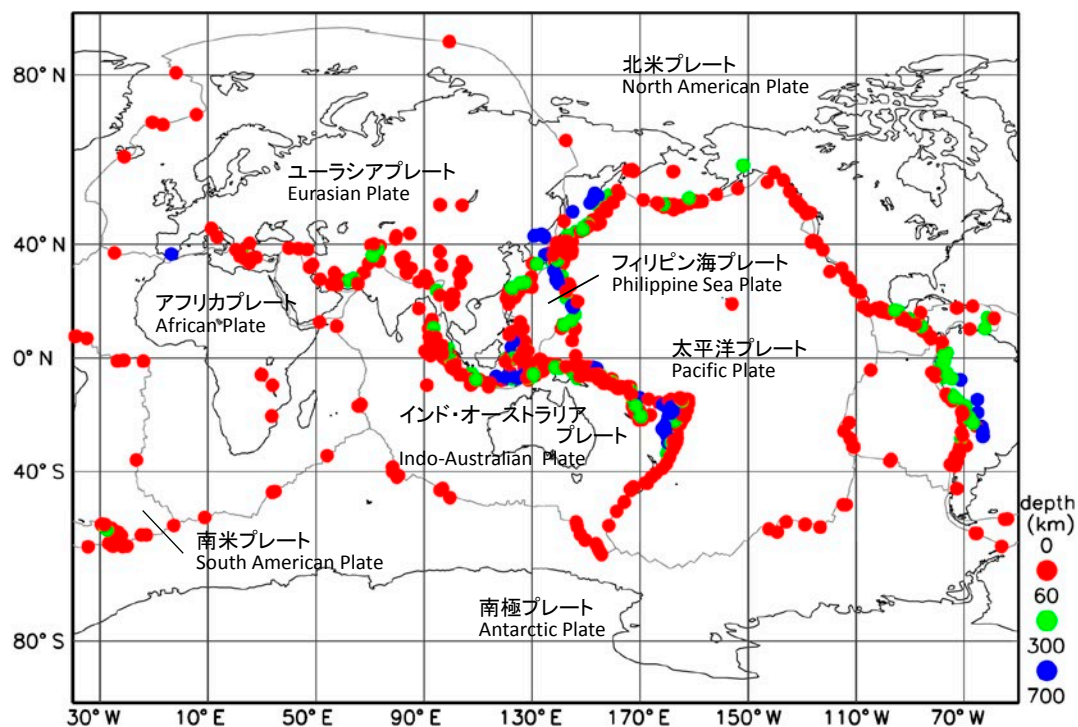
附属資料69 自助、共助、公助の対策に関する意識 …… 附-80

附属資料70 気象庁震度階級関連解説表 …… 附-81

附属資料71 特別警報発表基準 …… 附-85

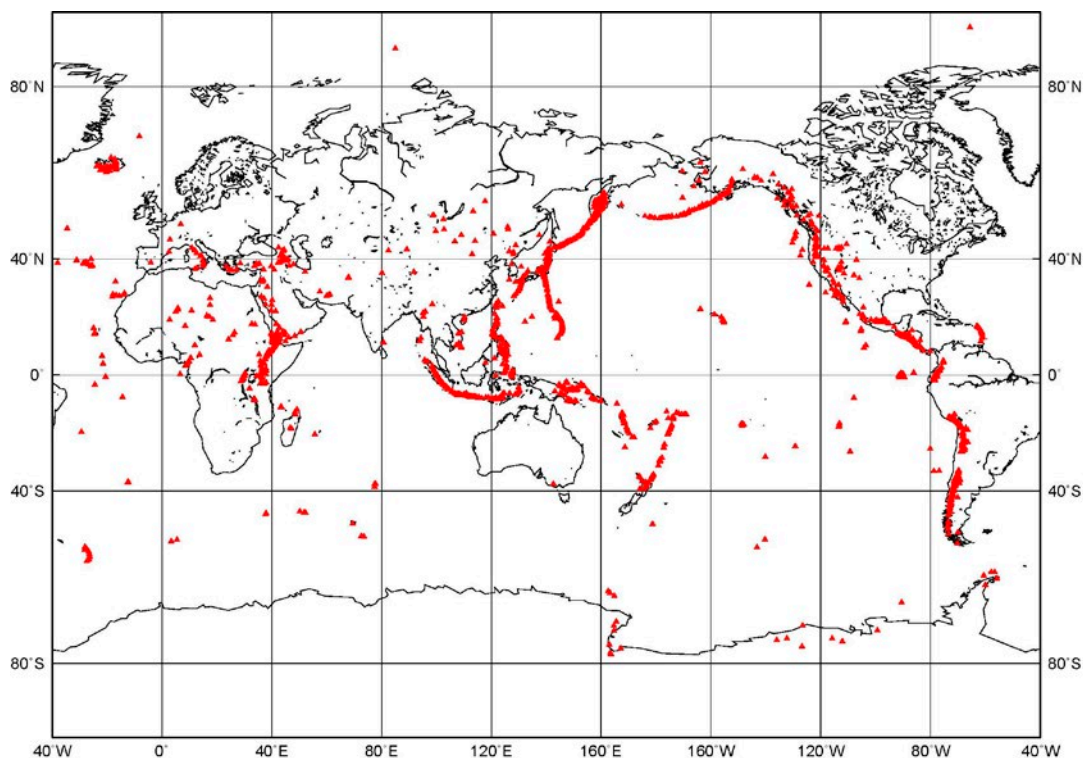
1. 我が国の国土の状況

附属資料1 世界のマグニチュード6以上の震源分布とプレート境界



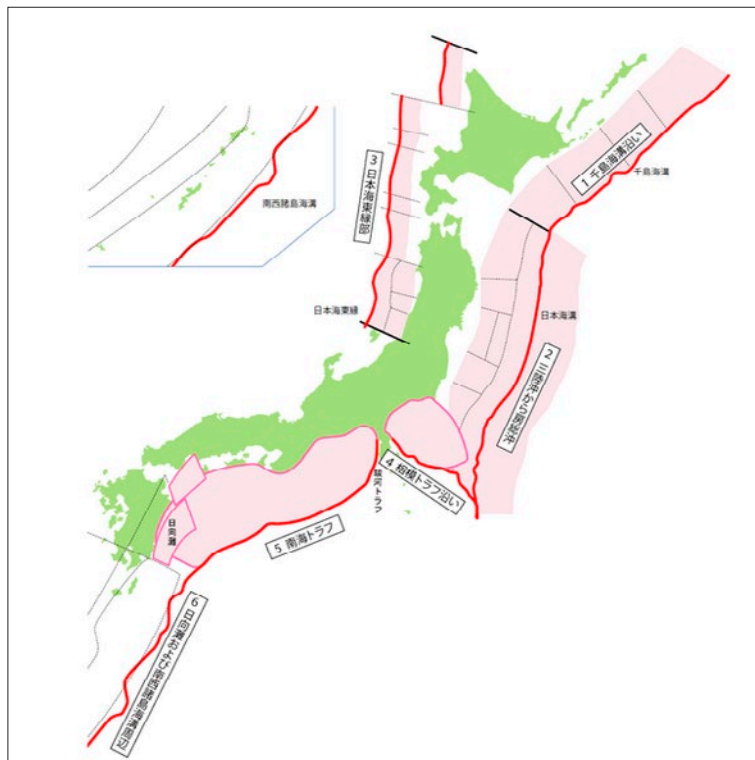
(注) 2005年～2014年
 出典：アメリカ地質調査所の震源データをもとに気象庁作成

附属資料2 世界の火山の分布状況

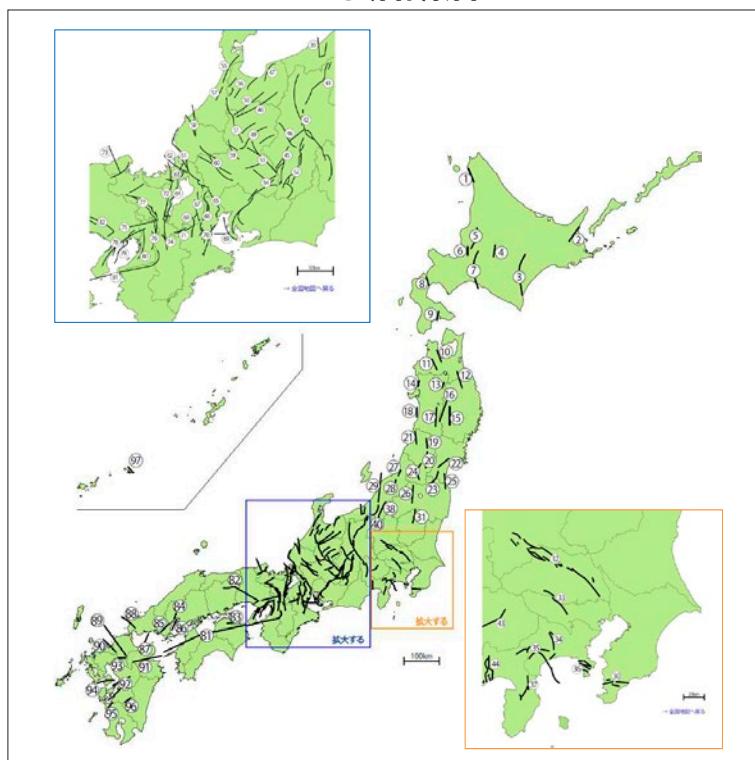


出典：気象庁資料

主な海溝



主な活断層

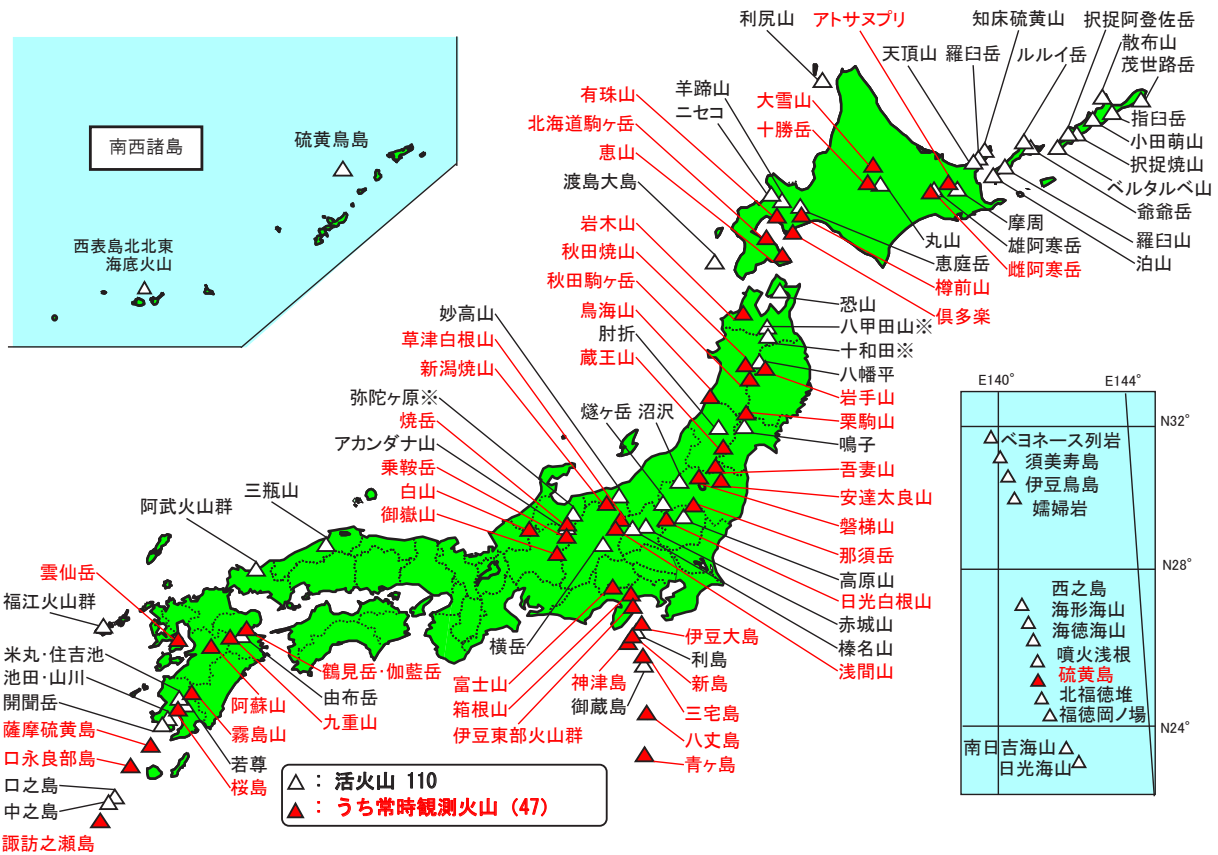


出典：文部科学省資料

番号	断層の名称	番号	断層の名称
1	サロベツ断層帯	51	庄川断層帯
2	標津断層帯	52	伊那谷断層帯
3	十勝平野断層帯	53	阿寺断層帯
4	富良野断層帯	54	屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯
5	増毛山地東縁断層帯・沼田－砂川付近の断層帯	55	邑知淵断層帯
6	当別断層	56	砺波平野断層帯・呉羽山断層帯
7	石狩低地東縁断層帯	57	森本・富樫断層帯
8	黒松内低地断層帯	58	福井平野東縁断層帯
9	函館平野西縁断層帯	59	長良川上流断層帯
10	青森湾西岸断層帯	60	濃尾断層帯
11	津軽山地西縁断層帯	61	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯
12	折爪断層	62	野坂・集福寺断層帯
13	花輪東断層帯	63	湖北山地断層帯
14	能代断層帯	64	琵琶湖西岸断層帯
15	北上低地西縁断層帯	65	養老－桑名－四日市断層帯
16	栗石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯	66	鈴鹿東縁断層帯
17	横手盆地東縁断層帯	67	鈴鹿西縁断層帯
18	北由利断層	68	頓宮断層
19	新庄盆地断層帯	69	伊勢湾断層帯
20	山形盆地断層帯	70	布引山地東縁断層帯
21	庄内平野東縁断層帯	71	木津川断層帯
22	長町－利府線断層帯	72	三方・花折断層帯
23	福島盆地西縁断層帯	73	山田断層帯
24	長井盆地西縁断層帯	74	京都盆地－奈良盆地断層帯南部（奈良盆地東縁断層帯）
25	双葉断層	75	有馬－高槻断層帯
26	会津盆地西縁・東縁断層帯	76	生駒断層帯
27	楡形山脈断層帯	77	三峠・京都西山断層帯
28	月岡断層帯	78	六甲・淡路島断層帯
29	長岡平野西縁断層帯	79	大阪湾断層帯
30	鴨川低地断層帯	80	上町断層帯
31	関谷断層	81	中央構造線断層帯（金剛山地東縁－伊予灘）
32	深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）	82	山崎断層帯
33	立川断層帯	83	長尾断層帯
34	伊勢原断層	84	五日市断層帯
35	塩沢断層帯・平山－松田北断層帯・国府津－松田断層帯（神縄・国府津－松田断層帯）	85	岩国断層帯
36	三浦半島断層群	86	安芸灘断層群
37	北伊豆断層帯	87	宇部沖断層群（周防灘断層群）
38	六日町断層帯	88	菊川断層帯
39	高田平野断層帯	89	西山断層帯
40	十日町断層帯	90	警固断層帯
41	長野盆地西縁断層帯（信濃川断層帯）	91	別府－万年山断層帯
42	糸魚川－静岡構造線断層帯	92	布田川断層帯・日奈久断層帯
43	曾根丘陵断層帯	93	水縄断層帯
44	富士川河口断層帯	94	雲仙断層群
45	木曾山脈西縁断層帯	95	出水断層帯
46	境峠・神谷断層帯	96	人吉盆地南縁断層
47	魚津断層帯	97	宮古島断層帯
48	跡津川断層帯		
49	高山・大原断層帯		
50	牛首断層帯		

出典：文部科学省資料

附属資料4 我が国の活火山の分布



出典：気象庁ホームページをもとに内閣府作成

2. 災害の状況

附属資料5 我が国の主な被害地震（明治以降）

災害名		年月日	死者・ 行方不明者数
濃尾地震	(M8.0)	1891年（明治24年）10月28日	7,273人
明治三陸地震津波	(M8 $\frac{1}{4}$)	1896年（明治29年）6月15日	約2万2,000人
関東大地震	(M7.9)	1923年（大正12年）9月1日	約10万5,000人
北丹後地震	(M7.3)	1927年（昭和2年）3月7日	2,925人
昭和三陸地震津波	(M8.1)	1933年（昭和8年）3月3日	3,064人
鳥取地震	(M7.2)	1943年（昭和18年）9月10日	1,083人
東南海地震	(M7.9)	1944年（昭和19年）12月7日	1,251人
三河地震	(M6.8)	1945年（昭和20年）1月13日	2,306人
南海地震	(M8.0)	1946年（昭和21年）12月21日	1,443人
福井地震	(M7.1)	1948年（昭和23年）6月28日	3,769人
十勝沖地震	(M8.2)	1952年（昭和27年）3月4日	33人
1960年チリ地震津波	(Mw9.5)	1960年（昭和35年）5月24日	142人
新潟地震	(M7.5)	1964年（昭和39年）6月16日	26人
1968年十勝沖地震	(M7.9)	1968年（昭和43年）5月16日	52人
1974年伊豆半島沖地震	(M6.9)	1974年（昭和49年）5月9日	30人
1978年伊豆大島近海の地震	(M7.0)	1978年（昭和53年）1月14日	25人
1978年宮城県沖地震	(M7.4)	1978年（昭和53年）6月12日	28人
昭和58年（1983年）日本海中部地震	(M7.7)	1983年（昭和58年）5月26日	104人
昭和59年（1984年）長野県西部地震	(M6.8)	1984年（昭和59年）9月14日	29人
平成5年（1993年）北海道南西沖地震	(M7.8)	1993年（平成5年）7月12日	230人
平成7年（1995年）兵庫県南部地震	(M7.3)	1995年（平成7年）1月17日	6,437人
平成16年（2004年）新潟県中越地震	(M6.8)	2004年（平成16年）10月23日	68人
平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	(M7.2)	2008年（平成20年）6月14日	23人
平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	(Mw9.0)	2011年（平成23年）3月11日	2万1,839人

※Mw：モーメントマグニチュード

(注)

1. 戦前については死者・行方不明者が1,000人を超える被害地震、戦後については死者・行方不明者が20人を超える被害地震を掲載した。
2. 関東地震の死者・行方不明者数は、理科年表（2006年版）の改訂に基づき、約14万2,000人から約10万5,000人へと変更した。
3. 兵庫県南部地震の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,521人。
4. 東日本大震災の死者（震災関連死含む）・行方不明者数については平成27年3月1日現在の数値。

出典：理科年表、消防庁資料、警察庁資料、日本被害地震総覧、緊急災害対策本部資料

附属資料6

我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況

年 月 日	災 害 名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
昭和 20. 1. 13	三河地震 (M6.8)	愛知県南部	2,306人
9. 17~ 18	枕崎台風	西日本 (特に広島)	3,756人
21. 12. 21	南海地震 (M8.0)	中部以西の日本各地	1,443人
22. 8. 14	浅間山噴火	浅間山周辺	11人
9. 14~ 15	カスリーン台風	東海以北	1,930人
23. 6. 28	福井地震 (M7.1)	福井平野とその周辺	3,769人
9. 15~ 17	アイオン台風	四国~東北 (特に岩手)	838人
25. 9. 2~ 4	ジェーン台風	四国以北 (特に大阪)	539人
26. 10. 13~ 15	ルース台風	全国 (特に山口)	943人
27. 3. 4	十勝沖地震 (M8.2)	北海道南部、東北北部	33人
28. 6. 25~ 29	大雨 (前線)	九州、四国、中国 (特に北九州)	1,013人
7. 16~ 24	南紀豪雨	東北以西 (特に和歌山)	1,124人
29. 5. 8~ 12	風害 (低気圧)	北日本、近畿	670人
9. 25~ 27	洞爺丸台風	全国 (特に北海道、四国)	1,761人
32. 7. 25~ 28	諫早豪雨	九州 (特に諫早周辺)	722人
33. 6. 24	阿蘇山噴火	阿蘇山周辺	12人
9. 26~ 28	狩野川台風	近畿以東 (特に静岡)	1,269人
34. 9. 26~ 27	伊勢湾台風	全国 (九州を除く、特に愛知)	5,098人
35. 5. 24	チリ地震津波	北海道南岸、三陸海岸、志摩海岸	142人
38. 1.	昭和38年1月豪雪	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	231人
39. 6. 16	新潟地震 (M7.5)	新潟、秋田、山形	26人
40. 9. 10~ 18	台風第23、24、25号	全国 (特に徳島、兵庫、福井)	181人
41. 9. 23~ 25	台風第24、26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	317人
42. 7. ~ 8.	7、8月豪雨	中部以西、東北部	256人
43. 5. 16	1968年十勝沖地震 (M7.9)	青森県を中心に北海道南部・東北地方	52人
47. 7. 3~ 15	台風第6、7、9号及び7月豪雨	全国 (特に北九州、島根、広島)	447人
49. 5. 9	1974年伊豆半島沖地震 (M6.9)	伊豆半島南端	30人
51. 9. 8~ 14	台風第17号及び9月豪雨	全国 (特に香川、岡山)	171人
52. 1.	雪害	東北、近畿北部、北陸	101人
52. 8. 7~ 53. 10.	有珠山噴火	北海道	3人
53. 1. 14	1978年伊豆大島近海の地震 (M7.0)	伊豆半島	25人
6. 12	1978年宮城県沖地震 (M7.4)	宮城県	28人
54. 10. 17~ 20	台風第20号	全国 (特に東海、関東、東北)	115人
55. 12. ~ 56. 3.	雪害	東北、北陸	152人
57. 7. ~ 8.	7、8月豪雨及び台風第10号	全国 (特に長崎、熊本、三重)	439人
58. 5. 26	昭和58年 (1983年) 日本海中部地震 (M7.7)	秋田、青森	104人
7. 20~ 29	梅雨前線豪雨	山陰以東 (特に島根)	117人
10. 3	三宅島噴火	三宅島周辺	—
12. ~ 59. 3.	雪害	東北、北陸 (特に新潟、富山)	131人
59. 9. 14	昭和59年 (1984年) 長野県西部地震 (M6.8)	長野県西部	29人
61. 11. 15~ 12. 18	伊豆大島噴火	伊豆大島	—
平成 2. 11. 17~	雲仙岳噴火	長崎県	44人
5. 7. 12	平成5年 (1993年) 北海道南西沖地震 (M7.8)	北海道	230人
7. 31~ 8. 7	平成5年8月豪雨	全国	79人
7. 1. 17	阪神・淡路大震災 (M7.3)	兵庫県	6,437人
12. 3. 31~ 13. 6. 28	有珠山噴火	北海道	—
6. 25~ 17. 3. 31	三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	東京都	1人
16. 10. 20~ 21	台風第23号	全国	98人
10. 23	平成16年 (2004年) 新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68人
17. 12. ~ 18. 3.	平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
19. 7. 16	平成19年 (2007年) 新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15人
20. 6. 14	平成20年 (2008年) 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北 (特に宮城、岩手)	23人
22. 12. ~ 23. 3.	雪害	北日本~西日本にかけての日本海側	131人
23. 3. 11	東日本大震災 (Mw9.0)	東日本 (特に宮城、岩手、福島)	21,839人
23. 8. 29~ 23. 9. 7	平成23年台風第12号	近畿、四国	94人
23. 11. ~ 24. 3.	平成23年11月からの大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	132人
24. 12. ~ 25. 3.	平成24年12月からの大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	101人
25. 11. ~ 26. 3.	平成25年11月からの大雪等	北日本から関東甲信越地方 (特に山梨)	93人
26. 8. 20	平成26年 (2014年) 8月豪雨 (広島土砂災害)	広島県	74人
26. 9. 27	平成26年 (2014年) 御嶽山噴火	長野県、岐阜県	63人

※Mw：モーメントマグニチュード
(注)

1. 死者・行方不明者について、風水害は500人以上、雪害は100名以上、地震・津波・火山噴火は10人以上のもののほか、「災害対策基本法」による非常災害対策本部等政府の対策本部が設置されたもの。
2. 阪神・淡路大震災の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,515人。
3. 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震の死者は、平成12年7月1日の地震によるもの。
4. 平成26年以降の死者・行方不明者数は内閣府取りまとめによる速報値。
5. 東日本大震災の死者 (震災関連死含む)・行方不明者数については平成27年3月1日現在の数値。

出典：気象年鑑、理科年表、警察庁資料、消防庁資料、緊急災害対策本部資料、兵庫県資料をもとに内閣府作成

附属資料7

我が国における近年の主な自然災害

年 月 日	災 害 名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
平成 13. 3. 24	平成 13 年 (2001 年) 芸予地震 (M6.7)	広島県、愛媛県、山口県	2 人
4. 3	静岡県中部を震源とする地震 (M5.3)	静岡県	0 人
7. 11~	九州北部地方における大雨	福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県、山口県	0 人
8. 20~	13 台風第 11 号	西日本を中心とする全国	6 人
9. 6~	13 台風第 16 号	沖縄県、西日本	0 人
9. 8~	12 台風第 15 号	東日本を中心とする全国	8 人
14. 7. 9~	11 台風第 6 号	東北地方を中心とする全国	7 人
7. 13~	16 台風第 7 号	鹿児島県を中心とする全国	0 人
10. 1~	2 台風第 21 号	北海道、東北・関東・中部地方	4 人
15. 5. 26	宮城県沖を震源とする地震 (M7.1)	東北地方	0 人
7. 18~	21 梅雨前線豪雨	九州地方	23 人
7. 26	宮城県北部を震源とする地震 (M6.4)	宮城県	0 人
8. 7~	10 台風第 10 号	北海道を中心とする全国	19 人
9. 11~	14 台風第 14 号	沖縄県を中心とする全国	3 人
9. 26	平成 15 年 (2003 年) 十勝沖地震 (M8.0)	北海道	2 人
16. 7. 12~	13 平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨	新潟県、福島県	16 人
7. 17~	18 平成 16 年 7 月福井豪雨	福井県	5 人
7. 29~	8. 6 台風第 10 号・第 11 号及び関連する大雨	中国、四国地方	3 人
8. 17~	20 台風第 15 号及び関連する大雨	東北、四国地方	10 人
8. 27~	31 台風第 16 号	西日本を中心とする全国	17 人
9. 5	紀伊半島沖・東海道沖を震源とする地震 (M7.1,M7.4)	愛知県、三重県、和歌山県	0 人
9. 4~	8 台風第 18 号	中国地方を中心とする全国	45 人
9. 26~	30 台風第 21 号	西日本を中心とする全国	27 人
10. 8~	10 台風第 22 号	東日本太平洋側	9 人
10. 18~	21 台風第 23 号	近畿、四国地方を中心とする全国	98 人
10. 23	平成 16 年 (2004 年) 新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68 人
12. ~	17. 3. 雪害	北海道、東北及び北陸地方等	88 人
17. 3. 20	福岡県西方沖を震源とする地震 (M7.0)	福岡県	1 人
6. 27~	7. 25 梅雨前線による大雨	東北地方南部から九州地方	12 人
7. 23	千葉県北西部を震源とする地震 (M6.0)	東京、埼玉、神奈川、千葉	0 人
8. 16	宮城県沖を震源とする地震 (M7.2)	東北地方	0 人
8. 25~	26 台風第 11 号	関東、東海地方	0 人
9. 4~	8 台風第 14 号	中国、四国、九州地方を中心とする全国	29 人
12. ~	18. 3. 平成 18 年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152 人
18. 6. 10~	7. 29 梅雨前線による豪雨	関東、中部、近畿、中国、九州地方	33 人
9. 15	9. 20 台風第 13 号	中国、九州地方	10 人
11. 7	佐呂間町における竜巻	北海道 (佐呂間町)	9 人
19. 3. 25	平成 19 年 (2007 年) 能登半島地震 (M6.9)	石川県	1 人
4. 15	三重県中部を震源とする地震 (M5.4)	三重県	0 人
7. 5~	17 台風第 4 号及び梅雨前線による大雨	中部、四国、九州地方	7 人
7. 16	平成 19 年 (2007 年) 新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15 人
8. 2~	4 台風第 5 号	九州地方	0 人
9. 6~	8 台風第 9 号	東北、関東、中部地方	3 人
9. 13~	18 台風第 11 号及び前線による大雨	東北地方	4 人
10. 1	神奈川県西部を震源とする地震 (M4.9)	神奈川県	0 人
20. 2. 23~	24 低気圧による被害	北海道、東北、中部地方	4 人
6. 14	平成 20 年 (2008 年) 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北地方 (特に宮城、岩手)	23 人
7. 24	岩手県沿岸北部を震源とする地震 (M6.8)	北海道、東北地方	1 人
7. 28~	29 大雨による被害	北陸、近畿地方 (特に兵庫)	6 人
8. 26~	31 平成 20 年 8 月末豪雨	東北、関東、東海、中国地方 (特に愛知)	2 人
21. 7. 21 ~	26 平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨	中国、九州地方 (特に山口、福岡)	35 人
8. 10 ~	11 平成 21 年台風第 9 号	近畿、四国地方 (特に兵庫)	27 人
8. 11	駿河湾を震源とする地震 (M6.5)	東海地方	1 人
10. 7 ~	8 平成 21 年台風第 18 号	東北、関東、中部、近畿地方	5 人
22. 2. 28	チリ中部沿岸を震源とする地震による津波	東北、関東、東海、近畿、四国地方	0 人
6. 11 ~	7. 19 平成 22 年梅雨前線による大雨	中国、九州地方を中心とする全国	21 人
10. 18 ~	30 鹿児島県奄美地方における大雨	鹿児島県 (奄美)	3 人
11. ~	23. 3. 平成 22 年 11 月からの大雪	北海道、東北及び北陸地方等	131 人
23. 1. 26 ~	霧島山 (新燃岳) の噴火	宮崎県、鹿児島県	0 人
3. 11	平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震 (Mw9.0)	東北地方を中心とする全国	21,839 人
7. 19 ~	24 平成 23 年台風第 6 号	関東、東海、近畿、四国地方	3 人
7. 28 ~	30 平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨	東北、北陸地方 (特に新潟、福島)	6 人
8. 30 ~	9. 5 平成 23 年台風第 12 号	関東、東海、近畿、中国、四国地方	98 人
9. 15 ~	22 平成 23 年台風第 15 号	全国	19 人
11. ~	24. 3. 平成 24 年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	132 人
24. 5. 6	平成 24 年 5 月に発生した突風等	関東地方 (特に茨城、栃木)	3 人
6. 18 ~	20 平成 24 年台風第 4 号	全国	1 人
7. 2	7. 9 平成 24 年 7 月 3 日からの大雨	九州、沖縄地方を中心とする全国	2 人
7. 11	7. 14 平成 24 年 7 月 11 日からの大雨	九州北部地方を中心とする全国	32 人

年 月 日	災 害 名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
8. 13	平成24年8月13日からの大雨	近畿、中部地方	3人
9. 15	平成24年台風第16号	全国	0人
9. 28	平成24年台風第17号	中部、近畿、九州、沖縄地方	1人
12. ~ 25. 3.	平成25年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	101人
25. 4. 6	平成25年4月6日から低気圧	全国	1人
6. 8 ~ 8. 9	平成25年梅雨期における大雨等	東北及び中国地方	17人
8. 23 ~ 8. 28	平成25年8月23日から大雨等	中国地方を中心とする全国	2人
9. 2 及び 9. 4	平成25年9月2日及び4日の竜巻等	関東地方	0人
9. 15 ~ 9. 16	平成25年台風第18号	北日本から西日本にかけての日本海側 (特に近畿)	7人
10. 15 ~ 10. 16	平成25年台風第26号及び第27号	東日本から西日本にかけての太平洋側 (特に関東)	43人
10. 24 ~ 10. 26	平成25年11月末からの大雪等	東北及び関東甲信越地方	93人
11. ~ 26. 3.	平成26年台風第8号	全国	3人
26. 7. 6	平成26年台風第12号及び第11号	全国	6人
7. 30 ~ 8. 11	平成26年8月15日から大雨等 ※広島土砂災害を除く	近畿、北陸、東海地方	8人
8. 15 ~ 8. 26	平成26年(2014年)8月豪雨 (広島土砂災害)	広島県	74人
8. 20	平成26年(2014年)御嶽山噴火	長野県、岐阜県	63人
9. 27	長野県北部を震源とする地震	長野県	0人
11. 22			

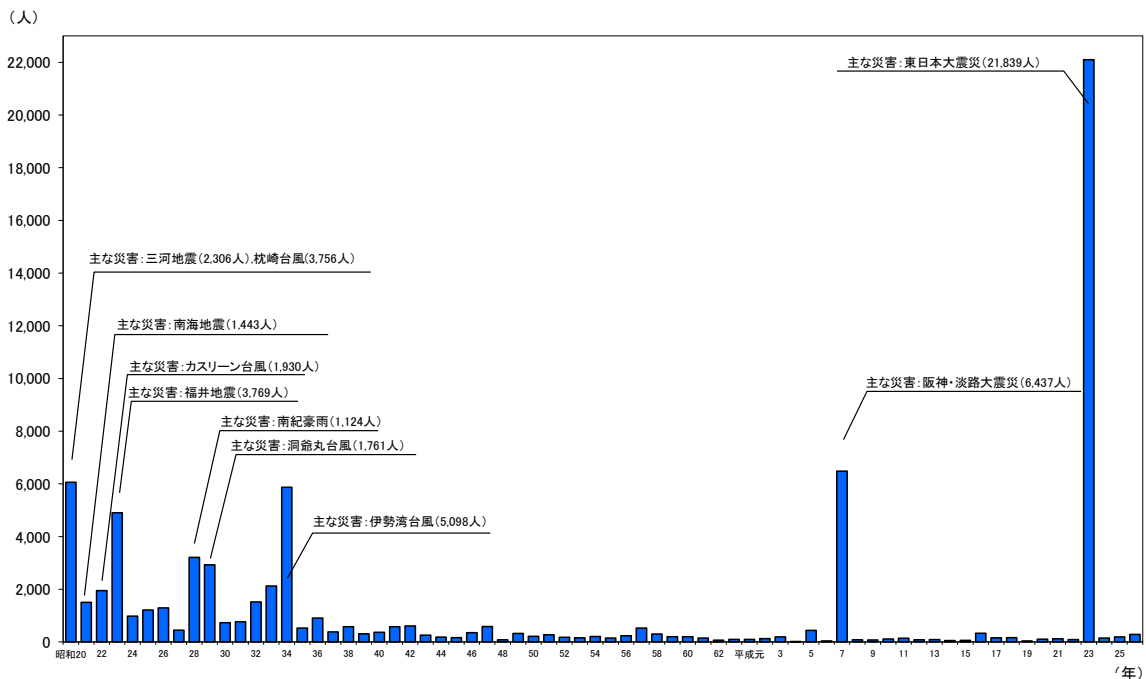
※Mw：モーメントマグニチュード

(注)

1. 内閣府において情報対策室が設置されたもの、死者・行方不明者があったもの。
2. 新潟県中越地震については、いわゆる関連死を含む。
3. 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震については、余震とみられる地震(※)の被害を含む。死者(震災関連死含む)・行方不明者数については平成27年3月1日現在の数値。
(※4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震、4月11日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、4月12日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、5月22日に発生した千葉県北東部を震源とする地震、7月25日に発生した福島県沖を震源とする地震、7月31日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月12日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月19日に発生した福島県沖を震源とする地震、9月10日に発生した茨城県北部を震源とする地震、10月10日に発生した福島県沖を震源とする地震、11月20日に発生した茨城県北部を震源とする地震、平成24年2月19日に発生した茨城県北部を震源とする地震、3月1日に発生した茨城県沖を震源とする地震、3月14日に発生した千葉県東方沖を震源とする地震、6月18日に発生した宮城県沖を震源とする地震、8月30日に発生した宮城県沖を震源とする地震、12月7日に発生した三陸沖を震源とする地震及び平成25年1月31日に発生した茨城県北部を震源とする地震)
4. 平成25年以降の死者・行方不明者数は内閣府取りまとめによる速報値。

出典：気象年鑑、理科年表、警察庁資料、消防庁資料

附属資料8 自然災害における死者・行方不明者数



(注) 平成7年の死者のうち、阪神・淡路大震災の死者について、いわゆる関連死919人を含む（兵庫県資料）
 平成23年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値
 （平成23年の死者・行方不明者のうち、東日本大震災については、消防庁資料「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況」（平成27年3月1日現在）により、死者には震災関連死を含む。）
 出典：昭和20年は主な災害による死者・行方不明者（理科年表による）。昭和21～27年は日本気象災害年報、昭和28年～37年は警察庁資料、昭和38年以降は消防庁資料をもとに内閣府作成

附属資料9 自然災害における死者・行方不明者内訳

年	風水害	地震・津波	火山	雪害	その他	合計
平成5年	183	233	1	9	11	437
6	8	3	0	21	7	39
7	19	6,437	4	14	8	6,482
8	21	0	0	28	35	84
9	51	0	0	16	4	71
10	80	0	0	28	1	109
11	109	0	0	29	3	141
12	19	1	0	52	6	78
13	27	2	0	59	2	90
14	20	0	0	26	2	48
15	48	2	0	12	0	62
16	240	68	0	16	3	327
17	48	1	0	98	6	153
18	87	0	0	88	2	177
19	14	16	0	5	4	39
20	21	24	0	48	7	100
21	76	1	0	35	3	115
22	31	0	0	57	1	89
23	136	21,843	0	125	2	22,106
24	52	2	0	138	0	192
25	75	0	0	92	6	173
26	101	0	63	121	0	285

(注) 本表は、対象年の1月1日から12月31日の死者・行方不明者数を表す。
 平成26年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値
 （平成23年に起きた災害のうち「地震・津波」欄のうち、東日本大震災については消防庁資料「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況」（平成27年3月1日）により、死者には震災関連死を含む。）
 出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

（計数：平成27年4月14日現在）

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備 考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
阪神・淡路大震災 （平成7年1月17日）	最大震度7 西日本地域の地震では未曾有の大災害。国・地方自治体を通じて防災対策のターニングポイントとなり、様々な防災対策の整備・強化が図られた。	6,437	43,792	104,906	144,274	—	・緊急対策本部設置 ^(※1) ・非常災害対策本部設置 ・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・激甚災害指定
東日本大震災 （平成23年3月11日）	最大震度7 津波により、岩手県、宮城県及び福島県をはじめとする東日本沿岸を中心に、甚大な被害が発生。	21,839	6,219	127,830	275,807	—	・緊急災害対策本部設置 ・緊急災害現地対策本部設置 ・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・防災担当大臣視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成12年有珠山噴火 （平成12年3月31日 ～平成13年6月28日）	気象庁が緊急火山情報を発表し、住民が噴火前に事前避難したために、人的被害なし。	—	—	119	355	—	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地対策本部設置 ・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成12年三宅島噴火及び 新島・神津島近海地震 （平成12年6月25日 ～平成17年3月31日）	山頂噴火が発生するとともにカルデラを形成。火山ガスの大量放出が続ぎ、三宅村の全住民に対し避難指示が出されたため、全住民が島外での避難生活を余儀なくされた。	1	15	15	20	—	・非常災害対策本部設置 ・総理大臣視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成16年台風第23号 （平成16年10月18日 ～21日）	近畿、四国地方を中心とする全国で河川の増水や土砂災害、波浪等によって、極めて多くの人的被害が発生、円山川水系円山川、出石川等で堤防の破堤・溢水。	98	555	909	7,776	14,323	・非常災害対策本部設置 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成16年（2004年） 新潟県中越地震 （平成16年10月23日）	最大震度7 家屋の倒壊、土砂崩れ等により多くの人的被害、孤立地域、避難者が発生したほか、住宅、ライフライン、交通機関、農地等に多大な被害発生。	68	4,805	3,175	13,810	—	・非常災害対策本部設置 ・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
福岡県西方沖を 震源とする地震 （平成17年3月20日）	最大震度6弱 玄界島等における家屋の倒壊、福岡市内におけるビル窓ガラスの落下が発生。	1	1,204	144	353	—	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・離島振興法適用
平成17年台風第14号 （平成17年9月4日～8日）	九州地方を中心とする記録的な大雨、土砂災害によって、多くの人的被害が発生。	29	179	1,178	3,692	7,159	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成18年豪雪 （平成17年12月 ～平成18年3月）	昭和38年に次いで、昭和56年と並び戦後2番目となる死者・行方不明者数。	152	2,145	18	28	12	・災害救助法適用
平成18年梅雨前線による 豪雨 （平成18年6月10日～ 7月29日）	長野県、鹿児島県等で土砂災害による死者が多数発生。	32	81	300	1,258	2,212	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成18年台風第13号 （平成18年9月15日～ 20日）	沖縄地方から九州地方にかけて暴風となり、宮崎県延岡市で竜巻による被害が発生。	10	448	159	514	189	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
北海道佐呂間町 における竜巻 （平成18年11月7日）	竜巻による被害としては観測史上最も多い死者。	9	31	7	7	—	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備 考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成19年（2007年）能登半島地震（平成19年3月25日）	最大震度6強 高齢化率が高く過疎化が進む中山間地域が被災。	1	356	686	1,740	—	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成19年台風第4号及び梅雨前線による大雨（平成19年7月5日～31日）	7月に上陸した台風としては最強の勢力。各地で記録的な大雨。	7	79	26	26	420	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・激甚災害指定
平成19年（2007年）新潟県中越沖地震（平成19年7月16日）	最大震度6強 家屋の倒壊等により多くの人的被害が発生。住宅、ライフライン、交通機関のほか原子力発電所にも被害発生。	15	2,346	1,331	5,709	—	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日）	最大震度6強 がけ崩れ等の土砂災害により多くの人的被害が発生。山間部の河川において多くの河道閉塞（天然ダム）が発生。	23	426	30	146	—	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
岩手県沿岸北部を震源とする地震（平成20年7月24日）	最大震度6弱 プレート内で発生した震源が深い型の地震。岩手・宮城内陸地震の被災地においても震度5弱以上を観測。	1	211	1	0	—	・政府調査団派遣
7月28日から大雨（平成20年7月28日～29日）	北陸地方や近畿地方などで局地的な大雨。 神戸市の都賀川で人的被害が発生。	6	13	6	16	536	・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成20年8月末豪雨（平成20年8月26日～31日）	各地で記録的な大雨となり、特に愛知県で多数の浸水被害が発生。	2	7	6	7	3,106	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成21年7月中国・九州北部豪雨（平成21年7月19日～26日）	梅雨前線により、山口県及び福岡県等で記録的な大雨。 山口県等で土砂災害により多数の死者が発生。	35	59	52	99	2,137	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成21年台風第9号（平成21年8月8日～11日）	台風の影響で、中国、四国地方から東北地方にかけて大雨。 兵庫県で浸水等による人的・住家被害が発生。	27	23	183	1,130	973	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
駿河湾を震源とする地震（平成21年8月11日）	最大震度6弱 のり面の崩壊により東名高速道路が通行止め。	1	319	0	6	—	
平成21年台風第18号（平成21年10月6日～8日）	台風の影響で、沖縄地方から北海道の広い範囲で暴風・大雨。 愛知県で風雨による多数の住家一部破損や浸水被害が発生。	5	137	9	89	572	・激甚災害指定
チリ中部沿岸を震源とする地震による津波（平成22年2月27日～28日）	27日正午過ぎ、チリ中部沿岸で地震が発生。翌28日に日本に津波が到達することから、28日9:33に大津波警報・津波警報が発表された。 養殖施設等、多数の水産被害が発生。	0	0	0	0	6	・激甚災害指定
平成22年梅雨前線による大雨（平成22年6月11日～7月19日）	6月中旬から梅雨前線が九州から本州付近に停滞し、断続的な活動が活発。九州南部では平年の2倍を超える雨量となった。 鹿児島県で大規模な土砂崩れ、広島県や岐阜県を中心に死者・行方不明者が生じた。	21	21	42	74	1,786	・総理大臣視察 ・防災担当大臣視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
鹿児島県奄美地方における大雨（平成22年10月18日～25日）	前線が奄美地方に停滞し、この前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となった。 奄美地方では1時間に120ミリ以上の猛烈な雨となり、降り始めからの降水量が800ミリを超えた。	3	2	10	479	119	・防災担当大臣視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成22年11月からの大雪 (平成22年11月1日～平成23年3月)	年末年始にかけて、西日本の日本海側等の一部では記録的な大雪となった。鳥取県や島根県では、漁船が転覆、沈没する等の被害が発生した。	128	1,491	9	12	6	・関係閣僚会議開催 ・防災担当大臣視察 ・災害救助法適用
霧島山（新燃岳）の噴火 (平成23年1月26日～)	新燃岳では、1月26日以降活発な活動を続けており、3月4日18時までに計13回発生した。噴火に伴う降灰が、鹿児島県霧島市、宮崎県都城市など山の南東側を中心に広い範囲で観測されている。	0	42	0	0	0	・関係閣僚会議開催（2回） ・防災担当大臣視察 ・避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域指定 ・災害救助法適用
平成23年台風第6号 (平成23年7月12日～24日)	7月20日00時30分頃に徳島県南部に上陸。上陸時の最大風速は40m/sで、大型で強い勢力を保っていた。 西日本では記録的な大雨となり、四国地方では降り始めからの降水量が1000ミリを超えたところがある。	3	54	0	1	28	・激甚災害指定
平成23年7月 新潟・福島豪雨 (平成23年7月27日～30日)	新潟県、福島県会津では、27日昼ごろから雨が降り始め、28日から断続的に1時間に80ミリを超える猛烈な雨が降った。 新潟県と福島県では「平成16年7月新潟・福島豪雨」を上回る記録的な大雨となった。	6	13	73	998	1,221	・政府調査団派遣（2回） ・防災担当大臣現地調査 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成23年台風第12号 (平成23年8月30日～9月6日)	西日本から北日本にかけて、広い範囲で記録的な大雨となった。 特に紀伊半島では、降り始めの8月30日17時からの総降水量が多いところで1800ミリを超え、多数の河道閉塞が発生した。	98	112	379	3,159	5,500	・非常災害対策本部設置 ・野田内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（2回） ・防災担当大臣現地調査 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定（本激）
平成23年台風第15号 (平成23年9月15日～22日)	西日本から北日本にかけての広い範囲で、暴風や記録的な大雨となった。 9月15日0時から22日9時までの総降水量は、九州や四国の一部で1000ミリを超え、多くの地点で9月の降水量平年値の2倍を超えた。	19	337	33	1,577	2,145	・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成23年11月からの大雪等 (平成23年11月～24年3月)	日本海側を中心に記録的な大雪となり、累積降雪量が過去5年間の平均を28%上回るとともに、積雪の深さも過去30年間の平均の2倍以上となっている地域もある。	133	1,990	13	12	3	・関係閣僚会議開催（2回） ・防災担当大臣現地調査（2回） ・災害救助法適用
平成24年5月に発生した突風等 (平成24年5月6日)	東海地方から東北地方にかけて、落雷や突風、降ひょうが発生。茨城県常総市からつくば市においては、国内最大級の強さ（F3）と推定される竜巻が発生。栃木県真岡市から茨城県常陸大宮市にかけての地域においては、統計史上2番目の長さとなる約32kmに及ぶ被害をもたらした竜巻が発生するなど、複数の竜巻が発生した。	3	59	89	197	—	・政府調査団派遣 ・防災担当大臣現地調査 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成24年台風第4号 (平成24年6月18日～20日)	台風と梅雨前線により、沖縄地方から東北地方にかけての広い範囲で大雨となったほか、台風の進路に沿って、沖縄地方から東北地方にかけての広い範囲で暴風、高波、高潮となった。	1	79	1	1	54	・激甚災害指定
平成24年6月21日から7月7日までの大雨 (平成24年6月21日～7月7日)	6月21日から7月7日にかけて、梅雨前線及び梅雨前線上に発生した黄海の低気圧の影響により、西日本から東日本及び北日本で雨が降り、九州など一部では大雨となった。	2	7	36 (※2)	180 (※2)	1,131 (※2)	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成24年7月九州北部豪雨 (平成24年7月11日～14日)	7月11日から14日にかけて、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、西日本から東日本にかけての広い範囲で大雨となった。特に九州北部地方では断続的に雷を伴って非常に激しい雨が降った。	32	27	363 (※3)	1,500 (※3)	3,298 (※3)	・野田内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成24年11月からの大雪等 (平成24年11月～)	北日本では、寒気の影響により低温となった日が続ぎ、日本海側を中心に降雪量が多くなった。このため、青森県の酸ヶ湯で積雪の深さが566cmとなるなど、北日本日本海側を中心に記録的な積雪となった。	103	1,517	5	7	2	・関係閣僚会議 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用
淡路島付近を震源とする地震 (平成25年4月13日)	最大震度6弱	0	34	6	66	—	—
平成25年梅雨期における大雨等 (平成25年6月8日から8月9日までの間の豪雨及び暴風雨による災害)	・6月8日から8月9日にかけて、梅雨前線が九州から本州付近に停滞し断続的に活動が活発となるとともに、高気圧の縁を回る暖かく非常に湿った空気の流入が梅雨明け後も継続した。また、この間、台風第4号及び7号が日本に接近した。このため、各地で大雨となった。	17	50	73	222	1,845	・安倍内閣総理大臣現地調査 ・政府調査団派遣（7回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年8月23日からの大雨等 (平成25年8月23日～28日)	前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、東日本の日本海側と西日本を中心に大雨となった。特に8月24日には島根県で、7月28日の豪雨に匹敵する記録的な大雨となった。また、北海道で大雨となったところがあった。	2	4	8	14	288	・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年9月2日及び4日の竜巻等 (平成25年9月2日、4日、7日)	・9月2日、埼玉県さいたま市、越谷市、松伏町、千葉県野田市及び茨城県坂東市でF2の竜巻 ・9月4日、高知県宿毛市でF0、高知県安芸市でF0、栃木県鹿沼市から宇都宮市、塩谷郡塩谷町から矢板市でそれぞれF1、三重県伊勢市から小俣町でF0の竜巻 ・9月7日、北海道苫小牧市でF0の突風	0	67	13	38	0	・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成25年台風第18号の大雨等 (平成25年9月15日～16日)	9月15日は東日本や北日本で局地的に激しい雨が降った。16日は、四国から北海道にかけての広い範囲で大雨となった。特に福井県、滋賀県、京都府では、記録的な大雨となった。また、F0～F1の竜巻が計10件発生した。	7	143	48	208	3,011	・政府調査団派遣（5回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年台風第26号及び第27号 (平成25年10月14日～16日) (平成25年10月24日～26日)	東日本、北日本の太平洋側を中心に大雨となった。特に東京都大島町では、1時間に100ミリ以上の猛烈な雨が降り、24時間雨量が824ミリに達するなど、記録的な大雨となった。	43	107	86	65	1,524	・安倍内閣総理大臣現地調査 ・政府調査団派遣（1回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年11月からの大雪等 (平成25年11月～26年3月)	・北日本から関東甲信越にかけて、広い範囲で記録的な大雪となった。 ・特に、2月14日から16日にかけては、甲府（山梨県）で114cm、秩父（埼玉県）で98cm、前橋（群馬県）で73cmになるなど、関東甲信地方を中心に過去の最深積雪の記録を大幅に上回る記録的な大雪となった。	95	1,770	28	40	3	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地対策本部設置 ・安倍内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（5回） ・災害救助法適用

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成26年台風第8号 (平成26年7月6日～7月11日)	・沖縄本島地方では記録的な大雨となった。 ・また、台風周辺の湿った南風と梅雨前線の影響で、台風から離れた地域でも局地的に猛烈な雨の降った所があった。	3	67	14	3	331	・政府調査団派遣（3回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成26年8月豪雨							
平成26年台風第12号及び第11号 (平成26年7月30日～8月11日)	〈台風第12号〉 ・5日夜から中国地方や東北地方で大雨となり、特に山口県では、局地的に1時間に100ミリを超える猛烈な雨の降った所があった。 〈台風第11号〉 西日本から北日本の広い範囲で大雨となった。特に、高知県では7日から11日までの総降水量が多いところで1,000ミリを超えるなど、四国地方から東海地方にかけて総降水量が600ミリを超える大雨となった。また、大気の状態が非常に不安定となり、栃木県等で、竜巻などの激しい突風が吹いた。	6	92	14	162	1,648	・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年8月15日からの大雨 (8月15日～8月26日) ※8月20日広島土砂災害を除く	・局地的に雷を伴って非常に激しい雨が降り、16日と17日の2日間に降った雨の量が、京都府福知山市や岐阜県高山市等で観測史上1位を更新する等、近畿、北陸、東海地方を中心に大雨となった。	8	7	35	129	2,117	・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年8月20日広島土砂災害（平成26年8月19日からの大雨による広島県における被害）	・前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、中国地方や九州北部地方を中心に大気の状態が非常に不安定となった。 ・20日3時30分には、広島県で1時間に約120ミリの猛烈な雨を観測したほか、24時間雨量が観測史上1位を更新するなど、記録的な大雨となった。	74	44	174	187	1,168	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地对策本部設置 ・安倍内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（3回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年御嶽山噴火 (平成26年9月27日)	・9月27日11時41分頃から火山性微動が発生し始め、同11時52分頃に噴火が発生。 ・南側斜面を噴煙が流れ下り、3キロメートルを超えるのを観測したため、噴火警戒レベル3（入山規制）を発表し、火口4キロメートル以内の立入を規制。 ・この噴火により、登山者に多数の被害が生じた。	63	69	0	0	0	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地对策本部設置 ・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用
長野県北部を震源とする地震 (平成26年11月22日)	最大震度6弱	0	46	50	91	0	・安倍内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年12月からの大雪等 (平成26年12月～27年3月)	強い冬型の気圧配置や低気圧と寒気の影響により、北日本から東日本の日本海側山沿いを中心に大雪に見舞われた。	83	1,029	9	12	5	・政府調査団派遣（1回） ・災害救助法適用
平成27年口永良部島の噴火 (平成27年5月29日) ^{※5}	・5月29日9時59分、新岳で爆発的噴火が発生。 ・同10時07分、気象庁は噴火警戒レベルを3（入山規制）から5（避難）に引き上げ。 ・この噴火に伴い、火砕流が海岸まで達したほか、噴煙が火口線上9,000m以上まで上がり、火口周辺に噴石が飛散した。	0	1	—	—	—	・政府現地連絡調整室設置 ・政府調査団派遣（1回） ・災害救助法適用

※1 閣議決定により設置されたもので、災害対策基本法に基づくものではない。
 ※2 住家被害数は、平成24年7月九州北部豪雨と一部重複がある。
 ※3 住家被害数は、平成24年6月21日から7月7日までの大雨と一部重複がある。
 ※4 阪神・淡路大震災と東日本大震災の死者には震災関連死を含む。
 ※5 口永良部島の噴火の状況は、平成27年6月3日時点のもの
 出典：内閣府資料

平成27年3月31日現在

本 部 の 名 称		設 置 期 間	本 部 長
1	豪雪地帯非常災害対策本部	S38.1.29~5.31	国務大臣
2	新潟地震非常災害対策本部	S39.6.16~10.31	国務大臣
3	昭和40年台風第23号、第24号及び第25号非常災害対策本部	S40.9.17~12.17	国務大臣
4	昭和41年台風第24号及び第26号非常災害対策本部	S41.9.26~12.27	国務大臣
5	昭和42年7月豪雨及び8月豪雨非常災害対策本部	S42.7.9~12.26	国務大臣
6	1968年十勝沖地震非常災害対策本部	S43.5.16~S44.5.2	国務大臣
7	昭和47年7月豪雨非常災害対策本部	S47.7.8~12.19	国務大臣
8	昭和51年台風第17号非常災害対策本部	S51.9.13~12.10	国土庁長官
9	昭和52年有珠山噴火非常災害対策本部	S52.8.11~S54.12.4	国土庁長官
10	1978年伊豆大島近海の地震非常災害対策本部	S53.1.16~8.4	国土庁長官
11	1978年宮城県沖地震非常災害対策本部	S53.6.13~11.28	国土庁長官
12	昭和54年台風第20号非常災害対策本部	S54.10.20~12.4	国土庁長官
13	昭和57年7月及び8月豪雨非常災害対策本部	S57.7.24~12.24	国土庁長官
14	昭和58年（1983年）日本海中部地震非常災害対策本部	S58.5.26~12.23	国土庁長官
15	昭和58年7月豪雨非常災害対策本部	S58.7.23~12.23	国土庁長官
16	昭和58年（1983年）三宅島噴火非常災害対策本部	S58.10.4~S59.6.5	国土庁長官
17	昭和59年（1984年）長野県西部地震非常災害対策本部	S59.9.16~S60.2.19	国土庁長官
18	平成3年（1991年）雲仙岳噴火非常災害対策本部	H3.6.4~H8.6.4	国土庁長官
19	平成5年（1993年）北海道南西沖地震非常災害対策本部	H5.7.13~H8.3.31	国土庁長官
20	平成5年（1993年）8月豪雨非常災害対策本部	H5.8.9~H6.3.15	国土庁長官
21	平成7年（1995年）兵庫県南部地震非常災害対策本部	H7.1.17~H14.4.21	国土庁長官 ↓ 兵庫県南部地震 対策担当大臣 ↓ 国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
	兵庫県南部地震緊急対策本部※1		内閣総理大臣
22	平成9年（1997年）ダイヤモンドグレース号油流出事故 非常災害対策本部	H9.7.2~H9.7.11	運輸大臣
23	平成12年（2000年）有珠山噴火非常災害対策本部	H12.3.31~H13.6.28 ※2	国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
24	平成12年（2000年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害 対策本部	H12.8.29~H14.5.15	国土庁長官 ↓
	平成12年（2000年）三宅島噴火非常災害対策本部※3	H14.5.16~H17.3.31	防災担当大臣
25	平成16年（2004年）台風第23号非常災害対策本部	H16.10.21~H19.3.31	防災担当大臣
26	平成16年（2004年）新潟県中越地震非常災害対策本部	H16.10.24~H20.3.31	防災担当大臣
27	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部	H23.3.11~	内閣総理大臣
28	平成23年（2011年）台風第12号非常災害対策本部	H23.9.4~H26.12.26	防災担当大臣
29	平成26年（2014年）豪雪非常災害対策本部	H26.2.18~H26.5.30	防災担当大臣
30	平成26年（2014年）8月豪雨非常災害対策本部	H26.8.22~H27.1.9	防災担当大臣
31	平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部	H26.9.28~	防災担当大臣

(注) 上記は「災害対策基本法」(昭和36年223号)に基づく緊急災害対策本部及び非常災害対策本部。

※1 閣議決定に基づき内閣に設置されたもので、「災害対策基本法」に基づくものではない。

※2 噴火が鎮静化したことによる。本部廃止と同時に有珠山噴火災害復旧・復興対策会議を設置。

※3 新島及び神津島については、応急対策が終了したことから名称変更。

出典：内閣府資料

附属資料 12 政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降）

平成27年3月31日現在

年	災害名	派遣月日	調査都道府県	団長
平成7	平成7年（1995年）兵庫県南部地震	1.17～18	兵庫県	国土庁長官
平成9	平成9年7月梅雨前線豪雨	7.11～12	鹿児島県、熊本県	国土庁長官
平成10	平成10年8月末豪雨	8.28	栃木県、福島県	国土政務次官
平成11	平成11年6月23日からの大雨	6.30～7.1	広島県	国土庁長官
	平成11年台風第18号と前線に伴う大雨	9.25	熊本県	国土庁長官
平成12	平成12年（2000年）有珠山噴火	3.31～4.1	北海道	国土庁長官
	平成12年（2000年）鳥取県西部地震	10.7	鳥取県	国土庁長官
平成13	平成13年（2001年）芸予地震	3.29	広島県、愛媛県	内閣府大臣政務官
平成15	7月梅雨前線豪雨	7.22	熊本県、鹿児島県	防災担当大臣
	宮城県北部を震源とする地震	7.27	宮城県	防災担当大臣
	平成15年（2003年）十勝沖地震	9.26～27	北海道	内閣府副大臣
平成16	平成16年7月新潟・福島豪雨	7.14	新潟県	防災担当大臣
		7.15	福島県	内閣府副大臣
	平成16年7月福井豪雨	7.20	福井県	内閣府副大臣
	平成16年台風第21号	10.1	三重県	防災担当大臣
	平成16年台風第22号	10.14	静岡県	内閣府副大臣
	平成16年台風第23号	10.22	兵庫県、京都府	防災担当大臣
		10.22	香川県、岡山県	内閣府副大臣
平成16年（2004年）新潟県中越地震	10.24	新潟県	防災担当大臣	
平成17	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20～21	福岡県	内閣府副大臣
	宮城県沖を震源とする地震	8.16～17	宮城県	内閣府大臣政務官
	平成17年台風第14号	9.9	宮崎県	防災担当大臣
平成18	7月4日からの梅雨前線による大雨	7.21	長野県	防災担当大臣
		7.25	鹿児島県	内閣府副大臣
	平成18年台風第13号	9.19	宮崎県	防災担当大臣
北海道佐呂間町における竜巻	11.7～8	北海道	防災担当大臣	
平成19	平成19年（2007年）能登半島地震	3.25～26	石川県	防災担当大臣
	台風第4号及び梅雨前線による大雨	7.13	熊本県	内閣府副大臣
	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	防災担当大臣
平成20	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	6.14～6.15	岩手県、宮城県	防災担当大臣
	岩手県沿岸北部を震源とする地震	7.24	岩手県、青森県	防災担当大臣
	平成20年8月末豪雨	8.29	愛知県	防災担当大臣
平成21	平成21年7月中国・九州北部豪雨	7.22	山口県	防災担当大臣
		7.27	福岡県	防災担当大臣
	平成21年台風第9号	8.11	兵庫県、岡山県	防災担当大臣
平成23	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	3.11	宮城県	内閣府副大臣
		3.12	岩手県	内閣府副大臣
		3.12	福島県	財務大臣政務官
	平成23年7月新潟・福島豪雨	7.31	新潟県、福島県	防災担当大臣
		8.2	福島県	内閣府副大臣
	平成23年台風第12号	9.4～9.7	和歌山県、奈良県、三重県	内閣府大臣政務官
9.6	奈良県	国土交通大臣		
平成24	平成24年5月に発生した突風等	5.7	茨城県、栃木県	内閣府副大臣
	平成24年7月九州北部豪雨	7.13～7.14	熊本県、大分県	防災担当大臣

年	災害名	派遣月日	調査都道府県	団長	
平成25	平成24年11月末からの大雪等	7.21~7.22	福岡県、大分県、 鹿児島県	防災担当大臣	
		3.4~3.5	北海道	内閣府大臣政務官、 内閣総理大臣補佐官	
	梅雨期における大雨等	7.29~7.30	島根県、山口県	内閣府副大臣	
		8.3	山形県、福島県	内閣府大臣政務官	
		8.3	新潟県	農林水産大臣政務官	
		8.3	岩手県、宮城県	国土交通大臣政務官	
		8.9	島根県、山口県	防災担当大臣	
		8.13	秋田県	内閣府副大臣	
		8.13	岩手県、秋田県	内閣府大臣政務官	
	9月2日及び4日の竜巻等	9.3	埼玉県	内閣府大臣政務官	
		9.4	千葉県	内閣府大臣政務官	
	台風第18号による大雨等	9.17	埼玉県	内閣府大臣政務官	
		9.18	京都府	防災担当大臣事務代理	
		9.18	滋賀県、福井県	内閣府副大臣	
		9.19	三重県	内閣府大臣政務官	
	台風第26号	9.19~9.20	青森県、岩手県、 秋田県	内閣総理大臣補佐官	
		10.19	東京都大島町	防災担当大臣	
	平成26	今冬期の大雪等	2.6	秋田県	内閣府副大臣
			2.17	山梨県	内閣府大臣政務官
3.7			東京都、山梨県	内閣府副大臣、 環境省副大臣	
3.10			埼玉県	内閣府副大臣	
3.15			長野県、群馬県	内閣府副大臣	
台風第8号及び梅雨前線		7.11	長野県	内閣府大臣政務官	
		7.12	山形県	内閣府大臣政務官	
		7.14~7.15	沖縄県	内閣府大臣政務官	
台風第12号及び第11号		8.11~8.13	徳島県、高知県	内閣府副大臣	
		8.11	栃木県	内閣府大臣政務官	
8月15日からの大雨		8.18~8.19	兵庫県、京都府	内閣府副大臣	
		8.19	岐阜県	内閣府大臣政務官	
8月19日からの広島県の大雨		8.20~8.21	広島県	防災担当大臣	
		9.6	広島県	防災担当大臣	
		9.17	広島県	内閣府大臣政務官	
御嶽山噴火		9.28	長野県	内閣府副大臣	
		10.11	長野県	防災担当大臣	
長野県北部を震源とする地震		11.23	長野県	内閣府大臣政務官	
		12.2	長野県	防災担当大臣	
今冬期の大雪等	12.9	徳島県	防災担当大臣		
平成27	口永良部島の噴火	5.29~5.30	鹿児島県	内閣府副大臣	

出典：内閣府資料

附属資料 13

災害救助法の適用実績（阪神・淡路大震災以降）

平成27年3月31日現在

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成7	平成7年（1995年）兵庫県南部地震	1.17	兵庫県	20
			大阪府	5
	新潟県北部地震	4.1	新潟県	1
	平成7年7月梅雨前線豪雨	7.11、12	新潟県	2
長野県			2	
平成8	台風第17号	9.22	埼玉県	1
		9.22	千葉県	2
平成9	平成9年7月梅雨前線豪雨	7.1	鹿児島県	1
	平成9年台風第19号	9.16	大分県	1
			宮崎県	4
平成10	平成10年8月上旬豪雨	8.4	新潟県	3
	平成10年8月末豪雨	8.27、30	福島県	3
			茨城県	1
			栃木県	4
			埼玉県	1
			静岡県	1
	平成10年台風第5号	9.16	埼玉県	1
	平成10年台風第7号	9.22	福井県	1
			兵庫県	1
			奈良県	1
	平成10年9月23日～25日の大雨	9.25	高知県	6
平成10年台風第10号	10.17	岡山県	4	
平成11	平成11年6月23日からの大雨	6.29	広島県	2
			福岡県	1
	平成11年8月27日～28日対馬地方豪雨	8.27	長崎県	1
	平成11年台風第18号と前線に伴う大雨	9.24	山口県	9
			福岡県	1
	東海村臨界事故	9.3	熊本県	9
平成11年10月27日からの大雨	10.28	茨城県	2	
		青森県	1	
平成12	平成12年（2000年）有珠山噴火	3.29	北海道	3
	平成12年（2000年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	6.26	東京都	1
	平成12年（2000年）新島・神津島近海地震	7.1、15	東京都	2
	平成12年台風第3号	7.8	埼玉県	1
	平成12年秋雨前線と台風第14号に伴う大雨	9.11	愛知県	21
			岐阜県	1
	平成12年（2000年）鳥取県西部地震	10.6	鳥取県	6
島根県			2	
平成13	平成13年（2001年）芸予地震	3.24	広島県	13
			愛媛県	1
	平成13年9月6日の大雨	9.6	高知県	2
平成13年台風第16号	9.8、11	沖縄県	2	
平成14	平成14年台風第6号	7.11	岩手県	1
		7.10	岐阜県	1
平成15	7月梅雨前線豪雨	7.19	福岡県	5
		7.20	熊本県	1
	宮城県北部を震源とする地震	7.26	宮城県	5
	平成15年台風第10号	8.9	北海道	3
平成16	平成16年7月新潟・福島豪雨	7.13	新潟県	7
	平成16年7月福井豪雨	7.18	福井県	5
	平成16年台風第10号、台風第11号及び関連する大雨	7.31	徳島県	2
			愛媛県	1
平成16年台風第15号と前線に伴う大雨	8.17	高知県	1	

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数	
平成16	平成16年台風第16号	8.30	岡山県	9	
			香川県	13	
			愛媛県	1	
			宮崎県	2	
	平成16年台風第18号	9.7	広島県	2	
	平成16年台風第21号	9.29	三重県	5	
			愛媛県	4	
			兵庫県	2	
	平成16年台風第22号	10.9	静岡県	1	
	平成16年台風第23号	10.2	宮崎県	1	
徳島県			4		
香川県			9		
兵庫県			18		
岐阜県			1		
平成16年(2004年)新潟県中越地震	10.23	京都府	7		
平成17	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20	新潟県	54	
	平成17年台風第14号	9.4	福岡県	1	
			東京都	2	
			山口県	2	
			高知県	1	
平成18	平成18年豪雪	1.6・1.8・1.11・1.13	宮崎県	13	
			鹿児島県	1	
	平成18年6月長雨土砂災害	6.15	長野県	8	
			沖縄県	2	
	7月4日からの梅雨前線による大雨	7.19	長野県	3	
			鹿児島県	6	
	平成18年台風第13号	9.17	宮崎県	1	
	北海道佐呂間町における竜巻	11.7	北海道	1	
	平成19	平成19年(2007年)能登半島地震	3.25	石川県	7
		台風第4号及び梅雨前線による大雨	7.6	熊本県	1
平成19年(2007年)新潟県中越沖地震		7.16	新潟県	10	
平成19年台風第5号		8.2	宮崎県	1	
平成19年台風第11号及び前線による大雨		9.17	秋田県	2	
平成20	2月23日から24日にかけての低気圧	2.24	富山県	1	
	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	6.14	岩手県	5	
			宮城県	2	
	7月28日からの大雨	7.28	富山県	1	
平成20年8月末豪雨	8.28	石川県	1		
平成21	平成21年7月中国・九州北部豪雨	7.21	愛知県	2	
			福岡県	1	
	平成21年台風第9号	8.9	兵庫県	3	
			岡山県	1	
平成22	平成22年梅雨前線による大雨	7.14	広島県	2	
			山口県	1	
			広島県	1	
	鹿児島県奄美地方における大雨	10.20	鹿児島県	3	
平成23	平成22年11月からの大雪等	1.27	新潟県	4	
			新潟県	2	
			新潟県	3	
			宮崎県	1	
	霧島山(新燃岳)の噴火	2.10	宮崎県	1	

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数	
平成23	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	3.11	青森県	2	
			岩手県	34	
			宮城県	35	
			福島県	59	
			茨城県	37	
			栃木県	15	
			千葉県	8	
			東京都	47	
	平成23年7月新潟・福島豪雨	7.29	新潟県	15	
	平成23年台風第12号	9.2	福島県	9	
			三重県	3	
			奈良県	10	
和歌山県			5		
平成23年台風第15号	9.21	岡山県	1		
		鳥取県	2		
平成24	今冬期の大雪等	9.3	青森県	1	
			福島県	1	
			1.14	新潟県	2
			1.28	新潟県	4
			1.31	新潟県	1
			2.1	青森県	2
			長野県	5	
	2.3	新潟県	4		
	2.4	新潟県	1		
	平成24年5月に発生した突風等	5.6	茨城県	4	
	7月3日からの大雨	7.3	栃木県	3	
			福岡県	1	
	7月11日からの梅雨前線による大雨	7.12	大分県	2	
			熊本県	5	
大分県			1		
8月13日からの大雨	7.13	福岡県	7		
平成24年台風第16号	8.14	京都府	1		
11月27日の暴風雪	9.15	鹿児島県	1		
平成25	今冬期の大雪等	11.27	北海道	7	
			2.22	新潟県	8
			2.25	新潟県	1
			2.26	山形県	1
	融雪等に伴う地すべり	2.28	山形県	1	
	7月22日からの大雨	5.1	山形県	1	
	7月28日からの大雨	7.22	山形県	4	
			7.28	山口県	3
	8月9日からの大雨	8.9	島根県	1	
			秋田県	3	
	8月23日からの大雨	8.9	岩手県	1	
	9月2日に発生した突風	8.23	島根県	1	
	平成25年台風第18号	9.2	埼玉県	2	
			埼玉県	1	
京都府			2		
東京都			1		
平成25年台風第26号	9.16	千葉県	1		
		10.16	東京都	1	
平成26	今冬期の大雪等	2.15	長野県	4	
			群馬県	1	
			山梨県	16	
			群馬県	7	
		2.17	埼玉県	7	
			群馬県	1	
		2.18	山梨県	3	
			2.21	山梨県	2

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成26	平成26年度台風第8号接近に伴う大雨	7.9	長野県	1
			山形県	1
	平成26年台風第12号	8.3	高知県	1
	平成26年台風第11号	8.9	高知県	3
			徳島県	1
	平成26年8月15日からの大雨	8.17	京都府	1
			兵庫県	1
	平成26年8月19日からの大雨	8.20	広島県	1
	御嶽山噴火に係る被害	9.27	長野県	2
長野県神城断層地震	11.22	長野県	3	
12月5日からの大雪	12.8	徳島県	3	
平成27	口永良部島の噴火	5.29	鹿児島県	1

出典：内閣府資料

附属資料 14

過去5年の激甚災害の適用実績

政 令 名	災 害 名	主な被災地	主 な 適 用 措 置											その他の適用措置		
			3,4条	5条	6条	7条	11条02	12,13条	16条	17条	19条	24条				
平成二十二年二月二十八日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成22年2月28日の津波	岩手県・宮城県				○※2										
平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線	岐阜県・広島県・佐賀県		○	○											○
平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第9号	神奈川県・静岡県		●												●
平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	豪雨	鹿児島県	●	●												●
東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	東日本大震災	青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県	○	○	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成22年等局激	—	●	●												●
平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第6号	三重県・和歌山県・高知県	●	●												●
平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成23年7月新潟・福島豪雨	新潟県・福島県	○	○				●	○					○	○	
平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第12号	三重県・奈良県・和歌山県	○	○	○			●	○	○	○	○	○	○	○	
平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第15号	福島県・岐阜県・兵庫県		○	○											○
平成二十三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成23年等局激	—	●	●												●
平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第4号	福岡県・熊本県・大分県	○	○	○			●	○	○	○	○	○	○	○	
平成二十四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成24年等局激	—	●	●												●
平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線等・台風第4号・台風第7号	岩手県・山形県・島根県・山口県	●	○	○											○※1
平成二十五年八月二十三日から同月二十五日までの間の豪雨による島根県江津市及び邑智郡邑南町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	豪雨	島根県	●	●												●
平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第18号	福井県・滋賀県・京都府	●	○	○											○
平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第26号	東京都	●	●				●								●
平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成25年等局激	—	●	●	●			●								●
平成二十六年七月九日及び同月十日の暴風雨及び豪雨による長野県木曾郡南木曾町及び宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第8号	長野県・宮崎県		●												●
平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第11号・台風第12号・前線による豪雨	北海道・京都府・兵庫県・大阪府・奈良県・広島県・徳島県・愛媛県・高知県	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	
平成二十六年十月十三日及び同月十四日の暴風雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第19号	兵庫県		●												●
平成二十六年十一月二十三日の地震による長野県北安曇郡白馬村及び小谷村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成26年11月22日の地震	長野県	●	●												●
平成二十六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成26年等局激	—	●	●												●
平成十二年から平成二十六年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令※3	三宅島火山現象	東京都三宅村	●	●				●								●

「○」は本激、「●」は局激

本激：地域を指定せず、災害そのものを指定 局激：市町村単位で災害を指定

※1 公共土木施設等に係るものについては局激

※2 第3号に係る部分に限る

※3 平成12年に噴火が始まり、平成15年3月に局地激甚災害に指定したが、災害が継続しているため、毎年、災害期間を1年ずつ延長

主な適用措置は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定する下記の措置

- 3, 4条 = 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 5条 = 農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- 6条 = 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 7条3号 = 水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助
- 11条の2 = 森林災害復旧事業に対する補助
- 12, 13条 = 中小企業に関する特別の助成
- 16条 = 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 17条 = 私立学校施設災害復旧事業等に対する補助
- 19条 = 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 24条 = 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

その他の適用措置は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定する下記の措置

- 8条 = 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の適用
- 9条 = 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 10条 = 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 11条 = 共同利用小型漁船の建造費の補助
- 14条 = 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 20条 = 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 22条 = 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- 25条 = 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

出典：内閣府資料

15-1 平成26年2月の大雪

① 災害の状況

平成26年2月には、上旬と中旬にそれぞれ1度、低気圧が発達しながら日本の南岸を通過し、太平洋側の広い範囲で大雪となった。特に、14日から16日にかけては、関東甲信地方を中心に過去の最深積雪の記録を大幅に上回る記録的な大雪となった。

この災害により、主に屋根の雪下ろし等、除雪作業中の事故等で死者26人及び負傷者701人の人的被害が発生した。また、住家被害については、住家全壊16棟、住家半壊46棟、住家一部破損585棟等の被害が発生した。また、2月14日からの大雪では、山梨県や長野県の一部の地域などで、約6,000世帯以上が孤立したほか、車両の立ち往生などが多数発生した。

② 各府省庁等の対応

政府では、2月6日に、大雪等の被害状況と現地の課題を調査するため、内閣府副大臣を団長とする政府調査団を秋田県へ派遣した。

2月14日からの大雪においては、降雪前の14日に、関係省庁災害警戒会議を開催し、内閣府特命担当大臣（防災）から国民の皆様に対して、不要不急の外出を控えて早期に帰宅することなどを呼びかけるとともに、関係省庁に対して、除雪の体制確保、交通障害への対応に万全を期すことなどを確認した。これを踏まえ、関係省庁において、除雪、救助、物資輸送などを行うとともに、16日には関係省庁災害対策会議を開催し、対応状況を確認した。17日には、内閣府大臣政務官を団長とする政府調査団を山梨県へ派遣するとともに、関係省庁災害対策会議を2回開催し、政府としての支援の調整を行った。

さらに、18日は、集落の孤立が3日を超える事態が生じていること等を踏まえ、内閣総理大臣の指示により、災害対策基本法に基づき、内閣府特命担当大臣（防災）を本部長とする「平成26年（2014年）豪雪非常災害対策本部」を格上げ設置するとともに、山梨県に内閣府大臣政務官を本部長とする非常災害現地対策本部を設置した。

併せて、群馬県と埼玉県に政府現地災害対策室を設置し、災害応急対策に係る調整を行った。

宮城県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県及び静岡県からの災害派遣要請に基づき、延べ5,060名（※実際に現場で活動した人数）余りの自衛隊が人命救助や物資輸送などを実施した。また、国土交通省のTEC-FORCEを延べ420名余り、除雪機械を延べ230台・日余り派遣し、除雪作業の支援等を実施した。

また、災害救助法が、群馬県は安中市、藤岡市、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町及び沼田市に、長野県は茅野市、北佐久郡軽井沢町、諏訪郡富士見町及び北佐久郡御代田町に、山梨県は甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、笛吹市、上野原市、西八代市市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村、北杜市、甲州市、南都留郡西桂町、南アルプス市及び南都留郡道志村に、埼玉県は秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀨町、秩父郡小鹿野町及び児玉郡神川町にそれぞれ適用された。

① 災害の状況

7月4日3時にマリアナ諸島付近で発生した台風第8号は、8日には大型で非常に強い勢力で沖縄本島と宮古島の間を北上した。その後、九州の西海上で進路を東寄りに変え、10日7時前、鹿児島県阿久根市付近に上陸した。台風第8号は、本州南岸を東に進み、11日9時に福島県沖で温帯低気圧に変わった。また、梅雨前線が6日から11日にかけて、西日本から北日本に徐々に北上した。

この間、沖縄本島地方では記録的な大雨となったほか、台風周辺の湿った南風と梅雨前線の影響で、台風から離れた地域でも局地的に猛烈な雨が降ったところがあった。また、台風の接近に伴い、沖縄・奄美や九州南部を中心に暴風となり、沖縄地方では猛烈な風を観測したところがあった。

台風第8号の接近に伴い、気象庁は、宮古島地方及び沖縄本島地方に対し、暴風、波浪、高潮、大雨の特別警報を発表して最大級の警戒を呼びかけた。また、山形県、新潟県、岐阜県で合わせて1,300世帯4,100人余りに避難指示が出された。

この台風第8号及び梅雨前線により、土砂災害、浸水害、河川の氾濫等が発生し、長野県の土砂災害による死者1名など、愛媛県、長野県及び福島県で合わせて死者3名となった。また、沖縄県や新潟県、山形県で合わせて浸水家屋1,000棟以上の被害となるなど、各地で床上・床下浸水や、土砂災害による家屋損壊等の住家被害が生じた。また、停電、電話の不通、水道被害、鉄道の運休、航空機・フェリーの欠航等の交通障害が発生したほか、沖縄県では防波堤の倒壊・破損等の被害が生じた。

② 各府省庁等の対応

7月7日、内閣総理大臣は関係省庁に対し、①大雨、暴風、高波等に関する情報提供を国民に対し、適時的確に行うこと、②関係省庁が緊密に連携し、住民の避難支援等の事前対策に万全を期すこと、③被害が発生した場合は、政府の総力を挙げて、災害応急対策に万全を尽くすことを指示した。

同日、官房長官出席のもと、関係省庁災害警戒会議を開催し、今後の気象状況の見通し及び各省庁の対応状況の情報共有を行うとともに、総理指示を踏まえ、緊張感を持って警戒・監視等にあたること等を確認した。会議直後には、台風第8号の接近及び梅雨前線の影響に伴う大雨や強風への対応について、内閣府特命担当大臣（防災）から国民への呼びかけを行った。

7月10日には、関係省庁災害対策会議を開催し、台風第8号等による大雨への対応にあたって、住民の避難支援等の事前対策については、総理指示を踏まえるとともに、①災害対策基本法改正の趣旨を踏まえ、地方公共団体との連携を密にし、避難のための適切な助言を行うこと、②関係省庁間で被害状況等の情報共有を図ること、③被災した地域における被害の拡大防止に努めるとともに、必要に応じて、応急復旧等、適切な対応を取ること、④台風第8号や梅雨前線による大雨が予想されていることを踏まえ、引き続き、今後の気象状況を注視しながら、緊張感を持って、警戒・監視にあたること、について万全を期すことを確認した。

7月11日には、内閣府大臣政務官（防災担当）を団長とする政府調査団を長野県へ、翌12日には山形県へそれぞれ派遣し、被災自治体の首長等と意見交換を行うとともに、被災現場の調査を実施した。また、7月14日から15日には、内閣府大臣政務官（防災担当）を団長として沖縄県へ政府調査団を派遣した。

また、国土交通省のTEC-FORCEを延べ180名余り派遣するとともに、災害対策用機械等を延べ330台・日余り派遣し、被災状況の調査及び応急復旧の支援等を実施した。

この台風第8号及び梅雨前線の影響で、長野県南木曾町、山形県南陽市に対して、災害救助法及び被災者生活再建支援法が、それぞれ適用（7月9日適用）された。

① 災害の状況

平成26年の夏期は、台風や大雨等の風水害が連続的に発生した。

7月31日から8月11日にかけて、台風第12号及び台風第11号が相次いで日本列島に接近し、8月5日から26日にかけて、前線が日本付近に停滞した。また、7月30日から8月26日の期間を通じて、日本付近への暖かく非常に湿った空気の流れ込みが継続した。これらの台風や前線等の影響により、全国各地で連日大雨となり、台風第12号、第11号が接近・上陸した沖縄・奄美や西日本を中心に暴風となった。

台風第12号や台風第11号では、徳島県、山口県、島根県、和歌山県及び愛知県で死者6名の人的被害が発生し、四国地方を中心に、全国各地で7,000棟を超える住家被害が生じた。

また、8月15日頃からの前線による大雨では、福岡県、兵庫県、京都府、石川県、北海道で合わせて死者8名の人的被害が発生し、京都府や兵庫県を中心に、全国各地で8,000棟を超える住家被害が生じた。

さらに、8月19日から20日にかけては、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、中国地方や九州北部地方を中心に大気の状態が不安定となった。

特に広島県では、20日未明から明け方にかけて、1時間に約120ミリの猛烈な雨を観測したほか、24時間雨量が観測史上1位を更新するなど、記録的な大雨となった。この大雨の影響で、広島市内166箇所以上で土砂災害が発生し、死者74名、避難を余儀なくされる方が最大で約2,300人以上に上るなど、甚大な被害に見舞われた。

② 各府省庁等の対応

以下では、8月20日に発生した広島土砂災害（広島県広島市）に対する各省庁等の対応について記述する。

8月20日6時30分、内閣総理大臣は関係省庁に対し、①早急に被害状況を把握するとともに、政府の総力を挙げて、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと、②関係省庁が緊密に連携し、住民の避難支援等に万全を期すこと、③引き続き、国民に対し、大雨等に関する情報提供を的確に行うとともに、被害の拡大防止の措置を徹底することを指示した。

同日10時00分、内閣府特命担当大臣（防災）出席のもと、関係省庁災害対策会議を開催し、今後の気象状況の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況を共有するとともに、総理指示を踏まえ対応に万全を期すことを確認した。

同日11時13分、内閣総理大臣は関係省庁に対し、①政府一体となって、徹底した被災者の救命・救助等の災害応急対策に取り組むこと、②被災者の救命・救助活動にあたる自衛隊の体制を数百人規模まで増強すること、③内閣府防災担当大臣（防災）を筆頭とした政府調査団を環境が整い次第早急に派遣することを指示した。総理指示を踏まえ、直ちに、内閣府特命担当大臣（防災）を団長とする政府調査団を広島県へ派遣し、被災自治体の首長等と意見交換を行うとともに、被災現場の調査を実施した。

また、大雨による土砂災害により大きな被害を受けている広島県において、被災地方公共団体及び関係省庁が一体となって災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、同日13時40分、政府現地災害対策室（室長：内閣府大臣官房審議官（防災担当））を広島県庁に設置した。

8月21日には、内閣総理大臣、官房長官出席のもと、関係省庁局長級による関係省庁災害対策会議を開催し、今後の気象状況の見通し及び被害状況並びに対応状況について情報共有を行った。

8月22日9時00分、広島県における土砂災害の発生から2日経過後もなお、行方不明者が多数発生し、救助活動が長期化する事態が生じていることを踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223

号)第24条第1項の規定に基づき、平成26年(2014年)8月豪雨非常災害対策本部(本部長:内閣府特命担当大臣(防災))を格上げ設置するとともに、広島県に、内閣府副大臣(防災担当)を本部長とする非常災害現地対策本部を設置することを決定した。

同日午前、非常災害対策本部長出席のもと、第1回非常災害対策本部会議を実施し、災害応急対策に関する基本方針として、①引き続き、行方不明者の一刻も早い救命救助に全力を尽くす、②今後の降雨に備えて、被害の拡大防止に努める、③電気、ガス、水道などのライフラインの早期復旧に努め、被災地域の住民生活の早期の改善に全力を挙げる、④避難が長期化していることから、メンタルケアも含めた健康確保に万全を期すとともに、食料、生活必需品の供給など、避難者の良好な生活環境の確保に努める、ことを決定した(非常災害対策本部会議は計16回開催)。

更に、同日午後には、内閣総理大臣出席のもと、平成26年(2014年)8月豪雨に関する関係閣僚会議を開催し、被害状況及び各省庁の対応状況等を確認した。

8月25日には、内閣総理大臣が現地を視察し、広島県知事及び広島市長から被害状況等の報告を受けるとともに、意見交換を行った。

同日、被災者の住宅確保、避難所の環境整備等の被災者の生活支援を、広島県及び広島市と連携しながら、より迅速かつ的確に進めるため、非常災害現地対策本部に「被災者支援チーム」を設置するとともに、翌26日には、土砂災害による道路等に堆積した土砂及びがれき等の処理、砂防・治山・河川・道路等の応急復旧など、現地における課題解決を迅速かつ包括的に進めるため、非常災害現地対策本部、広島県、広島市による「8.20土砂災害応急復旧連絡会議」を設置した。

9月5日、こうした大規模な災害を二度と起こさぬよう、土砂災害防止法の改正に向けた検討の着手、国民に対する危険箇所の緊急周知、行政の体制整備に係る緊急点検、深夜を含めた災害リスク情報的確な提供、土砂災害に備えたより実践的な訓練の実施等を柱とする「土砂災害など重大な自然災害に対する主な被害防止対策」について、非常災害対策本部において決定した。

このほか、広島県知事からの災害派遣要請に基づき、延べ14,970名(※実際に現場で活動した人数)余りの自衛隊が人命救助や入浴支援等を実施した。また、広島県公安委員会からの援助の要求に基づき、延べ約9,200名の警察災害派遣隊員等が行方不明者の捜索を実施したほか、警察用航空機(ヘリコプター)によるホイスト救助や情報収集を実施した。さらに、広島県内の消防機関(地元消防本部・消防団、県内応援消防本部・消防団)は延べ約16,100名が救助活動等を実施するとともに、広島県知事からの派遣要請に基づき、消防庁長官の求めにより1府6県(大阪府、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県)から延べ約2,600名の緊急消防援助隊が出動し、検索、救助、瓦礫除去活動等を実施した。国土交通省のTEC-FORCEは延べ2,431名を現地へ派遣するとともに、災害対策用機械等を延べ630台・日余り派遣し、土砂災害危険箇所の評価・捜索活動の支援、早期復旧のための支援、二次災害防止のための支援等を実施した。

この8月19日からの大雨により、広島県広島市に対して、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用(8月20日適用)された。

また、「平成26年7月30日から8月25日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」について、全国を対象とする激甚災害に指定し、当該災害に適用すべき措置(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)を指定した(9月10日公布・施行)。

その後、「平成26年7月30日から8月25日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」の政令の一部を改正し、全国を対象として、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助等の措置を追加した(10月1日公布・施行)。

7月30日から8月26日にかけて全国各地に甚大な被害をもたらした一連の大雨について、気象庁は「平成26年8月豪雨」と命名した。

① 災害の状況

御嶽山では、平成19年3月後半にごく小規模な噴火が発生したが、その後静穏な状態が継続していた。9月10日から11日にかけて、剣ヶ峰山頂付近で高周波の地震が増加したが、その後次第に減少していた。三岳黒沢（剣ヶ峰の南東約14km）に設置している遠望カメラによる観測では、山頂付近に噴気は認められなかった。中部地方整備局が王滝村滝越（剣ヶ峰の南南西約6km）に設置している滝越カメラによる観測では、地獄谷の噴気孔からの噴気の高さは100m以下で経過していた。

平成26年9月27日11時52分頃、御嶽山噴火が発生した。噴火発生時は視界不良のため山頂付近の状況は不明だったが、中部地方整備局の滝越カメラによると、火砕流が南西方向に3kmを超えて流下した。気象レーダーの観測によると、噴煙は東に流れ、その高度は火口縁上約7,000mと推定されている。その後の調査により、火砕流は火口列から南西方向に約2.5km、北西方向に約1.5km流下したことがわかった。この噴火の直前の11時41分頃から連続した火山性微動が発生し、噴火発生以降、振幅の大きい状態が約30分間継続した。田の原観測点（剣ヶ峰の南東約3km）の傾斜計では、微動の発生直後の11時45分頃から山側上がりの変化を、11時52分頃から山側下がりの変化を観測した。

この噴火災害により、死者57名、行方不明者6名、重傷29名、軽傷40名（平成26年10月23日現在）の人的被害が発生した。

② 各府省庁等の対応

9月27日14時30分、内閣総理大臣は関係省庁に対し、①早急に被災状況の把握を行うこと、②被災者の救助に総力を挙げるとともに、避難誘導等登山者や住民の安全の確保に万全を期すこと、③火山の観測を強化し、登山者及び住民に対する迅速的確な情報提供を行うことを指示した。

総理指示を踏まえ、直ちに関係省庁担当者会議を開催し、噴火概要及び被害状況等の確認を行うとともに、16時40分には、内閣府特命担当大臣（防災）出席のもと、関係省庁災害対策会議を開催し、今後の火山活動の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。また、夕方以降、関係閣僚会議、関係省庁局長級会議を開催し、政府一体となって対応に万全を期すことを確認した。

9月28日、内閣府副大臣（防災担当）を団長とする政府調査団を長野県へ派遣し、ヘリコプターで上空から御嶽山火口付近の噴火や降灰の状況、警察、消防、自衛隊による救助活動の様子等を調査するとともに、被災自治体の首長等から被災状況等の聴取、救助・捜索活動、安否不明者の特定、二次災害の防止、火山活動の監視・情報提供等について意見交換を行った。

同日13時00分、内閣府特命担当大臣（防災）出席のもと、関係省庁災害対策会議（第2回）を開催し、長野県知事及び名古屋大学大学院教授とのテレビ会議を行うとともに、今後の火山活動の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。

同日17時00分、御嶽山の噴火により多数の犠牲が生じており、なお多数の行方不明者が存在するという事態を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項の規定に基づき、平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部（本部長：内閣府特命担当大臣（防災））を格上げ設置するとともに、長野県庁に内閣府大臣政務官（防災担当）を本部長とする非常災害現地対策本部を設置することを決定した。

同日19時00分、非常災害対策本部長出席のもと、第1回非常災害対策本部会議を開催し、内閣府副大臣（防災担当）による政府調査団の報告を行った。また、名古屋大学大学院環境学研究科教授とテレビ会議を行うとともに、今後の火山活動の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行い、災害応急対策に関する基本方針として、①引き続き、行方不明者の安否確認、救助に全力を尽くすこと、②噴石、火山ガス、土石流発生などによる二次災害を防止し、救助活動の安全

確保に万全を期すこと、③火山活動に対する徹底した監視体制を確保し、さらなる被害の拡大防止を図ることを決定した（非常災害対策本部会議は計15回開催）。

10月11日、内閣府特命担当大臣（防災）を団長とする政府調査団を長野県へ派遣し、ヘリコプターで上空から御嶽山火口付近の噴火や降灰の状況、警察、消防、自衛隊による捜索活動の状況等を調査するとともに、被災自治体の首長等から被災状況等の説明聴取、火山活動の監視体制、専門家の育成、風評被害対策等についての意見交換を行った。

10月28日、今回の噴火を教訓に、こうした火山災害を二度と起こさないよう、非常災害対策本部において「火山噴火に関して緊急的に行う主な被害防止対策」を決定した。決定の内容は緊急、中期的、継続的な取組にそれぞれ分かれており、①緊急の取組として、情報伝達手段や避難施設の整備状況に関する緊急調査の実施、常時観測47火山全てにおける火山防災協議会の平成26年度内の設置、登山者や旅行者に対する適切な情報提供と安全対策等を、②中期的な取組として、避難施設の整備、救助体制の強化、火山観測体制の更なる強化と調査研究の推進を、③継続的な取組として、火山災害に対する防災教育の推進、火山防災訓練の推進を、関係省庁において実施することが取りまとめられている。

現地では、長野県知事からの災害派遣要請に基づき、延べ7,150名（※実際に現場で活動した人数）余りの自衛隊が人命救助や関係機関職員の輸送等を実施した。警察、消防、自衛隊は、9月27日から10月16日までの期間、900～1,900名・日余りの態勢で捜索救助活動を実施した。長野県公安委員会からの援助の要求に基づき、延べ約1,100名の警察災害派遣隊員等が行方不明者の捜索を実施したほか、警察用航空機（ヘリコプター）による情報収集を実施した。また、長野県内の消防機関（地元消防本部・消防団、県内応援消防本部）は延べ約3,000名が救助活動等を実施するとともに、長野県知事からの派遣要請に基づき、消防庁長官の求めにより1都5県（東京都、愛知県、静岡県、山梨県、富山県、岐阜県）から延べ約4,300名の緊急消防援助隊が出動し、山頂付近等で検索、救助、搬送活動等を実施した。国土交通省のTEC-FORCEは延べ270名余りを現地へ派遣するとともに、災害対策用機械等を延べ200台・日余り派遣し、救助・下山支援及び被災状況把握、応急対策等を実施した。

この噴火災害により、長野県木曾郡木曾町、王滝村に対して、災害救助法が適用（9月27日適用）された。

15-5 長野県北部を震源とする地震

① 災害の状況

平成26年11月22日22時08分に、長野県北部でM6.7の地震が発生し、長野県長野市、小谷村、小川村で震度6弱、長野県白馬村、信濃町で震度5強を観測したほか、中部地方を中心に、東北地方から中国地方の一部にかけて震度5弱～1を観測した。

この地震により、負傷者46人、住家全壊77棟、住家半壊137棟などの被害を生じた。また、ライフライン関係では、中部電力管内の延べ1,780戸で停電が発生し、長野県や新潟県の最大1,288戸で断水に見舞われた。

② 各府省庁等の対応

政府では、地震発生直後から、緊急参集チームを招集し、事態把握と対処方針の確認を行うとともに、発生後直ちに情報先遣チームを長野県庁へ派遣した。

翌23日早朝には、内閣府大臣政務官（防災担当）を団長とする政府調査団を長野県へ派遣し、長野県知事等から被災状況の説明を受け、救助活動、二次災害の防止、避難者への対応、インフラ・ライフラインの早期復旧等について意見交換を行うとともに、自衛隊のヘリコプターで上空から白馬村・小谷村の被害状況等を調査した。

同日9:00には、内閣府特命担当大臣（防災）出席のもと、関係省庁災害対策会議を開催し、長野県知事とテレビ会議を行うとともに、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行った（以降、同会議を計2回開催）。

また、11月24日には、内閣総理大臣が長野県を訪問し、被災現場を視察するとともに、避難者等と意見交換を実施した。12月2日には、内閣府特命担当大臣（防災）を団長とする政府調査団を派遣し、地元自治体の首長等との意見交換等を実施した。

この地震により、長野県白馬村、小谷村、小川村に、災害救助法が適用（11月22日適用）されたほか、長野県白馬村、小谷村に、被災者生活再建支援法が適用（11月22日適用）された。

また、「平成26年11月22日の地震による災害」について、長野県白馬村及び小谷村を対象とする激甚災害に指定し、当該災害に適用すべき措置（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）を指定した（12月16日閣議決定、12月19日公布・施行）。

現地では、長野県知事からの災害派遣要請に基づき、延べ140名（※実際に現場で活動した人数）余りの自衛隊が給水支援などを実施した。また、長野県公安委員会からの援助の要求に基づき、延べ約700名の警察災害派遣隊員等が避難誘導、安否確認活動を実施した。また、長野県内の消防機関（地元消防本部・消防団、県内応援消防本部・消防団）は延べ約3,100名が情報収集活動、安否確認活動等を実施するとともに、長野県知事からの派遣要請に基づき、消防庁長官の求めにより1都5県（東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、富山県、新潟県）から延べ約100名の緊急消防援助隊が出動し、消防防災ヘリコプターを中心とした情報収集活動、安否確認活動等を実施した。また、国土交通省のTEC-FORCEを延べ580名余り派遣するとともに、災害対策用機械等を延べ290台・日余り派遣し、被災状況の調査及び応急復旧の支援等を実施した。

15-6

平成26年12月からの大雪

① 災害の状況

平成26年12月から平成27年3月にかけては、低気圧の発達と、それに伴う冬型の気圧配置が一時的に強まったことから、北海道太平洋側東部と東日本日本海側山沿いを中心に、アメダス地点（積雪観測323地点）の半数以上において最深積雪が平年を上回った。年最深積雪としては、宇登呂（うとろ：北海道）、桧枝岐（ひのえまた：福島県）、信濃町（しなのまち：長野県）など12地点で、観測史上1位の値を更新した。

今冬期（平成26年12月から平成27年3月）の大雪等により、全国で死者83名、重傷460名、軽傷569名の人的被害が発生し、全壊9棟、半壊12棟、一部破損186棟、床上浸水5棟、床下浸水22棟の住家被害が生じた。

② 各府省庁等の対応

本格的な冬期を迎え、政府では、12月3日に今冬期の大雪等への対応に係る関係省庁災害警戒会議を開催し、今後の気象状況の見通し及び被害・対応状況等について情報共有を行うとともに、今後の対応に万全を期すことを確認した。

12月5日には、大雪への対応について、以下のとおり、内閣府特命担当大臣（防災）から国民への呼びかけを行った。

- 1 明日（6日）にかけて、北日本から西日本の日本海側では広い範囲で雪となる見込みで、特に5日夜から6日にかけては北陸地方や西日本の日本海側を中心に大雪となるおそれがあります。一部の地域では、すでに大雪となっており、高速道路や主要国道が通行止めとなるほか、車両

の立ち往生が発生しています。

- 2 今後、大雪等が予想される地域では、できるだけ車の運転を避け、やむを得ず運転する場合には、車が立ち往生しないよう、スタッドレスタイヤやチェーン等を早めに装着して下さい。
- 3 なお、毎年、屋根の雪下ろし中の転落で、100名近い方がなくなられるなど、除雪作業中の事故が絶えません。除雪作業を行う場合は、1人では作業せず、家族や近所の方に声をかけて、命綱やヘルメットの正しい着用・はしごの固定など、十分注意して行うようお願いします。

また、同日、立ち往生車両が発生した四国地方及び中国地方では、国道192号及び国道54号で改正災害対策基本法（11月21日施行）を初適用し、立ち往生車両の移動を実施した。

12月6日、北陸や西日本を中心に大雪等となり、車両の立ち往生や孤立が発生している事態を踏まえ、内閣府特命担当大臣（防災）出席のもと、大雪等の被害に係る関係省庁災害対策会議を開催し、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行った。

同日、徳島県知事からの災害派遣要請に基づき、延べ1,390名（※実際に現場で活動した人数）余りの自衛隊が、倒木等による孤立集落解消のための道路啓開、安否確認支援、避難支援、人員・物資の輸送、停電復旧支援等を実施した。また、12月5日からの大雪に伴い、徳島県警察を始め、各県警察において、降雪による車両の立ち往生事案に係る交通規制、警察ヘリによる孤立地区等の状況確認及びヘリテレ映像送信、機動隊員等による孤立地区住民の安否確認等を実施したほか、国土交通省のリエゾン、TEC-FORCEが徳島県三好市等において自治体支援や除雪作業を実施した。

12月8日、内閣府特命担当大臣（防災）出席のもと、関係省庁災害対策会議（第2回）を開催し、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、以下のとおり確認した。

○大雪等への対応にあたって、孤立が長期化していることを踏まえ、以下のとおり、地方公共団体と連携しながら、関係省庁一体となって、対応に万全を期することとする。

- 1 孤立状態にある地域の住民の安否確認について、さらなる徹底を図るとともに、必要な物資の供給等を行うこと。
- 2 道路啓開に全力を挙げ、孤立状態の早期解消を図ること。
- 3 事業者と連携し、停電の早期復旧を行うこと。

12月9日、内閣府特命担当大臣（防災）を団長とする政府調査団を徳島県へ派遣し、被災自治体の首長等と意見交換を行うとともに、被災現場の調査を実施した。また、関係省庁災害対策会議を開催し、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行った。

12月10日、内閣府特命担当大臣（防災）出席のもと、関係省庁災害対策会議を開催し、政府調査団による調査結果報告を行うとともに、今後の気象状況の見通しや、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行い、今後の対応に万全を期すことを確認した。

12月11日、大雪への対応について、以下のとおり、内閣府特命担当大臣（防災）から国民への呼びかけを行った。

- 1 今後、北日本から西日本の日本海側は平地を含め雪となり、大雪となるおそれがあります。また、東北地方から西日本にかけての太平洋側でも雪が降り、積雪のおそれがあります。北海道では、暴風や猛ふぶき、高波に警戒が必要です。
- 2 先週の大雪では、道路の通行止めや車の立ち往生が発生しました。大雪等が予想される地域では、できるだけ運転を避け、やむを得ず運転する場合には、スタッドレスタイヤやチェーン等を早めに装着して下さい。
- 3 また、孤立状態や停電、電話が不通となる事例がありました。孤立のおそれがある地域の皆様は、食料、水、燃料等の備蓄、通信手段の確認などの準備をお願いします。

- 4 なお、毎年、屋根の雪下ろし中の転落や除雪用機械への接触などの除雪作業中の事故により、100名近い方がなくなっています。除雪作業を行う場合は、1人では作業せず、家族や近所の方に声をかけて、命綱やヘルメットの正しい着用・はしごの固定など、十分注意して行うようお願いします。

さらに、12月16日には、暴風雪等への対応について、以下のとおり、内閣府特命担当大臣（防災）から国民への呼びかけを行うとともに、翌17日に、内閣府特命担当大臣（防災）出席のもと、暴風雪等への対応に係る関係省庁災害警戒会議を開催し、今後の気象状況の見通し及び被害・対応状況等について情報共有を行うとともに、今後の対応に万全を期すことを確認した。

- 1 これから北日本から西日本の広い範囲で大荒れの天気となり、特に、北海道地方では雪を伴った猛烈な風が吹き、見通しが全くきかない猛吹雪となるおそれがあります。
- 2 昨年3月には北海道で暴風雪のなか、走れなくなった車を離れて凍死するなど、9名の方が犠牲となりました。こうした被害を出さぬよう、不要不急の外出は控えてください。
- 3 万一、車の運転中に視界がきかないなど、危険を感じたら、速やかに安全な場所に停車してください。また、動けなくなった場合は、すぐに救助を依頼して、車の中で待機してください。その際、車の排気口周辺に雪がたまると一酸化炭素中毒のおそれがあるので、排気口周辺を定期的に除雪するようにしてください。
- 4 最新の気象情報に注意して、身の安全を確保されるようお願いします。

12月26日、安倍内閣総理大臣出席のもと、今後の雪害対策に関する関係閣僚会議を開催し、年末年始も含め、雪害から国民の生命、暮らしを守るため、万全を期すことを確認するとともに、以下のとおり、内閣府特命担当大臣（防災）から国民への呼びかけを行った。

- 1 12月30日以降、年末年始は、日本海側を中心に断続的に雪が降り続き、降雪量がかなり多くなるおそれがあり、注意が必要です。
- 2 年末年始は、帰省や旅行など多くの方が移動されます。普段、雪の少ない地域でも大雪となることもありますので、車を運転される際は、油断することなく、スタッドレスタイヤやチェーンなどの準備をお願いします。また、公共交通機関で移動される方は、事業者からの運行情報を確認し、余裕をもって行動していただくようお願いします。
- 3 今年も、屋根の雪下ろし中の転落や落雪及び流雪溝への転落などにより、24名の方がお亡くなりになられています。除雪を行う際には、1人で作業せず、家族や近所の方に声をかけて、命綱やヘルメットの正しい着用など十分注意して行うようお願いします。

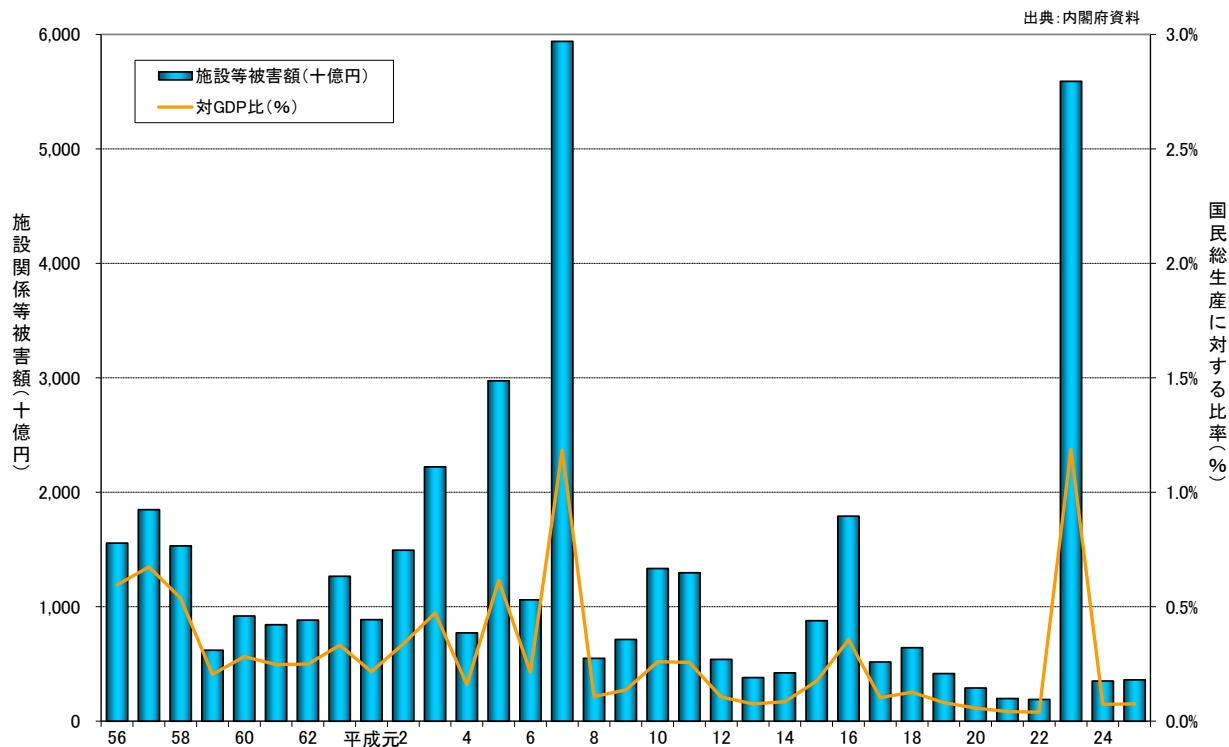
また、国土交通省のTEC-FORCEを延べ30名余り、除雪機械を延べ50台・日余り派遣し、除雪作業の支援等を実施した。

今冬期の大雪等により、徳島県三好市、美馬郡つるぎ町、三好郡みよし町に災害救助法が適用（12月8日適用）された。

出典：内閣府作成資料

附属資料 16

施設関係等被害額及び同被害額の国民総生産に対する比率の推移



出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料 17

平成25年発生災害による災害別施設関係等被害額

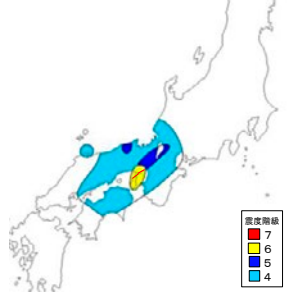
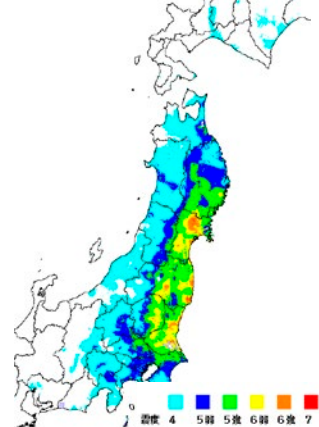
区分	台風 (百万)	豪雨 (百万)	地震 (百万)	豪雪 (百万)	その他 (百万)	合計 (百万)	備考
公共土木施設関係	84,885	79,121	149	986	7,775	172,916	河川、治山施設、 港湾等
農林水産業関係	68,988	86,295	710	2	3,215	159,209	農地、農業用施設、 林道、漁業用施設等
文教施設等関係	1,054	1,055	25	17	735	2,886	学校施設、文化財等
厚生施設関係	8,227	1,766	525	0	454	10,973	社会福祉施設、 水道施設等
その他の施設関係	3,591	10,479	0	51	996	15,117	自然公園、電信電話、 都市施設等
合計	166,745	178,718	1,409	1,056	13,175	361,102	

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料 18

東日本大震災、スマトラ島沖大地震、阪神・淡路大震災の比較

	阪神・淡路大震災 (日本)	東日本大震災 (日本)	スマトラ島沖大地震 (インドネシア)
発生日時	平成7年1月17日5:46	平成23年3月11日14:46	平成16年12月26日9:58
マグニチュード	7.3	9.0	9.1
地震型	内陸型	海溝型	海溝型
被災地	都市部中心	農林水産地域中心	
震度6弱以上県数	1県(兵庫)	8県(宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉)	
津波	数十cmの津波の報告あり、被害なし	各地で大津波を観測(相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、大船渡8.0m以上(※1))	インドネシアの他、インド洋沿岸各国でも大津波を観測
被害の特徴	建築物の倒壊、長田区を中心に大規模火災が発生	大津波により、沿岸部で甚大な被害が発生、多数の地区が壊滅	大津波により、インド洋沿岸各国で被害が発生、特にインドネシアでは甚大な被害が発生
死者 行方不明者	死者6,437名 行方不明者3名 (平成18年5月19日)	死者19,225名 行方不明者2,614名 (平成27年3月1日時点)	死者126,732名 行方不明者93,662名 (平成17年3月30日時点)
住家被害 (全壊)	104,906	127,830 (平成27年3月1日時点)	※不明
災害救助法の適用	25市町(2府県)	241市区町村(10都県) (※2)長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村(2県)を含む	
震度分布図 (震度4以上を表示)			

(※1) 津波計等による津波の高さ

(※2) 平成8年に震度階級が改定され、5弱、5強、6弱及び6強が新たに加わった。

出典：内閣府資料、消防庁資料、UNOCHA資料をもとに内閣府作成

平成23年6月24日公表

項目	被害額
建築物等 (住宅・宅地、店舗・事務所、工場、機械等)	約10兆4千億円
ライフライン施設 (水道、ガス、電気、通信・放送施設)	約1兆3千億円
社会基盤施設 (河川、道路、港湾、下水道、空港等)	約2兆2千億円
農林水産関係 (農地・農業用施設、林野、水産関係施設等)	約1兆9千億円
その他 (文教施設、保健医療・福祉関係施設、廃棄物処理施設、 その他公共施設等)	約1兆1千億円
総計	約16兆9千億円

(注) 各県及び関係府省からのストック（建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等）の被害額に関する提供情報に基づき、内閣府（防災担当）において取りまとめたものである。今後、被害の詳細が判明するに伴い、変動があり得る。また、単位未満を四捨五入しているため、総計と内訳が一致しない場合がある。

出典：内閣府資料

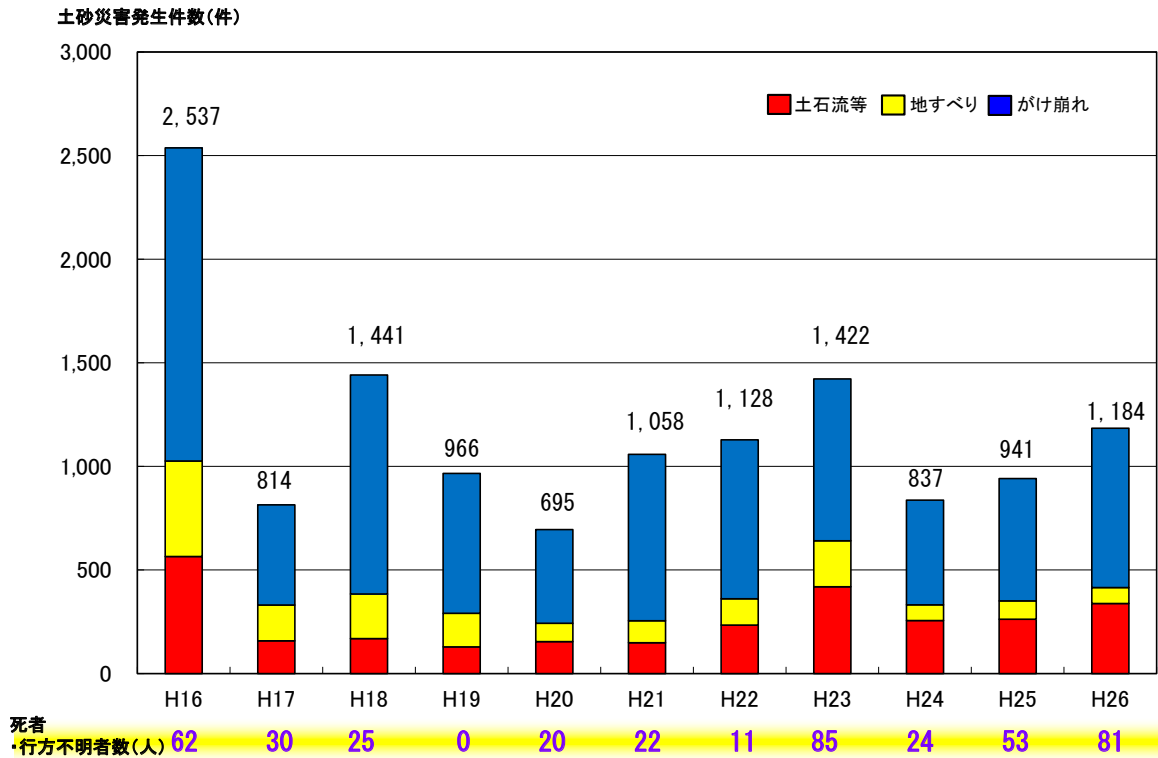
噴火年	火山名	犠牲者数	噴火及び被害の特徴
1640年(寛永17年)	北海道駒ヶ岳※	700余	山体崩壊、岩屑なだれ、津波、多量の降灰、火砕流
1663年(寛文3年)	有珠山※	5	火砕サージ・降灰により近辺の家屋は消失または埋没
1664年(寛文4年)	雲仙岳	30余	溶岩流、火口よりの出水が氾濫
1667年(寛文7年)	樽前山※		火砕流、降下火砕物
1694年(元禄7年)	北海道駒ヶ岳		地震・火山雷を伴う噴火、軽石降下、火砕流発生
1707年(宝永4年)	富士山※		「宝永噴火」、多量の降灰、噴火後の土砂災害
1721年(享保6年)	浅間山	15	噴石
1739年(元文4年)	樽前山※		火砕流、降下火砕物
1741年(寛保元年)	渡島大島	1,467	山体崩壊、岩屑なだれによる大津波発生
1769年(明和5年)	有珠山		大量の降灰・軽石、火砕流
1777年(安永6年)	伊豆大島		「安永の大噴火」、溶岩流、スコリア降下
1779年(安永8年)	桜島※	150余	「安永大噴火」、噴石、溶岩流
1781年(天明元年)	桜島	15	高免沖の島で噴火、津波
1783年(天明3年)	浅間山	1,151	「天明大噴火」、火砕流、溶岩流、岩屑なだれ、吾妻川、利根川の洪水
1785年(天明5年)	青ヶ島	130~140	噴石、泥土、島民の1/3以上が犠牲。以後50年余無人島
1792年(寛政4年)	雲仙岳	約15,000	「島原大変肥後迷惑」、眉山の崩壊による対岸の津波
1822年(文政5年)	有珠山	50~103	火砕流、旧アブタ集落焼失
1853年(嘉永6年)	有珠山		多量の火山灰・軽石、溶岩ドーム形成、火砕流
1856年(安政3年)	北海道駒ヶ岳	21~29	降下軽石、火砕流
1888年(明治21年)	磐梯山※	461~477	岩屑なだれによる5村11部落が埋没、土石流(火山泥流)
1900年(明治33年)	安達太良山	72	噴石、火口の硫黄採掘所全壊
1902年(明治35年)	伊豆鳥島	125	火砕物降下、全島民が犠牲
1914年(大正3年)	桜島※	58	「大正大噴火」、火山雷、溶岩流、地震、空振、村落埋没、多量の降灰
1926年(大正15年)	十勝岳	144	融雪型火山泥流、上富良野、美瑛埋没
1929年(昭和4年)	北海道駒ヶ岳	2	多量の降灰・軽石、火砕流、火山ガス被害
1940年(昭和15年)	三宅島	11	多量の火山灰・火山弾、溶岩流
1943~45年(昭和18~20年)	有珠山	1	多量の火山灰、噴石、昭和新山形成
1952年(昭和27年)	ペヨネース列岩(明神礁)	31	火砕サージ
1958年(昭和33年)	阿蘇山	12	噴石
1991年(平成3年)	雲仙岳	43	火砕流、土石流
2014年(平成26年)	御嶽山	57	噴石

(注)「死者行方不明者10名以上の噴火災害」または「見かけ体積0.1km³以上の噴出物があったとされる大規模噴火」について掲載

※は、見かけ体積1km³以上の噴出物があった噴火

出典：日本活火山総覧(第4版)(気象庁編 平成25年)等をもとに内閣府作成

附属資料21 土砂災害の発生状況の推移



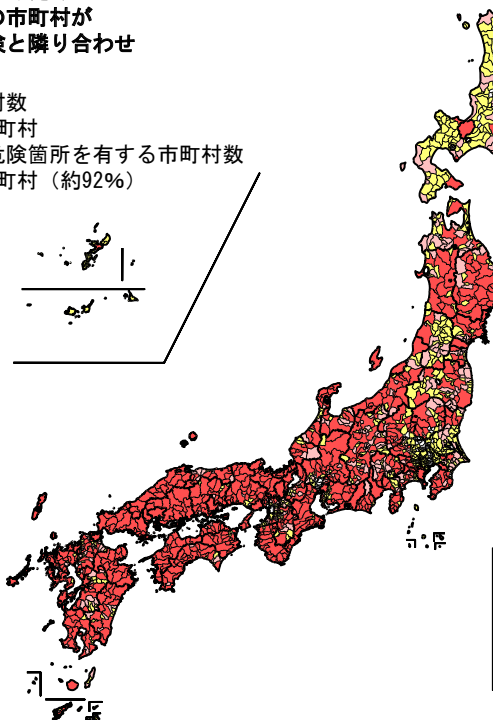
出典：国土交通省資料

附属資料22 市町村別の土砂災害危険箇所状況

厳しい国土条件のため
全国の約9割の市町村が
土砂災害の危険と隣り合わせ

(参考)

- ・全国市町村数
1,741市町村
- ・土砂災害危険箇所を有する市町村数
1,605市町村 (約92%)



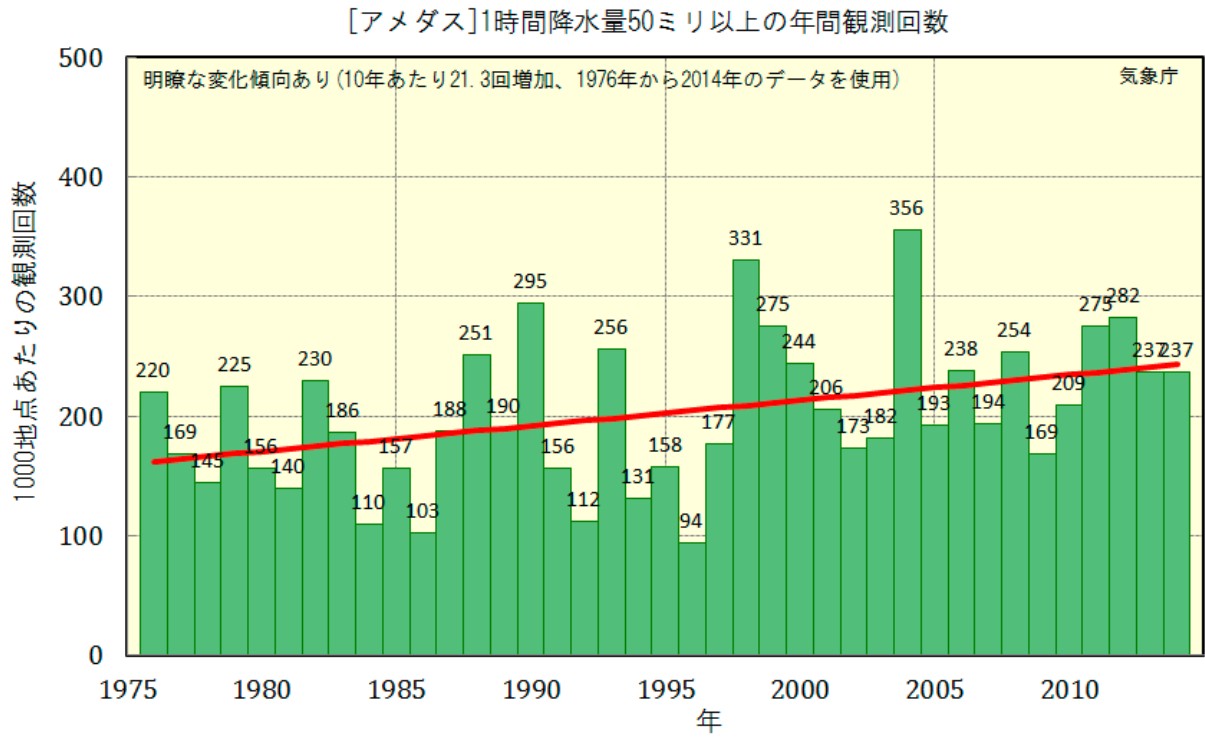
土砂災害危険箇所は
全国に約52万5千箇所と膨大

- 【土石流危険渓流】
183,863渓流
(平成14年度公表)
- 【地すべり危険箇所】
11,288箇所
(平成10年度公表)
- 【急傾斜地崩壊危険箇所】
330,156箇所
(平成14年後公表)

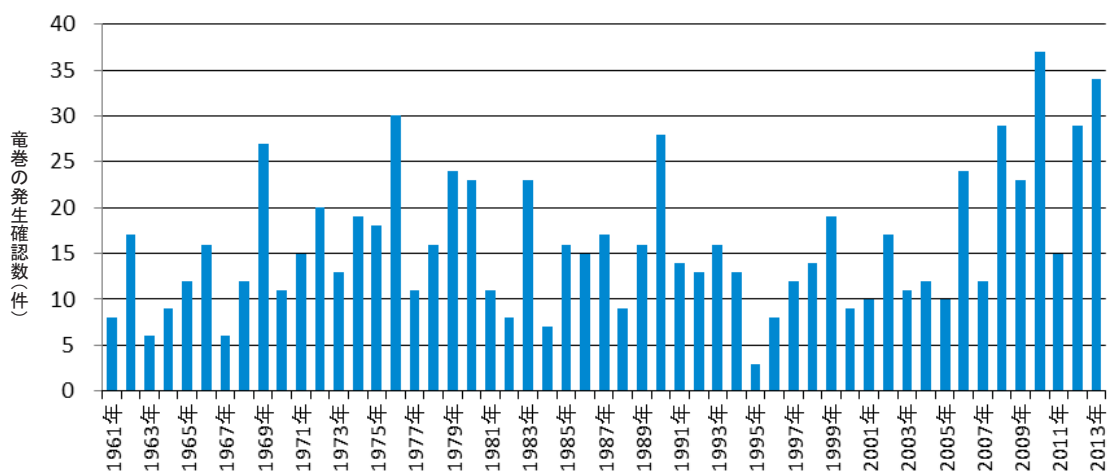
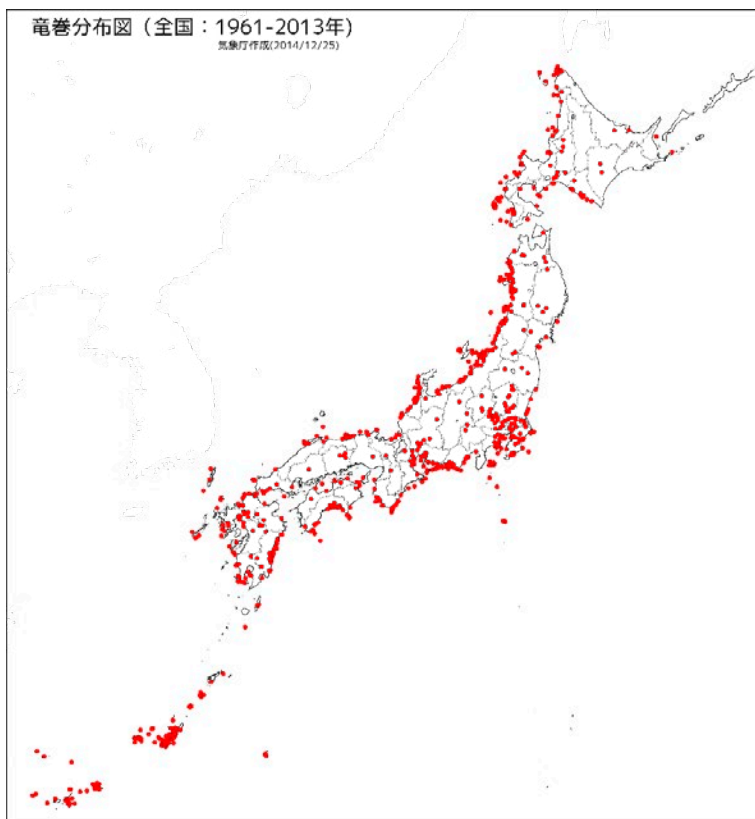
※土砂災害危険箇所とは、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある箇所(それぞれ、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所と定めている。)

- 市町村土砂災害危険箇所数
- 200箇所以上
 - 100 ~ 199箇所
 - 1 ~ 99箇所
 - なし

出典：国土交通省資料、平成27年3月31日時点



出典：気象庁資料（気象庁ホームページ）



(注) 1990年以前は「竜巻」及び「竜巻またはダウンバースト」を確認できる資料が少ないなどの理由により、1991年以降と確認数を単純に比較することはできません。また、2007年から突風の調査を強化したため、見かけ上竜巻が増えている可能性があり、2006年以前と2007年以降も確認数を単純に比較することはできません。

出典：(上) 気象庁資料

(下) 気象庁ホームページ「年別の発生確認数（1961～2013）」をもとに内閣府作成

年	災害の種類	国名(地域名)	死者・行方不明者数 (概数、人)
1900	ハリケーン・ガルベストン	米国、テキサス	6,000
1902	火山噴火	マルティニク(西インド、プレー山)	29,000
1902	火山噴火	グアテマラ、サンタマリア火山	6,000
1905	地震	インド、北部	20,000
1906	地震(嘉義地震)	台湾	6,000
1906	地震/火災	米国、サンフランシスコ	1,500
1906	地震	チリ	20,000
1906	台風	香港	10,000
1907	地震	中国、天山	12,000
1907	地震	ウズベキスタン(旧ソ連)	12,000
1908	地震(メッシーナ地震)	イタリア、シシリー	75,000
1911	洪水	中国	100,000
1911	火山噴火	フィリピン、タール火山	1,300
1912	台風	中国、温州	50,000
1915	地震	イタリア、中部	30,000
1916	地すべり	イタリア、オーストリア	10,000
1917	地震	インドネシア、バリ島	15,000
1918	地震	中国、広東省	10,000
1919	火山噴火	インドネシア、クルー火山	5,200
1920	地震/地すべり(海原地震)	中国、甘粛省	180,000
1922	台風	中国、汕頭	100,000
1923	地震/火災(関東大震災)	日本、関東南東部	143,000
1927	地震(北丹後地震)	日本、京都府北部	2,930
1927	地震	中国、南昌	200,000
1928	ハリケーン/洪水	米国、フロリダ	2,000
1930	火山噴火	インドネシア、メラピ火山	1,400
1931	洪水	中国、長江等沿岸	3,700,000
1932	地震(甘粛地震)	中国、甘粛省	70,000
1933	洪水	中国、河南省他	18,000
1933	津波(昭和三陸津波)	日本、三陸	3,000
1933	地震	中国	10,000
1935	洪水	中国	142,000
1935	地震(クエッタ地震)	バキスタン、バルチスタン地方	60,000
1939	地震/津波	チリ	30,000
1939	洪水	中国、湖南省	500,000
1939	地震	トルコ、東部	32,962
1942	サイクロン	バングラデシュ	61,000
1942	サイクロン	インド・オリッサ	40,000
1943	地震	日本、鳥取	1,083
1944	地震(昭和東南海地震)	日本、東南海	1,200
1944	地震	アルゼンチン、中西部	10,000
1945	地震(三河地震)	日本、愛知	2,300
1945	台風(枕崎台風)	日本、西日本	3,700
1946	地震/津波(昭和南海地震)	日本、南海	1,400
1947	台風(カスリーン台風)	日本、東北以北	1,900
1948	地震(福井地震)	日本、福井	3,900
1948	地震(アシガバート地震)	トルクメニスタン(旧ソ連)	110,000
1949	地震/地すべり	タジキスタン(旧ソ連)	12,000
1949	洪水	中国	57,000
1949	グアテマラ	洪水	40,000
1951	火山噴火	バブアニューギニア、ラミントン山	2,900
1953	洪水	北海沿岸	1,800
1953	洪水	日本、九州	1,000
1953	洪水	日本、本州	1,100
1954	洪水	中国	40,000
1954	台風(洞爺丸台風)	日本	1,700
1959	洪水	中国	2,000,000

年	災害の種類	国名（地域名）	死者・行方不明者数 （概数、人）
1959	台風（伊勢湾台風）	日本	5,100
1960	洪水	バングラデシュ	10,000
1960	地震	モロッコ、南西部	12,000
1960	地震／津波	チリ	6,000
1961	サイクロン	バングラデシュ	11,000
1962	地震	イラン、北西部	12,000
1963	サイクロン	バングラデシュ	22,000
1965	サイクロン	バングラデシュ	36,000
1965	サイクロン	パキスタン、南部	10,000
1968	地震	イラン、北西部	12,000
1970	地震	中国、雲南省	10,000
1970	地震／地すべり	ペルー、北部	70,000
1970	サイクロン・ポーラ	バングラデシュ	300,000
1971	サイクロン	インド・オリッサ	10,000
1972	地震（マナグア地震）	ニカラグア	10,000
1974	地震	中国、雲南省・四川省	20,000
1974	洪水	バングラデシュ	28,700
1975	地震	中国、遼寧省	10,000
1976	地震（グアテマラ地震）	グアテマラ	24,000
1976	地震（唐山地震）	中国、天津	242,000
1977	サイクロン	インド、アンドラ・プラデシュ州	20,000
1978	地震	イラン、北東部	25,000
1982	火山噴火	メキシコ、エルチヨン火山	17,000
1985	サイクロン	バングラデシュ	10,000
1985	地震	メキシコ、メキシコ市	10,000
1985	火山噴火	コロンビア、ネバド・デル・ルイス火山	22,000
1986	有毒ガス	カメルーン西部、ニオス湖	1,700
1986	地震	エルサルバドル、サンサルバドル市	1,000
1987	地震	エクアドル北西部	5,000
1987	洪水	バングラデシュ	1,000
1988	地震	インド、ネパール	1,000
1988	洪水	バングラデシュ	2,000
1988	地震（スピタク地震）	アルメニア（旧ソ連）	25,000
1988	地震	中国、雲南省	1,000
1989	洪水	インド	1,000
1989	洪水／地すべり	中国、四川省他	2,000
1990	地震（マンジール地震）	イラン、北部	41,000
1990	地震	フィリピン	2,000
1991	サイクロン／高潮	バングラデシュ、チッタゴン等	137,000
1991	洪水	中国、江蘇省他	1,900
1991	台風・アイク	フィリピン	6,000
1992	洪水	パキスタン	1,300
1992	地震／津波	インドネシア	2,100
1993	洪水	ネパール	1,800
1993	地震（マハラシュトラ地震）	インド	9,800
1993	洪水	インド	1,200
1994	豪雨・洪水	インド	2,000
1994	台風・洪水	中国南部6省	1,000
1994	熱帯性暴風	ハイチ	1,100
1995	地震（阪神・淡路大震災）	日本	6,300
1995	地震	ロシア	1,800
1995	洪水	中国	1,200
1996	洪水／台風	中国南部7省、北部及び北西部5省	2,800
1996	熱帯性暴風雨／洪水	ベトナム	1,000
1997	地震	イラン、東部	1,600
1997	洪水	インド	1,400
1997	洪水	ソマリア、南部	2,000
1997	台風・リンダ	ベトナム、南部	3,700
1998	地震	アフガニスタン、北部	2,300

年	災害の種類	国名（地域名）	死者・行方不明者数 （概数、人）
1998	地震	アフガニスタン、北部	4,700
1998	洪水／地すべり	インド、アッサム州等	3,000
1998	サイクロン	インド	2,900
1998	洪水	バングラデシュ	1,000
1998	洪水	中国、長江等沿岸	3,700
1998	津波（アイタベ津波）	バプアニューギニア	2,600
1998	ハリケーン・ミッチ	ホンジュラス、ニカラグア	17,000
1999	地震（キンディオ地震）	コロンビア、中西部	1,200
1999	地震（イズミット地震）	トルコ、西部	15,500
1999	地震（集集地震）	台湾	2,300
1999	サイクロン	インド	9,500
2000	洪水	ベネズエラ	30,000
2001	地震（インド西部地震）	インド	20,000
2001	地震	エルサルバドル	1,200
2003	地震	アルジェリア、北部	2,300
2003	地震（バム地震）	イラン	26,800
2004	洪水	ハイチ	2,700
2004	ハリケーン	米国、ジャマイカ、プエルトリコ、ハイチ	3,000
2004	地震・津波 （2004年スマトラ沖地震・津波）	スリランカ、インドネシア、モルディブ、インド、タイ、マレーシア、ミャンマー、セイシェル、ソマリア、タンザニア、バングラデシュ、ケニア	226,000以上
2005	洪水／地すべり	インド	1,200
2005	ハリケーン・カトリーナ	米国	1,800
2005	暴風雨	インド、バングラデシュ	1,300
2005	ハリケーン・スタン／洪水	グアテマラ、エルサルバドル、メキシコ	1,500
2005	地震（パキスタン地震）	パキスタン、インド、北部	75,000
2006	地すべり	フィリピン	1,100
2006	地震／火山噴火	インドネシア、ムラビ火山	5,800
2006	台風・シャンセン	フィリピン、ルソン等	1,400
2007	大雨、洪水	インド	1,100
2007	サイクロン・シドル	バングラデシュ	4,200
2008	地震（四川大地震）	中国	87,500
2008	サイクロン・ナルギス	ミャンマー	138,400
2008	洪水	インド、北東部	1,100
2009	地震（2009年スマトラ沖地震）	インドネシア	1,200
2009	洪水	インド、南部	1,200
2010	地震（ハイチ地震）	ハイチ	222,600
2010	地震（青海地震）	中国、青海省	3,000
2010	洪水	パキスタン、北西部	2,000
2010	豪雨・土石流	中国、長江流域	1,800
2011	地震・津波（東日本大震災）	日本、東北・関東地方等	21,800
2011	台風・ワシ	フィリピン、ミンダナオ等	1,400
2012	台風・ポーファ	フィリピン、ミンダナオ等	1,900
2013	洪水	インド、北部	1,500
2013	台風・ハイヤン	フィリピン、レイテ等	6,200

（注）東日本大震災の死者（震災関連死含む）・行方不明者数については平成27年3月1日現在の数値

出典：EM-DAT：The OFDA/CRED International Disaster Database-www.emdat.be, Université Catholique de Louvain, Brussels (Belgium)、理科年表等の資料をもとに内閣府作成

附属資料26

1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位10位

(平成26年5月31日現在)

順位	日時 (日本時間)	発生場所	マグニチュード (Mw)
1	1960年5月23日	チリ	9.5
2	1964年3月28日	アラスカ湾	9.2
3	2004年12月26日	インドネシア、スマトラ島北部西方沖	9.1
4	2011年3月11日	日本、三陸沖 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」	9.0
	1952年11月5日	カムチャッカ半島	9.0
6	2010年2月27日	チリ、マウリ沖	8.8
	1906年2月1日	エクアドル沖	8.8
8	1965年2月4日	アラスカ、アリューシャン列島	8.7
9	2012年4月11日	インドネシア、スマトラ島北部西方沖	8.6
	2005年3月29日	インドネシア、スマトラ島北部	8.6
	1957年3月9日	アラスカ、アリューシャン列島	8.6
	1950年8月15日	チベット、アッサム	8.6

※Mw：モーメントマグニチュード
出典：米国地質調査所資料

附属資料27

平成26年度以降に起こった主な自然災害

発生時期	国名	災害の種類	死者数	被災者数 (人)	直接被害額 (百万USドル)
2014年4月	ホンジャラス	干ばつ		931,555	
2014年4月1日	チリ	地震	6	513,387	100
2014年4月2日	チリ	地震	6	513,837	100
2014年4月24日-5月2日	アフガニスタン	洪水	431	140,100	
2014年4月27日-5月1日	米国	洪水	40	250	1,700
2014年5月	ブルキナファソ	干ばつ		4,000,000	
2014年5月3日-6月6日	グアテマラ	洪水	5	100,000	
2014年5月11日-20日	米国	森林火災	2	429	100
2014年5月13日-20日	ボスニア・ヘルツェゴビナ	洪水	25	1,000,000	437
2014年5月13日-20日	セルビア	洪水	51	1,600,000	2,172
2014年5月18日-23日	米国	暴風			3,900
2014年5月24日-28日	中国	洪水	37	475,000	1,200
2014年5月24日	中国	地震		225,015	60
2014年5月24日	ギリシャ	地震	3	75,002	450
2014年5月30日	中国	地震		184,723	
2014年6月	ニジェール	洪水	36	165,578	
2014年6月1日	中国	洪水	33	370,000	675
2014年6月1日-10日	イラン	洪水	37	440,000	49
2014年6月17日-21日	中国	洪水	30	15,000,000	925
2014年6月25日-30日	中国	洪水	24	150,000	483
2014年6月4日-10日	スリランカ	洪水	27	104,009	
2014年6月7日-30日	ブラジル	洪水	11	500,052	
2014年7月	ソマリア	干ばつ		350,000	
2014年7月3日-7日	中国	洪水	36	50,000	547
2014年7月7日-10日	日本	台風	7	666	100
2014年7月7日-9日	米国	暴風	5		350

発生時期	国名	災害の種類	死者数	被災者数 (人)	直接被害額 (百万USドル)
2014年7月13日-18日	中国	洪水	66		1,250
2014年7月18日-19日	中国	台風	71	9,960,099	4,233
2014年7月22日-24日	中国	台風			550
2014年7月25日-9月	スーダン	洪水	77	260,227	
2014年7月15日	フィリピン	台風	100	1,600,735	165
2014年7月30日	インド	地すべり	209		
2014年8月	グアテマラ	干ばつ		1,180,000	58
2014年8月-10月	中国	干ばつ		27,500,000	
2014年8月2日-25日	ネパール	地すべり	156	184,894	
2014年8月3日	中国	地震	617	1,120,513	5,000
2014年8月3日-4日	インド	洪水	35	179,000	
2014年8月9日-16日	インド	洪水	47	3,600,000	
2014年8月10日-12日	日本	台風	10	21,750	100
2014年8月11日-19日	中国	洪水	27	150,000	487
2014年8月11日-9月10日	バングラディシュ	洪水	59	2,800,447	150
2014年8月22日-28日	中国	洪水	10	50,000	700
2014年8月24日	米国	地震	1	3,532	1,000
2014年9月	インド	洪水	298	275,000	16,000
2014年9月1日-10月9日	パキスタン	洪水	367	253,000	2,000
2014年9月1日-8日	中国	洪水	44	121,700	570
2014年9月2日	中国	暴風		136,255	
2014年9月10日-16日	フィリピン	台風	4	431,086	19
2014年9月10日-16日	中国	台風	9	394,000	2,900
2014年9月10日-17日	中国	洪水	50	1,065,000	1,400
2014年9月10日-17日	メキシコ	台風	5	135	2,500
2014年9月17日-22日	フィリピン	台風	22	2,052,157	76
2014年9月18日-24日	台湾	台風			400
2014年9月24日-11月10日	インド	洪水	95	650,000	163
2014年10月6日	日本	台風	11	8,706	100
2014年10月7日	中国	地震	1	255,325	835
2014年10月12日	インド	台風	45	920,000	7,000
2014年10月12日-13日	日本	台風	9	1,198	100
2014年11月12日-16日	イタリア	暴風	5		250
2014年11月15日-19日	米国	暴風	24		100
2014年11月21日-24日	モロッコ	暴風	38	117,000	450
2014年11月22日	中国	地震	5	125,055	
2014年12月 - 1月	マラウイ	台風		106,000	
2014年12月1日-2015年1月5日	スリランカ	洪水	41	UNOCHA	
2014年12月12日	フィリピン	台風	18	4,150,400	
2014年12月12日-13日	インドネシア	地すべり	108	1,900	
2014年12月16日-30日	マレーシア	洪水	17	230,000	284
2014年12月28日-31日	フィリピン	洪水	63	543,816	14
2015年1月6日-9日	レバノン	寒波		1,000,000	
2015年2月25日	ポリビア	洪水	30	140,220	
2015年2月25日	アフガニスタン	雪崩	308		
2015年3月3日-9日	バブアニューギニア	洪水	6	100,000	
2015年3月13日	バヌアツ	台風	11	166,000	

出典：各国政府、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）、ルーベンカトリック大学災害疫学研究所（CRED）資料をもとに内閣府作成

① ネパールカトマンズの地すべり

ネパールでは、8月2日から降り続いた豪雨により、首都カトマンズ（Kathmandu）北東のシンデューパルチョク郡（Sindhupalchowk area）で、156人が死亡する大規模な地すべりが発生した。地すべりがスンコシー（Sunkoshi）川をふさいだことから、下流のインドにおいても、河道閉塞箇所が決壊のおそれから10万人以上が避難した。

発災直後も降り続く豪雨により、鉄砲水などの危険性も高い中、ネパール国、地方政府などによる救助活動が実施された。ネパール国の災害応急チーム（National Disaster Response Team）、地域の災害応急チーム（District Disaster Response Team）やネパール赤十字社などが、緊急医療、衛生管理を実施した。

② 中国雲南省の地震

中国では、2014年8月3日現地時間午後4時30分（日本時間8月3日現地時間午後5時30分）、雲南省昭通市魯甸県にて、M6.5の地震が発生した。80,000棟以上の家屋が倒壊し、617人が死亡、112人が行方不明、3,000人を超える負傷者を出すなど、甚大な被害が発生した。魯甸県では、道路などの交通網の遮断に加え、4日午前8時56分（現地時間）までに211回の余震が観測される中、救援活動が行われた。

ユニセフは、医療関連の救援物資を提供し、病院や学校における保健衛生環境の改善のために中国政府と共に被災地で継続的な支援を行った。

③ パキスタン東部豪雨

パキスタン東部パンジャブ地方と北東カシミール地域では、モンスーンによる9月上旬からの豪雨により367人が死亡、673人が負傷、被災者は253万人を超え、68万人以上が避難を余儀なくされた。被災地では家屋の損壊も約10万棟を超え、パンジャブ州を含めた4つの州で、4,065の村に被害が及んだ。

日本政府は、特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォームを通して、約2,300万円相当の緊急援助物資（食糧、衛生用品、支援物資）の供与等を実施した。近年パキスタンは、モンスーンの季節に発生する洪水により、甚大な被害を繰り返し受けている。そのため、2014年11月に、日本政府はパキスタン・イスラム共和国と、「中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画」、パンジャブ州「グジュランワラ下水・排水能力改善計画」の実施のため、無償資金協力の贈与契約（供与限度額36億4,600万円）を締結した。

④ ネパール地震（平成27年5月13日現在）

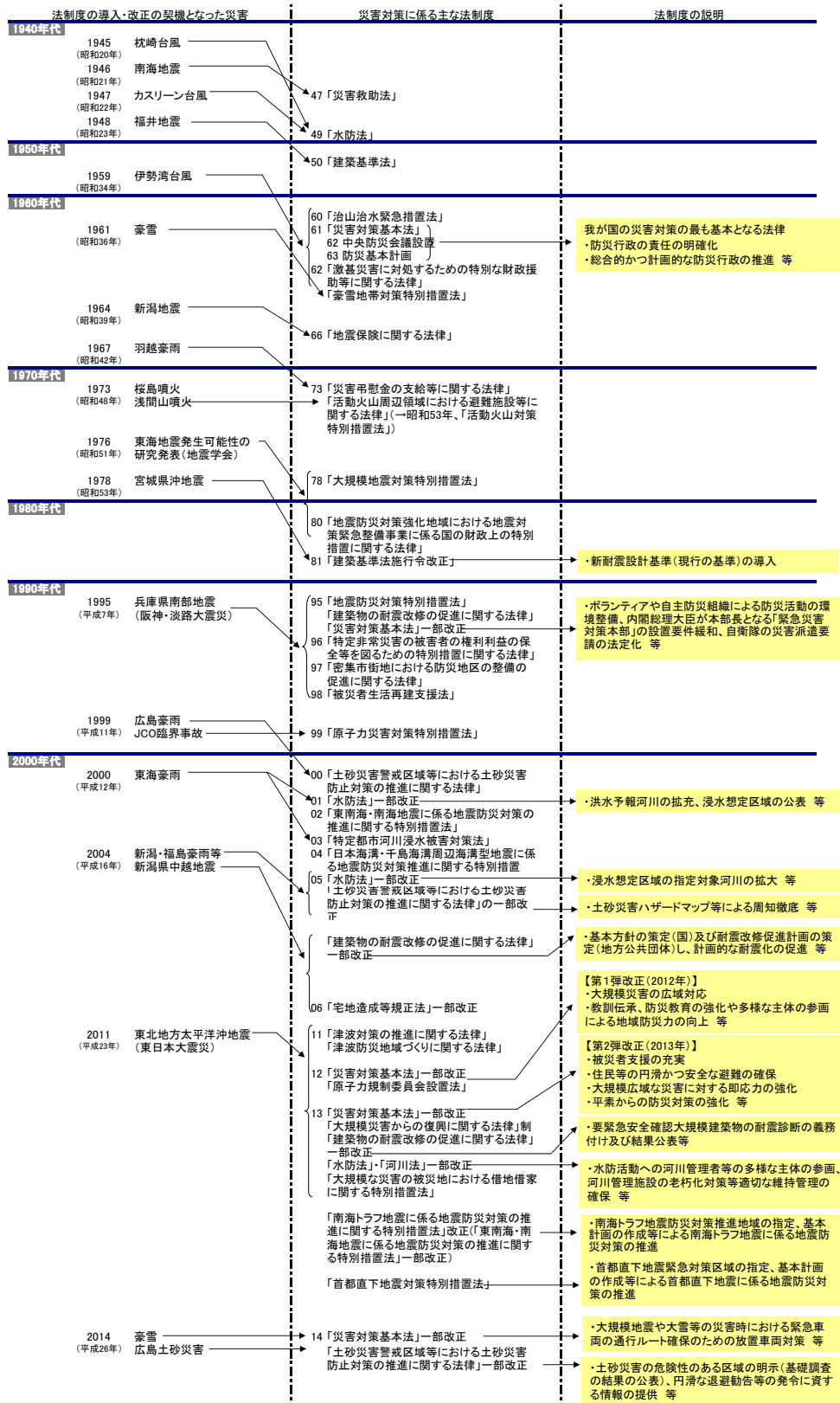
2015年4月25日午後0時頃（現地時間）、首都カトマンズより北西約80キロを震源とするマグニチュード7.8の地震が発生し、ネパール全土、更には周辺国でも揺れを観測した。カトマンズ市内では各所で大きな建造物が倒壊し、周辺地域も含め、全壊家屋が約30万棟、一部損壊家屋や約27万棟となり、死者は8千人以上、負傷者が1万8千人以上となっている。さらに、歴史的な建造物が被害を受けたり、エベレスト山における雪崩の発生により登山客も被害を受けたり、さらに、余震の発生により被害が拡大している。また、周辺国においても人的被害が生じている。

日本政府は、緊急援助物資としてテント、毛布等を供与、国際機関を通じ合計1,400万ドル（約16億8,000万円）の緊急無償資金協力を実施し、さらに、国際緊急援助隊・救助チームや国際緊急援助隊・医療チームを派遣し、救助や医療活動を行った。

3. 法制度

附属資料 28

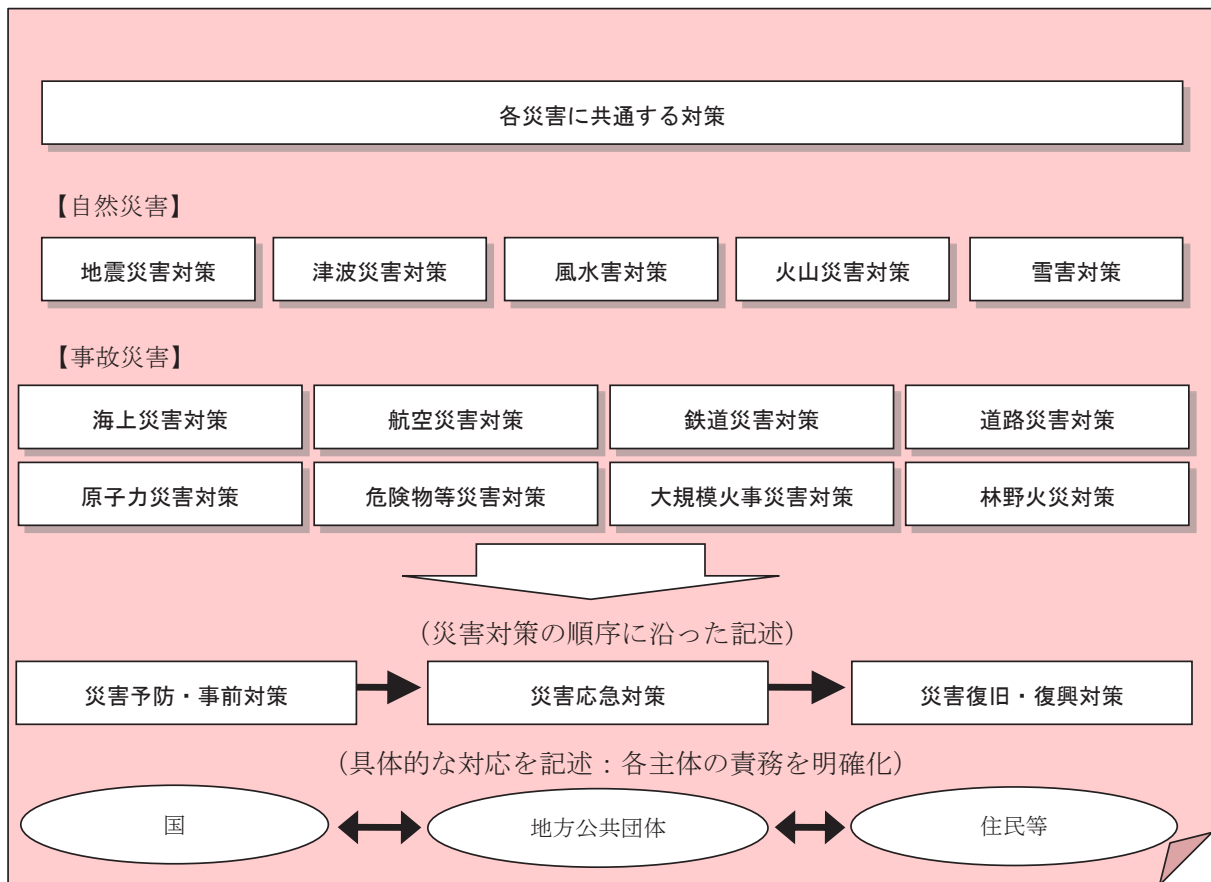
戦後の防災法制度・体制の歩み



出典：内閣府資料

類型	予防	応急	復旧・復興
災害対策基本法			
地震 津波	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策特別措置法 ・津波対策の推進に関する法律 ・地震財特法 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法 	<ul style="list-style-type: none"> <全般的な救済援助措置> ・激甚災害法 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災融資法 ・小規模企業者等設備導入資金助成法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <災害復旧事業> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <保険共済制度> ・地震保険に関する法律 ・農業災害補償法 ・森林国営保険法 <災害税制関係> ・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <その他> ・特定非常災害法 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・借地借家特別措置法 ・大規模災害からの復興に関する法律
火山	<ul style="list-style-type: none"> ・活動火山対策特別措置法 		
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法 	
地滑り 崖崩れ 土石流	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 		
豪雪	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雪地帯対策特別措置法 ・積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 		
原子力	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法 		

出典：内閣府資料



出典：内閣府資料

附属資料31

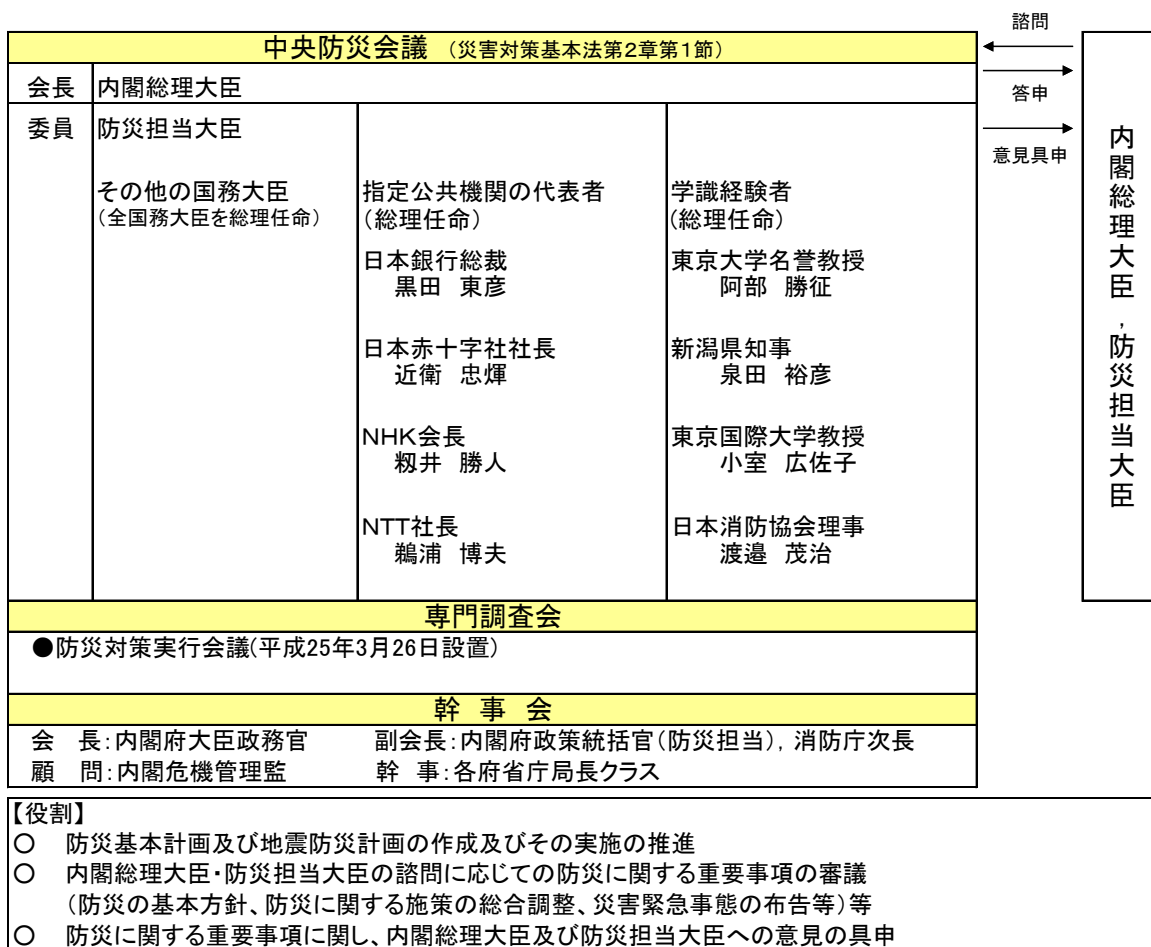
防災基本計画の主な改正経緯

年月	修正等の概要	背景
昭和38年6月	・災害対策基本法の制定を受け、防災基本計画を作成 ・災害の未然防止、被害の軽減、災害復旧のための諸施策について記載	・S34.9.26 伊勢湾台風 ・S36.11.15 災害対策基本法制定
46年5月	一部修正 ・地震対策の充実（地震予知等の施設、消防用ヘリの整備） ・危険物対策、石油コンビナート対策、林野火災対策を新たに位置付け	S42.9.6 災害防止対策に関する行監勧告（最近の経済社会に対応した見直しを勧告）
平成7年7月	全面修正 ・災害の種類別に編を構成するとともに、予防、応急、復旧・復興の順に記載 ・国、公共機関、地方公共団体、事業者等の主体の明確化及び対策の具体化 ・高齢化社会等の社会構造の変化を踏まえるべき旨を記載	H7.1.17 阪神・淡路大震災
9年6月	一部修正 ・事故災害対策編の追加（非常対策本部の設置等の体制整備） ・雪害対策編の追加	H9.1.2 ナホトカ号油流出事故
12年5月	一部修正 ・原子力災害対策特別措置法の制定に伴い、原子力災害対策編を修正	H11.9.30 茨城県東海村ウラン加工施設臨界事故
12年12月	一部修正 ・中央省庁等改革に伴う修正	中央省庁等改革
14年4月	一部修正 ・洪水対策、土砂災害対策、高潮対策について、住民等へ情報伝達、避難対策に関する記述を充実 ・原子力艦の原子力災害について新たに位置付け	・H11.6.29 広島県豪雨災害 ・H11.9.24 熊本県高潮災害
16年3月	一部修正 ・東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成等を踏まえた修正（公共建築物の耐震強化等） ・緊急地震速報の提供体制の整備など施策の進展を踏まえた修正	H16.3.31 東南海・南海地震防災対策推進基本計画作成
17年7月	一部修正 ・災害への備えを実践する国民運動の展開や企業防災の促進、地震防災戦略の作成・実施、津波避難ビルの整備など津波防災対策、集中豪雨時等の情報伝達及び高齢者等の避難支援など、施策の進展を踏まえた修正	・H16.7.28 地震防災戦略作成 ・H16.12.26 インド洋津波災害（スマトラ沖地震）
19年3月	一部修正 ・防衛庁の防衛省への移行に伴う修正	防衛庁の防衛省への移行
20年2月	一部修正 ・防災基本計画上の重点課題のフォローアップの実施、国民運動の戦略的な展開、企業防災の促進のための条件整備、緊急地震速報の本格導入、新潟県中越沖地震の教訓を踏まえた原子力災害対策強化等	H19.7.16 新潟県中越沖地震
23年12月	一部修正 ・東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化等（津波災害対策編の追加）	H23.3.11 東日本大震災
24年9月	一部修正 ・災害対策基本法の改正（第1弾改正）、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化（各編） ・原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）	H23.3.11 東日本大震災 H24.6.27 災害対策基本法の一部改正 H24.9.19 原子力規制委員会の発足
26年1月	一部修正 ・災害対策基本法の改正（第2弾改正）、大規模災害からの復興に関する法律の制定等を踏まえた大規模災害への対策の強化（各編） ・原子力規制委員会における検討を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）	H23.3.11 東日本大震災 H25.6.21 災害対策基本法の一部改正、大規模災害からの復興に関する法律の制定
26年11月	一部修正 ・災害対策基本法の改正に伴う放置車両及び立ち往生車両対策の強化 ・大雪についての警報等の情報伝達手段の多重化・多様化など平成26年2月豪雪の教訓を踏まえた記述の追加	H26.2 平成26年2月豪雪 H26.11.21 災害対策基本法の一部改正
27年3月	一部修正 ・地域原子力防災協議会の設置及び地域防災計画・避難計画の具体化・充実に係る国の支援などの原子力防災体制の充実・強化（原子力災害対策編）	H27.3.5 内閣官房3年以内の見直し検討チーム「原子力防災体制の充実・強化について（第二次報告）」

出典：内閣府資料

4. 体制

附属資料32 中央防災会議の組織について



出典：内閣府資料

附属資料 33

近年の中央防災会議の開催状況（平成20年以降）

平成20年度	
H20.4.23	○平成20年度総合防災訓練大綱 ○自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン 説明：泉信也（内閣府特命担当大臣（防災））等
H20.12.12	○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略 ○首都直下地震避難対策等専門調査会報告 ○中央省庁業務継続計画の策定状況について ○中部圏・近畿圏の内陸地震に関する報告 ○首都直下地震に係る避難者・帰宅困難者対策について
平成21年度	
H21.4.21	○平成21年度総合防災訓練大綱 ○中部圏・近畿圏直下地震対策大綱 ○新たな地震調査研究の推進について ○火山噴火の可能性と防災対策について
H22.1.15	○地方都市の地震防災のあり方等に関する専門調査会の設置について ○首都直下地震対策大綱等の修正について ○災害教訓の継承に関する専門調査会報告 ○我が国の震災対策
平成22年度	
H22.4.21	○平成22年度総合防災訓練大綱 ○災害時の避難に関する専門調査会の設置について ○大規模水害対策に関する専門調査会報告 ○チリ中部沿岸を震源とする地震による津波について ○首都圏水没～被害軽減のためにとるべき対策とは～ （大規模水害対策に関する専門調査会報告の概要）
平成23年度	
H23.4.27	○「東北地方太平洋沖地震－東日本大震災－の特徴と課題」 ○これまでの地震・津波対策について 等
H23.10.11	○「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告 ○今後の防災対策に関する各府省庁の取組状況について ○防災対策推進検討会議の設置について
H23.12.27	○防災基本計画の修正について ○中央防災会議運営要領の改正について ○災害教訓の継承に関する専門調査会報告について ○防災対策推進検討会議の検討状況について 等
H24.3.29	○防災対策推進検討会議中間報告について ○防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針について ○平成24年度総合防災訓練大綱について 等
平成24年度	
H24.9.6	○防災基本計画の修正について ○首都圏大規模水害対策大綱について ○新たな地震調査研究の推進について ○防災対策推進検討会議最終報告について ○地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告について ○災害時の避難に関する専門調査会報告について ○南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について 等
H25.3.26	○災害対策法制の見直し、南海トラフ巨大地震対策及び首都直下地震対策の検討状況について ○防災対策実行会議の設置について ○平成25年度総合防災訓練大綱について 等
平成25年度	
H26.1.17	○南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定について ○首都直下地震緊急対策区域の指定について ○防災基本計画の修正について ○首都直下地震対策検討WG最終報告及び政府業務継続計画案について 等
H26.3.28	○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係 ○首都直下地震対策特別措置法関係 ○大規模地震防災・減災対策大綱について ○平成26年度総合防災訓練大綱について 等

出典：内閣府資料

専門調査会 名称	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
東海地震に関する専門調査会 (全11回)	H3.3.14	H13.12.31													
今後の地震対策のあり方に関する専門調査会 (全11回)	H14.6.26	H13.9.17													
東南海・南海地震等に関する専門調査会 (全38回)	H13.10.3	H16.11.26	H16.11.26	H16.11.26	H16.11.26	H16.11.26	H16.11.26	H16.11.26	H16.11.26	H16.11.26	H16.11.26	H16.11.26	H16.11.26	H16.11.26	H16.11.26
防災基本計画専門調査会 (全9回)	H13.10.11	H14.6.28													
東海地震対策専門調査会 (全10回)	H14.3.4	H15.5.12													
防災に関する人材の育成・活用専門調査会 (全5回)	H14.5.25	H15.5.13													
防災情報の共有化に関する専門調査会 (全12回)	H14.10.3	H15.7.16													
災害救助の継承に関する専門調査会 (全15回)	H15.7.31														
首都圏下地震対策専門調査会 (全20回)	H15.9.12	H17.7.22													
民間と官公のみなぎらした防災力向上に関する専門調査会 (全5回)	H15.9.18	H17.10.14													
日本海津・平海海溝沿太平洋地震に関する専門調査会 (全17回)	H15.10.27	H18.1.23													
災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会 (全14回)	H17.12.9	H18.12.13													
首都圏下地震避難対策等専門調査会 (全14回)	H18.8.16	H20.10.21													
大規模水害対策に関する専門調査会 (全20回)	H18.7.29	H22.3.18													
地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 (全10回)	H22.4.28	H24.3.12													
災害時の避難に関する専門調査会 (全8回)	H22.5.26	H24.3.22													
東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 (全12回)	H23.3.28	H23.9.28													
防災対策推進検討会議 (全13回)	H23.10.26	H24.7.31													
防災対策実行会議															H25.6.14

出典：内閣府資料

5. 予算

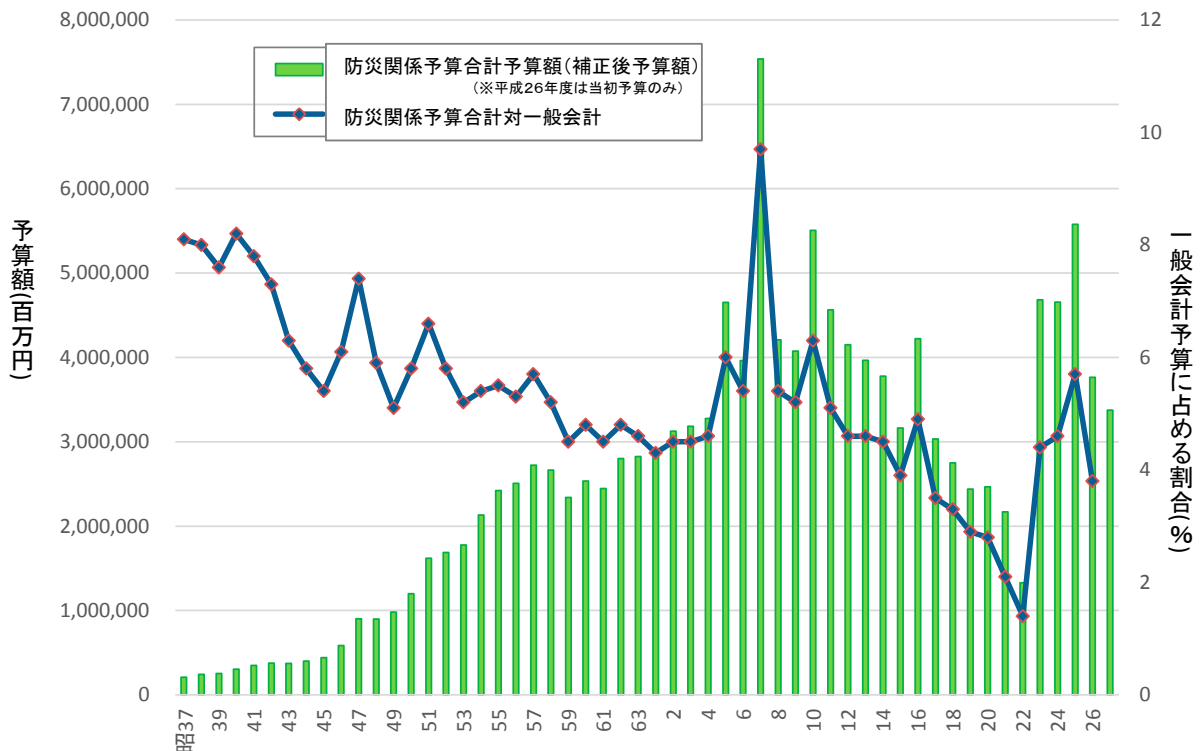
附属資料35 年度別防災関係予算額

年度	科学技術の研究		災害予防		国土保全		災害復旧等		合計 (百万円)
	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	
昭37	751	0.4	8,864	4.3	97,929	47.1	100,642	48.3	208,006
38	1,021	0.4	8,906	3.7	116,131	47.7	117,473	48.2	243,522
39	1,776	0.7	13,724	5.4	122,409	48.3	115,393	45.6	253,302
40	1,605	0.5	17,143	5.6	147,858	48.3	139,424	45.6	306,030
41	1,773	0.5	20,436	5.9	170,650	49.0	155,715	44.7	348,574
42	2,115	0.6	23,152	6.1	197,833	52.3	154,855	41.0	377,955
43	2,730	0.7	25,514	6.8	207,600	55.4	138,815	37.1	374,659
44	2,747	0.7	30,177	7.5	236,209	59.0	131,270	32.8	400,403
45	2,756	0.6	36,027	8.2	269,159	60.9	133,998	30.3	441,940
46	3,078	0.5	50,464	8.6	352,686	60.3	178,209	30.5	584,437
47	3,700	0.4	93,425	10.3	488,818	54.1	316,895	35.1	902,838
48	6,287	0.7	111,321	12.4	493,580	54.9	287,082	32.0	898,270
49	14,569	1.5	118,596	12.1	505,208	51.5	342,556	34.9	980,929
50	17,795	1.5	159,595	13.3	615,457	51.3	405,771	33.9	1,198,618
51	21,143	1.3	186,297	11.5	711,159	43.9	700,688	43.3	1,619,287
52	22,836	1.4	234,409	13.9	904,302	53.6	525,886	31.2	1,687,433
53	29,642	1.7	307,170	17.3	1,093,847	61.6	345,603	19.5	1,776,262
54	35,145	1.6	435,963	20.4	1,229,401	57.6	432,759	20.3	2,133,268
55	29,929	1.2	456,575	18.9	1,229,615	50.8	705,168	29.1	2,421,287
56	29,621	1.2	474,926	18.9	1,240,788	49.5	761,950	30.4	2,507,285
57	28,945	1.1	469,443	17.2	1,261,326	46.3	963,984	35.4	2,723,698
58	29,825	1.1	489,918	18.4	1,268,712	47.6	875,851	32.9	2,664,306
59	28,215	1.2	485,219	20.7	1,350,592	57.7	475,878	20.3	2,339,904
60	27,680	1.1	512,837	20.2	1,355,917	53.5	640,225	25.2	2,536,659
61	28,646	1.2	482,889	19.7	1,354,397	55.3	581,462	23.8	2,447,394
62	38,296	1.4	612,505	21.9	1,603,599	57.2	548,337	19.6	2,802,737
63	31,051	1.1	587,073	20.8	1,550,132	54.9	657,681	23.3	2,825,937
平元	34,542	1.2	588,354	20.7	1,638,104	57.5	587,819	20.6	2,848,819
2	35,382	1.1	625,239	20.0	1,669,336	53.4	796,231	25.5	3,126,188
3	35,791	1.1	628,596	19.8	1,729,332	54.3	788,603	24.8	3,182,322
4	36,302	1.1	745,405	22.8	2,017,898	61.6	475,411	14.5	3,275,015
5	43,152	0.9	866,170	18.6	2,462,800	52.9	1,280,569	27.5	4,652,691
6	40,460	1.0	747,223	18.9	1,945,295	49.1	1,230,072	31.0	3,963,050
7	105,845	1.4	1,208,134	16.0	2,529,386	33.5	3,696,010	49.0	7,539,375
8	52,385	1.2	1,029,658	24.5	2,156,714	51.3	968,182	23.0	4,206,938
9	49,128	1.2	1,147,102	28.2	2,014,695	49.4	864,370	21.2	4,075,295
10	62,435	1.1	1,228,539	22.3	2,905,921	52.8	1,310,515	23.8	5,507,411
11	78,134	1.7	1,142,199	25.0	2,400,534	52.6	941,886	20.6	4,562,752
12	73,502	1.8	1,011,535	24.4	2,376,083	57.3	689,225	16.6	4,150,346
13	49,310	1.2	1,060,445	26.7	2,238,816	56.4	618,427	15.6	3,966,998
14	48,164	1.3	1,202,984	31.9	1,981,686	52.5	543,949	14.4	3,776,783
15	35,133	1.1	814,101	25.7	1,625,670	51.4	689,255	21.8	3,164,159
16	30,478	0.7	815,059	19.3	1,753,418	41.5	1,622,112	38.4	4,221,067
17	11,097	0.4	866,290	28.6	1,426,745	47.0	728,606	24.0	3,032,738

年度	科学技術の研究		災害予防		国土保全		災害復旧等		合計 (百万円)
	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	
18	11,627	0.4	689,505	25.1	1,439,129	52.3	610,302	22.2	2,750,563
19	9,687	0.4	706,853	29.0	1,332,222	54.6	391,637	16.0	2,440,399
20	8,921	0.4	819,359	33.2	1,275,135	51.7	363,471	14.7	2,466,886
21	8,761	0.4	498,397	23.0	1,383,254	63.7	279,789	12.9	2,170,201
22	7,695	0.6	224,841	16.9	813,359	61.1	285,038	21.4	1,330,933
23	28,072	0.6	376,169	8.0	743,936	15.9	3,536,475	75.5	4,684,652
24	29,422	0.6	561,021	12.0	790,422	17.0	3,129,561	67.2	4,656,656
25	15,339	0.3	788,576	14.1	879,932	15.8	3,883,911	69.6	5,578,036
26	12,683	0.3	412,904	11.0	803,404	21.3	2,535,673	67.4	3,764,664
27	9,966	0.3	495,654	14.7	137,192	4.1	2,733,771	81.0	3,376,583

- 注) 1 補正後予算額(国費)である。ただし、平成26年度は速報値であり、当初予算である。
2 平成19年度における科学技術の研究の減額は、国立試験研究機関の独立行政法人化によるところが大きい(独立行政法人の予算は本表においては計上しない)。
3 平成21年度における災害予防の減額は、道路特定財源の一部が一般財源化されたことに伴い、一部施策について防災関係予算として金額を特定できなくなったことによるものである。
4 平成22年度における災害予防及び国土保全の減額は、「社会資本整備総合交付金」等の創設により、災害予防の一部施策や国土保全における補助事業の多くを当該交付金で措置することによるものである。
5 平成23年度における国土保全の減額は、関連する人件費等を別途計上することとしたことに伴う減額である。
出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料36 防災関係予算額の推移



出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料37 地震対策緊急整備事業計画

(平成26年度末現在、単位：百万円)

区分	昭和55～平成26年度		
	計画額 (a)	実績見込額 (b) ^(注1)	進捗率 (b) / (a)
1 避難地	157,275	157,275	100.0%
2 避難路	82,316	81,342	98.8%
3 消防用施設	129,797	124,501	95.9%
4 緊急輸送路	756,712	620,593	82.0%
4-1 緊急輸送道路	675,702	516,882	76.5%
4-2 緊急輸送港湾	63,823	65,724	103.0%
4-3 緊急輸送漁港	39,641	37,987	95.8%
5 通信施設	19,617	18,480	94.2%
6 公的医療機関	54,012	54,012	100.0%
7 社会福祉施設	47,835	62,145	129.9%
8 公立小・中学校	425,150	446,602	105.0%
9 津波対策	158,868	156,897	98.8%
9-1 河川管理施設	56,860	56,128	98.7%
9-2 海岸保全施設	103,933	100,769	97.0%
10 山崩れ対策	474,627	457,785	96.5%
10-1 砂防設備	78,788	80,291	101.9%
10-2 保安施設	142,330	140,190	98.5%
10-3 地すべり施設	76,686	75,636	98.6%
10-4 急傾斜地施設	146,105	145,614	99.7%
10-5 ため池	16,896	16,054	95.0%
合計	2,306,209	2,179,632	94.5%

(注1) 地震対策緊急整備事業計画（昭和55年度～平成26年度）の内容は、平成26年度末現在のものである。また、実績見込額は、昭和55～平成21年度分については実績額、平成22～26年度分については実績見込額によって算出している。

(注2) 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業全体の事業費を計上しているものもあり、もっぱら防災対策のみの事業費を計上したものではない。

出典：内閣府資料

地震防災緊急事業五箇年計画の概算事業量等

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成7年7月に「地震防災対策特別措置法」が施行された。この法律により、都道府県知事は、著しい地震災害が生じるおそれがある地域と認められる地区について、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができることとなり、同計画に基づき事業の一部については、国庫補助率の高上げ措置を受けられることになる。

これまで、4次にわたり同計画が都道府県知事により作成され、地震防災緊急事業が実施されてきた。これより、4次にわたり同計画が都道府県知事により作成され、地震防災緊急事業が実施されてきた。同計画は、地震防災上緊急に整備すべき29施設等に関して作成される5か年間の計画であり、作成しようとするときは関係市町村の意見を聞いた上で、内閣総理大臣の同意を受けることとされている。

4次にわたる計画における事業量等の概算は、以下の表のとおり。

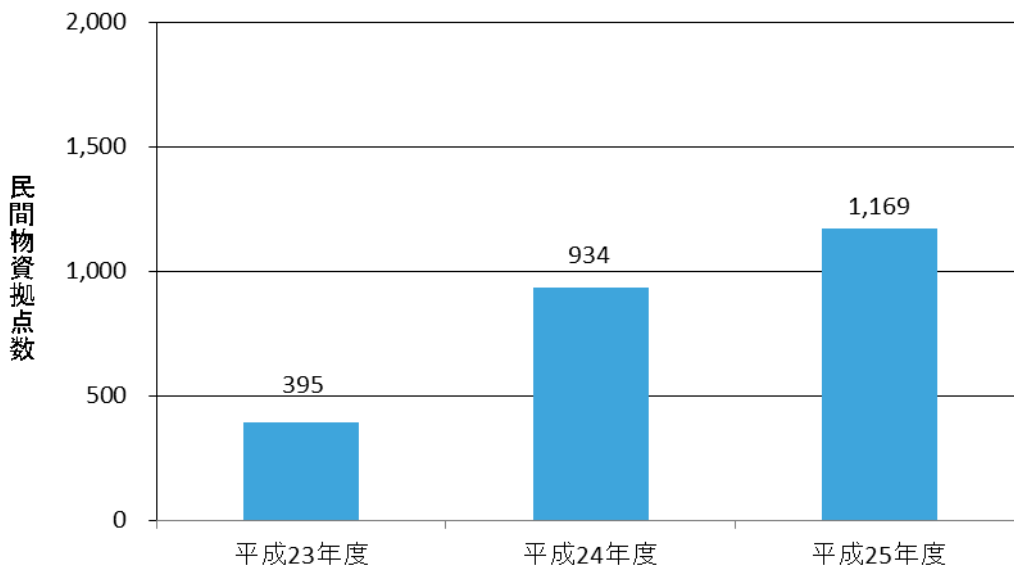
(全都道府県・平成26年度末現在、単位：百万円)

区分	第1次五箇年計画(平成8~12年度)			第2次五箇年計画(平成13~17年度)			第3次五箇年計画(平成18~22年度)			第4次五箇年計画(平成23~27年度)					
	計画額(a)	実績額(b)	進捗率(b)/(a)	事業規模(c)	計画額(d)	実績額(e)	進捗率(e)/(d)	事業規模(f)	計画額(g)	実績額(h)	進捗率(h)/(g)	事業規模(i)	計画額(j)	実績額(k)	進捗率(k)/(j)
1号 避難地	1,462,542	959,276	65.6%	3,168 ha	931,413	543,233	58.3%	2,515 ha	488,257	400,283	82.0%	1,458 ha	303,558	172,696	56.9%
2号 避難地	1,481,509	1,105,639	74.6%	2,601 km	1,188,051	900,446	75.8%	1,405 km	952,865	625,957	65.7%	885 km	1,333,127	505,740	37.9%
3号 消防用施設	917,213	697,067	76.0%	28,153 箇所	540,784	297,301	55.0%	21,039 箇所	448,460	246,745	55.0%	20,013 箇所	672,698	237,791	35.3%
4号 消防活動用道路	168,387	128,163	76.1%	161 km	119,329	92,958	77.9%	102 km	46,719	49,136	105.2%	54 km	23,416	12,737	54.4%
5号 緊急輸送道路等	6,067,258	5,719,897	94.3%	3,920 km	5,267,908	4,242,139	80.5%	3,448 基	4,998,577	4,067,023	81.4%	2,552 km	2,722,034	1,548,791	56.9%
5号-1 緊急輸送交通管制施設	5,555,626	5,355,365	96.4%	3,448 基	16,855	8,473	50.3%	2,439 基	9,242	6,844	74.0%	2,254 km	2,548,081	1,429,326	56.1%
5号-2 緊急輸送ヘリポート	23,900	21,017	87.9%	1 箇所	550	387	70.4%	0 箇所	0	0	—	2 箇所	117	78	66.7%
5号-3 緊急輸送トンネル	6,327	2,094	33.1%	113 箇所	181,503	119,869	66.0%	100 箇所	98,676	136,895	68.9%	73 箇所	137,802	99,193	72.0%
5号-4 緊急輸送港湾施設	359,671	237,940	66.2%	73 箇所	70,423	46,387	65.9%	43 箇所	47,594	41,558	87.3%	25 箇所	20,734	12,233	59.0%
5号-5 緊急輸送漁港施設	121,734	103,481	85.0%	844 km	394,948	257,890	65.3%	591 km	259,420	175,571	67.7%	470 km	254,399	132,979	52.3%
6号 共同溝等	261,385	275,928	105.6%	115 施設	391,016	277,721	71.0%	93 施設	239,424	150,877	63.0%	216 施設	656,327	284,270	43.3%
7号 医療機関	784,899	526,548	67.1%	857 施設	280,028	176,408	63.0%	521 施設	114,756	56,400	49.1%	654 施設	121,238	66,155	54.6%
8号 社会福祉施設	482,317	219,490	45.5%	—	—	—	—	995 学校	35,198	7,074	20.1%	1,178 学校	54,705	14,420	26.4%
8の2号 公立幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	16,256 学校	3,077,544	1,399,624	45.5%	13,896 学校	2,308,893	1,059,322	45.9%
9号 公立小中学校等	1,359,672	765,344	56.3%	5,840 学校	1,078,849	594,777	55.1%	264 学校	56,834	23,262	40.9%	195 学校	40,262	19,404	48.2%
10号 公立特別支援学校等	84,577	29,685	35.1%	114 学校	32,094	12,070	37.6%	670 施設	62,975	24,429	38.8%	1,676 施設	345,868	93,267	27.0%
11号 公的建築物	24,169	5,267	21.8%	29 施設	2,662	1,199	45.0%	491 箇所	237,787	182,911	76.9%	674 箇所	322,875	148,044	45.9%
12号 海岸・河川施設	235,686	187,310	79.5%	334 箇所	272,744	225,598	82.7%	423 箇所	187,407	146,044	77.9%	520 箇所	220,549	97,598	44.3%
12号-1 海岸保全施設	140,865	109,501	77.7%	215 箇所	196,496	146,699	74.7%	68 箇所	50,380	36,867	73.2%	154 箇所	102,326	50,446	49.3%
12号-2 河川管理施設	94,821	77,809	82.1%	119 箇所	76,248	78,899	103.5%	10,504 箇所	1,069,686	976,742	91.3%	9,296 箇所	842,555	525,811	62.4%
12号 砂防設備等	1,729,574	1,702,042	98.4%	14,332 箇所	1,622,048	1,339,438	82.6%	2,033 箇所	354,972	325,910	91.8%	2,057 箇所	303,286	171,284	56.5%
13号-1 砂防設備	268,151	247,050	92.1%	2,278 箇所	436,635	409,636	93.8%	3,673 箇所	210,861	202,299	95.9%	2,683 箇所	146,012	122,502	83.9%
13号-2 保安施設	409,216	469,126	114.6%	5,583 箇所	330,719	263,907	79.8%	1,151 箇所	158,479	160,883	101.5%	863 箇所	117,841	76,346	64.8%
13号-3 地すべり防止施設	359,433	356,531	99.2%	1,651 箇所	275,558	219,200	79.5%	2,500 箇所	244,461	220,779	90.3%	2,619 箇所	193,937	117,272	60.5%
13号-4 急傾斜地崩壊防止施設	522,261	497,690	95.3%	3,568 箇所	446,098	356,530	79.9%	1,147 箇所	100,913	66,870	66.3%	1,084 箇所	81,479	38,407	47.1%
13号-5 ため池	170,513	131,645	77.2%	1,252 箇所	133,038	90,165	67.8%	78 箇所	60,905	34,277	56.3%	154 箇所	72,534	35,467	48.9%
14号 地域防災拠点施設	162,319	102,857	63.4%	1,702 箇所	81,642	40,342	49.4%	5,844 箇所	239,525	78,112	32.6%	8,147 箇所	185,950	56,640	30.5%
15号 防災行政無線設備	224,276	126,236	56.3%	1,121 箇所	126,944	68,693	55.9%	405 箇所	142,958	72,142	50.5%	514 箇所	116,594	43,313	37.1%
16号 飲料水施設・電源施設等	221,622	126,320	57.0%	444 箇所	89,822	55,599	61.9%	296 箇所	4,081	838	20.5%	616 箇所	5,800	1,813	31.3%
17号 備蓄倉庫	17,763	8,028	45.2%	437 箇所	10,338	5,292	51.2%	515 組	314	262	83.4%	304 組	136	39	28.7%
18号 応急救護設備	3,595	659	18.3%	610 組	1,133	687	60.6%	7,859 ha	846,197	563,811	66.6%	7,339 ha	502,993	207,610	41.3%
19号 老朽住宅密集市街地	2,814,605	1,431,714	50.9%	6,960 ha	1,725,532	916,981	53.1%	—	—	—	—	—	—	—	—
	18,503,368	14,117,470	76.3%	—	14,157,285	10,018,773	70.8%	—	12,197,074	8,359,916	68.5%	—	10,885,963	5,166,308	47.5%

(注) 1. 第4次五箇年計画(平成23~27年度)の内容は、平成26年度末現在のものである。
 2. 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、都市基盤整備等、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業の全体の事業費を計上している。
 3. 公立特別支援学校は、平成18年度までは公立盲学校、ろう学校又は兼設学校である。
 出典：内閣府資料

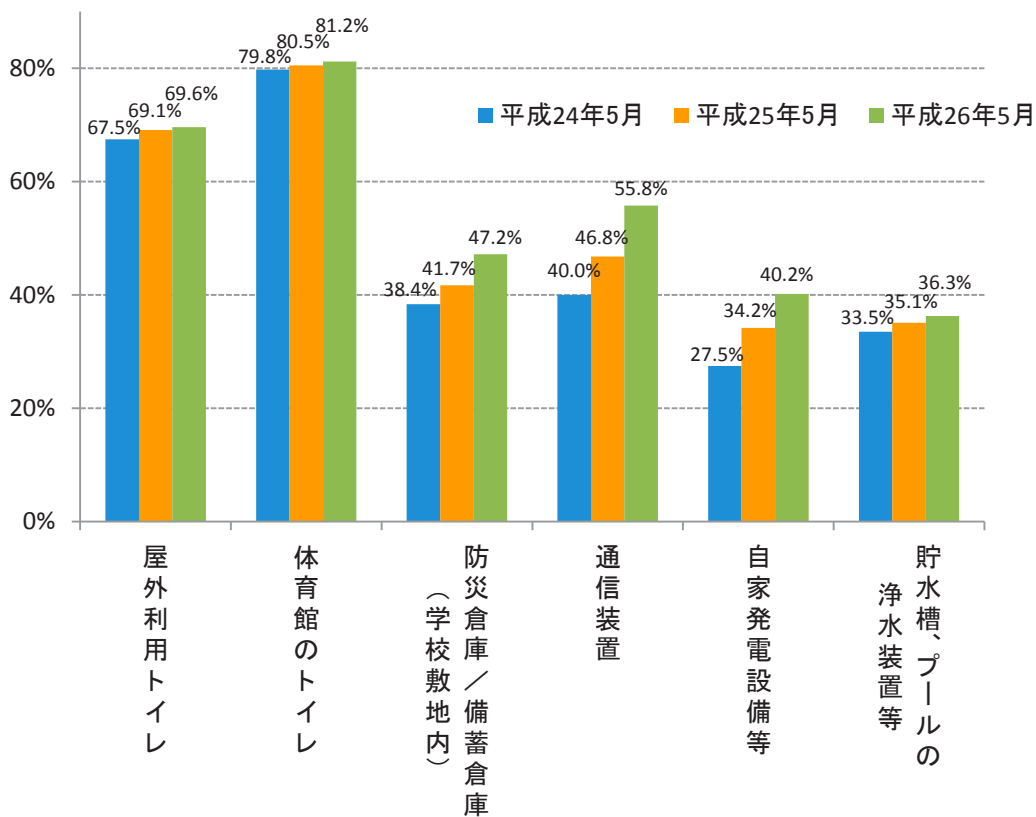
6. 防災上必要な施設及び設備の整備状況

附属資料39 国土交通省の物資拠点の指定状況

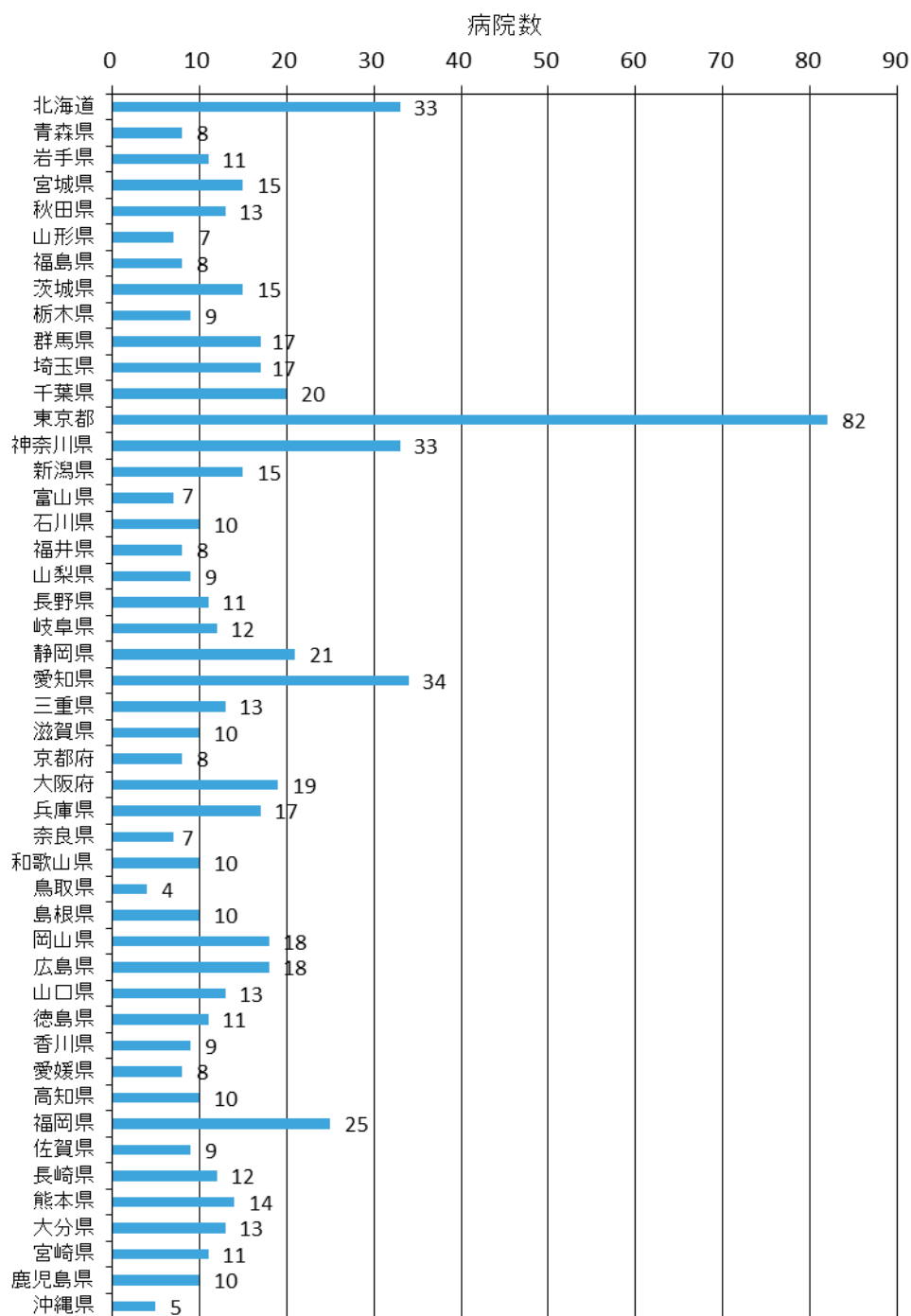


出典：国土交通省「災害に強い物流システムの構築について（平成26年3月）」をもとに内閣府作成

附属資料40 避難所に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備状況



(注) 平成24年調査は、岩手県、宮城県、福島県は含まない。
出典：文部科学省資料をもとに内閣府作成



出典：広域災害救急医療情報システムホームページをもとに内閣府作成

附属資料42

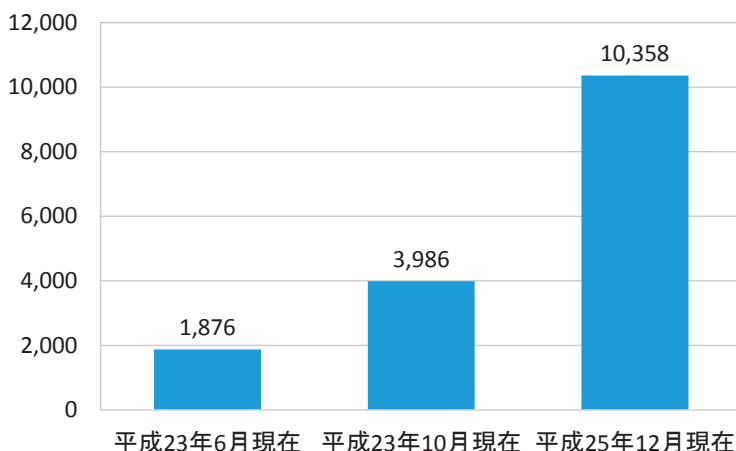
日赤病院・救急救命センター・DMAT指定医療機関数

都道府県	赤十字病院	救命救急センター	DMAT指定機関	都道府県	赤十字病院	救命救急センター	DMAT指定機関
北海道	10	11	34	滋賀県	3	4	10
青森県	1	2	10	京都府	3	6	11
岩手県	1	3	11	大阪府	2	13	18
宮城県	2	6	15	兵庫県	4	7	19
秋田県	1	1	14	奈良県	0	3	7
山形県	0	2	8	和歌山県	1	3	11
福島県	1	4	8	鳥取県	1	2	4
茨城県	2	6	18	島根県	2	3	10
栃木県	3	5	11	岡山県	1	5	10
群馬県	2	3	17	広島県	3	5	18
埼玉県	3	8	17	山口県	2	5	16
千葉県	1	11	21	徳島県	1	3	13
東京都	4	23	71	香川県	1	2	10
神奈川県	3	16	33	愛媛県	1	3	8
新潟県	1	5	15	高知県	1	3	16
富山県	1	2	8	福岡県	3	8	24
石川県	1	2	12	佐賀県	1	5	9
福井県	1	2	9	長崎県	2	3	15
山梨県	1	1	12	熊本県	2	3	15
長野県	6	8	12	大分県	1	3	21
岐阜県	2	6	12	宮崎県	0	3	12
静岡県	5	9	21	鹿児島県	1	2	13
愛知県	2	18	34	沖縄県	1	3	15
三重県	1	3	13	合計	92	254	741

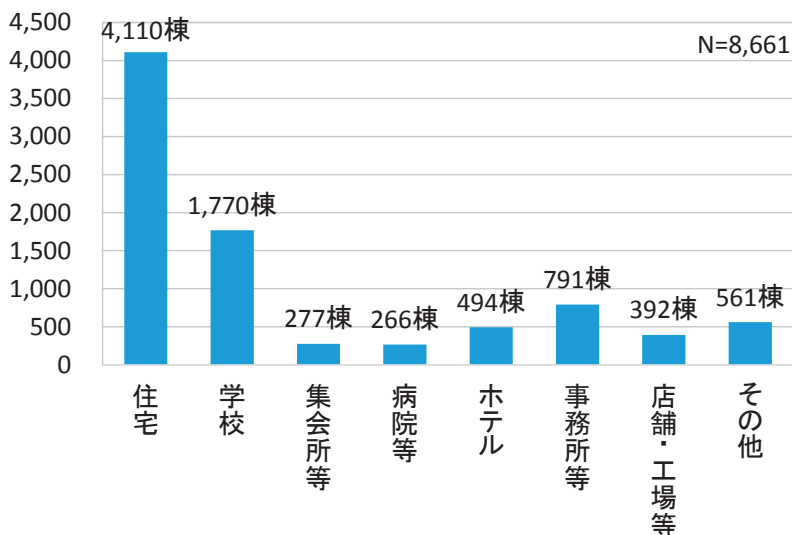
出典：赤十字病院は、日本赤十字社ホームページを参考に内閣府作成

救命救急センター・DMAT指定機関は、広域災害救急医療情報システムホームページをもとに内閣府作成

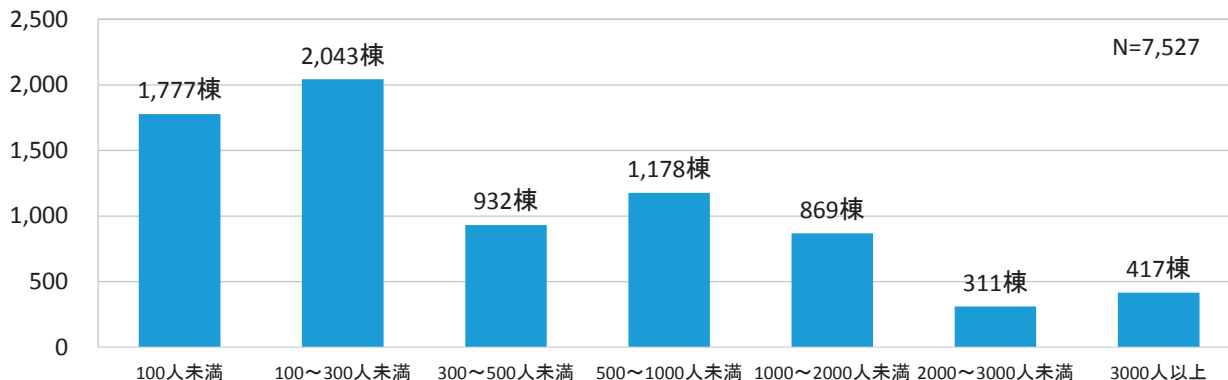
津波避難ビルの指定数の推移



津波避難ビルの平時の建築物の用途



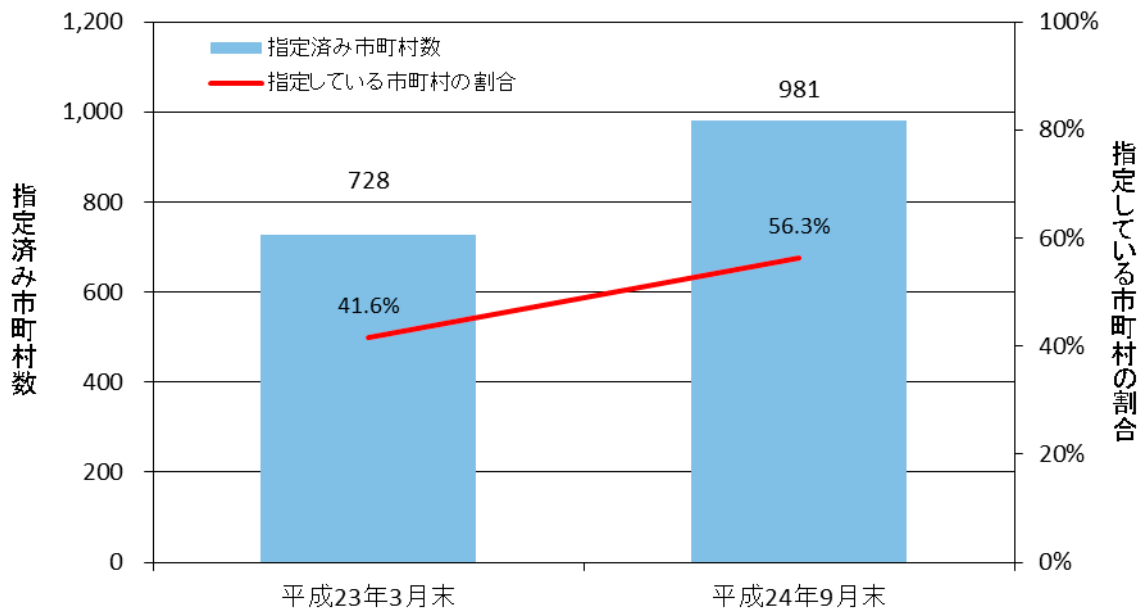
津波避難ビルの受入可能人数



(注) 平成23年6月及び平成23年10月の調査は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県を調査対象外としている。内閣府及び国土交通省が沿岸市町村に対し実施したアンケート調査結果（平成23年6月にアンケート調査を実施、同年10月に追加調査を実施）

出典：国土交通省及び内閣府「津波避難ビル等」に関する実態調査結果（平成23年6月及び平成23年10月）
内閣府「津波避難に関する地方公共団体等の取組状況等調査」（平成25年12月）

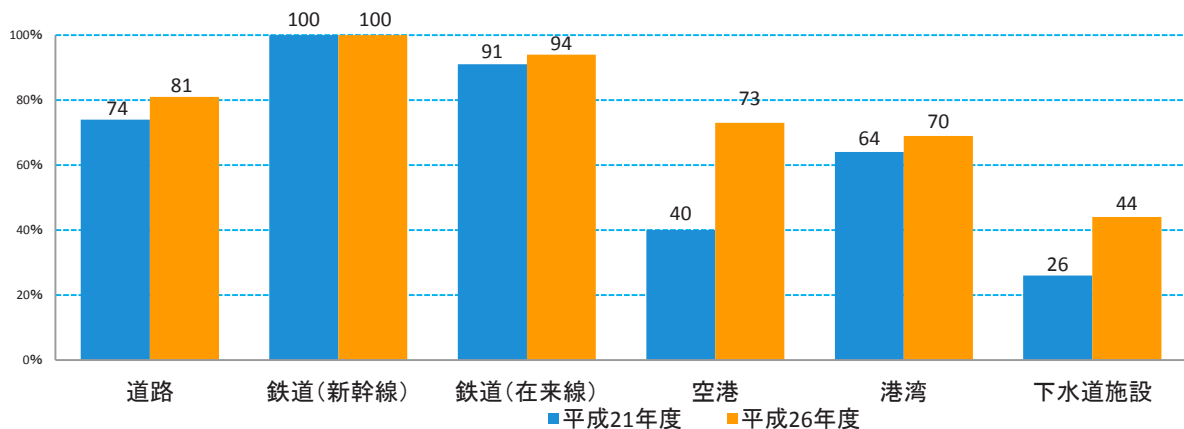
附属資料 4.4 福祉避難所の指定状況



(注) 福祉避難所とは、既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと

出典：厚生労働省「福祉避難所指定状況調査結果（平成24年9月末時点）」

附属資料 4.5 公共インフラ等の耐震化の状況



(注) 道路：緊急輸送道路（災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動をするために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路）の橋梁の耐震化率（平成25年度末時点）

鉄道（新幹線）：高架橋等

鉄道（在来線）：首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の高架橋等（左：平成24年度末時点、右：平成25年度末時点）

空港：緊急輸送に活用できる空港から100km圏域の人口の割合

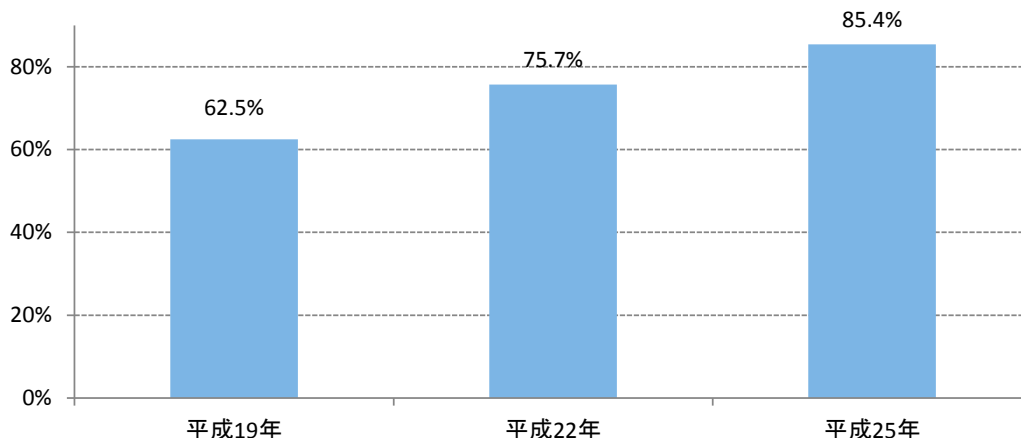
港湾：耐震強化岸壁（整備目標336バースに対する整備済み岸壁の割合）

下水道施設：重要な幹線等（流域幹線、防災拠点・避難地からの排水を受ける管きよ、ポンプ場・処理場に直結する幹線管きよ、緊急輸送路・軌道下に埋設された管きよ等）（左：平成21年度末時点、右：平成25年度末時点）

出典：国土交通省資料をもとに内閣府作成

附属資料46

防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況



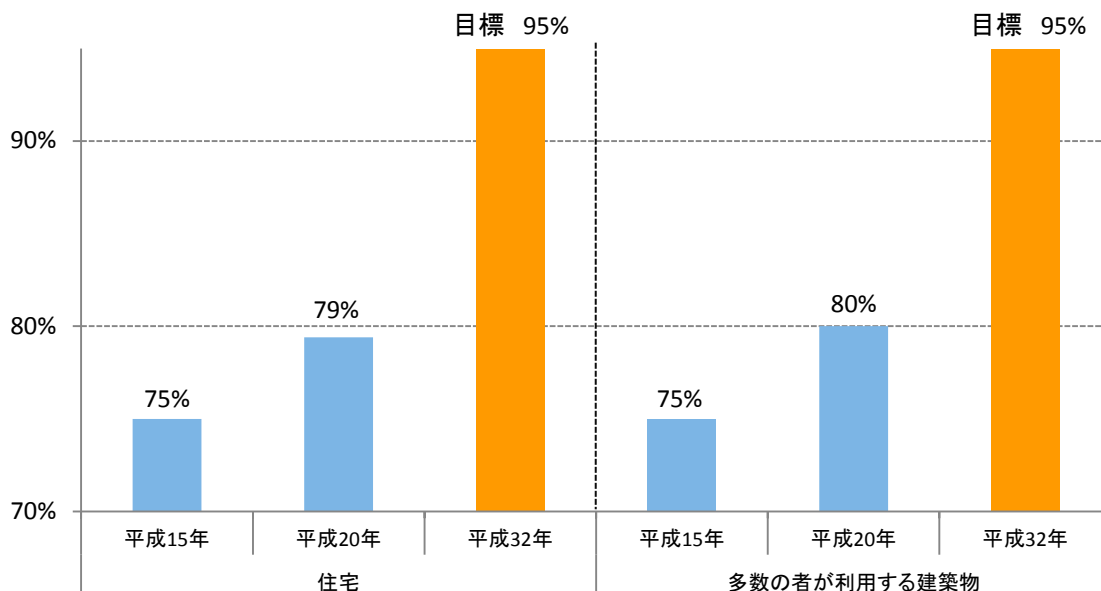
※ 地方公共団体が所有又は管理している公共施設等(公共用及び公用の建物:非木造の2階建以上又は延床面積200㎡超の建築物)全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点(防災拠点)となる施設を右記の基準に基づき抽出し、集計・分析。

- <防災拠点となる施設の範囲>
- ① 社会福祉施設…………… 全ての施設
 - ② 文教施設(校舎、体育館)…… 避難場所に指定している施設
 - ③ 庁舎…………… 災害応急対策の実施拠点となる施設
 - ④ 県民会館・公民館等…………… 避難場所に指定している施設
 - ⑤ 体育館…………… 避難場所に指定している施設
 - ⑥ 診療施設…………… 地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設
 - ⑦ 警察本部、警察署等…………… 全ての施設
 - ⑧ 消防本部、消防署所…………… 全ての施設
 - ⑨ 公営住宅等…………… 無
 - ⑩ 職員公舎…………… 無
 - ⑪ その他…………… 避難場所に指定している施設

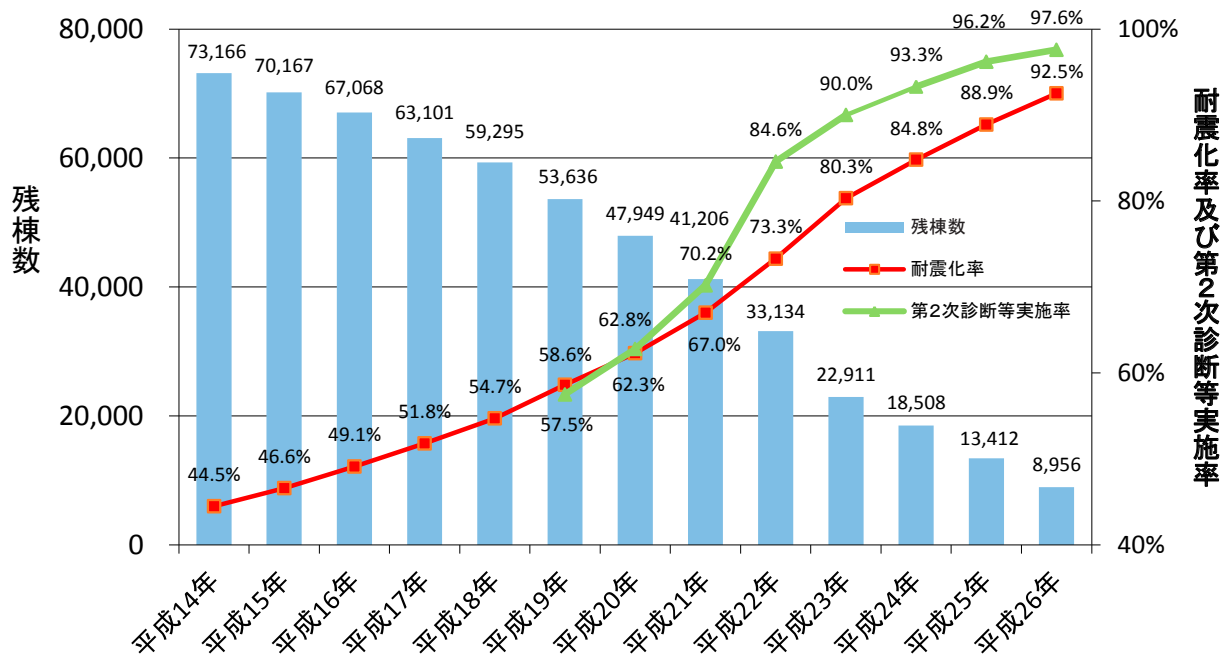
出典：消防庁資料「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

附属資料47

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

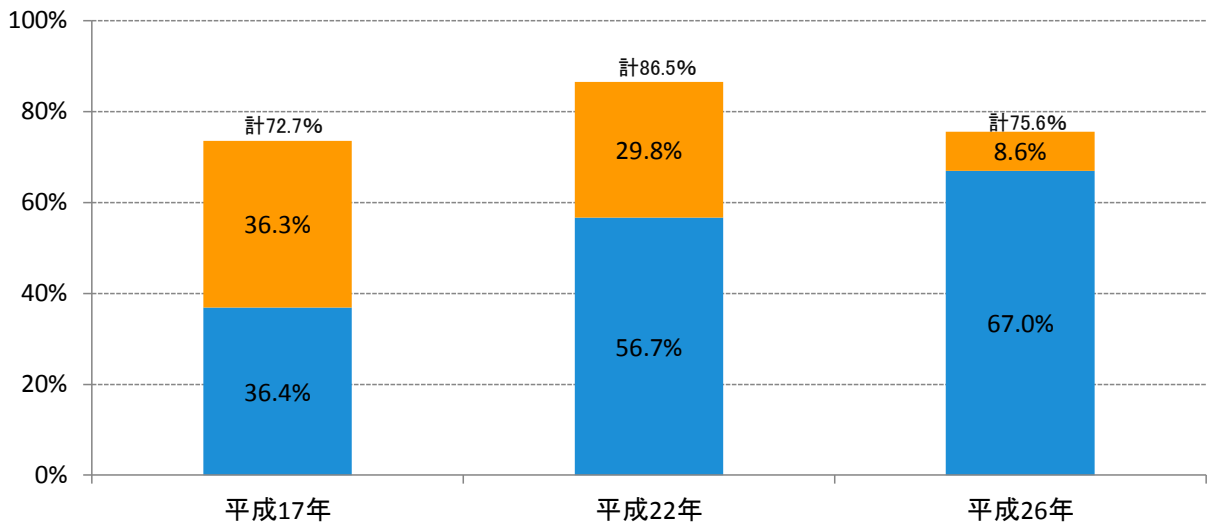


出典：国土交通省資料をもとに内閣府作成



出典：文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」（平成26年4月）をもとに内閣府作成

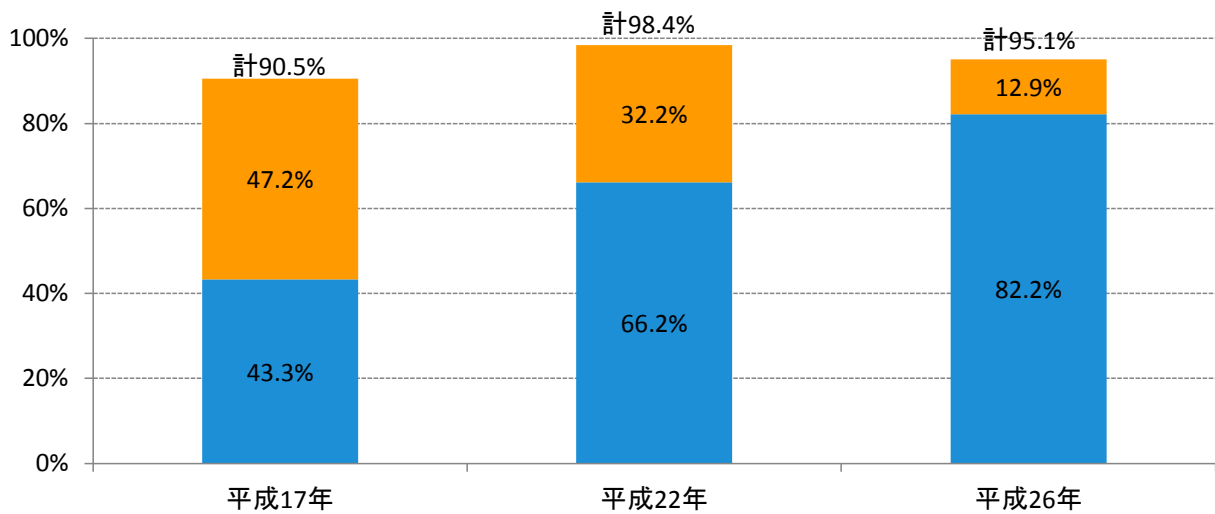
附属資料 49 病院の耐震化の状況



■ 全ての建物に耐震性がある病院数(耐震化率) ■ 一部の建物に耐震性がある病院数

出典：厚生労働省「平成26年度病院の耐震改修状況調査の結果」をもとに内閣府作成

附属資料 50 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化の状況

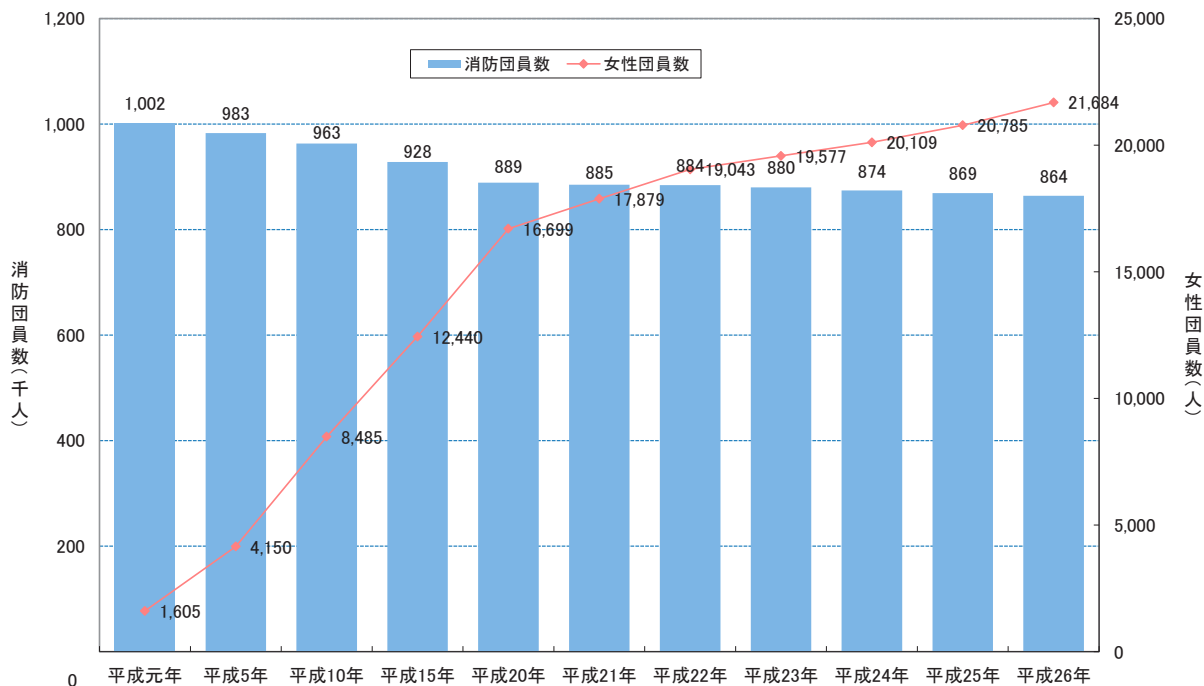


■ 全ての建物に耐震性がある病院数(耐震化率) ■ 一部の建物に耐震性がある病院数

出典：厚生労働省「平成26年度病院の耐震改修状況調査の結果」をもとに内閣府作成

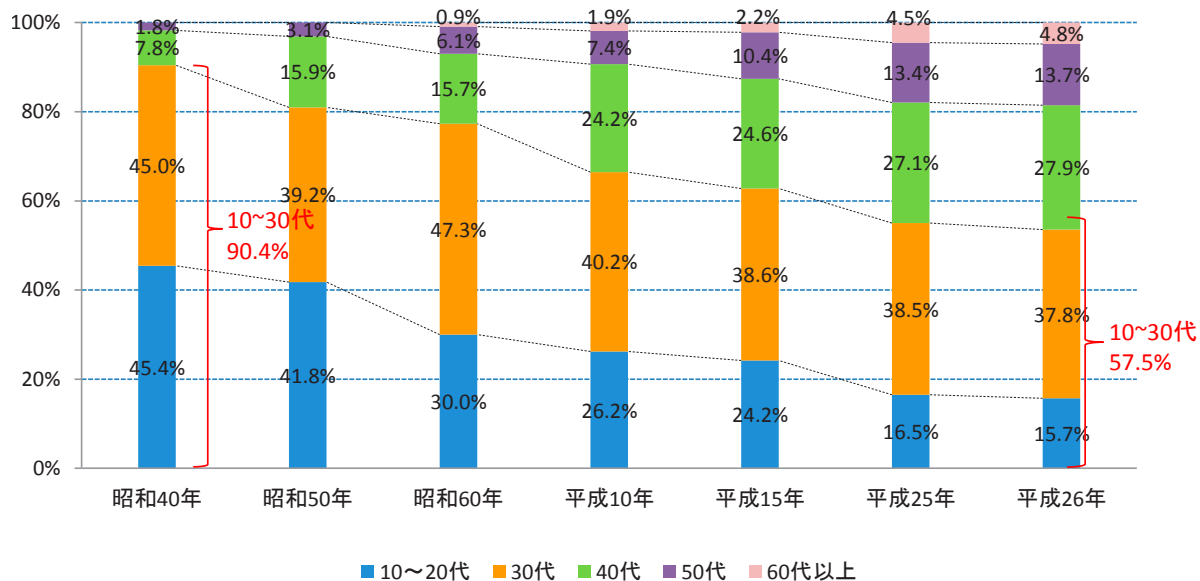
7. 防災業務に従事する人員の状況

附属資料51 消防団員数の推移



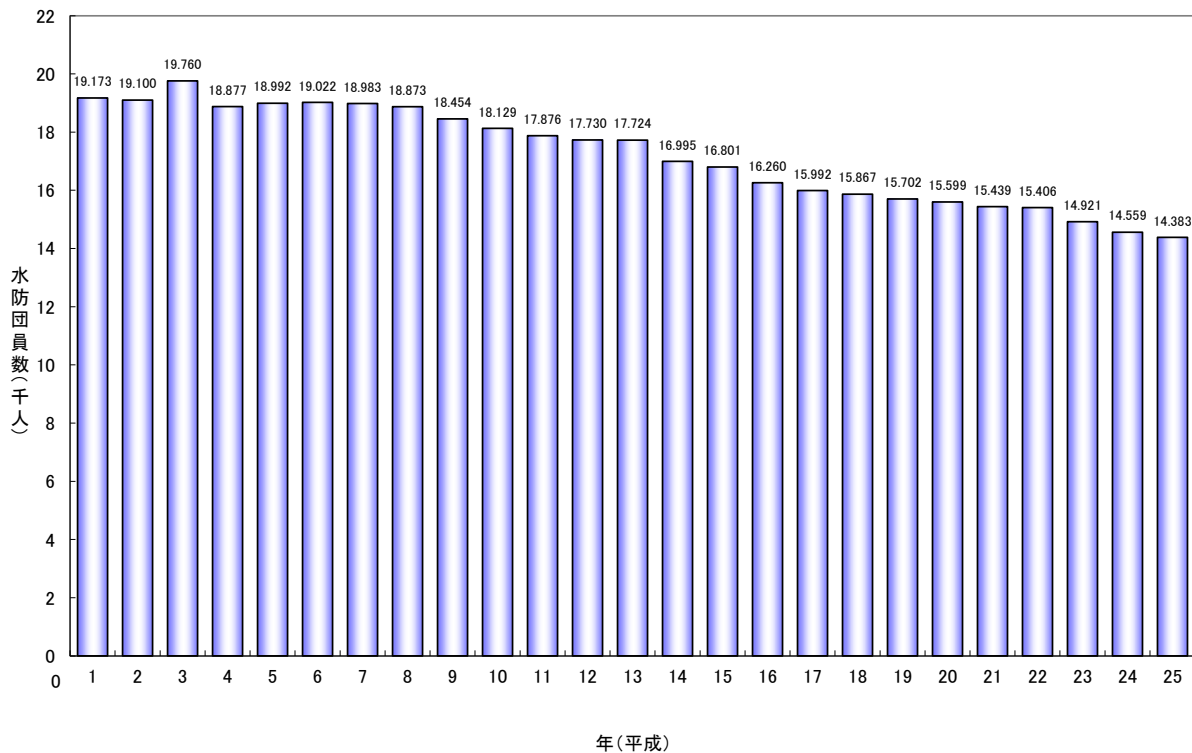
(注) 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計。
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

附属資料52 消防団員の年齢構成比率の推移



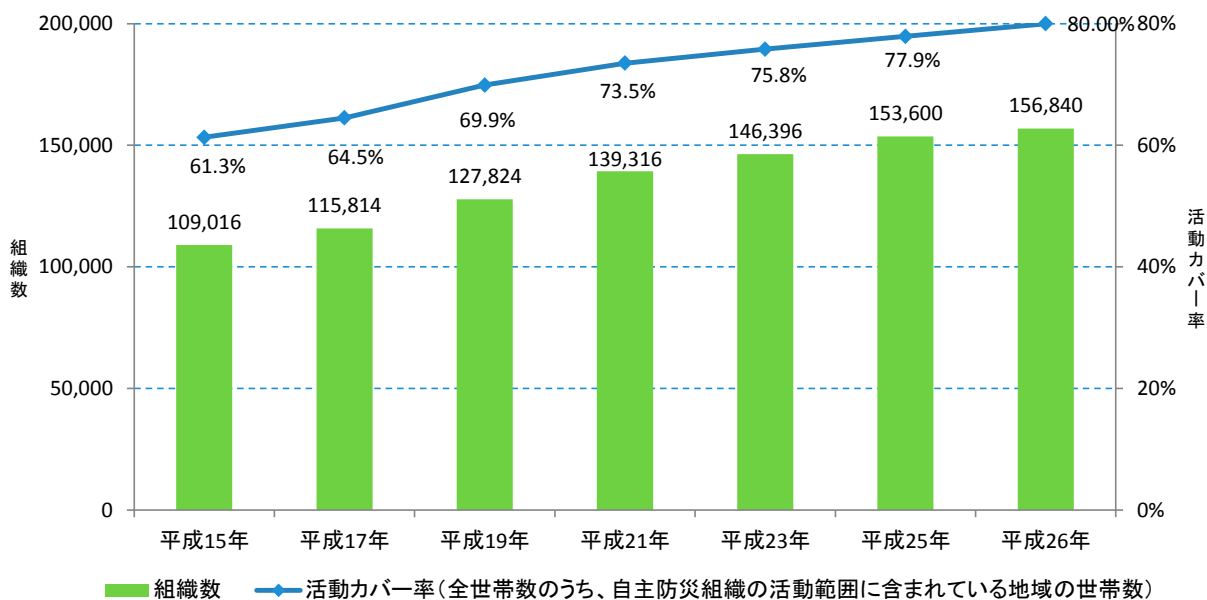
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

附属資料53 水防団員数の推移



出典：国土交通省資料

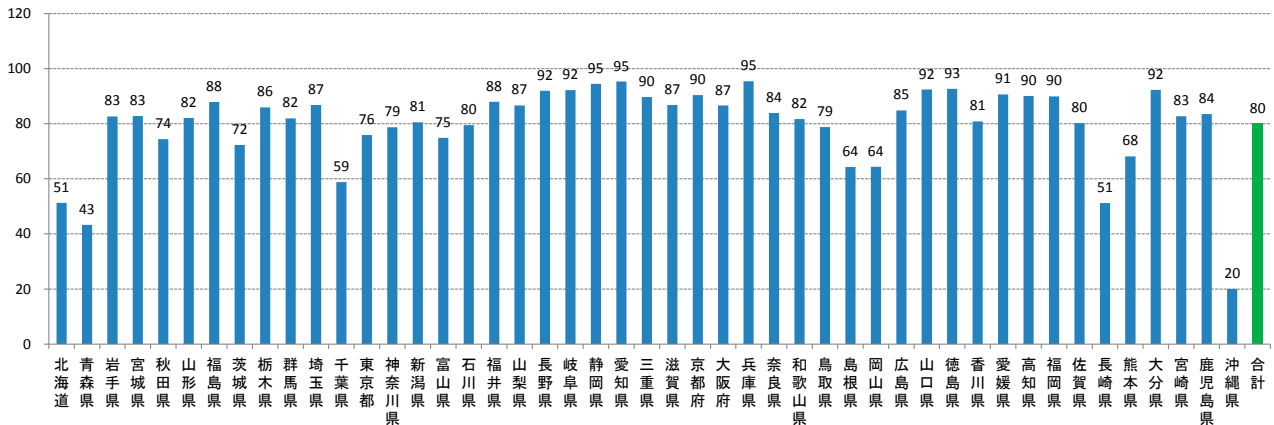
附属資料54 自主防災組織の推移



出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成、各年4月1日現在

附属資料55

都道府県別自主防災組織活動カバー率



(注) 平成26年4月1日現在

出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

附属資料56

地域の自主防災組織の設立運営に対する助成状況

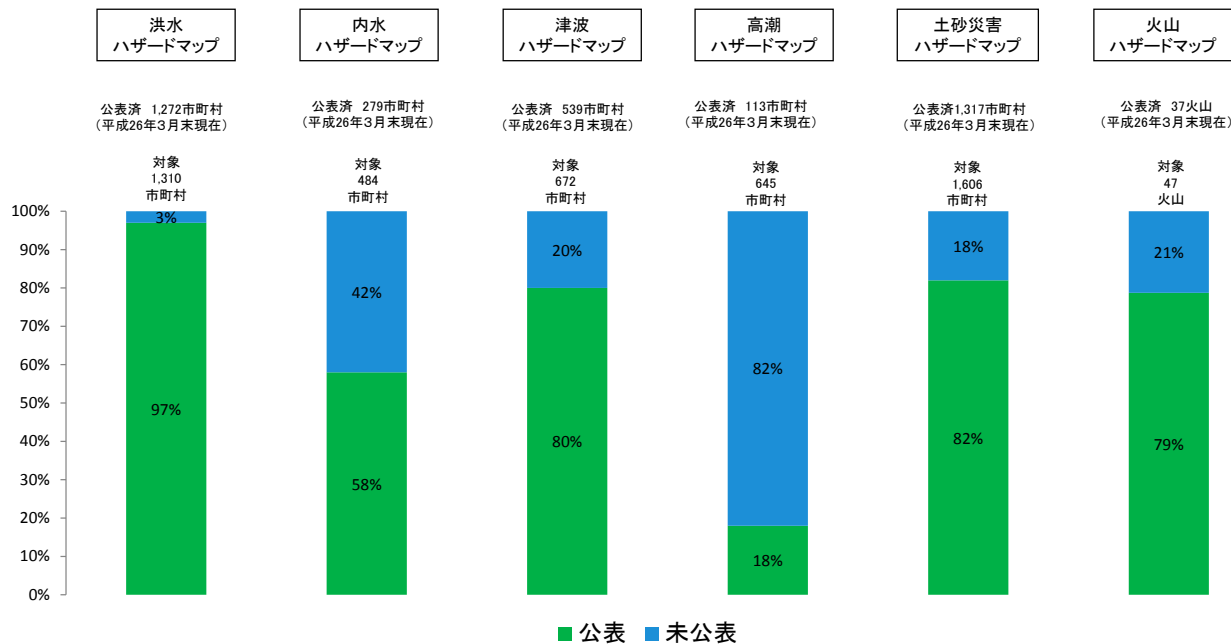
年	市区町村数	補助金の状況（市区町村数）		
		制度	実績	
		制度のある 市区町村数	実績のある 市区町村数	金額 (単位：千円)
平成15年	3,213	1,977	1,635	4,330,406
平成16年	3,123	1,945	1,631	2,391,375
平成17年	2,418	1,691	1,448	2,351,204
平成18年	1,843	1,516	1,296	3,636,344
平成19年	1,827	1,538	1,308	4,236,251
平成20年	1,811	1,600	1,343	3,669,089
平成21年	1,800	873	825	2,825,592
平成22年	1,750	850	813	2,818,480
平成23年	1,619	795	753	2,755,277
平成24年	1,742	893	831	2,918,428
平成25年	1,742	964	902	3,524,318
平成26年	1,742	1,017	954	3,715,437

(注) 各年4月1日現在（金額は前年度中の実績を示す）

出典：消防庁「地方防災行政の現況（平成16年～平成27年）」をもとに内閣府作成

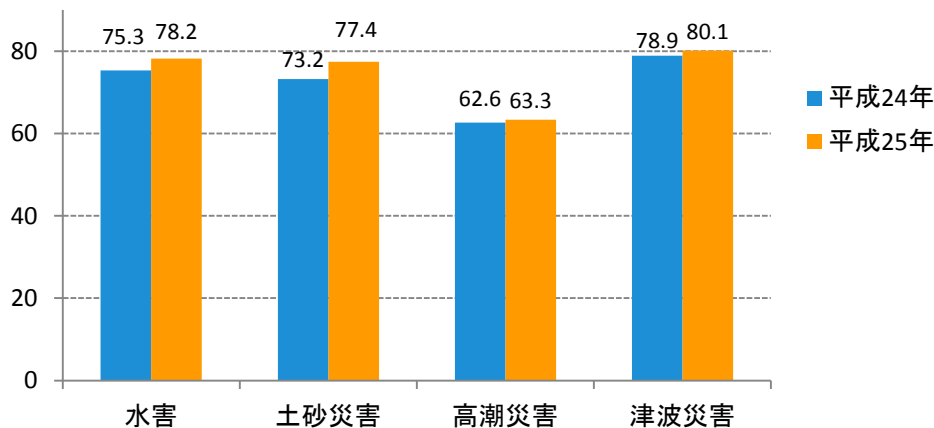
8. 各種施策の状況

附属資料57 ハザードマップ



出典：国土交通省の資料をもとに内閣府作成

附属資料58 災害が想定される市区町村における避難勧告等の発令基準の策定状況



(注) 策定済み及び見直し中のものの割合。なお、平成25年の調査では、水害は全市町村（1,742団体）、土砂災害は1,603団体、高潮災害は641団体、津波災害は667団体で災害が想定されている。

出典：消防庁「避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況等調査結果」をもとに内閣府作成

附属資料 59

市区町村の住民に対する避難の指示等の伝達手段

年	防災行政無線		農協・漁協等の通信施設（有線を含む）	広報車による巡回	サイレン	半鐘	報道機関	自主防災組織を通じて	その他
	戸別受信方式	同報受信方式							
平成15年	1,748 54%	2,126 66%	591 18%	2,942 92%	2,537 79%	698 22%	675 21%	1,065 33%	1,106 34%
平成16年	1,731 55%	2,095 67%	559 18%	2,864 92%	2,463 79%	659 21%	663 21%	1,064 34%	1,106 35%
平成17年	1,365 56%	1,670 69%	449 19%	2,254 93%	1,927 80%	525 22%	642 27%	942 39%	925 38%
平成18年	1,118 61%	1,349 73%	362 20%	1,739 94%	1,487 81%	414 22%	666 36%	887 48%	781 42%
平成19年	1,125 62%	1,350 74%	343 19%	1,722 94%	1,462 80%	383 21%	718 39%	939 51%	800 44%
平成20年	1,117 62%	1,348 74%	323 18%	1,713 95%	1,455 80%	358 20%	750 41%	987 55%	829 46%
平成21年	1,118 62%	1,361 76%	311 17%	1,702 95%	1,440 80%	345 19%	782 43%	1,015 56%	830 46%
平成22年	1,096 63%	1,333 76%	289 17%	1,647 94%	1,383 79%	324 19%	811 46%	1,033 59%	830 47%
平成23年	1,006 62%	1,240 77%	248 15%	1,530 95%	1,271 79%	270 17%	787 49%	1,002 62%	806 50%
平成24年	1,086 62%	1,340 77%	245 14%	1,644 94%	1,357 78%	285 16%	848 49%	1,129 65%	955 55%
平成25年	1,097 63%	1,377 79%	219 13%	1,648 95%	1,347 77%	276 16%	878 50%	1,154 66%	998 57%
平成26年	1,112 64%	1,398 80%	206 12%	1,651 95%	1,334 77%	256 15%	925 50%	1,169 67%	1,049 60%

(注) 1. 各年4月1日現在

2. 表中数値は自治体数、表中下段は実施している自治体の割合

出典：消防庁「地方防災行政の現況（平成16年～平成27年）」をもとに内閣府作成

附属資料60

都道府県間の応援協定に基づく応援回数と民間機関等との応援協定の状況

年	都道府県間の相互応援協定に基づく応援回数		民間機関等との応援協定の状況													
			放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定		災害復旧協定		物資協定		その他	
	回数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数
平成15年	23	6	288	47	347	31	191	37	148	39	400	37	711	34	124	19
平成16年	4	2	288	47	359	33	218	39	165	41	474	39	828	36	134	23
平成17年	13	8	304	47	362	32	221	43	178	42	504	40	873	40	182	31
平成18年	5	2	301	46	370	33	241	44	201	40	587	43	992	42	212	37
平成19年	0	0	304	46	337	34	272	43	211	41	778	43	1,196	44	317	36
平成20年	12	1	306	46	400	36	316	45	239	43	818	45	1,294	46	461	39
平成21年	5	1	314	46	399	36	339	44	247	43	857	45	1,364	46	546	41
平成22年	24	5	329	47	393	36	420	45	254	43	1,590	46	1,431	45	676	42
平成23年	18	4	318	44	373	33	472	43	235	41	1,568	43	1,357	44	676	39
平成24年	25	6	334	47	395	36	495	46	291	44	1,825	46	1,461	47	931	46
平成25年	29	8	360	47	419	38	575	47	317	46	1,913	47	1,558	47	1,178	46
平成26年	28	6	351	47	445	40	703	47	374	46	2,360	47	1,672	47	1,299	46

出典：消防庁「地方防災行政の現況（平成16年～平成27年）」をもとに内閣府作成

附属資料61 市区町村の応援協定の状況

年	市区町村数	都道府県内の市区町村が参加している応援協定数	市区町村間の相互応援協定締結市区町村数
平成15年	3,213	1,459	2,363 74%
平成16年	3,123	1,527	2,306 74%
平成17年	2,418	1,502	1,771 73%
平成18年	1,843	1,408	1,457 79%
平成19年	1,827	1,512	1,471 81%
平成20年	1,811	1,625	1,656 91%
平成21年	1,800	1,725	1,646 91%
平成22年	1,750	1,778	1,571 90%
平成23年	1,619	1,738	1,476 91%
平成24年	1,742	2,254	1,645 94%
平成25年	1,742	2,920	1,650 95%
平成26年	1,742	3,419	1,697 97%

(注) 各年4月1日現在

出典：消防庁「地方防災行政の現況（平成16年～平成27年）」をもとに内閣府作成

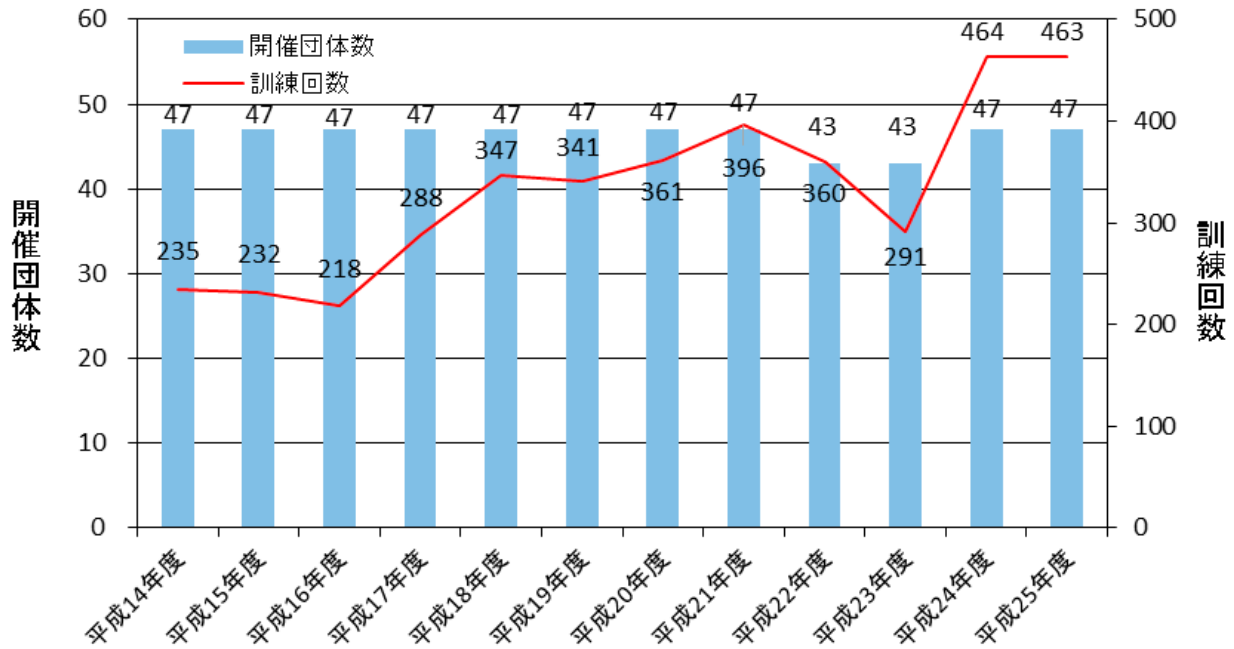
附属資料62 市区町村の民間機関等との応援協定等の締結状況

年	放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定		災害復旧協定		物資協定		その他	
	団体数	応援 個数	団体数	応援 個数	団体数	応援 個数	団体数	応援 個数	団体数	応援 個数	団体数	応援 個数	団体数	応援 個数
平成15年	150	10	22	2	726	4	253	2	392	21	562	7	334	6
平成16年	171	20	20	2	713	4	260	2	445	18	589	5	361	5
平成17年	191	50	27	2	647	6	271	15	445	39	583	17	376	9
平成18年	225	38	18	2	574	10	267	3	451	24	619	8	401	2
平成19年	275	35	24		596	7	292	2	662	23	794	6	484	9
平成20年	315	62	33		619	2	319	5	813	35	936	17	510	5
平成21年	362	48	33		658	3	355	2	979	35	1,060	33	559	11
平成22年	378	35	35		683	6	376	3	1,052	42	1,125	22	580	8
平成23年	376	107	36	2	645	17	386	109	1,066	548	1,118	226	579	57
平成24年	437	59	41	3	719	19	462	48	1,242	167	1,309	123	684	54
平成25年	495	81	58		778	3	519	9	1,318	42	1,412	20	743	6
平成26年	554	59	66		827	2	602	3	1,360	131	1,466	40	800	17

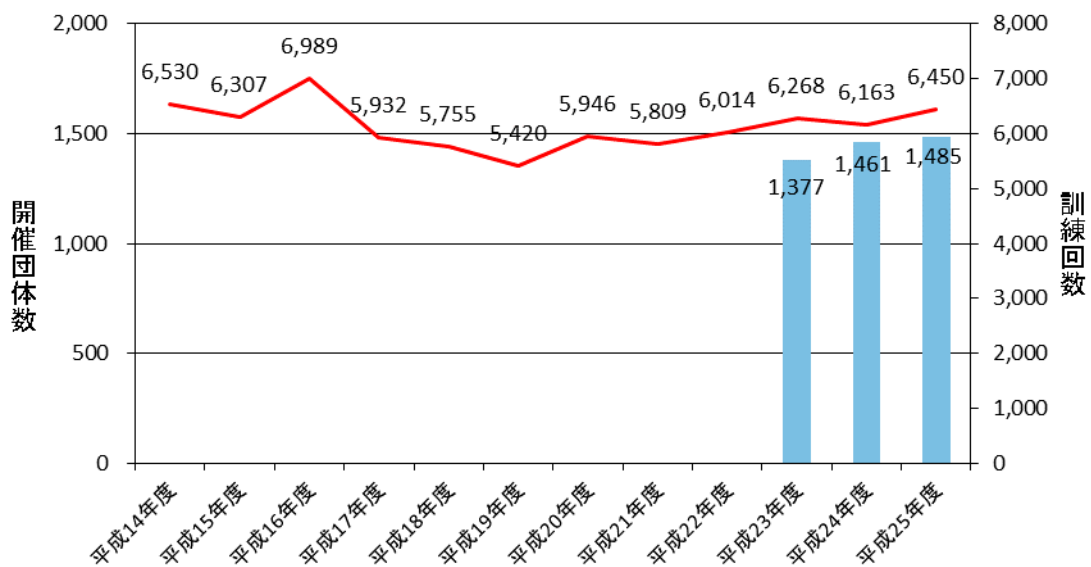
(注) 各年4月1日現在

出典：消防庁「地方防災行政の現況（平成16年～平成27年）」をもとに内閣府作成

都道府県の防災訓練実施団体数及び訓練回数の推移



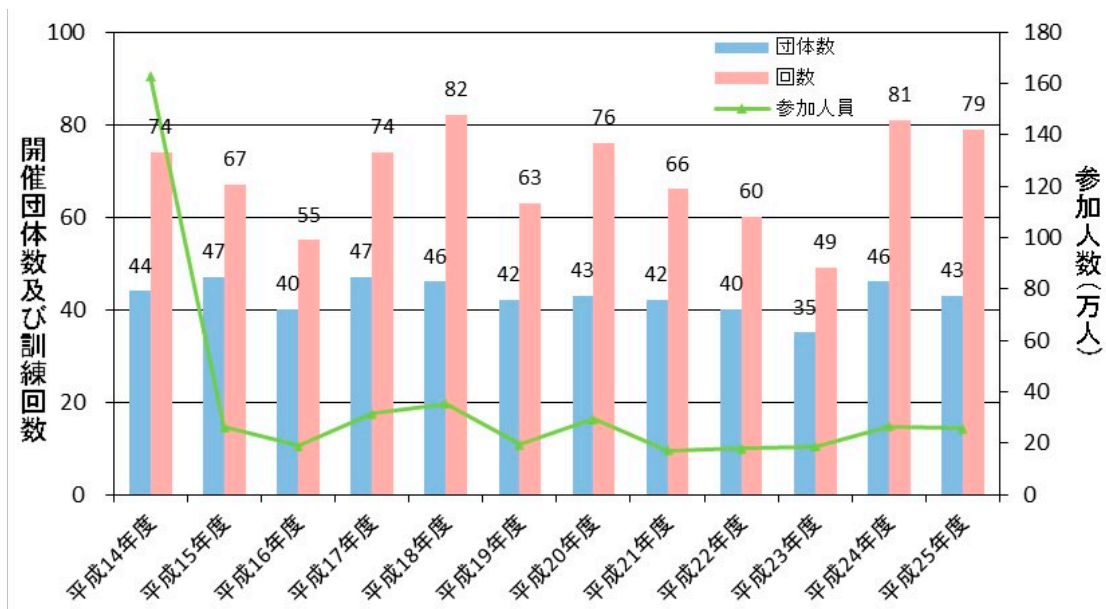
市区町村の防災訓練実施団体数及び訓練回数の推移



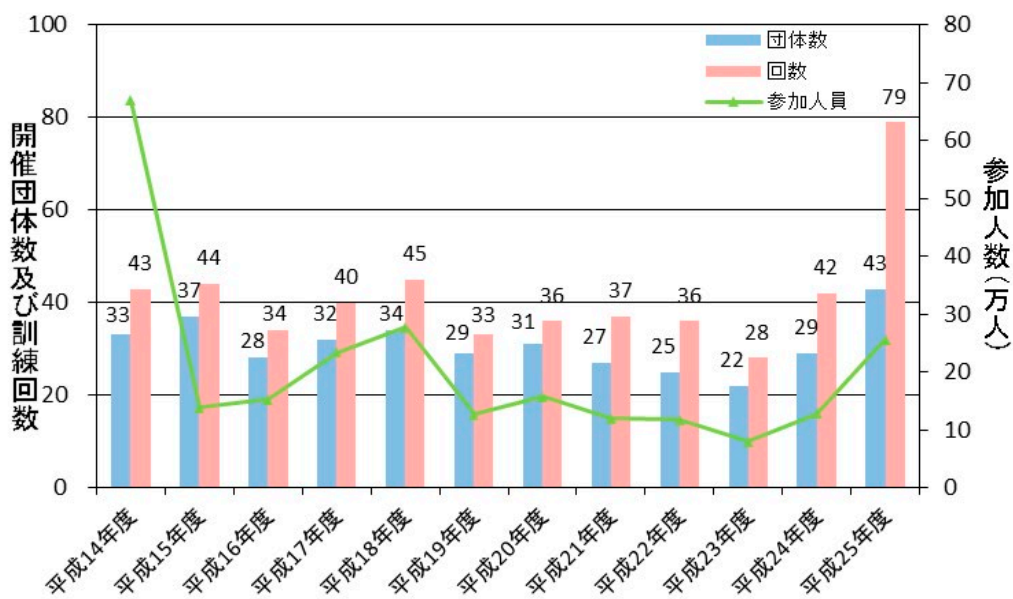
(注) 訓練は「総合(実働)」「図上」「通信」「その他」の合計

出典：消防庁「地方防災行政の現況(平成16年～平成27年)」をもとに内閣府作成

都道府県の震災訓練実施団体数、回数及び参加人員の推移(総合訓練)



都道府県の震災訓練実施団体数、回数及び参加人員の推移(広域支援を含んだもの)



(注) 地震災害に関する訓練

出典：消防庁「地方防災行政の現況(平成16年～平成27年)」をもとに内閣府作成

(単位：延長距離 = km)

年	団体数	海岸線		津波浸水 予想地域 の指定有	地域防災 計画への 記載有	避難路		避難地		津波防波堤	
		有	無			路線数	団体数	設置数	団体数	延長距離	団体数
平成15年	3,213	1,014	2,199	401	812	1,700	108	5,355	311	1,631	204
平成16年	3,123	984	2,139	420	799	1,817	104	5,609	306	1,535	204
平成17年	2,418	806	1,612	374	465	2,099	111	6,442	316	1,472	180
平成18年	1,843	666	1,177	367	299	3,066	107	6,830	286	1,233	149
平成19年	1,827	667	1,160	374	384	2,297	108	7,307	292	1,231	143
平成20年	1,811	659	1,152	417	393	2,593	118	7,647	297	1,105	133
平成21年	1,800	655	1,145	424	353	2,674	118	7,919	307	1,042	125
平成22年	1,750	648	1,102	439	385	2,757	118	8,396	304	1,025	123
平成23年	1,619	609	1,010	425	357	2,448	106	7,448	276	787	93
平成24年	1,742	646	1,096	492	379	4,058	130	12,110	323	886	107
平成25年	1,742	646	1,096	539	383	5,054	139	16,238	361	905	104
平成26年	1,742	646	1,096	576	403	5,591	155	19,405	380	848	96

(注)「津波浸水予想地域の指定有」とは、過去の地震記録や海岸の地形、防潮堤等の設置状況等を踏まえ、津波被害が及ぶことが想定されている地域を指定している場合をいう（なお、平成15年～平成22年は「津波危険予想地域の指定有」の数値を記載）。

「避難路線数」及び「避難地数」は、津波を想定して指定したものを計上している。

「津波防災訓練の実施状況」には、津波を想定した訓練及び津波を含む災害を想定した訓練の実施回数を計上している。

「津波防波堤」の延長距離のみ単位はkm。

出典：消防庁「地方防災行政の現況（平成16年～平成27年）」をもとに内閣府作成

9. 我が国の国際協力の状況

附属資料 66 各府省庁における国際協力に関する事業一覧

省庁名	事業名称	相手国 / 対象国 (対象機関)	協力事業の概要	その他 対応する予算措置 があれば 平成26年度予算額 (百万円)	担当部署名
内閣府	内閣府と米国FEMA間の 防災協力	米国 (FEMA)	平成26年12月、両機関の災害対策における協力を促進し、情報共有と知識交換の枠組の構築を目指すことを目的とし、内閣府とFEMA間で協力の覚書を署名	—	内閣府 (防災担当) 参事官 (普及啓発・ 連携担当) 付
	日中韓防災担当閣僚会合	中国、韓国	平成20年の「第1回日中韓首脳会議」における「三国間防災協力に関する共同発表」に基づき、平成25年 第3回日中韓防災担当閣僚級会合を韓国で開催し、防災における技術と情報の共有、教育と訓練等の協力体制の強化を確認する共同声明が取りまとめられた。	—	内閣府 (防災担当) 参事官 (普及啓発・ 連携担当) 付
	日中韓三国防災机上演習	中国、韓国	平成23年3月に東京で開催された「第4回日中韓サミット」の首脳宣言での合意事項に基づき、平成26年3月、第2回日中韓三国防災机上演習 (想定シナリオは、東京で大規模地震が発生) を日本で開催し、日中韓三国の関係機関が参加した。	—	内閣府 (防災担当) 参事官 (普及啓発・ 連携担当) 付
	日韓防災会議	韓国	近年の災害に対する双方の取組について意見交換を行うことを目的として、両国で相互に開催。平成26年11月に第14回日韓防災会議が韓国 済州島で開催され、土砂災害対策、雪害対策、火山対策、被災者支援対策等について意見交換が行われた。	—	内閣府 (防災担当) 参事官 (普及啓発・ 連携担当) 付
内閣官房	国土強靱化 日米ワークショップ	米国	平成26年7月、日米の国土強靱化に関する有識者等を招き、東日本大震災の際のトモチ子作戦の経験を共有するとともに、国土強靱化に関する情報共有や意見交換を行った。	—	内閣官房国土強靱化 推進室
	第3回国連世界防災会議に おける国土強靱化の広報・ 啓発に関するフォーラム	国連	平成27年3月、国連防災世界会議東日本総合フォーラムの一環として、我が国における国土強靱化の取組やASEAN・東アジア地域の国土強靱化に向けた貢献について情報共有や意見交換を行った。	—	内閣官房国土強靱化 推進室
	アセアン諸国の国土強靱化 に関する国際シンポジウム	ASEAN	平成27年4月、ERIA (東アジア・アセアン経済研究センター) が主催する国土強靱化シンポジウムに出席し、我が国の国土強靱化に関する知識・経験をアセアン諸国に広め、諸外国の理解の増進、国際貢献の推進を図った。	—	内閣官房国土強靱化 推進室
総務省	防災ICTシステムの 国際展開の推進	ASEAN等	総務省においては、ASEAN地域等の自然災害多発国に対して、各国のニーズを踏まえ、我が国での多年の経験、ノウハウをもとに培った防災ICTシステムの実証実験・民間企業と連携した先方政府への働きかけ等を実施し、我が国の防災ICTシステムの海外展開を推進する。	平成27年度ICT国 際展開パッケージ 支援事業 (1,145 百万円) の内数	総務省情報通信国際 戦略局 国際協力課
	AHAセンター (ASEAN防 災・人道支援調整センター) 支援に係るICTフェーズ3	AHA センター (ASEAN)	総務省及び外務省においては、日ASEAN統合基金 (JAIF) を活用して、ASEAN域内の防災情報ハブであるAHAセンターのICTシステム整備支援を平成23年度から実施中。平成27年度には、ICTフェーズ3として、AHAセンターの緊急時対応能力向上に資するICT整備及び人材育成の支援を実施予定。	—	総務省情報通信国際 戦略局国際協力課 外務省アジア大洋州 局地域政策課
	移動式ICTユニット (MDRU) を用いたITUとの共同プロ ジェクト	ITU (国際電気通 信連合)、 フィリピン 科学技術省	総務省は、ITU及びフィリピン科学技術省と協力して、台風被災地であるフィリピン・セブ島において、災害対策用の移動式ICTユニット (MDRU) (※) を用いた実証実験を行うプロジェクトを平成26年度から実施中。 (※)「移動式ICTユニット (MDRU: Movable and Deployable ICT Resource Unit)」とは、東日本大震災での教訓を踏まえて総務省が研究開発を行った、災害時に被災地へ搬入して通信を迅速に回復させることが可能な通信設備。車載型、アタッチケース型等の小型化に対応。	—	総務省総合通信基盤 局電気通信事業部 電気通信技術システム 課 情報通信国際戦略局 国際政策課
消防庁	アジア国際消防防災 フォーラム	アジア諸国	アジア圏内各国を対象に、対象国の状況に応じ、消防防災能力の向上に資するため、我が国の消防技術・制度・体制等を当該国で広く紹介する国際消防防災フォーラムを平成19年度から開催しており、平成26年度は9月にカンボジア王国プノンペン市において開催した。	3.3	消防庁国民保護・防 災部参事官付
	日韓消防行政セミナー	韓国	平成14年の日韓共同開催によるサッカーワールドカップ大会、「日韓国民交流年」を契機として、両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を行うことにより、日韓消防の交流・連携・協力の推進を図ることを目的とした日韓消防行政セミナーを両国で開催している。	2	消防庁国民保護・防 災部参事官付
外務省	国際緊急援助物資供与		外務省においては、平成27年3月に発生したバヌアツにおけるサイクロン被害や同年1月にモザンビークで発生した洪水被害等に対して独立行政法人国際協力機構 (JICA) を通じて、被災者の当面の生活を支援するために必要な国際緊急援助物資の供与を行った (23回)。	280 (※平成26年度 決算額)	外務省国際協力局緊 急・人道支援課
	緊急無償資金協力		外務省においては、平成26年9月に発生したインド北部及びパキスタン北東部における洪水被害等に対する緊急無償資金協力を始め、台風、地震等に対する災害復興及びその被害軽減のための無償資金協力を行った。	10383 (※平成26年度 決算額)	外務省国際協力局緊 急・人道支援課
	国際緊急援助隊救助チーム によるIER受検		我が国の国際緊急援助隊救助チームは、各国の救助チームの能力を評価するIER (INSARAG External Re-Classification 国連による外部再評価) を受検し、平成22年に続き最高分類である「Heavy (ヘビー)」の評価を受けた。	—	外務省国際協力局緊 急・人道支援課
	日本の国際協力NGOとの 連携を通じた防災協力・災 害復旧支援	被災国	日本NGO連携無償資金協力を通じた開発途上国における防災協力、ジャパン・プラットフォーム (JPF) (注1) を通じた緊急人道支援、災害復旧支援、アジアパシフィックアライアンス (A-PAD) (注2) を通じたアジア太平洋地域における国際防災ネットワークの構築・緊急人道支援を行っている。 (注1) 国内外で大規模な自然災害や紛争が発生した際に、日本のNGO・経済界・政府の三者が協働して緊急人道支援に取り組む枠組。 (注2) 我が国NGO主導の下、アジア太平洋地域の大規模自然災害・防災対策に対し、同地域におけるA-PAD加盟国のNGO・経済界・政府の三者が協働して取り組むための国際防災ネットワークの構築を目指す枠組。日本政府は平成25年度末に約1億円を拠出し、平成27年度にも1億円を拠出予定。	日本NGO連携無償 資金協力: 約566 (JPF含む) (※平 成26年度決算額)	外務省国際協力局局 間援助連携室

省庁名	事業名称	相手国/ 対象国 (対象機関)	協力事業の概要	その他 対応する予算措置 があれば 平成26年度予算額 (百万円)	担当部署名
外務省	IAEA 緊急時対応能力研修センター (CBC) の運営	IAEA 加盟国 (IAEA)	平成24年12月に、外務省とIAEAの間で署名された、「緊急事態の準備及び対応の分野における協力に関する日本国外務省と国際原子力機関との間の実施取決め」に基づき、平成25年5月に、福島県に「IAEA 緊急時対応能力研修センター (CBC)」を指定。IAEA職員が常駐。同センターでは、必要な資材が保管され、緊急事態時に活用される他、年に数回、海外や国内自治体関係者への研修が行われている。	—	外務省 軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室
文部科学省	アジア・太平洋地域の国々で災害関連情報を共有する「センチネルアジア」プロジェクトの推進	アジア・太平洋地域の25カ国・15国際機関	アジア・太平洋地域の災害管理に資するため、我が国が主導して実施する、衛星を活用した災害関連情報を共有する活動。25カ国・地域、81機関、15国際機関が参加 (平成27年4月現在)。	—	文部科学省研究開発局 宇宙開発利用課宇宙利用推進室
	地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)	ODA対象国のうち136カ国	文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) 及び外務省・独立行政法人国際協力機構 (JICA) は、我が国の優れた科学技術と政府開発援助 (ODA) との連携により、開発途上国における地球規模課題の解決につながる国際共同研究を推進する SATREPS を実施し、研究分野の一つとして防災分野に対する協力を行う。	(外務省) JICA 運営費交付金の内数 (文部科学省) JST 運営費交付金の内数	文部科学省 科学技術・学術政策局 科学技術・学術戦略官付 (国際戦略室)
原子力規制庁	日中韓の原子力防災訓練への参加協力	韓国及び中国	日中韓の原子力規制機関による情報交換の枠組みである日中韓上級規制者会合 (TRM) の取組の一環として、自国が実施する原子力防災訓練には他の二国を招待することとしており、平成26年11月には韓国での訓練に日本及び中国の規制機関担当者が参加。また、緊急時の三国間の情報共有体制の構築を進めている。	—	長官官房総務課国際室
	国際緊急時対応演習 (ConvEx: Convention Exercise) への参加	国際原子力機関 (IAEA)	原子力事故の早期通報に関する条約及び原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約 (原子力事故関連2条約) の規定を円滑に実施するために国際原子力機関 (IAEA) が実施する通報訓練に参加している。	—	長官官房総務課国際室
	国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金 (緊急対策事業)	国際原子力機関 (IAEA)	各国の原子力施設について、加盟国から IAEA へ通報される事故・トラブル情報の公開・共有を促進する IAEA 事業を推進するため、我が国からも拠出している。	29	長官官房総務課国際室
農林水産省	海外農業農村地球環境問題等調査事業 (農村防災計画検討調査)	アジア各国を中心に広く対象	開発途上国の農村地域において、防災に対する住民意識の醸成を図るための啓蒙普及、地方政府による指導や支援の元で住民参加による自然災害被害の防止・軽減を図るための体制整備や農村防災計画を作成する手法の検討を平成25年度から平成29年度にかけ行なうもの。	41	農村振興局整備部設計課海外土地改良技術室海外技術班
	途上国における森林の防災・減災機能に着目した森林管理の推進	国連食糧農業機関 (FAO)	途上国において適用可能な森林の有する土壌保全機能等の効率的な評価手法を確立することにより、こうした機能の発揮に資する適切な森林管理が推進され、災害への強靱性の向上、安定的な水資源の確保等が図られるよう、国連食糧農業機関 (FAO) への拠出を通じたフィールド・プロジェクトを実施。	35	林野庁計画課海外林業協力室海外企画班
	国際セミナー「森林の強靱性を支える基盤としての『土壌』」の開催	各国政府、国際機関、研究機関等	森林土壌が山地災害による被害の防止・軽減に果たす重要な役割を踏まえ、国際土壌年の幕開けに当たり、森林の健全性を高める森林土壌の働き、森林土壌の健全度を把握するためのモニタリング手法等に関する知見を共有するための国際セミナーを開催し、国際土壌年事務局、第11回国連森林フォーラム会合及び第14回世界森林会議に向けたメッセージをとりまとめ。	11	林野庁計画課海外林業協力室海外企画班
防衛省	ASEAN 災害救援実動演習	ASEAN 各国、カナダ、中国、EU、フランス及び米国	タイ軍とマレーシア軍の共催により、平成26年4月にタイ東部において人道支援・災害救援に関する各種訓練を実施しており、医療活動に関する訓練等に参加した。	—	防衛省運用企画局運用支援課
	多国間共同訓練リムバック	オーストラリア、カナダ、米国等	米海軍が計画し、外国艦艇等の参加を得て行う総合的な訓練であり、人道支援・災害救援訓練等に参加している。	—	防衛省運用企画局運用支援課
	ARF 災害救援実動演習	ARF 各国及び国際機関	地域の災害救援に係る対応能力の向上を図ることを目的として、ASEAN 地域フォーラム (ARF) の枠組みで実施される実動演習であり、医療活動に関する訓練等に参加している。	—	防衛省運用企画局運用支援課
	ニューカレドニア駐留フランス軍主催人道支援・災害救援多国間共同訓練南十字星	フランス、オーストラリア、トンガ、バヌアツ、英国、米国等	平成26年5月の総理訪仏時の共同プレスリリースに基づき、平成26年8月から9月の本訓練に要員を派遣し、島嶼における災害救援活動について演練した。	—	防衛省運用企画局運用支援課
	多国間共同訓練コブラ・ゴールド	インドネシア、韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、米国等	従来の米国及びタイの2国間訓練に加えて、近年では地域紛争における平和執行活動、国連平和維持活動及び人道・民生支援活動に焦点を当てた多国間共同訓練として実施されており、医療活動に関する訓練等に参加している。	—	防衛省運用企画局運用支援課
	日米豪人道支援・災害救援共同訓練	オーストラリア及び米国	人道支援・災害救援活動に係る米豪軍との相互運用性の向上を目的とした訓練であり、参加国で航空輸送訓練、物資投下訓練、不整地離着陸訓練、搜索訓練等を実施している。	—	防衛省運用企画局運用支援課
	ADMM プラス人道支援・災害救援・防衛医学実動演習	ADMM プラス各国	地域の災害救援に係る対応能力の向上を図ることを目的として、拡大 ASEAN 国防相会議 (ADMM プラス) の枠組みで実施される実動演習であり、医療活動に関する訓練等に参加している。	—	防衛省運用企画局運用支援課
国土交通省	インドとの二国間会議を通じた防災技術に関する意見交換	インド	平成26年9月に署名した協力枠組に基づき、デリーにて第1回日印道路交流会議を開催し、山岳地域であるインド北東州の道路整備に有益な法面保護技術などについて意見交換を実施。平成27年5月に第2回会議を東京で実施予定。	—	国土交通省道路局企画課国際室
	日ASEAN 交通分野における防災対策協力事業	ASEAN 各国	交通分野における防災対策の知見を共有するための専門家会合の開催、日本とASEAN 各国の交通分野における防災対策の優良事例集の作成等を通じて、ASEAN における交通分野の災害対策能力向上を図る。	11	国土交通省総合政策局国際政策課
	日本とチリの港湾における防災協力	チリ	平成24年より、SATREPS プロジェクトとして「津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究」を実施。また、平成27年5月、西村国交副大臣のチリ訪問時に、日本の港湾に関する技術基準のチリへの導入等を内容とする沿岸防災対策に関する協力覚書を署名。	—	国土交通省港湾局産業港湾課国際企画室 国土交通省港湾局海岸・防災課災害対策室

省庁名	事業名称	相手国/ 対象国 (対象機関)	協力事業の概要	その他 対応する予算措置 があれば 平成26年度予算額 (百万円)	担当部署名
国土 交通省	日ASEAN港湾技術者会合 (港湾防災ガイドラインの 策定)	ASEAN 各国	東日本大震災の教訓をASEAN各国と共有し、ASEAN各国が港湾防 災に係る取り組みを実施する際に参照可能な「港湾防災ガイドライン (仮称)」のとりまとめに向けて平成27年より3カ年計画で実施して いる。	—	国土交通省港湾局産 業港湾課国際企画室 国土交通省港湾局海 岸・防災課災害対策室
	国際防災学会 (インタープリバント2014)	欧州、アジア、 中南米など 25国・地域	洪水、土石流、地すべり、雪崩などによる災害の防止・軽減に関する 学術的な研究について推進・普及を図ることを目的に開催された総合 的な国際学会である環太平洋インタープリバントにおいて、日本の優 れた砂防技術を紹介。	—	国土交通省 水管理・国土保全局 砂防計画課
	防災協働対話	ベトナム、タイ、 ミャンマー、 インドネシア、 トルコ、 南アフリカ	平成25年より、アジアを中心とする新興国等の防災機能の向上に寄 与するとともに、我が国の防災技術の海外展開を図ることを目的とし て、産官学が一体となった継続的な協力体制の構築を国別に展開。	25	国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 総合政策局海外プロ ジェクト推進課
	国土交通省と EU防災総局との協力	EU 防災総局	平成25年3月の国土交通省とEU防災総局間の書簡の交換に基づき、 双方の防災体制の充実を目的として、専門家・実務者の相互派遣によ る防災の知識・経験に係る情報交換を毎年実施。	—	国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課
気象庁	世界気象機関(WMO)を 通じた国際協力	WMO 加盟国等	気象庁は、WMO(世界中の気象等の観測とデータの収集、配布を促 進し、また気象や気候の情報を改善させることなどを任務として活動 している国際連合の専門機関の一つ)の構成員として、国際会議への 専門家の派遣、国際的なセンター業務を担当するなどしている。	—	気象庁総務部企画課 防災企画室
	国連教育科学文化機関 (UNESCO)を通じた 国際協力	UNESCO 加盟国等	気象庁は、UNESCO政府間海洋学委員会(IOC)の枠組みの中で、 海洋・津波分野の技術的貢献をしている。 ○関係国(中・韓・日)と協力した北東アジア地域の海洋、海上気象 データの収集、解析、提供 ○北西太平洋域で発生した地震によって起きた津波情報の各国への提 供等	—	気象庁総務部企画課 防災企画室
	国際民間航空機構(ICAO) を通じた国際協力	ICAO 加盟国等	気象庁は、ICAOが主催する航空気象に関する会合に参加するととも に、航空気象業務の国際的な統一基準の策定や高度化に向けた検討に 参画している。また、ICAOの指定を受けて、東京航空路火山灰情報 センター、熱帯低気圧情報センター等の国際的なセンター業務を担当 し、世界の航空機の安全運航に貢献している。	—	気象庁総務部企画課 防災企画室
	国際的な研究計画等との 連携	関係各国	気象庁では、各国と協力して様々な国際的な研究計画を進めているが、 とりわけ地球温暖化問題については、「気候変動に関する政府間パネ ル(IPCC)」の活動に対し、昭和63年の設立以来、評価報告書の執 筆等に参画している。	—	気象庁総務部企画課 防災企画室
	開発途上国への 人材育成支援・技術協力	関係各国	気象庁は、開発途上国の国家気象機関の職員を対象に、気象業務の改 善のための集団研修を国際協力機構(JICA)とともに40年以上にわ たり実施している。また、WMOや各国個別の要請に応じて、気象 レーダー等による観測、気象の解析・予報に関する分野等で職員を専 門家として派遣し、また、各国国家気象機関等から研修生を受け入れ ている。	—	気象庁総務部企画課 防災企画室

出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

国名	協力年度	事業名	協力概要
インドネシア	2007-2014	建築物耐震性向上のための建築行政執行能力向上プロジェクト フェーズⅠ・Ⅱ	耐震建築に係る建築基準の整備及びモデルとなる地方条例案の作成・提供及びモデル都市での条例の制定・普及と耐震改修技術の県市、建築業者等のステークホルダーへの普及活動を支援する。
インドネシア	2011-2015	国家防災庁及び地方防災局の災害管理能力強化プロジェクト	同国の防災を担う国家防災庁を中核として、パイロット地域の州・県・市レベルの地方防災局の地域防災計画や標準対応要領(SOP)等の策定及び訓練を通じて、災害対応能力の強化を支援する。
インドネシア	2013-2017	プランタス・ムシ川における気候変動の影響評価及び水資源管理計画への統合プロジェクト	同国のプランタス川及びムシ川流域における、気候変動影響を考慮した水資源管理計画策定のための提言、さらに他流域にも適応可能なガイドラインを作成することにより、インドネシア国が気候変動の影響を考慮した水資源管理を実施することを支援する。
インドネシア	2014-2019	火山噴出物の放出に伴う災害の軽減に関する総合的研究プロジェクト(科学技術協力)	インドネシア国内の5火山(メラピ、スメル、ケルト、ガリングン、グントール)を対象に、「火山噴火早期警戒システム」、「統合GIS複合土砂災害シミュレータ」、「浮遊火山灰警戒システム」を統合した「複合土砂災害対策意思決定支援システム」を構築し、同システムが防災関係機関にて活用されることにより、火山噴出物の放出に起因する災害の総合的な軽減を目指すものである。
インドネシア	2014-2018	河川流域機関総合水資源管理能力向上プロジェクトフェーズ2	同国の総合水資源管理分野(河川施設の運用や維持管理、水利用・配分等の調整、水環境保全、治水対策等)において、①フィールドプラクティスを通じた現場確認、②RBOの能力強化のための組織体制・制度等の構築・運用、③信頼性のあるガイドライン、マニュアルなどへのアクセスの向上等を行うことにより、RBOの体制と能力の改善を図り、もって総合水資源管理に関する取組みの継続的な強化を支援する。
マレーシア	2011-2016	マレーシアにおける地すべり災害及び水害による被害低減に関する研究プロジェクト(科学技術協力)	マレーシアにおける災害管理プログラムの実施促進のために、リモートセンシングを用いて地表環境を観測し、地すべり及び洪水災害に関する総合的なデータベースを含む高度な災害リスク管理システムの試行版作成のための研究を実施する。
フィリピン	2012-2015	災害リスク低減・管理能力向上プロジェクト	同国の災害リスク軽減・管理法及び国家防災計画に基づいて、防災を担う中核機関である市民防衛局を軸に計画立案や活動の標準化、人材育成システム等の構築を通して災害対応能力強化を支援する。
フィリピン	2010-2015	地震・火山監視能力強化と防災情報の利活用推進プロジェクト(科学技術協力)	フィリピンにて地震・火山の分野で最新の観測・監視システムを導入し、観測・分析能力の向上を支援するとともに、地震や火山に関する精度の高い観測データを発信し防災対策の強化に寄与する。また、津波予測シミュレーションシステムの構築にかかる技術移転も実施する。
フィリピン	2014-2017	気象観測・予報・警報能力向上プロジェクト	気象観測能力の向上、気象データ解析及び予報能力の向上、南ルソン管区における警報基準の設定、気象情報伝達方法・内容の改善、南ルソン管区における気象情報に関する啓発活動の改善を行い、フィリピンの気象観測・予報・警報能力の強化を図る。
タイ	2010-2014	防災能力向上プロジェクト(フェーズ2)	タイ国内務省防災軽減局及び教育省をカウンターパート機関として、中央政府及び災害リスクの高い地域における防災行政体制構築と地方部における防災活動の普及と人材育成、学校における防災教育普及体制の構築を目的とした技術支援を行う。
ラオス	2010-2014	河岸侵食対策技術プロジェクト(フェーズ2)	フェーズ1で実施した首都ビエンチャンでの河川伝統工法による河岸侵食対策技術をラオス全国に普及展開させるため、地方3県にて低コストかつ環境負荷の少ない粗朶沈床工のパイロット施工などを通して人材育成を行う。
ベトナム	2011-2016	ベトナムにおける幹線交通網沿いの斜面災害危険度評価技術の開発(科学技術協力)	ベトナムの山岳地域では、脆弱な地盤、熱帯強風化、熱帯モンスーンなどの要因により斜面災害が多発しており、北部・南部をつなぐ基幹道路及び山岳域の住民の安全確保のため斜面災害危険度評価技術の開発と、早期警戒、人材育成を含む地すべり災害軽減対策技術の構築を行う。

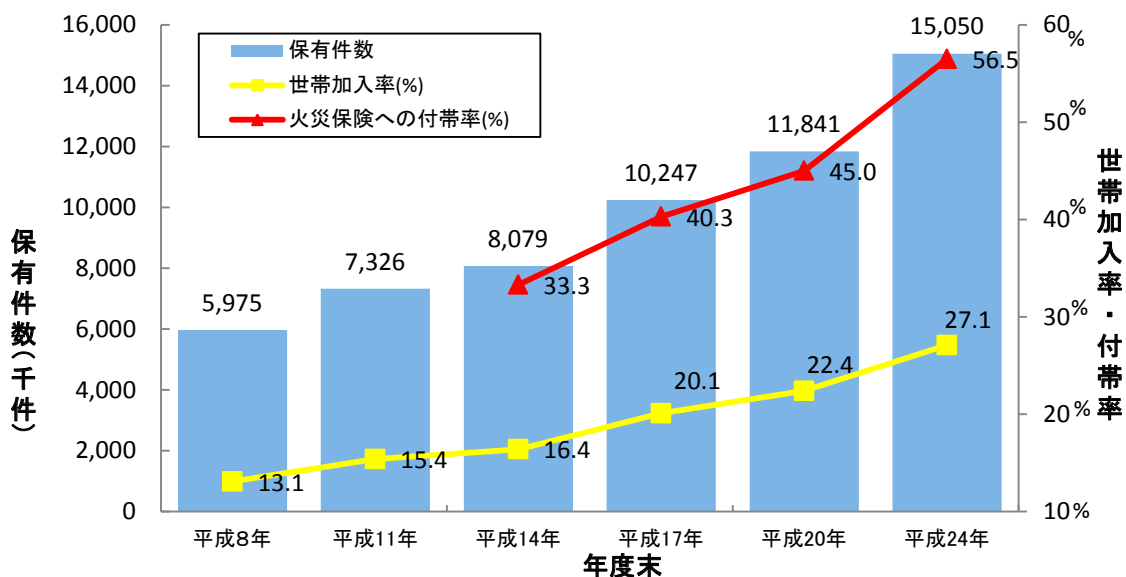
国名	協力年度	事業名	協力概要
ベトナム	2013-2016	災害に強い社会づくりプロジェクト (フェーズ2)	ベトナム中部地域4省において、中央政府における統合洪水管理の連携体制強化及び対象省における統合洪水管理計画策定能力強化、洪水リスク分析能力強化、構造物洪水対策、非構造物洪水対策を行うことにより、中央政府と対象省の統合洪水管理の計画・実施能力の強化を図る。
ミャンマー	2013-2017	自然災害早期警報システム構築プロジェクト	ミャンマーにおける自然災害の早期警報システムの構築のため、パイロット・プロジェクトサイトにおいて自然災害の早期警報が住民まで迅速かつ適切に伝わるシステムの改良モデルを確立すると共に、中央・地方政府機関に対する人材育成や避難活動などの住民啓発活動を行う。また、他地域への展開計画を作成する。
ブータン	2013-2016	氷河湖決壊洪水（GLOF）を含む洪水予警報能力向上プロジェクト	GLOF（氷河湖決壊洪水）を含む洪水に対応する早期警報システムの構築及びパイロット活動を通じた中央及び地方レベルでの緊急対応能力の強化、災害リスクアセスメントを開発計画に取り込む体制づくり支援を行う。
バングラデシュ	2013-2016	持続的な水関連インフラ整備に係る能力向上プロジェクト	バングラデシュ国の洪水被害軽減のため、既存堤防の被災原因などの検討・検証、また堤防建築の実証事業を通して、堤防の設計、施工、維持管理マニュアルの作成などの支援を行う。
バングラデシュ	2014-2018	高潮・洪水被害の防止軽減技術の研究開発プロジェクト（科学技術協力）	洪水危険度マップ及び高潮危険度マップの作成、河岸侵食及び河岸堤防の決壊対策、洪水氾濫時の滞留有害物質拡散対策等の高潮・洪水被害への防止・軽減策を提言し、対策を試験的に実施する。
スリランカ	2014-2017	土砂災害対策強化プロジェクト	土砂災害対策のための調査・評価、地すべり対策、斜面崩壊対策及び落石対策のための設計、施工監理及びモニタリング、土砂災害軽減対策の知識とノウハウの蓄積を行い、スリランカの土砂災害管理能力の向上を支援する。
スリランカ	2014-2017	気象観測・予測・伝達能力向上プロジェクト	気象観測機器の保守点検・校正能力向上、気象データの送受信能力強化、気象予報能力向上、警報基準の精緻化、気象情報の伝達方法や内容の改善を行い、スリランカの気象観測や予報・警報・伝達能力の向上を図る。
フィジー	2014-2018	大洋州気象人材育成能力強化プロジェクト	フィジー気象局の大洋州各国の人材育成ニーズを把握する能力の向上、人材育成ツール（カリキュラム、テキストを含む）の整備を行い、また、フィジー気象局の観測・予報能力向上を通じて同気象局の指導能力を向上させることにより、フィジー気象局の大洋州各国に対する人材育成機能の向上を図り、将来的にフィジー気象局が自立的に大洋州各国を対象とした人材育成事業を継続することに寄与する。
フィジー	2014-2016	ナンディ川洪水対策策定プロジェクト	フィジー国第3の都市ナンディは、観光産業の中心地として同国の重要な地域であるが、具体的な治水計画の策定、洪水対策事業が実施されておらず洪水に対して脆弱であり、近年も甚大な被害が生じるなど洪水被害リスクに直面している。このため、ナンディを流れるナンディ川流域の総合的な洪水対策の方針となるマスタープランの策定とそれに基づく優先事業のフィージビリティ調査、プロジェクトを通じたカウンターパートへの技術移転を行う。
ツバル	2011-2017	沿岸災害対応のための礫養浜パイロットプロジェクト	ツバルでは高潮及び生活排水による海洋汚染が進んでおり、海岸浸食対策が急務となっている。本案件では環礁洲島の形成メカニズムに沿った海岸保全対策である礫養浜事業を提案しており、実証事業を通じ、妥当性の検証と同事業を他地域へ普及させる際の留意点取りまとめを行う。
エルサルバドル	2012-2014	公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト	災害リスクの高いエルサルバドルにおいて、公共事業省内に新設された気候変動・リスク管理戦略局に対し、適切な公共インフラ強化事業の推進体制、自然災害発生時の被害調査・緊急復旧作業実施体制、技術者育成体制の構築・整備を図る。
チリ	2011-2015	津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究（科学技術協力）	チリにおいて津波被害推定モデルの開発/改善、津波被害予測及び被害軽減対策の提案、高い精度の津波警報手法の開発、津波に強い市民及び地域づくりのためのプログラムの開発を図る。
ブラジル	2013-2017	統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト	土砂災害リスクの低減を目的とし、災害リスクの評価、それに基づく都市拡張計画、モニタリング、警戒避難や情報伝達など総合的な災害対応力の強化等を目指す。

国名	協力年度	事業名	協力概要
エクアドル	2013-2016	津波を伴う地震のモニタリング能力向上プロジェクト	エクアドルにて津波を伴う地震パラメーターの迅速な判定、津波警報の発出、津波観測・警報解除技術の向上、津波警報基準の策定と手順の改善のための施設整備及び中核人材の育成を行う。これにより地震・津波モニタリング能力が強化され、津波警報システムの構築が図られる。
ペルー	2010-2015	ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト（科学技術協力）	ペルー沿岸の海溝型巨大地震による地震動・津波予測シミュレーションの開発を通じた被害予測とそれに基づく減災施策と技術の開発・策定することを目標とする。
アフガニスタン	2012-2017	水文・気象情報管理能力強化プロジェクト	水エネルギー省（MEW）とその他の水文・気象情報管理機関（農業灌漑牧畜省（MAIL）や気象局（NMS）など）の間で協力関係が促進され、同国の水文・気象データと情報が相互に交換され、適切な灌漑農業開発への活用等、一般国民により利用されるよう支援する。
イラン	2012-2015	テヘラン地震災害軽減プロジェクト	地震リスクの高いイランにおいて、首都テヘラン市周辺地域を対象として、道路防災、市民啓発、早期警報の3分野における技術支援を行い、地震防災対応能力の向上を図る。
トルコ	2011-2014	防災教育プロジェクト	北アナトリア断層は、巨大地震の可能性を孕んでおりマルマラ海近県は被災リスクが高い。ToT（教員研修）制度策定を支援し、公教育における防災教育の普及を目指す。授業案、教材作成、学校における防災計画策定も支援し、学校から地域防災力の向上を図る。
トルコ	2013-2018	マルマラ地域における地震・津波防災および防災教育（科学技術協力）	地震発生リスクが高まっているマルマラ地域において、地震観測、地震津波災害シミュレーション策定に係る研究を実施し、この研究結果を視覚的資料（映像やパンフレット等）として整備することで、一般国民へ防災意識・知識の向上を図る。
トルコ	2012-2016	リスク評価に基づく効果的な災害リスク管理のための能力開発プロジェクト	防災担当省庁、セクター省庁、地方政府など関連組織の職員に対する、リスク評価に基づいた防災計画の策定能力強化支援及び、トルコの防災力向上に寄与することを目標とする。
ケニア	2011-2014	洪水に脆弱な地域における効果的な洪水管理のための能力開発プロジェクト	コミュニティによる洪水管理活動を普及・展開することを目的とし、水資源管理庁の洪水管理能力・コミュニティ支援能力を向上し、3つのパイロットサイトでコミュニティによる構造物、非構造物対策を通じた洪水対策能力の強化を図る。
モーリシャス	2012-2014	地すべり対策プロジェクト	モーリシャスでは、近年は人口の増加や都市の拡大に伴い傾斜地の家屋・住民が増える傾向にあり、地すべりが発生する度に深刻な被害が発生している。モーリシャス本島の地すべり地を対象に現状・課題を分析すると共に、実証事業の実施と評価により有効な対策案を検討する。
モーリシャス	2012-2015	海岸保全・再生に関する能力向上プロジェクト	モーリシャスでは、気候変動の影響に脆弱な島嶼国であり、狭い国土を海岸部における侵食及び浸水から守る必要性が高く、観光業や沿岸部で暮らす住民において大きな課題となっている。優先海岸における現状・課題を調査・分析すると共に、実証事業の実施と評価により有効な対策案を検討する。
モザンビーク	2014-2017	気象観測及び予警報能力向上プロジェクト	毎年のようにサイクロン・洪水に晒され自然災害に脆弱なモザンビークの水関連災害対応能力の向上のため、モザンビーク気象院及び地方観測所のスタッフを対象に、気象観測能力の向上、気象予警報能力の向上を目指すことにより、品質管理された気象データを用いた予警報の改善を図る。
南アフリカ共和国	2010-2015	鉱山での地震被害低減のための観測研究プロジェクト（科学技術協力）	地下深層部で発生することの多い鉱山地震の観測を通して、発生メカニズムを分析し、被害予測へ繋げることを目的とする。その結果、地震の準備と発生についての理解が深まり、金鉱山地震の災害リスク管理体制が改善を図る。
カメルーン	2011-2015	火口湖ガス災害防止の総合対策と人材育成プロジェクト	ニオス湖及びマヌーン湖における湖水爆発のメカニズムを解明し、リスクへの理解を深めるとともに、モニタリング体制を整備し、両湖周辺の災害対策へ活用することを目標とする。
アルメニア	2014-2017	地すべり災害対策プロジェクト	アルメニアにおいて、地すべり災害管理に関連する技術・能力の向上、計画/ガイドライン/法令等の整備、及び実施体制の強化を行うことにより、地すべり災害管理ワーキンググループの地すべり災害対策管理能力の向上を図る。
アジア地域	2013-2015	ASEAN災害管理衛星情報活用能力向上支援プロジェクト	アセアン各国の、衛星情報を防災に活用する能力を向上させるため、衛星情報の取得、画像解析、洪水流出解析、氾濫解析といった手法の研修を行う。

出典：独立行政法人国際協力機構（JICA）

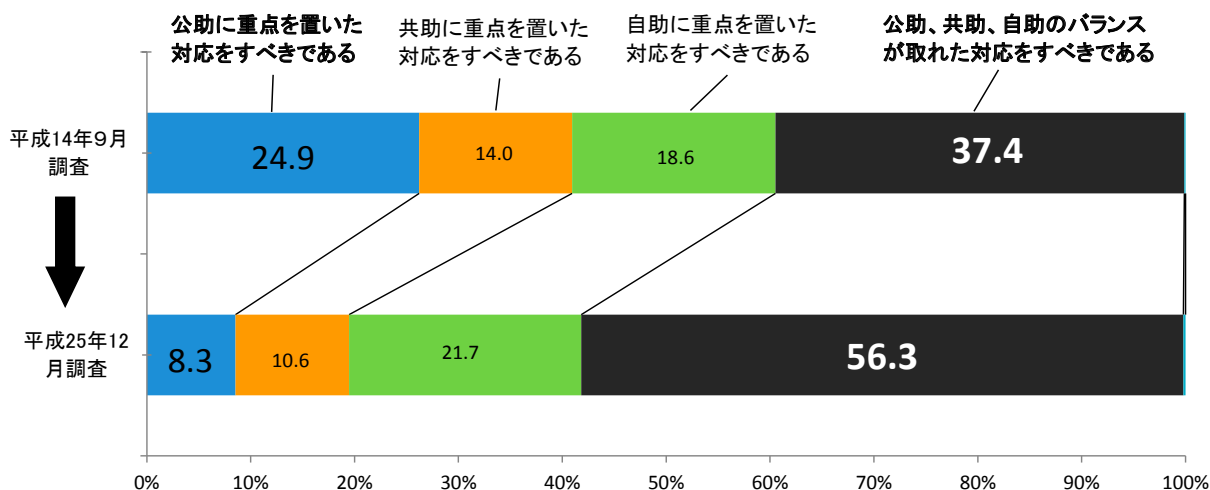
10. その他

附属資料68 地震保険の契約件数等の推移



出典：損害保険料率算出機構資料をもとに内閣府作成

附属資料69 自助、共助、公助の対策に関する意識



出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査」をもとに内閣府作成

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂 ^{*1} や液状化 ^{*2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{*3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 [*] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

出典：気象庁資料

附属資料71

特別警報発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

出典：気象庁資料